# 【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成28年９月15日

【発行者名】　ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド
(Janus Capital Trust Manager Limited)

【代表者の役職氏名】　取締役
オーガスタス・チェー(Augustus Cheh)
カール・オサリバン(Carl O'Sullivan)
ピーター・サンディーズ(Peter Sandys)
ハンス・ヴォーゲル(Hans Vogel)

【本店の所在の場所】　アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス、アーサー・コックス・ビルディング
(Arthur Cox Building, Earlsfort Terrace, Dublin ２, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】　弁護士　森　下　国　彦

【代理人の住所又は所在地】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】　弁護士　小田原　啓太
同　　菅野　龍太郎

【連絡場所】　東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】　(03)6888-1000

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ジャナス・セレクション（Janus Selection）

【届出の対象とした募集外国投資信託受益証券の金額】

受益証券総額３兆円を限度とします。
それぞれのサブファンドごとの最大発行価額は以下のとおりです。

**最大発行価額**

**Ⅰ．ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド**
**(愛称：「足下しっかり型」)**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスB(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスB(円)受益証券 | 3,000億円 |

**Ⅱ．ジャナス・ハイイールド・ファンド**
**(愛称：「収穫型」)**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスB(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスB(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型) | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券(毎月分配型) | 3,000億円 |

**Ⅲ．ジャナス・バランス・ファンド**
**(愛称：「全天候型」)**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスB(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスB(円)受益証券 | 3,000億円 |

**Ⅳ．ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド**
**(愛称：「みにくいアヒルの子型」)**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスB(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスB(円)受益証券 | 3,000億円 |

**Ⅴ．ジャナス・トゥエンティ・ファンド**
**(愛称：「ノアの箱舟　厳選型」)**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスB(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスB(円)受益証券 | 3,000億円 |

**Ⅵ．ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド**
**(愛称：「大地の実り型」)**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券（四半期分配型） | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスA(円)受益証券（四半期分配型） | 3,000億円 |
| クラスB(米ドル)受益証券（四半期分配型） | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスB(円)受益証券（四半期分配型） | 3,000億円 |

**Ⅶ．ジャナス・ジャパン・ファンド**

| | |
|---|---|
| クラスA(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |

**【縦覧に供する場所】**　該当事項はありません。

(注)　本書中における各種通貨の円貨換算は、別段の記載のあるものを除き、2016年７月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝104.42円）によります。

# 第一部 【証券情報】

## (１)【ファンドの名称】

ジャナス・セレクション(Janus Selection)

(以下「当ファンド」又は「ファンド」といいます。)

## (２)【外国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、それぞれ各６種類、12種類、又は18種類の米ドル建て、円建て及び豪ドル建てのクラス(以下「クラス」といいます。)を有する48種類のサブファンド(以下「サブファンド」といいます。)を持つアンブレラ・ファンドです(以下、各クラスに対応する受益証券を「受益証券」といいます。)。

このうち、日本国内においては、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドを募集します。

受益証券は無額面受益証券であり、追加型です。また、受益証券については、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(注１) ジャナス・ジャパン・ファンドを除くジャナス・セレクションの各サブファンドには、それぞれ愛称が付けられています。愛称を使う場合には、「ノアの箱舟　厳選型(クラスＡ(円)受益証券)」のように呼ぶことがあります。また、同じ愛称で異なるクラスのサブファンド又は異なる通貨のサブファンドを、「ノアの箱舟　厳選型　クラスＡ/クラスＢ」又は「ノアの箱舟　厳選型(米ドル、円)」などと総称することがあります。

(注２) 販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

**（３）【発行（売出）価額の総額】**

３兆円を限度とします。

当ファンドのそれぞれのサブファンドごとの発行価額は以下を限度とします。

| サブファンド | 最大発行価額 |
|---|---|
| Ⅰ．ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド(愛称：足下しっかり型) | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスＢ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＢ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| Ⅱ．ジャナス・ハイイールド・ファンド(愛称：収穫型) | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスＢ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＢ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスＡ(米ドル)受益証券(毎月分配型) | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型) | 3,000億円 |
| Ⅲ．ジャナス・バランス・ファンド(愛称：全天候型) | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスＢ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＢ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| Ⅳ．ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド(愛称：みにくいアヒルの子型) | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスＢ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＢ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| Ⅴ．ジャナス・トゥエンティ・ファンド(愛称：ノアの箱舟　厳選型) | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| クラスＢ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＢ(円)受益証券 | 3,000億円 |
| Ⅵ．ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド(愛称：大地の実り型) | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券(四半期分配型) | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＡ(円)受益証券(四半期分配型) | 3,000億円 |
| クラスＢ(米ドル)受益証券(四半期分配型) | 30億米ドル(約3,133億円) |
| クラスＢ(円)受益証券(四半期分配型) | 3,000億円 |
| Ⅶ．ジャナス・ジャパン・ファンド | |
| クラスＡ(米ドル)受益証券 | 30億米ドル(約3,133億円) |

（注１）ファンドは、アイルランド法に基づいて設定されていますが、日本国内で募集が行われる受益証券は米ドル建て又は円建てであるため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、それぞれの表示通貨をもって行います。

(注２)　本書の中で金額及び比率を表示する場合には、四捨五入した数値を表示するものとします。したがって、合計の数値が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対する数値につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入してあります。したがって、本書の同一情報につき異なった数値で円貨表示がなされている場合があります。

(注３)　販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

## （４）【発行（売出）価格】

(1) 2016年10月３日

①　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ニューヨーク証券取引所の営業日(但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。)(その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。以下、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドとの関係において「ファンド営業日」といいます。)に計算される受益証券１口当たりの純資産価格です。

②　ジャナス・ジャパン・ファンド

受益証券１口当たり100米ドルです。

(2) 2016年10月４日から2017年６月30日まで

①　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ファンド営業日に計算される受益証券1口当たりの純資産価格です。

②　ジャナス・ジャパン・ファンド

ニューヨーク証券取引所の営業日(但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。)、かつ、銀行が東京において通常営業している日(但し、土曜日、日曜日及び休業日を除きます。)(その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。以下、ジャナス・ジャパン・ファンドとの関係において「ファンド営業日」といいます。)に計算される受益証券１口当たりの純資産価格です。

発行価格（受益証券１口当たりの純資産価格）は、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。販売会社又は販売取扱会社は、下記「（８）申込取扱場所」に記載のジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドのホームページで確認することができます。

(注)　ジャナス・ジャパン・ファンドは2016年10月４日から運用を開始する予定であるため、その発行価格の算定方法は、2016年10月３日と2016年10月４日以降で異なります。

## （５）【申込手数料】

### (1) クラスＡ受益証券

当ファンドのサブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率（但し、3.00%（税抜）を上限とします。）を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税及び地方消費税の額（以下「消費税等」といいます。）に相当する額が必要となります(以下、申込金額に申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を加算した額を「申込代金」といいます。なお、申込手数料と消費税等を合算した額は、申込金額の3.24%を上限とします。)。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

(注)　短期取引手数料については、「第二部、第２、２　買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

### (2) クラスＢ受益証券

クラスＢ受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券１口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後４年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後５年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。なお、現在、日本においてクラスＢ受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

クラスＢ受益証券は、購入後６年経過後、自動的に当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません（詳しくは、「第二部、第２、２　買戻し手続等、(5) クラスＢ受益証券からクラスＡ受益証券への自動変換」を参照してください。)。

条件付後払申込手数料は買戻日におけるクラスＢ受益証券の１口当たりの純資産価格又は当該受益証券の取得価格のいずれか低い金額に基づいて計算されます。条件付後払申込手数料の算定は下記の料率によります。なお、条件付後払申込手数料は、受益者より、販売会社又は販売取扱会社を経由して総販売会社（ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド）に支払われるものです。

| 購入後経過年数 | 条件付後払申込手数料率 |
|---|---|
| １年未満 | ４％ |
| １年以上２年未満 | ３％ |
| ２年以上３年未満 | ２％ |
| ３年以上４年未満 | １％ |
| ４年以上 | ０％ |

(注１)　受益者は買戻価額から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
(注２)　条件付後払申込手数料の金額は、適用される最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、手数料の課されないクラスＢ受益証券が最初に買戻しされ、過去６年間で最も長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなします。
(注３)　買戻日における当該クラスＢ受益証券の純資産価格が、当初取得価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課されることはありません。

(注４)　分配金の再投資により発行される受益証券には、条件付後払申込手数料は課されません。
(注５)　条件付後払申込手数料は、総販売会社が負担した販売に関する諸費用を支払うために総販売会社に支払われますが、総販売会社はその一部の受領権を、受益証券の販売に際して販売会社又は販売取扱会社に対する費用を支弁するために、第三者に対して譲渡することができます。
(注６)　購入後経過年数の計算は、当該受益証券の国内約定日を起算日とします。
(注７)　販売会社又は販売取扱会社によっては、クラスＢ受益証券の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。
(注８)　販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスＢ受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。
(注９)　販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、相続人の請求に基づきクラスＢ受益証券が買い戻された場合に、買戻されたクラスＢ受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第２、１　申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。
(注10)　短期取引手数料については、「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。
(注11)　クラスＢ受益証券は、クラスＡ受益証券とは管理報酬が異なります。詳しくは「第二部、第２、４　手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」を参照してください。

## (６)【申込単位】

### (1) 当初申込みの場合

円建て及び米ドル建ての各受益証券の当初申込単位は、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。詳しくは、各販売会社・販売取扱会社にお問い合わせください。

(注)　当初申込単位は、該当する投資家が申込時点において各受益証券を保有していない場合に適用されます。この判定にあたり、当該投資家の過去の保有実績は考慮されません。

### (2) 追加申込みの場合

円建て及び米ドル建ての各受益証券の追加申込単位は、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。詳しくは、各販売会社・販売取扱会社にお問い合わせください。

(注)　管理会社により、特定のサブファンドにつき、上記の申込単位の一部又は全部が変更されることがあります。

## (７)【申込期間】

2016年10月３日から2017年６月30日まで

(注１)　ジャナス・ジャパン・ファンドの発行価格の算定方法は、2016年10月３日と2016年10月４日以降で異なります。詳細は、上記「４　発行（売出）価格」をご参照ください。
(注２)　ジャナス・ジャパン・ファンド以外のサブファンドについては、原則として、ニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)までに管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者によって申込みが受領、承諾された場合にのみ、当該ファンド営業日当日の取扱いになります。ジャナス・ジャパン・ファンドについては、原則として、グリニッジ時間の正午までに管理事務代行会社、又は管理事務代行会社に代わる者によって申込みが受領、承諾された場合にのみ、当該ファンド営業日当日の取扱いになります。日本における申込みの取扱いは、原則としてファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日の所定の受付時間内になされた申込みを当該ファンド営業日当日の取扱いとします。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みを中止する日がある場合があります。詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問合せください。
(注３)　ファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日(取扱除外日を除きます。)を以下「取扱日」ということがあります。
(注４)　申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(８)【申込取扱場所】**

申込取扱場所（販売会社及び販売取扱会社）についてはジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドのホームページに掲載している「ジャナス・セレクション 販売会社一覧」をご参照ください。

URL　https://jp.janusinternational.com/japan/intermediary

(注１)　ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、日本国内での受益証券の販売・買戻しは行っておりません。
(注２)　販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。詳細は、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。
(注３)　販売取扱会社の本店、支店及び出張所の一部においては、取扱い自体を行わない場合や、申込みの方法が異なる場合があります。詳細は、販売取扱会社の本店、各支店又は出張所にお問い合わせください。
(注４)　インターネット取引による申込みのお取扱いについては、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。下記「(12)　その他」をご参照ください。詳細は、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

**(９)【払込期日】**

投資家は、販売会社又は販売取扱会社が申込みを受け付けた日から起算して５取扱日（以下「払込期日」といいます。)までに、販売会社又は販売取扱会社に対して、申込代金を支払うものとします。

販売会社又は販売取扱会社は、販売会社又は販売取扱会社の定めるところにより、投資家に対して、上記の払込期日以前に申込代金の支払いを依頼する場合があります。一部の販売会社又は販売取扱会社の各支店等は、通常、申込日に申込代金の引落しを行います。

払込期日の詳細につきましては、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

**(10)【払込取扱場所】**

上記「(8) 申込取扱場所」に同じです。

(注)　払込取扱場所においては、取扱い自体を行わない場合があります。詳細は、払込取扱場所にお問い合わせください。

**(11)【振替機関に関する事項】**

該当ありません。

**(12)【その他】**

(1) 申込証拠金はありません。

(2) 引受等の概要

①　ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド(管理会社)は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド（総販売会社）との間に、ファンド受益証券の販売及び買戻しに関する2001年７月31日付契約を締結しています。販売会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間に、日本におけるファンド受益証券の販売及び買戻しに関する契約を締結し、各クラス受益証券の募集を行います。

② 販売会社は、販売会社又は販売取扱会社を通じて間接に受けたファンド受益証券の申込み及び買戻請求(信託証書上の制限に従います。)を管理会社へ取次ぎます。

(注) 販売取扱会社とは、販売会社とファンド受益証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資者からのファンド受益証券の申込み又は買戻しを販売会社に取次ぎ、投資者からの申込金額の受入れ又は投資者に対する買戻代金の支払等にかかる事務等を取扱う金融商品取引業者又は取次登録金融機関をいいます。

③ 管理会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社をファンドに関して管理会社の代行協会員に指定しています。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、１口当たりの純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社及び販売取扱会社に送付する等の業務を行う協会員をいいます。

(3) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資家は、販売会社又は販売取扱会社と外国証券の取扱いに関する契約を締結します。このため、販売会社又は販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」又は「外国証券取引口座規定」を、それぞれ投資家に交付し、投資家は当該約款に基づき取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。投資家はまた、販売取扱会社との間で取引を行う場合には、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結します。投資家が販売会社との間で取引を行う場合には、購入申込契約を締結します。

受益証券の申込みは、申込期間における毎取扱日に受付けます。信託財産の運用が円滑に行えるよう、申込みの取扱いは、取扱日の午後３時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌取扱日の取扱いとします。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みの受付時間が異なる場合があります。また、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込みを中止する日がある場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問合せください。なお、申込日がファンド営業日でない場合には、申込みの取扱いはできません。

申込金額は原則として当ファンドの各サブファンドの通貨で支払うものとします。投資家より支払われた申込代金は、販売会社又は販売取扱会社により受領され受諾された後に、各申込みの受領日から５取扱日までに保管受託会社の各サブファンドの口座にそれぞれのサブファンドの通貨で払い込まれます。

(4) インターネット取引

販売取扱会社及び一部の販売会社では、インターネット取引による申込みを受付けています。詳細につきましては、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。

(5) 本邦以外の地域での発行

本書提出日現在において、日本以外の地域での受益証券の発行は予定されていません。

# 第二部 【ファンド情報】

## 第１ 【ファンドの状況】

### １ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

(ⅰ)当ファンドはアンブレラ・ファンドであり、複数のサブファンドから構成されます。日本国内で募集されるのは、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドの７つのサブファンドです。

(ⅱ)当ファンドの各サブファンドの投資目的は、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンド(以下、これらを「アンダーライイング・ファンド」ということがあります。)に投資することです。(下図参照。)

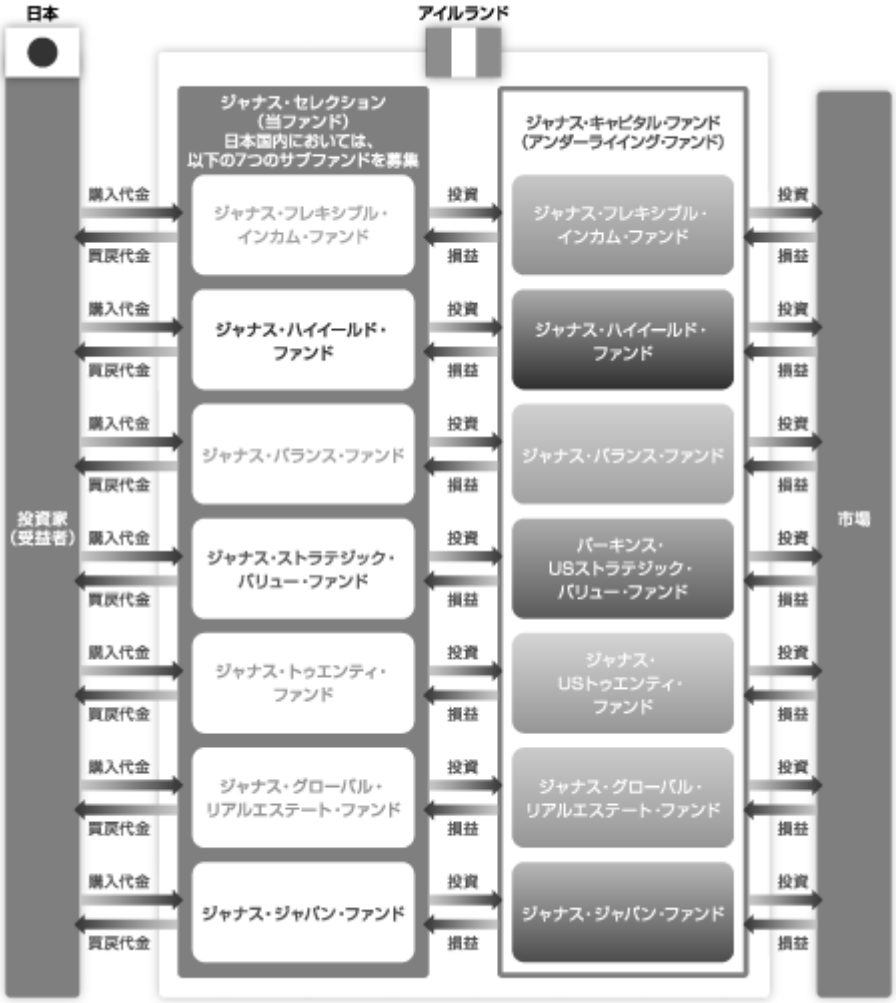

(ⅲ)ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランドにおいて設立されたアンダーライイング・ファンドごとに債務が分離された、変動資本を有するアンブレラ投資会社です。同ファンドは、アイルランド中央銀行の監督下にあり、2011年ヨーロッパ共同体規則(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業)(以下「UCITS規制」ということがあります。)(以降の改正を含みます。)及び2013年中央銀行法(監督及び執行)(セクション48(1))(譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業)2015年規制に従います。

(ⅳ)当ファンドの各サブファンドはすべての目的に関して独立したものであり、信託証書において明示の規定がある場合を除き、いかなる場合も混同されることはありません。各サブファンドは複数のクラスの受益証券から構成されます。管理会社は基準通貨以外の通貨で表示されたクラスの受益証券を設定でき、管理会社は当該クラスに関して通貨ヘッジ取引を行うことができます。その場合、当該取引の損益は当該クラスの投資者に対してのみ発生します。当該クラスの受益証券から発生した先物為替損益は、当該クラスの受益証券に均等に配分及び発生します。

(ⅴ)アイルランド中央銀行の事前の承認を得て、管理会社は随時追加のサブファンドを設定し、当該サブファンドに関する新規受益証券を発行することができます。

(ⅵ)ファンドにおける信託金の限度額の制限はありません。

(2) 【ファンドの沿革】

| | |
|---|---|
| 2001年７月31日 | 信託証書締結 |
| 2001年７月31日 | 当ファンドの設定 |
| 2001年８月１日 | アイルランド中央銀行による当ファンドの承認 |
| 2001年10月12日 | 信託証書の変更 |
| 2001年11月27日 | 当ファンドの運用開始 |
| 2002年12月23日 | 信託証書の変更 |
| 2003年８月27日 | アイルランド金融監督機関によるジャナス・US-REIT・ファンドの承認 |
| 2003年９月30日 | ジャナス・US-REIT・ファンドの運用開始 |
| 2003年12月31日 | 当ファンドのアイルランド証券取引所への上場の承認 |
| 2004年５月13日 | 当ファンドのアイルランド証券取引所における上場廃止 |
| 2004年10月27日 | アイルランド金融監督機関によるジャナス・ハイイールド・ファンド　クラスＡ受益証券(毎月分配型)の承認 |
| 2004年11月30日 | ジャナス・ハイイールド・ファンド　クラスＡ受益証券(毎月分配型)の運用開始 |
| 2006年９月29日 | 信託証書の変更 |
| 2007年５月31日 | アイルランド中央銀行によるジャナス・US-REIT・ファンドのジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドへの名称変更の承認 |
| 2007年12月20日 | 信託証書の変更 |
| 2008年５月30日 | 信託証書の変更 |
| 2013年４月30日 | 信託証書の変更 |
| 2013年７月１日 | 信託証書の変更 |

| | |
|---|---|
| **2014年８月12日** | **信託証書の変更** |
| | **アイルランド金融監督機関によるジャナス・ジャパン・ファンド クラスＡ(米ドル)受益証券の承認** |
| **2015年８月21日** | **信託証書の変更** |
| **2015年12月31日** | **信託証書の変更** |
| **2016年10月４日** | **ジャナス・ジャパン・ファンド クラスＡ(米ドル)受益証券の運用開始(予定)** |

## (3) 【ファンドの仕組み】

### ① ファンドの仕組み

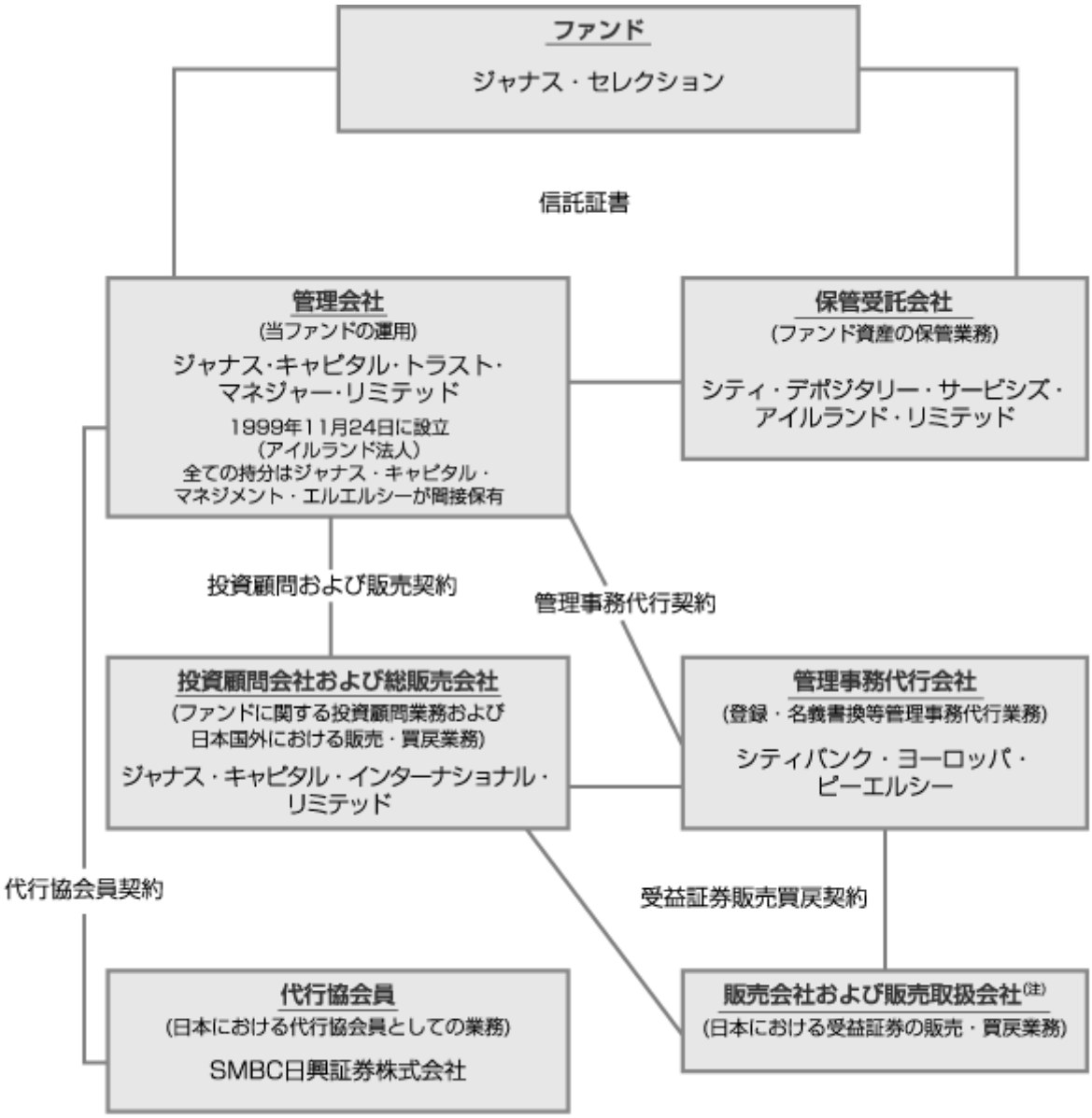


(注) 販売会社または販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合、または受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。

### ②　管理会社と関係法人の名称、ファンドの運営上の役割及び契約等の概要

| 名称 | ファンド運営上の役割 | 契約等の概要 |
|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッド<br>(Janus Capital Trust Manager Limited) | 管理会社(注１) | 2001年７月31日付でアイルランド銀行との間で締結された信託証書及びその補足信託証書(以下総称して「信託証書」といいます。)は、当ファンドの受益者の権利、受益証券の発行及び買戻し並びに終了について規定しています。 |
| シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド<br>(Citi Depositary Services Ireland Limited) | 保管受託会社 | 保管受託会社の主な業務は集合投資スキームの資産の保管・管理です。<br>信託証書(注２)は、ファンド資産の保管業務についても規定しています。 |
| ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド<br>(Janus Capital International Limited) | 投資顧問会社<br>総販売会社 | 管理会社に対する、当ファンドの各サブファンドに関する投資助言業務、及び当サブファンド受益証券の日本国外における販売業務を行います。<br>イングランド及びウェールズにおいて設立された会社であり、英国金融行動監視機構(以下「FCA」といいます。)により規制されます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100％子会社です。2014年８月12日付で管理会社との間で締結された修正・再規定投資顧問及び販売代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「修正・再規定投資顧問及び販売代行契約」といいます。)(注３)は、ファンドに関する投資顧問業務及び日々の投資運用業務、日本国外における販売・買戻業務について規定しています。 |
| シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー<br>(Citibank Europe plc) | 管理事務代行会社 | ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスを提供する管理事務代行会社です。<br>2012年9月26日付で管理会社及びジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドとの間で締結された修正・再規定管理事務代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「修正・再規定管理事務代行契約」といいます。)(注４)が、登録・名義書換等管理事務代行協会員業務について規定しています。 |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 代行協会員 | 日本における、当ファンドの代行協会員業務を行います。2001年10月12日付及び2006年11月30日付で管理会社との間で締結され、2008年５月３日付のシティバンク証券株式会社との合併及び2009年10月1日付の会社分割（吸収分割）の効果によりＳＭＢＣ日興証券株式会社にその契約上の地位が移転した代行協会員契約(その後の補足及び修正を含みます。)(注５)は、代行業務について規定しています。 |
| 第一部、(8) 申込取扱場所参照 | 販売会社<br>販売取扱会社 | 日本における、当ファンドの受益証券の販売・買戻取扱業務を行います。（注６） |

(注１)　管理会社は、2013年欧州連合規則(オルタナティブ投資ファンド運営者)(その後の変更を含みます。)(以下「AIFM規則」といいます。)に従い、2014年７月22日、アイルランド中央銀行からオルタナティブ投資ファンド運営者(以下「AIFM」といいます。)として認可を受けており、当ファンドの外部AIFMとして業務を行います。

(注２)　信託証書において、管理会社によって資産の保管受託会社として任命された保管受託会社が有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務を行うことが規定されています。

(注３)　修正・再規定投資顧問及び販売代行契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社がファンド資産の投資顧問に関する役務の提供を行うことを約し、管理会社によって任命された販売代行者が当ファンドの受益証券の販売・買戻業務を行い、管理会社に代わって販売代理人を任命する権利を有することを約する契約です。

(注４)　修正・再規定管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が当ファンドの登録等の業務を行うことを約する契約です。

(注５)　代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンドに対し、ファンド受益証券に関する目論見書等の販売会社及び販売取扱会社への送付、ファンド受益証券１口当たりの純資産価格の公表並びに運用報告書等の書類の販売会社及び販売取扱会社への送付等代行協会員事務を提供することを約する契約です。

(注６)　販売会社又は販売取扱会社によって、取扱うサブファンドが異なる場合又は受益証券の販売・買戻しのお取扱いをしていない場合があります。

＜参考情報：ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問会社及び副投資顧問会社＞

(ⅰ)ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド

(Janus Capital International Limited)

投資顧問会社として、ジャナス・キャピタル・ファンドのサブファンドに関し、投資助言業務を行います。

(ⅱ)ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

(Janus Capital Management LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(ⅲ)パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー

(Perkins Investment Management, LLC)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのパーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(ⅳ)DIAMインターナショナル・リミテッド

(DIAM International Ltd.)

投資顧問会社より再委託を受け、ジャナス・キャピタル・ファンドの一定のサブファンドに関し、副投資顧問業務を行います。

投資顧問会社より、ジャナス・ジャパン・ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドのジャナス・ジャパン・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

（注）当局の承認が得られることを条件として、2016年10月１日ごろ、DIAMインターナショナル・リミテッド(DIAM International Ltd.)からアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド（Asset Management One International Ltd.）に商号が変更される予定です。

③ 管理会社の概要

(a) 設立準拠法

管理会社は、1963年－1999年会社法に基づき、1999年11月24日、アイルランドにて、非公開の有限責任会社(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)として設立されました(登録番号315723)。管理会社はヨーロッパ共同体の1994年単独株主株式会社規則に基づく単独株主会社です。

(b) 事業の目的

管理会社の目的は、当ファンドの運用を行うことです。

(c) 資本金の額

1,571,000米ドル（約164,044千円)(2016年６月末現在)

（注）円換算は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2016年７月29日の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝104.42円）によります。

(d) 会社の沿革

管理会社は、1999年11月24日、アイルランドで設立された有限責任会社(リミテッド・ライアビリティー・カンパニー)であり、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーがその全ての持分を間接的に所有する子会社です。ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、米国コロラド州法に基づき設立された会社であり、その登記上の住所を米国コロラド州デンバー市デトロイト・ストリート151に有します。管理会社は当ファンドのAIFMです。

(e) 大株主の状況

（本書作成日現在）

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 所有比率(%) |
|---|---|---|---|
| ジャナス・インターナショナル・ホールディング・エルエルシー | アメリカ合衆国　80206　コロラド州 デンバー　デトロイト・ストリート 151 | 500,000 | 100 |

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

当ファンドはアイルランドの1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」といいます。)に基づき設立された、オープンエンド型ユニット・トラストです。当ファンドは、2001年７月31日に締結された信託証書に基づいて設定されています。

当ファンドは、アイルランド中央銀行のAIFルールブック集(以下「AIFルールブック集」といいます。)第１章に従い、2014年８月12日、アイルランド中央銀行により個人投資家向けオルタナティブ投資ファンド(以下「個人投資家向けAIF」といいます。)として認可されています。

(5) 【開示制度の概要】

(1) アイルランドにおける開示

(ｉ)アイルランド中央銀行に対する開示

下記の書類はユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとしての認可申請に関連してアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社が2001年７月31日付でアイルランド中央銀行に提出した申請書
2) アイルランド銀行が2001年７月31日付でアイルランド中央銀行に提出した申請書
3) 2001年８月１日付のプロスペクタス
4) 管理会社とアイルランド銀行の間で締結された2001年７月31日付の信託証書
5) 管理会社とジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドの間で締結された2001年７月31日付の投資顧問及び販売代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)
6) 管理会社とBISYS・ファンド・サービス(アイルランド)リミテッドの間で締結された2001年７月31日付の管理事務代行契約(その後の補足及び修正を含みます。)
7) 管理会社とジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの間で2001年７月31日付で締結されたサポート・サービス契約(その後の補足及び修正を含みます。)(以下「サポート・サービス契約」といいます。)

重要な契約に関する詳細は有価証券届出書「第三部、第２ その他の関係法人の概況」という項目に記載しています。

2001年８月１日に、アイルランド中央銀行は当ファンドをユニット・トラスト法に基づくユニット・トラストとして認可し、当ファンドの当初のサブファンドを認める旨の書簡を発行しました。

当ファンドの名称の変更、信託証書の変更、プロスペクタスの変更及び日本における代行協会員の選任に関連して、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社とアイルランド銀行の間で締結された2001年10月12日付の補足信託証書
2) 2001年10月15日付のプロスペクタス
3) 管理会社と代行協会員との間で締結された2001年10月12日付の代行協会員契約
4) 管理会社とアイルランド銀行及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドの間で締結された2002年12月23日付の第二補足信託証書
5) 2001年12月19日付のサプルメンタル・プロスペクタス
6) 2002年12月23日付のセカンド・サプルメンタル・プロスペクタス
7) 2004年10月27日付のサード・サプルメンタル・プロスペクタス
8) 2005年４月４日付のプロスペクタス
9) 2006年６月22日付のプロスペクタス
10) 2006年９月29日付のプロスペクタス
11) 管理会社とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドの間で締結された2006年９月29日付の第三補足信託証書
12) 2006年11月30日付のアデンダム・プロスペクタス
13) 2006年11月30日付の代行協会員契約の更改契約
14) 2007年５月31日付のプロスペクタス

15)　2007年12月20日付のプロスペクタス

16)　管理会社とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドの間で締結された2007年12月20日付の第四補足信託証書

17)　管理会社とブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドの間で締結された2008年５月30日付の第五補足信託証書

18)　2008年５月30日付のプロスペクタス

19)　2008年12月19日付のプロスペクタス

20)　2009年６月４日付のプロスペクタス

21)　2009年９月30日付のアデンダム・プロスペクタス

22)　2010年６月９日付のプロスペクタス

23)　2010年９月28日付のプロスペクタス

24)　2011年９月23日付のプロスペクタス

25)　2012年２月24日付のプロスペクタス

26)　2012年６月29日付の第一アデンダム・プロスペクタス

27)　2012年９月26日付のプロスペクタス

28)　管理会社、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッド及びシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー　アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド　アイルランド支店に商号変更)の間で締結された2013年４月30日付の第六補足信託証書

29)　2013年５月１日付のプロスペクタス

30)　管理会社とシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー　アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド　アイルランド支店に商号変更)の間で締結された2013年７月１日付の第七補足信託証書

31)　2013年７月１日付のプロスペクタス

32)　2013年12月９日付のプロスペクタス

33)　2014年３月31日付のプロスペクタス

34)　管理会社とシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー　アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド　アイルランド支店に商号変更)の間で締結された2014年８月12日付の第八補足信託証書

35)　2014年８月12日付のプロスペクタス

36)　2015年１月28日付のプロスペクタス

37)　管理会社とシティバンク・インターナショナル・リミテッド　アイルランド支店の間で締結された2015年８月21日付の第九補足信託証書

38)　管理会社、シティバンク・インターナショナル・リミテッド　アイルランド支店及びシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドの間で締結された2015年12月30日付の第十補足信託証書

39)　2016年１月４日付のプロスペクタス

40)　2016年５月19日付のプロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・US-REIT・ファンド（現ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド）の認可申請に関連して、管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドより、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドからアイルランド中央銀行に宛てられた2003年８月27日付申請書
2) 2003年８月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラスの認可申請に関連して、管理会社及びブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシズ(アイルランド)リミテッドより、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 2004年10月27日付のサプルメンタル・プロスペクタス

ユニット・トラスト法に基づくジャナス・ジャパン・ファンドのクラスＡ（米ドル)受益証券の認可申請に関連して、管理会社及びシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店に商号変更)より、下記の書類がアイルランド中央銀行に提出されました。

1) 管理会社及びシティバンク・インターナショナル・ピーエルシー アイルランド支店(シティバンク・インターナショナル・リミテッド アイルランド支店に商号変更)からアイルランド中央銀行に宛てられた2014年８月12日付申請書
2) 2014年８月12日付のプロスペクタス
3) 2016年９月９日付代行協会員契約の覚書

(ⅱ)受益者に対する開示

ファンドの事業年度は、毎年12月31日に終了します。監査済財務諸表を含む当ファンドの年次報告書は事業年度終了後４ヶ月以内に発行され、当ファンドは、2002年６月30日以降、毎年６月30日に終了する半期についての各ファンドの投資有価証券及びその各半期終了時の市場価格のリストを記載した未監査半期財務書類を発行し、かかる期間終了後２ヶ月以内に受益者に送付します。

アイルランド中央銀行が要求する範囲内で、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用指令（2011／61／EU）(その後の修正を含みます。)(以下「AIFM指令」といいます。)に従って、(1)非流動的な性質により特別な取り扱いの対象となるサブファンドの資産の比率、(2)サブファンドの流動性を管理するための一切の新たな取り決め、(3)サブファンドの現在のリスク・プロファイルとこれらのリスクを管理するために管理会社が採用しているリスク管理システム、(4)サブファンドのために管理会社が採用することのできるレバレッジ(もしあれば)の最大限度の変更及びレバレッジの取り決めに基づき提供された担保又は保証を再利用する権利に関する事項、(5)サブファンドが採用しているレバレッジ（もしあれば）の総額、並びに(6)保管受託会社の責任を契約上免除するために保管受託会社が定めた取り決めに関する情報を、受益者に対する報告又はAIFM指令が認めるその他の方法により、AIFM指令が要求する頻度で、開示しなければならない場合があります。

当ファンドの受益者は、アイルランド、ダブリン ２、アールズフォート・テラス、アーサー・コックス・ビルディング所在の管理会社の事務所にて、ファンド営業日の営業時間帯において、無料で、以下の書類を閲覧することができます。

1) 当ファンドに関連する重要な契約書類(信託証書、修正・再規定投資顧問及び販売代行契約、修正・再規定管理事務代行契約、サポート・サービス契約及び代行協会員契約)
2) ユニット・トラスト法及びAIFルールブック集
3) 年次報告書又は半期報告書及び信託証書(無料にて謄写可能)

(2) 日本における開示

(ⅰ)監督官庁に対する開示

1) 金融商品取引法の開示

管理会社は日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書に当ファンドの信託証書及び主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。投資者及びその他希望する者は、財務省関東財務局又は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができます。

販売会社及び販売取扱会社は、有価証券届出書に記載される内容のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを記載した目論見書(以下「交付目論見書」といいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書と実質的に同一の内容（第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く）を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後６か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後３か月以内に半期報告書を、さらに、当ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者及びその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局又はEDINETにおいて閲覧することができます。

また、代行協会員は、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に基づき定められた外国投資信託受益証券の選別基準(以下「選別基準」といいます。)に関する確認書を提出しています。

2) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、当ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、当ファンドの信託証書を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨及びその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、当ファンドの資産について、当ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(ⅱ)受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合、その変更内容が重大なものである場合は、あらかじめ、変更の内容及び理由等を２週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社又は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

当ファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

当ファンドはユニット・トラスト法に基づき、アイルランド中央銀行によりオープンエンド型ユニット・トラストとして認可を受けています。当ファンドに関する当該認可はアイルランド中央銀行による当ファンドの裏付け又は保証ではなく、アイルランド中央銀行はプロスペクタスの内容について責任を負いません。アイルランド中央銀行は当ファンドを認可したことにより、もしくは当ファンドに関する法律により与えられた機能の履行を理由として、当ファンドの債務不履行について責任を負いません。アイルランド中央銀行による当ファンドの認可は当ファンドの関係法人の信用もしくは経済状況を保証するものではありません。

ユニット・トラストとしての認可を受けるためには、管理会社、保管受託会社、投資顧問会社及び管理事務代行会社はアイルランド中央銀行が定める一定の要件を満たしていなければなりません。さらに管理会社は、投資家が投資に関する情報を得た上で判断できるように、十分な情報を記載した当ファンドに関するプロスペクタスを発行しなければなりません。当該プロスペクタスはアイルランド中央銀行による認可を受ける前に承認されなければなりません。信託証書及び当ファンドのサービス提供業者との間で締結された重要な契約は、認可の前にアイルランド中央銀行により承認されていなければなりません。

プロスペクタス及び信託証書の変更はアイルランド中央銀行の事前承認の対象となります。当ファンドに係る重要な契約の変更はアイルランド中央銀行の定める条件に従って行います。

当ファンドの監査済み財務諸表は事業年度終了後４ヶ月以内にアイルランド中央銀行に提出し、受益者に配布します。さらに、未監査の半期会計書類を当該半期終了時から２ヶ月以内にアイルランド中央銀行に提出し、受益者に配布します。当ファンドの監査済み財務諸表は毎年12月31日までの期間について作成し、未監査半期会計書類は毎年６月30日までの期間について作成します。日本における受益者への配布については「第二部、第２、３　資産管理等の概要、(5) その他、(ⅱ)報告書」を参照してください。

## 2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

(ⅰ) 当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離されたアンブレラ・ファンドであり、アイルランドの法律のもとで、UCITS規制に基づくUCITSとして設立された、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アイルランド中央銀行により規制されています。

（ⅱ）投資顧問会社は、ジャナス・キャピタル・ファンドの投資顧問を務めており、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務を、副投資顧問会社であるジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委託しています。また、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委託しています。さらに、ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する投資顧問業務の一部を、副投資顧問会社であるDIAMインターナショナル・リミテッドに委託しています。

管理事務代行会社はジャナス・キャピタル・ファンドの事務代行及び株主サービス代行を行い、保管受託会社は保管業務と受託業務を行います。

各アンダーライイング・ファンドは、他の適格集合投資ファンドに、純資産総額の５％までを投資することができます。このような投資には、他のアンダーライイング・ファンドに対する投資も含まれます。但し、アンダーライイング・ファンドは、他のアンダーライイング・ファンドの受益証券を保有するアンダーライイング・ファンドに対して投資することはできません。あるアンダーライイング・ファンドが別のアンダーライイング・ファンドに投資する場合、アンダーライイング・ファンドは、別のアンダーライイング・ファンドに投資した資産について年次管理費用及び／又は運用管理費用を計上することはできません。また、アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、金融デリバティブ商品に投資することができますが、効率的なポートフォリオ運用のためにのみかかる投資を行うことができるものとされています。各アンダーライイング・ファンドが行う金融デリバティブ商品に対する投資は、当該アンダーライイング・ファンドの投資方針により定められる制限並びにアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の対象となります。金融デリバティブ商品を利用することによりアンダーライイング・ファンドがレバレッジされる場合があります。各アンダーライイング・ファンドは投資目的で純資産総額の10％までを金融デリバティブ商品に投資することができます。金融デリバティブ商品の利用を通じてアンダーライイング・ファンドが発生させることのできるレバレッジの最高額は、コミットメント・アプローチを使用して計算する場合、アンダーライイング・ファンドの純資産総額の100％とします。アンダーライイング・ファンドの市場リスクが想定最大損失額（バリュー・アット・リスクもしくは「VaR」）方式によって計測される場合、アンダーライイング・ファンドのレバレッジはアンダーライイング・ファンドの保有するデリバティブの想定元本を使用して計算されます。但し、投資家は、金融デリバティブ商品の性格及び金融デリバティブ商品への投資が信用取引によりなされることから、金融デリバティブ商品の元になる金融商品の価格の小幅な変動によって、アンダーライイング・ファンドが直ちに金融デリバティブ商品の大幅な価格の変動の影響を受ける可能性があることに留意する必要があります。アンダーライイング・ファンドが管理できない理由により、金融デリバティブ商品に関する制限を超えた場合、アンダーライイング・ファンドは、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを優先事項とします。

(iii) 当ファンドの各サブファンドは、そのファンド資産の全てを後記「(2) 投資対象　(ｉ)」で定める投資対象（すなわち、ジャナス・キャピタル・ファンドのサブファンドである各アンダーライイング・ファンド）に投資していない場合のみ、その純資産総額の最大10%を限度として、規制市場において取引されている投資適格及び投資適格未満の確定利付証券及び変動利付証券(債券、預託証券、銀行引受手形、CP、短期国債等、及びEUの加盟国(以下「EU加盟国」といいます。)、米国、カナダ、オーストラリア、日本、ニュージーランド、スイスにより発行もしくは保証されている米ドル建て譲渡可能金融商品もしくは通貨の指定のない譲渡可能金融商品、ジャナス・キャピタル・ファンドの短期証券ファンドを含む市場金利連動型金融商品に投資することを主な目的とする市場金利連動型投資信託、EUの金融機関や欧州経済地域の加盟国により認可を受けている銀行、もしくは1988年のバーゼル合意の批准国により認可を受けた銀行、もしくはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可を受けた銀行への預金)に一時的に投資することができます。本項において、関連会社及び関連機関は同一発行者とみなします。

(iv) 当ファンドの各サブファンドの投資目的と投資方針は、当該サブファンドの受益者総会の通常決議なしに変更することはできません。当ファンドのサブファンドの投資目的又は投資方針を変更する場合、もし当該サブファンドの受益者が希望すればかかる変更の実施前に買戻しができるよう、管理会社は当該サブファンドの受益者に合理的な通知期間を与えるものとします。

(ｖ) 当ファンドの各サブファンドは、受益証券の償還のための資金調達等、短期的な目的以外での借入れる場合を除き、資金の借入を行ってはならず、当該借入金の金額は純資産総額の25%を超えてはならないものとします。

(vi) 円建てクラスは円で表示されています。ジャナス・ジャパン・ファンドを除いた各サブファンドは、通常投資ポートフォリオを米ドルで管理しています。ジャナス・ジャパン・ファンドは、通常投資ポートフォリオを円で管理しています。通常、各サブファンドは、受領した円を投資のために米ドルに交換し、受益者から受益証券を買戻す際に、米ドルを円に交換します。各サブファンドの当該クラスは、通貨の交換に関する費用をそれぞれ負担します。

(vii) 当ファンドの各サブファンドは効率の良いポートフォリオ運営のために、アイルランド中央銀行が随時定める制限その他の条件に従って投資手法と投資商品を採用します(為替リスクをヘッジするための手法及び商品を含みますがこれに限定されません。またジャナス・ハイイールド・ファンド　クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)を除きます。)。当ファンドのサブファンドが採用できる投資手法及び投資商品は別紙１に定めるとおりです。さらに、将来、サブファンドに適した新しい投資手法及び投資商品が開発された場合、サブファンドはアイルランド中央銀行の定める条件に従って当該投資手法及び投資商品を採用することができます。

(2) 【投資対象】

(ｉ) 当ファンドの各サブファンドは、ジャナス・キャピタル・ファンドの対応するサブファンドである各アンダーライイング・ファンドに投資します。ジャナス・キャピタル・ファンドは、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離されたアンブレラ・ファンドであり、アイルランドの法律のもとで、UCITS規制に基づくUCITSとして設立された、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。ジャナス・キャピタル・ファンドはアイルランド中央銀行により規制されています。

(ⅱ) 当ファンドの各サブファンドが投資できる投資対象市場は、アイルランド中央銀行の定める要件(但し、アイルランド中央銀行は承認された市場の一覧を発布しません)及び信託証書に規定されます(信託証書第６条(b))。各サブファンドは、アンダーライイング・ファンドが投資することのできる証券が取引されている取引所もしくは規制市場を対象に投資することができます。

(ⅲ) 当ファンドは、投資を許容された非上場の有価証券を除き、規制上の基準（すなわち規制を受けていること、定期的に運営されていること、公認かつ公開されていること）に適合し、本書に記載される証券取引所又は市場において取引されている有価証券にのみ投資するものとします。本書に記載される証券取引所及び市場は信託証書第６条(d)に記載された取引所及び市場から選ばれます。金融デリバティブ商品に対する投資については、本書に記載される証券取引所及び市場は信託証書第６条(d)(ⅳ)に記載された取引所及び市場から選ばれます。

(ⅳ) 信託証書の補足証書により、管理会社及び保管受託会社は前項に記載される一覧表に投資対象市場を追加することに合意することができます。かかる追加にあたり受益者の承認は必要ありませんが、アイルランド中央銀行の承認が必要とされます(信託証書第６条(e))。

(ⅴ) 当ファンドの各サブファンド及びアンダーライイング・ファンドの各サブファンドの投資対象は、以下の通りです。

(注) 「規制市場」とは、アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が上場、売買又は取引されている株式市場もしくは規制市場を意味します。

a) ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、元本の保全を図りつつ、総合利回りの最大化を目指すことです。総合利回りは金利収入と証券価格の上昇から構成されますが、金利収入が総合利回りの大部分を占めることになります。金利収入のある米国の発行体（注1)の証券に対する投資は、通常は少なくとも純資産総額の80%を構成しますが、常に純資産総額の３分の２を下回らないものとします。アンダーライイング・ファンドは、優先株式、あらゆる種類の政府証券（注2）と債券（注3）(株式転換権付債券及びワラント付債券を含みます。)に投資します。アンダーライイング・ファンドについては、投資対象の残存期間や格付けの基準はなく、残存期間や格付けの平均は大きく変動することがあります。当該アンダーライイング・ファンドは、投資適格未満の債券又は優先株式、及び同様の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に対して、無制限に投資することができ、かかる証券を多く保有することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場（注4）で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

b)　ジャナス・ハイイールド・ファンド

ジャナス・ハイイールド・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ハイイールド・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・ハイイールド・ファンド　クラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)については為替リスクのヘッジが行われず、したがって、当該クラスへの投資には為替リスクが伴うことにご留意ください。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ハイイールド・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの主たる投資目的は、高い金利収入を追求することです。証券価格の上昇は主たる投資目的と両立する場合にのみ追求される、二次的な目的です。証券価格の上昇は、アンダーライイング・ファンドが所有する証券の発行体の信用状況の改善、もしくは金利の全般的な低下、又はその両方により発生する場合があります。投資目的追求のため、主として投資適格未満の債券もしくは優先株式、及び同等の質であると副投資顧問会社が判断した格付けのない債券に投資し、そのうち、最低でも純資産総額の51%を債券に投資します。このアンダーライイング・ファンドのポートフォリオ全体でみると、組入れた証券の質はその時によって大きく変動します。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

c)　ジャナス・バランス・ファンド

ジャナス・バランス・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・バランス・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・バランス・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇と金利収入により、バランスのとれた運用によるファンド資産の長期的成長を目指すことです。通常、普通株式など主に成長が見込める米国企業の証券に純資産総額の35%から65%を投資し、米国の発行体の債券に純資産総額の35%から65%を投資することにより、その投資目的を追求します。投資適格未満の債券に純資産総額の35%までを投資することができます(注５)。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国外の発行体に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

d)　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長を目指すことです。主として、資本の長期的な成長が見込まれる米国企業（注６）の普通株式に投資し、バリュー・アプローチを採用することにより、その投資目的達成を追求します。バリュー・アプローチでは、副投資顧問会社が本源的価値に比べて過小評価されていると判断した企業に投資することに重点を置いています。

副投資顧問会社は、企業価値を株価収益率と株価フリー・キャッシュフロー倍率の関数として計測します。株価収益率は株式の価格とその１株当たり利益の関係です。この数値は、株式の市場価格を当該企業の１株当たり利益で割ることにより算出されます。株価フリー・キャッシュフロー倍率とは、当該企業の株式の価格と、当該企業の事業から得られる現金から設備投資費用を控除した額の関係です。

通常、副投資顧問会社はフリー・キャッシュフローと投下資本利益率の面で改善を見せている企業を探します。これらの企業には経営陣の交代や一時的に経営が悪化している企業など、特別な状況にある企業が含まれます。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の証券に投資しますが、純資産総額の33%までを米国外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

e)　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

ジャナス・トゥエンティ・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・USトゥエンティ・ファンドの米ドル建てクラスI受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・USトゥエンティ・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、長期的なファンド資産の成長です。主として、企業の潜在成長性に注目して集中投資することにより、目的達成を追求します。ポートフォリオの中核となるのは、米国発行体の20から30銘柄です。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他の金融デリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。アンダーライイング・ファンドは、主として米国の発行体の有価証券に投資しますが、純資産総額の25%までは米国以外の発行体に投資することができます。当該アンダーライイング・ファンドは、単独の新興市場で取引される証券に純資産総額の10%超を投資することはできません。また、複数の新興市場で取引される証券に投資できる資産の総額は、純資産総額の20%とします。

f)　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

アンダーライイング・ファンドの投資目的は、証券価格の上昇及び配当収入の組合せにより、総合利回りの最大化を目指すことです。アンダーライイング・ファンドは、主として不動産業に従事もしくは関連する、又は多くの不動産資産を所有する、米国もしくは世界の他地域に所在する企業の証券に投資することにより、その投資目的を追求します。その投資対象は、不動産投資信託（以下「REIT」といいます。）や、その事業、資産、商品、サービスが不動産セクターと関連ある発行体とし、米国内外に所在する不動産事業又は不動産開発に関与する企業が含まれます。また、それらは小型株である場合があります。小型株とは、当初購入時点においてその時価総額がラッセル2000インデックス（注７）に含まれる企業の最大時価総額の12ヶ月間平均額を下回るものと定義されます。この平均額は毎月更新されます。

REITは、合同運用を行い、稼働不動産もしくは不動産関連ローンに投資します。REITは一般的に、エクイティREIT、モーゲージREIT、並びにエクイティREIT及びモーゲージREITを組み合わせたものに分類されます。エクイティREITは、その資産を直接不動産に投資し、主に賃料の回収からその利益を得ます。エクイティREITはまた、価値の上がった不動産を売却することにより譲渡益を実現させることができます。モーゲージREITは、その資産の大部分を不動産モーゲージに投資し、利息収入からその利益を得ます。

アンダーライイング・ファンドの投資対象を選択する際、副投資顧問会社は、健全な経営、良好なバランス・シート、及びFFO(Funds From Operations)成長率が平均以上であること、またそれらの資産の潜在価値を下回る水準で取引されているREITを見分ける努力をします。「FFO」とは、一般的に、REITの純利益(負債の見直し及び不動産売却による損益を除きます。)と、不動産の減価償却費を足したものを意味します。

普通株式及び／又は出資持分並びにその他の不動産会社に投資されるアンダーライイング・ファンドの資産の割合は変動します。また、副投資顧問会社の市況判断によっては、政府証券、債券、及び仕組債（注８）等、投資適格の短期利付証券に投資することができます。副投資顧問会社がさらなる利益が見込まれると判断した場合、アンダーライイング・ファンドは、優先株式、政府証券、債券、ワラント及び普通株式に転換可能な証券等に投資することができます。アンダーライイング・ファンドはまた、その純資産総額の10%までをOECD加盟国政府やその機関もしくは系列機関、又は民間証券発行者により発行又は保証された、モーゲージ・バック証券、アセット・バック証券及び抵当付きモーゲージ証券に投資することができますが、それらは主要な格付機関により投資適格未満とされたものである場合があります。アンダーライイング・ファンドは、その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、純資産総額の10%を上限とし、かつアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。上記の条件に従う限り、アンダーライイング・ファンドは、新興市場において取引されている証券に対して、一つの新興市場につき純資産総額の10%を上限として投資することができます。また、新興市場において取引されている証券全体に対する投資総額は、純資産総額の20%を上限とします。アンダーライイング・ファンドは、米国預託証書、ヨーロッパ預託証書及び国際預託証書を通じて、当該市場に直接に投資します。

g)　ジャナス・ジャパン・ファンド

ジャナス・ジャパン・ファンドの投資目的は、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ジャパン・ファンドの米ドル建てクラスＩ受益証券に投資することです。

ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・ジャパン・ファンド

当該アンダーライイング・ファンドの投資目的は、ファンド資産の長期的な成長を目指すことです。アンダーライイング・ファンドは、主に日本に拠点を置き、又は経済活動の大部分を日本で行う、大企業、中堅企業及びより規模の小さい新興成長企業の普通株式に投資することにより、その投資目的を追求します。アンダーライイング・ファンドは様々な産業分野に分散投資する予定です。アンダーライイング・ファンドは、効率的なポートフォリオ運営(すなわち、アンダーライイング・ファンドのリスクの抑制、コストの削減、追加資本及び利益の獲得など)のため、又は(純資産総額の10%を上限として)その投資目的のため、先物、オプション及びスワップ並びにその他のデリバティブ商品などの投資手法及び投資商品を利用することができますが、そのような投資は、投資のリスクをヘッジするためにアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限の範囲内に限られます。

(注1)　「米国の発行体」とは、米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている発行体（米国企業を含む)を意味します。

(注2)　「政府証券」とは、政府、州、地方自治体及びその他政治的下部組織（政府機関や支部などを含む)が発行もしくは保証する譲渡可能証券を意味します。

(注3)　「債券」とは、転換社債及び非転換社債、固定利付債及び変動利付債、ゼロ・クーポン債、割引債、無担保債、定期預金証書、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、財務省短期証券などを含むがこれらに限定されない、債務証券及び債務関連証券を意味しますが、ローン・パーティシペーションは含まれません。

(注4)　「新興市場」とは、世界の先進国市場を対象とする株価指数であるMSCIワールド・インデックスに含まれていない国々及び／又は世界銀行による高所得OECD諸国の定義に含まれていない国々を意味します。

(注5)　投資適格未満の債券への投資の上限は、2014年７月28日以降、アンダーライイング・ファンドの純資産総額の25%から35%に変更されました。

(注6)　「米国企業」とは、米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている企業を意味します。

(注7)　「ラッセル2000インデックス」とは、ラッセル3000インデックス（時価総額に基づき、米国の株式市場の上位98%の銘柄に相当する上位3000銘柄の年次再構築日における業績を計測することを目的とした指数）の下位2000銘柄の年次再構築日における業績を計測することを目的とした指数を意味します。

(注8)　仕組債とは、満期時の価格又は金利が通貨、金利、株式、インデックス、商品価格又はその他の金融指標に連動している短期又は中期の債券を意味します。かかる証券は、インデックスと同じ動きをするものもあれば、反対の動きをするものもあります(つまり、対象となるインデックス又はある金融資産が上昇した時に、そのような証券の価値が上昇するものもあれば、下落するものもあります)。仕組債は、参照される金融商品への直接投資と類似したリターン特性を持つ場合もありますが、参照される金融商品よりも変動が激しい場合もあります。これらの証券は一般的にブローカーやディーラーにより組成され、ブローカーやディーラーを通じて取引されます。また、これらの証券は、投資適格未満であることがあります。
アンダーライイング・ファンドはレバレッジを効かせた仕組債には投資しません。アンダーライイング・ファンドは自由に譲渡でき、当該証券に適用されるアイルランド中央銀行の条項及び条件に従った仕組債にのみ投資することができます。

(vi)一時的な防衛手段の使用

各サブファンドは、一定の状況において、投資顧問会社が受益者の最善の利益になると判断した場合には、一時的かつ例外的措置として、各ファンド・サマリーに開示された投資方針に従わない場合があります。一定の状況には、次の場合が含まれますが、これらに限定されません。(1)申込み又は収益の結果として、サブファンドの現預金レベルが高くなった場合、(2)サブファンドについての買戻しが増加した場合、又は、(3)サブファンドの適正な純資産総額を維持するため、市場の緊急事態による損失の影響を制限するため、又は金利の変動があった場合に、投資顧問会社が一時的な対策を行う場合。

このような状況において、サブファンドは、現金として保有するか、又は短期金融市場証券、各国政府が発行又は保証する短期国債、自由に譲渡可能な約束手形、社債、債券（ゼロ・クーポン債を含む)、転換社債及び非転換社債を含む譲渡可能な債券、コマーシャル・ペーパー、預託証券、工業、公益、金融、商業銀行又は銀行持株組織が発行する銀行引受手形に投資することができます。サブファンドは、主要な格付け機関により投資適格とされた債券にのみ投資します。そのような状況において、サブファンドは、本来の投資戦略を実行できず、投資目的を達成できない場合があります。

(3) 【運用体制】

(i) 概要

管理会社は、2014年８月12日付修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、AIFルールブック集に従い、特定の義務を委任することができます。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、現在、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに委任しており、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーに委任しており、ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドに関する業務をDIAMインターナショナル・リミテッドに委任しています。

**ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの概要**

ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1970年より金融サービス業務に従事しています。

最高運用責任者は、ジャナス・キャピタル・グループ全商品の運用実績と、ポートフォリオ・マネジャー、リサーチ・アナリスト、トレーディング担当者の監督を含む運用業務全般の監督に責任を持ちます。アナリストの調査結果、計量モデル及び提言は、リサーチ・ディレクターを含む運用チーム全体で審査されます。この独自の計量モデルは商品ごとに構築され、対象企業の財務書類についてあらゆる要素を分析します。ジャナスの徹底したファンダメンタル・リサーチは、予想収益が市場の予想を超えるようなケースを特定することを目指します。

**パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの概要**

パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、米国証券取引委員会に投資助言者として登録されており、1980年より金融サービス業務に従事しています。ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーはパーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーの発行済株式の100%を保有します。

当社の運用スタッフは、何十年にもわたる業界経験を企業に関する知識と組み合わせて活用します。この専門家たちは、協力関係の下、アイデアの立案、仮説の検証、分析を精査するための反復などの作業を行います。また、投資対象に関して徹底した知識を得、価格上昇につながり得る材料もしくは特別な状況を探索します。彼らの様々な業界についての経験と知識によって、それぞれの分野において、最も説得力あるバリュー投資の機会を識別します。

アンダーライイング・ファンドに関する投資決定と戦略的資産配分の変更は、ポートフォリオ・マネジャーが行います。投資決定と戦略的資産配分がポートフォリオに予期しないリスクを生じさせないために、ポートフォリオ・マネジャーはリスク管理・パフォーマンス評価部門のディレクターと連携します。

**DIAMインターナショナル・リミテッドの概要**

DIAMインターナショナル・リミテッドは、イングランド及びウェールズの法律に基づき設立された会社であり、FCAの規制を受けます。同社は、1979年より投資運用及び助言業務を行っております。2016年６月30日現在のDIAMインターナショナル・リミテッドの運用資産は約61億米ドル（約6,370億円）です。

（注）当局の承認が得られることを条件として、2016年10月１日ごろ、DIAMインターナショナル・リミテッド(DIAM International Ltd.)からアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド（Asset Management One International Ltd.）に商号が変更される予定です。

（ii）利益相反取引

管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、総販売会社、もしくは管理事務代行会社は、随時当ファンドもしくは当ファンドと類似する投資目的を有する当ファンド以外の投資会社もしくは集合投資スキーム(以下「本件ファンド」といいます。)に、管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、保管機関、管理事務代行会社、秘書役、ディーラー、もしくは総販売会社として参加する場合があります。投資顧問会社はファンドの受益証券を所有する場合があります。したがって、事業運営上、これらの当事者が当ファンドと本件ファンドの利益と対立する場合が考えられます。各当事者は常に当ファンドと本件ファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる対立が公正に解決されるようにします。さらに、管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、総販売会社、もしくは管理事務代行会社及びこれらの会社の10%以上の発行済株式を所有する者は、本件ファンドの資産について当ファンドと当事者もしくは代理人として取引をする場合がありますが、かかる取引が独立企業間の取引として交渉された通常の条件で行われることを条件とします。かかる取引は受益者にとって最も有利な取引でなくてはなりません。利益の対立は公正に解決し、受益者の利益となるものでなくてはなりません。

取引が独立企業間の取引として交渉された、通常の商取引の条件で実行されたものとみなされるためには、(1)保管受託会社が独立かつ有能であると判断した者により取引が評価され、その証明を受けていること、もしくは(2)当該取引が組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従った最も有利な条件の取引として行われていること、もしくは(3)上記の(1)及び(2)が実際的でない場合、当該取引が保管受託会社を含めた取引である場合には、保管受託会社又は管理会社が了承した条件で行われ、独立企業間の取引として交渉され、通常の取引条件で行われ、さらに受益者にとって最も有利な取引であることを条件とします。

管理会社、投資顧問会社及びその関連会社は、当ファンドが売買することのできる資産に投資する他の投資ファンドもしくは口座に、直接的又は間接的に投資し、もしくは管理又は助言することができます。投資顧問会社やその関連会社は、知ることとなった投資機会を当ファンドで利用する義務を負いません。また、上記投資、管理もしくは助言又は上記投資、管理もしくは助言の取引又はこれらから得た利益について当ファンドに対して説明、もしくはこれを当ファンドと共有又は当ファンドに告知する義務を負いません。しかし、投資顧問会社やその関連会社は、上記投資機会を当ファンド及び他の投資家に公平に配分します。

上記に従って、投資顧問会社及びその関連会社は(当事者もしくは代理人として)管理会社もしくは当ファンドとあらゆる方法で取引を行い、投資顧問会社もしくはその関連会社が直接的又は間接的に持分を有する取引を管理会社もしくは当ファンドと、もしくはこれらのために取りまとめ、実行することができますが、かかる取引が独立した第三者とともに、もしくはこれを通じて行った場合に合理的に予想される価格及び条件に劣らないことを条件とします。かかる取り決めは当ファンドの定期的な報告書に開示します。

取締役は当ファンド又は当ファンドが持分を有する取引もしくは取り決めに当事者として参加しもしくはこれに持分を有することができますが、かかる取引又は取り決めの締結前にその性質と当該取締役が有する持分の範囲について管理会社に開示していることを条件とします。取締役が別段の判断をした場合を除き、取締役は重要な利益を有する契約又は取り決め、もしくは提案に対して投票することができますが、かかる持分について開示していることを条件とします。本書の日付現在、下記に開示したものを除き、取締役は当ファンドの受益証券に受益権又はその他の持分を有しておらず、当ファンド又は当ファンドに関連する契約もしくは取り決めにおけるその他の重要な利害関係を有していません。

チェー氏はジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを間接的に保有しているジャナス・キャピタル・グループ・インクの役員です。したがって、チェー氏は、当ファンドの契約及びこれに基づき回収された費用から利益を受ける場合があります。

当ファンドのサブファンドがアンダーライイング・ファンドに投資することについて支払うべき初期費用はありません。管理会社がアンダーライイング・ファンドに対する投資について手数料を受領した場合、この手数料は当該サブファンドの資産に充当されます。

例えば、保管受託会社が任命した受託者が関連グループ会社であり、当ファンドに商品又はサービスを提供しており、当該商品又はサービスについて財務上又はビジネス上の利害関係を有している場合、又は保管受託会社が任命した受託者が関連グループ会社であり、当ファンドに提供するその他の関連する保管商品又はサービスについて報酬を受領している場合など、保管受託会社とその受託者の間で随時利益相反が生じる場合があります。

（ⅲ）受益者の公正な取り扱い

管理会社は、適用される法律、当ファンドについて採用した方針及び手続並びに信託証書の条項に従って、その意思決定手続及び組織上の構成において、全ての受益者を公正に扱います。管理会社は、その裁量によって、一定の受益者との間で払戻し又はその他の取り決めを行い、当該受益者について、管理会社の報酬を減額、放棄又は別の方法で計算することができます。当該払戻し又はその他の取り決めは、管理会社に対して支払うべき投資顧問報酬を減額する効果があります。

(4) 【分配方針】

(ⅰ)管理会社は、以下の規定に従い、収益分配発表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時当ファンドのサブファンド又はサブファンドのクラスの収益の分配を発表できます。各サブファンドの収益分配方針はプロスペクタスに規定されます。各サブファンドにより分配可能な金額は、配当、利息等の形態にかかわらず各サブファンドが受領した純収益から、及び収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると管理会社が判断する場合には実現した譲渡益の純額から、未実現の譲渡損失を控除した金額です(信託証書第15条(a))。

(ⅱ)分配金の支払期日から６年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかった当ファンドのサブファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となります(信託証書第15条(d))。

(ⅲ)管理会社が受益者への分配を支払おうとする場合、管理会社は、分配から当該分配に関して管理会社が負う税金を支払うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配します(信託証書第15条(e))。

(ⅳ)ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されていません。

(ⅴ)ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA(米ドル）、クラスA（円）、クラスB（米ドル）、クラスB（円）受益証券については、これらに帰属すべき収益(未実現収益を含みます。)を分配することは予定されていませんが、当ファンドの各サブファンドに保存され、各クラス受益証券の１口当たり純資産価格に反映されます。

(ⅵ)ジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラスA(米ドル／円)受益証券(毎月分配型)(以下「毎月分配型クラス」といいます。)について、原則として毎月15日に、投資収益純額の全部又は一部を原資として分配を行うことを宣言し、分配の宣言日から通常５ファンド営業日以内に分配が支払われるものとします。組入資産の売却によりジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラスについて実現した譲渡益の全部又は一定の部分は、管理会社の裁量により、定期的に分配の宣言、分配を行うことができます。分配が宣言される日以前は、未分配の投資収益純額はジャナス・ハイイールド・ファンドの毎月分配型クラス内に留保され、該当するクラスの受益証券の１口当たりの純資産価格に反映されます。配当期間において発生した投資収益純額又は実現した譲渡益が分配されなかった場合、将来の期間における分配に繰り越すことができます。上記の方法により当該クラスにおいて均等化操作が行われた場合、当該クラスについての分配金は均等化された収益額を含むこととなります。この金額は、当該クラスの１口当たり純資産価格に含まれる収益均等化(※)の金額に等しいものです。

(vii)ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドはアンダーライイング・ファンドからの配当を受領し、原則として四半期ごとに、２月、５月、８月及び11月の15日に、投資収益純額の全部又は一部を原資として分配を行うことを宣言し、分配の宣言日から通常５ファンド営業日以内に分配が支払われるものとします。組入資産の売却により各クラスについて実現した譲渡益の全部又は一定の部分は、管理会社の裁量により、定期的に配当の宣言、分配を行うことができます。配当が宣言される日以前は、未分配の投資収益純額は各クラス内に留保され、該当するクラスの受益証券の１口当たりの純資産価格に反映されます。配当期間において発生した投資収益純額又は実現した譲渡益が分配されなかった場合、将来の期間における分配に繰り越すことができます。上記の方法により各クラスにおいて均等化操作が行われた場合、当該クラスについての分配金は均等化された収益額を含むこととなります。この金額は、当該クラスの１口当たりの純資産価格に含まれる収益均等化の金額に等しいものです。

(※)収益均等化

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの受益証券は、収益を均等化することができます。収益均等化は受益証券の申込代金及び買戻代金の一部を未分配収益として積立てることにより、既存の受益者に帰属すべき収益の希薄化を防ぐものです。したがって、受益証券の購入時又は買戻時の価格には、この未分配収益という要素が含まれることがあります。均等化とは、申込みもしくは買戻しした受益者に対して支払われる、該当期間の未分配収益、もしくは該当期間に申込んだ受益者から受領した金額を指します。

## [収益分配金に関する留意事項]

**投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、受益証券1口当たり純資産価格は下がります。**

**投資信託で分配金が支払われるイメージ**

**一般的に、分配金が分配期間中に発生した収益（配当等収益、評価益および実現した純譲渡益の合計をいい、以下「期中収益」といいます。）を超えて支払われる場合、当分配日の受益証券1口当たり純資産価格は前分配日と比べて下落することになります。ただし、分配を行う当ファンドの各サブファンドについては、分配可能な金額は期中収益のうち、配当等収益、場合によっては実現した純譲渡益であり、かかる収益を超えて分配金が支払われることはありません。**
**また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。**

**期中収益を超えて支払われる場合（米ドル建てのクラスの場合）**

前分配日から受益証券1口当たり純資産価格が上昇した場合

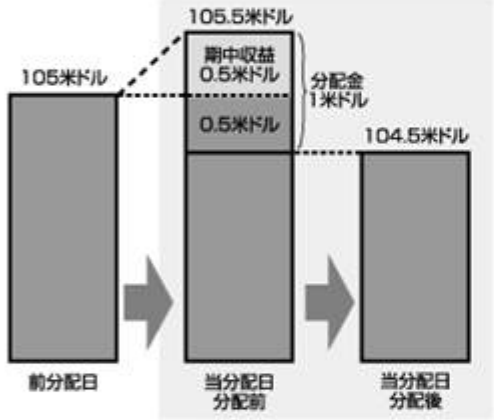


前分配日から受益証券1口当たり純資産価格が下落した場合

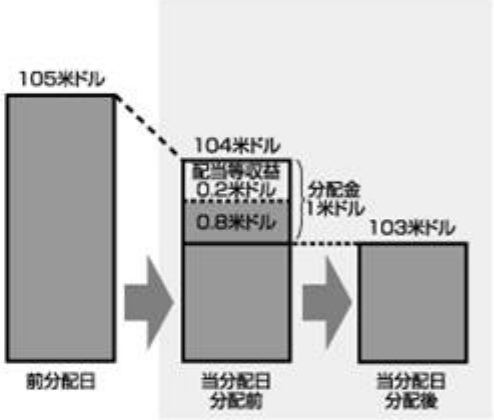


※上記は期中収益を超えて分配金が支払われた場合のイメージであり（ただし、当ファンドの各サブファンドの分配金が配当等収益や実現した純譲渡益を超えて支払われることはありません。）、実際の分配金額、受益証券1口当たり純資産価格や当ファンドの各サブファンドの分配方針を示唆するものではありませんのでご留意ください。分配金は、当ファンドの各サブファンドの分配方針に基づき、分配可能な金額から支払われます。当ファンドの各サブファンドの分配方針については、前掲「(4) 分配方針」をご参照ください。

**投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的に購入価額を下回って支払われる場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より受益証券1口当たりの純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。**
**国内投資信託においては、分配金支払い後、受益証券1口当たり純資産価格が購入価額を下回る部分（実質的な個別元本の払戻し部分）は、非課税扱いとなります。**
**これに対し、当ファンドの各サブファンドのような外国投資信託においては、分配金支払い後、受益証券1口当たり純資産価格が購入価額を下回る部分についても、購入価額を上回る部分と同様、課税対象となります。**

分配金の一部が実質的に投資家の購入価額を下回って支払われる場合

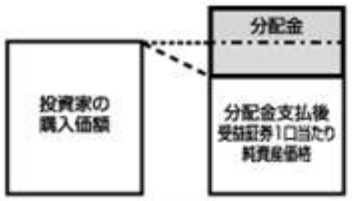


分配金の全部が実質的に投資家の購入価額を下回って支払われる場合

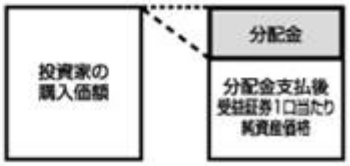


（注）分配金に対する課税については、後掲「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

※上記は分配金支払い後、受益証券1口当たり純資産価格が投資家の購入価額を下回る場合のイメージであり、実際の分配金額、受益証券1口当たり純資産価格や当ファンドの各サブファンドの分配方針を示唆するものではありませんのでご留意ください。当ファンドの各サブファンドの分配方針については、「2 投資方針、(4) 分配方針」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

(ⅰ)信託証書に定める投資制限

信託財産は、投資方針及び投資制限に従い、また1990年ユニット・トラスト法及びアイルランド中央銀行の規則に従い、投資されなければなりません。当ファンドのいずれのサブファンドの受益者も、信託証書の付表に従って行われる通常決議により、当該サブファンドの投資目的、投資方針、投資制限又は禁止事項を変更することができます。但し、かかる変更に関するアイルランド中央銀行の事前の承認が必要です(信託証書第６条(a))。

(ⅱ)デリバティブ取引等の制限

サブファンドは、いかなるデリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号で定義される取引を意味し、オプション取引、スワップ取引、先物又は先渡取引、新株予約権は含みますが、為替予約取引(差金決済が想定されていないもの)は含まれません。以下同じ。)も行っていません。

(ⅲ)信用リスクの管理(分散投資)

各アンダーライイング・ファンドにおける信用リスクは、UCITS規制に記載されるリスク管理方法に従って管理されます。UCITS規制に従ってアンダーライイング・ファンドに適用される投資制限の詳細については、下記(ⅳ)をご参照ください。

(ⅳ)アンダーライイング・ファンドに適用される投資制限

下記の制限はすべてのアンダーライイング・ファンドに適用します。

アンダーライイング・ファンドの投資は下記のUCITS規制に承認された投資に制限されます。ジャナス・キャピタル・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、下記のUCITS規制の制限を超えた場合、ジャナス・キャピタル・ファンドは売却を行う際、受益者の利益を十分に考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスにおける投資方針とUCITS規制の投資制限が対立する場合、より制限された規制が適用されます。UCITS規制が当ファンドの信託期間中に変更された場合、投資制限はかかる変更を考慮した上で変更します。

| 1 | 許容される投資 |
|---|---|

アンダーライイング・ファンドの投資は、以下のものに制限されます。

1.1 EU加盟国もしくはEU非加盟国(ヨーロッパ地域以外の国を含む。以下同じ。)において、証券取引所に上場し、又は一般に認知され、公開され、かつ定期的に取引の行われている規制市場において取引されている譲渡性証券及び短期金融市場証券

1.2 近年発行された譲渡性証券で、１年以内に証券取引所もしくはその他の市場(上記に説明したもの)に上場が認められるもの

1.3 規制投資市場以外で取引される短期金融市場証券

1.4 UCITSの受益証券

1.5 非UCITSの受益証券

1.6 金融機関における預金

1.7　金融派生商品

## 2　投資制限

2.1　アンダーライイング・ファンドは、1に定めるもの以外の譲渡性証券及び短期金融市場証券に、純資産総額の10%以下の範囲で投資することができます。

2.2　最近発行された譲渡可能証券

1. 次項の適用を条件に、関連責任者は、アンダーライイング・ファンドの資産の10%を超えてUCITS規制68（１）(d)が適用される種類の証券に投資することはできません。
2. 前項は「規則144A証券」として知られる米国証券に対する関連責任者による投資には適用されません。ただし以下を条件とします。
   (a)当該証券が発行から１年以内に米国証券委員会に登録される約束のもとに発行されていること。
   (b)当該証券が非流動的な証券ではないこと（すなわちアンダーライイング・ファンドによる評価額かそれに近い価額で７日以内にアンダーライイング・ファンドにより換金が可能であること）

2.3　アンダーライイング・ファンドは、同じ発行体の譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に、純資産総額の10%以下の範囲で投資することができます。但し、５%超を投資している各発行体の譲渡性証券及び短期金融市場証券の総額が純資産総額の40%以下であるものとします。

2.4　(2.3の)10%の制限は、EU加盟国に登録事務所を有する金融機関が発行し、法律により債券所有者を保護するために特別な公的監視対象となっている債券の場合には、25%まで引き上げられます。アンダーライイング・ファンドは、一つの発行体が発行するこれらの債券に純資産総額の５%以上を投資できますが、当該投資の総額はアンダーライイング・ファンドの純資産総額の80%を超えてはなりません。

2.5　アイルランド中央銀行の事前の承認を得ていることを条件として、(2.3の)10%の制限は、譲渡性証券もしくは短期金融市場証券が、EU加盟国もしくはその現地当局、又はEU非加盟国もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている場合には、35%まで引き上げられます。

2.6　2.4及び2.5の譲渡性証券及び短期金融市場証券は、2.3における40%の制限の適用の対象となりません。

2.7　アイルランド中央銀行規則第７条に指定される金融機関以外のいかなる単一の金融機関についても付随的流動資産として預け入れる預金は以下を超えることはできません。
(a)アンダーライイング・ファンドの純資産価額の10%、又は
(b)預金を保管機関に預け入れる場合は、アンダーライイング・ファンドの純資産の20%

2.8　アンダーライイング・ファンドの店頭金融派生商品取引は、純資産総額の５%を超えてはなりません。EEAが認可した金融機関もしくはEEA加盟国を除く1988年７月のバーゼル合意の調印国内で認可されている金融機関及びジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアもしくはニュージーランドで認可された金融機関以外の金融機関の場合には、この制限は10%まで引き上げられます。

2.9　上記2.3、2.7及び2.8にかかわらず、同一の発行体にかかる下記のうちの２つ以上の合計は、純資産総額の20%を超えてはなりません。

・譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に対する投資

・預金

・店頭金融派生商品から生じる取引先リスク

2.10　上記2.3、2.4、2.5、2.7、2.8及び2.9の制限を合算することはせず、同一の発行体への投資は、純資産総額の35%を超えないものとします。

2.11　2.3、2.4、2.5、2.7、2.8及び2.9においては、グループ企業は同一の発行体とみなします。しかし、同じグループ内における譲渡性証券及び短期金融市場証券に対する投資については、純資産総額の20%の制限を適用します。

2.12　アンダーライイング・ファンドは、EU加盟国、その現地当局、EU非加盟国、もしくは複数のEU加盟国が加盟している公的国際機関により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券、又はアメリカ合衆国、スイス、ノルウェー、カナダ、日本、オーストラリア及びニュージーラドの政府により発行もしくは保証されている異なる譲渡性証券及び短期金融市場証券に、純資産総額の100%を投資することができます。

各発行体はプロスペクタスに記載するものとし、以下のリストから選択できます。

OECD加盟国政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、ブラジル政府（発行証券が投資適格であることを条件とします)、インド政府(発行証券が投資適格であることを条件とします)、シンガポール政府、ヨーロッパ投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州会議、ユーロフィマ(欧州鉄道車両融資会社)、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦住宅抵当金庫(ファニー・メイ)、連邦住宅貸付抵当金融会社(フレディー・マック)、政府住宅抵当金庫(ジニー・メイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリー・メイ)、連邦住宅金融銀行、連邦農業信用銀行、ストレート・エー・ファンディング・エルエルシー、テネシー峡谷開発公社

この場合、アンダーライイング・ファンドは、少なくとも６つの発行体の証券を所有しなければならず、１つの発行体からの証券は純資産総額の30%を超えてはなりません。

## 3　集合投資ファンドに対する投資

3.1　集合投資ファンドがUCITS規制４(３)の定義に含まれ、他の集合投資ファンドに純資産総額の10%超を投資することが禁止されている場合には、アンダーライイング・ファンドは、オープンエンド型の集合投資ファンドに投資することができます。なお、アンダーライイング・ファンドは一つの集合投資ファンドに純資産総額の20%超を投資することはできません。

3.2　非UCITS受益証券に対する投資は、合計で純資産総額の30%を超えてはなりません。

3.3　アンダーライイング・ファンドが、UCITSの管理会社、又は共通の経営基盤、共通の支配関係もしくは直接的・間接的な所有関係によりUCITSの管理会社と関連性のあるその他の企業が、直接又は委託により管理しているその他の集合投資ファンドの受益証券に投資する場合、当該管理会社又は関連性のあるその他の企業は当該その他の集合投資ファンドの受益証券に対するアンダーライイング・ファンドの投資に関して、申込手数料、乗換手数料もしくは買戻手数料を課すことはできません。

3.4　他の投資ファンドへの投資により、関連責任者、運用会社又は投資顧問会社が、アンダーライイング・ファンドを代理して手数料(手数料の払戻しも含みます)を受領した場合、関連責任者は当該手数料がアンダーライイング・ファンドの資産に確実に組み込まれるようにしなければなりません。

## 4　インデックス連動型UCITS

4.1　アンダーライイング・ファンドがアイルランド中央銀行が定める条件を満たし、アイルランド中央銀行により認知されたインデックスに連動することを投資方針としている場合には、アンダーライイング・ファンドは、同一の発行体による株式又は債券に純資産総額の20%までを投資することができます。

4.2　例外的な市況により正当化される場合には、4.1の制限は35%まで引き上げられることができ、同一の発行体に適用することができます。

## 5　一般条項

5.1　投資会社、ICAVもしくは管理しているすべての集合投資ファンドに関して管理会社として業務を行う者は、発行体の経営に実質的な影響を行使することを可能とする議決権付きの株式を取得してはなりません。

5.2　アンダーライイング・ファンドは、以下を超えて取得することはできません。

(ⅰ)１つの発行体の議決権のない株式の10%

(ⅱ)１つの発行体の債券の10%

(ⅲ)１つの集合投資ファンドの受益権の25%

(ⅳ)１つの発行体の短期金融市場証券の10%

注：上記(ⅱ)、(ⅲ)及び(ⅳ)の定める制限は、取得時において、債券もしくは短期金融市場証券の発行総額又は発行済証券の純残高が計算できない場合には、当該制限がないものとみなすことができます。

5.3　5.1及び5.2は、以下のものには適用されません。

(ⅰ)EU加盟国もしくは現地当局が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅱ)EU非加盟国が発行もしくは保証する譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅲ)１つ以上のEU加盟国がメンバーとなっている公的な国際機関の発行した譲渡性証券及び短期金融市場証券

(ⅳ)EU非加盟国において設立され、主に当該EU非加盟国に登録事務所を有する発行体の証券に投資する企業の資本に対して保有する持分(但し、当該EU非加盟国の法律の下では、かかる持分の保有が、当該国の発行体の証券に投資できる唯一の方法であるもの)。この適用除外は、EU非加盟国の企業の投資方針が2.3から2.11、3.1、3.2、5.1、5.2、5.4、5.5及び5.6を遵守している場合にのみ適用され、これらの制限が遵守されない場合、以下の5.5及び5.6に従います。

(ⅴ)投資会社又はICAVが、ある国において、受益者の要望に応じてなされる受益証券の買戻しに関し、独占的に当該投資会社を代理して運用、助言又はマーケティング業務を行うことを唯一の業務内容としている当該投資会社の子会社の資本に対して保有する持分

5.4　アンダーライイング・ファンドは、資産の一部を構成する譲渡性証券もしくは短期金融市場証券に付随する新株引受権を行使する場合には、ここに定める投資制限に従う必要はありません。

5.5　アイルランド中央銀行は、最近承認されたUCITSに対する2.3から2.12、3.1、3.2、4.1及び4.2の適用を、承認から６ヶ月間免除することができますが、リスク分散の原則を遵守していることを条件とします。

5.6　アンダーライイング・ファンドが管理できない理由により、もしくは申込権の行使の結果として、ここに定める制限を超えた場合、アンダーライイング・ファンドは、売却を行う際、受益者の利益を考慮した上で、かかる状況の改善策を取ることを最優先目的とします。

5.7　投資会社、ICAV、管理会社もしくはユニット型投資信託の代理人もしくは契約型ファンドの管理会社の代理人として業務を行う保管受託会社は、以下の証券を無担保で売買することはできません。

・譲渡性証券
・短期金融市場証券
・投資ファンドの受益証券
・金融派生商品

5.8　アンダーライイング・ファンドは、付随的流動資産を保有することができます。

アンダーライイング・ファンドは、金銭の借入れもしくは貸出し及び第三者の保証人となることはできませんが、下記の場合は除きます。

①　バック・ツー・バック・ローンにより外貨を取得する場合

②　アンダーライイング・ファンドの純資産総額の10%を超えない範囲で短期的に借入れを行い、アンダーライイング・ファンドの資産がかかる借入れのために担保設定もしくは質権設定する場合

### 投資手法並びに金融商品及び金融デリバティブ商品の利用

アンダーライイング・ファンドの投資方針に別段の定めがある場合を除き、アンダーライイング・ファンドは効率的なポートフォリオ運営(すなわち、アンダーライイング・ファンドのリスクの抑制、コストの削減、追加資本及び利益の獲得など)を目的としてのみ先物及びオプションなどの金融デリバティブ商品の取引などの投資手法及び投資商品を利用することができ、アンダーライイング・ファンドはアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限に服する必要があります。アンダーライイング・ファンドが投資目的のために金融デリバティブ商品に投資することを許可されている場合、アンダーライイング・ファンドはアンダーライイング・ファンドの投資方針及びアイルランド中央銀行が随時定める条件及び制限に服する必要があります。

また、上記「(1) 投資方針」において記載した通り、各アンダーライイグ・ファンドは、効率的なポートフォリオ運営を目的として、投資手法及び投資商品を利用することができます。

### グローバル・リスク

アンダーライイング・ファンドのグローバル・リスクはコミットメント・アプローチを使用して計算されます。リスク管理手続において企図される範囲において、デリバティブの利用により発生したリスクは、コミットメント・アプローチもしくはVaR方式によって計測することができます。VaR方式は、アンダーライイング・ファンドのリスクを定性的に評価し監視するため、全てのアンダーライイング・ファンドにつき用いることができます。VaRモデルは、デリバティブ投資を高い割合で又は複雑な方法で行った場合にのみ用いられます。

**レバレッジ**

投資目的でのデリバティブの利用によりレバレッジが発生する場合があります。

レバレッジは保有される海外直接投資の想定元本の総額により計算します。相対的VaRが使用される場合、アンダーライイング・ファンドの１日当たりの相対的VaRは、これと比較可能な、デリバティブを含まないポートフォリオもしくはベンチマークの１日当たりのVaRの２倍を超えないものとします。絶対的VaRが使用される場合、投資顧問会社は10日間までの時間範囲の使用を選択することができ、この場合、アンダーライイング・ファンドの絶対的VaRはアンダーライイング・ファンドの純資産総額の14.1%を超えないものとします。VaRは、過去のデータを使用して、アンダーライイング・ファンドが被る可能性のある、１日当たりの想定最大損失額を予想する統計に基づく手法です。VaRの計算は次のパラメーターに従って行われます。(a)99%の片側信頼区間、(b)10日間の保有期間、(c)少なくとも１年（250営業日）のリスク要因の有効な観察期間（履歴）（但し、価格変動性の大幅増（例えば、極端な市場条件）により、観察期間の短縮が認められる場合にはこの限りではありません。）、(d)四半期毎のデータセットの更新、又は市場価格に重大な変更があった場合には、これよりも高い頻度でのデータ更新、及び(e)最低でも１日１回の計算。VaRは99%の信頼水準まで計算され、１日当たりのVaRの上限を超える可能性は、統計的には1%しかありません。

アンダーライイング・ファンドは、ヘッジ目的（市場の変動、為替変動もしくは金利リスク又はその他のリスクに対するヘッジ)又はその他の効率的なポートフォリオ運営のために（アンダーライイング・ファンドの投資目的に含まれていることを条件として）、別紙１に定める条件及び制限に従ってレポ契約もしくはリバース・レポ契約を締結し、証券貸付契約を締結することができます。

また、関連する副投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドの受益証券が募集される国の規制当局によるその他の制限にも従うことがあります。

アンダーライイング・ファンドが購入することのできる金融デリバティブ商品は以下のとおりです。

オプション：オプションとは、原資産もしくは商品を、指定された価格（行使価格）で指定された期間中もしくは期間の終了時に売買する権利を意味します。オプションの売主は買主から支払い、又はオプション料を受領し、売り手は買主によるオプションの使用（もしくは行使）の有無にかかわらず、これを保持することができます。コール・オプションは、所有者（買主）に対して原資産をオプションの売主から購入する権利を与えるものです。プット・オプションは、当該権利の保有者に対して、オプションの売主に原資産を売却する権利を与えるものです。オプションは取引所もしくはOTC市場において取引することができ、金融指数、個別証券並びに先物契約、外国為替、先渡し契約、ストラクチャード投資（１以上の証券の特徴を１つの証券に統合するよう特別に設計されたデリバティブ証券）及びイールド・カーブ・オプション等のその他の金融デリバティブ商品を含むさまざまな資産もしくは商品について取引することができます。先物契約について販売されたオプションは、先物契約に適用される証拠金率と同様の証拠金率が適用されます。

先物：先物契約は、一方の当事者が特定量の原資産を特定の価格及び日時に相手方当事者に売却することを約束する契約です。原資産を購入する契約を締結することを、通常契約の購入もしくは当該資産についてロング・ポジション（買い持ちポジション）を有すると表現します。原資産を売却する契約を締結することは、通常契約の売却もしくは当該資産のショート・ポジション（売り持ちポジション）を有すると表現します。先物契約は商品契約と理解されています。店頭取引される先物契約は先渡し契約と呼ばれます。アンダーライイング・ファンドは金融先物及び先渡し契約、指数先物及び為替先渡し契約等の取引を行うことができます。

為替予約：為替予約は、契約時に設定した金額で、特定の通貨を将来購入又は売却する義務を伴う契約であり、当該契約期間中におけるアンダーライイング・ファンドの交付する通貨の価値の変動リスクを減少させ、受領する通貨の価値の変動リスクを増大させます。アンダーライイング・ファンドの価値に対する影響は、ある通貨建の有価証券を売却し、別の通貨建ての有価証券を購入する場合と似ています。通貨を売却する内容の契約は、ヘッジ対象となっている通貨の価値が上昇した場合に実現される利益の可能性を制限します。アンダーライイング・ファンドは為替リスクをヘッジするため、通貨リスクを増やすため、又は通貨の変動リスクをある通貨から別の通貨に転嫁させるために当該契約を締結することができます。すべての状況において適切なヘッジ取引が利用可能であるとは限らず、アンダーライイング・ファンドが当該取引をある時点又は随時行うという保証はありません。また、当該取引は奏功するとは限らず、アンダーライイング・ファンドが、該当する外国通貨の有利な変動から利益を得る機会を失う場合もあります。アンダーライイング・ファンドは単一の通貨（又は複数の通貨のバスケット）を利用して、為替レートに明らかな相関関係のある別の通貨（又は複数の通貨のバスケット）の価値の不利な変動に対してヘッジすることもできます。

スワップ：スワップとは、異なる性質を有する原資産からの利益をお互いに支払うことを当事者間で合意する契約です。ほとんどのスワップにおいて、原資産がいずれかの当事者から交付されることはなく、スワップの原資産を所有しない場合もあります。支払いは通常ネット・ベースで行われ、一定の日に、アンダーライイング・ファンドは、相手方の支払い額を下回った（もしくは上回った）金額の分だけ受領する（もしくは支払う）ことになります。スワップ契約はさまざまな形式で行われる高度な金融商品です。アンダーライイング・ファンドが投資することのできる典型的なスワップとしては、金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、トータル・レート・オブ・インデックス・スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、通貨スワップ及び上限もしくは下限付きスワップなどがあります。

ワラント：ワラントとは、ワラントの有効期間中（一般的に２年以上）いつでも特定の価格で一定数の普通株式を購入するオプションをいいます。ワラントは変動する可能性があり、議決権はなく、配当金の支払いはなく、発行体の資産に対して何ら権利を有するものでもありません。

(ｖ)その他

各アンダーライイング・ファンドは、受益証券の買戻しに応じるための資金調達など短期的な目的以外のために借入れを行うことはできず、かかる場合における借入額の上限は、純資産総額の25%とします。

## 3 【投資リスク】

### (1) リスク

投資家の皆様は下記のリスク要因に関する事項を十分にお読みください。本項目はアンダーライイング・ファンドのリスク要因の概要と組み合わせて読む必要があります。下記の内容はアンダーライイング・ファンドへの投資に関するリスク要因をすべて列挙した一覧ではありません。

#### (ｉ)当ファンドに関するリスク

① 証券に投資することのリスク

当ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。異なる国の企業及び政府により発行された異なる通貨建ての証券への投資には一定のリスクがあり、受益証券の価格の下落という結果につながる場合があります。受益証券の価格は、アンダーライイング・ファンドが投資する証券の資本価値の変動の結果としてのアンダーライイング・ファンドの価値に従って上昇又は下落します。アンダーライイング・ファンドの投資収益は、所有する証券からの収益から、発生した費用を控除した額に基づいています。したがって、アンダーライイング・ファンドの投資収益はかかる費用もしくは収益の変動により上昇又は下落することが予想されます。

ジャナス・グローバル・リアル・エステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、その投資方針により、パフォーマンスの変動性が特に激しくなる場合があります。

② 当ファンドの各サブファンドに投資することのリスク

当ファンドの各サブファンドは、アンダーライイング・ファンドに投資します。各サブファンドの投資家は、アンダーライイング・ファンドに直接投資する投資家には適用されない追加の管理費用、管理事務代行費用の対象となります。

③ 決済リスク

当ファンドの各サブファンド及び各アンダーライイング・ファンドは、取引の相手方の信用リスク及び決済デフォルトによるリスクを負います。

**④ ハイイールド証券に関するリスク**

上記「第二部、第１、２ 投資方針」の項において詳述するとおり、当ファンドの各サブファンドは、それぞれの純資産総額の10%を上限として、投資適格未満とされた証券に投資することができます。一般的に投資適格未満の格付けを受けた証券の価値は、高い質の証券の場合と比べ、発行企業の金利及び元本の支払能力(信用リスク)に左右されます。このような証券の発行体は、高い格付けを受けている証券の発行体に比べ、財務的な強さを欠く場合があります。ハイイールド証券は一般的により高い信用リスクに晒されており、高い格付けを受けている証券よりも債務不履行の可能性が高くなっています。発行体が債務不履行となった場合、投資家は大きな損失を被る可能性があります。このような発行体への投資は高い質の発行体への投資よりも投機的な投資と考えられます。低い格付けを受けた証券の発行体は実際の又は見かけの経済的変化、政治的変化、又は発行体についての不利な展開による影響を受けやすいです。否定的な報道や投資家の見方、及び新しい法律又は法案は、低格付証券の市場に対し、より大きな悪影響を及ぼす場合があります。ハイイールド債券には、コール・オプションや償還オプションなど、発行体による証券の買戻しを可能とする条項が付されている場合があります。金利下落局面において、発行体によってかかるオプションが行使された場合、サブファンドは、償還又は買戻された証券を、より利回りの低い証券で代替することとなり、その結果、投資収益が減少することがありえます。また、ハイイールド証券は流動性が低下することがあります。この場合には、当該証券の価値にも影響することがあり、かかる証券の評価又は売却が困難となり、結果としてこれらの証券の価格変動性が高くなる可能性があります。

**⑤ 手数料及び費用に関連するリスク**

当ファンドは収益性のレベルに関わらず手数料及び費用を支払う義務を負っています。短期取引手数料、又は一定のクラスについては条件付後払申込手数料が生じる可能性があるということを考慮すると、投資家は当該ファンドに対する投資を中長期的投資の手段と考えるべきでしょう。

**⑥ 為替リスク**

円建てクラスは日本円で表示されています。アンダーライイング・ファンドへの投資は米ドルで行われます。各サブファンドは、通常、受領した日本円を投資のために米ドルに交換し、受益者から受益証券を買戻す際に米ドルを日本円に交換します。各クラスは通貨の交換にかかる費用をそれぞれが負担します。

さらに、アンダーライイング・ファンドがあるクラスの通貨以外の通貨建ての証券又は通貨を所有する限り、かかるクラスの価値は当該クラスの通貨に対する現地通貨の価格による影響を受ける可能性があります。

円建てクラスにつき、ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA(円)受益証券(毎月分配型)を除き、投資顧問会社は米ドルに対する日本円の為替リスクから防御する投資手法と投資商品を用いることがあります。投資顧問会社は、適切であると判断した場合及び範囲において、米ドルに対する円建てクラスの為替リスクの100%を5%超えるレベルまでヘッジすることができますが、受益者にとって最も有利な方法である場合に限ります。過剰又は過小にヘッジされたポジションは、当ファンドの意思に関わらず、ファンドが制御することのできない要因により発生する場合があります。いかなる場合においても、リスクの105%を上回る過剰ヘッジは行いません。実質的に100%を超えるヘッジポジションは、翌月に持ち越されないように監視されています。但し、円クラスは米ドルに対する日本円の変動リスクをヘッジするために行われる取引によってレバレッジされるものではありません。取引は該当するクラスに帰属するものとします。（したがって、異なる通貨クラスの為替リスクは統合又は相殺することはできず、該当するサブファンドの資産の為替リスクを別のクラスに割り当てることはできません。）但し、ジャナス・ハイイールド・ファンド　クラスA(円)受益証券(毎月分配型)は為替リスクのヘッジが行われないため、当該クラスへの投資には為替リスクを伴います。投資顧問会社はこの為替リスクのヘッジを試みるものの、円建てクラスの価値が米ドルに対する円の価値により影響を受けないという保証はありません。

ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA(円)受益証券(毎月分配型)を除き、当ファンドの各サブファンドの円建てクラスはこのようなヘッジ手法に関連した費用を負担します。かかるヘッジ取引の結果として生じた利益又は損失は、当該クラスに生じるものとします。クラスのヘッジ手法は、クラスの通貨が下落した場合、もしくは当該サブファンドの資産の通貨が基準通貨に対して下落した場合、当該クラスの受益証券の所有者の利益を大幅に制限する場合があり、当該受益証券の価格は下落する場合があります。

為替リスクにより次のような追加的なリスクが発生する可能性があります。 (i)ベーシス・リスク－為替先物契約の価格変動は、為替の価格変動を完全に相殺するものではありません。(ii)四捨五入－該当する受益証券クラスの為替リスクは、評価時点以降までは当日の市場変動についてヘッジを行うことができないため、各営業日について100%のヘッジを行うことはできません。(iii)タイミング－ヘッジングは一定の期間の経過により効果が出るよう設計されており、それだけを単独で、短い期間について分析すべきではありません。(iv)受益者による取引－特定の受益証券クラスへの流入又は流出によって、為替先物契約の増額又は減額が必要となります。当該追加取引が評価時点での予約レートとは異なるレートで実行された場合、ヘッジの総合的な業績に影響が及びます。(v)流動性－一部の通貨は、世界の主要通貨マーケットと比べて流動性が低い場合があります。受益証券クラスの通貨は、売主が売却したいタイミングで売却すること又は売主が予想していた時点での価値で売却することが難しい又は不可能な場合があります。(vi)不利な為替レート－受益者は、取引日に受益証券クラス通貨で受付けられた申込みについて、取引日以降まで申込み利益を受領できない場合、サブファンドの基準通貨の為替レートの不利な変動によるリスクを負う場合があります。また、受益者は償還後、償還金額が償還した受益者に対して支払われるまでに、受益証券クラスの通貨に関連する基準通貨の価値が減少した場合のリスクを負うことがあります。アンダーライイング・ファンドに新たな流入があった場合、かかる受益者取引の取引日の取引終了時間に可能な限り近い時間に投資が行われる必要があります。

**⑦ 収益均等化**

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの受益証券は、収益を均等化することができます。収益均等化は受益証券の申込代金及び買戻代金の一部を未分配収益として積立てることにより、既存の受益者に帰属すべき収益の希薄化を防ぐものです。したがって、受益証券の購入時又は買戻時の価格には、この未分配収益という要素が含まれることがあります。均等化とは、申込みもしくは買戻しした受益者に対して支払われる、該当期間の未分配収益、もしくは該当期間に申込んだ受益者から受領した金額を指します。

**⑧ 課税リスク**

当ファンドの各サブファンドは米国の源泉徴収税又は所得税の対象となる収益を生み出す証券に投資する場合があります。受益者及び投資家は、ファンドの受益証券に申込み、保有、買戻し、転換、スイッチングもしくはその他の処分を行うことによる将来の課税の可能性もしくはその他の結果について専門家に相談されることをおすすめします。当ファンドに適用される日本及びアイルランドの課税上の取扱いの概要は(5)課税上の取扱いのとおりです。しかし、受益者及び今後当ファンドに投資する可能性のある方は、当該項目に記載された内容は当ファンド及びすべての種類の投資家に適用されるすべての課税上の取扱いを網羅したものではなく、特別な規則の対象となる可能性がある点にご注意ください。

**⑨ 決済にかかる申込みの不備によるリスク**

当ファンドの各サブファンドは申込みの不備によるリスクを負います。効率的なポートフォリオ運営のために、投資顧問会社は該当する決済日に決済金額が受領されるという基準で証券を購入し、効率的なポートフォリオ運営手法や商品を採用します。当該決済金額がサブファンドによって受領されない場合もしくは当該決済日までに受領されない場合、サブファンドは購入した証券を売却もしくは効率的な運営手法に基づくポジションを手仕舞わなければならなくなり、申込金の決済を怠った申込人が当該損失について責任を負う場合でも、サブファンドに損失を生じさせる場合があります。

**⑩ 四捨五入**

当ファンドのサブファンドの分配型クラスに関して、支払われる分配金は小数点第２位で四捨五入します(円建ての分配型クラスに関しては、小数点第１位で四捨五入して整数にします)。「分配方針」に定める手続きに従って当該分配型クラスに自動的に再投資される分配金は、小数点第３位で四捨五入します。

**⑪ 当ファンドのサブファンドに対する投資に関する費用**

当ファンドの各サブファンドの資産から支払う手数料及び費用、及び各サブファンドに対する投資に関する手数料及び費用の詳細は後記「４　手数料等及び税金」の項に定めます。また、申込みの受領と承認後の各サブファンドの投資に関する取引費用もしくは買戻請求に応じるために各サブファンドが行う売却に関する取引費用など、一定の費用は各サブファンド全体で負担するものであり、受益証券の申込みを行う特定の投資家もしくは受益証券の買戻しを受ける特定の投資家が負担するものではないことに、投資家はご留意ください。

**⑫ 過度又は短期の取引**

投資家及び受益者は、過度又は短期の取引に関するリスクにご留意ください。詳しくは「第二部、第２、２　買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

**⑬ 分配**

各受益証券クラスの過去の分配金は、必ずしも各受益証券クラスの将来の分配に関する基準とはならないことにご留意ください。

**⑭ 投資家用口座に関するリスク**

投資家用口座は、各サブファンドに対する申込み及び各サブファンドからの償還のために利用されます。投資家用口座に預託された金銭はサブファンドの資産ではないため、純資産価格又は受益証券１口当たりの純資産価格の計算には含まれません。同様に、保管受託会社もその他の会社も投資家用口座に預託された金銭について保管責任を負いません。投資家用口座に金銭を預託している受益者、受益者候補及び元受益者は、当該口座に金銭を預託している間は、シティバンク・エヌエーの信用リスクの対象となります。さらに、投資家用口座の現金決済が遅延又は必要な日に行われなかったことにより、サブファンドへの申込みが適時に行われない又は完全に行われない場合があります。

管理事務代行会社は、特定の取引日について受領した申込金(受益証券の申込みが受付けられているもの）を、本書に定める取引締切時間及び決済時間に従って、投資家用口座から保管受託会社のサブファンドの口座に送金します。したがって、当該期間中（及び該当する取引日まで）、受益者又は受益者候補に対して当該サブファンドの受益証券は発行されませんが、当該金銭はその時点でサブファンドのその他のすべての資産に統合され、市場一般のリスク、サブファンドの債権者及びサブファンドに影響するその他のリスクに晒されることとなります。

投資家用口座に関する詳細は、下記「第２、２　買戻し手続等、(1) 海外における買戻し手続等」の「投資家用口座」の項目に記載するとおりです。

**⑮　サイバー・セキュリティ及び個人情報の盗難**

管理会社、サブファンド、投資顧問会社、サブファンドのサービス・プロバイダー（監査人、保管受託会社、管理事務代行会社及び販売会社を含むが、これらに限定されない）及び／又はサブファンドが投資する証券の発行体が依拠する情報技術システムは、コンピューターウィルス、ネットワーク障害、コンピューター及び通信障害、関係者以外の者による侵入及びセキュリティ違反、それぞれの専門家による誤使用、停電並びに火災、暴風、洪水、ハリケーン及び地震等の災害による損害又は中断の影響を受ける場合があります。上記の当事者はこれらの事由の対策を講じているものの、これらのシステムが被害を受け、長期間実施不可能となり、又は正常に機能しない場合、これらのシステムの修理又は交換のために多額の投資を要する場合があります。さらに、一定のリスクが認識されていない場合等、これらの対抗策の限界が潜在している場合があります。これらのシステムの障害及び／又は何らかの災害からの復旧計画は、サブファンド、投資顧問会社、サービス・プロバイダー及び／又はサブファンドが投資している証券の発行体の運営を大きく妨害する場合があり、投資家（及び投資家の実質的所有者）の個人情報を含む、機密データのセキュリティ、機密性又はプライバシー保護を維持できなくなる場合があります。当該障害はサブファンド、投資顧問会社、サービス・プロバイダー及び／又は発行体の評判に悪影響を及ぼす場合があり、当該組織及びその関係者が訴訟の対象となる場合があり、またそれらの事業及び業績に影響を与える場合があります。サブファンドが投資している証券の発行体にこれらの問題が発生した場合、当該証券に対するサブファンドの投資の価値が失われる場合があります。

**⑯ AIFMのリスク**

当ファンドは、AIFM指令に基づくオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)です。当ファンドは、AIFルールブック集第１章に基づき、アイルランド中央銀行より個人投資家向けAIFとして認可を受けており、外部AIFMを有しています。AIFMはサブファンドが一定の規制及び／又は条件に従うようにしなければなりません。当該規制及び／又は条件には、流動性プロファイル及び償還方針並びにレバレッジの使用、証券化ポジションへの投資、透明性、保管機関の任命、並びに大量保有の取得及び未上場会社の支配に関する開示義務に関するものが含まれます。

管理会社は、AIFM規則に従い、アイルランド中央銀行からAIFMとして認可を受けており、当ファンドのAIFMとして業務を行います。AIFMは、AIFM指令が定める一定の規制及び／又は条件を順守する義務を負います。AIFMは、様々な組織的な要件を満たし、事業行為規範に従うことを要求されており、リスク管理、流動性管理及び報酬等の分野に関する活動プログラム、様々な方針及び手続を採用及び実施し、現在の資本、報告及び透明性の義務を遵守することを要求されています。当該規制及び／又は条件によって、サブファンドが直接的又は間接的に負担する運用費が増加することが予想されます。

**⑰ スイッチングに関するリスク**

スイッチングを行う際、原クラス受益証券の買戻しにかかる約定日と新クラス受益証券の申込みにかかる約定日が異なるため、約定日間にクラス受益証券１口当たりの純資産価格又は為替レートが変動することがあります。受益者は、スイッチングを行う際には、スイッチング請求後の予期し得ないクラス受益証券の純資産総額の変動及び為替レートの変動の影響を受けることがあること、並びにこのような変動に伴うリスク及び損失は各受益者に帰属することにご留意ください。

**⑱ 為替取引における利益相反**

販売会社又は販売取扱会社は、当ファンドの申込みに関する為替取引において、相手方として参加する場合があります。したがって、これらの当事者の利益が当ファンド又は投資家の利益と対立する場合が考えられます。各当事者は常に当ファンドに対するそれぞれの責任を考慮し、かかる取引が、独立企業間の取引として交渉された通常の条件で行われた公正な取引であることを確認するものとします。

**(ⅱ)アンダーライイング・ファンドに関するリスク**

**Ａ． 一般的な投資リスク**

**1) ハイイールド証券に投資するリスク**

アンダーライイング・ファンドには投資対象の最低格付基準があらかじめ定められておらず、主要な格付機関により投資適格未満とされた証券に投資することができます(スタンダード・アンド・プアーズのBB以下、ムーディーズのBa以下、フィッチのBB以下。別紙２を参照してください。)。

投資適格未満の格付けを受けた証券の価値は、高い質の証券の場合と比べ、一般的に発行体の金利及び元本の支払能力(つまり信用リスク)に左右されます。このような証券の発行体は、高い格付けを受けている証券の発行体に比べ財務的な強さを欠く場合があります。ハイイールド証券は一般的により高い信用リスクに晒されており、高い格付けを受けている証券よりも債務不履行の可能性が高くなっています。発行体が債務不履行となった場合、投資家は大きな損失を被る可能性があります。このような発行体への投資は、高い質の証券への投資よりも投機的な投資と考えられます。低い格付けを受けた証券の発行体は、実際の又は見かけの経済的変化、政治的変化、又は発行体についての不利な展開による影響を受けやすいです。否定的な報道や投資家の見方及び新しい法律又は法案は、低い格付けの証券の市場に対し、より大きな悪影響を及ぼす場合があります。ハイイールド債券には、コール・オプションや償還オプションなど、発行体による証券の買戻しを可能とする条項が付されている場合があります。金利下落局面において、発行体によってかかるオプションが行使された場合、アンダーライイング・ファンドは、償還又は買戻された証券を、より利回りの低い証券で代替することとなり、その結果、アンダーライイング・ファンドへの投資収益が減少することがありえます。ハイイールド債券は流動性が低下する場合があります。流動性の低下はこれらの債券の価値に影響を与え、これらの債券の評価及び売却を難しくする場合があり、これらの債券の価値変動が激しくなる可能性があります。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、投資適格未満の債券又は優先株式の投資比率に関する制限が無く、かかる投資適格未満の証券を多く保有することができます。そのため、投資適格証券に投資しているアンダーライイング・ファンドよりもリスクが高くなる場合があります。

ジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産総額の少なくとも３分の２を投資適格未満とされた債券又は優先株式に投資し、かかる証券には無制限に投資することができます。

ジャナス・バランス・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、純資産総額の35%までを投資適格未満とされた債券に投資することができます。

ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドの各アンダーライイング・ファンドは、純資産総額の15%までを投資適格未満の証券に投資することができます。

副投資顧問会社は、複数の機関による異なる格付けを持つ証券と非格付証券に対する投資が上記に規定された投資比率に関する制限に含まれるかどうか、又はそれらが投資適格証券もしくは投資適格未満の証券と同等であるかどうかを決定することがあります。

**2) 格下げリスク**

投資適格証券は投資適格未満に格下げされるリスクがあります。投資適格証券が投資適格未満に格下げされた場合、投資家は、当該投資適格未満証券は一般的に信用リスクが高く、高格付証券に比べて債務不履行の可能性が高いと見られている点にご留意ください。発行会社が債務不履行に陥った場合、当該証券を処分することができない場合又は当該証券のパフォーマンスが悪化した場合、投資家は大きな損失を被る可能性があります。さらに投資適格未満と格付された証券及び／又は信用格付の低い証券の市場は、高格付証券の市場と比べて一般的に流動性が低く、取引量が少なく、経済又は金融市場の変化に対応して保有資産を整理するサブファンドの能力は、悪い評判及び投資家の認識などの要因によりさらに制限される可能性があります。

**3) 取引先リスク及び決済リスク**

アンダーライイング・ファンドは、取引先の信用リスク及び決済デフォルトのリスクを有します。取引先リスクとは、取引先又は第三者が、アンダーライイング・ファンドに対する債務を履行しないリスクのことです。アンダーライイング・ファンドは、債権、債券並びに各種スワップ、先物取引及びオプションを含む金融デリバティブ商品などへの投資により、取引先リスクを有することになります。副投資顧問会社は、取引を実際の引渡しを伴わない決済方法により行うことが適当であると判断することができ、保管受託会社に対してこれを指図する場合があります。取引を決済することができない場合にはアンダーライイング・ファンドの損失となり、保管受託会社がかかる引渡しもしくは支払を善意で行った場合に限り、保管受託会社は、アンダーライイング・ファンドもしくは受益者に対してかかる損失の責任を負いませんので、この点について、受益者はご留意ください。

決済デフォルトは、アンダーライイング・ファンドが現金を預け入れた金融機関に関連して生じる可能性があります。アンダーライイング・ファンドとの間で店頭デリバティブ取引又は現先取引もしくは売り現先取引を行う取引先は、元金、金利又は清算金をすみやかに支払うことができず、もしくは支払を拒絶し、又はその義務の存在を認めない可能性があります。取引先が破産し、支払不能に陥り、又は財務状態が悪化した場合、顧客の預入金に関するルールは、アンダーライイング・ファンドが第三者に預け入れた現金を十分に保護しない可能性があります。同様に、アンダーライイング・ファンドの資産は、取引先又は取引先の他の顧客の資産と適切に分別して管理されない可能性があります。アンダーライイング・ファンドは、取引先に預け入れた現金、担保もしくは証拠金の払い戻し、取引先に貸し出した証券の回収又は取引先との間で保有するポジションもしくは証券の清算につき、それらが遅延し又は困難になる可能性があります。さらに、ネッティング、相殺又はその他の権利の実行につき、重大な遅延を生じ又は費用を要する可能性があり、またかかる権利の実行が功を奏する保証もありません。

#### 4）金融デリバティブ商品への投資のリスク

金融デリバティブ商品への投資は、一般的に特別なリスク及び費用を伴い、アンダーライイング・ファンドに損失を生じさせる可能性があります。金融デリバティブ商品を有効に利用するためには洗練された投資運用が必要であり、アンダーライイング・ファンドは金融デリバティブ商品取引を分析し管理する副投資顧問会社の能力によって、左右されます。金融デリバティブ商品の価格の変動は予想が難しく、特に例外的な市況においてはより困難になります。さらに、特定のデリバティブ及びアンダーライイング・ファンドの資産もしくは負債の相関関係は、副投資顧問会社の予想と異なり、理論上は無制限のリスクを生じる場合があります。また、金融デリバティブ商品の一部はレバレッジがかけられており、これによりアンダーライイング・ファンドの損失は拡大もしくは増加する場合があります。マージン・コールの増加及び無制限の損失リスクもまた、金融デリバティブ商品の利用において生じるリスクです。

その他のリスクとしては、金融デリバティブ商品への投資を終了もしくは売却できない可能性によるリスクがあります。アンダーライイング・ファンドの金融デリバティブ商品への投資について、常に流動性のある流通市場が存在するとは限りません。実際、多くの店頭商品は流動性を欠く場合があり、希望する時期に解約できない可能性があります。スワップ取引等の店頭商品については、アンダーライイング・ファンドに対して相手方当事者が債務を履行できないというリスクも伴います。店頭市場への参加者は、上場会社とは異なり、通常、信用評価の対象とはならず、規制の対象外となり、必要な支払額を保証する代行会社も存在しません。したがって、アンダーライイング・ファンドは契約条件に関する争い(善意悪意を問わず)のため、又は信用もしくは流動性の問題で、相手方が条件に従って取引を決済しないリスクに晒され、損失を被る可能性があります。

アンダーライイング・ファンドがデリバティブ契約を利用することにより、直接証券に投資することもしくはその他の従来の投資を行うことによるリスクとは異なる、もしくはこれよりも高いリスクに晒されることがあります。第一に、アンダーライイング・ファンドが投資するデリバティブ取引はアンダーライイング資産の価値の変動と相関関係が無い可能性があり、相関関係があった場合でも、当初の予想とは逆の方向に変動する可能性があります。第二に、金融デリバティブ商品を含む投資が損失のリスクを抑制する場合もありますが、利益を減少させる場合もあり、場合によっては、ポートフォリオの有利な価格変動を相殺し、損失を発生させる可能性もあります。第三に、金融デリバティブ商品に関する契約の価格の間違いや評価が不適切であるリスクがあり、その結果として、アンダーライイング・ファンドは相手方に対して必要以上に現金を支払わなければならない可能性があります。最後に、デリバティブ取引はアンダーライイング・ファンドの経常利益もしくは短期資本所得(連邦所得税上は経常利益として処理)を増大させる可能性があり、その結果として、受益者に対する課税対象となる分配を増加させる可能性があります。デリバティブ取引は法律上のリスク及び信用リスク、通貨リスク、レバレッジリスク、流動性リスク、指標リスク、決済リスク及び金利リスクなど、ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスに記載するその他のリスクを伴う場合があります。

**5) レバレッジリスク**

投資又は取引戦略によって、比較的小規模な市場の変動が、投資資産の価値に大きな変動を与えることがあります。レバレッジを含む一定の投資又は取引戦略は、当初投資額を大幅に超える損失を生じる可能性があります。

**6) 流動性リスク**

アンダーライイング・ファンドが投資する市場の中には、世界の主要な株式市場に比べ、流動性が低く変動性が高い市場があるため、受益証券の価格が大きく変動することがあります。一定の証券は、売り手が売却したいと考えるその時価で売却することが困難又は不可能なことがあります。

**7) 指標リスク**

デリバティブが指標の動きに連動している場合、デリバティブは指標の変動にさらされることになります。指標の変動によって、アンダーライイング・ファンドはより低い金利の支払いを受け取り、又はデリバティブの価値がアンダーライイング・ファンドの投資額よりも低くなる可能性があります。逆指標証券（指標と逆の値動きをする証券）を含む指標化証券は、連動する指標の変動が増幅されて価値を増加又は減少させるようなレバレッジ効果を生ずることがあります。

**8) スワップ**

スワップ契約は、アンダーライイング・ファンドに対する支払義務につき債務不履行が生じるリスクを伴います。スワップ取引における相手方が債務不履行に陥った場合、アンダーライイング・ファンドは、契約上アンダーライイング・ファンドが受け取る権利を有する支払を受けられないリスクを負うことになります。スワップ契約はまた、アンダーライイング・ファンドが相手方に対する債務を履行できないリスクも抱えています。スワップ取引の相手方がスワップ契約に従った債務の履行を行い、又は、債務不履行時において、アンダーライイング・ファンドが契約上の補償を受けられる保証はありません。したがって、アンダーライイング・ファンドは、スワップ契約に従った支払いの受領が遅延し又は受領できないリスクが存在することを想定しています。アンダーライイング・ファンドによるスワップ取引には、レバリッジリスクが伴います。

**9) 発行日取引、遅延引渡し又は先渡予約証券**

アンダーライイング・ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために、「発行日取引」、「遅延引渡し」又は「先渡予約」の条件で証券を購入することがあります。当該証券の購入は、実際の交付の前に価格の変動がある可能性があるため、アンダーライイング・ファンドは一定のリスクに晒されます。「発行日取引」、「遅延引渡し」又は「先渡予約」の条件での証券の購入は、証券の交付が行われた日の市場における運用利回りが、当該証券取引の利回りよりも大きい場合、リスクを負うことがあります。また証券が交付されず、アンダーライイング・ファンドが損失を被るというリスクもあります。

**10) モーゲージ証券のダラー・ロール取引**

モーゲージ証券のダラー・ロール取引は、モーゲージ関連証券をあらかじめ決められた価格で購入又は売却する将来の取引の約束を伴うため、特定の証券について取引が実行された場合、アンダーライイング・ファンドは、当該証券の価格についての市場の動向を有利に利用できないことがあります。またモーゲージ証券のダラー・ロール取引は、上記「取引先リスク及び決済リスク」に記載するリスクの対象となります。

**11) 小型証券に関連するリスク**

小規模な企業もしくは新しい企業は、経営に関する経験に乏しく、成長もしくは発展の可能性に必要な資金を生成し、確立されていない、又は最終的に確立されない可能性のある市場において新製品もしくはサービスを開発又は販売する場合があるため、大規模もしくは歴史の古い発行体よりも、大幅な損失を被る可能性又は大きく成長する可能性があります。さらに、かかる企業はその産業において重要な存在ではない場合があり、より歴史の古い企業との厳しい競争の対象となる場合があります。小規模もしくは新しい企業の証券は、歴史の古い発行体の証券のための市場より取引市場が制限される場合があり、大幅な価格変動の影響を受ける場合があります。一定のアンダーライイング・ファンドは、規制市場で取引されていない、より小さい、新しい企業の証券に投資する場合があり、これは投資規制の対象となります。かかる企業に対する投資は変動性が高く、投機的な傾向があります。したがって、当該投資は損失を被る可能性が高く、当該損失がサブファンドのパフォーマンスに影響を与える可能性があります。

**12）ポートフォリオ回転率**

一定のアンダーライイング・ファンドは、様々な理由により短期的な証券取引を行い、その結果としてポートフォリオ回転率が上昇する場合があります。ポートフォリオ回転率は、市況、アンダーライイング・ファンドの規模の変化、アンダーライイング・ファンドの投資内容及び投資顧問会社及び副投資顧問会社における運用担当者の投資スタイルにより影響を受けます。ポートフォリオ回転率の上昇は、ブローカー手数料、ディーラーの利ざや及びその他の取引費用の増加につながる場合があり、譲渡益税が発生する可能性があります。ポートフォリオ回転率の上昇に関連するコストの増加は、アンダーライイング・ファンドの利益を相殺する場合もあります。

**13）指標化/仕組証券**

指標化/仕組証券とは、満期時の価値もしくは利率が為替、金利、持分証券、指標、商品価格やその他の金融指標に連動している短期債や中期債のことです。かかる証券の価値は指標の変動によって増減します（すなわち、その価値は参照指標もしくは商品が上昇した場合には、増加もしくは減少します。）。指標化/仕組証券は、原資産である商品に対する直接投資と同様の収益特性がある場合や、より変動性の大きい場合があります。アンダーライイング・ファンドは、原資産である商品の市場リスクと、発行会社の信用リスクの両方を負うことになります。

**14）仕組投資**

仕組投資とはリターンが原指標やその他の証券又は資産クラスに連動している証券を意味します。仕組投資は一般的に個別に交渉された合意であり、店頭で取引することができます。仕組投資は原証券の投資の内容を再構成するために組成・運用されています。この再構成では、企業又は信託等の団体による又は特定の商品（商業銀行ローンなど）の預託もしくは購入、及び当該団体による、原商品を担保とするもしくはこれに対する持分を表象する１又は複数クラスの証券（以下「仕組証券」といいます。）の発行が行われます。原商品のキャッシュ・フローは、異なる満期、支払い順位及び金利規定など、異なる投資内容を有する証券を創設するために新規に発行された証券の間で割り当てられ、当該仕組証券についての支払いの範囲は原商品のキャッシュ・フローの範囲により定められます。仕組証券には通常、信用補完を伴わないため、信用リスクは原商品と同様のリスクとなります。仕組証券に対する投資は通常、別のクラスの支払いの権利に劣後し又は劣後しないクラスの仕組証券となります。劣後仕組証券は通常高い利回りを有し、非劣後仕組証券よりも高リスクです。仕組証券は通常私募取引で販売され、現在仕組証券の活発な市場は存在しません。

政府及び政府関連の更生債務商品に対する投資は、元利金の支払い不能もしくは支払い拒否、未払い債務の支払いの繰延べもしくは再編成、及び追加融資の要請など、特別なリスクを伴います。仕組投資には、インバースフローター債や債務担保証券など多様な商品が含まれます。

**15）ローン・パーティシペーションへの投資**

アンダーライイング・ファンドは、企業もしくはその他の種類の事業体と１つ以上の金融機関(以下「貸主」といいます。)との間の非公開の交渉に基づく変動金利の商業ローンに投資する場合があります。当該投資は、証券化された、あるいは証券化されていないローン・パーティシペーションの取得又は譲渡という形で行われます。ローン・パーティシペーションは流動性があり、また、少なくとも397日ごとに利率が変動します。アンダーライイング・ファンドは、借主の債務不履行のリスクを負うとともに、証券化債権がアンダーライイング・ファンドと貸主との間の契約関係でしかなく、借主との間に契約関係がない場合、一定の状況下において、貸主の信用リスクも負うこととなります。証券化債権の購入に関連して、アンダーライイング・ファンドは、融資に関するローン契約の条項の遵守を借主に求めることはできず、借主に対して相殺権を行使することができない可能性があります。したがって、アンダーライイング・ファンドは投資対象であるローンを裏付ける担保によってその権利を保全されない場合があります。アンダーライイング・ファンドは、一般に認知された正規のディーラーを通じてのみ証券化債権を購入します。

**16）投資の集中**

各アンダーライイング・ファンドは分散された投資ポートフォリオの維持を目指しています。しかしながら、アンダーライイング・ファンドの中には他のアンダーライイング・ファンドと比べて分散性に欠けるものがあります。アンダーライイング・ファンドの投資が集中することにより、ある特定の投資商品の価値が下落した場合、もしくはその他の悪影響を受けた場合に、相対的に大きい損害を被る可能性が高まります。

**17）ジャナス・キャピタル・ファンドのアンブレラ構造及びアンダーライイング・ファンド間の債務負担に関するリスク**

各アンダーライイング・ファンドは、その収益性にかかわらず、費用及び報酬を支払う義務があります。ジャナス・キャピタル・ファンドはアンブレラ・ファンドであり、アンダーライイング・ファンドごとに債務が分離され、アイルランドの法律に基づき、ジャナス・キャピタル・ファンド全体としては対外的債務を負わず、一般的にアンダーライイング・ファンド間での債務負担の可能性はありません。但し、アイルランド法以外の法管轄の下では、ジャナス・キャピタル・ファンドに対して訴訟が提起された場合には、各アンダーライイング・ファンドの当該分離性が維持されない場合があります。さらに、アンダーライイング・ファンド間の債務負担の有無にかかわらず、アンダーライイング・ファンドに関する訴訟は、ジャナス・キャピタル・ファンド全体に影響し、さらに、全てのアンダーライイング・ファンドの運営に影響する可能性があります。

**18）フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)**

外国為替市場の取引終了時と評価の時点の間のステール・プライシングを調整するために、公正な価格設定を使用して債券を評価する場合及びフェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いて証券を評価した場合、アンダーライイング・ファンドの当該証券に対する評価は、当該証券の最新の市場価格と異なる可能性が高くなります。以下のアンダーライイング・ファンドにおいては、定期的に定型的な適正価値測定を使用します。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・USトゥエンティ・ファンド。もっとも、その他のアンダーライイング・ファンドも定型的な適正価値測定を使用する場合があります。

**19）課税リスク**

各アンダーライイング・ファンドが投資する証券の収益は、米国の源泉徴収税又は所得税の課税対象となる場合があります。受益者及び投資家は、アンダーライイング・ファンドの受益証券に申込み、保有、売却、転換もしくはその他の処分を行うことによる将来の課税の可能性もしくはその他の結果について専門家に相談されることをおすすめします。

**20）申込みの不備によるリスク**

各アンダーライイング・ファンドは申込みの不備によるリスクを負います。効率的なポートフォリオ運営のために、投資顧問会社又は副投資顧問会社は、該当する決済日に決済金額が受領されるという前提で、証券を購入し、効率的なポートフォリオ運営手法や商品を用います。アンダーライイング・ファンドがかかる決済金額を決済日までに受領しない場合、申込費用の決済を行わなかった申込人がかかる損失について責任を負っていたとしても、アンダーライイング・ファンドは、上記前提で購入した証券を売却し、効率的なポートフォリオ運営手法に基づくポジションを終了しなければならず、その結果アンダーライイング・ファンドが損失を被る場合があります。

**21）四捨五入**

アンダーライイング・ファンドの特定の分配型クラスに関して支払われる配当金は、小数点第２位を四捨五入します。ジャナス・キャピタル・ファンドが別途定める方法で分配型受益証券クラスに自動的に再投資される配当金は、小数点第３位を四捨五入します。

**22）アンダーライイング・ファンドに対する投資に関する費用**

申込みの受領と承認後のアンダーライイング・ファンドの投資に関する取引費用もしくは買戻請求に応じるためにアンダーライイング・ファンドが行う売却に関する取引費用など、一定の費用はアンダーライイング・ファンド全体で負担するものであり、受益証券の申込みを行う特定の投資家もしくはアンダーライイング・ファンドによって受益証券を買戻される特定の投資家が負担するものではありません。また、アンダーライイング・ファンドの５％以上に相当する受益証券の買戻請求について、該当するファンド営業日において買戻金額が申込金額を上回る場合には、ジャナス・キャピタル・ファンドは、当該買戻請求に応じるために有価証券を売却したことによりアンダーライイング・ファンドに生じた費用を当該買戻金額から控除する場合があることにご留意ください。

**23）証券貸付取引**

アンダーライイング・ファンドは一定の資格を有するブローカー／ディーラー及び金融機関に対する証券の貸付けを通じて、副収入を得ることがあります。ポートフォリオ中の証券を貸し付けた場合、当該証券が適時に返還されない場合があり、サブファンドが証券を取り戻す際、又はアンダーライイング・ファンドにローンを担保するために提供された担保を取得する際に遅延及び費用が発生する場合があります。アンダーライイング・ファンドが貸し付けた証券を回収できない場合、アンダーライイング・ファンドは代替証券を市場で購入するために担保を使用することができます。担保の価値が代替証券の価値を下回るリスクがあり、その場合にはアンダーライイング・ファンドに損失が発生します。証券貸付取引を行う場合、アンダーライイング・ファンドの資産は、証券の借入人に移転されることがあります。この場合、証券貸付取引には、借入人から担保を受けるという条件は設定されていますが、借入人もしくは証券貸付取引における代理人の債務不履行もしくは破産など証券貸付取引特有のリスクがあります。さらに、借入人から担保として受領した投資対象資産に関連する一定の市場リスクもあり、その結果担保の価値が減少する場合があります。

**24）特殊な状況**

一定のアンダーライイング・ファンドは新製品の開発、技術的な大発見もしくは経営陣の変更など、特殊な状況又は急上昇の状況にある証券に対して投資をすることがあります。「特殊な状況」における投資において期待された展開が生じない場合、もしくは期待されたほど証券が注目されない場合には、アンダーライイング・ファンドの業績に損失が生じることがあります。

**25）コミットメント・アプローチ及びVaR方式による市場リスク及びレバレッジの測定**

海外直接投資を行う各アンダーライイング・ファンドは、コミットメント・アプローチを使用することによって、市場リスク及びデリバティブの利用により発生するレバレッジを抑制するよう努めます。海外直接投資を行う各アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社は、海外直接投資に付随するリスクを正確に測定、監視及び管理するためのリスク管理プロセスを採用しています。コミットメント・アプローチでは、アンダーライイング・ファンドの純資産価値に関連するデリバティブ商品の潜在的なリスクの市場価値を算出することにより、レバレッジを計算します。

**26）アンダーライイング・ファンドについての投資家用口座に関するリスク**

投資家用口座は、各アンダーライイング・ファンドに対する申込み及び各アンダーライイング・ファンドからの償還のために利用されます。投資家用口座に預託された金銭は、アンダーライイング・ファンドの資産ではないため、純資産価格又は受益証券１口当たりの純資産価格の計算には含まれません。同様に、アンダーライイング・ファンドのカストディアンもその他の会社も投資家用口座に預託された金銭について保管責任を負いません。投資家用口座に金銭を預託しているアンダーライイング・ファンドの受益者、受益者候補及び元受益者は、当該口座に金銭を預託している間は、シティバンク・エヌエーの信用リスクの対象となります。さらに、投資家用口座の現金決済が遅延又は必要な日に行われなかったことにより、アンダーライイング・ファンドへの申込みが適時に行われない又は完全に行われない場合があります。

アンダーライイング・ファンドの管理事務代行会社は、特定の取引日について受領した申込金(アンダーライイング・ファンドの受益証券の申込みが受付けられているもの）を、ジャナス・キャピタル・ファンドのプロスペクタスに定める取引締切時間及び決済時間に従って、投資家用口座からアンダーライイング・ファンドのカストディアンのアンダーライイング・ファンドの口座に送金します。したがって、当該期間中（及び該当する取引日まで）、当該アンダーライイング・ファンドの受益証券は受益者又は受益者候補に対して発行されませんが、当該金銭はその時点でアンダーライイング・ファンドのその他のすべての資産に統合され、市場一般のリスク、アンダーライイング・ファンドの債権者及びアンダーライイング・ファンドに影響するその他のリスクに晒されることとなります。

### B. 特定のアンダーライイング・ファンドに関するリスク

#### ① 業界リスク

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは、不動産業に従事もしくは関連する、又は多くの不動産を所有する企業に集中して投資します。その結果、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドのポートフォリオの企業が共通の特徴を有し、不動産業界における市場の進展に類似する反応を示す可能性があります。例えば、REITの株価と他の不動産関連企業の株価は、ローンの借主の返済不能や経営ミスにより、下落することがあります。さらに、不動産価値は、経済的、法的、文化的又は技術的進歩を原因とする空室率の上昇又は賃料の下落により、下落することがあります。したがって、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドの収益は、投資対象がそれほど集中していない他のポートフォリオに比べ、価格変動がより大きい可能性があります。

#### ② REIT及び不動産関連企業に関するリスク

エクイティREIT及びその他の不動産関連企業の株価は、REIT又は不動産関連企業が資産として保有する不動産評価額の変動並びに資本市場及び金利の変化による影響を受けます。モーゲージREIT及びその他の不動産関連企業の株価は、その供与する貸付の質、保有するモーゲージの信用価値及びモーゲージの担保となる不動産評価額による影響を受けます。

税制によっては、REITは、一定の条件の下、配当に対する課税を回避することができます。例えば、1986年米国内国歳入法(その後の修正を含みます。以下「内国歳入法」といいます。)に基づき、米国のREITは、組織、所有権、資産及び利益に関連するいくつかの要件、並びに通常各課税年度ごとにその課税所得(キャピタルゲイン純額を除きます。)の少なくとも90%を、その株主に分配するという要件を満たす場合、その株主に配当する利益について米国において課税されません。但し、米国のREITは、例えば内国歳入法の下で、所得税につき非課税のパス・スルー主体として認められない可能性があります。その場合、パス・スルー主体として認められなかった米国のREITレベルでの配当所得につき、当該REITが課税されることになります。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドは不動産に直接投資しませんが、主に不動産関連の会社に投資する方針のため、証券市場関連リスクに加えて、不動産を直接所有する場合と同様のリスクがあります。

これらのリスクに加えて、エクイティREIT及びその他の不動産関連企業は、ファンドが資産として所有する不動産評価額の変化による影響を受ける場合があり、またモーゲージREIT及びその他の不動産関連企業は、供与する借款の質による影響を受ける場合があります。さらに、REIT及びその他の不動産関連企業は経営能力に依存し、一般的に当該REITには多様性が無い場合があります。REIT及び不動産関連企業は、キャッシュ・フローへの依存度の高さ、賃借人及び任意清算等による債務不履行の影響を受けます。またその他のリスクとして、REITもしくは不動産関連企業が所有するモーゲージの借主、又はREITもしくは不動産関連企業が所有する不動産の賃借人が、REITもしくは不動産関連企業に対する債務を履行できない可能性が挙げられます。借主又は賃借人による債務不履行が発生した場合、REITもしくは不動産関連企業がその抵当権者もしくは貸主としての権利につき強制執行を行う際に遅延を来すことがあり、その投資物件を守るために発生する多額の費用を負担する場合があります。前述のリスクに加えて、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのアンダーライイング・ファンドが投資することがある特化型REITもしくは不動産関連企業は、その資産をホテルREITもしくはホテルに投資する不動産関連企業、療養施設REITもしくは療養施設に投資する不動産関連企業又は倉庫REITもしくは倉庫に投資する不動産関連企業等の特定の不動産分野を資産として所有することがあり、したがってこれらの分野での成長性悪化に関連するリスクがあります。

流通市場におけるREIT及びその他の不動産関連企業の取引は、他の株式の場合よりも流動性が低い場合があります。例えば、米国の主要な証券取引所におけるREITの流動性は、平均して、ラッセル2000インデックス小型証券の取引の場合と同等です。

③ 新興市場リスク

アンダーライイング・ファンドは、新興市場に投資することがあり、一定のアンダーライイング・ファンドは純資産総額の全額を当該国に投資することを許可されています。

新興市場への投資に関するリスクは他国と比べて高い場合があり、以下のものが含まれます（但しこれらに限定されません。）。

・米ドル以外の為替リスク

ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドを除いた各アンダーライイング・ファンドは米ドル以外の通貨建ての証券を購入する際に現地の通貨を購入し、また当該証券を売却する際にその現地通貨を売却することがあります。ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドを除いた各アンダーライイング・ファンドの基準通貨は米ドルであるため、米ドル以外の通貨建ての証券を保有する場合、その価格は米ドルに対する現地通貨の価値により影響を受けます。ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドは日本円以外の通貨建ての証券を購入する際に現地の通貨を購入し、また当該証券を売却する際にその現地通貨を売却することがあります。ジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドの基準通貨は日本円であるため、日本円以外の通貨建ての証券を保有する場合、その価格は日本円に対する現地通貨の価値により影響を受けます。

・政治及び経済リスク

一定の国、特に新興市場における投資には政治的又は経済的リスクが増大します。国によっては企業の資産又は事業を政府に没収されるリスク、もしくは政府がその国からアンダーライイング・ファンド資産を移動することについて税金又は制限を課すリスクがあります。前述の投資制限に基づいて、アンダーライイング・ファンドは新興市場に投資する場合があります。新興市場は未完成な経済構造、国家的方針としての外国人の投資規制及び異なる法律などのリスクを伴います。新興市場に上場されている株式の市場性は、買値と売値の大幅な差、取引所の営業時間による制限、狭い投資家層及び外国人投資家の持分の制限等により制限される場合があります。したがって、アンダーライイング・ファンドは希望する時期と価格で投資を実現することができない可能性があります。新興市場は異なる決済方法を定めている場合があり、中には証券取引の量に決済の処理が追いつかず、取引を困難にしている場合があります。発展途上国もしくは新興市場における取引に関連する費用は、先進国の証券取引に関する費用より一般的に高い傾向にあります。

新興市場の企業が発行した証券への投資は、配当への源泉徴収課税もしくは没収課税、為替取引の停止又は取引制限を受ける可能性があります。

・規制及び法制によるリスク

新興市場では政府による監視が少ない可能性があり、かかる市場における発行体は、先進国の発行体に適用される統一された会計、監査、会計報告基準及び実務の適用を受けない場合があります。新興市場の発行体について一般的に入手可能な情報が少ない場合もあります。投資商品の売買及びかかる投資商品の受益権に関する新興市場の法制は比較的新しく、検証されていない場合があり、新興市場におけるアンダーライイング・ファンドの投資とこれに関して予定されている取り決めから生じる問題について、新興市場の裁判所もしくは省庁がどのような反応を示すかということは断言することはできません。

新興市場において現在投資を規制している法律、命令、規則、規制及びその他の法制は一部又は全部変更される可能性があり、新興市場の裁判所もしくはその他の当局は、関連もしくは既存の法制上、予定されている投資が違法であり遡及的に無効もしくは無効であると解釈する場合があり、これによりアンダーライイング・ファンドが悪影響を受ける場合があります。

新興市場における企業に関する法制、特に管理会社の受託者責任及び開示に関する法律は発展中である場合があり、より発展が進んでいる国における同様の法律と比べて、規制が緩い場合があります。

・市場リスク

新興市場など、市場によっては先進国の市場に比べ、流動性が少なく変動しやすい場合があります。かかる市場においては証券の交付前に支払が要求され、証券取引の決済が遅延する場合があります。債券について不履行があった場合、発行体に対する法的な請求権が制限される場合があります。

・保管リスク

アンダーライイング・ファンドは保管又は決済制度が十分に発達していない市場に投資を行う場合があります。ジャナス・キャピタル・ファンドの保管受託会社とかかる市場における副保管受託会社との取り決めもしくは契約が、新興市場において支持されるとは限らず、ジャナス・キャピタル・ファンドもしくはジャナス・キャピタル・ファンドの保管受託会社が得た、又はジャナス・キャピタル・ファンドが管轄裁判所において当該副保管受託会社に対して得た判決が、新興市場の裁判所において執行されるとは限りません。

・外国為替管理による送金リスク

アンダーライイング・ファンドは、投資を行った国から資本、配当、利息及びその他の収益が送金されない場合、もしくは送金について投資を行った国の政府の承認を必要とする場合があります。これは新興市場における投資の場合に起こりうることです。アンダーライイング・ファンドは送金について必要な政府の承認を得ることができなかったり、承認の遅延、決済取引のプロセスに影響を与える政府介入により悪影響を受けたりする場合があります。経済もしくは政治の状況により、特定の国において行われた投資について以前に付与された承認が撤回もしくは変更される場合があり、新たな規制が課される場合もあります。

上記に記載されたリスクに加え、ロシアの発行体の証券に対する投資は、特に高いリスクを含み、先進国で投資を行う場合とは異なる特別な考慮を必要とします。これは、ロシアの政治及び経済の不安定さが継続していることと、市場経済の発達が遅いことに起因します。ロシアの発行体の証券に対する投資は、投機性が高いとみなされます。このようなリスク及び特別な考慮は、以下のリスクを含みます。

(a) 取引完了の遅延並びにロシアの発行体の証券の登録及び保管システムにより生じる損失リスク
(b) 汚職、インサイダー取引及び経済システムにおける犯罪の横行
(c) 公開情報が少ないことなどに起因する、多くのロシアの発行体の証券の適正価格を把握することが困難なリスク
(d) 非常に多額の企業間貸付を含むロシア企業の一般的な財務状況によるリスク
(e) ロシアの税制に矛盾があったり遡及適用されたりもしくは法外な課税が改善されないリスク、又は税制改革の結果、新しい税法の適用に矛盾があったり予測不可能であるリスク
(f) ロシア政府又は他の執行・立法機関がソビエト連邦解体以来の経済改革の援護を止める決定をするリスク

2013年４月１日より、一部のロシアの発行体の証券に適用される保管方法が変更されました。当該日以降、アンダーライイング・ファンドのような投資家がロシアの発行体の証券を大量に所有する場合、発行体の株主名簿に直接記録されなくなります。その代わりに、当該ロシアの発行体の証券の所有及び取引の決済は証券集中保管機関であるNational Securities Depositary（以下「NSD」といいます。）に移管されます。アンダーライイング・ファンドのカストディアン又はそのロシアにおける現地の代理人がNSDの参加者となります。該当する発行体の登録簿には、NSDが証券の所有名義人として反映されます。したがって、これはロシアの発行体の証券の所有の記録と取引の決済の集中管理システムの導入が意図されたものではありますが、登録システムに関連する上記のすべてのリスクを排除するものではありません。

ロシアの発行体の証券に直接投資することに関する特別なリスクは、企業の株券の所有が記録されることです。株券の所有は、（保管機関を通じて株券が保有される場合を除き）発行企業の株式登録機関への登録によって確定され、通常、株式登録機関からの「株式の引き出し」によって証明されるか、あるいは一定の状況においては、券面によって証明されます。但し、株主のための主要な株式登録システムが存在せず、登録業務は、発行会社自身又はロシア中に所在する株式登録機関によって提供されています。株式登録機関は、証券の発行者によって管理されており、投資家には、株式登録機関に関してわずかな法的権利しか与えられていません。ロシアにおける株式保有の登録に関する法律及び実務は、十分に発達していないため、登録の遅延や未完了が生じてアンダーライイング・ファンドに損失が生じるおそれがあります。

一定のアンダーライイング・ファンドは中国市場に投資する証券又は商品に投資することができます。アンダーライイング・ファンドは中国B株式に直接投資することができますが、中国A株式には直接投資することはできません。アンダーライイング・ファンドは、主に中国A株式及びこれに類する、中国の規制市場に上場している会社が発行する証券からその原資産が構成されているか、又は業績が中国の規制市場に上場している会社が発行する証券に連動している、仕組債、参加証券、株式連動債、及びデリバティブに投資する他の集合投資ファンドに投資することによって、中国A株式に間接的に投資することができます。中国の証券市場に投資することにより、新興市場リスク及び中国特有のリスクの対象となります。中国の株式市場は、現在急速な成長を遂げ、変動を続けている新興市場です。そのため、取引の不安定性、並びに決済、解釈及び規制の適用において問題が生じる可能性があります。また、先進国の他の市場と比べて、中国の証券市場に対する規制とそのエンフォースメントのレベルは低いものに留まっています。また、中国における外国からの投資は規制されており、投下資本の本国送金にも制限が設けられています。中国に拠点を置く会社及び企業について開示されている監査済みの情報も多くありません。当該法律及び規則による規制又は制限は、本国送金及び取引に関する規制等は、アンダーライイング・ファンドの中国市場における投資の流動性及びパフォーマンスに悪影響をもたらす可能性があります。中国において、証券業は比較的新しい産業であるため、中国の政治的又は社会的な状況に起因する不確定要素、又は中国の法律及び規制の変更により、投資の価値に影響が生じる場合があります。アンダーライイング・ファンドは、中国の税法及び規制の下で課される源泉課税及びその他の課税の対象となる場合があります。投資家は、中国の税法及び規制は常に不確定な状態であり、常に変更される可能性があり、遡及的に適用される可能性があること、及び、その投資が悪影響を被る可能性があることを認識する必要があります。

また、中国A株式と中国B株式市場は、他の市場と比較すると、市場価値の総額と投資可能な株式数の両面において小規模といえます。このことにより、中国A株式と中国B株式市場の流動性は低くなり、株価が不安定となる要因となる可能性があります。

また、アンダーライイング・ファンドは、中国A株式と中国B株式に投資する又はこれらの業績に連動している金融商品の発行体に関する取引先リスクの対象となります。当該金融商品の発行体による債務不履行があった場合には、多額の損失を被る可能性があります。さらに、当該投資が店頭市場で行われる場合には、流動性が低くなる場合があり、当該投資の活発な市場が存在しない可能性があります。

他の集合投資ファンド並びに人民元建てで第三者が発行した仕組債、参加証券、株式連動債等及びデリバティブ商品等の他の金融商品を通じた中国A株式への投資は、該当するアンダーライイング・ファンドの基準通貨と当該投資の人民元の為替変動リスクの対象となります。人民元が通貨切下げの対象にならないという保証はありません。人民元の切下げは、アンダーライイング・ファンドにおける人民元建ての投資に悪影響を与える可能性があります。人民元は中国政府による為替管理政策の対象となっているため、現在は自由に交換することが可能な通貨ではありません。中国政府の為替管理政策及び本国送金の制限は今後変更される可能性があり、該当するアンダーライイング・ファンドの投資価値に悪影響を与える可能性があります。

ユーロ圏リスク：EUの複数の国々は深刻な経済危機及び財政危機に陥っています。多くの非政府発行体、ひいては特定の政府が、債務不履行に陥るか、又は債務の再編を余儀なくされています。他の多くの発行体は、融資又は既存の債務のリファイナンスを容易に得られなくなっています。多くの金融機関は政府又は中央銀行の支援を必要としており、資金を調達し、信用供与を行う能力が損なわれました。EU及びその他の地域における金融市場は極端に変動し、資産価値と流動性は低下しました。これらの困難はEU圏内外で継続、悪化又は拡大する可能性があります。

EU圏の一定の国は国際通貨基金（以下「IMF」といいます。）及び最近設立された欧州金融安定化基金（以下「EFSF」といいます。)等の超政府機関の支援を受けなければならない事態となりました。欧州中央銀行（以下「ECB」といいます。）は市場の安定を図るため、借入コストを削減するためにユーロ圏の債務を購入することにより介入しました。緊縮政策や改革など、欧州政府、中央銀行及びその他の機関による金融問題への対応の効果がない場合があり、社会不安を招き、将来の成長及び景気回復を制限し又はその他の意図されなかった結果を招く可能性があります。政府及びその他の機関によるさらなる債務不履行や債務の再編は、世界各地の経済、金融市場及び資産価値に悪影響を与える可能性があります。

さらに、１つ以上の国がユーロを放棄するか、又はEUから脱退する可能性があります。これらの行為の影響は明確ではありませんが、無秩序に発生した場合は特に、重大かつ広範囲に及ぶ可能性があります。アンダーライイング・ファンドがEUにおける発行体の証券に投資している又はEUの発行体あるいはEU加盟国へ重大なリスクを抱えているかどうかにかかわらず、これらの事態はアンダーライイング・ファンドの投資の価値と流動性に影響を及ぼす可能性があります。ユーロが完全に解体された場合には、ユーロ建て債務の保有者についての法律上及び契約上の影響は、当該時点において有効な法律によって決まることが予想されます。これらの潜在的な進行、あるいはこれらと関連する問題に関する市場の認識は、アンダーライイング・ファンドの価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

これらの事由は、ユーロの価値及び為替レートに悪影響を与え、引き続きすべてのEU加盟国の経済に重要な影響を与える可能性があり、当該国や、EU加盟国に多額の取引や投資を行っているその他の国、又はEU加盟国により発行された欧州の債券に関してリスクを有する発行体におけるアンダーライイング・ファンドの投資に、重大な悪影響を与える可能性があります。

**④ 金利リスク及び信用リスク**

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド(並びにジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドのアンダーライイング・ファンドに債券が含まれている場合は、債券及び金利の部分)のパフォーマンスは、主に金利リスク及び信用リスクに左右されます。金利リスクはポートフォリオの価値が金利の変化に対して変動するリスクを意味します。一般的に、債券の価格は金利が上昇した場合に低下し、金利が低下した場合には上昇します。残存期間の短い債券は、残存期間の長い債券に比べ金利変動の影響を受けにくいですが、利回りが低い場合が多いです。適用される満期制限により、アンダーライイング・ファンドは該当する副投資顧問会社の金利の傾向及びその他の要因に関する分析に基づき、ポートフォリオの平均残存期間を調整します。

ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのアンダーライイング・ファンド（及び他のアンダーライイング・ファンドの一部を構成する債券がある場合は当該債券）の純資産総額及び利回りも、投資の質、もしくは信用リスクに一部左右されます。信用リスクは発行体が期日までに元本及び利子を支払えないリスクです。一般的に米国政府証券が最も高い質を有するとされますが、米国政府の完全な信用保証のない政府証券もしくは米国以外の政府のものを含むその他の債券は、発行体の信用度により左右される場合があります。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ及びフィッチによる債券の格付けは証券の信用リスクを測る一般的に認められた方法です。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズ及びフィッチの格付けに関する詳細は別紙２を参照してください。

**⑤ 分配**

アンダーライイング・ファンドの各受益証券クラスの過去の分配金は、必ずしもそのアンダーライイング・ファンドの各受益証券クラスの将来の分配に関する基準とはならないことにご留意ください。分配金は保証されるものではないこと、アンダーライイング・ファンドは利息を支払わないこと、アンダーライイング・ファンドの受益証券の価格やアンダーライイング・ファンドの受益証券から得る収益は増加する場合も減少する場合もあることにそれぞれご留意ください。また、アンダーライイング・ファンドの受益証券の価格が分配金によってその分下がるものであることにご留意ください。将来の収益及び投資パフォーマンスは、為替レートの変動など、ジャナス・キャピタル・ファンド、その取締役又はその他の者によって制御不能な様々な要因による影響を受けます。ジャナス・キャピタル・ファンド又はアンダーライイング・ファンドの将来のパフォーマンス又は将来の収益について、ジャナス・キャピタル・ファンド、その取締役、投資顧問会社、関連する副投資顧問会社もしくは世界各地の関連会社、又はこれらの取締役、役員、又は従業員は何ら保証することはできません。

**(2) リスク管理**

**投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのポートフォリオ運用につき、本書記載の投資ガイドラインを厳格に遵守します。また投資顧問会社のコンプライアンス部及び保管受託会社は、アンダーライイング・ファンドが投資ガイドラインを遵守していることを監視・確認します。さらに、投資顧問会社は、特定の投資戦略について投資ガイドラインを補完する内部ガイドラインを有します。内部ガイドラインは特に、戦略及びポジションの分散、価格変動性を低くすること及びレバレッジが適度であるかの確認が要求されています。**

### (3) リスクに関する参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。
なお、ジャナス・ジャパン・ファンドは、2016年10月4日から運用を開始するため、該当事項はありません。

**サブファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移（2011年4月～2016年3月）*1**

**ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較（2011年4月～2016年3月）*2**

**ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド**

クラスA受益証券（米ドル）

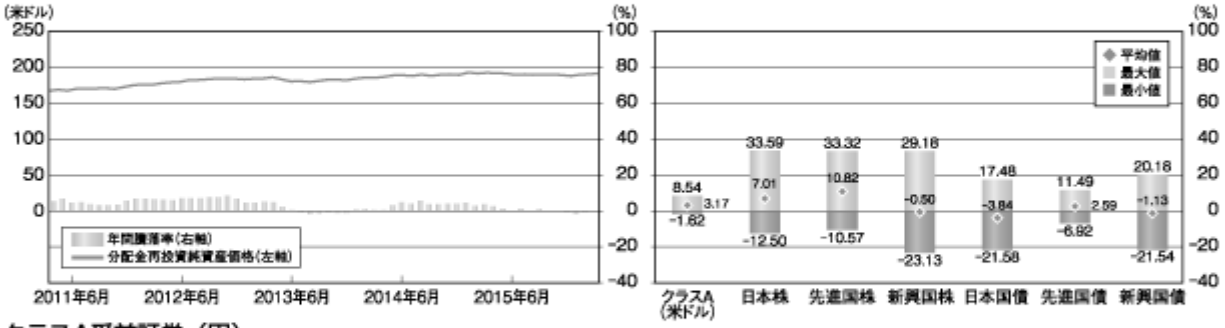


クラスA受益証券（円）

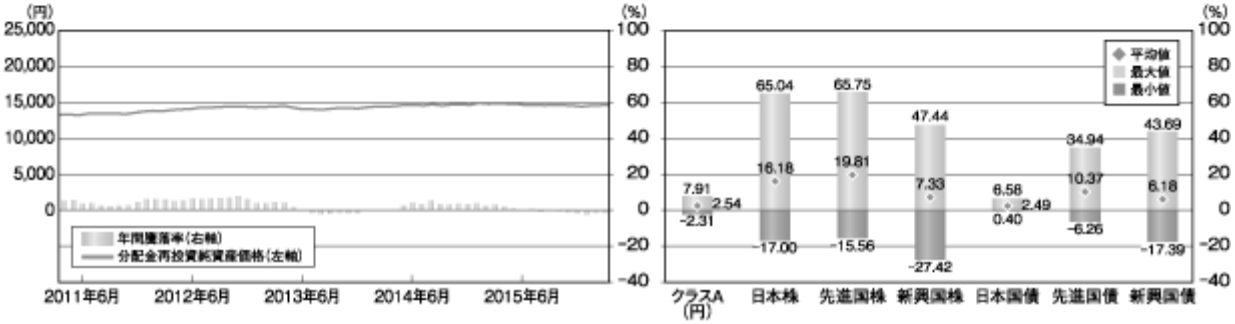


**ジャナス・ハイイールド・ファンド**

クラスA受益証券（米ドル）

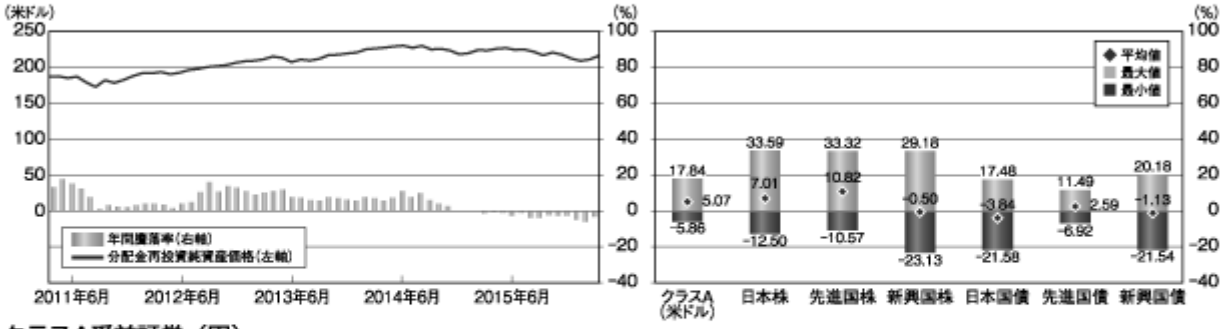


クラスA受益証券（円）

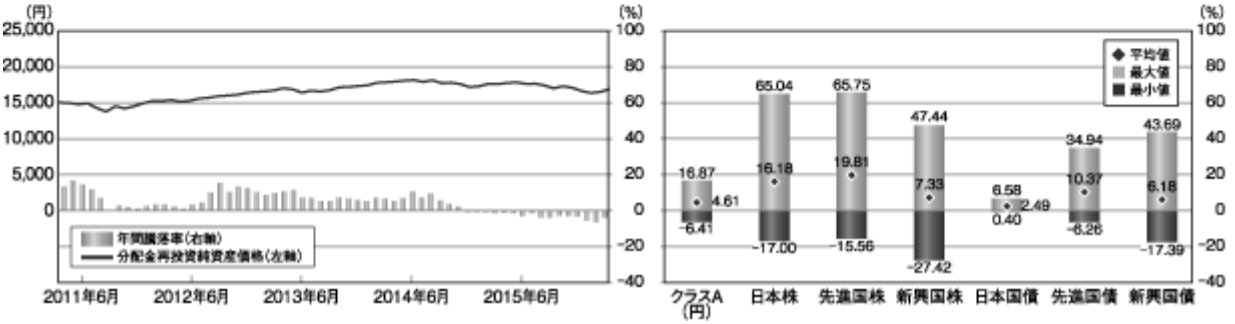

## ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）

### クラスA受益証券（米ドル）

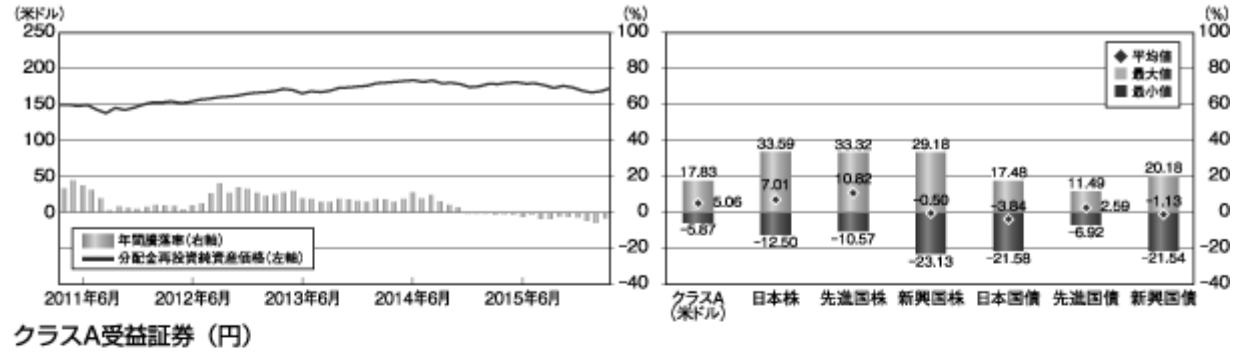


### クラスA受益証券（円）

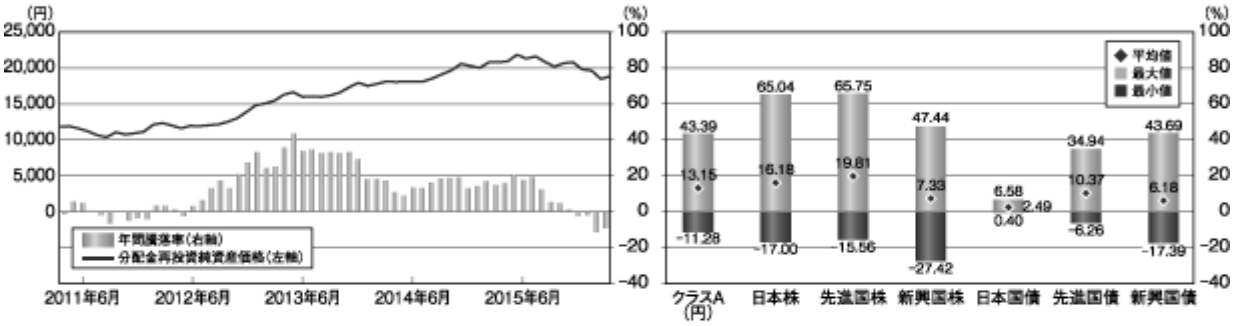


## ジャナス・バランス・ファンド

### クラスA受益証券（米ドル）

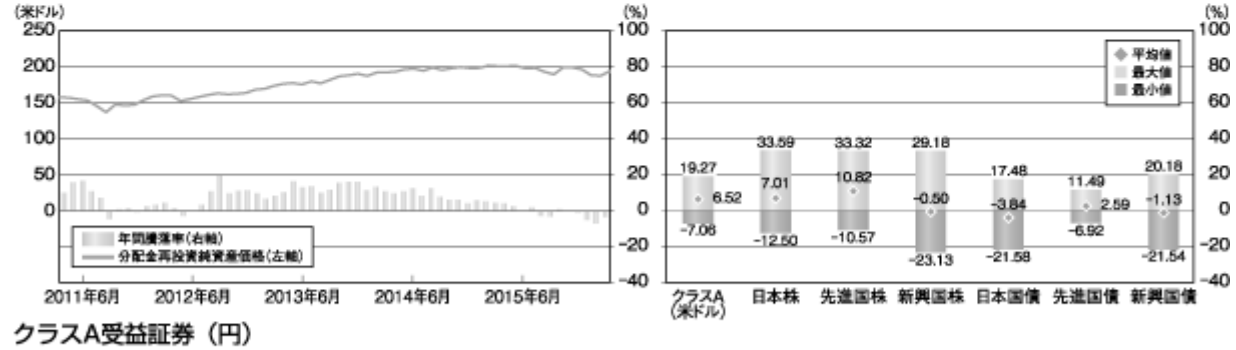


### クラスA受益証券（円）

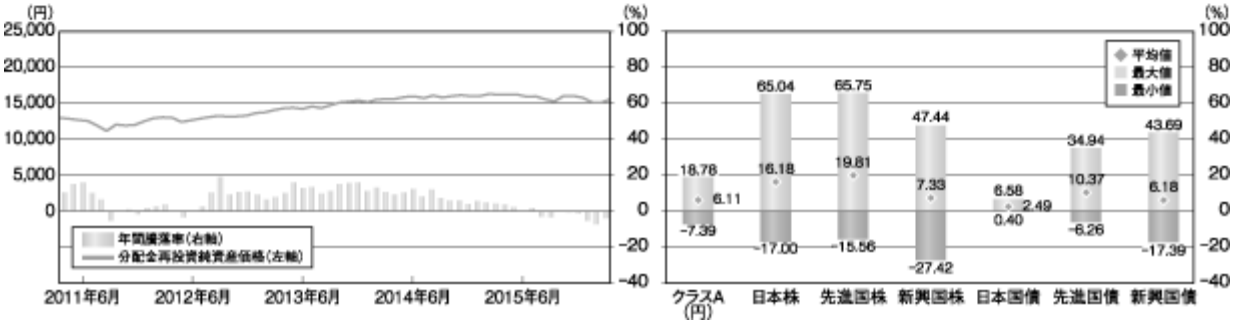

## ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

### クラスA受益証券（米ドル）

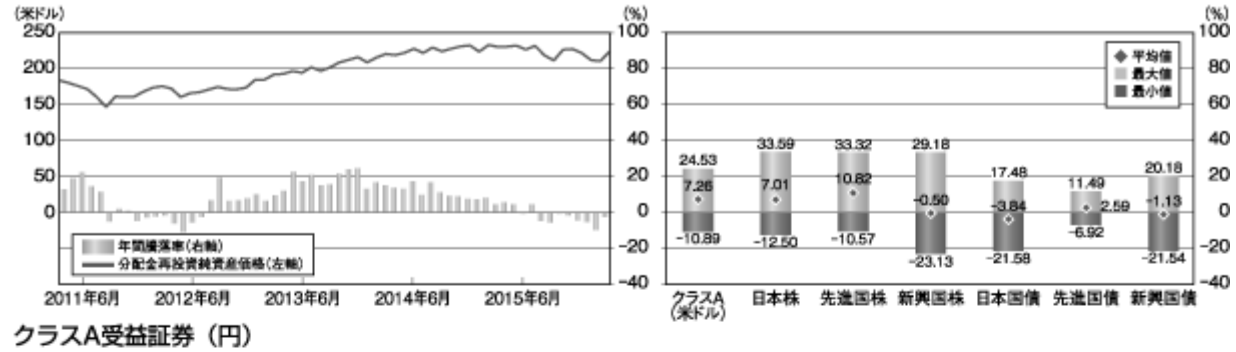


### クラスA受益証券（円）

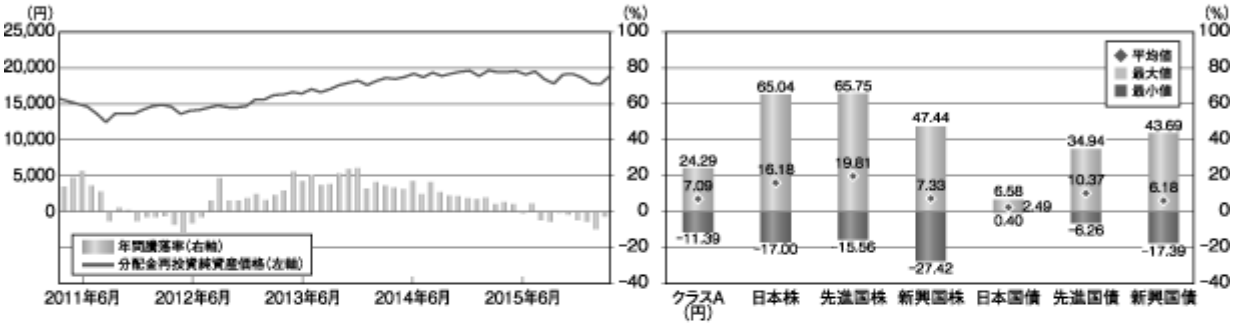


## ジャナス・トゥエンティ・ファンド

### クラスA受益証券（米ドル）

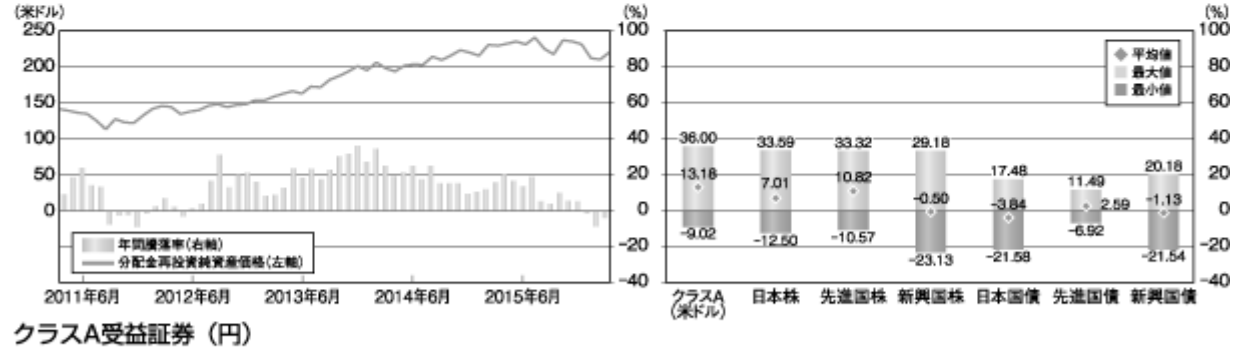


### クラスA受益証券（円）

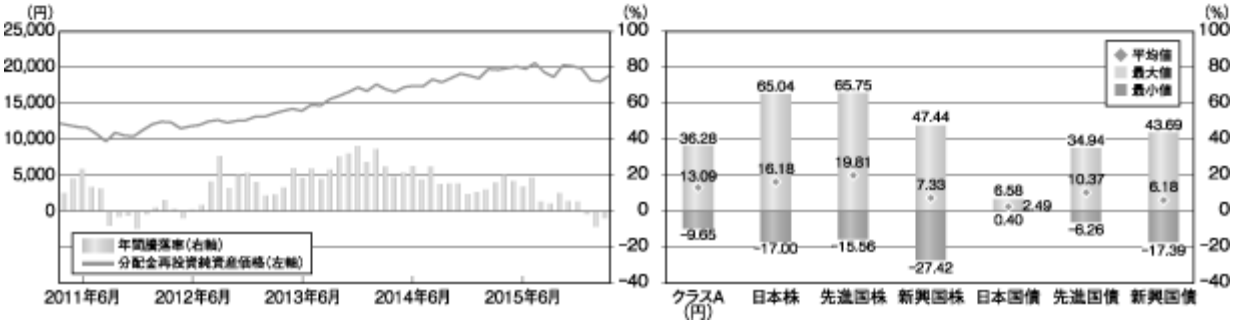

## ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

### クラスA受益証券（米ドル）

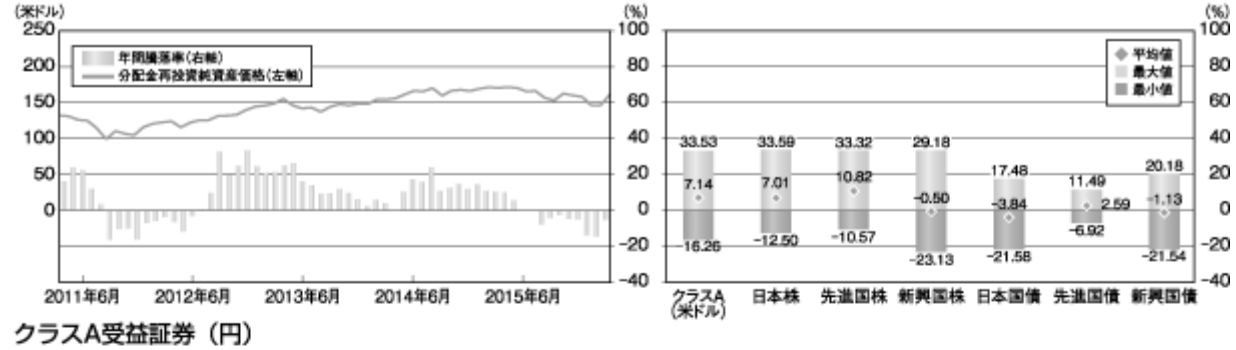


### クラスA受益証券（円）

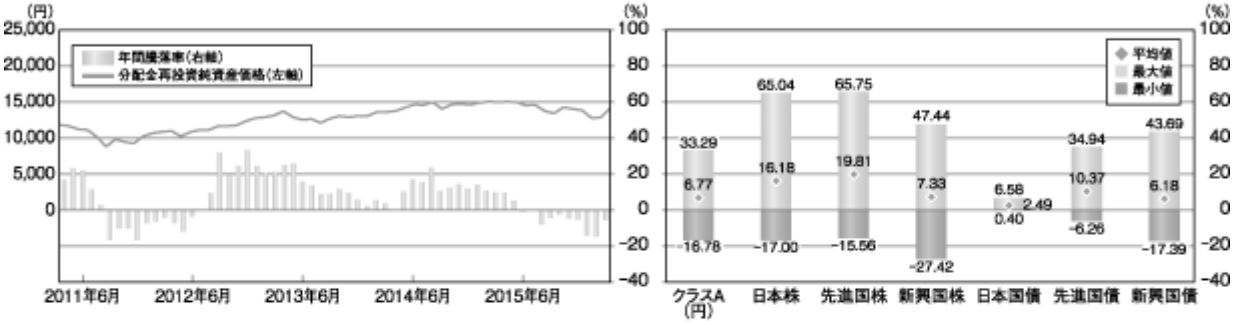


＊1 2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における分配金再投資純資産価格および年間騰落率を表示したものです。

＊2 2011年4月から2016年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※分配金再投資純資産価格は1口当たりの値です。
※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
なお、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型を除く）、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドおよびジャナス・トゥエンティ・ファンドの各ファンドは2016年3月末まで分配の実績はありません。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しています。

<各資産クラスの指数>
日本株 … 東証株価指数（TOPIX）（配当込）（円ベース）
先進国株 … MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（円ベース／米ドルベース）
新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（円ベース／米ドルベース）
日本国債 … シティ日本国債インデックス（円ベース／米ドルベース）
先進国債 … シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし）（円ベース／米ドルベース）
新興国債 … JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（米ドルベース）
※当ファンドの円建てのクラスとの比較においては、円ベースの指数（新興国債の指数については、米ドルベースの指数を各月末時点の為替レートにより円換算したもの）を、米ドル建てのクラスとの比較においては、米ドルベースの指数（日本株の指数については、円ベースの指数を各月末時点の為替レートにより米ドル換算したもの）を、それぞれ使用しています。

## ４ 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

(ⅰ)クラスＡ受益証券

当ファンドのサブファンドごとに、申込金額(申込価額に取得申込口数を乗じて得た額)に販売会社及び販売取扱会社ごとに定める申込手数料率（但し、3.00%（税抜）を上限とします。）を乗じて得た額が、申込手数料となります。したがって、申込金額の他に、申込手数料並びに当該申込手数料に係る消費税等相当額が必要となります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

申込手数料は、サブファンド及び関連する投資環境の説明及び情報提供、受益証券の販売に関する事務手続の対価として、購入時に販売会社又は販売取扱会社に支払われます。

(ⅱ)クラスＢ受益証券

現在、日本においてクラスＢ受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

### (2) 【買戻し手数料】

(ⅰ)クラスＡ受益証券

原則として、買戻し手数料はありません。なお、短期取引手数料について、「第二部、第２、２買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

(ⅱ)クラスＢ受益証券

クラスＢ受益証券は購入時に申込手数料がかからず、受益証券１口当たりの純資産価格で募集されますが、購入後４年経過する前に買戻しされる場合、条件付後払申込手数料が課せられます。購入後５年目以降における買戻しの場合は、条件付後払申込手数料は課されません。なお、現在、日本においてクラスＢ受益証券の新規申込みは取り扱っておりません。

クラスＢ受益証券は、購入後６年経過後、自動的に当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません（詳しくは、「第二部、第２、２　買戻し手続等、(5) クラスＢ受益証券からクラスＡ受益証券への自動変換」を参照してください。)。

条件付後払申込手数料は買戻日におけるクラスＢ受益証券の１口当たりの純資産価格又は当該受益証券の取得価格のいずれか低い金額に基づいて計算されます。条件付後払申込手数料の算定は下記の料率によります。なお、条件付後払申込手数料は、受益者より、販売会社又は販売取扱会社を経由して総販売会社（ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド）に支払われるものです。

| 購入後経過年数 | 条件付後払申込手数料率 |
|---|---|
| １年未満 | ４％ |
| １年以上２年未満 | ３％ |
| ２年以上３年未満 | ２％ |
| ３年以上４年未満 | １％ |
| ４年以上 | ０％ |

(注１)　受益者は買戻価額から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻時に受領します。
(注２)　条件付後払申込手数料の金額は、適用される最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、手数料の課されないクラスＢ受益証券が最初に買戻しされ、過去６年間で最も長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなします。
(注３)　買戻日における当該クラスＢ受益証券の純資産価格が、当初取得価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課されることはありません。
(注４)　分配金の再投資により発行される受益証券には、条件付後払申込手数料は課されません。
(注５)　条件付後払申込手数料は、総販売会社が負担した販売に関する諸費用を支払うために総販売会社に支払われますが、総販売会社はその一部の受領権を、受益証券の販売に際して販売会社又は販売取扱会社に対する費用を支弁するために、第三者に対して譲渡することができます。
(注６)　購入後経過年数の計算は、当該受益証券の国内約定日を起算日とします。
(注７)　販売会社又は販売取扱会社によっては、クラスＢ受益証券の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。
(注８)　販売取扱会社の各支店及び出張所では、クラスＢ受益証券に適用される上記のような条件付後払申込手数料の体系を「ハンドレッド(手数料後払い方式)」と呼称しています。
(注９)　販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に相続が生じ、相続人の請求に基づきクラスＢ受益証券が買い戻された場合に、買戻されたクラスＢ受益証券の買戻金額をもって相続人が当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を徴収しません。詳しくは、「第二部、第２、１　申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」を参照してください。
(注10)　短期取引手数料については、「第二部、第２、２ 買戻し手続等、(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。
(注11)　クラスＢ受益証券は、クラスＡ受益証券とは管理報酬が異なります。詳しくは「第二部、第２、４　手数料等及び税金、(3) 管理報酬等」を参照してください。

(3) 【管理報酬等】

(ⅰ)異なるクラスの受益証券

当ファンドの各サブファンドにつき、管理会社は、手数料及び費用の異なるクラスの受益証券を設定しています。現在のところ、クラスＡ受益証券及びクラスＢ受益証券が設定されており、クラスＡ受益証券の場合、購入時において申込手数料がかかるのに対し、クラスＢ受益証券の場合、購入時の申込手数料はかかりませんが、ある一定の場合に条件付後払申込手数料が課せられます。その詳細は上記「第一部、(5) 申込手数料」及び「第二部、第２、２　買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載するとおりです。また、クラスＡ受益証券とクラスＢ受益証券においては、下記「(ⅱ)報酬、管理報酬等合計額の上限」に記載のとおり、管理報酬等の上限が異なります。

異なる手数料体系により、投資家は、取得額及び受益証券の保有期間を考慮して、各人の利益に最も適う受益証券の購入方法を選択することができます。よって、投資家は、

a)　受益証券の購入時に、申込手数料のかかるクラスＡ受益証券
b)　保有期間によっては条件付後払申込手数料がかかることがあるが、受益証券の購入時には申込手数料がかからないため、申込金額の全額を受益証券に投資することができる一方、管理費用はクラスＡ受益証券と比べて高額となるクラスＢ受益証券

のいずれが有益かを判断する必要があります。クラスＢ受益証券は、10万米ドル未満又は1,000万円未満の投資金額で、かつ３年以上の保有期間を考えている投資家向けと判断されていますが、投資家各人において不明な点がある場合、専門のアドバイザー（販売会社又は販売取扱会社を含む）に問い合わせることをおすすめします。

なお、クラスＡ受益証券とクラスＢ受益証券は、上記「第二部、第１、２ 投資方針、(4)分配方針」に記載のとおり、管理会社が将来分配を行うことを決定した場合、分配の金額及び回数について異なる取扱いを行う場合があります。

クラスＢ受益証券は、購入後６年経過後、自動的に当ファンドの同一サブファンドのクラスＡ受益証券に変換されます。その際、申込手数料又は変換手数料などの手数料は徴収されません。

（ii）報酬

管理会社報酬

管理会社は当ファンドの各サブファンドの資産から管理会社報酬を受領する権限を有します。かかる管理会社報酬は各純資産総額に対する割合として計算し、当該報酬は日々発生しますが、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。各サブファンドについての管理会社報酬は、当該サブファンドの純資産総額の0.25%を超えないものとします。管理会社はサブファンドから受領する管理会社報酬のうちから投資顧問会社に対する報酬を支払います。

管理会社報酬は、当ファンドの管理会社としての業務の対価として、管理会社に支払われます。

受益者サービス報酬

クラスＡ受益証券及びクラスＢ受益証券に関する受益者サービス報酬は当該クラスに帰属する純資産総額の割合として計算された資産から支払います。当ファンドの各サブファンドにつき、受益者サービス報酬の上限は当該サブファンドの当該クラスに帰属する平均日額純資産総額の0.85%とします。

受益者サービス報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは１ヶ月単位で後払い、又は総販売会社と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。受益者サービス報酬は総販売会社が提供したサービス及び受益証券の販売促進活動の対価であり、またかかる活動に際して発生した費用を補償するものです。

かかる報酬には、販売会社及び販売取扱会社に対する、当ファンドのサブファンドに投資している投資家の管理、受益証券の購入、スイッチング及び買戻しの補助などの業務に対する支払いが含まれます。

総販売会社は販売会社又は販売取扱会社に受益者サービス報酬の一部もしくは全部を分与することができます。

総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限は、当該サブファンドの純資産総額に下記の年率を乗じた額とします。

| | クラスＡ受益証券 | クラスＢ受益証券 |
|---|---|---|
| Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | 0.60% | 0.35% |
| Ⅱ ジャナス・ハイイールド・ファンド | 0.60% | 0.35% |
| Ⅲ ジャナス・バランス・ファンド | 0.75% | 0.50% |
| Ⅳ ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド | 0.85% | 0.60% |
| Ⅴ ジャナス・トゥエンティ・ファンド | 0.85% | 0.60% |
| Ⅵ ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | 0.75% | 0.50% |
| Ⅶ ジャナス・ジャパン・ファンド | 0.85% | - |

但し、総販売会社、販売会社及び販売取扱会社の各社は、その裁量により、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドに関して総販売会社から販売会社及び販売取扱会社に支払われる受益者サービス報酬の上限を、当事者間で別段の定めをしない限り、クラスＡ受益証券については、0.40%、クラスＢ受益証券については0.15%とする旨の合意をしています。

代行協会員報酬

代行協会員報酬は当ファンドの各サブファンドにつき、当該サブファンドの純資産総額の年率0.10%を受領します。代行協会員報酬は日々計算され、発生します。かかる報酬は四半期もしくは１ヶ月単位で後払い、もしくは代行協会員と合意した期間について支払うこととしますが、必ず後払いとします。かかる報酬は管理会社が管理会社報酬のうちから支払います。

代行協会員報酬は、ファンド受益証券に関する目論見書等の販売会社及び販売取扱会社への送付、ファンド受益証券１口当たりの純資産価格の公表並びに運用報告書等の書類の販売会社及び販売取扱会社への送付等の代行協会員業務の対価として支払われます。

販売会社報酬

クラスＢ受益証券についての販売会社報酬は当該クラスに帰属する当ファンドのサブファンドの１日平均純資産総額の年率0.50%の割合で当該サブファンドの資産から支払われます。販売会社報酬は日々計算し、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。

販売会社報酬とは、クラスＢ受益証券を販売する販売会社及び販売取扱会社に対して総販売会社が支払う手数料について、当ファンドから総販売会社に補償されるものです。

総販売会社及びその関連会社は、かかるサービスについて別途の財源から支払うこともできます。クラスＢ受益証券に帰属する資産から支払われる販売会社報酬は、他のクラスについて支出された報酬又は費用に対する財源として使用されることはありません。

管理報酬等合計額の上限

管理会社及び総販売会社に支払われる報酬は、下記「当ファンドのサブファンドに適用される費用制限」に記載される管理会社がその都度行う報酬の免除を考慮に入れて、以下の年率を上限とし、当該報酬は該当するサブファンドの平均純資産総額に基づき、毎月計算します。

| | | クラスＡ受益証券 | クラスＢ受益証券 |
|---|---|---|---|
| Ⅰ | ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | 1.25%(注３) | 1.75%(注３) |
| Ⅱ | ジャナス・ハイイールド・ファンド | 1.60% | 2.10% |
| Ⅲ | ジャナス・バランス・ファンド | 1.90% | 2.40% |
| Ⅳ | ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド | 2.35% | 2.85% |
| Ⅴ | ジャナス・トゥエンティ・ファンド | 2.05% | 2.55% |
| Ⅵ | ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | 2.00% | 2.50% |
| Ⅶ | ジャナス・ジャパン・ファンド | 2.00% | - |

（注１） 上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる投資顧問報酬並びにその他費用、報酬、コスト及び経費（以下「アンダーライイング・ファンド費用上限額」といいます。）が含まれます。アンダーライイング・ファンド費用上限額については、下記の「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」において詳細に説明します。

(注２)　上記の管理報酬等合計額には、下記「(４)その他の手数料等」の(ⅰ)から(ⅲ)に記載の保管受託会社の報酬及び管理事務代行会社の報酬又は当ファンドのサブファンドの設立、運用について発生したその他の費用（以下「その他の手数料等」といいます。）は含まれていません。その他の手数料等は、当ファンドのサブファンドの資産から別途支払われ、現在、各サブファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%（年率）を上限としています。また、上記の管理報酬等合計額には、アンダーライイング・ファンドの保管受託会社の報酬、管理事務代行会社の報酬又はアンダーライイング・ファンドの設立、運用について発生したその他の費用（以下「その他のアンダーライイング・ファンド手数料等」といいます。）は含まれていません。その他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、アンダーライイング・ファンドの資産から別途支払われ、現在、下記「アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限」中の表の注記に記載されるとおり、アンダーライイング・ファンドの各クラス受益証券のそれぞれの純資産総額の0.25%（年率）を上限としています。その他の手数料等及びその他のアンダーライイング・ファンド手数料等は、上記の管理報酬等合計額に加えて考慮に入れる必要があります。

(注３)　上記の管理報酬等合計額のうち、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスＡ受益証券に及びクラスＢ受益証券については、それぞれ本来の上限は1.60%及び2.10%ですが、各関係法人の合意に基づき、当面の間、それぞれ1.25%及び1.75%を上限とします。

(注４)　上記管理報酬等合計額の上限は、上記の「管理会社報酬」「受益者サービス報酬」「代行協会員報酬」「販売会社報酬」を含みますが、それらに限られません。

(4)　【その他の手数料等】

(ⅰ)管理事務代行会社の報酬

管理事務代行会社は、当ファンドに対して提供するサービスの報酬として現在運用されている当ファンドの各サブファンドあたり35,000米ドルの合計額相当の年額ベース報酬（以下「ベース報酬」といいます。）を当ファンドから受領する権限を持っています。当該ベース報酬は、日々発生し、１ヶ月単位でまとめて後払いされ、現在運用されている各サブファンドについて、それぞれの純資産総額に応じて比例配分されます。かかるベース報酬に加えて、管理事務代行会社は当ファンドのサブファンドに関連して行った同社の業務について立替えたすべての合理的な費用の返還を受ける権限を持っています。立替金額の返還は当該サブファンドの資産から支払います。

管理事務代行会社の報酬は、ファンド管理、会計、受益者登録、注文処理、名義書換代理人及び当ファンドに関連するサービスの対価として支払われます。

(ⅱ)保管受託会社の報酬

保管受託会社は当ファンドの各サブファンドの純資産総額の0.03%（年率）に相当する報酬を受領する権利を持ち、当該報酬は日々発生しますが、１ヶ月単位でまとめて後払いとします。また、保管受託会社は、各証券取引について最大25米ドルの報酬を該当する当ファンドのサブファンドから受領する権限を持ちます。かかる報酬に加えて、保管受託会社は当ファンドのサブファンドに関連して行った同社の業務について立替えたすべての合理的な費用の返還を受ける権限を持っています。立替金額の返還は当該サブファンドの資産から支払います。保管受託会社が随時指定する副保管会社の報酬については、該当するサブファンドに通常の商業金利及び副保管会社の取引手数料とともに請求します。

保管受託会社の報酬は、当ファンドの保管受託会社としての業務の対価として支払われます。

(iii)その他費用

上記の管理報酬等に加えて、当ファンドの各サブファンドはその運営に関するすべてのその他の費用及び当ファンドが被った費用の一部を負担します(各サブファンドの純資産総額に応じて配分します)。当該費用には下記のものが含まれますが、これに限定されるものではありません。

① 組織費用、契約の交渉及び作成、並びにその設定に携わる専門家に関連する費用
② 当ファンドの各サブファンドの取引に関して生じた標準ブローカー費用及び銀行費用
③ 当ファンドの各サブファンドに関して発生した監査人及び弁護士に支払うべき費用
④ 出版物、受益者及び受益者候補に対する情報提供に関するすべての費用、特に、年次報告書及び半期報告書、目論見書及びその修正、申請書類並びにその他のマーケティング資料の印刷費用並びに配布費用
⑤ 政府機関及び証券取引所における当ファンドの登録手続及びその維持に要する費用
⑥ すべての関連する規制当局に支払うべき、募集に課せられる税金を含む、各サブファンドの資産、収入及びこれに課される費用に対するあらゆる税金
⑦ 年次受益者総会開催のために要する費用
⑧ 保管受託会社及び管理事務代行会社に関するすべての費用
⑨ サポート・サービス提供に関してジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに生じた費用

管理会社は当ファンドのサブファンド間での債務の配分基準を決定する裁量を有し(状況により許される場合、もしくは必要とされる場合の、当該債務の再配分の条件を含みます)、随時かかる基準を変更し、当ファンドの費用を当ファンドのサブファンドの収入により支払うことができます。

受益者が販売会社及び販売取扱会社からの資金について特別な取扱いを希望した場合、口座取引についての特別な取扱いについて、銀行費用及びその他の費用を課される場合があります。かかる費用は当ファンドのサブファンドの資産から支払われることはありません。

(iv) 当ファンドのサブファンドに適用される費用制限

管理会社は、各クラスに配分された、管理事務代行会社の報酬、保管受託会社の報酬、当ファンドに関するその他費用の総額（管理会社報酬、管理会社及び投資顧問会社の立替費用、受益者サービス報酬、販売会社報酬並びにその他アンダーライイング・ファンドが負担した費用を除きます。）が、１事業年度につき、当ファンドの各サブファンドの各クラスに帰属する日額純資産総額の0.25%（年率）を超えないことを保証するために必要な範囲内で、サブファンドについての管理会社報酬の全部又は一部を放棄することに合意しています。

管理会社は当ファンドの各サブファンドの受益者に対して１ヶ月前までに書面により通知することにより、これらの費用制限を上げることができます。さらに、管理会社及び投資顧問会社はそれぞれ立替費用の返還を受ける権利を有しています。

上記にも関わらず、管理会社は、その裁量により、随時管理報酬等の支払を放棄し、又はその金額を減額することができます。

ある事業年度の費用合計(管理事務代行会社、保管受託会社及びすべての法域におけるファンド代理人に対する費用を含む)及び当ファンドのサブファンドに割り当てられた立替費用(ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドを除く)が前項に定められた上限を超えた場合、かかる超過分は（過去の年度における未払いの超過分の額と共に）次の事業年度に持ち越すことができますが、持ち越された超過分は次の事業年度の費用制限の対象となります。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・ジャパン・ファンド及び管理会社が今後設立するその他のサブファンドについては、当該サブファンドに関して発生する手数料や費用で取締役が定める手数料及び費用の上限を超過する分は、次の事業年度に持ち越すことはできません。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当該サブファンドの費用が上限を超過しないことを確保するために必要な限度で、当該サブファンドの運用管理費用の一部を放棄します。

(ｖ)アンダーライイング・ファンドの資産から支払われる費用

投資顧問報酬

各アンダーライイング・ファンドは当該アンダーライイング・ファンドの純資産総額の最大1.50%（年率）の投資顧問報酬の対象となります。かかる投資顧問報酬は日々計算、発生し、１ヶ月単位でまとめて後払いします。

投資顧問報酬は、投資助言、管理及びその他の関連サービスに対する投資顧問会社に対する報酬です。

副投資顧問会社に対する投資顧問報酬は、投資顧問会社が、自らが受け取る投資顧問報酬から支払います。販売会社又は販売取扱会社もしくは投資顧問会社の義務の履行を助ける又は直接的又は間接的にジャナス・キャピタル・ファンドもしくはその株主に対してサービスを提供するその他の第三者に対して、投資顧問会社はその投資顧問報酬の一部を割り当てることができます。

アンダーライイング・ファンドに適用される費用及び報酬の制限

アンダーライイング・ファンドの１事業年度中の費用総額(あらゆる法域における管理会社、保管受託会社及びジャナス・キャピタル・ファンドの代理人の報酬を含みます。)及び立替費用が下記の表に定めるアンダーライイング・ファンドの平均日額純資産総額の費用上限比率を超えないことを保証するために必要な範囲内で、投資顧問会社は、アンダーライイング・ファンドのクラスＩ受益証券に関する投資顧問報酬の一部もしくは全部を放棄することに合意しています。

| 平均日額純資産総額の費用上限比率(年率) | |
|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | 0.80% |
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・ハイイールド・ファンド | 0.90% |
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・バランス・ファンド | 1.05% |
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド | 1.75% |
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・USトゥエンティ・ファンド | 1.20% |
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | 1.25% |
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・ジャパン・ファンド | 1.15% |

ジャナス・キャピタル・ファンドの取締役は、１ヶ月以上前にアンダーライイング・ファンドの受益者に書面により通知することにより、これらの費用上限を引き上げる場合があります。投資顧問会社はアンダーライイング・ファンドの受益者が支払うべき全体的な費用割合を下げるために、随時投資顧問報酬の一部をジャナス・キャピタル・ファンドに返還する権利を留保します。さらに、投資顧問会社は立替費用の返還を受ける権限を有します。

上記にも関わらず、投資顧問会社はその裁量により、投資顧問報酬を放棄し、もしくはかかる費用の額を減額することができます。

アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券に対するファンドによる投資について、条件付後払申込手数料、受益者サービス報酬又は販売会社報酬はありません。この場合、ジャナス・キャピタル・ファンドはアンダーライイング・ファンドの受益者に対して、次の年次報告書もしくは半期報告書において当該放棄又は減額について報告するものとします。アンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、投資家と交渉した当初販売手数料の対象となる場合があり、この場合、当該金額は申込金額の2.00%を超えないものとします。購入してから60日以内に買戻し、転換されたアンダーライイング・ファンドのクラスI受益証券は、取引された受益証券の価額の１%を超えない短期取引手数料の対象となる場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

(ｉ)日本の課税上の取扱い

2016年８月31日現在において、公募外国株式投資信託とされるファンドの、日本の居住者である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。日本の投資家は、受益証券の申込みに際して、各申込みの時点で適用される有価証券税制について個別に確認してください。所得税法、法人税法並びに租税特別措置法などの税法が改正された場合には、税率あるいは税務上の取扱いが変更される場合があるので注意してください。

(a) 分配金に係る2016年８月31日現在における課税については以下のような取扱いとなります。

1) 日本の個人受益者に支払われるファンドの分配金について確定申告を行う場合、受益者は、申告する上場株式等の配当等(租税特別措置法第８条の４第１項に規定される上場株式等の配当等をいいます。以下同じ。)による所得(ファンドの分配金を含みます。以下同じ。)の金額の合計額について、総合課税に加え、申告分離課税を選択することができます。申告分離課税を選択した場合、当該申告の対象となる年における上場株式等の配当所得の金額については、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率が適用されます。申告不要を選択した場合は、源泉徴収された税額(2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく分配金に関する課税関係は終了します。 なお、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得は上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能になります。総合課税を選択した場合、配当控除等の適用はありません。

2) 日本の法人受益者に支払われるファンドの分配金については、2037年12月31日までは15.315%、2038年１月１日以降は15%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。当該分配金は、法人税の課税対象となり、源泉徴収された所得税額は法人税額から控除されます。但し、受取配当の益金不算入の適用は認められません。

(b) 日本の個人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合の2016年８月31日現在における課税については、以下のような取扱いとなります。(スイッチングに伴う買戻しの場合も、下記に準じます。)

受益証券の譲渡価額から当該受益者の取得価額を控除した金額が、譲渡所得等の金額となり、2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率による申告分離課税となります。受益者は、特定口座（源泉徴収選択口座）における譲渡による所得について申告不要を選択することができ、その場合は源泉徴収された税額(2037年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税５%）、2038年１月１日以降は20%(所得税15%、住民税５%)の税率で源泉徴収された税額。)のみで確定申告を行うことなく課税関係は終了します。譲渡損益については、一定の他の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。）の譲渡所得等および一定の上場株式等の配当所得と損益通算が可能です。その際、損益通算後になお譲渡損失が生じた場合には確定申告をすることにより３年間の繰越が認められます。

また、日本の個人受益者が受益証券の償還を受けた場合、償還により支払を受ける金額と取得価格との差額は、譲渡による所得と同様に扱われます。

(c) 日本の法人受益者が受益証券の譲渡・買戻しを請求した場合（スイッチングに伴う買戻しの場合も含みます。）の所得は法人税の課税対象となります。償還に際しては、償還金額から元本相当額を控除した差額については分配金とされ、上記(a)2)と同様の取扱いとなり、元本相当額から取得価額を控除した差額については譲渡による所得として法人税の課税対象となります。

(d) 分配金並びに譲渡及び買戻しの対価につき、支払調書が税務署長に提出される場合があります。

(e) 税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税は、分配金や売却代金等を外貨で受け取った場合でも、円換算して計算する必要があります。

譲渡損益は取得時の為替相場で円換算した取得価額等と、譲渡（償還）時の為替相場で円換算した譲渡（償還）価額との差額により計算し、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

当ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。但し、この取扱いについては税務当局により判断が示されておらず、これと異なる取扱いとなる可能性もあります。また、将来における税制等の変更又は税務当局の判断により、上記の取扱いが変更されることがあります。

(ⅱ)アイルランドの課税上の取扱い

**下記は当ファンド及び当ファンドの受益証券の受益者である投資家に適用されるアイルランドの課税上の取扱いの概要です。以下の記述は、当ファンドもしくはすべての種類の受益者について該当するすべての税効果について網羅するためのものではなく、一部の受益者については特別規制に従うこととなる場合があります。たとえば、パーソナル・ポートフォリオ・インベストメント・アンダーテーキング（PPIU）であるとみなされる受益証券の取得についての受益者の課税上のポジションについては記載していません。したがって、各受益者の特定の状況に応じて適用されるか否かが決定されます。下記は、節税アドバイスを構成するものではなく、受益者及び見込み受益者は設立地とする国、市民権のある国、居住地又は住所地とする国の法律に基づく受益証券の申込、保有、売却、転換又はその他の処分についての税金もしくはその他の影響については、それぞれの専門の顧問に相談されることをおすすめします。**

以下は本書の日付現在、アイルランドで施行されている法律及び実務について、当ファンドの管理会社の取締役会（以下「取締役会」といいます。）から受けた助言に基づく課税上の取扱いに関する記述です。法律、行政もしくは裁判所の見解の変更などによって、以下に説明する課税上の取扱に変更が生じる場合があり、あらゆる投資行為について該当することですが、当ファンドに投資した時点における税制上の地位又は提案される税制上の地位が永久に継続するという保証はありません。

トラストに関する課税上の取扱い

取締役会は、現在のアイルランドの法律及び実務に従い、当ファンドがアイルランドの居住者である限り、当ファンドは1997年租税統合法（その後の改正を含みます。以下「TCA」といいます。）第739B条に定める投資事業であるとの助言を受けています。したがって、その所得又は収益に関してはアイルランドの租税を課税されません。

課税事由

しかし、当ファンドにおいて「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの租税を課税される場合があります。課税事由とは、当ファンドによる受益者に対する分配金の支払い、受益証券の換金、買戻し、償還、消却もしくは譲渡、又は当ファンドに対する受益証券を８年以上保有することにより、以下に説明するアイルランドの税制上生じる受益証券のみなし処分などが含まれます。課税事由が発生した場合には、当ファンドはアイルランドの租税の課税を計上しなければなりません。

以下の場合には、課税事由についてアイルランドの租税が課税されません。

(a)受益者はアイルランドの居住者もしくは通常居住者ではなく（以下「アイルランド非居住者」といいます。）、当該受益者（又はその仲介人）がこれについて必要な宣誓を行っており、当該宣誓に含まれる情報が重大な点において不正確であること又は不正確になったことを合理的に示す情報を当ファンドが有していない場合。

(b)受益者はアイルランドの非居住者であり、当ファンドに対してこれを確認し、当ファンドは、内国歳入庁（Revenue Commissioners of Ireland）より、アイルランドの非居住者より必要な宣誓を提供する義務を履行したとの承認書を受領しており、当該承認書が取り消されていない場合。

(c)受益者が以下に定義する免税アイルランド居住者である場合。

「仲介人」とは、TCA第739条B(1)に定義する仲介人を意味し、(a)他者を代理して、投資事業から支払を受領する事業又は支払いの受領を含む事業を行う者、又は(b)他者を代理して、投資事業の受益証券を保有する者を意味します。

該当する時点で当ファンドが署名され、完成された宣誓書を受領していない場合、又は内国歳入庁より承認の通知書を受領していない場合、受益者はアイルランド居住者であるもしくは通常アイルランドに居住している者（以下「アイルランド居住者」といいます。）である、又は免税アイルランド居住者ではないとみなされ、課税されます。

課税事由には以下の事由は含まれません。

- アイルランド内国歳入庁の命令により指定された公認決済機関が保有する受益証券に関する取引（その他の場合には課税事由とみなされる場合も含む）。
- 配偶者/同性婚のパートナー間における受益証券の譲渡、又は判決に基づく別居、解消及び／又は離婚による配偶者/同性婚のパートナー間もしくは旧配偶者/旧同性婚のパートナー間の受益証券の譲渡
- 受益者による当ファンドの受益証券と当ファンドのその他の受益証券の交換であって、独立当事者間の取引条件に従う取引により、金銭の支払いを伴わないもの
- 他のアイルランド籍集合投資スキームと当ファンドの統合もしくは再編成（TCA739条Hに定義する）による受益証券の交換

課税事由について当ファンドに納税義務が生じた場合、当該課税額を支払うために、当ファンドは当該課税事由から発生する支払いから適切な税額に等しい金額を控除することができ、及び／もしくは該当する場合には、受益者もしくは実質受益者が保有する受益証券の必要数を割り当てるもしくは消却することができます。当該受益者は、当該課税事由の発生により課税されることにより、当ファンドに損失が生じないよう、当ファンドを補償します。

みなし処分

当ファンドは一定の場合においては、みなし処分についてのアイルランドの租税を計上しないことを選択することができます。アイルランド居住者である、もしくはアイルランドに通常居住している受益者（以下「アイルランド居住受益者」といいます。）で、下記の免税アイルランド居住者ではない受益者が保有するサブファンドの受益証券の総額が、サブファンドの純資産総額の10%以上である場合、当ファンドは下記のとおり、サブファンドの受益証券についてみなし処分についての租税を計上しなければなりません。しかし、当該受益者が保有するサブファンドの受益証券の総額が、サブファンドの純資産総額の10%に満たない場合、当ファンドは、みなし処分について税金を計上しないことを選択することができ、またこれを選択することが予想されます。この場合、当ファンドは該当する受益者に対して当該選択をしたことを通知し、当該受益者は自己査定に基づき当該租税を自ら支払わなければなりません。詳細は「アイルランド居住受益者」に記載するとおりです。

アイルランド裁判所サービス（Irish Courts Service）

受益証券がアイルランド裁判所サービス（Irish Courts Service）により保有されている場合、当ファンドは当該受益証券についての課税事由についてアイルランドの税金を計上することを義務付けられません。裁判所の管理又は命令の対象となる金銭が、当ファンドの受益証券取得に使用された場合、裁判所サービスは取得した受益証券について、課税事由による税金を計上し、確定申告を行う当ファンドの義務を引き継ぎます。

免税アイルランド居住受益者

アイルランド居住受益者については、当ファンドは税額控除を行うことを義務付けられていませんが、当該受益者（又はその仲介人）から必要な宣誓書を受領しており、当該宣誓書に含まれる情報が、重大な点において不正確であること又は不正確になったことを合理的に示す情報を当ファンドは有していません。以下の区分に該当することとなった受益者で、当ファンドに対して必要な宣誓を（直接的又は仲介人を通じて間接的に）行った者を、以下「免税アイルランド居住者」といいます。

(a) TCA第774条に基づく免税承認スキームである年金スキーム、もしくはTCA第784条又は第785条が適用される退職年金契約もしくは信託スキーム
(b) TCA第706条に基づく生命保険事業を行っている会社
(c) TCA第739条B(1)に基づく投資会社又はTCA第739条Jに基づく投資事業有限責任組合
(d) TCA第737条に基づく特別投資スキーム
(e) TCA第739条D(6)(f)(i)に定義される者に該当する慈善事業
(f) TCA第739条B(l）に定める適格運用会社
(g) TCA第731条(5)(a)が適用されるユニット・トラスト
(h) 受益証券が適格退職金ファンドもしくは承認されたミニマム退職金ファンドの資産として保有されている、TCA第784条A(2)に基づき所得税及びキャピタル・ゲイン税を免税されている者
(i) TCA第787条Iに基づき所得税及びキャピタル・ゲイン税を免除される者であり、受益証券を個人退職積立預金（PRSA）の資産として保有している者
(j) 1997年信用組合法第2条に基づく信用組合
(k) 資産管理公社（NAMA）
(l) 国立財務管理庁又はファンド投資ビークル（2014年国立財務管理庁法（その後の改正を含む。）第37条の定義に従う）（アイルランドの財務大臣が唯一の実質所有者となっている場合、又は国立財務管理庁を通じてアイルランドが行為する場合）
(m) TCA第110条(2)に従って法人税の対象となる会社（証券化会社）
(n) ある一定の場合において、当ファンドからの支払いについて、法人税の課税対象となる会社
(o) アイルランドの居住者もしくは通常居住者であり、税法もしくは文書化された実務又は内国歳入庁の許可に基づき、当ファンドに納税義務を課することなく、もしくは当ファンドに関する税免除を犠牲にすることなく、受益証券を保有することが許可されている者

必要な宣誓書がなかったことにより、税金が控除された免税アイルランド居住者である受益者に対する還付に関する規定はありません。税金の還付はアイルランドの法人税の対象となる法人である受益者に対してのみ行われます。

非アイルランド居住受益者に対する課税上の取扱い

アイルランドに居住していないことについて必要な宣誓を（直接的又は仲介人を通じて間接的に）行った非アイルランド居住受益者は、当ファンドに対する投資から生じた所得及び収益についてアイルランドの税金の納税義務はなく、当ファンドからの分配金もしくは当該投資の換金、買戻し、償還、消却又はその他の処分に関する当ファンドからの支払金から控除されません。当該受益者は当ファンドの受益証券の所有もしくは処分に関する所得及び収益についてアイルランドの租税を課税されませんが受益証券が当該受益者のアイルランド支店もしくは代理店に帰属する場合はこの限りではありません。

当該受益者について、内国歳入庁より、アイルランドの非居住者より必要される宣誓書を提供する義務を履行したとの承認書を当ファンドが受領し、当該承認書が取り消されていない限り、非アイルランド居住受益者（又はその仲介人）が必要とされる非居住の宣誓を行っていない場合において、課税事由が発生した場合、上記のとおり税金が控除され、当該受益者がアイルランドの居住者又は通常居住者ではないにもかかわらず、控除された税額は原則として還付されません。

非アイルランド居住会社が当ファンドの受益証券を所有し、当該受益証券がアイルランドの支店もしくは代理店に帰属している場合、自己査定に基づき、当ファンドから受領する所得及び収益に関して、アイルランドの法人税の納税義務があります。

アイルランド居住受益者に関する課税上の取扱い

税金の控除

アイルランド居住受益者で、免税アイルランド居住者ではない者に対して当ファンドが行った分配（処分を除く）については、41%の税率で控除され、内国歳入庁に支払われます。

当該受益者が受益証券の換金、買戻し、償還、消却もしくはその他の処分により得た収益については41%の税率で当ファンドにより控除され、内国歳入庁に支払われます。収益は課税事由発生時の受益者の当ファンドに対する投資額と特別規則に基づき計算された投資の取得原価との差額として計算されます。

受益者がアイルランド居住会社であり、当ファンドが受益者から、当該受益者が会社である旨及び当該会社の納税者番号を記載した宣誓書を受領している場合には、当ファンドが受益者に支払う分配及び当該受益者が受益証券の換金、買戻し、償還、消却もしくはその他の処分により得た収益について、25%の税率で当ファンドにより控除されます。

みなし処分

免税アイルランド居住者ではないアイルランド居住受益者が保有するサブファンドの受益証券の総額がサブファンドの純資産総額の10%以上である場合には、当ファンドから税金は控除され、内国歳入庁に支払われます。みなし処分は、当該受益者がサブファンドの受益証券を取得してから８年毎に発生します。みなし収益は８年目の時点での受益証券の価値、又は下記のとおり、当ファンドが選択した場合には、みなし処分の日以前の６月30日もしくは12月31日のいずれか遅い時点での受益者の保有する受益証券の価値と当該受益証券の原価の差額として計算します。収益がある場合には、41%の税率で（受益者がアイルランド居住会社であって関連する宣誓を行っている場合には、25%の税率で）課税されます。みなし処分について支払われた税金は、当該受益証券の実際の処分についての納税額として計上することができます。

当ファンドがみなし処分についての租税を納税しなければならない場合、８年目の時点での受益証券の価値ではなく、みなし処分の日以前の６月30日もしくは12月31日のいずれか遅い時点での該当するサブファンドの受益証券の純資産総額を参考に、免税アイルランド居住者ではない、アイルランド居住受益者についての収益を計算することを予定しています。

免税アイルランド居住者ではない、アイルランド居住受益者が保有する該当するサブファンドの受益証券の総額がサブファンドの純資産総額の10%を下回っている場合には、当ファンドは、みなし処分による税金を計上しないことを選択することができます。この場合、当該受益者は自己査定に基づき、みなし処分についての租税を計上しなければなりません。みなし収益は、８年目の時点での当該受益者の保有する受益証券の価値と当該受益証券の原価の差額として計算されます。収益は別紙Dのケース$\mathrm{IV}$に基づく課税対象額とみなされ、受益者が会社である場合には25%、会社ではない場合には41%の税率で課税されます。みなし処分について支払われた税金は当該受益証券の実際の処分についての納税額として計上することができます。

アイルランドにおけるその他の納税義務

支払いを受領し、これについて税金が控除されているアイルランド居住の法人受益者は別紙DのケースIVに基づき課税対象となる年次の支払いを受領したものとして、25%（宣誓が行われていない場合には41%）の税率で税控除を受けたものとして取り扱われます。為替差益に関する税金についての以下の説明に従って、原則として、当該受益者は、すでに税金が控除された持分についてさらにアイルランドの租税の対象となることはありません。取引に関連して受益証券を保有するアイルランド居住の法人受益者は、当該取引の一部として当ファンドから受領した所得もしくは収益について課税され、当ファンドによる支払いから控除された税金について支払うべき法人税は相殺されます。実務上、アイルランド居住者である法人に対する支払いから25%超の税率で税金が控除される場合、25%を超過する法人税については還付されます。

為替差益についての租税に関する下記のコメントに従って、原則として、法人ではないアイルランド居住受益者については、当ファンドから支払われた分配金から適切な税金が控除されている場合には、受益証券から生じる所得もしくは受益証券の処分による収益に対するアイルランドの租税の対象とはなりません。

受益証券の処分により、受益者が為替差益を得た場合、当該受益証券が処分された査定年度について、当該受益者は当該収益についてキャピタル・ゲイン税を支払う義務があります。

免税アイルランド居住者ではないアイルランド居住受益者は、税金が控除されていない分配金を受領する場合、又は換金、買戻し、償還、消却もしくはその他の処分により収益を得て、税金が控除されていない場合（例えば、当該受益証券が公認決済機関によって保有されているため）、自己査定（特にTCAのパート41A）に従って、受取金又は収益額についての所得税もしくは法人税を計上しなければなりません。

TCA第891条C及び2013年価格返還（投資事業）規則（Return of Values (Investment Undertakings) Regulations 2013）に従って、当ファンドは投資家が保有する受益証券に関する一定の情報を年に1回、内国歳入庁に報告することを義務づけられています。報告する事項には、受益者の氏名、住所及び生年月日（受益者名簿にあれば）、並びに当該受益者が保有する受益証券の投資番号及び価格などが含まれます。2014年１月１日以降に取得された受益証券については、受益者の納税者番号（アイルランドの納税者番号又はVAT登録番号、又は個人の場合、当該個人のPPS番号）も報告事項に含まれ、納税者番号がない場合には、当該事項が提供されなかった旨の注記が必要になります。当該規定は、下記の受益者については、詳細を報告することは義務づけておりません。

1. 免税アイルランド居住者（上記の定義による）
2. アイルランド居住者でなく、かつ通常アイルランドに居住していない受益者（但し、当該宣言が行われていることを条件とする）
3. 公認決済機関に保有されている受益証券に係る受益者

投資家の皆様は、当ファンドに適用される追加の投資家情報の収集及び報告義務について、後記「OECD共通報告基準」の項もご参照下さい。

海外における配当金

当ファンドが投資に関して（アイルランドの発行体の証券を除く）受領する配当金（もしあれば）及び利息は、当該投資の発行体の所在国の租税（源泉徴収税を含む）の対象となる場合があります。当ファンドは、アイルランドが複数の国々と締結した二重課税防止条約の規定に基づく源泉徴収税率の引下げによる恩恵を受けるかは不明です。

しかし、当ファンドが負担した源泉徴収税の還付を受けた場合、該当するサブファンドの純資産総額の修正は行われず、還付金は当該還付のあった時点での受益者に対して按分配分されます。

**印紙税**

当ファンドがTCA第739条Bに基づく投資事業に該当するとの前提に基づき、一般的に、受益証券の発行、譲渡、買戻し、もしくは償還について、印紙税が課されることはありません。しかし、受益証券の申込もしくは償還がアイルランドの証券もしくはその他のアイルランドの財産の現物譲渡によりなされる場合、アイルランドの印紙税が当該証券もしくは財産の譲渡について課される場合があります。

アイルランドで登記されていない会社又はその他の法人の株式もしくは有価証券の移譲又は譲渡について、当ファンドにアイルランドの印紙税が課されることはありませんが、当該移譲又は譲渡がアイルランドにある不動産もしくは当該財産に対する権利もしくは持分又はアイルランドで登記されている会社（TCA第739条Bに基づく集合投資事業に該当する会社又はTAC第110条に基づく制限会社を除きます。）の株式もしくは有価証券に関するものでないことを条件とします。

**居住**

一般的に、当ファンドの投資家は個人、法人もしくは信託とします。アイルランドの規則に従って、個人及び信託はアイルランド居住者もしくは通常居住者とします。通常居住の概念は法人には適用されません。

**個人投資家**

**居住基準**

個人は、特定の課税年度について、アイルランドに(1)当該課税年度においてアイルランドに183日以上滞在した場合、(2)当該課税年度においてアイルランドに滞在した日数及び前年度においてアイルランドに滞在した日数を合算して280日以上アイルランドに滞在している場合、アイルランドの居住者とみなされますが、当該個人が、各課税年度において最低でも31日間アイルランドに居住していることを条件とします。アイルランドでの滞在日数を決める上で、一日のうちのいずれかの時間帯にアイルランド国内に滞在していることをもって、滞在しているものとみなされます。

特定の課税年度についてアイルランドの居住者ではない場合、当該個人は、一定の場合において、アイルランド居住者として取り扱われることを選択することができます。

**通常居住基準**

個人が過去３課税年度アイルランドに居住している場合には、４年目から通常居住者とみなされます。３課税年度連続して非居住となるまでは、当該個人は当該３年間は通常居住者となります。

**信託の投資家**

すべての信託受託者がアイルランド居住者である場合には、当該信託は原則としてアイルランド居住者とみなされます。当ファンドがアイルランド居住者に当たるか疑義がある場合には、信託受託者は税務専門家に問い合わせるようお勧めします。

法人投資家

法人は、その中央管理拠点がアイルランドにある場合、又は（一定の場合においては）アイルランドで設立されている場合には、アイルランド居住者となります。法人の中央管理拠点がアイルランドにあるということは、典型的には会社の基本的な方針や決定が行われている場所がアイルランドであることを意味します。

アイルランドで設立されたすべての会社は、課税上アイルランド居住者となりますが、以下の場合は除かれます。

(i) 2015年１月１日以前に設立された会社の場合、会社もしくは関連会社がアイルランドで取引を行っており、かつ、(a)当該会社がEU加盟国（アイルランドを除く）もしくはアイルランドがTCA第826条(1)に基づき二重課税防止条約を締結している国、又はTCAの第826条(1)に定められる批准手続が終了次第、署名され、有効となる二重課税防止条約を締結する国（以下「該当地域」といいます。）における者に最終的に支配されている場合、又は(b)当該会社もしくは関連会社の主なクラス株式が、該当地域の証券取引所において実質的かつ定期的に取引されている場合。

(ii) 当該会社が、アイルランドと他国の二重課税防止条約に基づき、アイルランド以外の当該他国の居住者であり、アイルランド居住者ではないとみなされている場合。

アイルランドで設立され、上記(i)又は(ii)に該当する会社は、アイルランドに中央管理拠点がない限り、アイルランド居住者とはみなされません。但し、上記(i)に該当する会社であって、中央管理拠点がアイルランド国外にある場合であっても、(a) 該当地域における税法上の居住者ではないものの、該当地域で設立されていた場合には法律の適用により該当地域の税法上の居住者に該当していた場合であって、(b) 該当地域において管理されており、かつ(c) 法律の適用によりその他の地域における税法上の居住者に該当しない場合には、アイルランド居住者とみなされます。

上記（i）にある、2015年１月１日以前に設立された会社について、課税上の居住地を会社の設立地としない例外的な取扱いは、2020年12月31日に適用されなくなります。また、2014年12月31日以降に会社の（直接的又は間接的な）所有権に変更があった場合は、2015年１月１日又は会社の所有権変更の日から１年前の日のいずれか遅い日から、所有権変更の日の５年後の日までの間に、当該会社の事業の内容又は経営に大幅な変更があった場合に限り、所有権変更の日から適用されなくなります。ここでいう会社の事業の内容又は経営の大幅な変更には、当該会社による新たな事業の開始、財産又はその持分もしくは権利を当該会社が取得したことにより生じた大幅な変更が含まれます。

受益証券の処分及びアイルランドの資本取得税

(a) アイルランドに居住もしくは通常居住している者

アイルランドに居住もしくは通常居住している者からの贈与もしくは相続として、又はアイルランドに居住もしくは通常居住している受益者への贈与もしくは相続として行われた受益証券の処分については、当該贈与又は相続の受益者に対して、当該受益証券についてアイルランドの資本取得税が課される場合があります。

(b) アイルランドに居住もしくは通常居住していない者

当ファンドがTCA第739条Bに基づく投資事業に該当するという前提で、受益証券の処分はアイルランドの資本取得税の対象とはなりませんが、以下を条件とします。

- 受益証券が贈与又日は相続日及び評価日現在、贈与又は相続の一部に含まれていること。
- 処分の日現在、贈与者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。

・　贈与日又は相続日現在、受益者がアイルランドに居住もしくは通常居住していないこと。

ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの受益証券は、収益の均等化を行うため、配当額は均等化の額を含む場合があります。購入時の受益証券の純資産価格には、相当する収益が反映されることとなります。受益証券の買戻し等の処分がなされた場合、これらの収益についても、税制上資本の払出しとみなされ、受益証券の取得時原価から控除されるべき証券の譲渡益として計算されます。詳細については、投資家各自の税務コンサルタントに相談してください。

OECD共通報告基準

アイルランドは、アイルランド法において、共通報告基準（「CRS」）としても知られる「金融口座の自動的情報交換のための基準」を施行しました。

CRSは、2014年７月に経済協力開発機構（「OECD」）理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。同基準は、OECD及びEUによるこれまでの成果であるグローバル・マネーロンダリング防止基準及び特にFATCA政府間モデル協定を参考にしています。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。

CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。90を超える法域がCRSの下での情報交換にコミットしており、アイルランドを含む40を超える国々がCRSの早期適用にコミットしています。当該早期適用については、2016年１月１日以後の開設口座及び2015年12月31日時点の大口個人口座に関して2017年12月末までに、そして2015年12月31日時点の小口個人口座及び企業口座全般に関して2017年９月末又は2018年９月末までに（金融機関が報告対象口座を識別できる時期による）、第一回情報交換が行われる見込みです。

受益者は、CRSの目的上、報告対象者又は報告対象口座保有者とみなされるそれぞれの者の氏名、住所、税務上の居住地の法域、生年月日、口座番号、納税者番号及び各受益者の投資に関する情報（受益証券に係る支払価額を含むがこれに限定されません。）を当ファンドが歳入庁に開示することを要求され、当該歳入庁がかかる情報を参加地域の租税当局と交換する可能性があることに留意する必要があります。かかる義務を遵守するために、管理会社は受益者から追加的な情報及び書類を必要とする場合があります。

当ファンドの受益証券の申込書に署名することにより各受益者は管理会社又はその代理人から要請があり次第かかる情報及び書類を提供することに同意したことになります。かかる情報を提供しない結果、管理会社が受益証券の強制償還又はその他適切な措置をとる場合もあります。管理会社に必要な情報の提供を拒む受益者は、歳入庁に報告されることもあります。

上記の記述の一部は、規制、OECDのガイダンス及びCRSに基づいており、これらはすべて変更される可能性もあります。投資を見込む投資家は、これらの取決めの下で適用される規制についてそれぞれの税務コンサルタントに相談して下さい。

## 5 【運用状況】

ジャナス・ジャパン・ファンドは、2016年10月4日から運用を開始するため、該当事項はありません。

なお、本「５　運用状況」中における各種通貨の円貨換算は、2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝112.68）によります。

### (1) 【投資状況】

（2016年３月31日現在）

#### Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 資産の種類 | 発行国名 | 時価合計（米ドル） | 投資比率 |
|---|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・フレキシブル・インカム・<br>ファンド クラスＩ受益証券 | (注)<br>アイルランド | 351,711,384<br>(39,631百万円) | 99.95% |
| 現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後） | | 177,823<br>(20百万円) | 0.05% |
| 純資産総額 | | 351,889,207<br>(39,651百万円) | 100.00% |

#### Ⅱ ジャナス・ハイイールド・ファンド

| 資産の種類 | 発行国名 | 時価合計（米ドル） | 投資比率 |
|---|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・ハイイールド・ファンド<br>クラスＩ受益証券 | (注)<br>アイルランド | 235,704,730<br>(26,559百万円) | 100.11% |
| 現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後） | | -253,306<br>(-29百万円) | -0.11% |
| 純資産総額 | | 235,451,424<br>(26,531百万円) | 100.00% |

#### Ⅲ ジャナス・バランス・ファンド

| 資産の種類 | 発行国名 | 時価合計（米ドル） | 投資比率 |
|---|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・バランス・ファンド<br>クラスＩ受益証券 | (注)<br>アイルランド | 60,871,294<br>(6,859百万円) | 100.11% |
| 現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後） | | -64,587<br>(-7百万円) | -0.11% |
| 純資産総額 | | 60,806,707<br>(6,852百万円) | 100.00% |

#### Ⅳ ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

| 資産の種類 | 発行国名 | 時価合計（米ドル） | 投資比率 |
|---|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>パーキンス・ＵＳストラテジック・バリュー・<br>ファンド クラスＩ受益証券 | (注)<br>アイルランド | 67,889,041<br>(7,650百万円) | 100.19% |
| 現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後） | | -125,532<br>(-14百万円) | -0.19% |
| 純資産総額 | | 67,763,509<br>(7,636百万円) | 100.00% |

### V　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

| 資産の種類 | 発行国名 | 時価合計（米ドル） | 投資比率 |
|---|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・ＵＳトゥエンティ・ファンド<br>クラスＩ受益証券 | (注)<br>アイルランド | 119,187,585<br>(13,430百万円) | 100.00% |
| 現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後） | | -5,425<br>(-0.6百万) | 0.00% |
| 純資産総額 | | 119,182,160<br>(13,429百万円) | 100.00% |

### VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| 資産の種類 | 発行国名 | 時価合計（米ドル） | 投資比率 |
|---|---|---|---|
| ジャナス・キャピタル・ファンド<br>ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド クラスＩ受益証券 | (注)<br>アイルランド | 73,841,990<br>(8,321百万円) | 100.06% |
| 現金、受取債権及びその他の資産（負債控除後） | | -44,638<br>(-5百万円) | -0.06% |
| 純資産総額 | | 73,797,352<br>(8,315百万円) | 100.00% |

(注)　ジャナス・キャピタル・ファンドの各受益証券はアイルランドにおいて発行され、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドを除き、主として米国内で発行される有価証券に投資するものです。

(2)　【投資資産】

①　投資有価証券の主要銘柄

ジャナス・キャピタル・ファンドの各サブファンドの受益証券

（詳細は上記「(1) 投資状況」を参照して下さい。）

②　投資不動産物件

該当事項はありません。

③　その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2015年１月末日から2016年３月末日までの期間における各月末並びに直近10計算期間の各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。１口当たりの純資産価格のうち12月末日の数値は、12月31日の数値を記載しております。このため、販売会社が公表する毎月最終営業日における１口当たりの純資産価格と、各月末の１口当たりの純資産価格とが異なる場合があります。

Ｉ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| | クラスＡ（米ドル）受益証券 | | | | クラスＡ（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 64,122 | 7,225 | 123.63 | 13,931 | 6,121 | 690 | 10,806 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 58,887 | 6,635 | 130.73 | 14,731 | 5,153 | 581 | 10,929 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 114,594 | 12,912 | 136.09 | 15,335 | 8,663 | 976 | 10,913 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 222,377 | 25,057 | 153.05 | 17,246 | 15,337 | 1728 | 12,116 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 425,243 | 47,916 | 163.01 | 18,368 | 20,131 | 2,268 | 12,968 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 412,573 | 46,489 | 172.30 | 19,415 | 17,443 | 1,965 | 13,567 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 472,879 | 53,284 | 183.99 | 20,732 | 18,698 | 2,107 | 14,413 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 377,874 | 42,579 | 182.13 | 20,522 | 15,092 | 1,701 | 14,178 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 337,643 | 38,046 | 189.29 | 21,329 | 12,884 | 1,452 | 14,663 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 305,694 | 34,446 | 187.87 | 21,169 | 12,884 | 1,452 | 14,446 |
| 2015年１月末日 | 341,858 | 38,521 | 192.77 | 21,721 | 13,362 | 1,506 | 14,923 |
| 2015年２月末日 | 339,636 | 38,270 | 191.36 | 21,562 | 12,969 | 1,461 | 14,810 |
| 2015年３月末日 | 337,664 | 38,048 | 192.35 | 21,674 | 12,962 | 1,461 | 14,879 |
| 2015年４月末日 | 337,309 | 38,008 | 191.68 | 21,599 | 13,003 | 1,465 | 14,818 |
| 2015年５月末日 | 335,843 | 37,843 | 191.35 | 21,561 | 12,461 | 1,404 | 14,792 |
| 2015年６月末日 | 326,094 | 36,744 | 189.37 | 21,338 | 12,571 | 1,416 | 14,629 |
| 2015年７月末日 | 324,715 | 36,589 | 190.06 | 21,416 | 12,469 | 1,405 | 14,671 |
| 2015年８月末日 | 323,861 | 36,493 | 189.34 | 21,334 | 12,554 | 1,415 | 14,608 |
| 2015年９月末日 | 322,842 | 36,378 | 190.03 | 21,412 | 12,641 | 1,424 | 14,645 |
| 2015年10月末日 | 321,522 | 36,229 | 189.98 | 21,407 | 12,802 | 1,442 | 14,631 |
| 2015年11月末日 | 312,614 | 35,225 | 189.16 | 21,315 | 12,487 | 1,407 | 14,574 |
| 2015年12月末日 | 305,694 | 34,446 | 187.87 | 21,169 | 12,884 | 1,452 | 14,446 |
| 2016年１月末日 | 307,434 | 34,642 | 189.73 | 21,379 | 13,293 | 1,498 | 14,578 |
| 2016年２月末日 | 311,029 | 35,047 | 190.26 | 21,439 | 14,857 | 1,674 | 14,610 |
| 2016年３月末日 | 319,104 | 35,957 | 191.60 | 21,589 | 15,194 | 1,712 | 14,692 |

| | クラスB（米ドル）受益証券 | | | | クラスB（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | 428,514 | 48,285 | 120.61 | 13,590 | 32,545 | 3,667 | 10,559 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | 321,363 | 36,211 | 126.91 | 14,300 | 21,855 | 2,463 | 10,624 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | 190,473 | 21,462 | 131.44 | 14,811 | 15,606 | 1,758 | 10,556 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | 96,181 | 10,838 | 147.08 | 16,573 | 4,501 | 507 | 11,660 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | 91,783 | 10,342 | 155.87 | 17,563 | 2,557 | 288 | 12,418 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | 81,781 | 9,215 | 163.93 | 18,472 | 1,636 | 184 | 12,928 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | 76,684 | 8,641 | 174.18 | 19,627 | 1,048 | 118 | 13,658 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | 52,032 | 5,863 | 171.55 | 19,330 | 633 | 71 | 13,394 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | 37,974 | 4,279 | 177.41 | 19,991 | 342 | 38 | 13,780 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | 20,451 | 2,304 | 175.20 | 19,742 | 301 | 34 | 13,508 |
| 2015年１月末日 | 37,571 | 4,233 | 180.60 | 20,350 | 354 | 40 | 14,019 |
| 2015年２月末日 | 35,537 | 4,004 | 179.21 | 20,193 | 345 | 39 | 13,907 |
| 2015年３月末日 | 33,168 | 3,737 | 180.06 | 20,289 | 346 | 39 | 13,965 |
| 2015年４月末日 | 31,666 | 3,568 | 179.36 | 20,210 | 346 | 39 | 13,903 |
| 2015年５月末日 | 30,370 | 3,422 | 178.97 | 20,166 | 313 | 35 | 13,872 |
| 2015年６月末日 | 28,539 | 3,216 | 177.05 | 19,950 | 314 | 35 | 13,713 |
| 2015年７月末日 | 28,030 | 3,158 | 177.62 | 20,014 | 302 | 34 | 13,747 |
| 2015年８月末日 | 27,308 | 3,077 | 176.86 | 19,929 | 307 | 35 | 13,682 |
| 2015年９月末日 | 26,545 | 2,991 | 177.44 | 19,994 | 311 | 35 | 13,711 |
| 2015年10月末日 | 24,471 | 2,757 | 177.32 | 19,980 | 309 | 35 | 13,693 |
| 2015年11月末日 | 22,497 | 2,535 | 176.48 | 19,886 | 297 | 33 | 13,634 |
| 2015年12月末日 | 20,451 | 2,304 | 175.20 | 19,742 | 301 | 34 | 13,508 |
| 2016年１月末日 | 19,623 | 2,211 | 176.87 | 19,930 | 302 | 34 | 13,626 |
| 2016年２月末日 | 18,175 | 2,048 | 177.28 | 19,976 | 289 | 33 | 13,650 |
| 2016年３月末日 | 16,826 | 1,896 | 178.46 | 20,109 | 291 | 33 | 13,721 |

| | クラスＩ（円）受益証券（注） | | |
|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 847 | 95 | 11,076 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 1,009 | 114 | 11,098 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 1,086 | 122 | 9,316 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 1,297 | 146 | 10,779 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 957 | 108 | 10,165 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 1,348 | 152 | 10,189 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 1,113 | 125 | 12,304 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 766 | 86 | 14,871 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 376 | 42 | 17,660 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 532 | 60 | 17,668 |
| 2015年１月末日 | 680 | 77 | 17,638 |
| 2015年２月末日 | 518 | 58 | 17,843 |
| 2015年３月末日 | 594 | 67 | 17,989 |
| 2015年４月末日 | 506 | 57 | 17,852 |
| 2015年５月末日 | 506 | 57 | 18,532 |
| 2015年６月末日 | 386 | 44 | 18,093 |
| 2015年７月末日 | 363 | 41 | 18,395 |
| 2015年８月末日 | 401 | 45 | 17,933 |
| 2015年９月末日 | 471 | 53 | 17,816 |
| 2015年10月末日 | 546 | 62 | 17,922 |
| 2015年11月末日 | 544 | 61 | 18,212 |
| 2015年12月末日 | 532 | 60 | 17,668 |
| 2016年１月末日 | 533 | 60 | 17,979 |
| 2016年２月末日 | 538 | 61 | 16,797 |
| 2016年３月末日 | 474 | 53 | 16,890 |

## Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド

| | クラスA（米ドル）受益証券 | | | | クラスA（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 50,971 | 5,743 | 141.22 | 15,913 | 8,716 | 982 | 12,314 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 40,002 | 4,507 | 141.66 | 15,962 | 9,467 | 1,067 | 11,840 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 29,662 | 3,342 | 110.99 | 12,506 | 5,529 | 623 | 8,957 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 65,097 | 7,335 | 156.04 | 17,583 | 5,922 | 667 | 12,477 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 153,009 | 17,241 | 178.68 | 20,134 | 11,076 | 1,248 | 14,374 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 198,321 | 22,347 | 182.33 | 20,545 | 14,103 | 1,589 | 14,531 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 232,906 | 26,244 | 206.13 | 23,227 | 14,644 | 1,650 | 16,357 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 244,296 | 27,527 | 219.16 | 24,695 | 17,735 | 1,998 | 17,334 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 217,858 | 24,548 | 218.04 | 24,569 | 11,783 | 1,328 | 17,192 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 156,873 | 17,676 | 212.13 | 23,903 | 8,154 | 919 | 16,639 |
| 2015年１月末日 | 214,034 | 24,117 | 219.44 | 24,727 | 11,591 | 1,306 | 17,305 |
| 2015年２月末日 | 215,128 | 24,241 | 223.92 | 25,231 | 10,802 | 1,217 | 17,654 |
| 2015年３月末日 | 211,147 | 23,792 | 223.36 | 25,168 | 10,178 | 1,147 | 17,603 |
| 2015年４月末日 | 210,104 | 23,674 | 225.63 | 25,424 | 10,232 | 1,153 | 17,771 |
| 2015年５月末日 | 206,136 | 23,227 | 226.62 | 25,536 | 9,750 | 1,099 | 17,846 |
| 2015年６月末日 | 197,582 | 22,264 | 224.20 | 25,263 | 9,578 | 1,079 | 17,646 |
| 2015年７月末日 | 194,013 | 21,861 | 224.57 | 25,305 | 9,337 | 1,052 | 17,667 |
| 2015年８月末日 | 184,824 | 20,826 | 221.48 | 24,956 | 9,196 | 1,036 | 17,424 |
| 2015年９月末日 | 177,585 | 20,010 | 216.59 | 24,406 | 8,947 | 1,008 | 17,022 |
| 2015年10月末日 | 177,133 | 19,959 | 220.44 | 24,839 | 8,910 | 1,004 | 17,314 |
| 2015年11月末日 | 168,031 | 18,934 | 217.55 | 24,514 | 8,378 | 944 | 17,096 |
| 2015年12月末日 | 156,873 | 17,676 | 212.13 | 23,903 | 8,154 | 919 | 16,639 |
| 2016年１月末日 | 152,148 | 17,144 | 208.80 | 23,527 | 7,923 | 893 | 16,371 |
| 2016年２月末日 | 151,087 | 17,024 | 210.79 | 23,752 | 8,450 | 952 | 16,523 |
| 2016年３月末日 | 156,082 | 17,587 | 216.10 | 24,351 | 8,806 | 992 | 16,919 |

| | クラスＢ（米ドル）受益証券 | | | | クラスＢ（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 197,186 | 22,219 | 137.75 | 15,522 | 17,292 | 1,948 | 12,010 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 182,067 | 20,515 | 137.48 | 15,491 | 14,868 | 1,675 | 11,490 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 100,056 | 11,274 | 107.18 | 12,077 | 9,729 | 1,096 | 8,649 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 97,275 | 10,961 | 149.93 | 16,894 | 9,359 | 1,055 | 11,987 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 78,834 | 8,883 | 170.82 | 19,248 | 7,397 | 834 | 13,740 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 50,480 | 5,688 | 173.50 | 19,550 | 3,285 | 370 | 13,827 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 37,653 | 4,243 | 195.17 | 21,992 | 2,046 | 231 | 15,488 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 17,068 | 1,923 | 206.45 | 23,263 | 526 | 59 | 16,304 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 11,634 | 1,311 | 204.37 | 23,028 | 338 | 38 | 16,089 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 6,366 | 717 | 197.85 | 22,293 | 264 | 30 | 15,494 |
| 2015年１月末日 | 11,175 | 1,259 | 205.61 | 23,168 | 347 | 39 | 16,182 |
| 2015年２月末日 | 10,895 | 1,228 | 209.72 | 23,631 | 347 | 39 | 16,503 |
| 2015年３月末日 | 10,604 | 1,195 | 209.11 | 23,563 | 316 | 36 | 16,450 |
| 2015年４月末日 | 10,336 | 1,165 | 211.14 | 23,791 | 320 | 36 | 16,601 |
| 2015年５月末日 | 9,977 | 1,124 | 211.98 | 23,886 | 296 | 33 | 16,666 |
| 2015年６月末日 | 9,339 | 1,052 | 209.63 | 23,621 | 287 | 32 | 16,472 |
| 2015年７月末日 | 9,166 | 1,033 | 209.89 | 23,650 | 283 | 32 | 16,484 |
| 2015年８月末日 | 8,807 | 992 | 206.91 | 23,314 | 285 | 32 | 16,251 |
| 2015年９月末日 | 8,160 | 919 | 202.26 | 22,791 | 282 | 32 | 15,869 |
| 2015年10月末日 | 7,776 | 876 | 205.77 | 23,186 | 285 | 32 | 16,135 |
| 2015年11月末日 | 7,024 | 791 | 202.99 | 22,873 | 275 | 31 | 15,925 |
| 2015年12月末日 | 6,366 | 717 | 197.85 | 22,293 | 264 | 30 | 15,494 |
| 2016年１月末日 | 6,000 | 676 | 194.66 | 21,934 | 258 | 29 | 15,238 |
| 2016年２月末日 | 5,645 | 636 | 196.43 | 22,134 | 277 | 31 | 15,374 |
| 2016年３月末日 | 5,272 | 594 | 201.30 | 22,682 | 284 | 32 | 15,735 |

| | クラスＩ（円）受益証券（注） | | |
|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 2,547 | 287 | 12,074 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 2,360 | 266 | 11,499 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 1,106 | 125 | 7,280 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 1,783 | 201 | 10,551 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 2,721 | 307 | 10,719 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 2,519 | 284 | 10,401 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 2,703 | 305 | 13,330 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 1,686 | 190 | 17,348 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 1,422 | 160 | 19,769 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 804 | 91 | 19,437 |
| 2015年１月末日 | 1,374 | 155 | 19,518 |
| 2015年２月末日 | 1,407 | 159 | 20,300 |
| 2015年３月末日 | 1,332 | 150 | 20,314 |
| 2015年４月末日 | 1,293 | 146 | 20,440 |
| 2015年５月末日 | 1,208 | 136 | 21,353 |
| 2015年６月末日 | 1,250 | 141 | 20,844 |
| 2015年７月末日 | 1,132 | 128 | 21,155 |
| 2015年８月末日 | 969 | 109 | 20,421 |
| 2015年９月末日 | 835 | 94 | 19,773 |
| 2015年10月末日 | 868 | 98 | 20,253 |
| 2015年11月末日 | 860 | 97 | 20,402 |
| 2015年12月末日 | 804 | 91 | 19,437 |
| 2016年１月末日 | 720 | 81 | 19,281 |
| 2016年２月末日 | 643 | 72 | 18,139 |
| 2016年３月末日 | 702 | 79 | 18,573 |

| | クラスA（米ドル）受益証券（毎月分配型） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | | | 1口当たりの純資産価格 | | | |
| | 千米ドル（分配落） | 百万円（分配落） | 千米ドル（分配付） | 百万円（分配付） | 米ドル（分配落） | 円（分配落） | 米ドル（分配付） | 円（分配付） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 66,739 | 7,520 | 67,130 | 7,564 | 99.86 | 11,252 | 100.44 | 11,317 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 70,229 | 7,913 | 70,611 | 7,956 | 92.42 | 10,414 | 92.92 | 10,470 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 44,561 | 5,021 | 44,846 | 5,053 | 67.66 | 7,624 | 68.09 | 7,672 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 59,252 | 6,676 | 59,541 | 6,709 | 89.00 | 10,029 | 89.43 | 10,077 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 63,806 | 7,190 | 64,090 | 7,222 | 96.31 | 10,852 | 96.74 | 10,901 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 62,073 | 6,994 | 62,361 | 7,027 | 93.13 | 10,494 | 93.56 | 10,542 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 64,085 | 7,221 | 64,360 | 7,252 | 99.83 | 11,249 | 100.25 | 11,296 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 64,524 | 7,271 | 64,799 | 7,302 | 100.80 | 11,358 | 101.23 | 11,407 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 54,054 | 6,091 | 54,300 | 6,118 | 95.27 | 10,735 | 95.70 | 10,784 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 42,535 | 4,793 | 42,747 | 4,817 | 87.74 | 9,887 | 88.18 | 9,936 |
| 2015年１月末日 | 54,016 | 6,087 | 54,257 | 6,114 | 95.45 | 10,755 | 95.88 | 10,803 |
| 2015年２月末日 | 54,217 | 6,109 | 54,459 | 6,136 | 96.96 | 10,925 | 97.40 | 10,975 |
| 2015年３月末日 | 52,768 | 5,946 | 53,006 | 5,973 | 96.29 | 10,850 | 96.72 | 10,899 |
| 2015年４月末日 | 52,733 | 5,942 | 52,968 | 5,968 | 96.84 | 10,912 | 97.27 | 10,960 |
| 2015年５月末日 | 52,089 | 5,869 | 52,323 | 5,896 | 96.83 | 10,911 | 97.26 | 10,960 |
| 2015年６月末日 | 50,720 | 5,715 | 50,949 | 5,741 | 95.37 | 10,746 | 95.80 | 10,795 |
| 2015年７月末日 | 50,151 | 5,651 | 50,379 | 5,677 | 95.10 | 10,716 | 95.53 | 10,764 |
| 2015年８月末日 | 48,743 | 5,492 | 48,969 | 5,518 | 93.36 | 10,520 | 93.79 | 10,568 |
| 2015年９月末日 | 46,158 | 5,201 | 46,379 | 5,226 | 90.88 | 10,240 | 91.32 | 10,289 |
| 2015年10月末日 | 46,652 | 5,257 | 46,871 | 5,281 | 92.06 | 10,373 | 92.49 | 10,422 |
| 2015年11月末日 | 45,308 | 5,105 | 45,525 | 5,130 | 90.43 | 10,189 | 90.86 | 10,238 |
| 2015年12月末日 | 42,535 | 4,793 | 42,747 | 4,817 | 87.74 | 9,887 | 88.18 | 9,936 |
| 2016年１月末日 | 41,398 | 4,665 | 41,605 | 4,688 | 85.93 | 9,683 | 86.36 | 9,731 |
| 2016年２月末日 | 41,652 | 4,693 | 41,859 | 4,717 | 86.31 | 9,725 | 86.74 | 9,774 |
| 2016年３月末日 | 42,946 | 4,839 | 43,154 | 4,863 | 88.05 | 9,922 | 88.48 | 9,970 |

| | クラスA（円）受益証券（毎月分配型） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | | | １口当たりの純資産価格 | |
| | 千米ドル（分配落） | 百万円（分配落） | 千米ドル（分配付） | 百万円（分配付） | 円（分配落） | 円（分配付） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 83,939 | 9,458 | 84,440 | 9,515 | 11,562 | 11,630 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 83,754 | 9,437 | 84,213 | 9,489 | 10,098 | 10,153 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 45,618 | 5,140 | 45,910 | 5,173 | 5,938 | 5,976 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 50,457 | 5,686 | 50,704 | 5,713 | 8,004 | 8,043 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 43,458 | 4,897 | 43,653 | 4,919 | 7,638 | 7,672 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 36,832 | 4,150 | 37,002 | 4,169 | 6,972 | 6,997 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 37,905 | 4,271 | 38,069 | 4,290 | 8,413 | 8,449 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 34,873 | 3,929 | 35,022 | 3,946 | 10,325 | 10,370 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 29,539 | 3,328 | 29,674 | 3,344 | 11,101 | 11,151 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 22,135 | 2,494 | 22,244 | 2,506 | 10,259 | 9,666 |
| 2015年１月末日 | 29,054 | 3,274 | 29,186 | 3,289 | 10,903 | 10,953 |
| 2015年２月末日 | 29,232 | 3,294 | 29,362 | 3,309 | 11,283 | 11,334 |
| 2015年３月末日 | 28,555 | 3,218 | 28,683 | 3,232 | 11,234 | 11,308 |
| 2015年４月末日 | 28,055 | 3,161 | 28,183 | 3,176 | 11,247 | 11,739 |
| 2015年５月末日 | 27,979 | 3,153 | 28,104 | 3,167 | 11,691 | 11,737 |
| 2015年６月末日 | 26,420 | 2,977 | 26,541 | 2,991 | 11,354 | 11,561 |
| 2015年７月末日 | 25,781 | 2,905 | 25,898 | 2,918 | 11,465 | 11,528 |
| 2015年８月末日 | 25,088 | 2,827 | 25,204 | 2,840 | 11,010 | 10,282 |
| 2015年９月末日 | 24,381 | 2,747 | 24,496 | 2,760 | 10,606 | 10,010 |
| 2015年10月末日 | 24,462 | 2,756 | 24,577 | 2,769 | 10,806 | 10,140 |
| 2015年11月末日 | 23,083 | 2,601 | 23,196 | 2,614 | 10,828 | 9,961 |
| 2015年12月末日 | 22,135 | 2,494 | 22,244 | 2,506 | 10,259 | 9,666 |
| 2016年１月末日 | 21,295 | 2,399 | 21,402 | 2,412 | 10,120 | 9,468 |
| 2016年２月末日 | 20,936 | 2,359 | 21,041 | 2,371 | 9,467 | 9,509 |
| 2016年３月末日 | 21,359 | 2,407 | 21,463 | 2,418 | 9,640 | 9,700 |

## III　ジャナス・バランス・ファンド

| | クラスA（米ドル）受益証券 | | | | クラスA（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 15,966 | 1,799 | 127.47 | 14,363 | 1,783 | 201 | 11,110 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 16,067 | 1,810 | 138.22 | 15,575 | 1,743 | 196 | 11,591 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 20,864 | 2,351 | 112.76 | 12,706 | 2,726 | 307 | 9,241 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 29,669 | 3,343 | 139.26 | 15,692 | 3,553 | 400 | 11,340 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 33,913 | 3,821 | 148.10 | 16,688 | 4,133 | 466 | 12,165 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 33,963 | 3,827 | 147.27 | 16,594 | 4,525 | 510 | 11,967 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 41,479 | 4,674 | 163.87 | 18,465 | 4,220 | 475 | 13,278 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 52,753 | 5,944 | 190.33 | 21,446 | 4,218 | 475 | 15,388 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 58,232 | 6,562 | 198.20 | 22,333 | 4,429 | 499 | 15,986 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 56,076 | 6,319 | 196.49 | 22,141 | 4,925 | 555 | 15,783 |
| 2015年１月末日 | 57,689 | 6,500 | 198.39 | 22,355 | 4,560 | 514 | 15,999 |
| 2015年２月末日 | 58,673 | 6,611 | 201.91 | 22,751 | 4,742 | 534 | 16,279 |
| 2015年３月末日 | 59,347 | 6,687 | 200.95 | 22,643 | 4,647 | 524 | 16,193 |
| 2015年４月末日 | 59,845 | 6,743 | 201.06 | 22,655 | 4,609 | 519 | 16,192 |
| 2015年５月末日 | 60,306 | 6,795 | 201.39 | 22,693 | 4,501 | 507 | 16,215 |
| 2015年６月末日 | 57,826 | 6,516 | 197.79 | 22,287 | 4,646 | 524 | 15,916 |
| 2015年７月末日 | 56,896 | 6,411 | 198.50 | 22,367 | 4,593 | 518 | 15,966 |
| 2015年８月末日 | 55,014 | 6,199 | 193.19 | 21,769 | 4,522 | 509 | 15,549 |
| 2015年９月末日 | 53,977 | 6,082 | 189.61 | 21,365 | 4,519 | 509 | 15,252 |
| 2015年10月末日 | 56,305 | 6,344 | 199.25 | 22,451 | 4,719 | 532 | 16,021 |
| 2015年11月末日 | 55,708 | 6,277 | 199.19 | 22,445 | 4,631 | 522 | 16,023 |
| 2015年12月末日 | 56,076 | 6,319 | 196.49 | 22,141 | 4,925 | 555 | 15,783 |
| 2016年１月末日 | 53,297 | 6,006 | 188.40 | 21,228 | 4,688 | 528 | 15,132 |
| 2016年２月末日 | 53,007 | 5,973 | 187.66 | 21,145 | 5,058 | 570 | 15,076 |
| 2016年３月末日 | 54,726 | 6,166 | 194.02 | 21,862 | 5,220 | 588 | 15,568 |

| | クラスＢ（米ドル）受益証券 | | | | クラスＢ（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 62,090 | 6,996 | 124.42 | 14,020 | 5,506 | 620 | 10,834 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 53,515 | 6,030 | 134.22 | 15,124 | 5,146 | 580 | 11,246 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 24,668 | 2,780 | 108.95 | 12,276 | 2,997 | 338 | 8,922 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 19,880 | 2,240 | 133.88 | 15,086 | 2,105 | 237 | 10,893 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 13,710 | 1,545 | 141.67 | 15,963 | 1,289 | 145 | 11,627 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 9,967 | 1,123 | 140.17 | 15,794 | 773 | 87 | 11,379 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 5,110 | 576 | 155.18 | 17,486 | 193 | 22 | 12,568 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 2,508 | 283 | 179.33 | 20,207 | 100 | 11 | 14,497 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 1,758 | 198 | 185.81 | 20,937 | 115 | 13 | 14,988 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 849 | 96 | 183.29 | 20,653 | 60 | 7 | 14,724 |
| 2015年１月末日 | 1,730 | 195 | 185.91 | 20,948 | 118 | 13 | 14,993 |
| 2015年２月末日 | 1,707 | 192 | 189.13 | 21,311 | 118 | 13 | 15,249 |
| 2015年３月末日 | 1,697 | 191 | 188.15 | 21,201 | 117 | 13 | 15,163 |
| 2015年４月末日 | 1,498 | 169 | 188.18 | 21,204 | 117 | 13 | 15,156 |
| 2015年５月末日 | 1,434 | 162 | 188.42 | 21,231 | 113 | 13 | 15,173 |
| 2015年６月末日 | 1,300 | 147 | 184.97 | 20,842 | 112 | 13 | 14,886 |
| 2015年７月末日 | 1,291 | 145 | 185.55 | 20,908 | 111 | 13 | 14,927 |
| 2015年８月末日 | 1,224 | 138 | 180.51 | 20,340 | 105 | 12 | 14,531 |
| 2015年９月末日 | 1,109 | 125 | 177.09 | 19,955 | 104 | 12 | 14,248 |
| 2015年10月末日 | 984 | 111 | 186.02 | 20,960 | 109 | 12 | 14,960 |
| 2015年11月末日 | 907 | 102 | 185.89 | 20,946 | 71 | 8 | 14,954 |
| 2015年12月末日 | 849 | 96 | 183.29 | 20,653 | 60 | 7 | 14,724 |
| 2016年１月末日 | 750 | 85 | 175.67 | 19,794 | 58 | 6 | 14,110 |
| 2016年２月末日 | 690 | 78 | 174.90 | 19,708 | 61 | 7 | 14,052 |
| 2016年３月末日 | 653 | 74 | 180.76 | 20,368 | 64 | 7 | 14,504 |

| | クラスＩ（円）受益証券（注） | | |
|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | 316 | 36 | 12,468 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | 310 | 35 | 12,854 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | 226 | 25 | 8,486 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | 289 | 33 | 10,821 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | 388 | 44 | 10,226 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | 436 | 49 | 9,682 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | 558 | 63 | 12,232 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | 415 | 47 | 17,417 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | 219 | 25 | 20,805 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | 102 | 11 | 20,874 |
| 2015年１月末日 | 147 | 17 | 20,430 |
| 2015年２月末日 | 150 | 17 | 21,196 |
| 2015年３月末日 | 150 | 17 | 21,166 |
| 2015年４月末日 | 117 | 13 | 21,097 |
| 2015年５月末日 | 128 | 14 | 21,982 |
| 2015年６月末日 | 161 | 18 | 21,304 |
| 2015年７月末日 | 166 | 19 | 21,667 |
| 2015年８月末日 | 98 | 11 | 20,643 |
| 2015年９月末日 | 94 | 11 | 20,062 |
| 2015年10月末日 | 111 | 12 | 21,219 |
| 2015年11月末日 | 113 | 13 | 21,656 |
| 2015年12月末日 | 102 | 11 | 20,874 |
| 2016年１月末日 | 97 | 11 | 20,173 |
| 2016年２月末日 | 112 | 13 | 18,728 |
| 2016年３月末日 | 145 | 16 | 19,341 |

## Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

| | クラスA（米ドル）受益証券 | | | | クラスA（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 20,186 | 2,275 | 157.19 | 17,712 | 3,108 | 350 | 13,710 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 15,866 | 1,788 | 164.82 | 18,572 | 2,121 | 239 | 13,871 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 13,139 | 1,481 | 117.35 | 13,223 | 1,382 | 156 | 9,841 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 23,385 | 2,635 | 152.01 | 17,128 | 2,524 | 284 | 12,793 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 31,194 | 3,515 | 168.97 | 19,040 | 3,106 | 350 | 14,395 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 35,653 | 4,017 | 160.72 | 18,110 | 3,448 | 389 | 13,622 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 37,693 | 4,247 | 173.32 | 19,530 | 3,250 | 366 | 14,666 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 69,669 | 7,850 | 215.84 | 24,321 | 5,290 | 596 | 18,228 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 68,157 | 7,680 | 232.19 | 26,163 | 4,029 | 454 | 19,601 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 61,612 | 6,942 | 221.52 | 24,961 | 3,699 | 417 | 18,672 |
| 2015年１月末日 | 67,740 | 7,633 | 223.47 | 25,181 | 3,982 | 449 | 18,866 |
| 2015年２月末日 | 69,846 | 7,870 | 232.78 | 26,230 | 4,510 | 508 | 19,650 |
| 2015年３月末日 | 68,788 | 7,751 | 230.12 | 25,930 | 4,309 | 486 | 19,415 |
| 2015年４月末日 | 68,718 | 7,743 | 230.52 | 25,975 | 4,222 | 476 | 19,438 |
| 2015年５月末日 | 67,123 | 7,563 | 231.86 | 26,126 | 4,124 | 465 | 19,549 |
| 2015年６月末日 | 63,899 | 7,200 | 226.36 | 25,506 | 3,854 | 434 | 19,077 |
| 2015年７月末日 | 65,471 | 7,377 | 231.67 | 26,105 | 3,651 | 411 | 19,523 |
| 2015年８月末日 | 61,005 | 6,874 | 218.34 | 24,603 | 3,501 | 395 | 18,429 |
| 2015年９月末日 | 59,875 | 6,747 | 211.22 | 23,801 | 3,672 | 414 | 17,823 |
| 2015年10月末日 | 64,916 | 7,315 | 226.23 | 25,491 | 3,883 | 438 | 19,086 |
| 2015年11月末日 | 63,993 | 7,211 | 227.17 | 25,597 | 3,801 | 428 | 19,175 |
| 2015年12月末日 | 61,612 | 6,942 | 221.52 | 24,961 | 3,699 | 417 | 18,672 |
| 2016年１月末日 | 58,944 | 6,642 | 211.60 | 23,843 | 3,434 | 387 | 17,843 |
| 2016年２月末日 | 58,930 | 6,640 | 210.35 | 23,702 | 3,654 | 412 | 17,747 |
| 2016年３月末日 | 62,512 | 7,044 | 224.05 | 25,246 | 3,845 | 433 | 18,881 |

| | クラスＢ（米ドル）受益証券 | | | | クラスＢ（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | 41,025 | 4,623 | 153.40 | 17,285 | 3,923 | 442 | 13,379 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | 33,193 | 3,740 | 160.04 | 18,033 | 3,655 | 412 | 13,468 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | 16,083 | 1,812 | 113.37 | 12,775 | 2,124 | 239 | 9,508 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | 16,866 | 1,900 | 146.13 | 16,466 | 1,985 | 224 | 12,298 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | 13,048 | 1,470 | 161.62 | 18,211 | 1,781 | 201 | 13,769 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | 7,245 | 816 | 152.95 | 17,234 | 828 | 93 | 12,964 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | 4,768 | 537 | 164.11 | 18,492 | 303 | 34 | 13,885 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | 2,919 | 329 | 203.34 | 22,912 | 62 | 7 | 17,235 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | 2,124 | 239 | 217.65 | 24,525 | 46 | 5 | 18,450 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | 1,389 | 156 | 206.61 | 23,281 | 0 | 0 | 17,371 |
| 2015年１月末日 | 2,001 | 225 | 209.38 | 23,593 | 45 | 5 | 17,756 |
| 2015年２月末日 | 2,029 | 229 | 218.03 | 24,568 | 46 | 5 | 18,486 |
| 2015年３月末日 | 2,369 | 267 | 215.43 | 24,275 | 45 | 5 | 18,256 |
| 2015年４月末日 | 2,238 | 252 | 215.73 | 24,308 | 46 | 5 | 18,270 |
| 2015年５月末日 | 2,104 | 237 | 216.89 | 24,439 | 0 | 0 | 18,205 |
| 2015年６月末日 | 1,994 | 225 | 211.66 | 23,850 | 0 | 0 | 17,793 |
| 2015年７月末日 | 2,008 | 226 | 216.53 | 24,399 | 0 | 0 | 18,203 |
| 2015年８月末日 | 1,862 | 210 | 203.98 | 22,985 | 0 | 0 | 17,175 |
| 2015年９月末日 | 1,160 | 131 | 197.25 | 22,226 | 0 | 0 | 16,603 |
| 2015年10月末日 | 1,141 | 129 | 211.18 | 23,795 | 0 | 0 | 17,771 |
| 2015年11月末日 | 1,490 | 168 | 211.96 | 23,884 | 0 | 0 | 17,845 |
| 2015年12月末日 | 1,389 | 156 | 206.61 | 23,281 | 0 | 0 | 17,371 |
| 2016年１月末日 | 1,231 | 139 | 197.28 | 22,229 | 0 | 0 | 16,595 |
| 2016年２月末日 | 1,207 | 136 | 196.03 | 22,088 | 0 | 0 | 16,498 |
| 2016年３月末日 | 1,206 | 136 | 208.71 | 23,517 | 0 | 0 | 17,543 |

| | クラスＩ（円）受益証券（注） | | |
|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | 958 | 108 | 13,148 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | 1,133 | 128 | 13,122 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | 913 | 103 | 7,568 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | 1,127 | 127 | 10,132 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | 1,666 | 188 | 10,015 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | 1,363 | 154 | 9,071 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | 1,194 | 135 | 11,105 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | 1,040 | 117 | 16,954 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | 1,138 | 128 | 20,922 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | 205 | 23 | 20,201 |
| 2015年１月末日 | 1,096 | 124 | 19,754 |
| 2015年２月末日 | 1,143 | 129 | 20,977 |
| 2015年３月末日 | 1,002 | 113 | 20,806 |
| 2015年４月末日 | 985 | 111 | 20,763 |
| 2015年５月末日 | 990 | 112 | 21,724 |
| 2015年６月末日 | 556 | 63 | 20,929 |
| 2015年７月末日 | 474 | 53 | 21,707 |
| 2015年８月末日 | 393 | 44 | 20,027 |
| 2015年９月末日 | 233 | 26 | 19,184 |
| 2015年10月末日 | 214 | 24 | 20,681 |
| 2015年11月末日 | 210 | 24 | 21,200 |
| 2015年12月末日 | 205 | 23 | 20,201 |
| 2016年１月末日 | 191 | 22 | 19,450 |
| 2016年２月末日 | 175 | 20 | 18,020 |
| 2016年３月末日 | 200 | 23 | 19,172 |

## Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

| | クラスA（米ドル）受益証券 | | | | クラスA（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 11,862 | 1,337 | 124.32 | 14,008 | 1,728 | 195 | 10,868 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 12,220 | 1,377 | 161.25 | 18,170 | 1,932 | 218 | 13,648 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 11,035 | 1,243 | 88.23 | 9,942 | 1,368 | 154 | 7,476 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 40,819 | 4,599 | 126.32 | 14,234 | 2,456 | 277 | 10,752 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 39,859 | 4,491 | 134.22 | 15,124 | 5,445 | 614 | 11,536 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 51,586 | 5,813 | 122.11 | 13,759 | 5,278 | 595 | 10,423 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 46,261 | 5,213 | 147.97 | 16,673 | 4,959 | 559 | 12,624 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 76,282 | 8,595 | 201.24 | 22,676 | 4,443 | 501 | 17,204 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 85,300 | 9,612 | 219.93 | 24,782 | 5,434 | 612 | 18,826 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 110,884 | 12,494 | 231.54 | 26,089 | 5,972 | 673 | 19,818 |
| 2015年１月末日 | 89,690 | 10,106 | 215.58 | 24,292 | 5,618 | 633 | 18,456 |
| 2015年２月末日 | 98,840 | 11,137 | 230.67 | 25,992 | 5,989 | 675 | 19,747 |
| 2015年３月末日 | 101,507 | 11,438 | 229.54 | 25,865 | 6,034 | 680 | 19,642 |
| 2015年４月末日 | 109,639 | 12,354 | 232.21 | 26,165 | 5,884 | 663 | 19,858 |
| 2015年５月末日 | 110,624 | 12,465 | 235.33 | 26,517 | 5,724 | 645 | 20,121 |
| 2015年６月末日 | 107,542 | 12,118 | 231.29 | 26,062 | 5,702 | 643 | 19,769 |
| 2015年７月末日 | 112,797 | 12,710 | 240.91 | 27,146 | 6,206 | 699 | 20,595 |
| 2015年８月末日 | 109,367 | 12,323 | 225.30 | 25,386 | 6,129 | 691 | 19,304 |
| 2015年９月末日 | 107,077 | 12,065 | 217.49 | 24,506 | 6,068 | 684 | 18,637 |
| 2015年10月末日 | 117,052 | 13,189 | 237.11 | 26,717 | 6,471 | 729 | 20,311 |
| 2015年11月末日 | 111,918 | 12,611 | 235.40 | 26,524 | 6,209 | 700 | 20,174 |
| 2015年12月末日 | 110,884 | 12,494 | 231.54 | 26,089 | 5,972 | 673 | 19,818 |
| 2016年１月末日 | 103,532 | 11,666 | 212.11 | 23,900 | 5,291 | 596 | 18,164 |
| 2016年２月末日 | 103,324 | 11,643 | 210.27 | 23,693 | 5,763 | 649 | 18,020 |
| 2016年３月末日 | 110,114 | 12,408 | 220.61 | 24,859 | 6,144 | 692 | 18,890 |

| | クラスＢ（米ドル）受益証券 | | | | クラスＢ（円）受益証券 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 | | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | 21,655 | 2,440 | 121.31 | 13,669 | 2,198 | 248 | 10,609 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | 18,905 | 2,130 | 156.55 | 17,640 | 1,860 | 210 | 13,255 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | 8,010 | 903 | 85.23 | 9,604 | 716 | 81 | 7,224 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | 11,342 | 1,278 | 121.41 | 13,680 | 780 | 88 | 10,338 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | 9,984 | 1,125 | 128.35 | 14,462 | 661 | 74 | 11,037 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | 6,890 | 776 | 116.19 | 13,092 | 451 | 51 | 9,921 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | 6,190 | 698 | 140.09 | 15,785 | 298 | 34 | 11,952 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | 6,029 | 679 | 189.57 | 21,361 | 119 | 13 | 16,161 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | 3,373 | 380 | 206.14 | 23,228 | 70 | 8 | 17,634 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | 1,816 | 205 | 215.91 | 24,329 | 65 | 7 | 18,479 |
| 2015年１月末日 | 3,130 | 353 | 201.98 | 22,759 | 70 | 8 | 17,284 |
| 2015年２月末日 | 3,178 | 358 | 216.03 | 24,342 | 73 | 8 | 18,484 |
| 2015年３月末日 | 2,948 | 332 | 214.88 | 24,213 | 67 | 8 | 18,380 |
| 2015年４月末日 | 2,904 | 327 | 217.29 | 24,484 | 68 | 8 | 18,576 |
| 2015年５月末日 | 2,598 | 293 | 220.12 | 24,803 | 66 | 7 | 18,815 |
| 2015年６月末日 | 2,480 | 279 | 216.25 | 24,367 | 66 | 7 | 18,478 |
| 2015年７月末日 | 2,557 | 288 | 225.13 | 25,368 | 68 | 8 | 19,241 |
| 2015年８月末日 | 2,355 | 265 | 210.44 | 23,713 | 65 | 7 | 18,029 |
| 2015年９月末日 | 2,072 | 234 | 203.07 | 22,881 | 62 | 7 | 17,398 |
| 2015年10月末日 | 2,155 | 243 | 221.29 | 24,935 | 67 | 8 | 18,953 |
| 2015年11月末日 | 2,110 | 238 | 219.60 | 24,745 | 65 | 7 | 18,817 |
| 2015年12月末日 | 1,816 | 205 | 215.91 | 24,329 | 65 | 7 | 18,479 |
| 2016年１月末日 | 1,579 | 178 | 197.71 | 22,278 | 59 | 7 | 16,929 |
| 2016年２月末日 | 1,470 | 166 | 195.92 | 22,076 | 63 | 7 | 16,789 |
| 2016年３月末日 | 1,429 | 161 | 205.47 | 23,152 | 66 | 7 | 17,591 |

| | クラスＩ（円）受益証券（注） | | |
|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 659 | 74 | 12,959 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 1,136 | 128 | 15,999 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 819 | 92 | 7,091 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 1,637 | 184 | 10,492 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 2,198 | 248 | 9,914 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 2,490 | 281 | 8,588 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 2,817 | 317 | 11,816 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 1,861 | 210 | 19,698 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 1,323 | 149 | 24,695 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 945 | 106 | 26,302 |
| 2015年１月末日 | 1,318 | 149 | 23,748 |
| 2015年２月末日 | 1,626 | 183 | 25,903 |
| 2015年３月末日 | 1,573 | 177 | 25,862 |
| 2015年４月末日 | 1,584 | 178 | 26,064 |
| 2015年５月末日 | 1,541 | 174 | 27,470 |
| 2015年６月末日 | 1,496 | 169 | 26,642 |
| 2015年７月末日 | 1,311 | 148 | 28,119 |
| 2015年８月末日 | 1,104 | 124 | 25,742 |
| 2015年９月末日 | 1,012 | 114 | 24,607 |
| 2015年10月末日 | 1,133 | 128 | 27,002 |
| 2015年11月末日 | 1,143 | 129 | 27,367 |
| 2015年12月末日 | 945 | 106 | 26,302 |
| 2016年１月末日 | 1,248 | 141 | 24,286 |
| 2016年２月末日 | 1,330 | 150 | 22,439 |
| 2016年３月末日 | 1,430 | 161 | 23,516 |

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| | クラスA（米ドル）受益証券（四半期分配型） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | | | 1口当たりの純資産価格 | | | |
| | 千米ドル（分配落） | 百万円（分配落） | 千米ドル（分配付） | 百万円（分配付） | 米ドル（分配落） | 円（分配落） | 米ドル（分配付） | 円（分配付） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 43,297 | 4,879 | 43,725 | 4,927 | 144.77 | 16,313 | 146.20 | 16,473 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 27,939 | 3,148 | 28,269 | 3,185 | 120.79 | 13,611 | 122.22 | 13,772 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 11,215 | 1,264 | 11,492 | 1,295 | 56.37 | 6,352 | 57.76 | 6,508 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 58,580 | 6,601 | 58,648 | 6,608 | 85.79 | 9,667 | 85.89 | 9,678 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 103,269 | 11,636 | 103,364 | 11,647 | 100.83 | 11,362 | 100.93 | 11,372 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 71,056 | 8,007 | 71,139 | 8,016 | 84.36 | 9,506 | 84.46 | 9,517 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 94,621 | 10,662 | 94,703 | 10,671 | 112.19 | 12,642 | 112.29 | 12,652 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 102,391 | 11,537 | 102,485 | 11,548 | 118.57 | 13,360 | 118.67 | 13,372 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 79,672 | 8,977 | 79,736 | 8,985 | 132.50 | 14,930 | 132.61 | 14,942 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 66,234 | 7,463 | 66,288 | 7,469 | 125.66 | 14,160 | 125.77 | 14,172 |
| 2015年１月末日 | 80,801 | 9,105 | 80,865 | 9,112 | 134.96 | 15,207 | 135.07 | 15,219 |
| 2015年２月末日 | 81,685 | 9,204 | 81,745 | 9,211 | 136.56 | 15,388 | 136.66 | 15,399 |
| 2015年３月末日 | 80,363 | 9,055 | 80,422 | 9,062 | 135.76 | 15,297 | 135.86 | 15,309 |
| 2015年４月末日 | 79,898 | 9,003 | 79,958 | 9,010 | 136.59 | 15,391 | 136.70 | 15,403 |
| 2015年５月末日 | 78,194 | 8,811 | 78,252 | 8,817 | 135.72 | 15,293 | 135.82 | 15,304 |
| 2015年６月末日 | 74,496 | 8,394 | 74,555 | 8,401 | 131.94 | 14,867 | 132.05 | 14,879 |
| 2015年７月末日 | 74,555 | 8,401 | 74,613 | 8,407 | 132.30 | 14,908 | 132.40 | 14,919 |
| 2015年８月末日 | 69,168 | 7,794 | 69,224 | 7,800 | 124.56 | 14,036 | 124.66 | 14,047 |
| 2015年９月末日 | 67,259 | 7,579 | 67,315 | 7,585 | 121.73 | 13,717 | 121.83 | 13,728 |
| 2015年10月末日 | 71,198 | 8,023 | 71,254 | 8,029 | 129.38 | 14,579 | 129.48 | 14,590 |
| 2015年11月末日 | 68,442 | 7,712 | 68,497 | 7,718 | 127.23 | 14,336 | 127.33 | 14,348 |
| 2015年12月末日 | 66,234 | 7,463 | 66,288 | 7,469 | 125.66 | 14,160 | 125.77 | 14,172 |
| 2016年１月末日 | 60,702 | 6,840 | 60,756 | 6,846 | 115.99 | 13,070 | 116.10 | 13,082 |
| 2016年２月末日 | 59,619 | 6,718 | 59,671 | 6,724 | 116.32 | 13,107 | 116.43 | 13,119 |
| 2016年３月末日 | 65,553 | 7,387 | 65,605 | 7,392 | 128.40 | 14,468 | 128.50 | 14,479 |

| | クラスA（円）受益証券（四半期分配型） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | | | １口当たりの純資産価格 | |
| | 千米ドル（分配落） | 百万円（分配落） | 千米ドル（分配付） | 百万円（分配付） | 円（分配落） | 円（分配付） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 8,059 | 908 | 8,138 | 917 | 13,028 | 13,156 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 5,661 | 638 | 5,728 | 645 | 10,501 | 10,626 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 2,331 | 263 | 2,386 | 269 | 4,963 | 5,081 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 5,120 | 577 | 5,126 | 578 | 7,592 | 7,601 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 13,715 | 1,545 | 13,728 | 1,547 | 9,032 | 9,041 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 10,973 | 1,236 | 10,986 | 1,238 | 7,487 | 7,489 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 13,376 | 1,507 | 13,388 | 1,509 | 9,939 | 9,949 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 10,356 | 1,167 | 10,366 | 1,168 | 10,472 | 10,482 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 8,165 | 920 | 8,173 | 921 | 11,675 | 11,685 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 6,497 | 732 | 6,502 | 733 | 11,026 | 10,346 |
| 2015年１月末日 | 8,186 | 922 | 8,194 | 923 | 11,892 | 11,903 |
| 2015年２月末日 | 8,050 | 907 | 8,056 | 908 | 12,028 | 12,037 |
| 2015年３月末日 | 7,765 | 875 | 7,771 | 876 | 11,948 | 11,982 |
| 2015年４月末日 | 7,782 | 877 | 7,788 | 878 | 12,012 | 12,491 |
| 2015年５月末日 | 7,377 | 831 | 7,382 | 832 | 11,931 | 11,935 |
| 2015年６月末日 | 7,124 | 803 | 7,130 | 803 | 11,593 | 11,760 |
| 2015年７月末日 | 7,019 | 791 | 7,025 | 792 | 11,622 | 11,643 |
| 2015年８月末日 | 6,673 | 752 | 6,679 | 753 | 10,956 | 10,192 |
| 2015年９月末日 | 6,550 | 738 | 6,555 | 739 | 10,701 | 10,061 |
| 2015年10月末日 | 6,877 | 775 | 6,883 | 776 | 11,370 | 10,627 |
| 2015年11月末日 | 6,553 | 738 | 6,558 | 739 | 11,183 | 10,246 |
| 2015年12月末日 | 6,497 | 732 | 6,502 | 733 | 11,026 | 10,346 |
| 2016年１月末日 | 5,915 | 667 | 5,920 | 667 | 10,179 | 9,484 |
| 2016年２月末日 | 6,363 | 717 | 6,368 | 718 | 10,213 | 10,215 |
| 2016年３月末日 | 6,994 | 788 | 6,999 | 789 | 11,258 | 11,280 |

| | クラスＢ（米ドル）受益証券（四半期分配型） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | | | １口当たりの純資産価格 | | | |
| | 千米ドル（分配落） | 百万円（分配落） | 千米ドル（分配付） | 百万円（分配付） | 米ドル（分配落） | 円（分配落） | 米ドル（分配付） | 円（分配付） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 193,648 | 21,820 | 195,325 | 22,009 | 144.48 | 16,280 | 145.72 | 16,420 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 113,575 | 12,798 | 114,777 | 12,933 | 120.61 | 13,590 | 121.89 | 13,734 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 41,242 | 4,647 | 42,208 | 4,756 | 56.34 | 6,348 | 57.66 | 6,497 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 45,369 | 5,112 | 45,375 | 5,113 | 85.75 | 9,662 | 85.76 | 9,663 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 20,981 | 2,364 | 20,984 | 2,364 | 100.67 | 11,344 | 100.68 | 11,345 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 10,080 | 1,136 | 10,081 | 1,136 | 84.11 | 9,478 | 84.12 | 9,479 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 8,242 | 929 | 8,243 | 929 | 111.69 | 12,585 | 111.70 | 12,587 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 5,092 | 574 | 5,093 | 574 | 117.79 | 13,273 | 117.80 | 13,274 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 2,968 | 334 | 2,969 | 334 | 131.32 | 14,797 | 131.33 | 14,799 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 872 | 98 | 872 | 98 | 124.23 | 13,998 | 124.25 | 14,000 |
| 2015年１月末日 | 2,617 | 295 | 2,617 | 295 | 133.70 | 15,065 | 133.72 | 15,067 |
| 2015年２月末日 | 2,462 | 277 | 2,463 | 277 | 135.31 | 15,247 | 135.33 | 15,249 |
| 2015年３月末日 | 2,329 | 262 | 2,329 | 262 | 134.46 | 15,151 | 134.48 | 15,153 |
| 2015年４月末日 | 2,222 | 250 | 2,223 | 250 | 135.23 | 15,238 | 135.25 | 15,240 |
| 2015年５月末日 | 2,045 | 230 | 2,046 | 230 | 134.39 | 15,143 | 134.41 | 15,145 |
| 2015年６月末日 | 1,769 | 199 | 1,769 | 199 | 130.60 | 14,716 | 130.62 | 14,718 |
| 2015年７月末日 | 1,630 | 184 | 1,631 | 184 | 130.89 | 14,749 | 130.91 | 14,751 |
| 2015年８月末日 | 1,435 | 162 | 1,435 | 162 | 123.26 | 13,889 | 123.28 | 13,891 |
| 2015年９月末日 | 1,179 | 133 | 1,180 | 133 | 120.41 | 13,568 | 120.43 | 13,570 |
| 2015年10月末日 | 986 | 111 | 986 | 111 | 127.93 | 14,415 | 127.95 | 14,418 |
| 2015年11月末日 | 910 | 103 | 910 | 103 | 125.83 | 14,179 | 125.85 | 14,181 |
| 2015年12月末日 | 872 | 98 | 872 | 98 | 124.23 | 13,998 | 124.25 | 14,000 |
| 2016年１月末日 | 698 | 79 | 698 | 79 | 114.62 | 12,916 | 114.64 | 12,918 |
| 2016年２月末日 | 590 | 66 | 590 | 66 | 114.99 | 12,957 | 115.01 | 12,959 |
| 2016年３月末日 | 604 | 68 | 604 | 68 | 126.87 | 14,296 | 126.89 | 14,298 |

| | クラスＢ（円）受益証券（四半期分配型） | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | | | １口当たりの純資産価格 | |
| | 千米ドル（分配落） | 百万円（分配落） | 千米ドル（分配付） | 百万円（分配付） | 円（分配落） | 円（分配付） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 27,102 | 3,054 | 27,342 | 3,081 | 13,000 | 13,114 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 16,404 | 1,848 | 16,579 | 1,868 | 10,483 | 10,595 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 7,543 | 850 | 7,706 | 868 | 4,958 | 5,066 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 8,710 | 981 | 8,711 | 982 | 7,584 | 7,585 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 3,464 | 390 | 3,465 | 390 | 9,014 | 9,015 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 1,272 | 143 | 1,272 | 143 | 7,462 | 7,456 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 555 | 63 | 555 | 63 | 9,883 | 9,885 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 233 | 26 | 233 | 26 | 10,392 | 10,394 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 97 | 11 | 97 | 11 | 11,567 | 11,569 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 11 | 1 | 11 | 1 | 10,887 | 10,210 |
| 2015年１月末日 | 101 | 11 | 101 | 11 | 11,776 | 11,777 |
| 2015年２月末日 | 101 | 11 | 101 | 11 | 11,913 | 11,915 |
| 2015年３月末日 | 100 | 11 | 100 | 11 | 11,829 | 11,855 |
| 2015年４月末日 | 100 | 11 | 101 | 11 | 11,888 | 12,353 |
| 2015年５月末日 | 96 | 11 | 96 | 11 | 11,810 | 11,806 |
| 2015年６月末日 | 95 | 11 | 95 | 11 | 11,470 | 11,628 |
| 2015年７月末日 | 26 | 3 | 26 | 3 | 11,483 | 11,499 |
| 2015年８月末日 | 25 | 3 | 25 | 3 | 10,827 | 10,066 |
| 2015年９月末日 | 24 | 3 | 24 | 3 | 10,571 | 9,931 |
| 2015年10月末日 | 23 | 3 | 23 | 3 | 11,227 | 10,487 |
| 2015年11月末日 | 22 | 3 | 22 | 3 | 11,046 | 10,114 |
| 2015年12月末日 | 11 | 1 | 11 | 1 | 10,887 | 10,210 |
| 2016年１月末日 | 10 | 1 | 10 | 1 | 10,047 | 9,355 |
| 2016年２月末日 | 11 | 1 | 11 | 1 | 10,083 | 10,078 |
| 2016年３月末日 | 12 | 1 | 12 | 1 | 11,109 | 11,125 |

| | クラスＩ（円）受益証券（注） | | |
|---|---|---|---|
| | 純資産総額 | | １口当たりの純資産価格 |
| | 千米ドル | 百万円 | 円 |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 2,761 | 311 | 13,537 |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | 2,088 | 235 | 11,193 |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | 912 | 103 | 4,511 |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 1,834 | 207 | 7,135 |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 4,122 | 464 | 7,483 |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | 3,442 | 388 | 5,976 |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 3,751 | 423 | 9,051 |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 3,113 | 351 | 11,755 |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 2,250 | 254 | 15,101 |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | 644 | 73 | 14,523 |
| 2015年１月末日 | 2,250 | 254 | 15,088 |
| 2015年２月末日 | 2,280 | 257 | 15,574 |
| 2015年３月末日 | 1,997 | 225 | 15,533 |
| 2015年４月末日 | 2,053 | 231 | 15,567 |
| 2015年５月末日 | 1,968 | 222 | 16,100 |
| 2015年６月末日 | 1,886 | 213 | 15,445 |
| 2015年７月末日 | 1,803 | 203 | 15,692 |
| 2015年８月末日 | 1,540 | 174 | 14,473 |
| 2015年９月末日 | 614 | 69 | 14,004 |
| 2015年10月末日 | 681 | 77 | 14,980 |
| 2015年11月末日 | 660 | 74 | 15,050 |
| 2015年12月末日 | 644 | 73 | 14,523 |
| 2016年１月末日 | 559 | 63 | 13,511 |
| 2016年２月末日 | 580 | 65 | 12,639 |
| 2016年３月末日 | 634 | 71 | 13,933 |

（注）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

② 【分配の推移】

前記「分配方針」に記載のとおり、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券及びクラスB受益証券、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドについては、投資収益その他の実現収益及び未実現収益を分配することは予定されておりません。

## II ジャナス・ハイイールド・ファンド クラスA受益証券（毎月分配型）

| | クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型) | | クラスA(円)受益証券(毎月分配型) |
|---|---|---|---|
| | 1口当たりの分配額(米ドル) | 1口当たりの分配額(円) | 1口当たりの分配額(円) |
| 第5会計年度(2006年1月1日～2006年12月31日) | 6.50 | 732.42 | 737.59 |
| 第6会計年度(2007年1月1日～2007年12月31日) | 7.85 | 884.54 | 900.84 |
| 第7会計年度(2008年1月1日～2008年12月31日) | 5.58 | 628.75 | 560.48 |
| 第8会計年度(2009年1月1日～2009年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 469.21 |
| 第9会計年度(2010年1月1日～2010年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 441.89 |
| 第10会計年度(2011年1月1日～2011年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 400.28 |
| 第11会計年度(2012年1月1日～2012年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 401.01 |
| 第12会計年度(2013年1月1日～2013年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 489.13 |
| 第13会計年度(2014年1月1日～2014年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 528.95 |
| 第14会計年度(2015年1月1日～2015年12月31日) | 5.16 | 581.43 | 606.61 |

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| | クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型) | | クラスA(円)受益証券(四半期分配型) | クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型) | | クラスB(円)受益証券(四半期分配型) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1口当たりの分配額(米ドル) | 1口当たりの分配額(円) | 1口当たりの分配額(円) | 1口当たりの分配額(米ドル) | 1口当たりの分配額(円) | 1口当たりの分配額(円) |
| 第5会計年度(2006年1月1日～2006年12月31日) | 4.60 | 518.33 | 421.48 | 3.94 | 444.14 | 365.03 |
| 第6会計年度(2007年1月1日～2007年12月31日) | 5.60 | 631.01 | 489.69 | 4.83 | 544.70 | 422.41 |
| 第7会計年度(2008年1月1日～2008年12月31日) | 5.60 | 631.01 | 481.66 | 5.04 | 568.02 | 436.02 |
| 第8会計年度(2009年1月1日～2009年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 35.33 | 0.09 | 9.67 | 7.63 |
| 第9会計年度(2010年1月1日～2010年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 35.98 | 0.04 | 5.05 | 4.01 |
| 第10会計年度(2011年1月1日～2011年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 34.53 | 0.05 | 5.39 | 4.23 |
| 第11会計年度(2012年1月1日～2012年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 35.47 | 0.05 | 5.59 | 4.42 |
| 第12会計年度(2013年1月1日～2013年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 35.47 | 0.06 | 6.66 | 5.22 |
| 第13会計年度(2014年1月1日～2014年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 37.42 | 0.06 | 7.19 | 5.62 |
| 第14会計年度(2015年1月1日～2015年12月31日) | 0.40 | 45.07 | 35.19 | 0.07 | 7.39 | 5.76 |

③　【収益率の推移】

## Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| | 収益率（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | クラスA（米ドル）受益証券 | クラスA（円）受益証券 | クラスB（米ドル）受益証券 | クラスB（円）受益証券 | クラスⅠ（円）受益証券（注２） |
| 第５会計年度（2006年12月31日） | 3.34% | -1.83% | 2.82% | -2.18% | 4.76% |
| 第６会計年度（2007年12月31日） | 5.74% | 1.14% | 5.22% | 0.62% | 0.20% |
| 第７会計年度（2008年12月31日） | 4.10% | -0.15% | 3.57% | -0.64% | -16.06% |
| 第８会計年度（2009年12月31日） | 12.46% | 11.02% | 11.90% | 10.46% | 15.70% |
| 第９会計年度（2010年12月31日） | 6.51% | 7.03% | 5.98% | 6.50% | -5.70% |
| 第10会計年度（2011年12月31日） | 5.70% | 4.62% | 5.17% | 4.11% | 0.24% |
| 第11会計年度（2012年12月31日） | 6.78% | 6.24% | 6.25% | 5.65% | 20.76% |
| 第12会計年度（2013年12月31日） | -1.01% | -1.63% | -1.51% | -1.93% | 20.86% |
| 第13会計年度（2014年12月31日） | 3.93% | 3.42% | 3.42% | 2.88% | 18.75% |
| 第14会計年度（2015年12月31日） | -0.75% | -1.48% | -1.25% | -1.97% | 0.05% |

## Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド

| | 収益率（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | クラスA（米ドル）受益証券 | クラスA（円）受益証券 | クラスB（米ドル）受益証券 | クラスB（円）受益証券 | クラスI（円）受益証券（注２） |
| 第５会計年度（2006年12月31日） | 10.25% | 4.94% | 9.70% | 4.43% | 11.98% |
| 第６会計年度（2007年12月31日） | 0.31% | -3.85% | -0.20% | -4.33% | -4.76% |
| 第７会計年度（2008年12月31日） | -21.65% | -24.35% | -22.04% | -24.73% | -36.69% |
| 第８会計年度（2009年12月31日） | 40.59% | 39.30% | 39.89% | 38.59% | 44.93% |
| 第９会計年度（2010年12月31日） | 14.51% | 15.20% | 13.93% | 14.62% | 1.59% |
| 第10会計年度（2011年12月31日） | 2.04% | 1.09% | 1.57% | 0.63% | -2.97% |
| 第11会計年度（2012年12月31日） | 13.05% | 12.57% | 12.49% | 12.01% | 28.16% |
| 第12会計年度（2013年12月31日） | 6.32% | 5.97% | 5.78% | 5.27% | 30.14% |
| 第13会計年度（2014年12月31日） | -0.51% | -0.82% | -1.01% | -1.32% | 13.96% |
| 第14会計年度（2015年12月31日） | -2.71% | -3.22% | -3.19% | -3.70% | -1.68% |

| | 収益率（注１） | |
|---|---|---|
| | クラスＡ（米ドル）受益証券<br>（毎月分配型） | クラスＡ（円）受益証券<br>（毎月分配型） |
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | 9.88% | 10.79% |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | 0.41% | -4.88% |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | -20.75% | -35.59% |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | 39.17% | 42.69% |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | 14.01% | 0.95% |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | 2.06% | -3.48% |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | 12.73% | 26.42% |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | 6.14% | 28.70% |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | -0.37% | 12.64% |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | -2.49% | -2.11% |

## III　ジャナス・バランス・ファンド

| | 収益率（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | クラスA（米ドル）受益証券 | クラスA（円）受益証券 | クラスB（米ドル）受益証券 | クラスB（円）受益証券 | クラスI（円）受益証券（注２） |
| 第５会計年度（2006年12月31日） | 8.89% | 3.45% | 8.37% | 2.88% | 10.79% |
| 第６会計年度（2007年12月31日） | 8.43% | 4.33% | 7.88% | 3.80% | 3.10% |
| 第７会計年度（2008年12月31日） | -18.42% | -20.27% | -18.83% | -20.67% | -33.98% |
| 第８会計年度（2009年12月31日） | 23.50% | 22.71% | 22.88% | 22.09% | 27.52% |
| 第９会計年度（2010年12月31日） | 6.35% | 7.28% | 5.82% | 6.74% | -5.50% |
| 第10会計年度（2011年12月31日） | -0.56% | -1.63% | -1.06% | -2.13% | -5.32% |
| 第11会計年度（2012年12月31日） | 11.27% | 10.96% | 10.71% | 10.45% | 26.34% |
| 第12会計年度（2013年12月31日） | 16.15% | 15.89% | 15.56% | 15.35% | 42.39% |
| 第13会計年度（2014年12月31日） | 4.13% | 3.89% | 3.61% | 3.39% | 19.45% |
| 第14会計年度（2015年12月31日） | -0.86% | -1.27% | -1.36% | -1.76% | 0.33% |

## Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

| 会計年度 | 収益率（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | クラスA（米ドル）受益証券 | クラスA（円）受益証券 | クラスB（米ドル）受益証券 | クラスB（円）受益証券 | クラスI（円）受益証券（注２） |
| 第５会計年度（2006年12月31日） | 13.72% | 8.00% | 13.16% | 7.45% | 15.80% |
| 第６会計年度（2007年12月31日） | 4.85% | 1.17% | 4.33% | 0.67% | -0.20% |
| 第７会計年度（2008年12月31日） | -28.80% | -29.05% | -29.16% | -29.40% | -42.33% |
| 第８会計年度（2009年12月31日） | 29.54% | 30.00% | 28.90% | 29.34% | 33.88% |
| 第９会計年度（2010年12月31日） | 11.16% | 12.52% | 10.60% | 11.96% | -1.15% |
| 第10会計年度（2011年12月31日） | -4.88% | -5.37% | -5.36% | -5.85% | -9.43% |
| 第11会計年度（2012年12月31日） | 7.84% | 7.66% | 7.30% | 7.10% | 22.42% |
| 第12会計年度（2013年12月31日） | 24.53% | 24.29% | 23.90% | 24.13% | 52.67% |
| 第13会計年度（2014年12月31日） | 7.58% | 7.53% | 7.04% | 7.05% | 23.40% |
| 第14会計年度（2015年12月31日） | -4.60% | -4.74% | -5.07% | -5.85% | -3.45% |

## Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

| | 収益率（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | クラスＡ（米ドル）受益証券 | クラスＡ（円）受益証券 | クラスＢ（米ドル）受益証券 | クラスＢ（円）受益証券 | クラスＩ（円）受益証券（注２） |
| 第５会計年度（2006年12月31日） | 9.18% | 3.45% | 8.64% | 2.96% | 11.18% |
| 第６会計年度（2007年12月31日） | 29.71% | 25.58% | 29.05% | 24.94% | 23.46% |
| 第７会計年度（2008年12月31日） | -45.28% | -45.22% | -45.56% | -45.50% | -55.68% |
| 第８会計年度（2009年12月31日） | 43.17% | 43.82% | 42.45% | 43.11% | 47.96% |
| 第９会計年度（2010年12月31日） | 6.25% | 7.29% | 5.72% | 6.76% | -5.51% |
| 第10会計年度（2011年12月31日） | -9.02% | -9.65% | -9.47% | -10.11% | -13.38% |
| 第11会計年度（2012年12月31日） | 21.18% | 21.12% | 20.57% | 20.47% | 37.59% |
| 第12会計年度（2013年12月31日） | 36.00% | 36.28% | 35.32% | 35.22% | 66.71% |
| 第13会計年度（2014年12月31日） | 9.29% | 9.43% | 8.74% | 9.11% | 25.37% |
| 第14会計年度（2015年12月31日） | 5.28% | 5.27% | 4.74% | 4.79% | 6.51% |

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| | 収益率（注１） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)(注３) | クラスA(円)受益証券(四半期分配型)(注３) | クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)(注３) | クラスB(円)受益証券(四半期分配型)(注３) | クラスI（円）受益証券（注２） |
| 第５会計年度(2006年12月31日) | 21.40% | 15.36% | 20.85% | 14.89% | 23.87% |
| 第６会計年度(2007年12月31日) | -12.70% | -15.64% | -13.18% | -16.11% | -17.32% |
| 第７会計年度(2008年12月31日) | -48.70% | -48.15% | -49.11% | -48.55% | -59.70% |
| 第８会計年度(2009年12月31日) | 52.90% | 53.68% | 52.36% | 53.12% | 58.17% |
| 第９会計年度(2010年12月31日) | 18.00% | 19.44% | 17.46% | 18.91% | 4.88% |
| 第10会計年度(2011年12月31日) | -15.94% | -16.72% | -16.40% | -17.17% | -20.14% |
| 第11会計年度(2012年12月31日) | 33.46% | 33.22% | 32.85% | 32.50% | 51.46% |
| 第12会計年度(2013年12月31日) | 6.04% | 5.72% | 5.52% | 5.20% | 29.88% |
| 第13会計年度(2014年12月31日) | 12.09% | 11.85% | 11.54% | 11.36% | 28.46% |
| 第14会計年度(2015年12月31日) | -4.86% | -5.26% | -5.35% | -5.83% | -3.83% |

（注１）　収益率とは、以下の計算式により算出される値であり、騰落率とは異なる点にご留意ください。
収益率（%）＝ 100 ×（a － b）／ b
a ＝ 上記会計年度末の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、当該会計年度中の分配金の合計額を加えた額）
b ＝ 当該会計年度の直前の会計年度末の１口当たり純資産価格（分配型クラスについては、分配落の額）

（注２）　各クラスＩ（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

（注３）　2007年５月31日、ジャナス・US-REIT・ファンドは、アイルランド金融当局の承認を得て、同国において、「ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。また同日、同ファンドのアンダーライイング・ファンドである「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・US-REIT・ファンド」は、「ジャナス・キャピタル・ファンド　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド」に、その名称を変更しました。

### (4) 販売及び買戻しの実績

当ファンドの直近10計算期間の各会計年度中の販売及び買戻しの実績、並びに直近10計算期間の各会計年度末現在の発行済口数は次のとおりです。

#### Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 62,581 | 306,928 | 518,671 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 10,544 | 77,434 | 67,405 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 120,681 | 1,503,675 | 3,552,981 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 8,342 | 186,220 | 366,799 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 5,070 | 1,717 | 9,099 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 138,838 | 207,073 | 450,435 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 25,062 | 39,521 | 52,946 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 113,872 | 1,134,548 | 2,532,305 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 4,947 | 140,721 | 231,025 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,288 | 3,180 | 10,207 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 619,216 | 227,621 | 842,030 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 42,689 | 24,032 | 71,603 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 132,764 | 1,215,996 | 1,449,073 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 3,849 | 101,519 | 133,355 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,559 | 2,250 | 10,516 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 1,049,329 | 438,393 | 1,452,967 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 118,189 | 72,792 | 117,001 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 197,833 | 992,976 | 653,930 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 2,787 | 100,461 | 35,682 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,099 | 1,494 | 11,121 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 1,677,807 | 522,151 | 2,608,622 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 77,539 | 68,024 | 126,517 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 271,952 | 337,053 | 588,829 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 6,362 | 25,262 | 16,781 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,520 | 6,968 | 7,673 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 415,227 | 629,308 | 2,394,541 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 12,568 | 40,152 | 98,933 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 53,156 | 143,112 | 498,873 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 613 | 7,659 | 9,735 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,493 | 1,982 | 10,184 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 490,366 | 314,754 | 2,570,153 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 24,989 | 11,549 | 112,374 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 5,498 | 64,105 | 440,265 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 282 | 3,373 | 6,644 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,819 | 6,164 | 7,839 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 534,130 | 1,029,497 | 2,074,786 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 46,953 | 47,247 | 112,079 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 3,187 | 140,154 | 303,298 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 578 | 2,246 | 4,976 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,242 | 4,659 | 5,421 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 309,003 | 600,101 | 1,783,688 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 23,652 | 30,501 | 105,230 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 4,543 | 93,802 | 214,040 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 2,008 | 2,968 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 1,526 | 4,399 | 2,548 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 264,535 | 421,054 | 1,627,169 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 21,940 | 19,986 | 107,184 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 3,004 | 100,312 | 116,732 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 287 | 2,681 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,439 | 3,367 | 3,620 |

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

## Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第５会計年度<br>（2006年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 117,691 | 127,722 | 360,945 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 28,671 | 57,334 | 84,231 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 289,064 | 340,468 | 1,431,534 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 32,102 | 54,122 | 171,340 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 8,783 | 3,992 | 25,107 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 330,808 | 99,169 | 668,376 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 549,379 | 118,277 | 863,978 |
| 第６会計年度<br>（2007年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 87,668 | 166,225 | 282,388 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 48,277 | 42,723 | 89,785 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 235,951 | 343,211 | 1,324,273 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 15,992 | 42,019 | 145,313 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 9,091 | 11,152 | 23,046 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 265,141 | 173,603 | 759,914 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 288,836 | 221,395 | 931,419 |
| 第７会計年度<br>（2008年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 106,096 | 121,234 | 267,250 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 6,264 | 40,375 | 55,674 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 23,119 | 413,867 | 933,525 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 982 | 44,834 | 101,461 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,292 | 11,639 | 13,699 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 63,822 | 165,098 | 658,638 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 6,106 | 244,549 | 692,976 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 319,523 | 169,602 | 417,170 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 17,616 | 29,414 | 43,876 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 48,691 | 333,424 | 648,791 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 800 | 30,092 | 72,169 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 5,058 | 3,139 | 15,618 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 161,596 | 154,461 | 665,773 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 17,134 | 127,417 | 582,693 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 797,293 | 358,134 | 856,330 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 41,701 | 22,775 | 62,802 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 59,579 | 246,872 | 461,498 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 1,941 | 30,232 | 43,878 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 11,554 | 6,485 | 20,687 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 227,603 | 230,896 | 662,480 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 20,921 | 139,881 | 463,734 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 602,755 | 371,373 | 1,087,712 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 41,384 | 29,505 | 74,681 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 43,036 | 213,583 | 290,951 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 4,520 | 30,113 | 18,285 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 6,120 | 8,168 | 18,639 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 122,360 | 118,288 | 666,552 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 27,103 | 84,321 | 406,516 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 220,746 | 178,573 | 1,129,885 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 17,930 | 15,063 | 77,548 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 3,367 | 101,390 | 192,928 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 251 | 7,093 | 11,443 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,305 | 5,380 | 17,564 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 40,585 | 65,178 | 641,960 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 2,685 | 18,922 | 390,279 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 570,041 | 585,211 | 1,114,715 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 66,423 | 36,246 | 107,725 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 2,874 | 113,131 | 82,671 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 586 | 8,635 | 3,395 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,117 | 10,445 | 10,235 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 124,693 | 126,518 | 640,134 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 35,750 | 70,422 | 355,607 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 330,954 | 446,486 | 999,183 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 23,641 | 49,283 | 82,083 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 1,824 | 27,568 | 56,927 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 94 | 974 | 2,515 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 1,723 | 3,345 | 8,613 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 87,683 | 160,446 | 567,371 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 57,623 | 94,543 | 318,687 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 46,352 | 306,031 | 739,504 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 2,296 | 25,488 | 58,891 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 242 | 24,991 | 32,178 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 469 | 2,046 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 895 | 4,539 | 4,969 |
| | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 36,977 | 119,578 | 484,770 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（毎月分配型） | 16,352 | 75,737 | 259,302 |

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

## III　ジャナス・バランス・ファンド

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 51,756 | 65,295 | 125,258 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 5,645 | 9,535 | 19,099 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 113,726 | 178,225 | 499,103 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 17,869 | 17,975 | 60,480 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,237 | 1,588 | 3,016 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 26,046 | 35,060 | 116,244 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 6,461 | 8,676 | 16,884 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 38,447 | 138,853 | 398,697 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 5,934 | 15,024 | 51,390 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 656 | 966 | 2,706 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 124,517 | 55,736 | 185,025 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 15,010 | 5,289 | 26,605 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 18,213 | 190,500 | 226,410 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 720 | 21,812 | 30,298 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 344 | 651 | 2,399 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 69,735 | 41,719 | 213,041 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 7,816 | 5,459 | 28,961 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 12,670 | 90,588 | 148,492 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 466 | 12,906 | 17,858 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 1,417 | 1,345 | 2,471 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 61,755 | 45,814 | 228,982 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 6,064 | 7,335 | 27,690 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 5,502 | 57,214 | 96,778 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 276 | 9,095 | 9,039 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 1,316 | 696 | 3,091 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 35,967 | 34,333 | 230,616 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 3,944 | 2,535 | 29,099 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 3,295 | 28,962 | 71,111 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 262 | 4,074 | 5,227 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,168 | 1,791 | 3,468 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 40,932 | 18,426 | 253,122 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 4,211 | 5,784 | 27,526 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 96 | 38,279 | 32,928 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 3,899 | 1,328 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 1,286 | 802 | 3,952 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 88,805 | 64,770 | 277,157 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 6,961 | 5,629 | 28,858 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 1,765 | 20,709 | 13,984 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 604 | 724 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 441 | 1,883 | 2,509 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 97,154 | 80,509 | 293,802 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 10,078 | 5,757 | 33,179 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 1,577 | 6,098 | 9,463 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 293 | 95 | 922 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 874 | 2,125 | 1,258 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 44,495 | 52,912 | 285,385 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 8,095 | 3,775 | 37,499 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 148 | 4,980 | 4,631 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 429 | 493 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 515 | 1,188 | 585 |

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

## Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 59,119 | 82,311 | 128,421 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 9,879 | 17,391 | 26,981 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 89,601 | 128,046 | 267,459 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 13,212 | 9,514 | 34,895 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,554 | 2,082 | 8,667 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 25,255 | 57,413 | 96,263 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 3,313 | 13,126 | 17,168 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 25,886 | 85,939 | 207,406 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 4,078 | 8,493 | 30,480 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 6,461 | 5,433 | 9,695 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 48,126 | 32,424 | 111,965 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 3,791 | 8,295 | 12,664 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 21,416 | 86,968 | 141,854 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 955 | 11,285 | 20,150 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,468 | 3,283 | 10,880 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 104,978 | 63,107 | 153,835 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 18,364 | 12,795 | 18,234 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 22,774 | 49,209 | 115,420 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 675 | 5,903 | 14,922 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,438 | 3,034 | 10,284 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 116,128 | 85,353 | 184,611 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 8,649 | 9,299 | 17,583 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 5,677 | 40,364 | 80,733 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 200 | 4,578 | 10,544 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 8,776 | 5,505 | 13,555 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 97,306 | 60,091 | 221,826 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 24,107 | 22,214 | 19,477 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 8,571 | 41,937 | 47,366 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 5,627 | 4,917 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,026 | 6,016 | 11,565 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 30,368 | 34,715 | 217,479 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 2,806 | 3,087 | 19,196 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 2,575 | 20,890 | 29,052 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 3,026 | 1,891 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,202 | 5,455 | 9,313 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 297,608 | 192,310 | 322,776 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 18,167 | 6,805 | 30,556 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 2,311 | 17,009 | 14,354 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 1,512 | 379 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,060 | 6,917 | 6,456 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 140,903 | 170,142 | 293,538 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 7,717 | 13,653 | 24,621 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 222 | 4,816 | 9,760 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 82 | 298 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,037 | 1,977 | 6,516 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 61,911 | 77,318 | 278,131 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 5,957 | 6,770 | 23,808 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 4,779 | 7,818 | 6,721 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 1 | 297 | 2 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 857 | 6,154 | 1,219 |

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

## Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第５会計年度<br>(2006年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 41,940 | 95,500 | 95,417 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 8,304 | 20,574 | 18,921 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 59,146 | 91,179 | 178,537 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 5,682 | 12,866 | 24,662 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,590 | 3,163 | 6,048 |
| 第６会計年度<br>(2007年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 27,175 | 46,810 | 75,782 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 3,790 | 6,811 | 15,900 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 16,773 | 74,546 | 120,764 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 1,871 | 10,776 | 15,757 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 7,623 | 5,697 | 7,974 |
| 第７会計年度<br>(2008年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 76,176 | 26,892 | 125,066 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 12,283 | 11,677 | 16,506 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 38,677 | 65,463 | 93,978 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 994 | 7,814 | 8,937 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 8,578 | 6,130 | 10,422 |
| 第８会計年度<br>(2009年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 343,297 | 145,218 | 323,145 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 47,583 | 42,976 | 21,113 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 29,604 | 30,161 | 93,422 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 714 | 2,680 | 6,971 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 9,630 | 5,636 | 14,416 |
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 574,118 | 600,288 | 296,976 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 79,839 | 62,480 | 38,471 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 17,512 | 33,152 | 77,783 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 809 | 2,899 | 4,881 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 11,196 | 7,544 | 18,068 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 261,409 | 135,917 | 422,467 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 27,957 | 27,462 | 38,966 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 9,222 | 27,704 | 59,301 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 490 | 1,876 | 3,495 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 10,937 | 6,694 | 22,311 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 61,861 | 171,694 | 312,634 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 2,584 | 7,528 | 34,023 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 1,243 | 16,355 | 44,188 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 1,336 | 2,159 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,607 | 5,271 | 20,649 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 370,069 | 303,637 | 379,067 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 16,163 | 22,996 | 27,189 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 6,859 | 19,243 | 31,804 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 1,382 | 777 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,354 | 15,054 | 9,949 |
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 318,755 | 309,968 | 387,854 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 19,891 | 12,511 | 34,569 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 799 | 16,241 | 16,362 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 105 | 409 | 473 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,071 | 6,602 | 6,418 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券 | 281,099 | 190,045 | 478,908 |
| | クラスA（円）<br>受益証券 | 12,715 | 11,067 | 36,217 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券 | 413 | 8,362 | 8,413 |
| | クラスB（円）<br>受益証券 | 0 | 49 | 424 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 2,455 | 4,555 | 4,318 |

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第５会計年度<br>（2006年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 49,923 | 199,974 | 299,080 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 25,038 | 91,117 | 73,609 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 128,791 | 483,772 | 1,340,375 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 32,158 | 86,014 | 248,106 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 17,658 | 6,902 | 24,269 |
| 第６会計年度<br>（2007年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 43,262 | 111,046 | 231,296 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 13,629 | 26,703 | 60,535 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 52,954 | 451,669 | 941,660 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 9,954 | 82,338 | 175,722 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 12,046 | 15,365 | 20,950 |
| 第７会計年度<br>（2008年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 43,410 | 75,736 | 198,970 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 4,023 | 22,192 | 42,366 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 48,836 | 258,521 | 731,975 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 2,592 | 41,103 | 137,211 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 3,226 | 5,952 | 18,224 |
| 第８会計年度<br>（2009年12月31日） | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 850,481 | 366,622 | 682,830 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 33,012 | 13,044 | 62,335 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 49,383 | 252,243 | 529,115 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 1,383 | 32,440 | 106,154 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 9,852 | 4,311 | 23,765 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第９会計年度<br>(2010年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 1,282,567 | 941,243 | 1,024,154 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 114,168 | 52,751 | 123,752 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 28,904 | 349,594 | 208,426 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 849 | 75,678 | 31,326 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 33,551 | 12,422 | 44,894 |
| 第10会計年度<br>(2011年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 154,882 | 336,711 | 842,325 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 16,476 | 27,452 | 112,782 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 3,599 | 92,176 | 119,849 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 336 | 18,544 | 13,118 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 53,202 | 53,774 | 44,322 |
| 第11会計年度<br>(2012年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 81,807 | 80,719 | 843,413 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 10,261 | 6,474 | 116,569 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 574 | 46,633 | 73,790 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 0 | 8,255 | 4,864 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 14,808 | 23,228 | 35,902 |
| 第12会計年度<br>(2013年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 378,268 | 358,100 | 863,581 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 10,531 | 22,976 | 104,124 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 2,888 | 33,447 | 43,231 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 0 | 2,508 | 2,355 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 9,327 | 17,345 | 27,883 |

| 会計年度 | クラス | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---|---|---|---|---|
| 第13会計年度<br>(2014年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 111,499 | 373,797 | 601,283 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 6,309 | 26,674 | 83,760 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 65 | 20,693 | 22,603 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 0 | 1,347 | 1,009 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 4,355 | 14,394 | 17,845 |
| 第14会計年度<br>(2015年12月31日) | クラスA（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 60,138 | 134,352 | 527,069 |
| | クラスA（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 2,028 | 14,970 | 70,818 |
| | クラスB（米ドル）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 0 | 15,584 | 7,019 |
| | クラスB（円）<br>受益証券<br>（四半期分配型） | 0 | 889 | 120 |
| | クラスI（円）<br>受益証券 | 1,477 | 13,993 | 5,329 |

（注１）　上記の数字は、本邦内における販売口数及び買戻口数並びに発行済口数を表します。本邦外においては、各受益証券は販売されておりません。
（注２）　クラスI（円）受益証券は適格機関投資家専用です。

（参考情報）

## ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドの投資状況

### 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**社債組入上位10銘柄** 対組入証券時価総額比率

| 銘　　柄*1 | 利率*2 | 満期(月/日/年) | 業　種*3 | 比率*4 |
|---|---|---|---|---|
| フィディリティ・ナショナル・インフォメーション・サービシズ | 5.000% | 10/15/25 | テクノロジー | 0.91% |
| TSMCグローバル | 1.625% | 04/03/18 | テクノロジー | 0.63% |
| レイモンド・ジェームズ・ファイナンシャル | 5.625% | 04/01/24 | 証券・投信・取所 | 0.60% |
| ゼネラルモーターズ | 4.875% | 10/02/23 | 景気循環消費財 | 0.60% |
| シーゲイト・テクノロジー | 4.750% | 01/01/25 | テクノロジー | 0.60% |
| サンタンデールUK | 5.000% | 11/07/23 | 銀行 | 0.59% |
| CCO サファリ Ⅱ | 4.908% | 07/23/25 | 通信 | 0.58% |
| CITグループ | 4.250% | 08/15/17 | 金融会社 | 0.56% |
| ベリスク・アナリティックス | 5.800% | 05/01/21 | テクノロジー | 0.55% |
| ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・グループ | 5.125% | 05/28/24 | 銀行 | 0.52% |
| 合計 | | | | 6.14% |

＊1 実際の社債発行は関連会社が行っている場合があります。
＊2 割引債など利率が無い銘柄は「－」で表示しています。
＊3 業種は、バークレイズ・インデックスの分類に基づきます。
＊4 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

**資産別構成比率**

対純資産総額比率

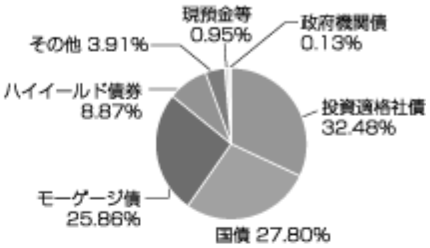


### 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

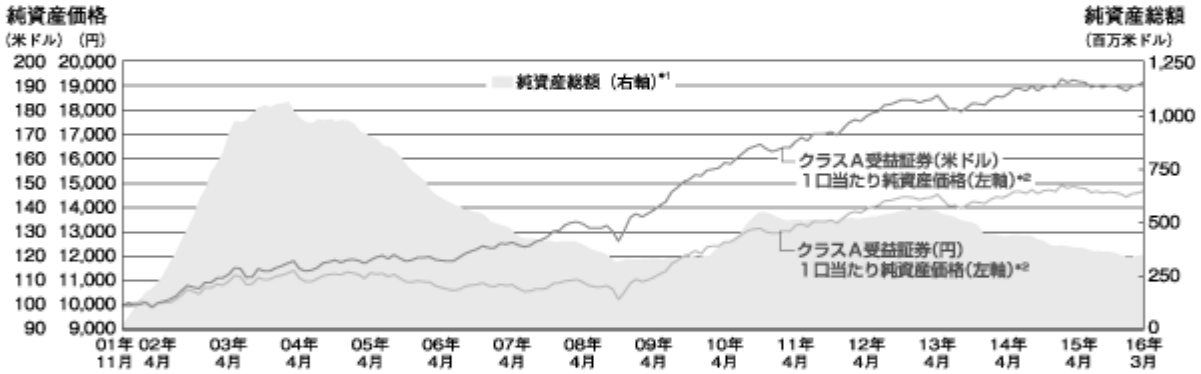


＊1 純資産総額は、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

### 3. 分配の推移

該当事項はありません。

### 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

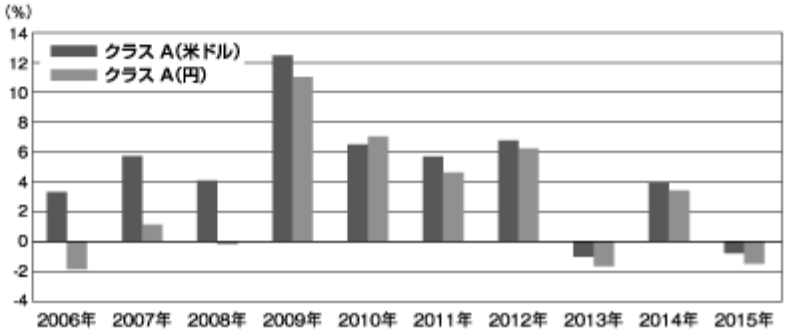


（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

# ジャナス・ハイイールド・ファンドの投資状況

## 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**社債組入上位10銘柄** 対組入証券時価総額比率

| 銘　　柄*1 | 利　率*2 | 満期（月/日/年） | 業　種*3 | 比　率*4 |
|---|---|---|---|---|
| ADS タクティカル | 11.000% | 04/01/18 | 資本財 | 2.29% |
| ランドリーズ | 9.375% | 05/01/20 | 景気循環消費財 | 2.26% |
| ペニンシュラ・ゲーミング | 8.375% | 02/15/18 | 景気循環消費財 | 1.64% |
| コムスコープ･ホールディング･カンパニー | 6.625% | 06/01/20 | テクノロジー | 1.63% |
| T-モバイル USA | 6.000% | 03/01/23 | 通信 | 1.58% |
| FAGE乳業 | 9.875% | 02/01/20 | 非景気循環消費財 | 1.57% |
| ブラックボード | 7.750% | 11/15/19 | テクノロジー | 1.53% |
| ケネディ・ウィルソン | 5.875% | 04/01/24 | その他金融 | 1.47% |
| チャーター･コミュニケーションズ･ホールディングス | 5.250% | 03/15/21 | 通信 | 1.45% |
| スーパーバリュー | 6.750% | 06/01/21 | 非景気循環消費財 | 1.40% |
| 合計 | | | | 16.82% |

＊1 実際の社債発行は関連会社が行っている場合があります。
＊2 割引債など利率が無い銘柄は「－」で表示しています。
＊3 業種は、バークレイズ・インデックスの分類に基づきます。
＊4 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

## 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

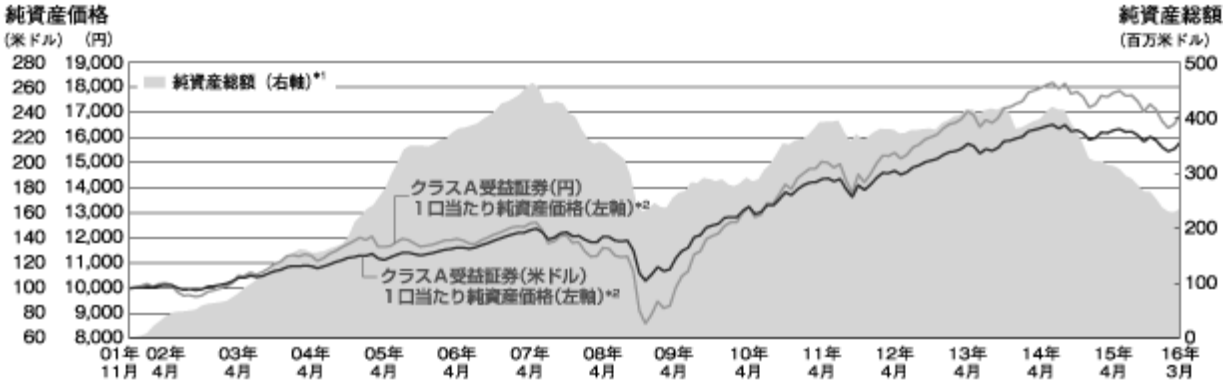


＊1 純資産総額は、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券およびクラスA受益証券（毎月分配型）の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

## 3. 分配の推移

該当事項はありません。

## 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

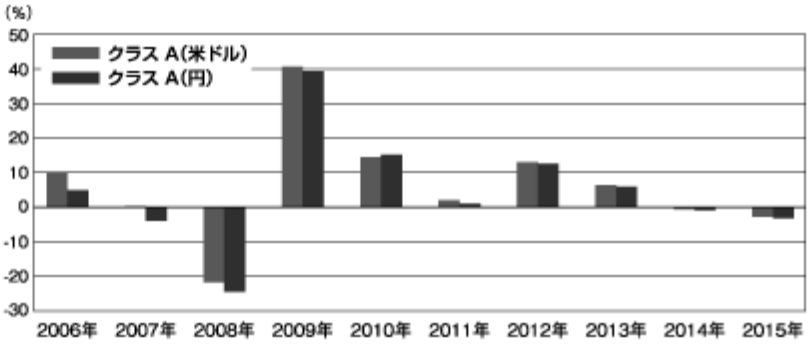


（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

# ジャナス・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）の投資状況

## 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**社債組入上位10銘柄** 対組入証券時価総額比率

| 銘　　柄*1 | 利　率*2 | 満期（月/日/年） | 業　種*3 | 比　率*4 |
|---|---|---|---|---|
| ADS タクティカル | 11.000% | 04/01/18 | 資本財 | 2.29% |
| ランドリーズ | 9.375% | 05/01/20 | 景気循環消費財 | 2.26% |
| ペニンシュラ・ゲーミング | 8.375% | 02/15/18 | 景気循環消費財 | 1.64% |
| コムスコープ･ホールディング･カンパニー | 6.625% | 06/01/20 | テクノロジー | 1.63% |
| T-モバイル USA | 6.000% | 03/01/23 | 通信 | 1.58% |
| FAGE乳業 | 9.875% | 02/01/20 | 非景気循環消費財 | 1.57% |
| ブラックボード | 7.750% | 11/15/19 | テクノロジー | 1.53% |
| ケネディ・ウィルソン | 5.875% | 04/01/24 | その他金融 | 1.47% |
| チャーター･コミュニケーションズ･ホールディングス | 5.250% | 03/15/21 | 通信 | 1.45% |
| スーパーバリュー | 6.750% | 06/01/21 | 非景気循環消費財 | 1.40% |
| 合計 | | | | 16.82% |

＊1 実際の社債発行は関連会社が行っている場合があります。
＊2 割引債など利率が無い銘柄は「－」で表示しています。
＊3 業種は、バークレイズ・インデックスの分類に基づきます。
＊4 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

## 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2004年11月29日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

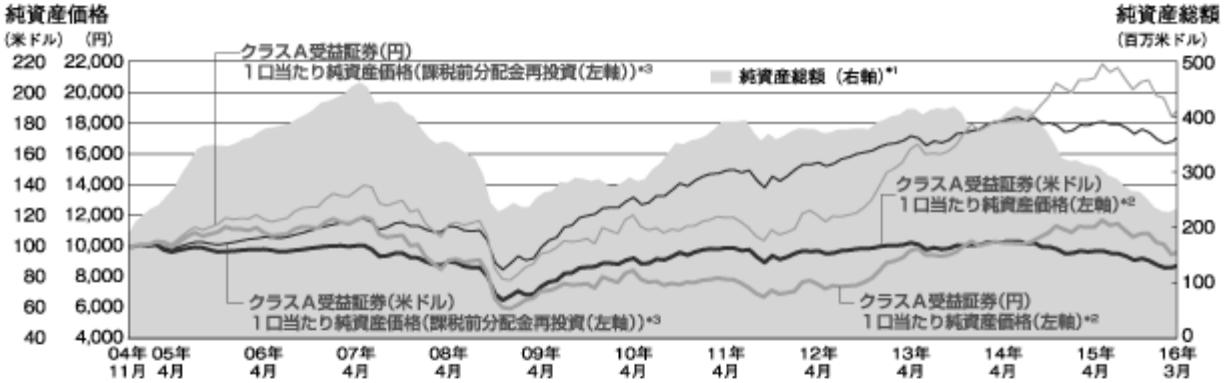


＊1 純資産総額は、ジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスA受益証券、クラスB受益証券およびクラスA受益証券（毎月分配型）の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。
＊3 1口当たり純資産価格（課税前分配金再投資）の値は、管理報酬等およびその他の費用控除後の1口当たり純資産価格に課税前分配金を再投資したものとして算出しており、申込手数料は含まれておりません。

## 3. 分配の推移

1口当たり課税前分配金実績*

2016年4月末現在

| | クラスA（米ドル）受益証券 | クラスA（円）受益証券 |
|---|---|---|
| 15年11月 | 0.43ドル | 51.31円 |
| 15年12月 | 0.43ドル | 50.91円 |
| 16年 1 月 | 0.43ドル | 48.93円 |
| 16年 2 月 | 0.43ドル | 47.40円 |
| 16年 3 月 | 0.43ドル | 47.32円 |
| 16年 4 月 | 0.43ドル | 45.48円 |
| 分配金累計 | 63.32米ドル | 6,319.98円 |

＊2005年1月より分配開始。直近6ヶ月分の分配金について、小数点以下第3位で四捨五入して表示しています。
「分配金累計」は運用開始来の累計です。

## 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

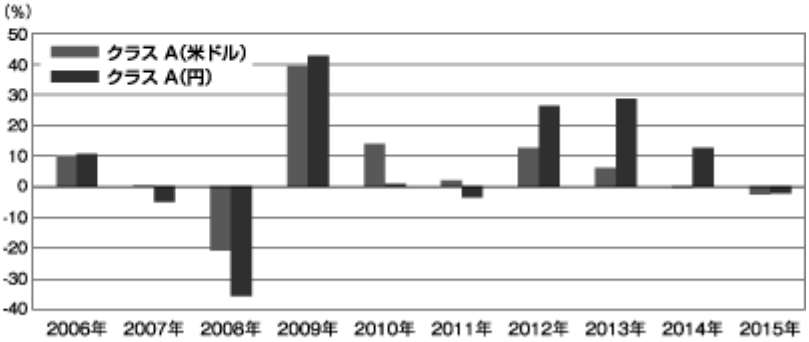


（注）収益率（%）＝100×（a－b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

# ジャナス・バランス・ファンドの投資状況

## 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**株式組入上位10銘柄** 対組入株式時価総額比率

| 銘　　柄 | 業　種*1 | 比　率*2 |
|---|---|---|
| マスターカード | 情報技術 | 4.84% |
| アムジェン | ヘルスケア | 4.80% |
| マイクロソフト | 情報技術 | 4.77% |
| アラガン | ヘルスケア | 4.15% |
| アルファベット | 情報技術 | 3.99% |
| ナイキ | 一般消費財・サービス | 3.94% |
| アップル | 情報技術 | 3.76% |
| アッヴィ | ヘルスケア | 3.60% |
| ホームデポ | 一般消費財・サービス | 3.39% |
| ボーイング | 資本財・サービス | 3.03% |
| 合計 | | 40.27% |

資産別構成比率

対純資産総額比率

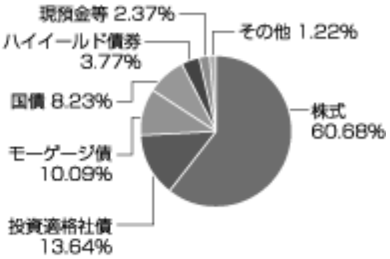


＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

## 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

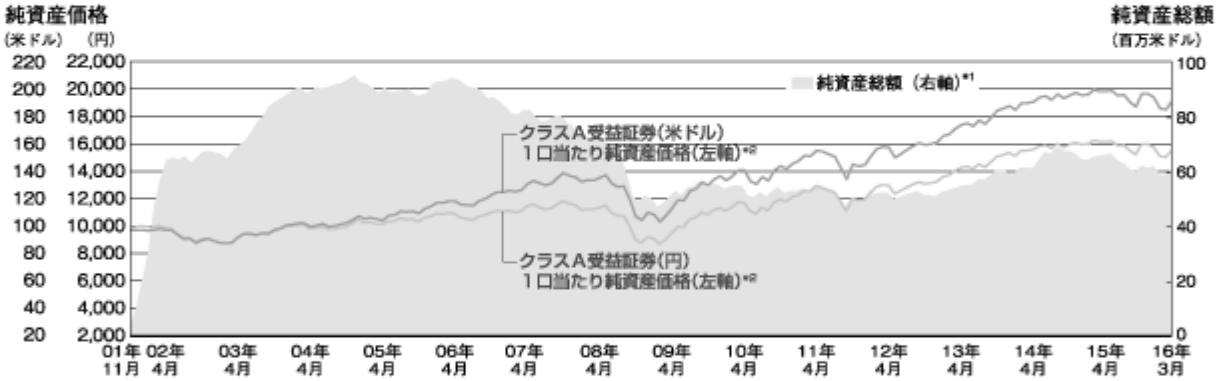


＊1 純資産総額は、ジャナス・バランス・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

## 3. 分配の推移

該当事項はありません。

## 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

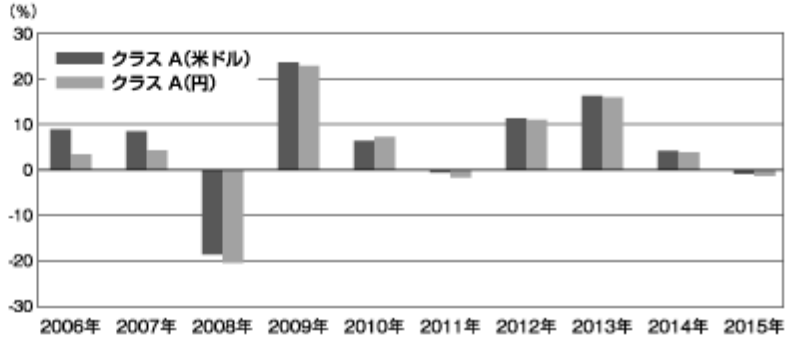


（注）収益率（%）＝100×（a−b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

# ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドの投資状況

## 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**株式組入上位10銘柄** 対組入証券時価総額比率

| 銘　　柄 | 業　種*1 | 比　率*2 | 概　要 |
|---|---|---|---|
| ジョンソン・エンド・ジョンソン | ヘルスケア | 3.66% | 製薬会社。消費者向けヘルスケア製品のほか、医療用機器、診断薬、医薬品などを製造。世界各地で販売。 |
| ウェルズ・ファーゴ | 金融 | 3.24% | 銀行、保険、投資、モーゲージおよび消費者金融の業務を行う多角的金融サービス会社。北米および世界各地で支店網、インターネットなどを通じて業務を展開。 |
| ケーシーズ・ゼネラル・ストアーズ | 生活必需品 | 3.12% | コンビニエンスストア。「ケーシーズ・ゼネラル・ストア」の名称で、食品、飲料水、タバコ製品、美容・健康用品などの販売を手掛ける。 |
| オラクル | 情報技術 | 3.04% | ソフトウェアメーカー。企業の情報管理ソフトウェアを手掛け、データベース、アプリケーション開発、業務用アプリケーションなどを提供。 |
| マイクロソフト | 情報技術 | 2.75% | ソフトウェアメーカー。ソフトウェア製品のほか、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機器などの開発、製造、販売に従事。インターネット電話サービスのSkypeを傘下に持つ。 |
| プロクター・アンド・ギャンブル | 生活必需品 | 2.68% | 国際的な家庭用化学品メーカー。主な製品は、洗剤、清掃液、紙、美容品、食品・飲料、ヘルスケア用品など。 |
| ラボラトリー・コーポレーション・オブ・アメリカ・ホールディングス | ヘルスケア | 2.13% | 臨床検査会社。医療検査、病状診断、病気のモニタリングおよび治療などを対象に、さまざまな臨床検査を提供。腫瘍検査、遺伝子診断、臨床試験などの特殊医療検査の開発にも従事。 |
| アメリカン・インターナショナル・グループ | 金融 | 2.02% | 保険持株会社。企業や個人を対象に、損害保険、生命保険、退職後プランサービス、金融商品、住宅ローンなどを提供。 |
| メルク | ヘルスケア | 1.90% | 医薬品会社。市販薬のほか、がん、多発性硬化症、不妊症、内分泌代謝疾患、循環器疾患向け治療薬の開発・製造、販売に従事。研究開発向け製品や液晶ディスプレイ用液晶材料なども提供。 |
| シノプシス | 情報技術 | 1.88% | 設計テクノロジーを電子システム、システム組み込み型チップなどの開発業者に提供。コンサルティングや支援サービスも手掛け、設計工程全般にわたる効率化や早期商品化を支援。 |
| 合計 | | 26.42% | |

＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。　（概要の出所：ブルームバーグおよび各社）
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

## 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

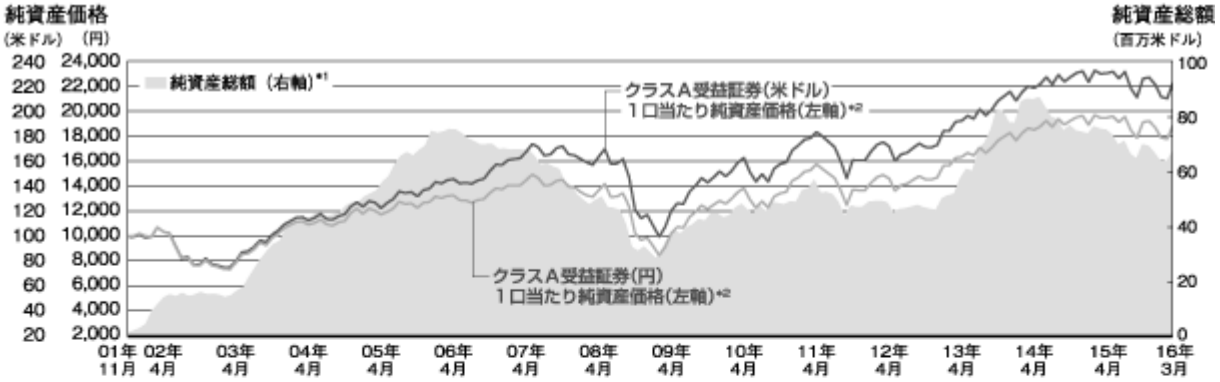


＊1 純資産総額は、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

## 3. 分配の推移

該当事項はありません。

## 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

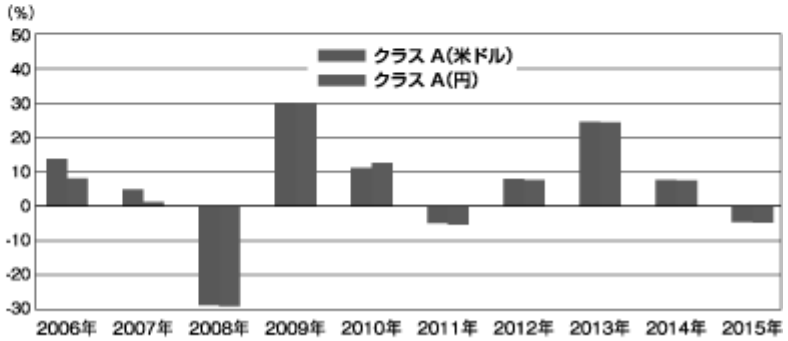


（注）収益率（%）＝100×（a−b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

# ジャナス・トゥエンティ・ファンドの投資状況

## 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**株式組入上位5銘柄** 対組入証券時価総額比率

| 銘　　柄 | 業　種*1 | 比　率*2 | 概　要 |
|---|---|---|---|
| マイクロソフト | 情報技術 | 6.74% | ソフトウェアメーカー。ソフトウェア製品のほか、スマートフォン、タブレット端末、ゲーム機器などの開発、製造、販売に従事。インターネット電話サービスのSkypeを傘下に持つ。 |
| アルファベット | 情報技術 | 6.66% | 持株会社。子会社を通じ、ウェブベースの検索、広告、地図、ソフトウエア・アプリケーション、モバイルオペレーティングシステム、消費者コンテンツ、ハードウエア製品などを提供。 |
| プライスライン・グループ | 一般消費財・サービス | 5.31% | オンライン旅行会社。インターネット上でホテルやレンタカー予約、航空チケットの手配などの各種トラベルサービスを提供。 |
| ナイキ | 一般消費財・サービス | 4.89% | 運動靴を中心とするスポーツ用品会社。男性、女性、子供向けに、スポーツ用の靴、衣料、機器、アクセサリーのデザイン、開発、販売を手掛ける。 |
| マスターカード | 情報技術 | 4.74% | クレジットカード会社。クレジットカードおよびデビットカードの決済処理、電子マネー、ATM、トラベラーズチェックなどを手掛ける。 |
| 合計 | | 28.34% | |

＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。　（概要の出所：ブルームバーグおよび各社）
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

## 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2001年11月26日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

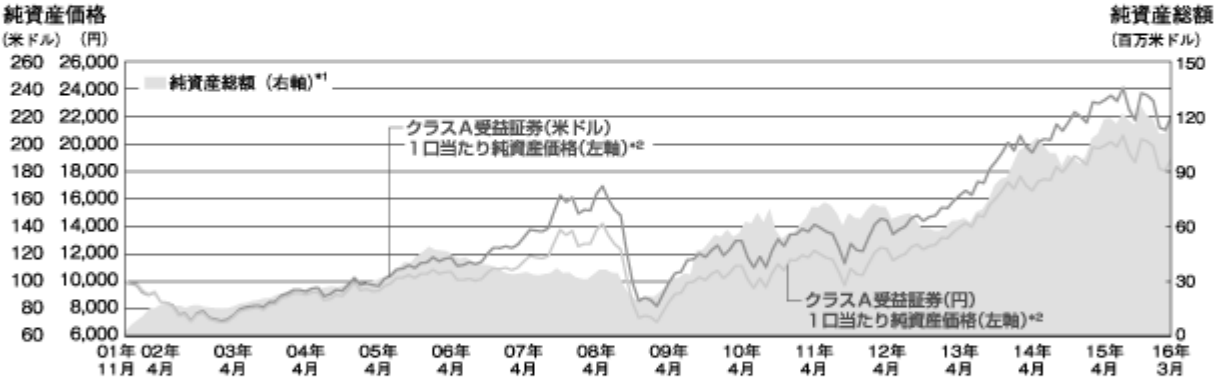


＊1 純資産総額は、ジャナス・トゥエンティ・ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。

## 3. 分配の推移

該当事項はありません。

## 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

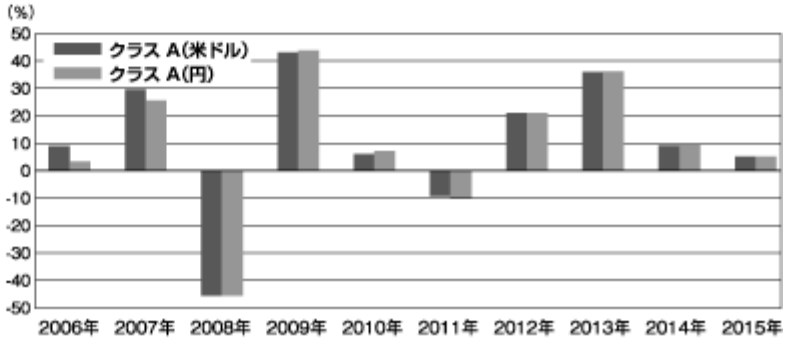


（注）収益率（%）＝100×（a−b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格

# ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの投資状況

## 1. アンダーライイング・ファンドの投資有価証券の主要銘柄（2015年12月末現在）

**組入上位5銘柄** 対組入証券時価総額比率

| 銘　　柄 | 国　名 | 業　種*1 | 比　率*2 |
|---|---|---|---|
| ケネディ・ウィルソン・ホールディングス | 米国 | 不動産サービス | 4.10% |
| サイモン・プロパティー・グループ | 米国 | 店舗用REIT | 3.45% |
| アラウンドタウン・プロパティ・ホールディングス | ドイツ | 不動産運営会社 | 3.39% |
| アメリカン・タワー | 米国 | 専門REIT | 3.09% |
| ケネディ・ウィルソン・ヨーロッパ・リアル・エステート | 英国 | 不動産サービス | 2.99% |
| 合計 | | | 17.02% |

＊1 業種は、GICS（世界産業分類基準）に基づきます。
＊2 小数点以下第3位で四捨五入して表示しているため、合計は必ずしも一致しません。

種別構成比率

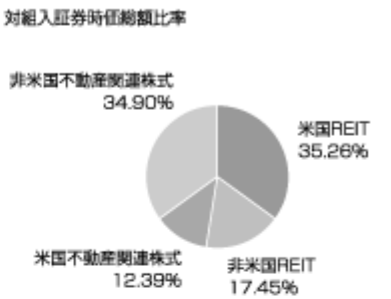


## 2. 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（2003年9月29日（運用開始日前日）から2016年3月末まで）

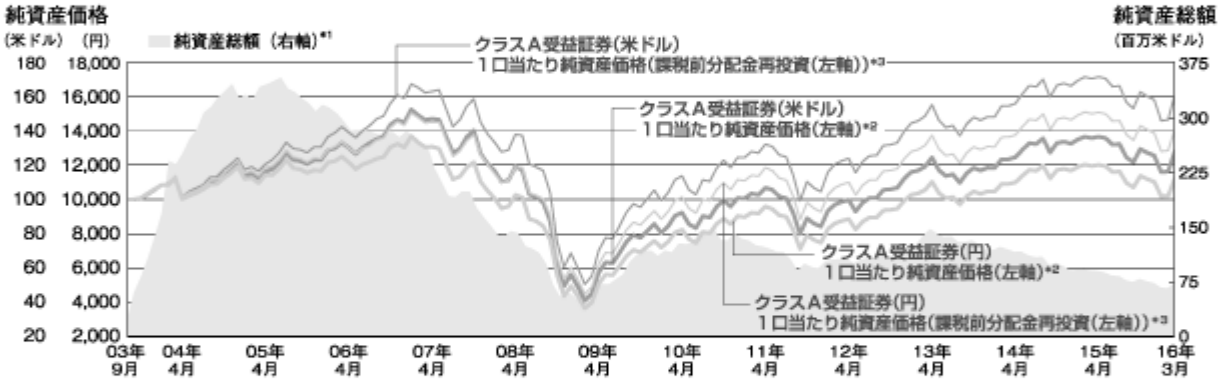


＊1 純資産総額は、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドのクラスA受益証券（四半期分配型）およびクラスB受益証券（四半期分配型）の各純資産総額の合算です。
＊2 1口当たり純資産価格は管理報酬等およびその他の費用控除後の値であり、申込手数料は含まれておりません。
＊3 1口当たり純資産価格（課税前分配金再投資）の値は、管理報酬等およびその他の費用控除後の1口当たり純資産価格に課税前分配金を再投資したものとして算出しており、申込手数料は含まれておりません。

## 3. 分配の推移

1口当たり課税前分配金実績*　　2016年3月末現在

| | クラスA（米ドル）受益証券 | クラスB（米ドル）受益証券 | クラスA（円）受益証券 | クラスB（円）受益証券 |
|---|---|---|---|---|
| 15年5月 | 0.10米ドル | 0.02米ドル | 8.69円 | 1.48円 |
| 15年8月 | 0.10米ドル | 0.02米ドル | 8.92円 | 1.42円 |
| 15年11月 | 0.10米ドル | 0.02米ドル | 8.81円 | 1.36円 |
| 16年2月 | 0.10米ドル | 0.01米ドル | 7.76円 | 1.19円 |
| 分配金累計 | 25.56米ドル | 20.03米ドル | 2,323.66円 | 1,834.19円 |

＊2004年2月より分配開始。直近1年分の分配金について、小数点以下第3位で四捨五入して表示しています。「分配金累計」は運用開始来の累計です。

## 4. 収益率の推移（2006年から2015年まで、暦年ベース）

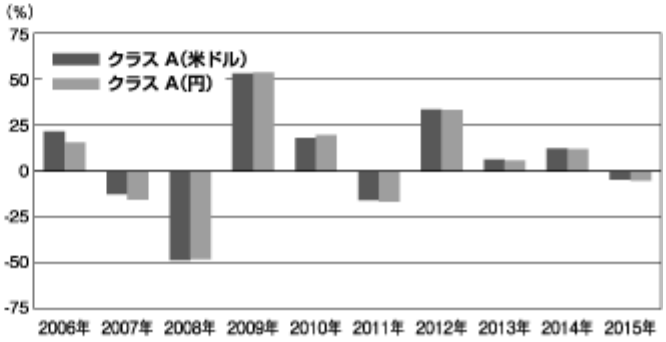


(注) 収益率（%）＝100×（a−b）／b
a＝暦年末の1口当たり純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）
b＝当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

# 第２ 【管理及び運営】

## １ 【申込（販売）手続等】

### (1) 海外における申込(販売)手続等

受益証券は、各ファンド営業日において、購入指図書を受領及び承諾した後に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格に等しい売出価格で売り出されます。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの分配型クラスの純資産総額には、当該受益証券について支払われた直近の配当以降、当該受益証券に分配可能な収益の価格に相当する収益均等化額が含まれる場合があります。各ファンド営業日とは取引日(すなわち、受益証券を購入又は買戻しできる日)を指します。受益証券の申込みは、総販売会社又は管理会社と契約を締結した販売取扱会社を通じてなすことができます。受益証券の注文書は、販売取扱会社によって管理事務代行会社気付で管理会社に提出することができます。受益証券の新規申込みをする前に、投資家は、歳入庁長官所定の様式による自己の税務上の居住地又は取扱いに関する申告書付きの申込用紙に記入しなければなりません。申込書には投資家の氏名、住所、契約報告書を送付するファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)ファンド名、申込みの対象となる受益証券のクラス、申込みの対象となる受益証券クラスの通貨、決済方法の明示、申込みが最新のプロスペクタスの条項に従って行われていることを確認明記します。申込書はファクシミリもしくは管理事務代行会社が認めるその他の電子的手段によって行うことができ、追って原本が送付されます。管理会社もしくは管理事務代行会社が又はこれに代わって申込書の原本が受領及び承諾される前に行われた償還請求に関して、償還金は投資家に支払われません(その後の取引は処理されます。)。

管理事務代行会社は受益証券の申込人の身分についての詳細な情報又は証明書類を請求する権利を有します。投資家は、管理会社の合理的な請求にしたがって、必要な宣誓書（アイルランドの課税に関するものも含まれますが、これに限られません。）を提供するものとします。この点については、「第二部　第１、４ 手数料等及び税金　(5) 課税上の取扱い」に記載する事項をご参照ください。

上記のとおり記入済申込用紙を提出した後、書面により、又は電話、ファクシミリもしくは管理事務代行会社が認めているその他の電子的手段によって管理事務代行会社と連絡を取ることにより、申込みを行うことができます。電話、ファクシミリ又はその他の電子的手段によって注文を出した受益者は、以下の情報を提供しなければなりません。

① 受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)
② 申込みの対象となるファンド名及び受益証券のクラス
③ 投資金額
④ 決済方法の明示

電話にて注文する場合、これらの情報は、電話を録音して受益者に確認されます。電話にて注文を出す受益者又は販売取扱会社は、かかる電話注文を録音することを承諾したものとみなされます。

以下に定める場合を除き、電話、ファクシミリ又は管理事務代行会社が認めているその他の電子的手段による依頼は、受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)が、管理事務代行会社に登録された登録受益者として記載された情報と一致した場合にのみ処理されます。投資家が、管理事務代行会社に登録した情報とは異なる氏名及び住所に売買契約書を送付するよう指定した場合、変更を処理する前に、投資家は受益者に対してかかる変更の確認書を提出し、かつ、管理事務代行会社がこれを受領していなければなりません。当該注文は受領されますが、売買契約書は当該変更を承認する書面が受領されるまで、今までの連絡先に送付されます。

注文処理

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した受益証券の注文は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した受益証券の注文は、翌ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した受益証券の注文は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。グリニッジ時間の正午後に受領した受益証券の注文は、翌ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格にて処理されます。

販売会社は、自己の媒介した注文が管理事務代行会社に対して遅滞なく伝達されるよう保証する責任を負います。管理会社は、理由の有無にかかわらず、口座開設申込みの全部又は一部を拒否することができます。受益者に対するすべての通知及び発表は、口座開設申込書に記載された住所に送付されます。

受益証券の所有権は当ファンドの受益者登録簿に反映されます。決済済代金の受領より７ファンド営業日以内に、受益者名簿に記載された登録受益者の販売会社に対して、受益者登録簿に登録された所有権の詳細を示した確認通知書が発行されます。販売会社は、かかる確認通知書が管理事務代行会社に対して、遅滞なく送達されるよう保証する責任を負います。受益証券の券面は発行されず、また、受益証券は無記名式では発行されません。

受益証券の支払いは、通常、注文の受領及び承諾後４ファンド営業日以内になされなければなりません。４ファンド営業日以内に支払いがなされなかった場合、注文が取り消されることがあります。この場合、販売会社は、当該ファンドに対する一切の損失に対する責任を問われることがあります。管理会社は、裁量により、購入する受益証券のクラスの通貨表示と異なる通貨で受益証券の支払いを受けることができます。通貨換算は、管理事務代行会社にとって取得可能な換算レートで行われます。この場合、投資家は為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。

現時点において、購入注文に対する支払いに小切手を受け取る意思はありませんが、将来的に小切手が認められる可能性はあります。販売会社は、投資家に対し、当ファンドに対する投資に関連したサービス手数料を請求することができ、かかる手数料は販売手数料又は類似の手数料に追加して請求されるものとします。かかる手数料の額は、販売会社と投資家との間で合意するものとし、当ファンドはこれを負担しません。

当ファンドは小数点第３位までの単位未満受益証券を発行する予定です。単位未満受益証券は議決権を有しません。

受益証券は、管理事務代行会社又はその代理人が決済済代金及びその他すべての関連書類(マネー・ロンダリング防止に関する書類を含む)を受領した後に発行されます。当ファンド又は管理会社は、受益者候補による受益証券の申込みが承諾されなかった場合、返却された購入代金から発生した利益について説明する責任を負わないものとします。

アイルランドを含む様々な法域において実施されているマネー・ロンダリング防止の要件により、管理事務代行会社、総販売会社又は管理会社(場合による)は、申込みを処理する前に、当該投資家よりさらなる身分証明を要求することができます。各申込みの状況に応じて、(ⅰ)申込人が公認金融機関において当該申込人の名義で保有する口座より支払いを行う場合、又は(ⅱ)申込みが公認仲介機関を通じてなされた場合、には詳細な照合手続は要求されません。これらの例外は、前文で言及された金融機関又は仲介機関が、同等のマネー・ロンダリング防止規則を有するとアイルランドが認めた国に所在する場合に限って適用されます。

申込人は、身分証明が必要な場合はその旨通知を受けます。例えば、個人の場合、その居住地の公証人、警察又は大使等の公的機関によって適式に証明されたパスポート又は身分証明書の写しを、公共料金請求書又は銀行取引明細書等、申込人の住所を証明するものとともに提示するよう要求されることがあります。法人申込みの場合、法人設立(及び名称変更)証明書、内規、基本定款及び付属定款(又はこれらに相当するもの)の謄本、並びに取締役及び実質株主全員の氏名及び住所を提示するよう要求されます。

当ファンドに投資するためには、申込人は自己が米国人ではないことを証明しなければなりません。受益者は、自己が米国人ではないことを定期的に再証明するよう要求されることがあります。

受益証券は、登録及びマネー・ロンダリング防止に関する詳細な手続が完了した後に、口座に適用されます。受益証券は、過去に受益証券が適用されたことのある口座からのみ売り出されます。

管理事務代行会社、総販売会社及び管理会社はそれぞれ、申込人の身分の証明に必要な情報を要求する権利を留保しています。申込人が、身分証明のために要求された情報を提示するのが遅れ、又は提示しなかった場合、管理事務代行会社、総販売会社又は管理会社は、申込みの承諾を拒否することができます。管理会社、総販売会社及び管理事務代行会社はそれぞれ、販売会社又は申込人が管理会社、総販売会社又は管理事務代行会社の要求する情報を提示しなかった場合、申込みを処理しなかったことにより発生するいかなる損害についても、損失を生じないよう申込人より補償を受けるものとします。申込書に記入することにより、販売会社(申込人)はまた、投資された金額は直接・間接を問わず犯罪行為による利益ではなく、当該投資は違法行為等の告発を逃れるためにかかる利益を隠匿するものでもないことを、保証及び宣言します。

管理会社、総販売会社及び管理事務代行会社は、理由の有無にかかわらず申込みの全部又は一部を拒否する権利を留保しています。この場合、申込金又はその残金は、申込人の責任により、申込人の指定口座への振込み又は郵送によって申込人に(無利息で)返戻されます。

管理会社が受益証券の申込みを受付けた場合、投資家と管理会社の間で申込書による契約関係が形成されます。申込書はアイルランド法に準拠し、アイルランドの裁判所の専属的管轄権の対象となります。アイルランドでは、2002年欧州共同体規則(民事及び商事事件判決)に基づきアイルランド法に適用される、民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する理事会規則（EC）44/2001（以下「ブリュッセルⅠ規則」といいます。）が、欧州連合における判決の承認及び執行について定めていますが、ブリュッセルⅠ規則に定められていない国の判決の承認及び執行は、アイルランド及び当該国との条約、又は当該事由に関するアイルランドの国際私法の慣習法に従います。

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座（販売会社又は販売取扱会社がその顧客のために開設する口座をいいます（以下同じ。）。販売会社又は販売取扱会社が取り扱う取引は、すべてオムニバス口座を通じて行われます。）を通じた販売会社又は販売取扱会社による「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。「連続売買」とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは、「２ 買戻し手続等(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「１ 申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

個人情報

投資家候補は、申込書に記入することによって個人情報を提供しており、アイルランドの情報保護法（1988年及び2003年）（以下「情報保護法」という。）における個人情報に該当する場合があることにご留意下さい。データは管理運営、名義書換代行、統計的分析、調査、並びに管理会社、その代表者及び代理人に対する開示のために利用されます。投資家候補は、申込書に署名することによって、管理会社、その代表者及び代理人、並びにその関係者又は関連会社が下記の目的のために当該データを取得、保有、利用、開示及び処理することを認めたものとみなされることを認識しています。

- 当ファンド及び関連する口座における投資家の持分を継続的に管理運営するため
- 投資家が具体的に承認したその他の目的のため
- 統計的分析及び市場調査を行うため
- 投資家、管理会社又は当ファンドの法令上及び課税上の義務を履行するため
- アイルランド国内又はアイルランドとは異なる情報保護法を有するアイルランド国外（米国を含むがこれに限定されない）における財務顧問、規制機関、税務当局、監査人及び技術プロバイダーを含む第三者又は管理会社及びその代表及び適式に任命された代理人、並びにこれらの関係社、関連会社に対する上記目的の開示又は譲渡のため
- 管理会社又は当ファンドのその他の合法的な関連事業のため

特に、共通報告基準(1997年租税統合法（その後の改正を含みます。以下「TCA」といいます。）の第891E条、第891F条、第891G条及びこれらの条項に従った規則によってアイルランドで実施されているもの)に従うため、投資家の個人情報（財務情報を含む）はアイルランドの税務当局であるアイルランド内国歳入庁と共有されます。アイルランド内国歳入庁は、海外の税務当局（欧州経済地域（EEA）外の税務当局を含む）と情報（個人情報及び財務情報を含む）を交換する場合があります。この点については、AEOI（自動的情報交換）のウェブサイト（www.revenue.ie）をご参照ください。

情報保護法に従って、投資家は管理会社が保管している個人情報へのアクセス権を有し、管理会社に書面で請求することにより、管理会社が保管している誤った個人情報を修正する権利を有しています。

管理会社は、情報保護法の定義する「情報管理者」であり、情報保護法に従って、投資家が提供した個人情報を機密情報として保管することを約束します。

申込みに際して提供された個人情報は、管理事務代行会社のデータベースに保管されます。受益証券の申込みに際し、申込人(販売会社)は、情報保護法に基づき、申込人にかかる情報を管理会社及び管理会社によって指名されたサービス・プロバイダー(ファンドの事務管理の必要から、EU外に所在する場合も含む。)に対して提供することに同意しなくてはなりません。

共通報告基準

共通報告基準（「CRS」）は、2014年７月に経済協力開発機構（「OECD」）理事会により承認された自動情報交換（「AEOI」）に関する新たな単一グローバル基準です。CRSは、交換対象の金融情報の詳細、報告を求められる金融機関、並びに金融機関が従うべき共通デュー・デリジェンス基準を定めています。CRSに参加する法域においては、非居住者の顧客について金融機関が保有する一定の情報を交換することが要求されます。受益者は、CRSの目的上、口座保有者とみなされるそれぞれの者の氏名、住所、税務上の居住地の法域、生年月日、口座番号、納税者番号及び各受益者の投資に関する情報（受益証券に係る支払価額を含むがこれに限定されません。）を当ファンドが歳入庁に開示することを要求され、当該歳入庁がかかる情報を参加地域の租税当局と交換する可能性があることに留意する必要があります。かかる義務を遵守するために、管理会社は受益者から追加的な情報を必要とする場合があります。かかる要件についての追加的情報については、上記「４　手数料等及び税金　(5)　課税上の取扱い」の項の「OECD共通報告基準OECD共通報告制度」についての開示をご参照下さい。さらに詳細については、下記「(6) 過度又は短期の取引」をご参照下さい。

クラスの適切性

投資家は当該投資家のニーズに合致したクラスの受益証券を選択すべきです。受益証券クラスの選択する上で、投資家は以下の事項を検討すべきです。

(ⅰ)投資家の予定投資額

(ⅱ)受益証券の予定保有期間

(ⅲ)各クラス受益証券について支払う費用

(ⅳ)当該投資家が販売手数料の減額もしくは免除を受ける資格の有無

(ⅴ)クラスの通貨　投資家は、自国通貨又は特定のクラスに投資するために換算されたその他の通貨と異なる通貨建てのクラスに投資する前に、自己のアドバイザーに相談することが推奨されます。ファンド又は管理会社は、投資家が保有するクラスの通貨と投資家が当該クラスに投資するために換算した自国通貨又はその他の通貨との為替変動による影響については責任を負いません。また、投資家は、ファンドが採用するクラス・レベルでのヘッジによっても、為替変動リスクから保護されません。

投資家はどのクラスが最も適しているかということについて、金融仲介機関に相談するべきです。クラスの選択にあたり、投資家は「手数料及び費用」の項目も検討すべきです。

(2) 日本における申込(販売)手続等

「第一部、(7) 申込期間」に記載される募集期間中の取扱日に、「第一部」の定めるところに従って受益証券の募集が行われます。なお、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込み（買戻し）を中止する日がある場合があります（詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。）。販売会社又は販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資家に交付し、投資家は当該定款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出します。申込単位は、「第一部、(6) 申込単位」に記載するとおりです。

但し、販売会社又は販売取扱会社によって、異なった当初申込単位、及び２回目以降の購入の際、当該購入前の購入額が当初申込単位を満たしていない場合の申込単位を定めることができます。

購入時の受益証券口数は、下記の計算式により算出し、投資家に1000分の１口単位で割り当てます(1000分の１口未満の端数の取扱いについては、各販売会社及び販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います)。

$$A = \frac{B}{C}$$

A：購入した当ファンドのサブファンドに割り当てられる受益証券口数

B：購入した当ファンドのサブファンドの受益証券に対して支払われた申込金額(申込手数料は除きます。)

C：購入した当ファンドのサブファンドの当該計算日における受益証券１口当たりの純資産価格

投資家は、販売会社又は販売取扱会社が申込みを受け付けた日から起算して５取扱日までに、販売会社又は販売取扱会社に対して、申込代金を支払うものとします。販売会社又は販売取扱会社は、販売会社又は販売取扱会社の定めるところにより、投資家に対して、上記の払込期日以前に申込代金の支払いを依頼する場合があります。一部の販売会社又は販売取扱会社の各支店等は、通常、申込日に申込代金の引落しを行います。払込期日の詳細につきましては、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。

継続募集期間内の申込みにかかる申込金額は、通常、販売会社又は販売取扱会社が投資家から注文を受領した日より５取扱日以内に管理会社に支払われなければなりません。但し、海外の休日により日程が変更されることがあります。５取扱日以内に支払いがなされなかった場合、注文が取り消されることがあります。

管理会社、総販売会社、管理事務代行会社、販売会社及び販売取扱会社は、理由の有無にかかわらず申込みの全部又は一部を拒否する権利を留保しています。この場合、申込金又はその残金は、申込人の責任により、申込人の指定口座への振込み又は郵送によって申込人に(無利息で)返戻されます。

受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、本項「申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

申込代金の支払いは、当ファンドの各サブファンドの通貨によって行われます。

日本国内における申込手数料は「第一部、(5) 申込手数料」に記載のとおりです。販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に購入後６年経過以前に相続が生じた場合、下記「２　買戻し手続等、(2) 日本における買戻し手続等」に記載のとおり、相続人は、クラスＢ受益証券の譲渡もしくは買戻し又は継続保有のいずれかを選択することができます。相続人が買戻しを選択した場合、クラスＢ受益証券は、販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスＢ受益証券の購入後の経過年数による条件付後払申込手数料が課せられます。相続人がこの買戻し金額をもって当ファンドの同一のサブファンドのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しません。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社及び販売取扱会社は、サブファンドの純資産総額が１億円未満となる等、選別基準にサブファンドが適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

## ２ 【買戻し手続等】

### (1) 海外における買戻し手続等

受益者は、任意のファンド営業日に、保有する受益証券の全部又は一部の買戻しを要求することができます。かかる要求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。買戻請求は書面又はファクシミリによって管理事務代行会社に提出することができ、いかなる買戻請求にも受益者の氏名、住所、ファックス番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)、該当する口座番号、当ファンド、償還される受益証券のクラス及び通貨、買戻しの対象となる受益証券の数量又は価値、及び償還の請求が最新のプロスペクタスの条項に従って行われていることの確認を明記しなければなりません。買戻しは、電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)によって要求することもできますが、口座開設申込書において受益者が指定している場合に限ります。

電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)によって買戻請求を行う場合、受益者は上記の情報を提供しなければなりません。

電話にて買戻しを要求する場合は、これらの情報は、電話を録音して受益者に確認されます。

以下に定める場合を除き、電話又は電子的手段(ファクシミリを除く)による買戻請求は、受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所及びファクシミリ番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)が、管理事務代行会社に登録された登録受益者として記載された情報と一致した場合にのみ処理されます。投資家が、管理事務代行会社に登録した情報とは異なる氏名及び住所に売買契約書を送付するよう指定した場合、変更を処理する前に、投資家は受益者に対してかかる変更の確認書を提出し、かつ、管理事務代行会社がこれを受領していなければなりません。当該注文は受領されますが、売買契約書は当該変更を承認する書面が受領されるまで、今までの連絡先に送付されます。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の取引時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、各ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。グリニッジ時間の正午後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定された１クラスの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

販売取扱会社は、自己の受領したすべての要求が遅滞なく管理事務代行会社に対して伝達されるよう保証する責任を負います。受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「１　申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

投資家は、販売取扱会社が投資家に対し、買戻しに関連して条件付後払申込手数料及び短期取引手数料のほかにサービス手数料を請求する場合があることを認識し、これに関してファイナンシャル・アドバイザーに相談すべきです。かかる手数料は、サブファンドが負担するものやサブファンド又は投資顧問会社が課すものではなく、販売取扱会社及び投資家が合意すべき問題です。

管理会社及び管理事務代行会社は、買戻注文の有効性を判断するために自ら確立した手続に従っている限り、詐欺的買戻し又は誤った買戻しについて責任を負いません。

保有期間の長い受益証券から償還もしくは転換されます。受益証券が他の口座に移管された場合には、条件付後払申込手数料及び短期取引手数料の関係では、当該受益証券は当初の購入日を維持します。

管理事務代行会社及び管理会社はオムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

管理会社の買戻しによる手取金は、費用全額を差し引き、通常、買戻請求の受領後４ファンド営業日以内（ジャナス・ジャパン・ファンド以外のサブファンドの場合）又は６ファンド営業日以内（ジャナス・ジャパン・ファンドの場合）、かつ、いかなる場合であっても買戻請求の受領及び承諾より10ファンド営業日以内に送付され、口座開設申込書に詳述されているとおり、登録受益者の口座に電子送金されます。管理事務代行会社の直近の購入による買戻代金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻代金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。通貨換算は管理会社の裁量によって定める換算レートで行うものとします。管理会社は、買戻代金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

クラスＡ受益証券には、上記に記載された当初販売手数料が課される場合があります。

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスＢ受益証券の購入には、当初販売手数料は課されません（なお、現在、日本においては、クラスＢ受益証券の新規取扱いは行っておりません。）。但し、クラスＢ受益証券は、投資家が購入より４年以内に買戻しした場合、条件付後払申込手数料が課されます。条件付後払申込手数料の金額は、受益証券の購入から当該受益証券の買戻しまでの年数に応じて変化します。受益証券は、購入された日から１年ごとに経過年数が１年増えます。条件付後払申込手数料の金額は、買戻日現在の受益証券１口当たり純資産価格又は買戻しの対象となるクラスＢ受益証券の取得原価のうち、より少額であるいずれかに、購入日からの経過年数に応じて、以下の割合を適用することにより計算されます。下表は、クラスＢ受益証券の買戻しに適用される条件付後払申込手数料の比率を表します。

| 購入後経過年数 | 条件付後払申込手数料率 |
|---|---|
| １年未満 | ４％ |
| １年以上２年未満 | ３％ |
| ２年以上３年未満 | ２％ |
| ３年以上４年未満 | １％ |
| ４年以上６年未満 | ０％ |

６年後、クラスＢ受益証券はクラスＡ受益証券に変換されます。

買戻しの際条件付後払申込手数料を支払うべきか否かを判断する際、各受益者は、受益証券のうち手数料の課されないものが最初に買戻しされ、６年の期間において最も長く保有されていたものが次に買戻しされることを前提としています。総販売会社は、条件付後払申込手数料の支払いを放棄し、又は受益者の支払う条件付後払申込手数料を減額する権利を留保していますが、現時点においてその意思はありません。

条件付後払申込手数料として課された金額は、総販売会社に対して支払われ、総販売会社の負担した販売費用に充てられます。総販売会社は、受益証券の新規売出時に販売取扱会社に対して支払われる前払手数料の資金を提供する第三者に対し、販売手数料又は条件付後払申込手数料を受領する権利を譲渡することができます。

投資家は、受益証券の買戻価格が、受益者の取得価格及び適用ある条件付後払申込手数料又は短期取引手数料と比較した買戻時における受益証券の純資産価値に応じて、受益者の当初取得価格以上の場合もあればそれ以下の場合もあることに注意すべきです。

管理会社は、買戻金に対する税金を適用税率で控除する義務を負います。但し、管理会社が、受益者が税金控除の必要のあるアイルランド居住者ではない旨確認する所定の申告書付きの申込書を受益者より受領している場合は、この限りではありません。

買戻請求は、管理会社が本書に記載のとおりの純資産価値の決定を停止しない限り、撤回不能なものとみなされます。停止された場合、保有する受益証券の買戻し又は転換を受ける受益者の権利も同様に停止し、当該停止期間中は、受益者は未決済の買戻注文を取り消すことができます。

本項の規定に基づく取消は、買戻注文の提出と同一の方法によってなされなければならず、停止期間終了前に実際に受領及び承諾されたもののみ効力を発生します。注文が取り消されなかった場合、停止期間終了の翌日に計算された受益証券１口当たりの純資産価格にて受益証券の買戻しがなされます。

管理会社は、適用ある割合で買戻しされた受益証券の価値に対する税金について説明する義務を負います。但し、管理会社が、受益者が税金控除の必要のあるアイルランド居住者ではない旨確認する所定の申告書付きの申込書を譲渡人より受領している場合は、この限りではありません。管理会社は、発生する納税額を支払うために必要な金額を、買戻金から差し引く権利を留保しています。

管理会社は、受益者の普通決議による承認を得て、当ファンドの資産を買戻請求の支払いとして受益者に譲渡することができます。但し、当ファンドの資本の５％又はそれ未満の受益証券に関する買戻しの場合、かつ、かかる買戻請求を行う受益者の同意ある場合は、かかる販売が残存受益者の権利の侵害とならない限り、また当該資産の割当が保管受託会社の承認の対象となる限り、普通決議の承認を得ることなく資産を譲渡することができます。かかる買戻請求を行う受益者の要請により、管理会社はかかる資産を売却することができ、その手取金は受益者に対して送金されます。

買戻しの制限

全てのサブファンドについて、管理会社はファンド営業日に買戻しできるサブファンドの受益証券(他のサブファンドの受益証券に転換するために買戻しされた受益証券も含む)の数を当該サブファンドの発行されている総受益証券数の10%以内に制限する権限を有します。この場合、この制限は比例して適用され、当該ファンド営業日に当該サブファンドの受益証券の買戻しを希望しているすべての受益者は、当該受益証券を同じ割合で実現することとなります。買戻されてはいないが、買戻される予定であった受益証券は、次のファンド営業日に買戻しを請求したものとみなし、当初請求していた受益証券の買戻しが終了するまで、その後のファンド営業日に買戻され、当該ファンド営業日の受益証券１口当たりの純資産価格で評価されます(買戻しを行う受益者には、当該ファンド営業日の受益証券１口当たりの純資産価格が変動するリスクがあります)。その後のファンド営業日には、繰り延べられた買戻請求がその後の買戻請求に優先し、当初かかる買戻請求が受領された順番に処理されます。買戻請求が繰延られる場合には、影響を受ける受益者に管理会社が報告します。

受益証券の強制償還及び分配金の没収

受益者のサブファンドもしくは特定のクラスの受益証券における保有額が、買戻しによって当該受益証券の最小当初投資額を下回った場合、管理会社又は管理事務代行会社は当該受益者がサブファンドもしくは特定のクラスの受益証券の保有額をすべて償還することができます。かかる償還を行う前に、当ファンドは受益者に書面により通知し、受益者が最低必要額を達成するためさらなる受益証券を購入できるよう、30日の猶予を与えなければなりません。管理会社は、いつでもこの方針を変更又は放棄する権利を留保しています。

受益者は、受益者が米国人になる場合、米国人の利益のために受益証券を保有する場合、あるいは法令・規則に違反して、又は管理会社もしくは受益者に対して規制上、税務上、もしくは財務上不利な結果を及ぼす又はその虞のある状況において受益証券を保有する場合、直ちに管理会社に対して書面により通知する義務を負います。

取締役は、受益者が(1)米国人である、又は米国人の勘定において受益証券を保有していること、(2)法令・規則に違反して、又は管理会社もしくは受益者に対して規制上、税務上、もしくは財務上不利な結果を及ぼす又はその虞のある状況において受益証券を保有していることに気づいた場合(受益者が過度又は短期の取引を行った場合も含むがこれに限定しません。)、(1)受益者に指示することにより、かかる指示を行った日の翌ファンド営業日現在の受益証券の純資産価値に等しい販売価格において、かかる指示より30日以内に、当該受益証券を当該取締役の指定する者に売却させ、又は(2)受益者に通知した日の翌ファンド営業日現在の受益証券の純資産価値にて受益証券を償還することができます。信託証書に基づき、自己が上記規定に違反して受益証券を保有していることに気づいた者で、上記規定に従って保有する受益証券を譲渡又は償還のために交付しなかった者は、当該人がかかる義務を履行しなかったことにより、又はこれに関連して発生し、管理会社が直接的又は間接的に被った又は負担したいかなる請求、要求、訴訟手続、債務、損害、損失、費用及び支出につき、管理会社に対して補償しなければなりません。

信託証書は、６年が経過しても受領されない配当金は自動的に没収され、これにより当該配当金は当該サブファンドの資産の一部となることを規定しています。

投資家用口座

投資家用口座は、サブファンドへの申込み及びサブファンドからの償還のためにシティバンク・エヌエーに開設された口座です。投資家用口座は、いかなる時点においても、当該口座に金銭を預託している受益者、受益者候補及び元受益者の利益のためのものであり、サブファンドの利益のためのものではありません。

投資家用口座は管理事務代行会社によって管理されます。すべての申込み及び償還（当初申込みに関するサブファンドへの現物譲渡に関するものを除きます。）は投資家用口座を通じて行うものとします。管理事務代行会社は投資家用口座の口座を管理し、投資家用口座内のすべての資産は一つの口座で統合して管理されますが、受益者、受益者候補及び元受益者による受益証券クラスの申込み又は償還に関して、受益者、受益者候補及び元受益者に帰属する資産は、投資家用口座の帳簿及び記録において管理事務代行会社が別途記録することで投資家用口座を管理します。

投資家用口座の開設、維持及び運営について発生したすべての経費、料金及びその他の費用はサブファンドの経費とします。

投資家用口座に関するリスクの詳細は、上記の「第１ ファンドの状況、３ 投資リスク、(1) リスク、(ｉ) 当ファンドに関するリスク、⑭投資家用口座に関するリスク」に記載のとおりです。

流動性リスク管理

管理会社は、当ファンドについて、適切な流動性管理システムを採用しており、サブファンドの流動性リスクを監視し、通常の状況において、当ファンドが償還請求に応じられるよう、サブファンドの投資の流動性プロファイルを確保することができる文書化された手順を採用しています。さらに、例外的な場合に、当ファンドの流動性を管理会社が管理するための手順も用意されています。サブファンドの流動性管理手続は、少なくとも年に１回見直されます。

管理会社は、通常及び例外的な流動性の状況において、各サブファンドが該当するアンダーライイング・ファンドに投資する投資目的も含めて、様々な問題点を考慮して、当ファンドのストレス・テストを継続的に行います。

(2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、いつでも販売会社又は販売取扱会社を通じて買戻しを請求することができます。買戻請求は、原則として、毎取扱日において行うことができます(買戻しの請求単位については、販売会社又は販売取扱会社によって異なります。詳しくは、販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください)。

日本における買戻しの請求の取扱いは、取扱日の午後３時までとし当該受付時間を過ぎた場合は翌取扱日の取扱いとします。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、受付時間が異なる場合があります。このほか、販売会社又は販売取扱会社によっては、買戻しを中止する日がある場合があります。詳しくは、各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。

買戻代金は、下記の計算式により算出します。

A＝B×C

A：買戻時に支払われる正味買戻代金
B：買戻しをする当ファンドのサブファンドの受益証券口数
C：買戻しをする当ファンドのサブファンドの当該計算日における受益証券１口当たりの純資産価格

＊ B×Cによって算出されるAは、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めた額となります。また、円貨の場合、１円未満の端数の取扱いについては、販売会社及び販売取扱会社により、適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います。
ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。
ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、各ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。グリニッジ時間の正午後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

(注) 販売会社又は販売取扱会社によっては、状況により、異なる注文受付時間を設けることがあります。
受益者からの買戻請求は、当該買戻請求対象の受益証券の申込みについての手続が、上記「第２ 手続等、１ 申込(販売)手続等」に従って完了し、適切に決済された後にしか受付けられないことにご留意ください。

短期取引手数料については、下記「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

クラスＢ受益証券の買戻しにあたっては、上記に記載のとおり、受益証券の購入後経過年数に応じた条件付後払申込手数料が課されます。販売取扱会社を通じてクラスＢ受益証券を購入し保有する受益者に購入後６年経過以前に相続が生じた場合、相続人は、クラスＢ受益証券の譲渡もしくは買戻し又は継続保有のいずれかを選択することができます。相続人が買戻しを選択した場合、クラスＢ受益証券は、販売取扱会社を通じて買い戻されます。この場合、当該クラスＢ受益証券の購入後の経過年数による条件付後払手数料が課せられます(相続人がこの買戻し金額をもって同一のポートフォリオのクラスＡ受益証券を申込む場合、販売取扱会社は、原則として、当該申込みにかかる申込手数料を受領しないことについて、上記「１　申込(販売)手続等、(2) 日本における申込(販売)手続等」に記載のとおりです)。

投資家は、販売会社又は販売取扱会社が投資家に対し、買戻しに関連して条件付後払申込手数料、買戻手数料及び短期取引手数料のほかにサービス手数料を請求する場合があることを認識し、これに関してファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。かかる手数料については、当ファンドはこれを負担しないことを、販売会社又は販売取扱会社及び投資家はご留意ください。

管理会社及び管理事務代行会社は、買戻し注文の有効性を判断するために自ら確立した手続に従っている限り、詐欺的買戻し又は誤った買戻しについて責任を負いません。

買戻代金は、費用全額を差し引き、いかなる場合であっても販売会社又は販売取扱会社による買戻請求の受領及び承諾より10取扱日以内に支払われます。詳しくは販売会社又は販売取扱会社にお問い合わせください。投資家よりほかに指示のない場合、第三者に対する支払いはなされません。管理事務代行会社の直近の購入による買戻代金の支払いは、かかる購入に提供された資金が清算されたことを保証するために必要な期間遅らせることができます。買戻しされる受益証券の表示通貨と異なる通貨で買戻代金を要求する投資家は、為替手数料を直接負担し、当ファンドはこれを負担しません。管理会社は、買戻代金をかかるその他の通貨で支払う義務を負いません。

買戻しの制限

全てのサブファンドについて、管理会社はファンド営業日に買戻しできるサブファンドの受益証券(他のサブファンドの受益証券に転換するために買戻しされた受益証券も含む)の数を当該サブファンドの発行されている総受益証券数の10%以内に制限する権限を有します。この場合、この制限は比例して適用され、当該ファンド営業日に当該サブファンドの受益証券の買戻しを希望しているすべての受益者は、当該受益証券を同じ割合で実現することとなります。買戻されてはいないが、買戻される予定であった受益証券は、次のファンド営業日に買戻しを請求したものとみなし、当初請求していた受益証券の買戻しが終了するまで、その後のファンド営業日に買戻され、当該ファンド営業日の受益証券１口当たりの純資産価格で評価されます(買戻しを行う受益者には、当該ファンド営業日の受益証券１口当たりの純資産価格が変動するリスクがあります)。その後のファンド営業日には、繰り延べられた買戻請求がその後の買戻請求に優先し、当初かかる買戻請求が受領された順番に処理されます。買戻請求が繰延られる場合には、影響を受ける受益者に管理会社が報告します。

(3) 海外における受益証券の転換

受益者は、受益証券を当ファンドの他のサブファンドの受益証券と転換することができます。但し、受益証券は、他のサブファンドにおける同クラスの受益証券(以下「新サブファンド」といいます。)とのみ転換することができ、クラスＢ受益証券の場合は、新サブファンドにおける同一の通貨表示のクラスＢ受益証券とのみ転換することができます。当該転換は新サブファンドの該当するクラスの受益証券１口当たりの純資産価格で行われます。

転換請求は、管理事務代行会社もしくは管理会社又はその代理人により受領もしくは受付がなされた後に処理されます。転換請求は、これにより受益証券が買戻されるファンドの最低当初投資額及び新ファンドの最低当初投資額を下回る結果となる場合には、当該請求を承認することはできません。かかる場合において、管理会社は当該サブファンドもしくは受益証券クラスの全部を買い戻します。これを行う前に、管理会社は受益者に対して書面で通知し、最低基準を満たすために必要な追加の受益証券を購入するために、30日間与えます。管理会社はこの方針を随時変更もしくは放棄する権利を留保します。

転換の権利は過度又は短期の取引を容易にするためのものではありません。管理会社は事前の通知を行うことなく、理由の如何を問わず、投資家による転換購入を拒否する権利を留保します。事務代行会社及び管理会社は、オムニバス口座を通じた販売会社又は販売取扱会社が行う取引に関する「連続売買」を監視することはできません。かかる場合において、取引に関する制限が遵守されていることを確認するための口座の監視は販売会社又は販売取扱会社の義務とします。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限する場合があります。詳しくは「(6) 過度又は短期の取引」を参照してください。

かかる転換は、当ファンドの新サブファンドにおける関連クラスの受益証券１口当たりの純資産価格により行われます。転換は販売取扱会社を通じて行うことができ、管理事務代行会社が書面、ファクシミリ、電話又は管理事務代行会社が認めるその他の電子的手段によって注文を受領かつ承諾した後に効力を発生します。転換を要求する際、受益者は以下の情報を提供しなければなりません。

① 受益者の氏名、口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所及びファクシミリ番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)
② 転換の対象となる当ファンドのサブファンド名並びに受益証券のクラス及び通貨
③ 転換の対象となる受益証券の数及び価値
④ 申込人が自己の持分と引換えに受領を希望する受益証券の詳細(クラス、サブファンド名及び受益者により発行される受益証券の通貨)
⑤ 受益証券の転換請求が、最新のプロスペクタスに従って行われたことの確認

電話にて転換請求を行う場合、これらの情報は電話を録音して受益者に確認されます。

以下に定める場合を除き、電話又は電子的手段(ファクシミリを除きます)による転換注文は、受益者の氏名及び口座番号、並びに売買契約書送付先の氏名、住所、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス(ファンドからの情報を電子的手段によって受領することに合意している場合)が、管理事務代行会社に登録された登録受益者として記載された情報と一致した場合にのみ処理されます。管理事務代行会社に登録した情報とは異なる氏名及び住所に売買契約書を送付するよう投資家が指定する場合、変更が処理される前に、受益者がかかる変更の確認書を提出し、かつ、管理事務代行会社がこれを受領していなければなりません。当該注文は受領されますが、売買契約書は当該変更を承認する書面が受領されるまで、今までの連絡先に送付されます。

受益証券の転換請求は、当該受益証券に関する当該請求以前の転換が完了し、当該受益証券に関する決済が完了し、管理会社が該当する決済時までに受領されるまで実行することができません。

転換の際に発行される受益証券の数は、転換請求が実行されたファンド営業日現在の該当する二つのファンドのそれぞれの受益証券の純資産価格に基づき以下のとおり計算します。

$$NS = \frac{(A \times B \times C) - D}{E}$$

NS＝当ファンドの新サブファンドの割当予定受益証券口数
A＝当ファンドの原サブファンドの転換予定受益証券口数
B＝当ファンドの原サブファンドの受益証券１口当たりの当該ファンド営業日における純資産価格
C＝適切な原資産の再投資に適用される有効な為替レートとして、新ファンドの受益証券の通貨で、かかる再投資の有効な費用を反映するために必要な調整を加えた上で、ファンド営業日に管理会社が定める通貨換算の因数
D＝当ファンドの新しいファンドの受益証券の申込みの手数料もしくは費用を超えない金額の転換手数料
E＝当該ファンド営業日現在の新しいファンドの受益証券１口当たりの純資産価格

販売代行会社は、自己の受領したすべての転換注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引き渡されるよう保証する責任を負います。各転換は、当該受益証券の最低継続申込金額以上の価値総額を有する受益証券、又は受益者の口座にあるすべての受益証券に関するものでなければなりません。転換は、発行済受益証券の買戻し及び新しい当ファンドのサブファンドにおける受益証券の発行により行われます。ファンドは転換請求を拒否し、転換の権利を随時変更もしくは終了する権利を留保します。

ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者が受領及び承諾した転換注文書は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格で計算された、転換請求のあった受益証券の純資産総額により行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領及び承諾された転換注文書は、翌ファンド営業日に計算された１クラス当たりの１口当たり純資産価格にて処理されます。ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、各ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社に代わる者が受領及び承諾した転換注文書は、当該ファンド営業日に決定された１口当たり純資産価格で計算された、転換請求のあった受益証券の純資産総額により行われます。グリニッジ時間の正午後に受領及び承諾された転換注文書は、翌ファンド営業日に計算された１クラス当たりの１口当たり純資産価格にて処理されます。

転換の際は、単位未満の受益証券が発生することがあります。管理会社は、転換対象となる受益証券の純資産総額の１％を上限として短期取引手数料を課す権利を留保しています。クラスＢ受益証券が購入後６年経過後にクラスＡ受益証券に変換される際は、かかる短期取引手数料の支払い義務は発生しないものとします。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。各ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社が受領し、承諾した買戻請求は、当該ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。ニューヨーク証券取引所の営業時間終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領した買戻請求は、翌ファンド営業日に決定されたクラスごとの受益証券１口当たり純資産価格にて処理されます。

受益証券の転換は税効果を有することがあるため、受益者は転換の税効果について自己の税務アドバイザーに相談すべきです。管理会社は、後記「３　資産管理等の概要、(1)資産の評価、(ⅳ)１口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止」に記載された状況において、当ファンドの一以上のサブファンドの受益証券に関する転換の特権を停止する権利を留保しています。

受益証券の転換に、管理会社が新規売却手数料を課すことはありません。特定の販売取扱会社は、クラスＡ受益証券の転換に関する転換手数料をカバーするため、かかる転換に転換手数料を課すことがあります。投資家は、自己のファイナンシャル・アドバイザーに委細を相談すべきです。

(4) 日本における受益証券のスイッチング

販売会社又は販売取扱会社の口座に受益証券を保有する受益者は、受益証券を他の受益証券にスイッチングすることができます（一部の販売会社では、スイッチング・サービスの提供を行っていません。詳しくは、各販売会社にお問い合わせください。）。スイッチングは、受益者が保有するクラス受益証券の買戻しと他のクラス受益証券の申込を一括して行う取引です。受益証券は同じクラスの受益証券(以下「新クラス受益証券」といいます。)とのみスイッチングすることができ、クラスＢ受益証券の場合は、同じ通貨表示のクラスＢ受益証券とのみスイッチングすることができます。なお、その場合、旧クラスＢ受益証券の買戻しにかかる条件付後払申込手数料は課せられません。新クラスＢ受益証券は、スイッチング後も旧クラスＢ受益証券購入後の経過年数が引続き計上されます。また、スイッチングの際に、販売会社及び販売取扱会社は、購入時にかかる申込手数料(詳細は「第一部、(5) 申込手数料」をご参照ください。)を課すことはありません。

スイッチングは販売会社及び販売取扱会社を通じて行うことができ、管理事務代行会社が書面、ファクシミリ、電話又はその他の電子的手段によって注文を受領かつ承諾した後に効力を発生します。但し、販売会社の口座に受益証券を保有する受益者は、同社が取り扱っていない受益証券へのスイッチングの申込をすることはできません。また、販売取扱会社においては、インターネット取引によるスイッチングは取扱いません。受益証券のスイッチングは、申込み後に取消すことはできません。

販売会社及び販売取扱会社は、自己の受領したすべてのスイッチング注文書が遅滞なく管理事務代行会社に引渡されるよう保証する責任を負います。販売会社及び販売取扱会社は、原則として取扱日の午後３時（日本時間）までになされたスイッチングの請求を、当該取扱日のスイッチングの請求として管理事務代行会社に引き渡します。但し、販売会社又は販売取扱会社によっては、申込の受付時間が異なる場合があります。また、販売会社又は販売取扱会社によっては、スイッチングの取扱いを中止する日がある場合があります。詳しくは各販売会社又は販売取扱会社にお問い合せください。スイッチングの請求は、１口以上1000分の１口単位(保有する受益証券全てのスイッチングを請求する場合には1000分の１口以上1000分の１口単位)又は販売会社もしくは販売取扱会社が別途定める単位で行うことができます。スイッチングは、発行済受益証券の買戻し及び新クラス受益証券の発行により行われます。ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券を除き、ファンド営業日において、ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)前に管理事務代行会社又は管理事務代行会社に代わる者によって受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で行われます。ニューヨーク証券取引所の取引終了(通常、ニューヨーク時間午後４時)後に受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、翌ファンド営業日に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で処理されます。ジャナス・ジャパン・ファンドの受益証券については、ファンド営業日において、グリニッジ時間の正午前に管理事務代行会社又はこれに代わる者によって受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、当該ファンド営業日におけるグリニッジ時間の正午に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で行われます。グリニッジ時間の正午後に受領及び承諾されたスイッチング注文書にかかるスイッチングは、翌ファンド営業日に計算された原クラス受益証券１口当たりの純資産価格、及び原クラス受益証券の買戻し以降販売会社及び販売取扱会社が定めるファンド営業日に計算された新クラス受益証券の１口当たりの純資産価格で処理されます。なお、スイッチングの請求は、当該受益証券に関する当該請求以前のスイッチングが完了し、当該受益証券に関する決済が完了し、管理会社が該当する決済時までに受領されるまで実行することができません。

クラスＡ受益証券は、同じクラスの受益証券にスイッチングすることができます。表示通貨が異なるクラスＡ受益証券にスイッチングする場合、投資家は、スイッチング手数料として、別途スイッチングを行おうとする原クラスＡ受益証券の保有口数に原クラスＡ受益証券の直近の１口当たりの純資産価格を乗じた額の1.08%(税込)の金額、又はその同貨相当額を上限として販売会社又は販売取扱会社に支払います。なお、スイッチング手数料の算出にあたって、スイッチングの受付を行った取扱日における直近ファンド営業日(受付時間により、前ファンド営業日又は前々ファンド営業日)の受益証券１口当たりの純資産価格を適用することとします。但し、表示通貨が同一のクラスＡ受益証券にスイッチングする場合には、スイッチング手数料は課せられません。

スイッチングする原クラスＡ受益証券と新クラスＡ受益証券の表示通貨が異なる場合の換算レートは、通常、申込日から５～６営業日後の間の東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社又は販売取扱会社が決定するレートとします。かかる為替レートは、スイッチング請求を行った日の為替レートと大きく乖離することがあり、受益者に有利にも不利にも変動することがあります。

なお、スイッチングしようとする受益証券の純資産価格により適用される為替レートが異なる場合があること、かかる為替レートは他の取引に適用されるレートとは異なる場合があることに受益者はご留意ください。

クラスＢ受益証券は、表示通貨が同じクラスＢ受益証券にスイッチングする場合、スイッチング手数料は課せられません。

スイッチング後の受益証券口数は、下記の計算式により算出し、投資家に1000分の１口単位で割り当てます(1000分の１口未満の端数の取扱いについては、販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等の調整を行います)。

**<譲渡益の源泉徴収が行われる場合のスイッチング>**

$$A=\frac{((B\times C)-F/G)\times E}{D}$$

A：新クラス受益証券の割当予定受益証券口数
B：原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数
C：原クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
D：新クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
E：算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)
F：原クラス受益証券の源泉徴収譲渡益税額
G：算出された源泉徴収税額を適用交換レートで原クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(原クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)

＊：B×Cの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、１円未満を販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により１円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

**<譲渡益の源泉徴収が行われない場合のスイッチング>**

$$A=\frac{B\times C\times E}{D}$$

A：新クラス受益証券の割当予定受益証券口数
B：原クラス受益証券のスイッチング予定受益証券口数
C：原クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
D：新クラス受益証券の約定日における１口当たりの純資産価格
E：算出された金額を適用交換レートで新クラス受益証券の表示通貨額に換算するための換算係数(新クラス受益証券が円建ての場合、換算係数は１)

＊：B×Cの値は、外貨の場合、小数点第三位を四捨五入し、小数点第二位まで求めたものを、また、円貨の場合、１円未満を販売会社又は販売取扱会社により適宜切り上げ、切り捨て等により１円単位に調整した数値をその後の計算に使用します。

スイッチングは税金面に影響することがあるため、受益者はスイッチングに伴う税金面について、税務アドバイザーに相談することをおすすめします。管理会社は、後記「３　資産管理等の概要、(1)資産の評価、(iv)１口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止」に記載された状況において、一以上の受益証券に関するスイッチングの特権を停止する権利を留保しています。

スイッチングの際、管理会社が申込手数料を課すことはありません。委細については、ファイナンシャル・アドバイザーに相談することをおすすめします。

(5) クラスＢ受益証券からクラスＡ受益証券への自動変換

クラスＢ受益証券は、購入から６年経過後、当ファンドの同一のサブファンドで表示通貨が同一のクラスＡ受益証券に自動的に変換されます。自動変換は、以下に定義する変換日の到来前に、受益者が変換の対象となるクラスＢ受益証券の買戻し請求を行わない限り、クラスＢ受益証券の国内約定日の６年目の応当日(当該日がファンド営業日でない場合は、翌ファンド営業日。以下「変換日」といいます。)に生じます。変換日の到来前にスイッチング請求がなされ、そのスイッチングが完了していない場合、自動変換は保留され、スイッチングが完了した日の翌ファンド営業日が変換日となります。自動変換が生じた場合、変換日から４ファンド営業日後に新たなクラスＡ受益証券が発行されます。なお、返還日以降、変換の対象となるクラスＢ受益証券についての買戻請求又はスイッチング請求は受けられません。変換の際に割り当てられるクラスＡ受益証券の数は、以下のとおり計算されます。

$$NS = \frac{(A \times B)}{C}$$

NS＝クラスＡ受益証券の発行予定受益証券口数
A＝クラスＢ受益証券の変換予定受益証券口数
B＝変換日におけるクラスＢ受益証券の１口当たりの純資産価格
C＝変換日におけるクラスＡ受益証券の１口当たりの純資産価格

変換の際、管理会社が申込手数料又は転換手数料などの手数料を課すことはありません。

(6) 過度又は短期の取引

当ファンドのサブファンド

当ファンドのサブファンドへの投資は長期的な投資を目的としています。当ファンドのサブファンドに対する過度又は短期の取引はポートフォリオ投資戦略を混乱させ、費用を増加させ、これらの費用の増加を引き起こした投資家だけでなく、すべての投資家について、投資収益に悪影響を与える可能性があります。管理会社は事前の通知をすることなく、いかなる理由でも、投資家もしくは複数の投資家による購入申込み（転換又はスイッチングの申込みを含む）を断わることができます。例えば、投資顧問会社が、当該投資家の購入申込みによって、当ファンドのサブファンドの投資方針に従って効果的な投資を行うことが阻害されると判断した場合、もしくはその取引の規模、頻度もしくはその他の要因により当該サブファンドが悪影響を受けると判断した場合には、管理会社は当該投資家による申込みを断わることができます。

オムニバス口座で同じ販売会社を通じて行われた取引は、これらの方針の目的のために、集団の一部とみなされ、管理会社によって又は管理会社を代行して、その全部又は一部が拒否されることがあります。販売会社によって受付けられた取引もしくはファンドの方針に違反して行われた取引は管理会社により承諾されたものとみなさず、販売会社もしくは管理会社が受領した日の翌ファンド営業日に管理会社により取消しもしくは無効とされます。

長期的な投資家の利益のために適切な方針を決定し、かかる方針を適用及び実行するにあたって実務的な制限があることについて、投資家はご留意ください。例えば、販売会社が促進したり、管理会社に対して購入、転換もしくは買戻請求を取り次ぎ、投資家のために受益証券を保有する販売会社がオムニバス口座を経由するために発見が難しくなったりした過度又は短期の取引を、管理会社が、発見し、もしくはこれを探知することができるとは限りません。仲介機関（販売会社又は販売取扱会社等）が販売会社又は販売取扱会社の口座に関する取引情報を提供しない限り、管理事務代行会社及び管理会社は該当する情報を取得することができず、販売会社又は販売取扱会社の口座における潜在的な過度又は短期の取引を監視し、発見することができません。したがって、管理事務代行会社及び管理会社は、販売会社又は販売取扱会社の口座を通じて過度又は短期の取引が行われた場合、販売会社又は販売取扱会社が過度又は短期の取引の防止もしくは再発の防止の対策を行ったか否かにかかわらず、販売会社又は販売取扱会社の口座を通じてなされた過度又は短期の取引について責任を負いません。取引に関する制限違反の有無を判断する責任は、販売会社又は販売取扱会社にあります。管理会社は、販売会社又は販売取扱会社の口座について過度又は短期の取引が認められた場合もしくは疑われる場合、当ファンドのサブファンドに対する悪影響を防ぐため、当該販売会社又は販売取扱会社の口座からの購入又は転換もしくはスイッチングの請求を拒否する権利を留保しています。

また、ファンド・オブ・ファンドの資産割当ファンド、仕組み商品及び連動型商品などを運用する投資家は、それぞれの投資方針もしくは投資戦略に従って、ファンドもしくは当ファンドのサブファンドに対して投資する資産の割合を変更します。管理会社は長期的な投資家の利益と両立する方法で、かかる投資家の利益と釣り合いを取るように努めますが、常にこれに成功するという保証はありません。

米国以外の発行体に投資するアンダーライイング・ファンドに投資するファンドは、過度又は短期の取引にさらされるリスクがより大きくなります。米国以外の市場の取引終了後に発生した事由に基づいて予測されるものの、アンダーライイング・ファンド（したがって該当するファンド）の純資産総額に反映されていない証券価格の変動を、投資家が利用しようとする場合があります。そのような裁定取引の機会は、非米国証券に投資しないアンダーライイング・ファンドに投資するファンドにも発生する可能性があります。例えば、アンダーライイング・ファンドが保有する証券の取引が停止され、ファンドの純資産総額が次に計算されるまでに再開されない場合などがこれに当たります（ステール・プライシング)。

管理会社は過度又は短期の取引を防ぐため、以下の措置を行うことができます。

転換の権利及び連続売買の制限

転換の権利は過度又は短期の取引を促進するための権利ではありません。管理会社は、事前の通知を行うことなく、転換又はスイッチングの請求を拒否する権利を常に留保しています。管理会社及び管理事務代行会社は、オムニバス口座を通じてなされる販売会社又は販売取扱会社が行う取引について、連続売買を監視することができないため、取引に関する制限違反の有無を判断するために取引口座を監視する責任は、販売会社又は販売取扱会社にあります。連続売買とは、一般に、同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことです。管理会社は、オムニバス口座において受益証券を保有する販売会社又は販売取扱会社を含めて、受益者が行う連続売買の回数を制限することができます。

当ファンドのサブファンドの混乱を防止し、過度又は短期の取引を制限する上記方針を徹底するために、管理会社が仲介機関の口座からの購入又はスイッチングの請求を拒絶する権利を留保していることにご留意ください。

アンダーライイング・ファンド

アンダーライイング・ファンドに対する投資は長期的な投資を目的としています。ジャナス・キャピタル・ファンドは過度又は短期の取引を防ぐために適切な措置を講じます。上記(ⅰ)及び(ⅱ)に記載された措置のほか、ジャナス・キャピタル・ファンドは、過度又は短期の取引を抑制するために、フェア・バリュー・プライシング(公正な価格設定)を用いることができます。ジャナス・キャピタル・ファンドの管理事務代行会社はアンダーライイング・ファンドの保有資産の評価を行った時点での公正価格をより正確に反映するために、公正な価格設定を使用して１口当たりの純資産価格を調整することができます。この作業の一環として、外国為替市場の取引終了とその該当する評価時点の差による評価の時間のずれを調整するために、株式又は債券の評価を行うにあたり、独立した第三者が提供する機械的な適正価値測定モデルを利用することがあります。

## ３ 【資産管理等の概要】

### (1) 【資産の評価】

(ⅰ)管理会社は、管理事務代行会社に対し、当ファンドの各サブファンドの純資産総額決定に関する責任を委任しています。管理事務代行会社は、毎ファンド営業日、ニューヨーク証券取引所における取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)に、当ファンドの各サブファンドの各クラスに関する受益証券１口当たり純資産価格を決定するものとします。

(ⅱ) 当ファンドのいずれのサブファンドにも帰属しない当ファンドの債務は、全サブファンド間で按分されます。当ファンドの一つのサブファンドが複数のクラスの受益証券で構成される場合、各クラスの純資産総額は、各クラスに帰属するサブファンドの純資産総額の金額を計算することにより決定されるものとします。一つのクラスに帰属するサブファンドの純資産総額の金額は、当該クラスにおいて発行済受益証券数及び直近の純資産総額計算時現在当該クラスにおいて注文書を受領している受益証券数を確認し、関連費用及びクラス費用(以下の定義による)を当該クラスに配分し、当該サブファンドより支払われた分配金を考慮して適切な調整(必要であれば)を行い、それに応じて当該サブファンドの純資産総額を割り当てることにより、決定されるものとします。クラスごとの受益証券１口当たり純資産価格は、一つのクラスの純資産総額を、現在の受益証券１口当たり純資産価格計算の直前の純資産総額計算時現在、当該クラスにおいて発行済受益証券数(基準通貨において直近の受益証券に調整したもの)で除することにより、決定されます。「クラス費用」とは、いずれかの法域又は証券取引所、規制市場もしくは決済システムにおいて一つのクラスの届出にかかる費用及びかかる届出から発生するその他の費用、特定のクラスに配分された為替手数料及び為替ヘッジ費用、並びに本書に開示されたその他の発生費用を指します。

(ⅲ)資産の評価

当ファンドの各サブファンドはすべて、以下の手続に従ってそれぞれのポートフォリオに保有する有価証券を評価します。

a) アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社の提供する当該アンダーライイング・ファンドの直近の１口当たり純資産価格により評価されるものとします。その他の集団投資スキームにおける投資は、最新の純資産価格、又は規制市場において上場もしくは取引されている場合には、最新の相場取引価格もしくは仲値(これらが入手不可能な場合は、付値相場)、又はこれらが入手不可能又は価値を反映していない場合には、集団投資スキームに相応しい最新の純資産価格にて評価されます。

b) 相場が即時入手可能な規制市場又は店頭市場において上場又は取引されている資産(下記の資産を除く)は、関連するファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)現在の最終取引価格にて評価されるものとします。但し、規制市場に上場しているが関連証券取引所外又は店頭市場において額面以上又は額面以下で取得又は取引された投資の価値については、保管受託会社の事前の承認を得た上で、当該投資の評価日現在のプレミアム又は割引の水準を考慮に入れて評価することができます。

c)　特定の資産について、入手可能な最新の価格が公正価格を反映していないと管理会社が判断した場合、又は価格が価値を反映していないか入手不可能である場合、その価格は、管理会社もしくは正当に任命されたその受託者が任命した権限者であって、保管受託会社に承認された者が、ニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)現在のかかる資産の予想売却時価格をもとに慎重かつ誠実に算出するものとします。

d)　資産が複数の規制市場において上場又は取引されている場合、かかる資産の主要な市場であると管理会社が判断する規制市場における最終価格又は最新の中間市場相場が使用されます。

e)　当該ファンド営業日現在、投資有価証券がいかなる規制市場においても上場又は取引されていない場合、かかる有価証券は、管理会社もしくは正当に任命されたその受託者が任命した権限者であって、保管受託会社に承認された者が慎重かつ誠実に決定した予想売却時価格にて評価されるものとします。

f)　現金及びその他の流動資産は、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)までに発生した利息(もしあれば)を加えた額面価額により評価されます。

g)　上場金融デリバティブ商品は、当該ファンド営業日におけるニューヨーク証券取引所の普通取引終了時(通常、ニューヨーク時間午後４時)における当該市場のかかる商品の決済価格により評価されます。決済価格が入手不可能である場合、上場デリバティブ契約は、管理会社に指名され、保管受託会社に承認された権限者が慎重かつ誠実に算出した予想売却時価格にて評価されます。店頭取引の金融デリバティブ商品は、取引の相手方による評価方法又はこれに代替する評価方法（管理会社が計算する評価、又は管理会社もしくはその正当に任命された受託者が任命し、保管受託会社が承認した独立の評価人が計算する評価等）を用いて日々評価されます。取引の相手方当事者による評価方法が用いられた場合、評価結果は、少なくとも毎週、保管受託会社が承認した独立の第三者によって承認又は確認されなければならないものとされています。また、代替の評価方法が用いられた場合、取締役は、国際的に最良とされる実務に従って、また店頭取引商品の評価に関するIOSCOやAIMAといった機関により確立された原則を遵守しなければならず、評価結果は、毎月、取引の相手方が提供する当該派生商品に関する評価価格と照合されなければならないものとされています。照合の結果重大な差異が判明したときは、かかる差異は直ちに調査及び説明されるものとされています。先物為替契約は、同等の規模及び限月の新たな先物為替契約がファンド営業日のニューヨーク証券取引所の取引終了時点(通常、ニューヨーク時間午後４時)で締結された場合の価格を参考にして評価されなければならないものとされています。

h)　基準通貨以外で表示された価値(投資又は現金の別を問わない)及び基準通貨以外の通貨による借入れは、管理会社が状況に見合って適切であるとみなすレート(公式であると否とを問わない)にて基準通貨に交換されるものとします。

i)　特定の投資について、上記の評価規則に従って評価を行うことが不可能又は誤りである場合、管理会社は、当該特定有価証券を適式に評価するため、その他一般に認識された評価方法を利用する権限を有します。但し、かかる評価方法が保管受託会社の承認を受けている場合に限ります。

j） 資産の価値を決定する際、発生した未払いの利息又は配当金、及び配当金として利用可能だがまだ分配されていない金額を、当該資産に加えるものとします。

k） 管理会社が当ファンドにつき評価を行うため、外部の評価人を任命し、又は任命させる場合、管理会社は当該任命がAIFM規則の要求を満たすものであることを確保するものとします。

l） ジャナス・ハイイールド・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドの分配型クラスの各受益証券の純資産価格には、収益均等化により、当該受益証券に対して配当がなされた時点から累積された、当該受益証券に分配されるべき収益額が反映されます。

(iv) １口当たりの純資産価格の評価、受益証券の販売、買戻し、転換及びスイッチングの一時停止

a) 管理会社は、下記に定める場合、当ファンドのあるサブファンドの受益証券１口当たりの純資産価格の計算を一時的に停止し、これにより、当該サブファンドの受益証券の発行、買戻し及び転換を一時的に停止することができます。

① 関連する当ファンドのサブファンドにおける資産の大部分の評価の基礎となる市場が閉鎖される場合、又は、当該市場における取引が制限もしくは停止される場合(通常の休日もしくは週末に市場が閉鎖されている場合を除く)

② 当ファンドのサブファンドの資産の大部分を構成する投資をファンドが処分することが事実上不可能となる緊急事態が発生している場合。

③ 当ファンドのサブファンドが、何らかの理由によりサブファンドの投資の価格を合理的、適時又は正確に確定することができない場合。

④ 為替取引もしくはその他の資産譲渡に関する制限により、当ファンドのサブファンドについて商取引を行うことが非現実的になった場合又はサブファンドの資産の売買が通常の価格で行えないことが客観的に示し得る場合

⑤ 受益証券の売却もしくは買戻しの対価が当ファンドのサブファンドの口座へ、又は口座から送金することができない場合。

b) 上記一時停止が14日以上継続する可能性が高いと判断した場合には、管理会社は、当該一時停止により影響を受ける可能性が高いと予想される者に対して、適切であると判断した方法で当該一時停止について通知します。

c) 当該一時停止は、アイルランド中央銀行及び保管受託会社に対して直ちに通知され、かかる通知はいかなる場合においても当該一時停止のファンド営業日当日中になされるものとします。受益者は当該一時停止期間中の受益証券の純資産価格の減額のリスクを負担するものとします。可能な場合には、管理会社は当該一時停止を可能な限り速やかに終了させるために、あらゆる合理的な手続を行うものとします。

(2) 【保管】

受益証券の保管を販売会社又は販売取扱会社に委託した日本の投資家に販売される受益証券については、受益証券の券面は発行されません。受益者名簿に記載されている所有権に関する詳細を記載した確認書が、該当する受益者の販売会社に対して発行されません。受益者に対しては、販売会社及び販売取扱会社から受益証券についての取引残高報告書が交付されます。但し、受益者が記名式券面の発行を特に請求する場合は、外国為替管理法上の許可が必要なときはこれを得て、自己の責任においてこれを保管します。

また、現時点では保管受託会社及び管理会社は受益証券の券面の発行を予定していません。

(3) 【信託期間】

(ⅰ)信託期間

当ファンドは、以下に規定する方法により終了するまで存続します(信託証書第27条(a))。

(ⅱ)信託の終了

当ファンドが違法となった場合、又は当ファンドもしくは当該サブファンドの総額、維持費用、及びその他管理会社が関連すると考える事項を考慮した上で、管理会社の見解により、実際的ではない、推奨できない、もしくは当ファンドもしくは当該サブファンドを継続することが受益者の利益にならないと判断した場合、又はユニット・トラスト法に基づく当ファンドの認可が取消された場合には、管理会社もしくは保管受託会社は信託証書を終了し、当ファンドもしくは当該サブファンドを清算することができます。前述のとおり管理会社の管理者としての任命が終了した場合、保管受託会社は当ファンドを終了する権限を有します。さらに、サブファンドの純資産総額が３日連続して3,000万米ドルを下回った場合、管理会社は受益者に対し書面により通知することによって、当該サブファンドを終了することができます。アンダーライイング・ファンドの終了もしくは清算によりサブファンドは自動的に終了します。

信託の終了に関して信託証書に定める条項は、以下のとおりです。

1) 当ファンドは、管理会社に対し管財人による財産管理もしくは清算が開始される場合(保管受託会社が書面により事前に承認した条件に基づく再建もしくは合併を目的とする自発的清算の場合を除きます)、又は事業を中止した場合、又は支払不能になった場合(保管受託会社のみが判断します)、又は管理会社の資産の全部もしくは一部に対して検査官もしくは管財人が指名された場合は、以下の規定に基づく書面による通知により保管受託会社により終了されます(信託証書第27条(b))。

2) 当ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合は、以下の規定に基づく書面による通知により管理会社又は保管受託会社により終了されます(信託証書第27条(c))。

ⅰ）当ファンドがユニット・トラスト法により認可されたユニット・トラストに該当しなくなった場合

ⅱ）当ファンドを継続することが違法となる法律が成立した場合、又は経費、当ファンドの全体の規模及び管理会社が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に当ファンドを継続することが非現実的もしくは不適当であるか、又は受益者の最良の利益に合致しないと管理会社が判断する場合

3) 管理会社又は保管受託会社が、受益者に対して書面による通知を行ってサブファンドを終了させる権限を有するのは、以下の場合です(信託証書第27条(d))。

ⅰ）当ファンドが合法と認められない場合、又は経費、当ファンドもしくは当ファンドのサブファンドの全体の規模及び管理会社が関連があると判断するその他の要因を考慮した場合に当ファンドもしくは当ファンドのサブファンドを継続することが非現実的もしくは不適当であるか、又は受益者の最良の利益に合致しないと管理会社が判断する場合

ⅱ）ユニット・トラスト法に基づく当ファンドの認可が無効となった場合

ⅲ）３取引日続けてサブファンドの純資産総額が3,000万米ドルを下回った場合

ⅳ）プロスペクタスに記載されたその他の状況に該当する場合

4)　当ファンド及び当ファンドのいずれのサブファンドも、いつでも、当信託証書の付表の規定に従って適正に招集され開催された、当ファンド又はいずれかのサブファンド(いずれか適切な方)の受益者総会の特別決議により終了します。かかる終了の効力は、当該通常決議が採択された日又は当該通常決議が規定するそれ以降の日(かかる日が規定された場合)に発生します(信託証書第27条(e))。

5)　前述の規定により事前に終了していないかぎり、当ファンドは、当信託証書の日付時点に生存する英国のジョージ六世陛下の子孫の最後の生存者の死亡から20年後に終了します(信託証書第27条(f))。

6)　当ファンドを終了させる契約当事者は、当信託証書に規定する方法により受益者に対しその旨を通知し、かかる通知により、かかる通知の送達後６ヶ月を超えない日をかかる終了が効力を生じる日として確定することを要します(信託証書第27条(g))。

(iii)当ファンドの終了に関する規定

1)　当信託証書の関連する条項に基づく信託期間の終了又は当ファンドのサブファンドの終了の２ヶ月以上前に又は可及的速やかに、保管受託会社又は管理会社は受益者に対し、サブファンドに関連する信託財産の間近に迫った収益分配について知らせる通知を発します(信託証書第28条(a))。

2)　かかる終了後、保管受託会社又は管理会社はすべての投資を売却し、かかる売却は保管受託会社又は管理会社が合理的かつ望ましいと考える方法により、かつ当ファンドの終了後管理会社が合理的かつ望ましいと考える期間内に実行され完了しなければなりません(信託証書第28条(b))。

3)　保管受託会社又は管理会社は、それらが都合がよいと考える時に、それらの完全な裁量により、受益者に対し分配可能な資産を(債権者の請求を満足した後)分配します。かかる資産は当ファンドの各サブファンド間で按分して分配され、その後さらに当ファンドの受益権のクラス間で按分して割り当てられ、受益者の受益権の価値に按分してそれらに分配されます。保管受託会社は、本項の規定に基づき当ファンドに関する債務、費用、手数料、経費、請求及び要求で保管受託会社が当ファンド又は当ファンドのサブファンドの清算に関連して負担する、又はその可能性のあるものに対する全額の引当金を、手元に保有する金銭並びにかかる費用、手数料、経費、請求及び要求に関して補償を受けるために保有する金銭から確保する権利を有します。かかる分配はすべて、保管受託会社がその完全な裁量により要求する支払い及び受領の請求書式が保管受託会社に差し入れられた上でのみ行われます。本項の規定に基づき保管受託会社が保有する未請求の純利益又はその他の現金は、それらの支払期日から12ヶ月経過後に裁判所に払い込まれます。但し、保管受託会社は本規定を実行する際に発生した経費をそれらから控除する権利を有します(信託証書第28条(c))。

4) 保管受託会社は、当ファンド又は当ファンドのサブファンドの終了の際、受益者総会の通常決議による承認を得た場合、場合に応じて当ファンド又はサブファンドの資産を受益者に対し現物で分配することができます。但し、保管受託会社は、受益者の通常決議による承認がなくても、当該受益者が現物による分配に同意すれば、当ファンド又はサブファンドの終了時に受益者に対して現物で分配を行うことができます。管理会社は、通常決議の承認に基づくか現物で分配分を受領する受益者による現物の分配に対する同意に基づくかに関わらず、保管受託会社が当ファンド又はサブファンドの終了時に資産を現物で分配する場合、受益者から要求された場合には保管受託会社に対して受益者が受け取る権利を有する資産を売却し、かかる売却による収益を受益者に譲渡するように指示します。但し、保管受託会社及び管理会社はいずれもかかる資産の売却により獲得する価格に関するいかなる保証も与えないものとし、さらにかかる資産の売却に要する経費は、受益者が負担するものとします(信託証書第28条(d))。

(4) 【計算期間】

当ファンドの決算日は、原則として毎年12月31日とします(信託証書第１条)。

(5) 【その他】

(ⅰ)信託証書変更

1) 保管受託会社及び管理会社は、投資顧問会社の同意及びアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、以下の事項のために必要であると管理会社及び保管受託会社が信ずる場合に受益者の事前の承認なしで、信託証書の補足捺印証書により当ファンド証書の規定を変更、修正又は追加する権利を有します(信託証書第33条(a))。

ⅰ) 曖昧な表現を治癒するため、又は欠如しているもしくは矛盾した当ファンド証書上の規定を訂正もしくは補足し、又は受益者の利益を著しく損なうことのない変更を行うため

ⅱ) 当ファンド証書の規定を、アイルランド中央銀行又は受益権・トラストに関する責務を有するアイルランド内の政府機関の要求により変更するため

ⅲ) 当ファンド証書の第６項(b)に規定される投資対象市場の一覧に追加するため

2) 保管受託会社及び管理会社は、アイルランド中央銀行の事前の承認を得て、当ファンド証書の補足証書により、当ファンド証書の付表に記載される規定に従って適切に招集され開催された受益者総会の通常決議による承認を経て、当ファンド証書の規定を変更、修正又は追加する権利を有します。但し、受益者のファンド上の利益を減少させ又は変更、修正もしくは追加に対する同意のために必要な受益権の割合を減少させるような変更、修正もしくは追加を行う場合には、すべての受益者の同意が必要です(信託証書第33条(b))。

3) 前述の規定を損なうことなく、保管受託会社及び管理会社は、当ファンド証書の補足証書により(及び前述の通常決議による承認を経ずに)、当ファンドに影響を及ぼすその時点で有効な会計法及びアイルランドの内国歳入庁長官により承認された当ファンド証書の実行に関連する又は法令に従うための取決めの規定を考慮して、それらの者が必要かつ都合がよいと考える方法及び範囲内で、当ファンド証書の規定を変更、修正もしくは追加することができます。但し、かかる変更、修正もしくは追加は、受益者に対しその受益権に関して追加の支払いをする又はそれに関する債務を引き受ける義務を課すものではありません(信託証書第33条(c))。

(ⅱ)報告書

ファンドの事業年度は、毎年12月31日に終了します。監査済み財務諸表を含む当ファンドの年次報告書は事業年度終了後４ヶ月以内に英語で作成されます。日本においては事業年度終了後６ヶ月以内に、有価証券報告書が関東財務局長に提出され、投資者及びその他希望する者は、財務省関東財務局又は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)において、これを閲覧することができます。当ファンドは、毎年６月30日に終了する半期についての当ファンドの各サブファンドの投資有価証券及びその各半期終了時の市場価格のリストを記載した未監査半期財務書類を英語で発行し、かかる期間終了後２ヶ月以内に受益者に送付します。日本においては上半期の終了後３ヶ月以内に、半期報告書が関東財務局長に提出されます。

アイルランド中央銀行が要求する範囲内で、かつ、AIFM指令に従って、(1)非流動的な性質により特別な取り扱いの対象となるサブファンドの資産の比率、(2)サブファンドの流動性を管理するための一切の新たな取り決め、(3)サブファンドの現在のリスク・プロファイルとこれらのリスクを管理するために管理会社が採用しているリスク管理システム、(4)サブファンドのために管理会社が採用することのできるレバレッジ(もしあれば)の最大限度の変更及びレバレッジの取り決めに基づき提供された担保又は保証を再利用する権利に関する事項、(5)サブファンドが採用しているレバレッジ（もしあれば）の総額、並びに(6)保管受託会社の責任を契約上免除するために保管受託会社が定めた取り決めに関する情報を、受益者に対する報告又はAIFM指令が認めるその他の方法により、AIFM指令が要求する頻度で、開示しなければならない場合があります。

監査人の役割は、当ファンドの監査済み財務諸表が、適用される会計及び監査基準に従って、当ファンドの資産及び負債の真実かつ公正な見方を示すものである旨の意見書を提供することです。

(ⅲ)公告

1) 受益証券の発行価格又はその収益率に言及する表現を含む、又は受益権の購入の勧誘を含む、広告、チラシ又はかかる種類のその他の文書は、保管受託会社が当該文書の条件を考慮する合理的な機会を与えられた後に、管理会社により、又は管理会社に代わって、発行されます。保管受託会社が最初に当該文書を考慮できるようになってから５日以内に保管受託会社が書面により管理会社に対し当該文書の条件を承認しない旨を通知した場合には、かかる文書は発行されません。すべての当該文書はユニット・トラスト法及び本規則並びにユニット・トラスト法及び本規則に基づきアイルランド中央銀行により制定された適用規則の要件を遵守し、受益権が販売される国の法律に従います(信託証書第26条(a))。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社及び保管受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売会社又は販売取扱会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社及び保管受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社又は販売取扱会社との間の口座約款に基づき、販売会社又は販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

受益証券の保管を販売会社又は販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(ⅰ)受益権

1) 受益者は、受益権に関して本信託証書により明示的に付与された権利以外は、保管受託会社に対しいかなる権利も持たず、また取得しません。いかなる個人、会社又は法人も、受益権に関して受益者名簿にその者の名で登録されていない限り、受益者と認められません(信託証書第３条)。

2) 各受益者の権利は、信託証書に制定される信託の受益権です。信託証書は以下のとおり規定しています。

ⅰ）各クラスの受益証券の発行による手取金は当ファンドのサブファンドに充当されるものとし、これによる資産及び負債並びに収入及び支出は当該サブファンドに充当されるものとします。

ⅱ）資産が別の資産から派生している場合、かかる派生資産は、派生した元の資産として同一の当ファンドのサブファンドに充当され、資産の各再評価の際に関連サブファンドに価値の増減が充当されます。

ⅲ）当ファンドの特定のサブファンドに帰属しないと管理会社が判断する資産の場合、管理会社は、受託者の承認を条件として、管理会社がその完全な裁量において公正かつ合理的とみなす方法によってかかる資産をサブファンド間で配分する基準を決定することができ、また管理会社はいかなる場合においても随時、受託者の承認を条件として、過去に配分を受けていない資産に関してかかる基準を変更することができます。

ⅳ）当ファンドの各サブファンドは、当該サブファンドに起因する債務、支出、費用又は手数料を課されるものとし、特定のサブファンドに起因しない債務、支出、費用又は手数料は、管理会社が裁量により公正かつ公平であるとみなし、かつ、受託者が承認した方法により、管理会社によって配分及び請求されます。管理会社はいかなる場合においても随時、受託者の同意を得た上で、かかる基準を変更する権限を有します。

ⅴ）当ファンドのサブファンド等の資産の一部に対する債権者の手続の結果として、上記ⅳ)又は類似の状況において負担していたであろう方法とは異なる方法により債務が負担される場合、受託者の承認を条件とし、管理会社はサブファンド間で資産を移転させることができます。

**(ⅱ)収益分配金、償還金及び一部解約金受領権に関する内容及び権利行使の手続**

**1)　管理会社は、以下の規定に従い、収益分配発表日のアイルランドにおける営業時間の開始時に、受益者名簿上の受益者に対し随時当ファンドのサブファンド又はサブファンドのクラスの収益の分配を発表できます。当ファンドの各サブファンドの収益分配方針はプロスペクタスに規定されます。当ファンドの各サブファンドにより分配可能な金額は、配当、利息等の形態にかかわらず各サブファンドが受領した純収益、及び収益分配の合理的な水準を維持するために必要であると管理会社が判断する場合には、実現した譲渡益の純額から未実現の譲渡損失を控除した金額です(信託証書第15条(a))。**

**2)　管理会社は、本信託証書の付表に従いファンドの受益者総会における通常決議による承認を得て、分配金又は当該ファンドのいずれかの資産により当該ファンドの受益者に対し現物による収益の分配を行うことができます(信託証書第15条(b))。**

**3)　収益分配の支払方法は関連するプロスペクタスに規定されます。上に述べた事項の一般性を損なうことなく、管理会社は、各受益権に関する分配金又はその他の支払うべき金額を電信送金により、又は受益者もしくは合同受益者の場合にはその中の一名の登録住所宛又は当該受益者もしくは合同受益者が指定する者及び住所宛に、小切手もしくは証書を普通郵便により送付することにより送金することができます。管理会社はかかる送金に関して発生するいかなる損失についても責任を負いません(信託証書第15条(c))。**

**4)　分配金の支払期日から６年以内に収益分配金の権利を有する者による請求が行われなかったファンドの収益分配金は失権し、以後信託財産の一部となります(信託証書第15条(d))。**

**5)　管理会社が受益者への配当を支払おうとする場合、管理会社は、配当から当該配当に関して管理会社が負う税金を支払うために必要な額を控除する権限を有し、支払うべき税額が支払われるよう手配します(信託証書第15条(e))。**

**(iii)議決権、受益者集会に関する権利**

1) 管理会社又は保管受託会社は、受益者集会を招集することができます。保管受託会社は、当ファンド又は当ファンドのサブファンドにおける受益証券の15%以上を保有する受益者の要請があった場合、受益者集会を招集する義務を負います。当ファンド又は関連するサブファンドの集会の定足数は、当ファンド又は関連するサブファンドにおいてその時々に発行済である受益証券数の10%以上を保有又は代表する、本人又は代理人により出席する受益者とします。

2) 信託証書の規定に従い、信託証書の修正、変更もしくは追加を認可する、又は当ファンドの再構築計画を認可する通常決議により、受益者集会は正当な権限を有するものとします。当ファンドの受益者集会は、当ファンドの投資目的、方針、制限又は禁止事項に対する修正又は変更を認可する通常決議により、正当な権限を有するものとします。本書に別段の記載のある場合を除き、受益者集会はそれ以上の権限を有しないものとします。当ファンド又は当ファンドのサブファンドの通常決議とは、適式に招集及び開催された当ファンド又は当該サブファンド(場合による)の受益者集会において、本人又は代理人による投票の単純多数により承認された決議を指すものとします。信託証書は、受益者集会においては、当該集会において議決権を行使する権利を有する出席受益者５名、又は受益証券の10%もしくはそれ以上を保有し、当該集会において議決権を行使する権利を有する受益者により投票が要求された場合を除き、あるいは当該集会の議長が投票を要求する場合を除き、受益者１名につき１議決権として挙手により議事を決定することができると規定しています。各受益者は、投票により受益者の表決に付された当ファンドに関する事項について、各受益証券(議決権を有しない単位未満の受益証券は除外する)につき１議決権を与えられています。各受益者は、かかる集会に本人又は代理人により出席し、議決権を行使することができます。当ファンド又は当ファンドのサブファンド(場合による)について行使された議決権の50%以上が書面によって承認した決議は、いかなる目的においても、当ファンド又は当ファンドのサブファンド(場合による)の適式に承認された通常決議として取り扱われるものとします。特定のサブファンドのみに影響を与える事項については、当該サブファンドの受益者のみが議決権を行使する権利を有するものとします。上記の規則は、当ファンドのサブファンドにおけるあらゆる種類の集会に対して同様に適用されるものとします。一つのクラスの受益証券を代表する受益者の集会は、当該クラスに影響を与える事項についてのみ開催することができます。

(2) 【為替管理上の取扱い】

アイルランドには、配当の支払い及び日本における受益者に係る本件受益証券に関する金銭の買戻しについて、外国為替規制はありません。

(3) 【本邦における代理人】

(ⅰ)下記代理人は、管理会社から、日本国内において以下の権限を委任されています。

東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常　法律事務所

1)　管理会社又は当ファンドに対する法律上及び日本証券業協会の規則上の問題に関する、一切の書簡、請求、訴状その他訴訟関係書類を受領する権限

2)　受益証券の募集、販売及び買戻しに関する、一切の裁判上及び裁判外の行為を行う権限

(ⅱ)財務省関東財務局長に対する受益証券の募集に関する届出及び継続開示に関する代理人は、下記のとおりとします。

東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー
アンダーソン・毛利・友常　法律事務所
弁護士　　森　下　国　彦

(4) 【裁判管轄等】

上記「(3)本邦における代理人、(ⅰ)、2)」の取引に関連して、日本の受益者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、日本法が適用されるものとします。

東京都千代田区霞ヶ関一丁目１番４号
東京地方裁判所

# 第３ 【ファンドの経理状況】

1. ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

(1) 当ファンドの直近２会計年度の日本文の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです(但し、円換算部分を除きます。)。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第５項但し書きの規定の適用によるものです。

(2) 当ファンドの原文の財務書類は、アイルランドにおける独立監査人であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第１条の３第７項に規定される外国監査法人等をいいます。以下同じ。)であるプライスウォーターハウスクーパース　アイルランドの監査を受けており、金融商品取引法第193条の２第１項第１号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付のとおり受領しています。本財務書類に関する解釈は原文にのみ基づきます。

(3) 当ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、2016年３月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値(１米ドル＝112.68円)を使用して換算された円換算額が、併記されています。金額は千円単位(単位金額未満は四捨五入)で表示されています。なお、日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総和と一致しない場合があります。

2. ジャナス・ジャパン・ファンド

ジャナス・ジャパン・ファンドの運用は、2016年10月４日から開始する予定であり、本書の提出日現在、当サブファンドはいかなる資産も保有していません。運用開始後、ジャナス・ジャパン・ファンドの原文の財務書類は、アイルランドにおける独立監査人であり、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパース　アイルランドの監査を受ける予定です。

## １ 【財務諸表】

### (1) 【貸借対照表】

貸借対照表

| Ⅰ ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 流動資産： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 340,611,019 | 38,380,050 | 388,822,008 | 43,812,464 |
| 現金及び外国通貨 | 1,278 | 144 | 2,689 | 303 |
| 未収金： | | | | |
| 売却投資証券 | 231,273 | 26,060 | 369,486 | 41,634 |
| 発行ファンド受益証券 | 1,222,064 | 137,702 | 2,674,234 | 301,333 |
| 管理会社からの未収金 | — | — | — | — |
| 流動資産合計 | 342,065,634 | 38,543,956 | 391,868,417 | 44,155,733 |
| 流動負債： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 1,506 | 170 | 44,871 | 5,056 |
| 現金及び外国通貨 | — | — | — | — |
| 未払金： | | | | |
| 購入投資証券 | 307,833 | 34,687 | — | — |
| 買戻しファンド受益証券 | 1,619,963 | 182,537 | 2,305,755 | 259,812 |
| 管理会社報酬 | 72,697 | 8,191 | 88,342 | 9,954 |
| 受益者サービス手数料 | 132,644 | 14,946 | 150,861 | 16,999 |
| 販売手数料 | 9,114 | 1,027 | 17,507 | 1,973 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 13,175 | 1,485 | 6,596 | 743 |
| 未払費用 | 45,855 | 5,167 | 36,081 | 4,066 |
| 流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | 2,202,787 | 248,210 | 2,650,013 | 298,603 |
| 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産 | 339,862,847 | 38,295,746 | 389,218,404 | 43,857,130 |

カール・オサリバン　　ハンス・ヴォーゲル

取締役　　取締役

2016年４月20日

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 貸借対照表

| II　ジャナス・ハイイールド・ファンド | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 流動資産： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 238,561,846 | 26,881,149 | 328,603,825 | 37,027,079 |
| 現金及び外国通貨 | 1 | 0 | 534 | 60 |
| 未収金： | | | | |
| 売却投資証券 | 933,387 | 105,174 | 679,405 | 76,555 |
| 発行ファンド受益証券 | 91,510 | 10,311 | 1,051,589 | 118,493 |
| 管理会社からの未収金 | — | — | — | — |
| 流動資産合計 | 239,586,744 | 26,996,634 | 330,335,353 | 37,222,188 |
| 流動負債： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 1,508 | 170 | 41,790 | 4,709 |
| 現金及び外国通貨 | 25,686 | 2,894 | — | — |
| 未払金： | | | | |
| 購入投資証券 | 194,185 | 21,881 | — | — |
| 買戻しファンド受益証券 | 1,984,771 | 223,644 | 3,346,256 | 377,056 |
| 管理会社報酬 | 51,500 | 5,803 | 75,414 | 8,498 |
| 受益者サービス手数料 | 149,599 | 16,857 | 201,753 | 22,734 |
| 販売手数料 | 2,926 | 330 | 5,524 | 622 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 9,498 | 1,070 | 5,632 | 635 |
| 未払費用 | 36,238 | 4,083 | 31,506 | 3,550 |
| 流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | 2,455,911 | 276,732 | 3,707,875 | 417,803 |
| 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産 | 237,130,833 | 26,719,902 | 326,627,478 | 36,804,384 |

カール・オサリバン　　ハンス・ヴォーゲル

取締役　　取締役

2016年４月20日

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 貸借対照表

| III　ジャナス・バランス・ファンド | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 流動資産： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 61,939,662 | 6,979,361 | 65,085,866 | 7,333,875 |
| 現金及び外国通貨 | 479 | 54 | 228 | 26 |
| 未収金： | | | | |
| 売却投資証券 | 99,675 | 11,231 | 3,889 | 438 |
| 発行ファンド受益証券 | 454,492 | 51,212 | 275,845 | 31,082 |
| 管理会社からの未収金 | — | — | — | — |
| 流動資産合計 | 62,494,308 | 7,041,859 | 65,365,828 | 7,365,421 |
| 流動負債： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 1,101 | 124 | 15,154 | 1,708 |
| 現金及び外国通貨 | — | — | — | — |
| 未払金： | | | | |
| 購入投資証券 | 342,994 | 38,649 | — | — |
| 買戻しファンド受益証券 | 66,496 | 7,493 | 519,815 | 58,573 |
| 管理会社報酬 | 13,068 | 1,473 | 14,763 | 1,663 |
| 受益者サービス手数料 | 44,374 | 5,000 | 46,932 | 5,288 |
| 販売手数料 | 404 | 46 | 858 | 97 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 2,329 | 262 | 1,102 | 124 |
| 未払費用 | 12,481 | 1,406 | 13,678 | 1,541 |
| 流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | 483,247 | 54,452 | 612,302 | 68,994 |
| 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産 | 62,011,061 | 6,987,406 | 64,753,526 | 7,296,427 |

カール・オサリバン
取締役

ハンス・ヴォーゲル
取締役

2016年４月20日

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 貸借対照表

| IV　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 流動資産： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 67,306,662 | 7,584,115 | 75,628,573 | 8,521,828 |
| 現金及び外国通貨 | 549 | 62 | 288 | 32 |
| 未収金： | | | | |
| 売却投資証券 | 123,049 | 13,865 | 132,534 | 14,934 |
| 発行ファンド受益証券 | 220,443 | 24,840 | 1,068,480 | 120,396 |
| 管理会社からの未収金 | 48,509 | 5,466 | 17,021 | 1,918 |
| 流動資産合計 | 67,699,212 | 7,628,347 | 76,846,896 | 8,659,108 |
| 流動負債： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 1,479 | 167 | 13,579 | 1,530 |
| 現金及び外国通貨 | — | — | — | — |
| 未払金： | | | | |
| 購入投資証券 | 156,813 | 17,670 | 484,043 | 54,542 |
| 買戻しファンド受益証券 | 525,292 | 59,190 | 769,341 | 86,689 |
| 管理会社報酬 | 48,509 | 5,466 | 17,021 | 1,918 |
| 受益者サービス手数料 | 46,709 | 5,263 | 51,573 | 5,811 |
| 販売手数料 | 578 | 65 | 1,000 | 113 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 2,602 | 293 | 1,271 | 143 |
| 未払費用 | 13,071 | 1,473 | 14,117 | 1,591 |
| 流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | 795,053 | 89,587 | 1,351,945 | 152,337 |
| 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産 | 66,904,159 | 7,538,761 | 75,494,951 | 8,506,771 |

カール・オサリバン　　ハンス・ヴォーゲル

取締役　　取締役

2016年４月20日

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 貸借対照表

| Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 流動資産： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 119,824,521 | 13,501,827 | 95,864,121 | 10,801,969 |
| 現金及び外国通貨 | 784 | 88 | 415 | 47 |
| 未収金： | | | | |
| 売却投資証券 | 1,013,389 | 114,189 | — | — |
| 発行ファンド受益証券 | 1,688,742 | 190,287 | 1,204,136 | 135,682 |
| 管理会社からの未収金 | — | — | — | — |
| 流動資産合計 | 122,527,436 | 13,806,391 | 97,068,672 | 10,937,698 |
| 流動負債： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 2,319 | 261 | 19,196 | 2,163 |
| 現金及び外国通貨 | — | — | — | — |
| 未払金： | | | | |
| 購入投資証券 | 1,148,224 | 129,382 | 361,092 | 40,688 |
| 買戻しファンド受益証券 | 1,559,299 | 175,702 | 1,080,724 | 121,776 |
| 管理会社報酬 | 25,479 | 2,871 | 21,701 | 2,445 |
| 受益者サービス手数料 | 84,801 | 9,555 | 67,678 | 7,626 |
| 販売手数料 | 820 | 92 | 1,708 | 192 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 4,614 | 520 | 1,620 | 183 |
| 未払費用 | 18,594 | 2,095 | 14,823 | 1,670 |
| 流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | 2,844,150 | 320,479 | 1,568,542 | 176,743 |
| 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産 | 119,683,286 | 13,485,913 | 95,500,130 | 10,760,955 |

カール・オサリバン　　ハンス・ヴォーゲル

取締役　　取締役

2016年４月20日

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 貸借対照表

| VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 流動資産： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | 74,536,391 | 8,398,761 | 94,937,354 | 10,697,541 |
| 現金及び外国通貨 | 587 | 66 | 379 | 43 |
| 未収金： | | | | |
| 売却投資証券 | 96,057 | 10,824 | 242,344 | 27,307 |
| 発行ファンド受益証券 | 17,651 | 1,989 | 133,742 | 15,070 |
| 管理会社からの未収金 | — | — | — | — |
| 流動資産合計 | 74,650,686 | 8,411,639 | 95,313,819 | 10,739,961 |
| 流動負債： | | | | |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | 1,699 | 191 | 28,392 | 3,199 |
| 現金及び外国通貨 | — | — | — | — |
| 未払金： | | | | |
| 購入投資証券 | 38,930 | 4,387 | — | — |
| 買戻しファンド受益証券 | 265,823 | 29,953 | 2,027,126 | 228,417 |
| 管理会社報酬 | 15,799 | 1,780 | 21,646 | 2,439 |
| 受益者サービス手数料 | 53,095 | 5,983 | 65,517 | 7,382 |
| 販売手数料 | 382 | 43 | 1,436 | 162 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 2,878 | 324 | 1,616 | 182 |
| 未払費用 | 14,362 | 1,618 | 15,616 | 1,760 |
| 流動負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く) | 392,968 | 44,280 | 2,161,349 | 243,541 |
| 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産 | 74,257,718 | 8,367,360 | 93,152,470 | 10,496,420 |

カール・オサリバン　　ハンス・ヴォーゲル

取締役　　取締役

2016年４月20日

注記は財務諸表の一部を構成します。

(2) 【損益計算書】

## 損益計算書

| Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益： | | | | |
| 配当金 | 8,593,251 | 968,288 | 12,498,186 | 1,408,296 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純(損失)/利益 | (8,250,561) | (929,673) | 5,785,175 | 651,874 |
| 収益合計 | 342,690 | 38,614 | 18,283,361 | 2,060,169 |
| 費用： | | | | |
| 管理会社報酬 | 928,158 | 104,585 | 1,075,104 | 121,143 |
| 受益者サービス報酬 | 1,668,497 | 188,006 | 1,932,388 | 217,741 |
| 販売会社報酬 | 148,604 | 16,745 | 232,457 | 26,193 |
| 監査報酬 | 7,017 | 791 | 7,730 | 871 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 77,893 | 8,777 | 76,594 | 8,631 |
| その他費用 | 235,659 | 26,554 | 178,476 | 20,111 |
| 費用合計 | 3,065,828 | 345,457 | 3,502,749 | 394,690 |
| 費用補填の控除 | — | — | — | — |
| 費用補填考慮後純費用 | 3,065,828 | 345,457 | 3,502,749 | 394,690 |
| 運用純(損失)/利益 | (2,723,138) | (306,843) | 14,780,612 | 1,665,479 |
| 財務費用 | | | | |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当： | | | | |
| 投資純利益－クラスA(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスB(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスA(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスB(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当合計 | — | — | — | — |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (2,723,138) | (306,843) | 14,780,612 | 1,665,479 |

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 損益計算書

| Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益： | | | | |
| 配当金 | 16,622,245 | 1,872,995 | 23,097,104 | 2,602,582 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純損失 | (19,151,237) | (2,157,961) | (22,170,853) | (2,498,212) |
| 収益合計 | (2,528,992) | (284,967) | 926,251 | 104,370 |
| 費用： | | | | |
| 管理会社報酬 | 729,647 | 82,217 | 975,737 | 109,946 |
| 受益者サービス報酬 | 2,035,101 | 229,315 | 2,720,349 | 306,529 |
| 販売会社報酬 | 48,187 | 5,430 | 77,874 | 8,775 |
| 監査報酬 | 7,017 | 791 | 7,730 | 871 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 61,090 | 6,884 | 69,464 | 7,827 |
| その他費用 | 192,317 | 21,670 | 158,016 | 17,805 |
| 費用合計 | 3,073,359 | 346,306 | 4,009,170 | 451,753 |
| 費用補填の控除 | — | — | — | — |
| 費用補填考慮後純費用 | 3,073,359 | 346,306 | 4,009,170 | 451,753 |
| 運用純損失 | (5,602,351) | (631,273) | (3,082,919) | (347,383) |
| 財務費用 | | | | |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当： | | | | |
| 投資純利益－クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | (2,742,522) | (309,027) | (3,242,486) | (365,363) |
| 投資純利益－クラスＢ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＡ(円)(毎月分配型) | (1,448,095) | (163,171) | (1,803,301) | (203,196) |
| 投資純利益－クラスＢ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当合計 | (4,190,617) | (472,199) | (5,045,787) | (568,559) |
| 運用による純資産の純減少額 | (9,792,968) | (1,103,472) | (8,128,706) | (915,943) |

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 損益計算書

| Ⅲ　ジャナス・バランス・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益： | | | | |
| 配当金 | — | — | — | — |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純利益 | 166,207 | 18,728 | 2,712,781 | 305,676 |
| 収益合計 | 166,207 | 18,728 | 2,712,781 | 305,676 |
| 費用： | | | | |
| 管理会社報酬 | 158,879 | 17,902 | 161,524 | 18,201 |
| 受益者サービス報酬 | 539,088 | 60,744 | 546,332 | 61,561 |
| 販売会社報酬 | 7,267 | 819 | 11,465 | 1,292 |
| 監査報酬 | 7,017 | 791 | 7,730 | 871 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 13,338 | 1,503 | 11,529 | 1,299 |
| その他費用 | 44,471 | 5,011 | 30,062 | 3,387 |
| 費用合計 | 770,060 | 86,770 | 768,642 | 86,611 |
| 費用補填の控除 | — | — | — | — |
| 費用補填考慮後純費用 | 770,060 | 86,770 | 768,642 | 86,611 |
| 運用純(損失)/利益 | (603,853) | (68,042) | 1,944,139 | 219,066 |
| 財務費用 | | | | |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当： | | | | |
| 投資純利益－クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＢ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＡ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＢ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当合計 | — | — | — | — |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (603,853) | (68,042) | 1,944,139 | 219,066 |

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 損益計算書

| Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益： | | | | |
| 配当金 | — | — | — | — |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純(損失)/利益 | (2,518,821) | (283,821) | 6,582,106 | 741,672 |
| 収益合計 | (2,518,821) | (283,821) | 6,582,106 | 741,672 |
| 費用： | | | | |
| 管理会社報酬 | 180,254 | 20,311 | 203,156 | 22,892 |
| 受益者サービス報酬 | 607,271 | 68,427 | 681,694 | 76,813 |
| 販売会社報酬 | 9,405 | 1,060 | 13,455 | 1,516 |
| 監査報酬 | 7,017 | 791 | 7,730 | 871 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 15,117 | 1,703 | 14,468 | 1,630 |
| その他費用 | 50,570 | 5,698 | 36,466 | 4,109 |
| 費用合計 | 869,634 | 97,990 | 956,969 | 107,831 |
| 費用補填の控除 | (180,254) | (20,311) | (203,156) | (22,892) |
| 費用補填考慮後純費用 | 689,380 | 77,679 | 753,813 | 84,940 |
| 運用純(損失)/利益 | (3,208,201) | (361,500) | 5,828,293 | 656,732 |
| 財務費用 | | | | |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当： | | | | |
| 投資純利益－クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＢ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＡ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＢ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当合計 | — | — | — | — |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (3,208,201) | (361,500) | 5,828,293 | 656,732 |

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 損益計算書

| Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益： | | | | |
| 配当金 | — | — | — | — |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純利益 | 7,543,491 | 850,001 | 10,329,654 | 1,163,945 |
| 収益合計 | 7,543,491 | 850,001 | 10,329,654 | 1,163,945 |
| 費用： | | | | |
| 管理会社報酬 | 292,314 | 32,938 | 251,298 | 28,316 |
| 受益者サービス報酬 | 982,507 | 110,709 | 841,255 | 94,793 |
| 販売会社報酬 | 13,201 | 1,487 | 24,341 | 2,743 |
| 監査報酬 | 7,017 | 791 | 7,730 | 871 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 24,609 | 2,773 | 17,905 | 2,018 |
| その他費用 | 78,800 | 8,879 | 44,496 | 5,014 |
| 費用合計 | 1,398,448 | 157,577 | 1,187,025 | 133,754 |
| 費用補填の控除 | — | — | — | — |
| 費用補填考慮後純費用 | 1,398,448 | 157,577 | 1,187,025 | 133,754 |
| 運用純利益 | 6,145,043 | 692,423 | 9,142,629 | 1,030,191 |
| 財務費用 | | | | |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当： | | | | |
| 投資純利益－クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＢ(米ドル)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＡ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 投資純利益－クラスＢ(円)(毎月分配型) | — | — | — | — |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当合計 | — | — | — | — |
| 運用による純資産の純増加額 | 6,145,043 | 692,423 | 9,142,629 | 1,030,191 |

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 損益計算書

| VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 投資収益： | | | | |
| 配当金 | 1,624,772 | 183,079 | 1,533,415 | 172,785 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純(損失)/利益 | (4,699,053) | (529,489) | 12,231,100 | 1,378,200 |
| 収益合計 | (3,074,281) | (346,410) | 13,764,515 | 1,550,986 |
| 費用： | | | | |
| 管理会社報酬 | 214,352 | 24,153 | 281,646 | 31,736 |
| 受益者サービス報酬 | 631,040 | 71,106 | 824,746 | 92,932 |
| 販売会社報酬 | 9,302 | 1,048 | 21,318 | 2,402 |
| 監査報酬 | 7,017 | 791 | 7,730 | 871 |
| 会計・管理・名義書換手数料 | 17,954 | 2,023 | 20,040 | 2,258 |
| その他費用 | 61,145 | 6,890 | 48,945 | 5,515 |
| 費用合計 | 940,810 | 106,010 | 1,204,425 | 135,715 |
| 費用補填の控除 | — | — | — | — |
| 費用補填考慮後純費用 | 940,810 | 106,010 | 1,204,425 | 135,715 |
| 運用純(損失)/利益 | (4,015,091) | (452,420) | 12,560,090 | 1,415,271 |
| 財務費用 | | | | |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当： | | | | |
| 投資純利益－クラスA(米ドル)(毎月分配型) | (228,617) | (25,761) | (301,683) | (33,994) |
| 投資純利益－クラスB(米ドル)(毎月分配型) | (900) | (101) | (2,053) | (231) |
| 投資純利益－クラスA(円)(毎月分配型) | (22,118) | (2,492) | (34,477) | (3,885) |
| 投資純利益－クラスB(円)(毎月分配型) | (31) | (3) | (91) | (10) |
| 買戻可能受益証券の受益者への配当合計 | (251,666) | (28,358) | (338,304) | (38,120) |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (4,266,757) | (480,778) | 12,221,786 | 1,377,151 |

損益計算書に計上されている損益以外に、財務諸表上の損益はありません。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書

| Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (2,723,138) | (306,843) | 14,780,612 | 1,665,479 |
| 受益証券の資本取引： | | | | |
| 受益証券の発行 | 54,192,229 | 6,106,380 | 62,325,123 | 7,022,795 |
| 受益証券買戻し | (100,824,648) | (11,360,921) | (134,283,847) | (15,131,104) |
| 資本取引による純減少額 | (46,632,419) | (5,254,541) | (71,958,724) | (8,108,309) |
| 純資産の純減少額 | (49,355,557) | (5,561,384) | (57,178,112) | (6,442,830) |
| 純資産： | | | | |
| 期首 | 389,218,404 | 43,857,130 | 446,396,516 | 50,299,959 |
| 期末 | 339,862,847 | 38,295,746 | 389,218,404 | 43,857,130 |

## 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書

| Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 運用による純資産の純減少額 | (9,792,968) | (1,103,472) | (8,128,706) | (915,943) |
| 受益証券の資本取引： | | | | |
| 受益証券の発行 | 15,816,354 | 1,782,187 | 94,476,277 | 10,645,587 |
| 受益証券買戻し | (95,520,031) | (10,763,197) | (140,427,343) | (15,823,353) |
| 資本取引による純減少額 | (79,703,677) | (8,981,010) | (45,951,066) | (5,177,766) |
| 純資産の純減少額 | (89,496,645) | (10,084,482) | (54,079,772) | (6,093,709) |
| 純資産： | | | | |
| 期首 | 326,627,478 | 36,804,384 | 380,707,250 | 42,898,093 |
| 期末 | 237,130,833 | 26,719,902 | 326,627,478 | 36,804,384 |

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書

| III　ジャナス・バランス・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (603,853) | (68,042) | 1,944,139 | 219,066 |
| 受益証券の資本取引： | | | | |
| 受益証券の発行 | 10,050,739 | 1,132,517 | 20,927,250 | 2,358,083 |
| 受益証券買戻し | (12,189,351) | (1,373,496) | (18,110,743) | (2,040,719) |
| 資本取引による純(減少)/増加額 | (2,138,612) | (240,979) | 2,816,507 | 317,364 |
| 純資産の純(減少)/増加額 | (2,742,465) | (309,021) | 4,760,646 | 536,430 |
| 純資産： | | | | |
| 期首 | 64,753,526 | 7,296,427 | 59,992,880 | 6,759,998 |
| 期末 | 62,011,061 | 6,987,406 | 64,753,526 | 7,296,427 |

## 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書

| IV　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (3,208,201) | (361,500) | 5,828,293 | 656,732 |
| 受益証券の資本取引： | | | | |
| 受益証券の発行 | 16,029,388 | 1,806,191 | 32,482,218 | 3,660,096 |
| 受益証券買戻し | (21,411,979) | (2,412,702) | (41,795,534) | (4,709,521) |
| 資本取引による純減少額 | (5,382,591) | (606,510) | (9,313,316) | (1,049,424) |
| 純資産の純減少額 | (8,590,792) | (968,010) | (3,485,023) | (392,692) |
| 純資産： | | | | |
| 期首 | 75,494,951 | 8,506,771 | 78,979,974 | 8,899,463 |
| 期末 | 66,904,159 | 7,538,761 | 75,494,951 | 8,506,771 |

注記は財務諸表の一部を構成します。

## 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書

| V　ジャナス・トゥエンティ・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 運用による純資産の純増加額 | 6,145,043 | 692,423 | 9,142,629 | 1,030,191 |
| 受益証券の資本取引： | | | | |
| 受益証券の発行 | 66,862,301 | 7,534,044 | 68,514,819 | 7,720,250 |
| 受益証券買戻し | (48,824,188) | (5,501,510) | (70,891,454) | (7,988,049) |
| 資本取引による純増加/(減少)額 | 18,038,113 | 2,032,535 | (2,376,635) | (267,799) |
| 純資産の純増加額 | 24,183,156 | 2,724,958 | 6,765,994 | 762,392 |
| 純資産： | | | | |
| 期首 | 95,500,130 | 10,760,955 | 88,734,136 | 9,998,562 |
| 期末 | 119,683,286 | 13,485,913 | 95,500,130 | 10,760,955 |

## 買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書

| VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | 2015年12月31日終了会計年度 | | 2014年12月31日終了会計年度 | |
|---|---|---|---|---|
| | 米ドル | 千円 | 米ドル | 千円 |
| 運用による純資産の純(減少)/増加額 | (4,266,757) | (480,778) | 12,221,786 | 1,377,151 |
| 受益証券の資本取引： | | | | |
| 受益証券の発行 | 8,365,125 | 942,582 | 15,260,715 | 1,719,577 |
| 受益証券買戻し | (22,993,120) | (2,590,865) | (55,514,456) | (6,255,369) |
| 資本取引による純減少額 | (14,627,995) | (1,648,282) | (40,253,741) | (4,535,792) |
| 純資産の純減少額 | (18,894,752) | (2,129,061) | (28,031,955) | (3,158,641) |
| 純資産： | | | | |
| 期首 | 93,152,470 | 10,496,420 | 121,184,425 | 13,655,061 |
| 期末 | 74,257,718 | 8,367,360 | 93,152,470 | 10,496,420 |

注記は財務諸表の一部を構成します。

次へ

## 財務諸表に対する注記

### 1　一般事項

ジャナス・セレクション(以下「当トラスト」という。また、当トラストの有する６つのファンドを以下「ファンド」という。)は、AIF(オルタナティブ投資ファンド)ルールブックの第１章に従い、アイルランド中央銀行からリテール投資家向けAIFとして認可を受けています。管理会社は、AIFM(オルタナティブ投資ファンド運営者)規則に従い、アイルランド中央銀行からAIFMとして認可を受けており、当トラストの外部AIFMとして業務を行います。AIFMは、AIFMDを順守する義務を負い、この義務には、様々な組織的な要件を満たし、事業行為規範に従うこと、活動プログラム、様々な方針や手続(リスク管理、流動性管理及び報酬等の分野に関するもの)を採用及び実施すること、並びに現在の資本の維持、報告及び透明性の義務を順守することが含まれますが、これらに限定されません。

### 2　会計方針

当トラストが採用している重要な会計方針及び見積りの手法は以下のとおりです。

財務諸表の表示基準

本財務諸表は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準及び1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランドの法令に準拠して作成されております。真実かつ公正な概観を示す財務諸表を作成するにあたりアイルランドで一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランドにおける財務報告評議会（以下「FRC」という。）が発行しアイルランド勅許会計士協会が発布した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行）です。

会計基準への準拠

本財務諸表は、アイルランドにおけるFRCが発行しアイルランド勅許会計士協会が発布した「英国及びアイルランドにおいて適用される財務報告基準」（以下「FRS第102号」という。）及び1990年ユニット・トラスト法に準拠して作成されております。

FRS第102号の初度適用

2015年１月１日以降に開始する会計期間から、現行のアイルランド及び英国GAAP会計基準(すなわち、SSAP及びFRS)がFRS第102号に置き換えられました。

2016年３月にFRS第102号の第34.22項及び第34.42項が改訂され、公正価値ヒエラルキーの開示要求が変更されました。この改訂は、2017年１月1日以降に開始する会計期間から適用されます。早期適用が認められており、当トラストはFRS第102号の改訂を早期適用しています。

本財務諸表の形式及び特定の文言については、年次財務諸表の作成時にFRS第102号及び1990年ユニット・トラスト法に含まれているものを適用しており、したがって取締役は、投資ファンドとしての当トラストの事業の性質をより適切に反映しているとの見方をしております。

経営者は、一定の仮定のもと、将来に関する見積りを行います。その結果得られる会計上の見積りが、関連する実際の結果と等しくなることは通常はほとんどありません。

当トラストの財務諸表は、継続企業の前提で作成されています。

当トラストは、オープン・エンド型の投資ファンドに適用されるキャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS第102号の免除規定を利用しました。

取得原価主義

本財務諸表は、投資については時価で計上する修正取得原価主義に基づき作成されています。

投資の評価

アンダーライイング・ファンドに対する投資は、管理事務代行会社から入手可能なアンダーライイング・ファンドについての直近の入手可能な未監査の１口当たり純資産価格で評価されています。その他の合同運用型スキームに対する投資は、直近の入手可能な未監査の純資産価額で評価されます。

流動資産として保有される市場性のある投資有価証券は、時価で表示されており、この評価から生じる損益は損益計算書に計上されています。

先渡為替契約

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＩ(円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)を除いて、円クラスレベルでのヘッジを目的とした先渡為替予約を締結しています。先渡為替予約の建玉からの未実現損益は、契約レートと解約するためのレートの差を照合して計算されます。実現損益には、決済されたか、あるいは他の契約と相殺された契約の純利益が含まれます。

円クラスレベルでのヘッジでは、実現及び未実現損益は受益証券の円クラスにのみ配分されます。当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＩ(円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)を除いて、円クラスの為替リスクのヘッジに努めるものの、円クラスの価額が米ドルに対する円の水準によって影響を受けないという保証は一切できません。

投資取引及び投資収益

投資取引は、取引日に１日加えた日に会計処理されます。投資取引からの実現損益は、加重平均原価法を使って計算されます。

配当金は、関連する有価証券が「配当落ち」として掲載された日に損益計算書に計上されます。収益は、回収不能な源泉徴収税込みで表示されます。

販売開始済受益証券クラスへの分配

買戻可能受益証券の受益者への分配案は、適切に承認された時点で、損益計算書に認識されます。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドは、クラスA(米ドル)受益証券(毎月分配型)、クラスB(米ドル)受益証券(毎月分配型)、クラスB(円)受益証券(毎月分配型)、クラスI(米ドル)受益証券(毎月分配型)及びクラスI(円)受益証券(毎月分配型)に関して、少なくとも1ヶ月毎に全部又は一部の投資純利益からの分配を宣言し、実施する予定です。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインの全部又は一部は、管理会社の裁量で定期的に宣言され、分配される可能性があります。ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンドには、2015年12月31日において、全ての発行済クラスにおいて分配はありません。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドがアンダーライイング・ファンドから配当を受け取った場合、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドは、クラスA(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスA(円)受益証券(四半期分配型)、クラスB(米ドル)受益証券(四半期分配型)、クラスB(円)受益証券(四半期分配型)、クラスI(米ドル)受益証券(四半期分配型)及びクラスI(円)受益証券(四半期分配型)に関して、少なくとも四半期毎に全部又は一部の投資純利益からの分配を宣言し、実施する予定です。ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンドが投資有価証券を売却する際の分配クラスにより実現される純キャピタル・ゲインの全部又は一部は、管理会社の裁量で定期的に宣言され、分配されます。配当金の公表日前に、未分配投資純利益は留保され、関連するクラスの純資産価額に反映されます。ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・トゥエンティ・ファンド及びジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンドの無分配受益証券クラスは、投資純利益、実現又は未実現純キャピタル・ゲインの分配を行う予定がありません。

外貨換算

*機能通貨及び表示通貨*

当トラストの財務諸表に含まれる項目は、当トラストが運用を行っている主たる経済環境における通貨（以下「機能通貨」という。）である米ドルを用いて測定されます。本財務諸表において開示される全ての金額は、米ドル（表示通貨）で表示されています。

*取引及び残高*

基準通貨以外の通貨建ての資産及び負債は貸借対照表日の為替レートで基準通貨に換算されます。基準通貨以外の通貨建ての取引は、管理事務代行会社が適切と考える、取引日時点の為替レート(公式なものであるかどうかを問わない)で基準通貨に換算されます。外貨建取引による損益は、当期の業績を決定する際に損益計算書において認識されます。

### ３　関連当事者間取引

管理会社は、当トラストの全般的な管理について責任を負っています。管理会社は、アイルランドに所在する非公開の有限責任会社です。管理会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド(以下「JCIL」という。)を、ファンドの投資顧問及び総販売会社に選任しました。JCILは、英国金融行動監視機構(以下「FCA」という。)により規制を受ける、イングランド及びウェールズの法律に基づいて設立された企業です。間接的にJCILを所有しているジャナス・キャピタル・マネージメント・エルエルシー（以下「ジャナス」という。）は、ジャナス・キャピタル・グループ・インクにより所有されています。チェ氏は、間接的にJCILを所有しているジャナス・キャピタル・グループ・インクの役員ですが、チェ氏は、当トラストから取締役報酬を受けていません。関連当事者、取締役あるいは重大な利害関係のある当事者との取引は全て、通常業務の一環として、通常の商業取引の条件で行われています。

関連当事者

管理会社の取締役会は、(ⅰ)JCIL、受託会社及び／又は関連会社あるいはグループ会社(以下「関連当事者」という。)が当トラストに関して管理会社と行った取引が、独立当事者間の取引と同様の条件で行われ、当該取引が受益者にとって最も有利な取引であること、また(ⅱ)当該契約が当期において関連当事者との全ての取引に適用されたと確信しています。管理会社の取締役会は、当期において締結された関連当事者との取引が、独立当事者間の取引と同様の条件で行われ、受益者にとって最も有利な取引であったと確信しています。

取締役報酬

管理会社の取締役は、取締役によって随時決定される報酬率に応じて、サービスに対する報酬を受け取る権利を有しています。取締役は、現在の取締役報酬の金額が取締役１名につき年間10,000ユーロの年間報酬であることに合意しています。2015年12月31日までに当トラストにより支払われた取締役報酬は33,100米ドル（約30,000ユーロ）でした。2014年12月31日までに支払われた取締役報酬は40,258米ドル（約30,000ユーロ）でした。

管理会社報酬

AIFMでもある管理会社は、各ファンドの資産から管理会社報酬を受け取る権利を有しています。かかる管理会社報酬は、各ファンドの純資産価額に対する一定の割合として計算され、発生主義で日々計上され、１ヶ月毎に後払いされます。

各ファンドについて、管理会社報酬はファンドの純資産価額の年率0.25%を超過しないものとします。管理会社は、ファンドから受領した管理会社報酬の中から、投資顧問会社であるJCILの報酬を支払います。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当トラストに対するサービスの報酬として、現在運用されている１ファンドにつき年額ベースの複合報酬35,000米ドル相当（以下「ベース報酬」という。）を受け取る権利があります。このベース報酬は、各ファンドの純資産価額の割合に応じた按分計算により、現在運用されているファンドに対し適用されます。ベース報酬は日次で発生し、月次後払方式で支払われます。このベース報酬の他に管理事務代行会社は、関連するファンドに関して同社の業務上で発生した全ての合理的な立替経費について精算を受ける権利があります。このような立替経費の精算は、関連するファンドの資産から支払われます。管理事務代行報酬は、損益計算書で開示されているように会計・管理・名義書換手数料で構成されています。

受託報酬

受託会社は、当トラストに対するサービスの報酬として、各ファンドの純資産価額の0.03%を報酬として受け取る権利があります。この報酬は日次で発生し、月次後払方式で支払われます。また受託会社は、該当するファンドからの各証券取引に対して、25.00米ドルを上限とした報酬を受け取る権利も有しています。この報酬の他に受託会社もまた、ファンドに関し、同社の業務上で発生した全ての合理的な立替経費について、精算を受ける権利があります。このような立替経費の精算は、該当するファンドの資産から支払われます。受託会社によって必要に応じて指名される副保管会社の報酬及び取引手数料は、通常の商業上の相場により、関連するファンドに対して請求されます。

受益者サービス報酬

クラスＡ受益証券及びクラスＢ受益証券に関する受益者サービス報酬(年率)は、各ファンドの資産から、該当するクラスに帰属するファンドの平均日次純資産価額の年率0.85%を上限として、総販売会社であるJCILに支払われます。

販売会社報酬

クラスＢ受益証券に関する販売会社報酬は、各ファンドの資産から、各クラスに帰属するファンドの平均日次純資産価額の年率0.50%を上限として、総販売会社であるJCILに支払われます。販売会社報酬は、日々計算され、１ヶ月毎に後払いされます。

ファンドの費用の上限

管理会社は、会計期間中に各受益証券クラスに配分されたファンドに関する管理事務代行報酬、受託報酬及び立替費用の合計(管理会社報酬、管理会社及びJCILの立替費用、受益者サービス報酬及び販売会社報酬、並びにアンダーライイング・ファンドにより発生したあらゆる手数料を除く)が、当トラストの目論見書に記載されている費用の上限を超えないようにするために必要な範囲において、管理会社報酬の全部又は一部を権利放棄することに同意しています。目論見書の規定では、かかる超過額は、翌会計期間に繰り越すことができるとされています。ただし、かかる繰越額は、関連する会計期間に適用される費用の上限の対象となります。偶発債務は、金額が日々変動し回収によりファンドの費用の上限を超過することはないため、開示されていません。将来当トラストが設立するその他のファンドに関しては、管理会社が規定するファンドの上限を超える手数料及び費用は、翌会計期間に繰り越すことはできません。また、JCILはこれらのファンドの費用合計の上限を超えないようにするために必要な範囲において、これらファンドに関する投資運用報酬の一部を権利放棄する予定です。管理会社は、目論見書における設定よりも低い費用を上限として、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンドを運用することを選択しています。これらの費用の上限は、上述の繰り越しの対象とはなりません。アンダーライイング・ファンドには、一定の手数料及び費用が課されますが、これは費用の上限によって制限されています。本報告書日現在でアンダーライイング・ファンドに適用される費用の上限は、以下のとおりです。この費用の上限は、2015年12月31日及び2014年12月31日終了の両会計年度に適用されます。

| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー<br>アンダーライイング・ファンド | 費用の上限(%) |
|---|---|
| ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | クラスI(米ドル)inc：0.80 |
| ジャナス・ハイイールド・ファンド | クラスI(米ドル)inc：0.90 |
| ジャナス・バランス・ファンド | クラスI(米ドル)acc：1.05 |
| パーキンス・ストラテジック・バリュー・ファンド | クラスI(米ドル)acc：1.75 |
| ジャナス・トゥエンティ・ファンド | クラスI(米ドル)acc：1.20 |
| ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | クラスI(米ドル)inc：1.25 |

## 4　税金

当トラストは、1997年税連結法（改正）の第739B条に規定される投資会社としての資格を有しています。そのため、当トラストの収益又は利益には、通常アイルランドの税金が課税されません。

当トラストに課税事由が発生した場合には、税金が発生する可能性があります。課税事由には、受益者への分配金の支払、あるいは受益証券の換金、中止、買戻し又は譲渡及び受益証券のそれぞれの取得から８年目の期末時点における受益証券保有数などが含まれます。税金は、課税事由の発生時に差し引かれます。以下の事項に該当する課税事由に関しては、税金は発生しません。

(ⅰ)課税事由の発生時にアイルランドの居住者でない受益者及び税務上アイルランドに通常居住していない受益者。ただし、当トラストが1997年税連結法（改正）の条項に準拠した適切で有効な宣言書を保有している、又は適切な宣言書がない場合には当トラストが総額を支払うことをアイルランド国税局に承認されていること。

(ⅱ)当トラストに必要な署名済みの法定宣言書を提出した、特定の免税となるアイルランドに居住する投資家。

当トラストが保有する投資有価証券により受領した配当金、利息及びキャピタル・ゲイン(ある場合)は、当該国で課税される源泉税などの課税対象となる可能性があり、かかる課税は当トラスト又は受益者に還付されない場合があります。

## 5　現金預金

全ての現金残高は、2015年12月31日及び2014年12月31日終了会計年度においては、保管受託会社に保管されていました。

## 6　ソフト・コミッション契約

2015年12月31日及び2014年12月31日終了会計年度中に締結されたソフト・コミッション契約はありませんでした。

## 7　効率的なポートフォリオの運用

当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＩ(円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)の場合を除き、効率的なポートフォリオの運用及び通貨リスクのヘッジ目的で、通貨関連の先物契約を締結し、あるいはコール・オプションの売却及びプット・オプションの購入を行う場合があります。ただし、これらの取引は、定期的に運営され、組織化され、一般に公開されている規制市場で取引されているものに関してのみ行うことができます。当トラストは、また、格付の高い専門金融機関と、「店頭」契約ベースで通貨の先渡売買及び為替取引を行う場合があります。当期において、当トラストは、ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＩ(円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)の場合を除き、特定の受益証券の円クラスの価額をヘッジするために先渡為替取引を締結しました。2015年12月31日現在の未決済契約残高は、関連するファンドの投資有価証券明細表に開示されています。

## 8　為替レート

当トラストの機能通貨は米ドルです。下記の為替レートは、米ドル以外の通貨建ての資産及び負債の換算に使用されています。

| 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|
| 日本円 | 120.18 | 日本円 | 119.76 |
| ユーロ | 0.92 | ユーロ | 0.83 |

米ドル以外の通貨建ての収益及び費用の換算に使用されている平均為替レートは、以下のとおりです。

| 2015年12月31日現在 | | 2014年12月31日現在 | |
|---|---|---|---|
| 日本円 | 120.98 | 日本円 | 113.88 |
| ユーロ | 0.90 | ユーロ | 0.75 |

## ９　リスク要因及びその他の特別な検討事項

目論見書に記載されている投資目標を達成するため、各ファンドはジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの対応するアンダーライイング・ファンドにのみ投資を行います。リスクの監視及び管理は全て、アンダーライイング・ファンドに対して行われています。FRS第102号により要求されるリスクの評価及び監視に関する詳細は、添付のジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの財務諸表の注記13（訳者注：原文）に記載されています。

投資リスク

ファンド又はアンダーライイング・ファンドが投資目標を達成するという保証はありません。異なる国々の企業及び政府によって発行された異なる通貨建ての投資有価証券は一定のリスクを伴っており、受益証券の価額の下落を招く可能性もあります。受益証券の価額は、アンダーライイング・ファンドが投資する有価証券の資本価値の変動の結果として、アンダーライイング・ファンドの価額とともに上昇又は下落する可能性があります。

アンダーライイング・ファンドに対する投資リスク

各ファンドは、対応するアンダーライイング・ファンドへの投資を行います。ファンドの投資家は、投資家がアンダーライイング・ファンドに直接投資を行った場合には適用されない、運用及び管理費用を追加で負担しなければなりません。

流動性及び決済リスク

各ファンド及び各アンダーライイング・ファンドは、取引相手の信用リスクにさらされており、また、決済不履行のリスクを負う可能性があります。

手数料及び費用関連リスク

当トラストは、収益性の水準にかかわらず報酬及び費用を支払う責任を負っています。短期取引手数料、あるいは一部のクラスに関しては条件付後払申込手数料(CDSC)の支払を求められる可能性があるという事実を考慮すると、投資家は、ファンドへの投資を中長期的投資と考える必要があります。

公正価値の見積り

FRS第102号の適用開始時に、報告企業はその金融商品の会計処理において、a)基礎的金融商品とその他の金融商品に関連するFRS第102号の全要求事項、b)IAS第39号「金融商品：認識」の認識・測定条項及び基礎的金融商品とその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみ、又はc)IFRS第９号「金融商品」の認識・測定条項及び基礎的金融商品とその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみのいずれかの適用を要求されています。当トラストは、IAS第39号「金融商品：認識」の認識・測定条項及び基礎的金融商品とその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみの適用を選択しました。公正価値ヒエラルキーは以下のレベルに分けられます。

レベル１－同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格(無調整)。

レベル２－レベル１に含まれる相場価格以外の重要な観察可能なインプットを用いて決定される価格。観察可能なインプットとは、市場参加者が有価証券の価格を決定する際に利用する仮定を反映したインプットで、報告企業から独立した情報源から得た市場データに基づいています。

レベル３－重要な観察不能なインプットを用いて決定される価格。観察不能なインプットとは、相場価格又は観察可能なインプットが入手可能でない、あるいは関連性が低いと考えられる場合（例えば、期末時点で投資に関する市場取引がほとんどない、又は市場取引がない場合）、市場参加者が有価証券の価格を決定する際に使用するファクターに関する報告企業独自の仮定を反映したインプットであり、そのような状況において入手可能な最善の情報に基づくものです。

公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の全体としての評価には、資産又は負債に特有の要素の判断及び検討が要求されます。

アンダーライイング・ファンドはレベル１であり、先渡為替予約はレベル２です。

金融負債

各ファンドにおける実質的に全ての金融負債には、利息の支払が伴いません。当トラストの損益計算書上の損益は、通常業務から生じたものです。

金融資産及び金融負債の公正価値

ファンドの金融資産及び金融負債は全て、公正価値で表示されています。

2014年８月12日に当トラストがオルタナティブ投資ファンドとなってから、リスク管理方針に変更はありませんでした。

為替リスク

ジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＩ(円)受益証券(適格機関投資家専用)、並びにジャナス・ハイイールド・ファンドのクラスＡ(円)受益証券(毎月分配型)はクラスレベルでのヘッジを行わないため、このクラスに対する投資は為替リスクにさらされる可能性があります。

カウンターパーティ及び決済リスク

カウンターパーティ・リスクには、取引相手又は第三者がアンダーライイング・ファンドに対する債務を履行しないリスクが含まれています。アンダーライイング・ファンドは、レポ取引などの投資、債務証券、並びに様々な種類のスワップ、先物及びオプションを含む金融デリバティブ商品を通じてカウンターパーティ・リスクにさらされることがあります。関連する副投資顧問会社は、その決済方法が適切であると判断した場合、受渡時に支払いなしで取引の決済を行うよう保管会社に指示することがあります。ただし、受益者は、アンダーライイング・ファンドの保管会社がこうした受渡し又は支払いを誠実に行っていることを前提として、取引が決済されず、アンダーライイング・ファンドの保管会社がかかる損失に関してアンダーライイング・ファンド又はアンダーライイング・ファンドの受益者に対する責任を負わない場合に、アンダーライイング・ファンドに損失が生じる可能性があることに留意しなければなりません。

管理会社は、契約が締結されるより前に全てのカウンターパーティについて詳細なレビューを実施します。全てのカウンターパーティの信用の質は、定期的に監視されます。カウンターパーティの詳細は、投資有価証券明細表に含まれています。管理会社は、受託会社の信用の質及び財政状態を監視することにより、当該リスクを監視しています。

信用リスク

当トラストは、取引相手の信用リスクにさらされており、また、決済不履行のリスクを負うこととなります。当トラストは、認可を受けた、信用できる取引所で、多数の顧客及びカウンターパーティと取引を行うことにより、信用リスクの集中を最小限に抑えています。管理会社は、保管受託会社の信用の質及び財政状態を監視することにより、当該リスクを監視しています。2015年12月31日の保管受託会社の信用格付けはA（2014年12月31日：A）です。

## 10　純資産の比較

| | 2015年12月31日 | | 2014年12月31日 | | 2013年12月31日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産 | １口当たり純資産価格 | 純資産 | １口当たり純資産価格 | 純資産 | １口当たり純資産価格 |
| **Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド** | | | | | | |
| クラスＡ(米ドル) | $305,694,356 | $187.87 | $337,642,845 | $189.29 | $377,874,321 | $182.13 |
| クラスＢ(米ドル) | $20,451,381 | $175.20 | $37,973,879 | $177.41 | $52,031,703 | $171.55 |
| クラスＡ(円) | $12,883,598 | \14,445.67 | $12,884,289 | \14,663.00 | $15,091,729 | \14,178.00 |
| クラスＢ(円) | $301,313 | \13,507.63 | $341,541 | \13,780.00 | $633,050 | \13,394.00 |
| クラスＩ(円) | $532,199 | \17,667.62 | $375,850 | \17,660.00 | $765,713 | \14,871.00 |
| **Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド** | | | | | | |
| クラスＡ(米ドル) | $156,873,075 | $212.13 | $217,857,580 | $218.04 | $244,296,273 | $219.16 |
| クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | $42,534,997 | $87.74 | $54,053,680 | $95.27 | $64,523,569 | $100.80 |
| クラスＢ(米ドル) | $6,366,368 | $197.85 | $11,634,291 | $204.37 | $17,067,613 | $206.45 |
| クラスＡ(円) | $8,153,606 | \16,639.17 | $11,783,258 | \17,192.00 | $17,734,707 | \17,334.00 |
| クラスＡ(円)(毎月分配型) | $22,135,366 | \10,259.17 | $29,539,113 | \11,101.00 | $34,873,056 | \10,325.00 |
| クラスＢ(円) | $263,738 | \15,493.58 | $337,899 | \16,089.00 | $525,678 | \16,304.00 |
| クラスＩ(円) | $803,683 | \19,437.03 | $1,421,657 | \19,769.00 | $1,686,354 | \17,348.00 |
| **Ⅲ　ジャナス・バランス・ファンド** | | | | | | |
| クラスＡ(米ドル) | $56,075,628 | $196.49 | $58,232,116 | $198.20 | $52,752,706 | $190.33 |
| クラスＢ(米ドル) | $848,716 | $183.29 | $1,758,448 | $185.81 | $2,507,829 | $179.33 |
| クラスＡ(円) | $4,924,720 | \15,783.34 | $4,428,907 | \15,986.00 | $4,217,514 | \15,388.00 |
| クラスＢ(円) | $60,436 | \14,723.57 | $115,406 | \14,988.00 | $99,734 | \14,497.00 |
| クラスＩ(円) | $101,561 | \20,874.49 | $218,649 | \20,805.00 | $415,097 | \17,417.00 |

| | 2015年12月31日 | | 2014年12月31日 | | 2013年12月31日 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 純資産 | １口当たり純資産価格 | 純資産 | １口当たり純資産価格 | 純資産 | １口当たり純資産価格 |
| **Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド** | | | | | | |
| クラスＡ(米ドル) | $61,611,514 | $221.52 | $68,157,157 | $232.19 | $69,669,356 | $215.84 |
| クラスＢ(米ドル) | $1,388,567 | $206.61 | $2,124,234 | $217.65 | $2,918,805 | $203.34 |
| クラスＡ(円) | $3,698,943 | \18,671.90 | $4,029,418 | \19,601.00 | $5,290,067 | \18,228.00 |
| クラスＢ(円) | $253 | \17,371.48 | $45,830 | \18,450.00 | $62,156 | \17,235.00 |
| クラスＩ(円) | $204,882 | \20,201.11 | $1,138,312 | \20,922.00 | $1,039,590 | \16,954.00 |
| **Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド** | | | | | | |
| クラスＡ(米ドル) | $110,884,099 | $231.54 | $85,299,995 | $219.93 | $76,281,761 | $201.24 |
| クラスＢ(米ドル) | $1,816,498 | $215.91 | $3,372,719 | $206.14 | $6,029,015 | $189.57 |
| クラスＡ(円) | $5,972,389 | \19,818.28 | $5,434,184 | \18,826.00 | $4,442,712 | \17,204.00 |
| クラスＢ(円) | $65,242 | \18,478.58 | $69,734 | \17,634.00 | $119,316 | \16,161.00 |
| クラスＩ(円) | $945,058 | \26,302.47 | $1,323,498 | \24,695.00 | $1,861,332 | \19,698.00 |
| **Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド** | | | | | | |
| クラスＡ(米ドル) | $66,233,687 | $125.66 | $79,671,642 | $132.50 | $102,390,781 | $118.57 |
| クラスＢ(米ドル) | $871,998 | $124.23 | $2,968,152 | $131.32 | $5,092,022 | $117.79 |
| クラスＡ(円) | $6,497,084 | \11,025.78 | $8,165,227 | \11,675.00 | $10,356,175 | \10,472.00 |
| クラスＢ(円) | $10,914 | \10,886.84 | $97,471 | \11,567.00 | $232,528 | \10,392.00 |
| クラスＩ(円) | $644,035 | \14,523.30 | $2,249,978 | \15,101.00 | $3,112,919 | \11,755.00 |

**11　受益証券の資本取引**

議決権：各受益者は、投票により受益者の表決に付された当トラストに関する事項について、各受益証券につき１議決権を与えられています。各受益者は、かかる集会に本人又は代理人により出席し、議決権を行使することができます。当トラスト又はファンドについて行使された議決権の50%以上が書面によって承認した決議は、いかなる目的においても、当トラスト又はファンドの適式に承認された通常決議として取り扱われるものとします。特定のファンドのみに影響を与える事項については、当該ファンドの受益者のみが議決権を行使する権利を有するものとします。上記の規則は、ファンドにおけるあらゆる種類の集会に対して同様に適用されるものとします。

買戻可能受益証券：受益者は、営業日に受益証券の全部又は一部の買戻しを請求する場合があります。ファンド又は受益証券クラスにおける受益者の保有額が、買戻しによって当該受益証券の最低当初投資額を下回る場合、管理会社又は管理事務代行会社はかかるファンド又は受益証券クラスにおける受益者の保有額を全て買い戻すことができます。全てのファンドについて、管理会社は、営業日に買い戻されたファンドの受益証券（あるファンドから他のファンドの受益証券への転換の一環として買い戻された受益証券を含む）の数を当該ファンドの発行されている総受益証券数の10%以内に制限する権利を有しています。この場合、この制限は比例して適用され、当該営業日に当該ファンドの受益証券の買戻しを希望している全ての受益者は、当該受益証券と同じ割合で実現することとなります。買い戻されてはいないが、買い戻される予定であった受益証券は、次の営業日に買戻しを請求したものとみなし、当初請求していた受益証券の買戻しが終了するまで、その後の営業日に買戻され、当該営業日の受益証券１口当たりの純資産価格で評価されます（買戻しを行う受益者には、当該営業日の受益証券１口当たりの純資産価格が変動するリスクがあります）。その後の営業日には、繰り延べられた買戻請求がその後の買戻請求に優先し、当初かかる買戻請求が受領された順番に処理されます。

## 受益証券の資本取引

### 2015年12月31日終了会計年度

### Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 1,783,688 | 206,589,891 | 214,040 | (92,351,570) | 105,230 | 6,187,343 | 2,968 | (6,927,495) |
| 受益証券の発行 | 264,535 | 50,335,903 | 3,004 | 531,539 | 21,940 | 2,664,601 | — | — |
| 受益証券買戻し | (421,054) | (80,013,624) | (100,312) | (17,853,108) | (19,986) | (2,423,636) | (287) | (32,697) |
| 期末 | 1,627,169 | 176,912,170 | 116,732 | (109,673,139) | 107,184 | 6,428,308 | 2,681 | (6,960,192) |

| | クラスⅠ(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 2,548 | (153,708) |
| 受益証券の発行 | 4,439 | 660,186 |
| 受益証券買戻し | (3,367) | (501,583) |
| 期末 | 3,620 | 4,895 |

### Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 999,183 | 143,566,591 | 56,927 | (46,429,771) | 82,083 | 10,487,649 | 2,515 | (4,691,872) |
| 受益証券の発行 | 46,352 | 10,302,015 | 242 | 51,158 | 2,296 | 327,475 | — | — |
| 受益証券買戻し | (306,031) | (67,671,853) | (24,991) | (5,158,791) | (25,488) | (3,683,355) | (469) | (63,096) |
| 期末 | 739,504 | 86,196,753 | 32,178 | (51,537,404) | 58,891 | 7,131,769 | 2,046 | (4,754,968) |

| | クラスA(米ドル)<br>(毎月分配型) | | クラスA(円)<br>(毎月分配型) | | クラスⅠ(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 567,371 | 57,366,289 | 318,687 | 37,401,412 | 8,613 | 146,055 |
| 受益証券の発行 | 36,977 | 3,487,401 | 16,352 | 1,497,455 | 895 | 150,850 |
| 受益証券買戻し | (119,578) | (11,222,088) | (75,737) | (6,954,490) | (4,539) | (766,358) |
| 期末 | 484,770 | 49,631,602 | 259,302 | 31,944,377 | 4,969 | (469,453) |

## III　ジャナス・バランス・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 293,802 | 37,268,342 | 9,463 | (17,266,707) | 33,179 | 3,069,257 | 922 | (2,000,113) |
| 受益証券の発行 | 44,495 | 8,861,678 | 148 | 27,885 | 8,095 | 1,071,095 | — | — |
| 受益証券買戻し | (52,912) | (10,507,863) | (4,980) | (923,881) | (3,775) | (497,984) | (429) | (52,784) |
| 期末 | 285,385 | 35,622,157 | 4,631 | (18,162,703) | 37,499 | 3,642,368 | 493 | (2,052,897) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 1,258 | (38,904) |
| 受益証券の発行 | 515 | 90,081 |
| 受益証券買戻し | (1,188) | (206,839) |
| 期末 | 585 | (155,662) |

## IV　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 293,538 | 38,500,354 | 9,760 | (13,638,061) | 24,621 | 2,341,204 | 298 | (1,501,107) |
| 受益証券の発行 | 61,911 | 13,923,974 | 4,779 | 1,009,939 | 5,957 | 947,614 | 1 | — |
| 受益証券買戻し | (77,318) | (17,619,322) | (7,818) | (1,623,897) | (6,770) | (1,073,818) | (297) | (45,336) |
| 期末 | 278,131 | 34,805,006 | 6,721 | (14,252,019) | 23,808 | 2,215,000 | 2 | (1,546,443) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 6,516 | 470,297 |
| 受益証券の発行 | 857 | 147,861 |
| 受益証券買戻し | (6,154) | (1,049,606) |
| 期末 | 1,219 | (431,448) |

## V　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 387,854 | 43,035,344 | 16,362 | (7,024,279) | 34,569 | 3,016,402 | 473 | (899,875) |
| 受益証券の発行 | 281,099 | 64,190,526 | 413 | 89,792 | 12,715 | 2,061,016 | — | — |
| 受益証券買戻し | (190,045) | (44,214,413) | (8,362) | (1,798,827) | (11,067) | (1,813,191) | (49) | (7,420) |
| 期末 | 478,908 | 63,011,457 | 8,413 | (8,733,314) | 36,217 | 3,264,227 | 424 | (907,295) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 6,418 | 88,835 |
| 受益証券の発行 | 2,455 | 520,967 |
| 受益証券買戻し | (4,555) | (990,337) |
| 期末 | 4,318 | (380,535) |

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| | クラスA(米ドル)(四半期分配型) | | クラスB(米ドル)(四半期分配型) | | クラスA(円)(四半期分配型) | | クラスB(円)(四半期分配型) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 601,283 | 27,800,562 | 22,603 | (10,895,741) | 83,760 | 6,059,070 | 1,009 | 1,315,562 |
| 受益証券の発行 | 60,138 | 7,990,174 | — | — | 2,028 | 191,021 | — | — |
| 受益証券買戻し | (134,352) | (17,710,620) | (15,584) | (2,041,545) | (14,970) | (1,444,975) | (889) | (83,168) |
| 期末 | 527,069 | 18,080,116 | 7,019 | (12,937,286) | 70,818 | 4,805,116 | 120 | 1,232,394 |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 17,845 | 1,059,607 |
| 受益証券の発行 | 1,477 | 183,930 |
| 受益証券買戻し | (13,993) | (1,712,812) |
| 期末 | 5,329 | (469,275) |

## 2014年12月31日終了会計年度

### Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 2,074,786 | 261,229,501 | 303,299 | (76,613,564) | 112,079 | 7,084,031 | 4,976 | (6,663,672) |
| 受益証券の発行 | 309,003 | 57,988,035 | 4,543 | 803,559 | 23,652 | 3,312,690 | — | — |
| 受益証券買戻し | (600,101) | (112,627,645) | (93,802) | (16,541,565) | (30,501) | (4,209,378) | (2,008) | (263,823) |
| 期末 | 1,783,688 | 206,589,891 | 214,040 | (92,351,570) | 105,230 | 6,187,343 | 2,968 | (6,927,495) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 5,421 | 266,889 |
| 受益証券の発行 | 1,526 | 220,839 |
| 受益証券買戻し | (4,399) | (641,436) |
| 期末 | 2,548 | (153,708) |

### Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスA(米ドル)(毎月分配型) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 1,114,715 | 168,787,745 | 640,134 | 64,538,074 | 82,671 | (40,977,716) | 107,725 | 14,679,246 |
| 受益証券の発行 | 330,954 | 75,018,031 | 87,683 | 8,946,012 | 1,824 | 390,844 | 23,641 | 4,095,449 |
| 受益証券買戻し | (446,486) | (100,239,185) | (160,446) | (16,117,797) | (27,568) | (5,842,899) | (49,283) | (8,287,046) |
| 期末 | 999,183 | 143,566,591 | 567,371 | 57,366,289 | 56,927 | (46,429,771) | 82,083 | 10,487,649 |

| | クラスA(円)(毎月分配型) | | クラスB(円) | | クラスI(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 355,607 | 40,899,840 | 3,395 | (4,549,655) | 10,235 | 419,885 |
| 受益証券の発行 | 57,623 | 5,717,551 | 94 | 14,870 | 1,723 | 293,520 |
| 受益証券買戻し | (94,543) | (9,215,979) | (974) | (157,087) | (3,345) | (567,350) |
| 期末 | 318,687 | 37,401,412 | 2,515 | (4,691,872) | 8,613 | 146,055 |

## Ⅲ　ジャナス・バランス・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 277,157 | 34,031,691 | 13,984 | (16,435,281) | 28,858 | 2,469,777 | 724 | (2,029,388) |
| 受益証券の発行 | 97,154 | 18,977,491 | 1,577 | 292,135 | 10,078 | 1,468,227 | 293 | 43,062 |
| 受益証券買戻し | (80,509) | (15,740,840) | (6,098) | (1,123,561) | (5,757) | (868,747) | (95) | (13,787) |
| 期末 | 293,802 | 37,268,342 | 9,463 | (17,266,707) | 33,179 | 3,069,257 | 922 | (2,000,113) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 2,509 | 178,569 |
| 受益証券の発行 | 874 | 146,335 |
| 受益証券買戻し | (2,125) | (363,808) |
| 期末 | 1,258 | (38,904) |

## Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 322,777 | 45,733,196 | 14,354 | (12,674,537) | 30,557 | 3,454,130 | 380 | (1,486,900) |
| 受益証券の発行 | 140,903 | 30,764,425 | 222 | 47,244 | 7,717 | 1,331,196 | — | — |
| 受益証券買戻し | (170,142) | (37,997,267) | (4,816) | (1,010,768) | (13,653) | (2,444,122) | (82) | (14,207) |
| 期末 | 293,538 | 38,500,354 | 9,760 | (13,638,061) | 24,621 | 2,341,204 | 298 | (1,501,107) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 6,456 | 460,114 |
| 受益証券の発行 | 2,037 | 339,353 |
| 受益証券買戻し | (1,977) | (329,170) |
| 期末 | 6,516 | 470,297 |

## V　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

| | クラスA(米ドル) | | クラスB(米ドル) | | クラスA(円) | | クラスB(円) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 379,067 | 42,871,695 | 31,804 | (4,039,567) | 27,189 | 1,846,380 | 777 | (852,309) |
| 受益証券の発行 | 318,755 | 64,478,190 | 799 | 156,035 | 19,891 | 3,271,392 | 105 | 16,024 |
| 受益証券買戻し | (309,968) | (64,314,541) | (16,241) | (3,140,747) | (12,511) | (2,101,370) | (409) | (63,590) |
| 期末 | 387,854 | 43,035,344 | 16,362 | (7,024,279) | 34,569 | 3,016,402 | 473 | (899,875) |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 9,949 | 766,863 |
| 受益証券の発行 | 3,071 | 593,178 |
| 受益証券買戻し | (6,602) | (1,271,206) |
| 期末 | 6,418 | 88,835 |

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| | クラスA(米ドル)(四半期分配型) | | クラスB(米ドル)(四半期分配型) | | クラスA(円)(四半期分配型) | | クラスB(円)(四半期分配型) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 863,581 | 61,928,964 | 43,231 | (8,277,296) | 104,125 | 8,230,144 | 2,356 | 1,458,109 |
| 受益証券の発行 | 111,499 | 14,046,916 | 65 | 8,146 | 6,309 | 683,404 | — | — |
| 受益証券買戻し | (373,797) | (48,175,318) | (20,693) | (2,626,591) | (26,674) | (2,854,478) | (1,347) | (142,547) |
| 期末 | 601,283 | 27,800,562 | 22,603 | (10,895,741) | 83,760 | 6,059,070 | 1,009 | 1,315,562 |

| | クラスI(円) | |
|---|---|---|
| | 口数 | 米ドル |
| 期首 | 27,884 | 2,252,880 |
| 受益証券の発行 | 4,355 | 522,249 |
| 受益証券買戻し | (14,394) | (1,715,522) |
| 期末 | 17,845 | 1,059,607 |

## 12　損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純損益

2015年12月31日及び2014年12月31日終了会計年度における損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債による利益及び損失の詳細は、以下の表のとおりです。

| 2015年12月31日及び2014年12月31日終了会計年度 | I　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド | | II　ジャナス・ハイイールド・ファンド | | III　ジャナス・バランス・ファンド | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年12月31日終了会計年度 | 2014年12月31日終了会計年度 | 2015年12月31日終了会計年度 | 2014年12月31日終了会計年度 | 2015年12月31日終了会計年度 | 2014年12月31日終了会計年度 |
| | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル |
| 実現純利益/(損失) | | | | | | |
| 投資に係る実現純利益 | 4,960,484 | 8,453,322 | (1,851,452) | 3,418,927 | 3,045,920 | 4,483,910 |
| 先渡為替予約に係る実現純損失 | (422,836) | (2,105,533) | (318,460) | (2,078,732) | (147,065) | (621,566) |
| 為替に係る実現純利益/(損失) | 6,549 | (3,072) | (1,985) | (15,503) | (1,273) | (861) |
| 未実現純利益/(損失) | | | | | | |
| 投資に係る未実現純損失 | (13,067,039) | (708,583) | (17,168,480) | (23,681,453) | (2,832,915) | (1,187,373) |
| 先渡為替予約に係る未実現純利益 | 272,281 | 149,041 | 189,140 | 185,908 | 101,540 | 38,671 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純(損失)/利益 | (8,250,561) | 5,785,175 | (19,151,237) | (22,170,853) | 166,207 | 2,712,781 |

| 2015年12月31日及び2014年12月31日終了会計年度 | IV　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド | | V　ジャナス・トゥエンティ・ファンド | | VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2015年12月31日終了会計年度 | 2014年12月31日終了会計年度 | 2015年12月31日終了会計年度 | 2014年12月31日終了会計年度 | 2015年12月31日終了会計年度 | 2014年12月31日終了会計年度 |
| | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル | 米ドル |
| 実現純利益/(損失) | | | | | | |
| 投資に係る実現純利益 | 3,339,763 | 7,417,910 | 7,170,100 | 11,028,058 | 5,031,086 | 11,813,844 |
| 先渡為替予約に係る実現純損失 | (141,834) | (566,417) | (171,738) | (721,669) | (238,987) | (1,380,869) |
| 為替に係る実現純(損失)/利益 | (521) | 2,790 | (9,592) | (1,393) | (5,829) | (1,291) |
| 未実現純利益/(損失) | | | | | | |
| 投資に係る未実現純(損失)/利益 | (5,794,116) | (326,248) | 429,362 | (13,828) | (9,626,331) | 1,695,183 |
| 先渡為替予約に係る未実現純利益 | 77,887 | 54,071 | 125,359 | 38,486 | 141,008 | 104,233 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債に係る純(損失)/利益 | (2,518,821) | 6,582,106 | 7,543,491 | 10,329,654 | (4,699,053) | 12,231,100 |

## 13　監査人の報酬

当会計年度に当社の法定監査人であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドに支払った報酬及び費用は、以下のとおりです。

| | 2015年12月31日 | 2014年12月31日 |
|---|---|---|
| 財務諸表監査 | $66,909 | $63,387 |
| その他の保証サービス | ― | ― |
| | $66,909 | $63,387 |

## 14　当期中に生じた重要な事象

管理会社は、2015年１月28日に目論見書の更新を発行しました。目論見書の更新に含まれている変更の詳細については、２ページの「当トラストの背景」（訳者注：原文）に記載されています。

2015年12月31日より、当トラストの預託銀行はシティバンク・インターナショナル・リミテッドのアイルランド支店からシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドに変更されました。当トラストの預託銀行の変更は、アイルランド中央銀行に承認されました。またアイルランド中央銀行は、当社、シティバンク・インターナショナル・リミテッドのアイルランド支店とシティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッドの間で締結された当該当事者間の証券保管業務契約に対する証書の更改により当社の預託銀行が変更されたことも認識しました。

## 15　後発事象

管理会社は、2016年１月４日に更新した目論見書を発行しました。更新された目論見書の変更の詳細については、３ページの「当トラストの背景」（訳者注：原文）に記載されています。

期末以降、当トラストに影響を及ぼすその他の重要な事象はありません。

## 16　財務諸表の承認

本財務諸表は、2016年４月20日に管理会社の取締役会により承認されました。

(3) 【投資有価証券明細表等】

① 【投資株式明細表】

該当事項はありません。

② 【株式以外の投資有価証券明細表】

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

**投資有価証券明細表**

**損益を通じて公正価値で測定する金融資産**

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 時価(米ドル) |
|---|---|---|---|
| ミューチュアル・ファンド | | | |
| 合同運用型スキーム | | | |
| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー<br>ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド<br>クラスⅠ(米ドル)inc受益証券　アイルランドUCITS…… | 28,084,297 | 100.2 | 340,381,683 |
| 2015年投資有価証券合計…… | | 100.2 | 340,381,683 |
| 2014年投資有価証券合計…… | | 99.9 | 388,821,588 |

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 1,538,815,109 | USD | 12,588,783 | 12,812,559 | 2016年１月29日 | 223,776 |
| JPY | 36,279,243 | USD | 296,794 | 302,070 | 2016年１月29日 | 5,275 |
| JPY | 9,207,321 | USD | 76,578 | 76,662 | 2016年１月29日 | 85 |
| JPY | 9,617,979 | USD | 79,919 | 80,082 | 2016年１月29日 | 162 |
| JPY | 1,452,926 | USD | 12,060 | 12,097 | 2016年１月29日 | 38 |
| 2015年合計 | | | | | | 229,336 |
| 2014年合計 | | | | | | 420 |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 340,611,019 |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 388,822,008 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 720 | JPY | 87,915 | 732 | 2016年１月29日 | (12) |
| USD | 21 | JPY | 2,595 | 22 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 67,293 | JPY | 8,248,807 | 68,681 | 2016年１月29日 | (1,388) |
| USD | 248 | JPY | 29,964 | 249 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 9,372 | JPY | 1,132,175 | 9,427 | 2016年１月29日 | (55) |
| USD | 319 | JPY | 38,337 | 319 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 13,285 | JPY | 1,596,722 | 13,295 | 2016年１月29日 | (10) |
| USD | 17,656 | JPY | 2,125,253 | 17,695 | 2016年１月29日 | (39) |
| USD | 439 | JPY | 52,849 | 440 | 2016年１月29日 | (1) |
| 2015年合計 | | | | | | (1,506) |
| 2014年合計 | | | | | | (44,871) |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (1,506) |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (44,871) |

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの報酬体系は、Appendix（訳者注：原文の記載事項）に開示されています。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## II　ジャナス・ハイイールド・ファンド

**投資有価証券明細表**

**損益を通じて公正価値で測定する金融資産**

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 時価(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **ミューチュアル・ファンド** | | | |
| **合同運用型スキーム** | | | |
| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー<br>ジャナス・ハイイールド・ファンド<br>クラスＩ(米ドル)inc受益証券　アイルランドUCITS…… | 28,081,548 | 100.5 | 238,412,342 |
| 2015年投資有価証券合計…… | | 100.5 | 238,412,342 |
| 2014年投資有価証券合計…… | | 100.6 | 328,603,179 |

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 193,292 | USD | 1,583 | 1,609 | 2016年１月29日 | 27 |
| JPY | 5,858,560 | USD | 47,972 | 48,780 | 2016年１月29日 | 807 |
| JPY | 32,848,855 | USD | 268,731 | 273,508 | 2016年１月29日 | 4,777 |
| JPY | 988,839,603 | USD | 8,089,528 | 8,233,326 | 2016年１月29日 | 143,797 |
| JPY | 5,002,597 | USD | 41,561 | 41,653 | 2016年１月29日 | 92 |
| JPY | 238,674 | USD | 1,983 | 1,987 | 2016年１月29日 | 4 |
| 2015年合計 | | | | | | 149,504 |
| 2014年合計 | | | | | | 646 |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 238,561,846 |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 328,603,825 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 759 | JPY | 92,264 | 768 | 2016年１月29日 | (9) |
| USD | 22,751 | JPY | 2,763,895 | 23,013 | 2016年１月29日 | (261) |
| USD | 22,369 | JPY | 2,741,984 | 22,830 | 2016年１月29日 | (461) |
| USD | 16,672 | JPY | 2,019,921 | 16,818 | 2016年１月29日 | (147) |
| USD | 1,290 | JPY | 156,572 | 1,304 | 2016年１月29日 | (13) |
| USD | 38,634 | JPY | 4,688,102 | 39,034 | 2016年１月29日 | (400) |
| USD | 2,271 | JPY | 274,477 | 2,285 | 2016年１月29日 | (14) |
| USD | 87 | JPY | 10,476 | 87 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 35,266 | JPY | 4,244,089 | 35,337 | 2016年１月29日 | (72) |
| USD | 10,673 | JPY | 1,284,405 | 10,694 | 2016年１月29日 | (22) |
| USD | 34,483 | JPY | 4,154,437 | 34,591 | 2016年１月29日 | (108) |
| 2015年合計 | | | | | | (1,508) |
| 2014年合計 | | | | | | (41,790) |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (1,508) |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (41,790) |

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの報酬体系は、Appendix（訳者注：原文の記載事項）に開示されています。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## III　ジャナス・バランス・ファンド

### 投資有価証券明細表

### 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 時価(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **ミューチュアル・ファンド** | | | |
| **合同運用型スキーム** | | | |
| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー<br>ジャナス・バランス・ファンド<br>クラスＩ(米ドル)acc受益証券　アイルランドUCITS…… | 2,350,899 | 99.7 | 61,852,151 |
| 2015年投資有価証券合計…… | | 99.7 | 61,852,151 |
| 2014年投資有価証券合計…… | | 100.5 | 65,085,842 |

### 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 81,621 | USD | 668 | 680 | 2016年１月29日 | 11 |
| JPY | 5,527,411 | USD | 45,261 | 46,023 | 2016年１月29日 | 763 |
| JPY | 940,000 | USD | 7,708 | 7,827 | 2016年１月29日 | 118 |
| JPY | 583,656,040 | USD | 4,774,790 | 4,859,666 | 2016年１月29日 | 84,877 |
| JPY | 8,631,328 | USD | 70,611 | 71,867 | 2016年１月29日 | 1,255 |
| JPY | 72,111 | USD | 597 | 600 | 2016年１月29日 | 3 |
| JPY | 4,915,892 | USD | 40,695 | 40,931 | 2016年１月29日 | 236 |
| JPY | 5,024,281 | USD | 41,741 | 41,833 | 2016年１月29日 | 92 |
| JPY | 73,346 | USD | 609 | 611 | 2016年１月29日 | 1 |
| JPY | 9,164,752 | USD | 76,153 | 76,308 | 2016年１月29日 | 155 |
| 2015年合計 | | | | | | 87,511 |
| 2014年合計 | | | | | | 24 |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 61,939,662 |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 65,085,866 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 40,485 | JPY | 4,918,241 | 40,950 | 2016年１月29日 | (465) |
| USD | 600 | JPY | 72,742 | 606 | 2016年１月29日 | (6) |
| USD | 54,287 | JPY | 6,587,640 | 54,850 | 2016年１月29日 | (563) |
| USD | 801 | JPY | 97,228 | 810 | 2016年１月29日 | (8) |
| USD | 11,243 | JPY | 1,353,051 | 11,266 | 2016年１月29日 | (23) |
| USD | 228 | JPY | 27,425 | 228 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 18,543 | JPY | 2,231,322 | 18,579 | 2016年１月29日 | (36) |
| 2015年合計 | | | | | | (1,101) |
| 2014年合計 | | | | | | (15,154) |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (1,101) |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (15,154) |

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの報酬体系は、Appendix（訳者注：原文の記載事項）に開示されています。

注記は財務諸表の一部を構成します。

## Ⅳ　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

**投資有価証券明細表**

**損益を通じて公正価値で測定する金融資産**

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 時価(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **ミューチュアル・ファンド** | | | |
| **先進国市場－株式** | | | |
| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド クラスＩ(米ドル)acc受益証券　アイルランドUCITS…… | 2,967,330 | 100.5 | 67,239,706 |
| 2015年投資有価証券合計…… | | 100.5 | 67,239,706 |
| 2014年投資有価証券合計…… | | 100.2 | 75,627,404 |

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 405 | USD | 3 | 3 | 2016年１月29日 | — |
| JPY | 6,011,738 | USD | 49,227 | 50,055 | 2016年１月29日 | 829 |
| JPY | 451,840,513 | USD | 3,696,430 | 3,762,137 | 2016年１月29日 | 65,707 |
| JPY | 30,328 | USD | 248 | 253 | 2016年１月29日 | 4 |
| JPY | 457 | USD | 4 | 4 | 2016年１月29日 | — |
| JPY | 6,848,878 | USD | 56,696 | 57,025 | 2016年１月29日 | 329 |
| JPY | 5,442,834 | USD | 45,284 | 45,318 | 2016年１月29日 | 34 |
| JPY | 2,859,405 | USD | 23,756 | 23,808 | 2016年１月29日 | 53 |
| JPY | 199 | USD | 2.00 | 2 | 2016年１月29日 | — |
| JPY | 369 | USD | 3 | 3 | 2016年１月29日 | — |
| 2015年合計 | | | | | | 66,956 |
| 2014年合計 | | | | | | 1,169 |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 67,306,662 |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 75,628,573 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 54,447 | JPY | 6,614,415 | 55,073 | 2016年１月29日 | (625) |
| USD | 4 | JPY | 443 | 4 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 5,825 | JPY | 705,808 | 5,877 | 2016年１月29日 | (51) |
| USD | 56,876 | JPY | 6,901,704 | 57,465 | 2016年１月29日 | (589) |
| USD | 4 | JPY | 467 | 4 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 15,381 | JPY | 1,860,900 | 15,494 | 2016年１月29日 | (113) |
| USD | 47,008 | JPY | 5,652,000 | 47,060 | 2016年１月29日 | (52) |
| USD | 2 | JPY | 206 | 2 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 24,545 | JPY | 2,953,575 | 24,592 | 2016年１月29日 | (49) |
| 2015年合計 | | | | | | (1,479) |
| 2014年合計 | | | | | | (13,579) |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (1,479) |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (13,579) |

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの報酬体系は、Appendix（訳者注：原文の記載事項）に開示されています。
注記は財務諸表の一部を構成します。

## V　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

### 投資有価証券明細表

### 損益を通じて公正価値で測定する金融資産

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 時価(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **ミューチュアル・ファンド** | | | |
| **先進国市場－株式** | | | |
| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー<br>ジャナス・USトゥエンティ・ファンド<br>クラスＩ(米ドル)acc受益証券　アイルランドUCITS…… | 4,625,811 | 100.0 | 119,715,998 |
| 2015年投資有価証券合計…… | | 100.0 | 119,715,998 |
| 2014年投資有価証券合計…… | | 100.4 | 95,864,080 |

### 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 12,556,548 | USD | 102,818 | 104,549 | 2016年１月29日 | 1,731 |
| JPY | 136,643 | USD | 1,119 | 1,138 | 2016年１月29日 | 19 |
| JPY | 722,152,643 | USD | 5,907,807 | 6,012,823 | 2016年１月29日 | 105,016 |
| JPY | 7,862,128 | USD | 64,319 | 65,462 | 2016年１月29日 | 1,143 |
| JPY | 7,267,757 | USD | 60,164 | 60,513 | 2016年１月29日 | 349 |
| JPY | 78,694 | USD | 651 | 655 | 2016年１月29日 | 4 |
| JPY | 73,502 | USD | 612 | 612 | 2016年１月29日 | — |
| JPY | 6,720,600 | USD | 55,915 | 55,957 | 2016年１月29日 | 42 |
| JPY | 8,106,061 | USD | 67,344 | 67,493 | 2016年１月29日 | 149 |
| JPY | 88,523 | USD | 735 | 737 | 2016年１月29日 | 2 |
| JPY | 4,000,000 | USD | 33,238 | 33,305 | 2016年１月29日 | 68 |
| 2015年合計 | | | | | | 108,523 |
| 2014年合計 | | | | | | 41 |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 119,824,521 |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 95,864,121 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 85,391 | JPY | 10,373,516 | 86,372 | 2016年１月29日 | (981) |
| USD | 931 | JPY | 113,045 | 941 | 2016年１月29日 | (11) |
| USD | 90,632 | JPY | 10,997,914 | 91,571 | 2016年１月29日 | (939) |
| USD | 988 | JPY | 119,840 | 998 | 2016年１月29日 | (10) |
| USD | 32,775 | JPY | 3,965,200 | 33,015 | 2016年１月29日 | (241) |
| USD | 21,221 | JPY | 2,551,519 | 21,245 | 2016年１月29日 | (23) |
| USD | 184 | JPY | 22,120 | 184 | 2016年１月29日 | ― |
| USD | 16,718 | JPY | 2,011,181 | 16,746 | 2016年１月29日 | (28) |
| USD | 43,775 | JPY | 5,267,604 | 43,859 | 2016年１月29日 | (85) |
| USD | 479 | JPY | 57,650 | 480 | 2016年１月29日 | (1) |
| 2015年合計 | | | | | | (2,319) |
| 2014年合計 | | | | | | (19,196) |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (2,319) |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (19,196) |

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの報酬体系は、Appendix（訳者注：原文の記載事項）に開示されています。
注記は財務諸表の一部を構成します。

## VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

**投資有価証券明細表**

**損益を通じて公正価値で測定する金融資産**

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 時価(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **ミューチュアル・ファンド** | | | |
| **合同運用型スキーム** | | | |
| ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシー<br>ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド<br>クラスI(米ドル)inc受益証券　アイルランドUCITS …… | 5,672,363 | 100.2 | 74,421,399 |
| 2015年投資有価証券合計…… | | 100.2 | 74,421,399 |
| 2014年投資有価証券合計…… | | 100.2 | 94,936,676 |

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 16,206,255 | USD | 132,704 | 134,937 | 2016年１月29日 | 2,234 |
| JPY | 55,747 | USD | 456 | 464 | 2016年１月29日 | 8 |
| JPY | 769,102,534 | USD | 6,291,896 | 6,403,740 | 2016年１月29日 | 111,843 |
| JPY | 2,649,287 | USD | 21,673 | 22,059 | 2016年１月29日 | 385 |
| JPY | 7,530,316 | USD | 62,338 | 62,699 | 2016年１月29日 | 362 |
| JPY | 26,056 | USD | 216 | 217 | 2016年１月29日 | 1 |
| JPY | 26,281 | USD | 219 | 219 | 2016年１月29日 | — |
| JPY | 7,545,435 | USD | 62,778 | 62,825 | 2016年１月29日 | 48 |
| JPY | 4,946,749 | USD | 41,097 | 41,188 | 2016年１月29日 | 91 |
| JPY | 17,067 | USD | 142 | 142 | 2016年１月29日 | — |
| JPY | 1,196,702 | USD | 9,944 | 9,964 | 2016年１月29日 | 20 |
| 2015年合計 | | | | | | 114,992 |
| 2014年合計 | | | | | | 678 |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 74,536,391 |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 94,937,354 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 47,376 | JPY | 5,755,364 | 47,920 | 2016年１月29日 | (544) |
| USD | 163 | JPY | 19,858 | 165 | 2016年１月29日 | (2) |
| USD | 8,239 | JPY | 1,009,971 | 8,409 | 2016年１月29日 | (170) |
| USD | 45,916 | JPY | 5,563,221 | 46,321 | 2016年１月29日 | (404) |
| USD | 102 | JPY | 12,419 | 103 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 29,584 | JPY | 3,589,975 | 29,891 | 2016年１月29日 | (307) |
| USD | 8,249 | JPY | 998,175 | 8,311 | 2016年１月29日 | (62) |
| USD | 17,192 | JPY | 2,079,929 | 17,318 | 2016年１月29日 | (126) |
| USD | 3 | JPY | 352 | 3 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 752 | JPY | 90,511 | 754 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 11,792 | JPY | 1,419,082 | 11,816 | 2016年１月29日 | (24) |
| USD | 50 | JPY | 5,967 | 50 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 29,685 | JPY | 3,572,173 | 29,743 | 2016年１月29日 | (58) |
| 2015年合計 | | | | | | (1,699) |
| 2014年合計 | | | | | | (28,392) |
| 2015年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (1,699) |
| 2014年の損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (28,392) |

ジャナス・キャピタル・ファンド・ピーエルシーの報酬体系は、Appendix（訳者注：原文の記載事項）に開示されています。

注記は財務諸表の一部を構成します。

③ 【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

④ 【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

⑤ 【借入金明細表】

該当事項はありません。

次へ

# Statement of Financial Position

| | Janus Twenty Fund | | Janus Balanced Fund | | Janus Strategic Value Fund | | Janus Global Real Estate Fund | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | As of 31 December 2015 | As of 31 December 2014 | As of 31 December 2015 | As of 31 December 2014 | As of 31 December 2015 | As of 31 December 2014 | As of 31 December 2015 | As of 31 December 2014 |
| | USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| Current Assets | | | | | | | | |
| Financial assets at fair value through profit or loss | 119,824,521 | 95,804,121 | 61,959,662 | 63,065,866 | 67,309,662 | 75,628,573 | 74,536,394 | 94,937,354 |
| Cash and Foreign Currency | 784 | 415 | 474 | 226 | 549 | 288 | 587 | 574 |
| Receivables | | | | | | | | |
| Investments sold | 1,713,384 | — | 94,673 | 3,889 | 123,049 | 132,324 | 96,057 | 242,344 |
| Fund shares sold | 1,088,742 | 1,264,136 | 454,492 | 273,843 | 220,441 | 1,098,480 | 17,631 | 133,742 |
| Receivable from Manager | — | — | — | — | 46,509 | 17,021 | — | — |
| **Total Current Assets** | **122,527,426** | **97,068,672** | **62,494,308** | **63,343,828** | **67,699,212** | **78,846,896** | **74,650,686** | **93,313,819** |
| Current Liabilities | | | | | | | | |
| Financial liabilities at fair value through profit or loss | 2,124 | 19,146 | 1,101 | 15,154 | 1,474 | 13,574 | 1,669 | 28,392 |
| Cash and Foreign Currency | — | — | — | — | — | — | — | — |
| Payables | | | | | | | | |
| Investments purchased | 1,148,224 | 361,042 | 342,994 | — | 159,813 | 484,243 | 38,902 | — |
| Fund shares repurchased | 1,359,244 | 1,090,724 | 66,196 | 114,815 | 575,292 | 769,241 | 303,822 | 2,027,126 |
| Management fees | 25,474 | 21,721 | 13,068 | 14,765 | 46,509 | 17,021 | 15,749 | 21,848 |
| Unitholder Service fees | 84,501 | 67,678 | 44,374 | 46,932 | 46,509 | 51,573 | 53,045 | 65,517 |
| Distribution fees | 820 | 1,738 | 404 | 658 | 578 | 1,630 | 342 | 1,436 |
| Accounting, Administration and Transfer Agent fees | 4,614 | 1,620 | 2,329 | 1,302 | 2,602 | 1,271 | 2,878 | 1,616 |
| Accrued expenses | 18,544 | 14,823 | 12,481 | 13,678 | 11,671 | 14,317 | 14,262 | 13,616 |
| **Current Liabilities (excluding Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units)** | **2,844,150** | **1,568,542** | **483,247** | **612,302** | **795,053** | **1,351,945** | **392,968** | **2,161,349** |
| **Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units** | **119,683,286** | **95,500,130** | **62,011,061** | **64,753,526** | **66,904,159** | **75,494,951** | **74,257,718** | **93,152,470** |

Carl O'Sullivan
Director

Hans Vogel
Director

20 April 2016

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

| Janus Flexible Income Fund | | Janus High Yield Fund | |
|---|---|---|---|
| *As of 31 December 2015* | *As of 31 December 2014* | *As of 31 December 2015* | *As of 31 December 2014* |
| USD | USD | USD | USD |
| 340,611,019 | 388,822,008 | 238,561,846 | 328,603,825 |
| 1,278 | 2,689 | 1 | 534 |
| 231,273 | 360,480 | 933,387 | 679,405 |
| 1,222,064 | 2,574,234 | 91,510 | 1,051,589 |
| — | — | — | — |
| 342,065,634 | 391,868,417 | 239,586,744 | 330,335,353 |
| 1,506 | 44,871 | 1,508 | 41,790 |
| — | — | 25,686 | — |
| 307,833 | — | 194,185 | — |
| 1,619,963 | 2,305,755 | 1,984,771 | 3,346,256 |
| 72,697 | 88,342 | 51,500 | 75,414 |
| 132,644 | 150,861 | 149,599 | 201,753 |
| 9,114 | 17,507 | 2,926 | 5,524 |
| 13,175 | 6,596 | 9,458 | 5,632 |
| 45,855 | 36,081 | 36,238 | 31,506 |
| 2,202,787 | 2,650,013 | 2,455,911 | 3,707,875 |
| 339,862,847 | 389,218,404 | 237,130,833 | 326,627,478 |

# Statement of Comprehensive Income

| | *Janus Twenty Fund* | | *Janus Balanced Fund* | | *Janus Strategic Value Fund* | | *Janus Global Real Estate Fund* | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* |
| | USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| Investment Income: | | | | | | | | |
| Dividend | — | — | — | — | — | — | 1,624,772 | 1,533,415 |
| Net (loss)/gain on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss | 7,543,491 | 10,329,614 | 166,207 | 2,712,781 | (2,518,821) | 6,582,106 | (4,699,053) | 12,231,100 |
| Total Income | 7,543,491 | 10,329,614 | 166,207 | 2,712,781 | (2,518,821) | 6,582,106 | (3,074,281) | 13,764,515 |
| Expenses: | | | | | | | | |
| Management fees | 292,314 | 251,298 | 158,879 | 161,524 | 180,254 | 203,156 | 214,352 | 281,646 |
| Unitholder Service fees | 982,507 | 841,255 | 539,088 | 546,332 | 607,271 | 681,694 | 631,040 | 824,746 |
| Distribution fees | 13,201 | 24,341 | 7,267 | 11,465 | 9,406 | 13,455 | 9,302 | 21,318 |
| Audit fees | 7,017 | 7,730 | 7,017 | 7,730 | 7,017 | 7,730 | 7,017 | 7,730 |
| Accounting, Administration and Transfer Agent fees | 24,609 | 17,905 | 13,338 | 11,529 | 15,117 | 14,468 | 17,954 | 20,040 |
| Other fees | 78,800 | 44,496 | 44,471 | 30,062 | 50,570 | 36,456 | 61,145 | 48,945 |
| Total Expenses | 1,398,448 | 1,187,025 | 770,060 | 768,642 | 869,634 | 956,969 | 940,810 | 1,204,425 |
| Less Expense Reimbursement | — | — | — | — | (180,254) | (203,156) | — | — |
| Net Expenses after Expense Reimbursement | 1,398,448 | 1,187,025 | 770,060 | 768,642 | 689,380 | 753,813 | 940,810 | 1,204,425 |
| Net Operating Profit/(Loss) | 6,145,043 | 9,142,629 | (603,853) | 1,944,139 | (3,208,201) | 5,828,293 | (4,015,091) | 12,560,090 |
| Finance Costs | | | | | | | | |
| Dividends to Holders of Redeemable Units: | | | | | | | | |
| Net investment income — Class A$ (Distributing) | — | — | — | — | — | — | (228,617) | (301,683) |
| Net investment income — Class B$ (Distributing) | — | — | — | — | — | — | (900) | (2,053) |
| Net investment income — Class A¥ (Distributing) | — | — | — | — | — | — | (22,118) | (34,477) |
| Net investment income — Class B¥ (Distributing) | — | — | — | — | — | — | (31) | (91) |
| Total dividends to holders of redeemable Units | — | — | — | — | — | — | (251,666) | (338,304) |
| Net Increase/(Decrease) in Net Assets Resulting from Operations | 6,145,043 | 9,142,629 | (603,853) | 1,944,139 | (3,208,201) | 5,828,293 | (4,266,757) | 12,221,786 |

There are no gains or losses in the financial statements other than those dealt with in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

| Janus Flexible Income Fund | | Janus High Yield Fund | |
|---|---|---|---|
| Year Ended 31 December 2015 | Year Ended 31 December 2014 | Year Ended 31 December 2015 | Year Ended 31 December 2014 |
| USD | USD | USD | USD |
| 8,593,251 | 12,498,186 | 16,622,245 | 23,097,104 |
| (8,250,561) | 5,785,175 | (19,151,237) | (22,170,853) |
| 342,690 | 18,283,361 | (2,528,992) | 926,251 |
| 928,158 | 1,075,104 | 729,647 | 975,737 |
| 1,668,697 | 1,932,388 | 2,035,101 | 2,720,349 |
| 148,604 | 232,457 | 48,187 | 77,874 |
| 7,017 | 7,730 | 7,017 | 7,730 |
| 77,893 | 76,594 | 61,090 | 69,464 |
| 235,659 | 178,476 | 192,317 | 158,016 |
| 3,065,828 | 3,502,749 | 3,073,359 | 4,009,170 |
| — | — | — | — |
| 3,065,828 | 3,502,749 | 3,073,359 | 4,009,170 |
| (2,723,138) | 14,780,612 | (5,602,351) | (3,082,919) |
| — | — | (2,742,522) | (3,242,486) |
| — | — | — | — |
| — | — | (1,448,095) | (1,803,301) |
| — | — | — | — |
| — | — | (4,190,617) | (5,045,787) |
| (2,723,138) | 14,780,612 | (9,792,968) | (8,128,706) |

# Statements of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units

| | *Janus Twenty Fund* | | *Janus Balanced Fund* | | *Janus Strategic Value Fund* | | *Janus Global Real Estate Fund* | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* |
| | USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| Net Increase/(Decrease) in Net Assets Resulting from Operations | 8,145,043 | 9,142,629 | (603,853) | 1,944,139 | (3,208,201) | 5,828,293 | (4,266,757) | 12,221,786 |
| Capital Unit Transactions: | | | | | | | | |
| Units sold | 66,862,301 | 68,514,819 | 10,050,739 | 20,927,250 | 16,029,388 | 32,482,218 | 8,365,125 | 15,280,715 |
| Units repurchased | (48,824,188) | (70,891,454) | (12,189,351) | (18,110,743) | (21,411,978) | (41,795,554) | (22,993,120) | (55,514,456) |
| Net Increase/(Decrease) from Capital Unit Transactions | 18,038,113 | (2,376,635) | (2,138,612) | 2,816,507 | (5,382,591) | (9,313,336) | (14,627,995) | (40,233,741) |
| Net Increase/(Decrease) in Net Assets | 24,183,156 | 6,765,994 | (2,742,465) | 4,760,646 | (8,590,792) | (3,485,023) | (18,894,752) | (28,031,955) |
| Net Assets: | | | | | | | | |
| At beginning of year | 95,500,130 | 88,734,136 | 64,753,526 | 59,992,880 | 75,494,951 | 78,979,974 | 93,152,470 | 121,184,425 |
| At end of year | 119,683,286 | 95,500,130 | 62,011,061 | 64,753,526 | 66,904,159 | 75,494,951 | 74,257,718 | 93,152,470 |

The accompanying notes form an integral part of the financial statements.

| Janus Flexible Income Fund | | Janus High Yield Fund | |
|---|---|---|---|
| Year Ended 31 December 2015 | Year Ended 31 December 2014 | Year Ended 31 December 2015 | Year Ended 31 December 2014 |
| USD | USD | USD | USD |
| (2,723,138) | 14,780,612 | (9,792,968) | 8,128,706 |
| 54,192,229 | 62,325,123 | 15,816,354 | 94,476,277 |
| (100,824,648) | (134,283,847) | (95,520,031) | (140,427,343) |
| (46,632,419) | (71,958,724) | (79,703,677) | (45,951,066) |
| (49,355,557) | (57,178,112) | (89,496,645) | (54,079,772) |
| 389,218,404 | 446,396,516 | 326,627,478 | 380,707,250 |
| 339,862,847 | 389,218,404 | 237,130,833 | 326,627,478 |

# Notes to the Financial Statements

## 1. General Information

Janus Selection (the "Trust") has been authorised by the Central Bank as a Retail Investor AIF pursuant to Chapter 1 of the AIF Rulebook. The Manager has been authorised by the Central Bank as an AIFM pursuant to the AIFM Regulations and acts as the external AIFM of the Trust. The AIFM is responsible for ensuring compliance with AIFMD, including, without limitation, meeting with various organisational requirements and conduct of business rules, adopting and implementing a programme of activities and various policies and procedures (which address areas such as risk management, liquidity management and remuneration) and complying with ongoing capital, reporting and transparency obligations.

## 2. Accounting Policies

The significant accounting policies and estimation techniques adopted by the Trust are as follows:

### Basis of Presentation of Financial Statements

The financial statements are prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and the Unit Trusts Act, 1990. Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland ("Generally Accepted Accounting Practice in Ireland").

Statement of Compliance:
The financial statements are prepared in compliance with Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland ("FRS 102") issued by the Financial Reporting Council (FRC) and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and the Unit Trusts Act, 1990.

First-time adoption of FRS 102
FRS 102, The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland, replaced the extant Irish and UK GAAP accounting standards (i.e. SSAPs and FRSs) for accounting periods commencing on or after 1 January 2015.

In March 2016 amendments were made to paragraphs 34.22 and 34.42 of FRS 102, revising the fair value hierarchy disclosure requirements. An entity shall apply these amendments for accounting periods beginning on or after 1 January 2017. Early application is permitted. The Trust has early adopted the amendment to FRS102.

Management makes estimates and assumptions concerning the future. The resulting accounting estimates will, by definition, seldom equal the related actual results.

The financial statements have been prepared on a going concern basis for the Trust.

The Trust has availed of the exemption available to open-ended investment funds under FRS 102 not to prepare a cash flow statement.

### Historical Cost Convention

The financial statements are prepared under the historical cost convention as modified to include investments at valuation.

### Investment Valuation

An investment in an Underlying Fund shall be valued at the latest available unaudited Net Asset Value per Share of the Underlying Fund available from the Administrator. Investments in any other collective investment scheme will be valued at the latest available unaudited Net Asset Value.

Marketable investment securities held as current assets are stated at market value and profits and losses arising from this valuation are taken to the Statement of Comprehensive Income.

### Forward Currency Contracts

The Trust has entered into forward currency contracts for the purpose of Yen Class level hedging with the exception of the Class I¥ Units (for Qualified Institutional Investors only) of each of Janus Twenty Fund, Janus Balanced Fund, Janus Strategic Value Fund, Janus Global Real Estate Fund, Janus Flexible Income Fund and Janus High Yield Fund and the Class A¥ (Distributing) Units of the Janus High Yield Fund. The unrealised gain or loss on open forward foreign exchange contracts is calculated by reference to the difference between the contracted rate and the rate to close out the contract. Realised gains or losses include net gains on contracts, which have been settled or offset by other contracts.

Yen Class level hedges allocate realised and unrealised gains and losses solely to the relevant Yen Classes. While the Trust will attempt to hedge against currency exposure in the Yen Classes except for the Class I¥ Units (for Qualified Institutional Investors only) of each of Janus Twenty Fund, Janus Balanced Fund, Janus Strategic Value Fund, Janus Global Real Estate Fund, Janus Flexible Income Fund and Janus High Yield Fund and the Class A¥ (Distributing) Units of the Janus High Yield Fund, there can be no guarantee that the value of the Yen Classes will not be affected by the value of the Yen relative to the US Dollar.

### Investment Transactions and Investment Income

Investment transactions are accounted for on a trade date plus one basis. Realised gains and losses on investment transactions are calculated using the weighted average cost method.

Dividends are credited to the Statement of Comprehensive Income on the dates on which the relevant securities are listed as "ex-dividend." Income is shown gross of non-recoverable withholding tax.

### Distribution for Launched Share Classes

Proposed distributions to holders of redeemable shares are recognised in the Statement of Comprehensive Income when they are appropriately authorised. The Janus Flexible Income Fund and the Janus High Yield Fund intend to declare and distribute dividends at least monthly in respect of their Class A$ (Distributing) Units, Class B$ (Distributing) Units, Class B¥ (Distributing) Units, Class I$ (Distributing) Units and Class I¥ (Distributing) Units comprised off all or a portion of net investment income. All or some portion of net capital

# Notes to the Financial Statements

gains realised by any of the Distributing Classes of the Janus Flexible Income Fund and the Janus High Yield Fund on sales of portfolio securities may be declared and distributed periodically at the discretion of the Manager. The Janus Flexible Income Fund has no distributing classes in issue at 31 December 2015. Provided that the Janus Global Real Estate Fund shall have received a dividend from the Underlying Fund, the Janus Global Real Estate Fund intends to declare and distribute a dividend at least quarterly in respect of its Class A$ (Distributing) Units, Class A¥ (Distributing) Units, Class B$ (Distributing) Units, Class B¥ (Distributing) Units, Class I$ (Distributing) Units and Class I¥ (Distributing) Units comprised off all or a portion of net investment income. All or some portion of net capital gains realised by any of the Distributing Classes of the Janus Global Real Estate Fund on sales of portfolio securities are declared and distributed periodically at the discretion of the Manager. Prior to the date that the dividends are declared, the undistributed net investment income will be retained and reflected in the Net Asset Value of the relevant Classes. The Janus Balanced Fund, Janus Strategic Value Fund, Janus Twenty Fund and the non-distributing share classes of Janus Global Real Estate Fund, Janus Flexible Income Fund, Janus High Yield Fund do not intend to distribute net investment income or net realised or unrealised capital gains.

### Foreign Exchange Translation

*Functional and presentation currency*

Items included in the Trust financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Trust operates (the "functional currency"), which is US Dollars. All amounts disclosed in the financial statements are in US$ (the presentation currency).

*Transactions and balances*

Assets and liabilities denominated in currencies other than the base currency are translated into the base currency at the exchange rates ruling at the Statement of Financial Position date. Transactions in currencies other than the base currency are translated into the base currency at the exchange rates (whether official or otherwise) ruling at the dates of the transactions which the Administrator deems appropriate. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the Statement of Comprehensive Income in determining the result for the year.

## 3. Related Party Transactions

The Manager is responsible for the general management of the Trust's affairs. The Manager is a private limited liability company incorporated in Ireland. The Manager has appointed Janus Capital International Limited ("JCIL") as investment adviser and distributor of the Funds. JCIL is a company incorporated under the laws of England and Wales, which is regulated by the UK Financial Conduct Authority ("FCA"). Janus Capital Management LLC ("Janus"), which indirectly owns JCIL, is owned by Janus Capital Group Inc. Mr. Cheh is an officer of Janus Capital Group Inc., which indirectly owns JCIL. Mr. Cheh did not receive Directors' fees from the Trust. All transactions with related parties, Directors or any party in which they have a material interest are entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

### Connected Parties

The board of the Manager is satisfied that (i) there are arrangements (evidenced by written procedures) in place, to ensure that any transaction carried out with the Manager in respect of the Trust by JCIL, the Trustee and/or associated or group companies of these ("connected parties") are carried out as if negotiated at arm's length and that such transactions are in the best interests of the Unitholders; and (ii) that these arrangements were applied to all transactions with connected parties during the period. The board of the Manager is satisfied that transactions with connected parties entered into during the period were carried out as if negotiated at arm's length and were in the best interests of the Unitholders.

### Director's Remuneration to Director's Fees

The Directors of the Manager shall be entitled to a fee by way of remuneration for their services at a rate to be determined from time to time by the Directors. The Directors have agreed that the current amount of Directors' remuneration is an annual fee of €10,000 per annum per Director. Directors' fees paid by the Trust up to 31 December 2015 were $33,100 (approximately €30,000). Directors' fees paid up to 31 December 2014 were $40,258 (approximately €30,000).

### Management Fees

The Manager, who is also the AIFM, shall be entitled to receive a management fee out of the assets of each Fund. Such management fees shall be calculated as a percentage of the Net Asset Value of each Fund and shall accrue daily and be payable monthly in arrears.

In the case of each Fund, the management fee shall not exceed 0.25% per annum of the Net Asset Value of the Fund. The Manager shall discharge the fees of JCIL, the investment adviser, out of the management fees which it receives from the Funds.

### Administrator's Fees

The Administrator shall be entitled to receive as remuneration for its services to the Trust an annual base complex fee equivalent to US$35,000 per live Fund (the "Base Fee"). The Base Fee shall be applied on a pro rata basis to the live Funds in proportion to each Fund's Net Asset Value. The Base Fee shall accrue daily and be payable monthly in arrears. In addition to such fees, the Administrator is entitled to be reimbursed all reasonable out-of-pocket expenses incurred by it in the exercise of its duties in connection with the relevant Fund. Such repayment of out-of-pocket expenses shall be payable out of the assets of the relevant Fund. The Administrator's fees consist of accounting, administration and transfer agent fees as disclosed in the Statement of Comprehensive Income.

### Trustee's Fees

The Trustee shall be entitled to receive as remuneration for its services to the Trust a fee of 0.03% of the Net Asset Value of each Fund which shall accrue daily and be payable monthly in arrears. The Trustee shall also be entitled to a fee of up to US$25.00 for each security transaction out of the relevant Fund. In addition to such fees, the Trustee is also entitled to be reimbursed all reasonable out of pocket expenses incurred

# Notes to the Financial Statements

by it in the exercise of its duties in connection with the Funds. Such repayment of out-of-pocket expenses shall be payable out of the assets of the relevant Fund. The fees of any sub-custodian from time to time appointed by the Trustee shall be charged to the relevant Fund at normal commercial rates together with the transaction charges of the sub-custodian.

Unitholder Service Fees
A unitholder service fee per annum with respect to Class A Units and Class B Units is payable to JCIL, the distributor, out of the assets of the relevant Fund at the rate of up to 0.85% per annum of the Fund's average daily Net Asset Value attributable to such Class.

Distribution Fees
A distribution fee with respect to Class B Units is payable to JCIL, the distributor, out of the assets of each Fund at the rate of up to 0.50% per annum of the Fund's average daily Net Asset Value attributable to such Class. The distribution fee is calculated daily and payable monthly in arrears.

Fund Expense Caps
The Manager has agreed to waive all or a portion of its management fee to the extent necessary to ensure that the total administrator fees, trustee fees and out-of-pocket expenses in respect of the Funds (excluding management fees, out-of pocket expenses of the Manager and JCIL, Unitholder service fees and distribution fees, and any fees and expenses incurred by the Underlying Funds) allocated to each Class of Units in any fiscal period does not exceed the expense caps which are set out in the Prospectus. The Prospectus provides that the amount of such excess may be carried forward to succeeding fiscal periods; provided that such carried forward expenses will be subject to the Fund expense caps applicable to the relevant fiscal period. The contingent liability has not been disclosed, as the amount fluctuates on a daily basis and any recoupment will not cause the relevant Fund to exceed its expense cap. With respect to any Funds that are established by the Trust in the future, fees and expenses in excess of the Fund expense caps stipulated by the Manager may not be carried forward to succeeding fiscal periods and JCIL will waive such portion of its investment management fee in respect of such Funds to the extent necessary to ensure that the total expense caps for those Funds are not exceeded. The Manager has elected to operate the Janus Strategic Value Fund at expense caps which are lower than set out in the Prospectus. These lower expense caps are not subject to the carry forward above. The Underlying Funds are subject to certain fees and expenses, which are limited by expense caps. The expense caps applicable to the Underlying Funds at the date of this report are set out in the following schedule. The expense caps are applicable to both years ended, 31 December 2015 and 31 December 2014.

| Janus Capital Funds Plc — Underlying Funds | Expense Caps (%) |
|---|---|
| Janus US Twenty Fund | 1.20 Class I$acc |
| Janus Balanced Fund | 1.05 Class I$acc |
| Perkins US Strategic Value Fund | 1.75 Class I$acc |
| Janus Global Real Estate Fund | 1.25 Class I$inc |
| Janus Flexible Income Fund | 0.80 Class I$inc |
| Janus High Yield Fund | 0.90 Class I$inc |

## 4. Taxation

The Trust qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997 (as amended). Therefore it is not generally chargeable to Irish tax on its income or gains.

However, tax may arise on the happening of a chargeable event in the Trust. A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, cancellation, redemption or transfer of units and the holding of units at the end of each eight year period beginning with the acquisition of such units. The tax arising will be deducted at the time of the chargeable event. No tax will arise on the Trust in respect of chargeable events in respect of:

(i) a Unitholder who is not Irish Resident and not Ordinarily Resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided valid declarations in accordance with the provisions of the Tax Consolidation Act, 1997, as amended are held by the Trust or the Trust has been authorised by the Irish Revenue to make gross payments in the absence of appropriate declarations; and

(ii) certain exempted Irish resident investors who have provided the Trust with the necessary signed statutory declarations.

Dividend, interest and capital gains (if any) received on investments held by the Trust may be subject to taxes including withholding taxes imposed in the countries of origin and such taxes may not be recoverable by the Trust or its unitholders.

## 5. Cash at Bank

All cash balances were held by the Trustee for the financial years ended 31 December 2015 and 31 December 2014.

## 6. Soft Commission Arrangements

There were no soft commission arrangements in place during the financial years ended 31 December 2015 and 31 December 2014.

## 7. Efficient Portfolio Management

The Trust may, for the purposes of efficient portfolio management and hedging of currency risks, except in the case of Class I¥ Units (for Qualified Institutional Investors only) of each of Janus Twenty Fund, Janus Balanced Fund, Janus Strategic Value Fund, Janus Global Real Estate Fund, Janus Flexible Income Fund and Janus High Yield Fund and the Class A¥ (Distributing) Units of the Janus High Yield Fund enter into futures contracts or write call options and purchase put options on currencies provided that these transactions may only concern contracts which are traded on a regulated market operating regularly, being organised and open to the public. The Trust may also enter into forward purchases or sales of currencies or exchange currencies on the basis of "over the counter" arrangements with highly rated

# Notes to the Financial Statements

financial institutions specialising in this type of transaction. During the year, the Trust, except in the case of Class IY Units (for Qualified Institutional Investors only) of each of Janus Twenty Fund, Janus Balanced Fund, Janus Strategic Value Fund, Janus Global Real Estate Fund, Janus Flexible Income Fund and Janus High Yield Fund and the Class AY (Distributing) Units of the Janus High Yield Fund, entered into forward currency transactions for the purpose of hedging the value of certain Classes of Yen denominated Units. Contracts outstanding at 31 December 2015 are disclosed in the relevant Fund's Portfolio Investments.

## 8. Exchange Rates

The functional currency of the Trust is US Dollars. The following exchange rates have been used to translate assets and liabilities in currencies other than US Dollars:

| 31 December 2015 | 31 December 2014 |
|---|---|
| ¥ 120.18 | ¥ 119.76 |
| € 0.92 | € 0.83 |

The average foreign exchange rates being used to translate income and expenses in currencies other than US Dollars are:

| 31 December 2015 | 31 December 2014 |
|---|---|
| ¥ 120.98 | ¥ 113.88 |
| € 0.90 | € 0.75 |

## 9. Risk Factors and Other Special Consideration

In pursing their investment objectives set out in the Prospectus, each Fund holds an investment only in the corresponding Underlying Fund of Janus Capital Funds Plc. All of the risk monitoring and control is undertaken on the Underlying Fund. Details of the assessment and monitoring of risk as required by FRS 102 are contained in Note 13 of the financial statements of Janus Capital Funds Plc and are included in the Appendix.

### Investment Risk

There can be no assurance that a Fund or an Underlying Fund will achieve its investment objectives. Investment in securities issued by companies and governments of different nations and denominated in different currencies involves certain risks and may result in a fall in value of the Units. The value of Units may rise or fall with the value of the Underlying Fund as a result of the fluctuation of the capital value of the securities in which the Underlying Fund invests.

### Risk of Investing in an Underlying Fund

Each Fund will invest in the corresponding Underlying Fund. Investors in the Fund will be subject to an additional tier of management and administration expenses that would not apply if investors invested directly in an Underlying Fund.

### Liquidity and Settlement Risk

Each Fund and each Underlying Fund will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and may also bear the risk of settlement default.

### Risks Relating to Charges and Expenses

The Trust will be responsible for paying its fees and expenses regardless of the level of its profitability. In view of the fact that an investor may be required to pay a short-term transaction fee, or a Contingent Deferred Sales Charge ("CDSC") in respect of certain Classes, an investment in the Funds should be regarded by an investor as a medium to long-term investment.

### Fair Value Estimation

On initial application of FRS 102, in accounting for its financial instruments a reporting entity is required to apply either a) the full requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, b) the recognition and measurement provisions of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, or c) the recognition and measurement provisions of IFRS 9 Financial Instruments and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments. The Trust has chosen to apply the recognition and measurement provisions of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments. The fair value hierarchy has the following levels:

Level 1 – Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 – Prices determined using other significant observable inputs. Observable inputs are inputs that reflect the assumptions market participants would use in pricing a security and are developed based on market data obtained from sources independent of the reporting entity.

Level 3 – Prices determined using significant unobservable inputs. In situations where quoted prices or observable inputs are unavailable or deemed less relevant (for example, when there is little or no market activity for an investment at the end of the year), unobservable inputs are inputs that reflect the reporting entity's own assumptions about the factors market participants would use in pricing the security and would be based on the best information available under the circumstances.

Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement and consideration of factors specific to the asset or liability.

The Underlying Funds are Level 1 and the Forwards Currency Contracts are Level 2.

### Financial Liabilities

Substantially all of the financial liabilities for each Fund incur no interest payments. Gains and losses in the Trust's Statement of Comprehensive Income arose in the normal course of business.

### Fair Value of Financial Assets and Financial Liabilities

All of the financial assets and liabilities of the Funds are stated at fair value.

# Notes to the Financial Statements

There has been no change in the risk management policy since the Trust became an Alternative Investment Fund on 12 August 2014.

### Currency Exchange Risk

The Class I¥ Units (for Qualified Institutional Investors only) of each of Janus Twenty Fund, Janus Balanced Fund, Janus Strategic Value Fund, Janus Global Real Estate Fund, Janus Flexible Income Fund and Janus High Yield Fund and the Class A¥ (Distributing) Units of the Janus High Yield Fund do not operate Class level hedging and accordingly any investment in these Classes may be exposed to currency exchange risk.

### Counterparty And Settlement Risk

Counterparty risk involves the risk that a counterparty or third party will not fulfil its obligations to the Underlying Fund. An Underlying Fund may be exposed to counterparty risk through investments such as repurchase agreements, debt securities and financial derivative instruments, including various types of swaps, futures and options. The relevant sub-investment adviser may instruct the Trustee to settle transactions on a delivery free of payment basis where they believe that this form of settlement is appropriate. Unitholders should be aware, however, that this may result in a loss to the Underlying Fund if a transaction fails to settle and the Trustee of the Underlying Fund will not be liable to the Underlying Fund or to shareholders in the Underlying Fund for such a loss, provided the Trustee of the Underlying Fund has acted in good faith in making any such delivery or payment.

The Manager undertakes a detailed review of all counterparties before any arrangements are entered into. The credit quality of all counterparties is monitored on a regular basis. Details of the counterparties are included in the Portfolio Investments. The Manager monitors this risk by monitoring the credit quality and financial position of the Trustee.

### Credit Risk

The Trust will be exposed to a credit risk on parties with whom it trades and will also bear the risk of settlement default. The Trust minimises concentrations of credit risk by undertaking transactions with a large number of customers and counterparties on recognised and reputable exchanges. The Manager monitors this risk by monitoring the credit quality and financial position of the Trustee. The Trustee's credit rating at 31 December 2015 is A (31 December 2014: A).

# Notes to the Financial Statements

## 10. Net Asset Comparison

| | 31 December 2015 | | 31 December 2014 | | 31 December 2013 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | Net Assets | NAV Per Share | Net Assets | NAV Per Share | Net Assets | NAV Per Share |
| Janus Twenty Fund | | | | | | |
| Class A$ | $ 110,884,099 | $ 231.54 | $ 85,299,995 | $ 219.93 | $ 76,281,761 | $ 201.24 |
| Class B$ | $ 1,816,498 | $ 215.91 | $ 3,372,719 | $ 206.14 | $ 6,029,015 | $ 189.57 |
| Class A¥ | $ 5,972,389 | ¥ 19,818.28 | $ 5,434,184 | ¥ 18,826.00 | $ 4,442,712 | ¥ 17,204.00 |
| Class B¥ | $ 65,242 | ¥ 18,478.58 | $ 69,734 | ¥ 17,634.00 | $ 119,316 | ¥ 16,161.00 |
| Class I¥ | $ 945,058 | ¥ 26,302.47 | $ 1,323,498 | ¥ 24,695.00 | $ 1,861,332 | ¥ 19,698.00 |
| Janus Balanced Fund | | | | | | |
| Class A$ | $ 56,075,628 | $ 196.49 | $ 58,232,116 | $ 198.20 | $ 52,752,706 | $ 190.33 |
| Class B$ | $ 848,716 | $ 183.29 | $ 1,758,448 | $ 185.81 | $ 2,507,829 | $ 179.33 |
| Class A¥ | $ 4,924,720 | ¥ 15,783.34 | $ 4,428,907 | ¥ 15,986.00 | $ 4,217,514 | ¥ 15,388.00 |
| Class B¥ | $ 90,436 | ¥ 14,723.57 | $ 115,406 | ¥ 14,988.00 | $ 99,734 | ¥ 14,497.00 |
| Class I¥ | $ 101,561 | ¥ 20,874.49 | $ 218,649 | ¥ 20,805.00 | $ 415,097 | ¥ 17,417.00 |
| Janus Strategic Value Fund | | | | | | |
| Class A$ | $ 61,611,514 | $ 221.52 | $ 68,157,157 | $ 232.19 | $ 69,669,356 | $ 215.84 |
| Class B$ | $ 1,388,567 | $ 206.61 | $ 2,124,234 | $ 217.65 | $ 2,918,805 | $ 203.34 |
| Class A¥ | $ 3,698,943 | ¥ 18,671.90 | $ 4,029,418 | ¥ 19,601.00 | $ 5,290,067 | ¥ 18,228.00 |
| Class B¥ | $ 253 | ¥ 17,371.48 | $ 45,830 | ¥ 18,450.00 | $ 62,156 | ¥ 17,235.00 |
| Class I¥ | $ 204,882 | ¥ 20,201.11 | $ 1,138,312 | ¥ 20,922.00 | $ 1,039,590 | ¥ 16,954.00 |
| Janus Global Real Estate Fund | | | | | | |
| Class A$ | $ 66,233,687 | $ 125.66 | $ 70,671,642 | $ 132.50 | $ 102,390,781 | $ 118.57 |
| Class B$ | $ 871,998 | $ 124.23 | $ 2,968,152 | $ 131.32 | $ 5,092,022 | $ 117.79 |
| Class A¥ | $ 6,497,084 | ¥ 11,025.78 | $ 8,165,227 | ¥ 11,675.00 | $ 10,356,175 | ¥ 10,472.00 |
| Class B¥ | $ 10,914 | ¥ 10,886.84 | $ 97,471 | ¥ 11,567.00 | $ 232,528 | ¥ 10,392.00 |
| Class I¥ | $ 644,035 | ¥ 14,523.30 | $ 2,249,978 | ¥ 15,101.00 | $ 3,112,919 | ¥ 11,755.00 |
| Janus Flexible Income Fund | | | | | | |
| Class A$ | $ 305,694,356 | $ 187.87 | $ 337,642,845 | $ 189.29 | $ 377,874,321 | $ 182.13 |
| Class B$ | $ 20,451,381 | $ 175.20 | $ 37,973,879 | $ 177.41 | $ 52,031,703 | $ 171.55 |
| Class A¥ | $ 12,883,598 | ¥ 14,445.67 | $ 12,884,289 | ¥ 14,663.00 | $ 15,091,729 | ¥ 14,178.00 |
| Class B¥ | $ 301,313 | ¥ 13,507.63 | $ 341,541 | ¥ 13,780.00 | $ 633,050 | ¥ 13,394.00 |
| Class I¥ | $ 532,199 | ¥ 17,667.62 | $ 375,850 | ¥ 17,660.00 | $ 765,713 | ¥ 14,871.00 |
| Janus High Yield Fund | | | | | | |
| Class A$ | $ 156,873,075 | $ 212.13 | $ 217,857,580 | $ 218.04 | $ 244,296,273 | $ 219.16 |
| Class A$ dis | $ 42,534,997 | $ 87.74 | $ 54,053,680 | $ 95.27 | $ 64,523,569 | $ 100.80 |
| Class B$ | $ 6,366,368 | $ 197.85 | $ 11,634,291 | $ 204.37 | $ 17,067,513 | $ 206.45 |
| Class A¥ | $ 8,153,606 | ¥ 16,639.17 | $ 11,783,258 | ¥ 17,192.00 | $ 17,734,707 | ¥ 17,334.00 |
| Class A¥ dis | $ 22,135,366 | ¥ 10,259.17 | $ 29,539,113 | ¥ 11,101.00 | $ 34,873,056 | ¥ 10,325.00 |
| Class B¥ | $ 263,738 | ¥ 15,493.58 | $ 337,899 | ¥ 16,089.00 | $ 525,678 | ¥ 16,304.00 |
| Class I¥ | $ 803,683 | ¥ 19,437.03 | $ 1,421,657 | ¥ 19,769.00 | $ 1,686,354 | ¥ 17,348.00 |

# Notes to the Financial Statements

## 11. Capital Unit Transactions

Voting Rights: Each Unitholder shall be entitled to one vote in respect of each Unit (save that a fractional Unit shall not carry any voting rights) in relation to any matters relating to the Trust which are submitted to Unitholders for a vote by poll. Each Unitholder may attend and vote at any such meeting in person or by proxy. A resolution approved in writing by at least 50% of the votes cast in the case of the Trust or Fund, as appropriate, shall for all purposes be treated as a duly passed ordinary resolution of the Trust or the Fund, as appropriate. In matters affecting only a particular Fund, only Unitholders of that Fund shall be entitled to vote. The above rules shall apply in like manner to meetings of any class in a Fund.

Redeemable Units: A Unitholder may make a request to redeem all or any of his Units on any Business Day. If a redemption causes a Unitholder's holding in a Fund or Class of Units to fall below the minimum initial investment for such Units, the Manager or the Administrator may redeem the whole of that Unitholder's holding in such Fund or Class of Units. For all Funds, the Manager is entitled to limit the number of Units of any Fund redeemed on any Business Day (including Units redeemed as part of an exchange of Units from one Fund to another) to 10% of the total number of Units of that Fund in issue. In this event, the limitation will apply pro rata so that all Unitholders wishing to have Units of that Fund redeemed on that Business Day realise the same proportion of such Units. Units not redeemed, but which would otherwise have been redeemed, will be treated as if a request had been made in respect of the next Business Day and all following Business Days until the original request has been satisfied in full and will be valued at the Net Asset Value per Unit prevailing on that Business Day (with redeeming Unitholders assuming the risks associated with any change in the Net Asset Value per Unit on such Business Days). On such subsequent Business Days deferred requests will be satisfied in priority to later requests and in the order that such requests were initially received.

For the financial year ended 31 December 2015

| | Class A$ | | Class B$ | | Class A¥ | | Class B¥ | | Class I¥ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Janus Twenty Fund | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 387,854 | 43,035,344 | 16,362 | (7,024,279) | 34,569 | 3,016,602 | 473 | (899,875) | 6,418 | 88,835 |
| Units issued | 281,099 | 64,190,526 | 413 | 85,792 | 12,715 | 2,061,014 | - | - | 2,455 | 520,967 |
| Units redeemed | (190,045) | (44,214,413) | (8,362) | (1,798,827) | (11,067) | (1,813,191) | (49) | (7,420) | (4,555) | (690,337) |
| At end of period | 478,908 | 63,011,457 | 8,413 | (8,733,314) | 36,217 | 3,264,227 | 424 | (907,295) | 4,318 | (580,535) |

| | Class A$ | | Class B$ | | Class A¥ | | Class B¥ | | Class I¥ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Janus Balanced Fund | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 293,802 | 37,288,342 | 9,463 | (17,256,797) | 33,179 | 3,088,257 | 922 | (2,008,113) | 1,258 | (38,904) |
| Units issued | 44,495 | 8,861,678 | 148 | 27,885 | 8,095 | 1,071,095 | - | - | 515 | 96,081 |
| Units redeemed | (52,911) | (10,507,863) | (4,980) | (923,880) | (3,775) | (497,984) | (429) | (52,784) | (1,188) | (206,933) |
| At end of period | 285,386 | 35,622,157 | 4,631 | (18,152,792) | 37,499 | 3,662,368 | 493 | (2,052,897) | 585 | (155,682) |

| | Class A$ | | Class B$ | | Class A¥ | | Class B¥ | | Class I¥ | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Janus Strategic Value Fund | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 293,538 | 38,500,354 | 8,760 | (13,838,061) | 24,823 | 2,341,204 | 294 | (1,501,187) | 6,516 | 476,297 |
| Units issued | 61,511 | 13,923,974 | 4,779 | 1,006,939 | 3,957 | 947,814 | 1 | - | 857 | 147,861 |
| Units redeemed | (77,328) | (17,619,322) | (7,818) | (1,623,897) | (6,773) | (1,073,816) | (297) | (45,336) | (6,154) | (1,049,600) |
| At end of period | 278,131 | 34,805,006 | 5,721 | (14,252,019) | 21,808 | 2,215,202 | 2 | (1,546,443) | 1,219 | (431,448) |

| | Class A$ (Distributing) | | Class B$ (Distributing) | | Class A¥ (Distributing) | | Class B¥ (Distributing) | | Class I¥ (Non-distributing) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Janus Global Real Estate Fund | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 601,280 | 27,820,562 | 22,603 | (12,605,741) | 83,760 | 6,059,370 | 1,009 | 1,315,562 | 17,845 | 1,256,607 |
| Units issued | 40,138 | 7,860,174 | - | - | 2,028 | 191,202 | - | - | 1,477 | 180,830 |
| Units redeemed | (134,352) | (17,710,620) | (15,584) | (2,041,545) | (14,972) | (1,444,975) | (880) | (80,168) | (13,993) | (1,712,812) |
| At end of period | 527,069 | 18,080,116 | 7,019 | (12,807,286) | 70,816 | 4,805,114 | 129 | 1,252,394 | 5,329 | (469,275) |

| | Class A$ (Non-distributing) | | Class B$ (Non-distributing) | | Class A¥ (Non-distributing) | | Class B¥ (Non-distributing) | | Class I¥ (Non-distributing) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Janus Flexible Income Fund | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 1,703,888 | 206,569,869 | 214,040 | (92,351,570) | 105,230 | 6,187,343 | 2,964 | (6,327,495) | 2,548 | (153,706) |
| Units issued | 264,535 | 50,935,903 | 3,004 | 331,539 | 21,940 | 2,654,801 | - | - | 4,439 | 568,186 |
| Units redeemed | (421,054) | (80,013,624) | (100,312) | (17,853,108) | (19,986) | (2,423,636) | (587) | (32,697) | (3,367) | (501,583) |
| At end of period | 1,627,369 | 176,912,170 | 116,732 | (109,873,138) | 107,184 | 6,418,308 | 2,380 | (6,360,192) | 3,620 | 4,895 |

| | Class A$ (Non-distributing) | | Class B$ (Non-distributing) | | Class A¥ (Non-distributing) | | Class B¥ (Non-distributing) | | Class A$ (Distributing) | | Class A¥ (Distributing) | | Class I¥ (Non-distributing) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| Janus High Yield Fund | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 999,383 | 143,566,591 | 56,927 | (46,429,771) | 82,083 | 10,487,649 | 2,515 | (4,691,872) | 947,371 | 57,366,288 | 318,687 | 37,403,412 | 8,613 | 146,055 |
| Units issued | 46,352 | 10,302,015 | 242 | 51,158 | 2,296 | 327,475 | - | - | 36,977 | 3,487,401 | 16,352 | 1,487,455 | 895 | 158,850 |
| Units redeemed | (306,031) | (57,671,853) | (24,991) | (5,158,791) | (25,488) | (3,683,355) | (469) | (63,096) | (119,578) | (11,222,088) | (75,737) | (8,954,490) | (4,539) | (766,358) |
| At end of period | 739,704 | 96,196,753 | 32,178 | (51,537,404) | 58,891 | 7,131,769 | 2,046 | (4,754,968) | 484,770 | 49,631,602 | 259,302 | 31,944,377 | 4,969 | (469,453) |

# Notes to the Financial Statements

## 11. Capital Unit Transactions (Continued)

For the financial year ended 31 December 2014

| Janus Twenty Fund | Class A$ | | Class B$ | | Class AY | | Class BY | | Class IY | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 379,067 | 42,871,605 | 10,804 | (4,030,567) | 27,180 | 1,846,380 | 777 | (852,300) | 9,949 | 766,653 |
| Units issued | 318,755 | 64,478,190 | 796 | 156,215 | 14,881 | 1,271,362 | 105 | 16,024 | 3,071 | 503,128 |
| Units redeemed | (309,998) | (64,314,540) | (16,241) | (3,140,747) | (12,512) | (2,101,370) | (409) | (63,590) | (6,602) | (1,271,200) |
| At end of period | 387,824 | 43,035,344 | 10,362 | (7,024,279) | 29,549 | 1,016,452 | 473 | (899,875) | 6,418 | 88,633 |

| Janus Balanced Fund | Class A$ | | Class B$ | | Class AY | | Class BY | | Class IY | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 277,157 | 34,031,601 | 13,984 | (16,435,281) | 28,858 | 2,460,777 | 724 | (2,029,388) | 2,339 | 178,519 |
| Units issued | 97,154 | 18,977,491 | 1,577 | 292,135 | 10,078 | 1,498,227 | 293 | 43,062 | 674 | 146,335 |
| Units redeemed | (80,509) | (15,740,840) | (6,098) | (1,123,561) | (5,757) | (898,747) | (95) | (13,287) | (2,325) | (163,809) |
| At end of period | 293,802 | 37,268,342 | 9,463 | (17,266,707) | 33,179 | 3,060,257 | 922 | (2,000,113) | 1,298 | (38,804) |

| Janus Strategic Value Fund | Class A$ | | Class B$ | | Class AY | | Class BY | | Class IY | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 322,777 | 45,731,146 | 14,354 | (12,674,537) | 10,557 | 3,454,132 | 592 | (1,486,800) | 6,456 | 460,114 |
| Units issued | 140,903 | 33,764,423 | 222 | 47,244 | 7,717 | 1,332,198 | – | – | 2,057 | 338,333 |
| Units redeemed | (170,142) | (37,997,267) | (4,816) | (1,010,760) | (13,653) | (2,444,122) | (82) | (14,207) | (1,977) | (329,170) |
| At end of period | 293,538 | 38,500,374 | 9,760 | (13,638,053) | 24,621 | 2,342,204 | 298 | (1,501,007) | 6,536 | 470,297 |

| Janus Global Real Estate Fund | Class A$ (Distributing) | | Class B$ (Distributing) | | Class AY (Distributing) | | Class BY (Distributing) | | Class IY (Non-distributing) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 693,581 | 61,928,984 | 43,231 | (8,277,266) | 104,125 | 8,230,144 | 2,559 | 1,498,109 | 27,884 | 2,252,883 |
| Units issued | 111,699 | 14,046,918 | 65 | 8,146 | 8,309 | 683,404 | – | – | 4,355 | 522,249 |
| Units redeemed | (371,597) | (48,175,318) | (20,693) | (2,626,501) | (26,674) | (2,854,478) | (1,547) | (142,547) | (14,304) | (1,715,522) |
| At end of period | 433,683 | 27,800,562 | 22,603 | (10,895,621) | 85,760 | 6,059,070 | 1,009 | 1,355,562 | 17,895 | 1,059,607 |

| Janus Flexible Income Fund | Class A$ (Non-distributing) | | Class B$ (Non-distributing) | | Class AY (Non-distributing) | | Class BY (Non-distributing) | | Class IY (Non-distributing) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 2,074,786 | 261,228,501 | 303,296 | (76,613,564) | 112,079 | 7,084,031 | 4,676 | (6,663,672) | 5,421 | 266,889 |
| Units issued | 309,003 | 52,488,015 | 4,543 | 603,558 | 23,652 | 3,312,660 | – | – | 1,526 | 220,634 |
| Units redeemed | (600,101) | (112,027,647) | (93,602) | (16,541,305) | (30,501) | (4,209,378) | (2,008) | (263,823) | (4,399) | (641,436) |
| At end of period | 1,783,688 | 206,588,869 | 214,240 | (92,551,520) | 105,230 | 6,187,313 | 2,668 | (6,927,495) | 2,548 | (153,708) |

| Janus High Yield Fund | Class A$ (Non-distributing) | | Class A$ (Distributing) | | Class B$ (Non-distributing) | | Class AY (Non-distributing) | | Class AY (Distributing) | | Class BY (Non-distributing) | | Class IY (Non-distributing) | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD | Units | USD |
| At beginning of year | 1,114,715 | 168,787,745 | 643,134 | 64,538,074 | 82,671 | (40,977,710) | 107,725 | 14,639,246 | 355,607 | 40,869,840 | 3,385 | (4,549,655) | 10,235 | 430,885 |
| Units issued | 332,954 | 75,018,011 | 87,863 | 8,949,012 | 1,824 | 390,844 | 23,641 | 4,005,449 | 57,623 | 5,717,551 | 64 | 14,830 | 1,725 | 291,523 |
| Units redeemed | (446,488) | (100,239,283) | (180,446) | (26,117,797) | (27,568) | (5,842,899) | (49,283) | (8,287,846) | (94,543) | (9,211,978) | (974) | (137,087) | (3,340) | (567,330) |
| At end of year | 999,181 | 143,566,501 | 562,321 | 57,369,289 | 56,927 | (40,429,771) | 82,083 | 10,357,849 | 318,687 | 37,375,412 | 2,515 | (4,691,872) | 8,615 | 146,078 |

# Notes to the Financial Statements

## 12. Net Gains and Losses on Financial Assets and Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

The following table details the gains and losses from financial assets and liabilities at fair value through profit or loss for the financial year ended 31 December 2015 and 31 December 2014.

| | *Janus Twenty Fund* | | *Janus Balanced Fund* | | *Janus Strategic Value Fund* | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| *For the financial year ended 31 December 2015 and 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* |
| | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| Net realised gain/(loss) | | | | | | |
| Net realised gain on Investments | 7,170,100 | 11,028,058 | 3,045,920 | 4,483,910 | 3,339,763 | 7,417,910 |
| Net realised (loss)/gain on Forward Currency Contracts | (171,738) | (721,669) | (147,065) | (621,566) | (141,834) | (566,417) |
| Net realised (loss)/gain on Foreign Exchange | (9,592) | (1,393) | (1,273) | (861) | (521) | 2,790 |
| Net unrealised gain/(loss) | | | | | | |
| Net unrealised gain/(loss) on Investments | 429,362 | (13,828) | (2,832,915) | (1,187,373) | (5,794,115) | (326,248) |
| Net unrealised gain/(loss) on Forward Currency Contracts | 125,359 | 38,486 | 101,540 | 38,671 | 77,887 | 54,071 |
| Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss | 7,543,491 | 10,329,654 | 166,207 | 2,712,781 | (2,518,821) | 6,582,106 |

| | *Janus Global Real Estate Fund* | | *Janus Flexible Income Fund* | | *Janus High Yield Fund* | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| *For the financial year ended 31 December 2015 and 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* | *Year Ended 31 December 2015* | *Year Ended 31 December 2014* |
| | USD | USD | USD | USD | USD | USD |
| Net realised gain/(loss) | | | | | | |
| Net realised gain on Investments | 5,031,086 | 11,813,844 | 4,960,484 | 8,453,322 | (1,851,452) | 3,418,927 |
| Net realised gain/(loss) on Forward Currency Contracts | (238,987) | (1,380,868) | (422,836) | (2,105,533) | (318,460) | (2,078,732) |
| Net realised (loss)/gain on Foreign Exchange | (5,829) | (1,291) | 6,549 | (3,072) | (1,985) | (15,503) |
| Net unrealised gain/(loss) | | | | | | |
| Net unrealised (loss)/gain on Investments | (9,626,331) | 1,695,183 | (13,067,039) | (708,583) | (17,168,480) | (23,681,453) |
| Net unrealised gain/(loss) on Forward Currency Contracts | 141,008 | 104,233 | 272,291 | 149,041 | 189,140 | 185,908 |
| Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss | (4,699,053) | 12,231,100 | (8,250,561) | 5,785,175 | (19,151,237) | (22,170,853) |

## 13. Statement of Changes in the Composition of Portfolio

A complete statement of changes in the composition of portfolio will be made available to Unitholders on request, free of charge.

## 14. Auditors' Remuneration

Fees and expenses paid to our statutory auditors, PricewaterhouseCoopers Ireland, in respect of the financial year are as follows:

| | **As at 31 December 2015** | **As at 31 December 2014** |
|---|---|---|
| Audit of financial statements | $66,909 | $63,387 |
| Other assurance services | – | – |
| | $66,909 | $63,387 |

# Notes to the Financial Statements

## 15. Significant Events During the Financial Year

The Manager issued a revised prospectus on 28 January 2015. Details of the changes included in the updated Prospectus are listed in the Background of the Trust on page 2.

With effect from 31 December 2015, Citibank International Limited, Ireland Branch was replaced with Citi Depositary Services Ireland Limited as depositary of the Trust. The change of depositary of the Trust was approved by the Central Bank. In addition, the Central Bank noted the deed novation to the Custodial Services Agreement between the Company, Citibank International Limited, Ireland Branch and Citi Depositary Services Ireland Limited entered into between these parties to effect the change of depositary of the Company.

## 16. Subsequent Events

The Manager issued an updated prospectus on 4 January 2016. Details of the changes included in the updated Prospectus are listed in the Background of the Trust on page 3.

There have been no other significant events affecting the Trust since the financial year end.

## 17. Approval Of The Financial Statements

The financial statements were approved by the board of directors of the Manager on 20 April 2016.

# Janus Flexible Income Fund

## Portfolio Investments

**Financial Assets at fair value through profit or loss**

| *Shares or Principal Amount* | | *Percentage of Net Assets (%)* | *Market Value (USD)* |
|---|---|---|---|
| **Mutual Fund** | | | |
| **Collective Investment Schemes** | | | |
| 28,084,297 | Janus Capital Funds Plc, Janus Flexible Income Fund, Class I Inc Shares, Irish UCITS | 100.2 | 340,381,683 |
| 2015 Total Investments | | 100.2 | 340,381,683 |
| 2014 Total Investments | | 99.9 | 388,821,588 |

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| *Currency Purchased* | | *Currency Sold* | | *Currency Market Value (USD)* | *Settle Date* | *Unrealised Appreciation (USD)* |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| JPY | 1,538,815,109 | USD | 12,588,783 | 12,812,559 | 29-Jan-16 | 223,776 |
| JPY | 36,279,243 | USD | 296,794 | 302,070 | 29-Jan-16 | 5,275 |
| JPY | 9,207,321 | USD | 76,578 | 76,662 | 29-Jan-16 | 85 |
| JPY | 9,617,979 | USD | 79,919 | 80,082 | 29-Jan-16 | 162 |
| JPY | 1,452,926 | USD | 12,060 | 12,097 | 29-Jan-16 | 38 |
| 2015 Total | | | | | | 229,336 |
| 2014 Total | | | | | | 420 |
| 2015 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | | | | | | 340,611,019 |
| 2014 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | | | | | | 388,822,008 |

**Financial Liabilities at fair value through profit or loss**

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| *Currency Purchased* | | *Currency Sold* | | *Currency Market Value (USD)* | *Settle Date* | *Unrealised (Depreciation) (USD)* |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| USD | 720 | JPY | 87,915 | 732 | 29-Jan-16 | (12) |
| USD | 21 | JPY | 2,595 | 22 | 29-Jan-16 | — |
| USD | 67,293 | JPY | 8,248,807 | 68,681 | 29-Jan-16 | (1,388) |
| USD | 248 | JPY | 29,964 | 249 | 29-Jan-16 | (1) |
| USD | 9,372 | JPY | 1,132,175 | 9,427 | 29-Jan-16 | (55) |
| USD | 319 | JPY | 38,337 | 319 | 29-Jan-16 | — |
| USD | 13,285 | JPY | 1,596,722 | 13,295 | 29-Jan-16 | (10) |
| USD | 17,656 | JPY | 2,125,253 | 17,695 | 29-Jan-16 | (39) |
| USD | 439 | JPY | 52,849 | 440 | 29-Jan-16 | (1) |
| 2015 Total | | | | | | (1,506) |
| 2014 Total | | | | | | (44,871) |
| 2015 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | | | | | | (1,506) |
| 2014 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | | | | | | (44,871) |

The fee structure for the Janus Capital Funds Plc is disclosed in the Appendix.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

# Janus High Yield Fund

## Portfolio Investments

**Financial Assets at fair value through profit or loss**

| Shares or Principal Amount | | Percentage of Net Assets (%) | Market Value (USD) |
|---|---|---|---|
| **Mutual Fund** | | | |
| **Collective Investment Schemes** | | | |
| 28,081,548 | Janus Capital Funds Plc. Janus High Yield Fund. Class IInc Shares, Irish UCITS | 100.5 | 238,412,342 |
| 2015 Total Investments | | 100.5 | 238,412,342 |
| 2014 Total Investments | | 100.6 | 328,603,179 |

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised Appreciation (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| JPY | 193,292 | USD | 1,593 | 1,609 | 29-Jan-16 | 27 |
| JPY | 5,858,560 | USD | 47,972 | 48,780 | 29-Jan-16 | 807 |
| JPY | 32,848,855 | USD | 268,731 | 273,508 | 29-Jan-16 | 4,777 |
| JPY | 988,839,603 | USD | 8,089,528 | 8,233,326 | 29-Jan-16 | 143,797 |
| JPY | 5,002,597 | USD | 41,561 | 41,653 | 29-Jan-16 | 92 |
| JPY | 238,674 | USD | 1,983 | 1,987 | 29-Jan-16 | 4 |
| 2015 Total | | | | | | 149,504 |
| 2014 Total | | | | | | 646 |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 238,561,846 |
| 2014 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 328,603,825 |

**Financial Liabilities at fair value through profit or loss**

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised (Depreciation) (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| USD | 759 | JPY | 92,264 | 768 | 29-Jan-16 | (9) |
| USD | 22,751 | JPY | 2,763,895 | 23,013 | 29-Jan-16 | (261) |
| USD | 22,369 | JPY | 2,741,984 | 22,830 | 29-Jan-16 | (461) |
| USD | 16,672 | JPY | 2,010,921 | 16,818 | 29-Jan-16 | (147) |
| USD | 1,290 | JPY | 156,572 | 1,304 | 29-Jan-16 | (13) |
| USD | 38,634 | JPY | 4,688,102 | 39,034 | 29-Jan-16 | (400) |
| USD | 2,271 | JPY | 274,477 | 2,285 | 29-Jan-16 | (14) |
| USD | 87 | JPY | 10,476 | 87 | 29-Jan-16 | (1) |
| USD | 35,266 | JPY | 4,244,089 | 35,337 | 29-Jan-16 | (72) |
| USD | 10,673 | JPY | 1,284,405 | 10,694 | 29-Jan-16 | (22) |
| USD | 34,483 | JPY | 4,154,437 | 34,591 | 29-Jan-16 | (108) |
| 2015 Total | | | | | | (1,508) |
| 2014 Total | | | | | | (41,790) |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (1,508) |
| 2014 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (41,790) |

The fee structure for the Janus Capital Funds Plc is disclosed in the Appendix.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

# Janus Balanced Fund

## Portfolio Investments

**Financial Assets at fair value through profit or loss**

| Shares or Principal Amount | | Percentage of Net Assets (%) | Market Value (USD) |
|---|---|---|---|
| **Mutual Fund** | | | |
| **Collective Investment Schemes** | | | |
| 2,350,800 | Janus Capital Funds Plc, Janus Balanced Fund, Class Bacc Shares, Irish UCITS | 99.7 | 61,852,151 |
| 2015 Total Investments | | 99.7 | 61,852,151 |
| 2014 Total Investments | | 100.5 | 65,085,842 |

**Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015**

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised Appreciation (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| JPY | 81,621 | USD | 668 | 680 | 29-Jan-16 | 11 |
| JPY | 5,527,411 | USD | 45,261 | 46,023 | 29-Jan-16 | 763 |
| JPY | 940,000 | USD | 7,708 | 7,827 | 29-Jan-16 | 118 |
| JPY | 583,656,040 | USD | 4,774,790 | 4,859,666 | 29-Jan-16 | 84,877 |
| JPY | 8,631,328 | USD | 70,611 | 71,867 | 29-Jan-16 | 1,255 |
| JPY | 72,111 | USD | 597 | 600 | 29-Jan-16 | 3 |
| JPY | 4,915,892 | USD | 40,695 | 40,931 | 29-Jan-16 | 236 |
| JPY | 5,024,281 | USD | 41,741 | 41,833 | 29-Jan-16 | 92 |
| JPY | 73,346 | USD | 609 | 611 | 29-Jan-16 | 1 |
| JPY | 9,164,752 | USD | 76,153 | 76,308 | 29-Jan-16 | 155 |
| 2015 Total | | | | | | 87,511 |
| 2014 Total | | | | | | 24 |
| 2015 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | | | | | | 61,939,662 |
| 2014 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | | | | | | 65,085,866 |

**Financial Liabilities at fair value through profit or loss**

**Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015**

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised (Depreciation) (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| USD | 40,485 | JPY | 4,918,241 | 40,950 | 29-Jan-16 | (465) |
| USD | 600 | JPY | 72,742 | 606 | 29-Jan-16 | (6) |
| USD | 54,287 | JPY | 6,587,640 | 54,850 | 29-Jan-16 | (563) |
| USD | 801 | JPY | 97,228 | 810 | 29-Jan-16 | (9) |
| USD | 11,243 | JPY | 1,353,051 | 11,266 | 29-Jan-16 | (23) |
| USD | 228 | JPY | 27,425 | 228 | 29-Jan-16 | — |
| USD | 18,543 | JPY | 2,231,322 | 18,579 | 29-Jan-16 | (36) |
| 2015 Total | | | | | | (1,101) |
| 2014 Total | | | | | | (15,154) |
| 2015 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | | | | | | (1,101) |
| 2014 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | | | | | | (15,154) |

The fee structure for the Janus Capital Funds Plc is disclosed in the Appendix.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

# Janus Strategic Value Fund

## Portfolio Investments

**Financial Assets at fair value through profit or loss**

| Shares or Principal Amount | | Percentage of Net Assets (%) | Market Value (USD) |
|---|---|---|---|
| **Mutual Fund** | | | |
| **Developed Market – Equity** | | | |
| 2,967,330 | Janus Capital Funds Plc. Perkins US Strategic Value Fund, Class IInce Shares, Irish UCITS | 100.5 | 67,239,706 |
| 2015 Total Investments | | 100.5 | 67,239,706 |
| 2014 Total Investments | | 100.2 | 75,627,404 |

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised Appreciation (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| JPY | 405 | USD | 3 | 3 | 29-Jan-16 | — |
| JPY | 6,011,738 | USD | 49,227 | 50055 | 29-Jan-16 | 829 |
| JPY | 451,840,513 | USD | 3,696,430 | 3762137 | 29-Jan-16 | 65707 |
| JPY | 30,328 | USD | 248 | 253 | 29-Jan-16 | 4 |
| JPY | 457 | USD | 4 | 4 | 29-Jan-16 | — |
| JPY | 6,848,878 | USD | 56,696 | 57025 | 29-Jan-16 | 329 |
| JPY | 5,442,834 | USD | 45,284 | 45318 | 29-Jan-16 | 34 |
| JPY | 2,859,405 | USD | 23,756 | 23808 | 29-Jan-16 | 52 |
| JPY | 199 | USD | 2.00 | 2 | 29-Jan-16 | — |
| JPY | 369 | USD | 3 | 3 | 29-Jan-16 | — |
| 2015 Total | | | | | | 66,956 |
| 2014 Total | | | | | | 1,169 |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 67,306,662 |
| 2014 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 75,628,573 |

**Financial Liabilities at fair value through profit or loss**

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised (Depreciation) (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| USD | 54,447 | JPY | 6,614,415 | 55,073 | 29-Jan-16 | (625) |
| USD | 4 | JPY | 443 | 4 | 29-Jan-16 | – |
| USD | 5,825 | JPY | 705,808 | 5,877 | 29-Jan-16 | (51) |
| USD | 56,876 | JPY | 6,901,704 | 57,465 | 29-Jan-16 | (589) |
| USD | 4 | JPY | 467 | 4 | 29-Jan-16 | – |
| USD | 15,381 | JPY | 1,860,900 | 15,494 | 29-Jan-16 | (113) |
| USD | 47,008 | JPY | 5,652,000 | 47,060 | 29-Jan-16 | (52) |
| USD | 2 | JPY | 206 | 2 | 29-Jan-16 | – |
| USD | 24,545 | JPY | 2,953,575 | 24,592 | 29-Jan-16 | (49) |
| 2015 Total | | | | | | (1,479) |
| 2014 Total | | | | | | (13,579) |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (1,479) |
| 2014 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (13,579) |

The fee structure for the Janus Capital Funds Plc is disclosed in the Appendix.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

# Janus Twenty Fund

## Portfolio Investments

Financial Assets at fair value through profit or loss

| Shares or Principal Amount | | Percentage of Net Assets (%) | Market Value (USD) |
|---|---|---|---|
| Mutual Fund | | | |
| Developed Market – Equity | | | |
| 4,625,811 | Janus Capital Funds Plc, Janus US Twenty Fund, Class Iacc Shares, Irish UCITS | 100.0 | 119,715,998 |
| 2015 Total Investments | | 100.0 | 119,715,998 |
| 2014 Total Investments | | 100.4 | 95,864,080 |

Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised Appreciation (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| JPY | 12,556,548 | USD | 102,818 | 104,549 | 29-Jan-16 | 1,731 |
| JPY | 136,643 | USD | 1,119 | 1,138 | 29-Jan-16 | 19 |
| JPY | 722,152,643 | USD | 5,907,807 | 6,012,823 | 29-Jan-16 | 105,016 |
| JPY | 7,862,128 | USD | 64,319 | 65,462 | 29-Jan-16 | 1,143 |
| JPY | 7,267,757 | USD | 60,164 | 60,513 | 29-Jan-16 | 349 |
| JPY | 78,694 | USD | 651 | 655 | 29-Jan-16 | 4 |
| JPY | 73,502 | USD | 612 | 612 | 29-Jan-16 | — |
| JPY | 6,720,600 | USD | 55,915 | 55,957 | 29-Jan-16 | 42 |
| JPY | 8,106,061 | USD | 67,344 | 67,493 | 29-Jan-16 | 149 |
| JPY | 88,523 | USD | 735 | 737 | 29-Jan-16 | 2 |
| JPY | 4,000,000 | USD | 33,238 | 33,305 | 29-Jan-16 | 68 |
| 2015 Total | | | | | | 108,523 |
| 2014 Total | | | | | | 41 |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 119,824,521 |
| 2014 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 95,864,121 |

Financial Liabilities at fair value through profit or loss

Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised (Depreciation) (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| USD | 85,391 | JPY | 10,373,516 | 86,372 | 29-Jan-16 | (981) |
| USD | 931 | JPY | 113,045 | 941 | 29-Jan-16 | (11) |
| USD | 90,632 | JPY | 10,997,914 | 91,571 | 29-Jan-16 | (939) |
| USD | 988 | JPY | 119,840 | 998 | 29-Jan-16 | (10) |
| USD | 32,775 | JPY | 3,965,200 | 33,015 | 29-Jan-16 | (241) |
| USD | 21,221 | JPY | 2,551,519 | 21,245 | 29-Jan-16 | (23) |
| USD | 184 | JPY | 22,120 | 184 | 29-Jan-16 | — |
| USD | 16,718 | JPY | 2,011,181 | 16,746 | 29-Jan-16 | (28) |
| USD | 43,775 | JPY | 5,267,604 | 43,859 | 29-Jan-16 | (85) |
| USD | 479 | JPY | 57,650 | 480 | 29-Jan-16 | (1) |
| 2015 Total | | | | | | (2,319) |
| 2014 Total | | | | | | (19,196) |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (2,319) |
| 2014 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (19,196) |

The fee structure for the Janus Capital Funds Plc is disclosed in the Appendix.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

# Janus Global Real Estate Fund

## Portfolio Investments

**Financial Assets at fair value through profit or loss**

| Shares or Principal Amount | | Percentage of Net Assets (%) | Market Value (USD) |
|---|---|---|---|
| **Mutual Fund** | | | |
| **Collective Investment Schemes** | | | |
| 5,672,363 | Janus Capital Funds Plc. Janus Global Real Estate Fund, Class I Inc Shares, Irish UCITS | 100.2 | 74,421,399 |
| 2015 Total Investments | | 100.2 | 74,421,399 |
| 2014 Total Investments | | 100.2 | 94,936,676 |

### Forward Currency Contracts, Open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised Appreciation (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| JPY | 16,206,255 | USD | 132,704 | 134,937 | 29-Jan-16 | 2,234 |
| JPY | 55,747 | USD | 456 | 464 | 29-Jan-16 | 8 |
| JPY | 769,102,534 | USD | 6,291,806 | 6,403,740 | 29-Jan-16 | 111,843 |
| JPY | 2,649,287 | USD | 21,673 | 22,059 | 29-Jan-16 | 385 |
| JPY | 7,530,316 | USD | 62,338 | 62,699 | 29-Jan-16 | 362 |
| JPY | 26,056 | USD | 216 | 217 | 29-Jan-16 | 1 |
| JPY | 26,281 | USD | 219 | 219 | 29-Jan-16 | — |
| JPY | 7,545,435 | USD | 62,778 | 62,825 | 29-Jan-16 | 48 |
| JPY | 4,946,749 | USD | 41,097 | 41,188 | 29-Jan-16 | 91 |
| JPY | 17,067 | USD | 142 | 142 | 29-Jan-16 | — |
| JPY | 1,196,702 | USD | 9,944 | 9,964 | 29-Jan-16 | 20 |
| 2015 Total | | | | | | 114,992 |
| 2014 Total | | | | | | 638 |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 74,536,391 |
| 2014 Total Financial Assets at fair value through profit or loss | 94,937,354 |

**Financial Liabilities at fair value through profit or loss**

### Forward Currency Contracts open as at 31 December 2015

| Currency Purchased | | Currency Sold | | Currency Market Value (USD) | Settle Date | Unrealised (Depreciation) (USD) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| **Citibank** | | | | | | |
| USD | 47,376 | JPY | 5,755,364 | 47,920 | 29-Jan-16 | (544) |
| USD | 163 | JPY | 19,858 | 165 | 29-Jan-16 | (2) |
| USD | 8,239 | JPY | 1,009,971 | 8,409 | 29-Jan-16 | (170) |
| USD | 45,916 | JPY | 5,563,221 | 46,321 | 29-Jan-16 | (404) |
| USD | 102 | JPY | 12,419 | 103 | 29-Jan-16 | (1) |
| USD | 29,584 | JPY | 3,589,975 | 29,891 | 29-Jan-16 | (307) |
| USD | 8,249 | JPY | 998,175 | 8,311 | 29-Jan-16 | (62) |
| USD | 17,192 | JPY | 2,079,929 | 17,318 | 29-Jan-16 | (126) |
| USD | 3 | JPY | 352 | 3 | 29-Jan-16 | — |
| USD | 752 | JPY | 90,511 | 754 | 29-Jan-16 | (1) |
| USD | 11,792 | JPY | 1,419,082 | 11,816 | 29-Jan-16 | (24) |
| USD | 50 | JPY | 5,967 | 50 | 29-Jan-16 | — |
| USD | 29,585 | JPY | 3,572,173 | 29,743 | 29-Jan-16 | (158) |
| 2015 Total | | | | | | (1,699) |
| 2014 Total | | | | | | (28,392) |

| | |
|---|---|
| 2015 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (1,699) |
| 2014 Total Financial Liabilities at fair value through profit or loss | (28,392) |

The fee structure for the Janus Capital Funds Plc is disclosed in the Appendix.

The accompanying notes are an integral part of the financial statements.

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

#### Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

（2016年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| a．資産総額 | 353,879,224米ドル | 39,875,110,960円 |
| b．負債総額 | -1,990,017米ドル | -224,235,116.56円 |
| c．純資産総額(a-b) | | |
| c1．クラスA(米ドル) | 319,104,049米ドル | 35,956,644,241円 |
| c2．クラスB(米ドル) | 16,826,198米ドル | 1,895,975,991円 |
| c3．クラスA(円) | 15,193,995米ドル | 1,712,059,357円 |
| c4．クラスB(円) | 291,019米ドル | 32,792,021円 |
| c5．クラスⅠ(円) | 473,946米ドル | 53,404,235円 |
| d．発行済口数 | | |
| d1．クラスA(米ドル) | | 1,665,473口 |
| d2．クラスB(米ドル) | | 94,287口 |
| d3．クラスA(円) | | 116,376口 |
| d4．クラスB(円) | | 2,387口 |
| d5．クラスⅠ(円) | | 3,158口 |
| e．１口当たり純資産価格 | | |
| e1．クラスA(米ドル) | 191.60米ドル | 21,589円 |
| e2．クラスB(米ドル) | 178.46米ドル | 20,109円 |
| e3．クラスA(円) | | 14,692円 |
| e4．クラスB(円) | | 13,721円 |
| e5．クラスⅠ(円) | | 16,890円 |

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.68円（2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## Ⅱ　ジャナス・ハイイールド・ファンド

（2016年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| a．資産総額 | 236,609,479米ドル | 26,661,156,094円 |
| b．負債総額 | -1,158,055米ドル | -130,489,637.40円 |
| c．純資産総額(a-b) | | |
| c1．クラスＡ(米ドル) | 156,081,751米ドル | 17,587,291,703円 |
| c2．クラスＢ(米ドル) | 5,272,429米ドル | 594,097,300円 |
| c3．クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | 42,946,063米ドル | 4,839,162,379円 |
| c4．クラスＡ(円) | 8,805,902米ドル | 992,249,037円 |
| c5．クラスＢ(円) | 284,473米ドル | 32,054,418円 |
| c6．クラスＡ(円)(毎月分配型) | 21,358,506米ドル | 2,406,676,456円 |
| c7．クラスＩ(円) | 702,300米ドル | 79,135,164円 |
| d．発行済口数 | | |
| d1．クラスＡ(米ドル) | | 722,251口 |
| d2．クラスＢ(米ドル) | | 26,192口 |
| d3．クラスＡ(米ドル)（毎月分配型) | | 487,729口 |
| d4．クラスＡ(円) | | 58,568口 |
| d5．クラスＢ(円) | | 2,034口 |
| d6．クラスＡ(円)(毎月分配型) | | 249,320口 |
| d7．クラスＩ(円) | | 4,255口 |
| e．１口当たり純資産価格 | | |
| e1．クラスＡ(米ドル) | 216.10米ドル | 24,351円 |
| e2．クラスＢ(米ドル) | 201.30米ドル | 22,682円 |
| e3．クラスＡ(米ドル)(毎月分配型) | 88.05米ドル | 9,922円 |
| e4．クラスＡ(円) | | 16,919円 |
| e5．クラスＢ(円) | | 15,735円 |
| e6．クラスＡ(円)(毎月分配型) | | 9,640円 |
| e7．クラスＩ(円) | | 18,573円 |

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.68円（2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## III　ジャナス・バランス・ファンド

（2016年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| a．資産総額 | 60,916,913米ドル | 6,864,117,757円 |
| b．負債総額 | -110,206米ドル | -12,418,012.08円 |
| c．純資産総額(a-b) | | |
| c1．クラスA(米ドル) | 54,725,548米ドル | 6,166,474,749円 |
| c2．クラスB(米ドル) | 652,735米ドル | 73,550,180円 |
| c3．クラスA(円) | 5,219,659米ドル | 588,151,176円 |
| c4．クラスB(円) | 63,583米ドル | 7,164,532円 |
| c5．クラスI(円) | 145,182米ドル | 16,359,108円 |
| d．発行済口数 | | |
| d1．クラスA(米ドル) | | 282,066口 |
| d2．クラスB(米ドル) | | 3,611口 |
| d3．クラスA(円) | | 37,730口 |
| d4．クラスB(円) | | 493口 |
| d5．クラスI(円) | | 845口 |
| e．１口当たり純資産価格 | | |
| e1．クラスA(米ドル) | 194.02米ドル | 21,862円 |
| e2．クラスB(米ドル) | 180.76米ドル | 20,368円 |
| e3．クラスA(円) | | 15,568円 |
| e4．クラスB(円) | | 14,504円 |
| e5．クラスI(円) | | 19,341円 |

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.68円（2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## IV　ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド

（2016年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| a．資産総額 | 67,923,137米ドル | 7,653,579,077円 |
| b．負債総額 | -159,628米ドル | -17,986,883.04円 |
| c．純資産総額(a-b) | | |
| c1．クラスA(米ドル) | 62,512,123米ドル | 7,043,866,020円 |
| c2．クラスB(米ドル) | 1,205,943米ドル | 135,885,657円 |
| c3．クラスA(円) | 3,844,978米ドル | 433,252,121円 |
| c4．クラスB(円) | 273米ドル | 30,762円 |
| c5．クラスI(円) | 200,192米ドル | 22,557,635円 |
| d．発行済口数 | | |
| d1．クラスA(米ドル) | | 279,011口 |
| d2．クラスB(米ドル) | | 5,778口 |
| d3．クラスA(円) | | 22,916口 |
| d4．クラスB(円) | | 2口 |
| d5．クラスI(円) | | 1,175口 |
| e．１口当たり純資産価格 | | |
| e1．クラスA(米ドル) | 224.05米ドル | 25,246円 |
| e2．クラスB(米ドル) | 208.71米ドル | 23,517円 |
| e3．クラスA(円) | | 18,881円 |
| e4．クラスB(円) | | 17,543円 |
| e5．クラスI(円) | | 19,172円 |

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.68円（2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## Ⅴ　ジャナス・トゥエンティ・ファンド

（2016年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| a．資産総額 | 119,773,902米ドル | 13,496,123,277円 |
| b．負債総額 | -591,742米ドル | -66,677,488.56円 |
| c．純資産総額(a-b) | | |
| c1．クラスＡ(米ドル) | 110,113,883米ドル | 12,407,632,336円 |
| c2．クラスＢ(米ドル) | 1,428,514米ドル | 160,964,958円 |
| c3．クラスＡ(円) | 6,143,909米ドル | 692,295,666円 |
| c4．クラスＢ(円) | 66,331米ドル | 7,474,177円 |
| c5．クラスＩ(円) | 1,429,523米ドル | 161,078,652円 |
| d．発行済口数 | | |
| d1．クラスＡ(米ドル) | | 499,126口 |
| d2．クラスＢ(米ドル) | | 6,952口 |
| d3．クラスＡ(円) | | 36,600口 |
| d4．クラスＢ(円) | | 424口 |
| d5．クラスＩ(円) | | 6,841口 |
| e．１口当たり純資産価格 | | |
| e1．クラスＡ(米ドル) | 220.61米ドル | 24,859円 |
| e2．クラスＢ(米ドル) | 205.47米ドル | 23,152円 |
| e3．クラスＡ(円) | | 18,890円 |
| e4．クラスＢ(円) | | 17,591円 |
| e5．クラスＩ(円) | | 23,516円 |

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.68円（2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

## Ⅵ　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

（2016年３月31日現在）

| | | |
|---|---|---|
| a．資産総額 | 74,040,462米ドル | 8,342,879,258円 |
| b．負債総額 | -243,110米ドル | -27,393,634.80円 |
| c．純資産総額(a-b) | | |
| c1．クラスＡ(米ドル)(四半期分配型) | 65,553,211米ドル | 7,386,535,815円 |
| c2．クラスＢ(米ドル)(四半期分配型) | 603,947米ドル | 68,052,748円 |
| c3．クラスＡ(円)　(四半期分配型) | 6,993,901米ドル | 788,072,765円 |
| c4．クラスＢ(円)　(四半期分配型) | 11,894米ドル | 1,340,216円 |
| c5．クラスＩ(円) | 634,399米ドル | 71,484,079円 |
| d．発行済口数 | | |
| d1．クラスＡ(米ドル)(四半期分配型) | | 510,549口 |
| d2．クラスＢ(米ドル)(四半期分配型) | | 4,760口 |
| d3．クラスＡ(円)　(四半期分配型) | | 69,911口 |
| d4．クラスＢ(円)　(四半期分配型) | | 120口 |
| d5．クラスＩ(円) | | 5,124口 |
| e．１口当たり純資産価格 | | |
| e1．クラスＡ(米ドル)(四半期分配型) | 128.40米ドル | 14,468円 |
| e2．クラスＢ(米ドル)(四半期分配型) | 126.87米ドル | 14,296円 |
| e3．クラスＡ(円)　(四半期分配型) | | 11,258円 |
| e4．クラスＢ(円)　(四半期分配型) | | 11,109円 |
| e5．クラスＩ(円) | | 13,933円 |

＊　純資産価格計算書において便宜上記載されている日本円への換算は、１米ドル＝112.68円（2016年３月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値）によるもので、実際の公表価格とは異なります。

次へ

（参考情報）

当ファンドは、アンダーライイング・ファンドであるジャナス・キャピタル・ファンドを投資対象としています。ジャナス・キャピタル・ファンドの投資有価証券およびその他の資産の内訳は、以下の通りです。

# Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

## 投資有価証券明細表

(2015年12月31日現在)

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 資産担保／商業不動産担保証券 | | | |
| AmeriCredit Automobile Receivables Trust 2012-4, 3.8200%, 期日 10/2/20 | 595,000 | 0.1 | 602,412 |
| AmeriCredit Automobile Receivables Trust 2015-2, 3.0000%, 期日 8/6/21 | 1,062,000 | 0.1 | 1,048,811 |
| AmeriCredit Automobile Receivables Trust, 3.3100%, 期日 8/10/19 | 577,000 | 0.1 | 586,717 |
| Applebee's/IHOP Funding LLC, 4.2770%, 期日 5/9/44 | 3,788,000 | 0.4 | 3,841,546 |
| Aventura Mall Trust 2013-AVM, 3.7427%, 期日 5/12/32 | 1,139,000 | 0.1 | 1,120,792 |
| BAMLL Commercial Mortgage Securities Trust 2015-200P, 3.5958%, 期日 14/4/33 | 1,367,000 | 0.1 | 1,197,395 |
| Banc of America Commercial Mortgage Trust 2006-6, 5.4210%, 期日 10/10/45 | 819,166 | 0.1 | 831,420 |
| BHP Billiton PLC, 3.3805%, 期日 15/8/26 | 913,000 | 0.1 | 911,943 |
| CGBAM Commercial Mortgage Trust 2014-HD, 3.3305%, 期日 15/2/31 | 478,000 | 0.1 | 476,118 |
| CKE Restaurant Holdings, Inc., 4.4740%, 期日 20/3/43 | 2,287,578 | 0.2 | 2,277,609 |
| COMM 2007-C9 Mortgage Trust, 5.6500%, 期日 10/12/49 | 1,019,000 | 0.1 | 1,033,751 |
| Commercial Mortgage Trust 2007- GG11, 5.8670%, 期日 10/12/49 | 571,000 | 0.1 | 593,880 |
| Core Industrial Trust 2015-TEXW, 3.8487%, 期日 10/2/34 | 1,499,000 | 0.2 | 1,407,228 |
| DB Master Finance LLC 2015-1, 3.2620%, 期日 20/2/45 | 1,052,050 | 0.1 | 1,043,532 |
| Domino's Pizza Master Issuer LLC, 3.4840%, 期日 25/10/45 | 2,817,000 | 0.3 | 2,764,181 |
| Domino's Pizza Master Issuer LLC, 5.2160%, 期日 25/1/42 | 1,070,910 | 0.1 | 1,102,638 |
| Fannie Mae Pool, 3.5000%, 期日 1/1/43 | 1,916,135 | 0.2 | 1,980,541 |
| Fannie Mae Pool, 3.5000%, 期日 1/10/29 | 4,700,304 | 0.5 | 4,931,519 |
| Fannie Mae Pool, 3.5000%, 期日 1/2/43 | 8,397,109 | 0.9 | 8,678,924 |
| Fannie Mae Pool, 3.5000%, 期日 1/2/45 | 3,532,969 | 0.4 | 3,651,622 |
| Fannie Mae Pool, 3.5000%, 期日 1/3/43 | 2,090,522 | 0.2 | 2,160,952 |
| Fannie Mae Pool, 3.5000%, 期日 1/5/33 | 1,737,291 | 0.2 | 1,820,766 |
| Fannie Mae Pool, 4.0000%, 期日 1/4/34 | 1,051,452 | 0.1 | 1,133,501 |
| Fannie Mae Pool, 4.0000%, 期日 1/6/29 | 367,056 | – | 392,642 |
| Fannie Mae Pool, 4.0000%, 期日 1/7/42 | 960,132 | 0.1 | 1,022,568 |
| Fannie Mae Pool, 4.0000%, 期日 1/9/29 | 1,018,730 | 0.1 | 1,089,703 |
| Fannie Mae Pool, 4.0000%, 期日 1/9/45 | 7,510,367 | 0.9 | 8,002,630 |
| Fannie Mae Pool, 4.5000%, 期日 1/10/44 | 3,711,498 | 0.5 | 4,091,015 |
| Fannie Mae Pool, 4.5000%, 期日 1/3/43 | 1,420,693 | 0.2 | 1,559,657 |
| Fannie Mae Pool, 4.5000%, 期日 1/3/45 | 2,411,722 | 0.3 | 2,653,680 |
| Fannie Mae Pool, 4.5000%, 期日 1/8/44 | 3,131,646 | 0.4 | 3,455,000 |
| Fannie Mae Pool, 5.0000%, 期日 1/10/41 | 503,302 | 0.1 | 554,793 |
| Fannie Mae Pool, 5.0000%, 期日 1/7/44 | 1,782,707 | 0.2 | 2,004,985 |
| Fannie Mae Pool, 5.5000%, 期日 1/2/42 | 6,284,018 | 0.8 | 7,007,908 |
| Fannie Mae Pool, 5.5000%, 期日 1/6/41 | 1,440,779 | 0.2 | 1,632,173 |
| Freddie Mac Giant, 4.0000%, 期日 1/8/44 | 407,405 | – | 435,054 |
| Freddie Mac Gold Pool, 3.5000%, 期日 1/2/44 | 1,503,691 | 0.2 | 1,554,070 |
| Freddie Mac Gold Pool, 3.5000%, 期日 1/7/29 | 890,791 | 0.1 | 932,788 |
| Freddie Mac Gold Pool, 3.5000%, 期日 1/9/29 | 747,564 | 0.1 | 782,896 |
| Freddie Mac Gold Pool, 4.5000%, 期日 1/6/45 | 2,220,504 | 0.3 | 2,445,755 |
| Freddie Mac Gold Pool, 4.5000%, 期日 1/9/44 | 4,696,729 | 0.6 | 5,172,598 |
| Freddie Mac Gold Pool, 5.5000%, 期日 1/4/40 | 1,370,112 | 0.2 | 1,532,710 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| Freddie Mac Structured Agency Credit Risk Debt Notes, 2.8216%, 期日 25/10/24 | 438,000 | – | 439,420 |
| Freddie Mac Structured Agency Credit Risk Debt Notes, 3.0716%, 期日 25/10/24 | 396,000 | – | 401,551 |
| FREMF 2010 K-SCT Mortgage Trust, 2.0000%, 期日 25/1/20 | 4,282,973 | 0.4 | 3,854,750 |
| GAHR Commercial Mortgage Trust 2015-NRF, 3.3822%, 期日 15/12/19 | 705,000 | 0.1 | 680,342 |
| Ginnie Mae I pool, 4.0000%, 期日 15/8/24 | 482,302 | 0.1 | 512,773 |
| Ginnie Mae I pool, 4.5000%, 期日 15/5/41 | 1,029,623 | 0.1 | 1,122,694 |
| Ginnie Mae I pool, 4.5000%, 期日 15/5/44 | 974,109 | 0.1 | 1,063,301 |
| Ginnie Mae I pool, 5.0000%, 期日 15/9/39 | 2,369,767 | 0.3 | 2,657,510 |
| Ginnie Mae II pool, 5.0000%, 期日 20/12/44 | 4,763,203 | 0.6 | 5,337,085 |
| Ginnie Mae II pool, 5.0000%, 期日 20/6/41 | 1,309,912 | 0.1 | 1,435,234 |
| Ginnie Mae II pool, 5.5000%, 期日 20/3/35 | 1,914,178 | 0.2 | 2,136,656 |
| Ginnie Mae II pool, 5.5000%, 期日 20/3/36 | 496,742 | 0.1 | 553,961 |
| GS Mortgage Securities Corporation II, 3.4350%, 期日 10/12/27 | 1,621,000 | 0.2 | 1,553,596 |
| GS Mortgage Securities Corporation Trust 2013-NYC5, 3.6490%, 期日 10/1/30 | 740,000 | 0.1 | 736,767 |
| Hilton U.S.A. Trust 2013-HLT, 4.4533%, 期日 5/11/30 | 486,000 | 0.1 | 487,183 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2013-JWRZ MZ, 4.8447%, 期日 16/2/25 | 1,095,000 | 0.1 | 1,111,052 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2014-FBLU, 2.9305%, 期日 15/12/28 | 485,000 | 0.1 | 485,012 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2014-FBLU, 3.8305%, 期日 15/12/28 | 416,000 | – | 415,959 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-COSMO, 2.1305%, 期日 15/1/32 | 816,000 | 0.1 | 812,718 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-COSMO, 4.2805%, 期日 15/1/32 | 885,000 | 0.1 | 873,999 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-SGP, 3.0805%, 期日 15/7/36 | 437,000 | – | 438,594 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-SGP, 4.8305%, 期日 15/7/36 | 1,256,000 | 0.1 | 1,264,667 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-UES, 3.6210%, 期日 5/9/32 | 972,000 | 0.1 | 913,352 |
| LB-UBS Commercial Mortgage Trust 2007-C1, 5.4840%, 期日 15/2/40 | 529,000 | 0.1 | 534,852 |
| LB-UBS Commercial Mortgage Trust, 5.4930%, 期日 15/2/40 | 554,000 | 0.1 | 567,648 |
| Multiple Pool, 4.0000%, 期日 1/5/43 | 2,122,165 | 0.2 | 2,260,118 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2013-4, 4.6700%, 期日 15/1/20 | 1,715,000 | 0.2 | 1,760,086 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2013-A, 4.7100%, 期日 15/1/21 | 1,149,000 | 0.1 | 1,175,568 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2015-1, 3.2400%, 期日 15/4/21 | 1,089,000 | 0.1 | 1,087,767 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2015-4, 3.5300%, 期日 16/8/21 | 1,802,000 | 0.2 | 1,787,412 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust, 2.5200%, 期日 17/9/18 | 718,000 | 0.1 | 721,491 |
| Starwood Retail Property Trust 2014- STAR, 2.8305%, 期日 15/11/27 | 448,000 | – | 446,915 |
| Starwood Retail Property Trust 2014- STAR, 3.5805%, 期日 15/11/27 | 1,709,000 | 0.2 | 1,690,459 |
| Starwood Retail Property Trust 2014- STAR, 4.4805%, 期日 15/11/27 | 838,000 | 0.1 | 835,064 |
| Structured Agency Credit Risk, 2.6216%, 期日 25/3/25 | 1,745,000 | 0.2 | 1,741,362 |
| Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2007-C31, 5.6600%, 期日 15/4/47 | 2,504,000 | 0.3 | 2,505,454 |
| Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2007-C33, 5.9524%, 期日 15/2/51 | 788,000 | 0.1 | 804,325 |
| Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-TISH, 2.5805%, 期日 15/2/27 | 691,000 | 0.1 | 672,835 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-TISH, 3.0805%, 期日 15/1/27 | 498,000 | 0.1 | 485,449 |
| Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-TISH, 3.5805%, 期日 15/2/27 | 204,000 | – | 197,948 |
| Wendys Funding LLC, 3.3710%, 期日 15/6/45 | 3,121,178 | 0.2 | 3,054,263 |
| 資産担保／商業不動産担保証券合計 | | 15.6 | 143,137,615 |
| 社債 | | | |
| 航空宇宙産業及び防衛－機器 | | | |
| Exelis, Inc., 4.2500%, 期日 1/10/16 | 1,354,000 | 0.1 | 1,378,543 |
| Exelis, Inc., 5.5500%, 期日 1/10/21 | 585,000 | 0.1 | 642,304 |
| Harris Corp., 3.8320%, 期日 27/4/25 | 754,000 | 0.1 | 744,077 |
| Harris Corp., 5.0540%, 期日 27/4/45 | 1,172,000 | 0.1 | 1,151,915 |
| | | 0.4 | 3,916,839 |
| 航空会社 | | | |
| Southwest Airlines Co., 5.1250%, 期日 1/3/17 | 1,111,000 | 0.1 | 1,154,984 |
| 自動車－乗用車及び小型トラック | | | |
| Ford Motor Credit Co., LLC, 3.9840%, 期日 15/6/16 | 3,190,000 | 0.4 | 3,225,766 |
| General Motors Co., 3.5000%, 期日 2/10/18 | 737,000 | 0.1 | 746,242 |
| General Motors Co., 4.0000%, 期日 1/4/25 | 184,000 | – | 174,979 |
| General Motors Co., 4.8750%, 期日 2/10/23 | 5,200,000 | 0.6 | 5,343,827 |
| General Motors Financial Co., Inc., 3.1000%, 期日 15/1/19 | 1,881,000 | 0.2 | 1,879,612 |
| | | 1.3 | 11,370,426 |
| 自動車－トラックの部品及び装置－オリジナル | | | |
| Schaeffler Finance B.V., 4.2500%, 期日 15/5/21 | 600,000 | 0.1 | 598,500 |
| ZF North America Capital, Inc., 4.0000%, 期日 29/4/20 | 891,000 | 0.1 | 901,692 |
| ZF North America Capital, Inc., 4.5000%, 期日 29/4/22 | 632,000 | 0.1 | 620,150 |
| ZF North America Capital, Inc., 4.7500%, 期日 29/4/25 | 895,000 | 0.1 | 855,844 |
| | | 0.4 | 2,976,186 |
| 建築－重量構造物 | | | |
| SBA Tower Trust, 2.9330%, 期日 15/12/17 | 1,220,000 | 0.1 | 1,235,686 |
| 建築－住宅及び商業 | | | |
| D.R. Horton, Inc., 3.7500%, 期日 1/3/19 | 1,256,000 | 0.1 | 1,259,140 |
| D.R. Horton, Inc., 4.7500%, 期日 15/5/17 | 714,000 | 0.1 | 738,098 |
| MDC Holdings, Inc., 5.5000%, 期日 15/1/24 | 1,430,000 | 0.2 | 1,451,450 |
| Toll Brothers Finance Corp., 4.0000%, 期日 31/12/18 | 614,000 | 0.1 | 627,815 |
| Toll Brothers Finance Corp., 4.3750%, 期日 15/4/23 | 342,000 | – | 333,450 |
| Toll Brothers Finance Corp., 5.8750%, 期日 15/2/22 | 500,000 | 0.1 | 527,500 |
| | | 0.6 | 4,937,453 |
| 建築及び建築物－その他 | | | |
| Owens Corning, 4.2000%, 期日 1/12/24 | 803,000 | 0.1 | 782,953 |
| 建築製品－セメント及び骨材 | | | |
| Hanson, Ltd., 6.1250%, 期日 15/8/16 | 1,263,000 | 0.1 | 1,299,311 |
| Martin Marietta Materials, Inc., 4.2500%, 期日 2/7/24 | 970,000 | 0.1 | 953,678 |
| Vulcan Materials Co., 4.5000%, 期日 1/4/25 | 3,401,000 | 0.4 | 3,383,995 |
| Vulcan Materials Co., 7.0000%, 期日 15/6/18 | 1,344,000 | 0.2 | 1,498,560 |
| Vulcan Materials Co., 7.5000%, 期日 15/6/21 | 725,000 | 0.1 | 848,250 |
| | | 0.9 | 7,983,794 |
| ケーブルTV／衛星TV | | | |
| CCO Safari II LLC, 4.4640%, 期日 23/7/22 | 1,465,000 | 0.2 | 1,461,529 |
| CCO Safari II LLC, 4.9080%, 期日 23/7/25 | 5,087,000 | 0.6 | 5,089,732 |
| | | 0.8 | 6,551,261 |
| カジノ・ホテル | | | |
| Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp., 4.2500%, 期日 30/5/23 | 925,000 | 0.1 | 794,922 |
| 化学－特殊 | | | |
| Albemarle Corp., 4.1500%, 期日 1/12/24 | 2,830,000 | 0.3 | 2,709,507 |
| Albemarle Corp., 5.4500%, 期日 1/12/44 | 2,108,000 | 0.2 | 2,046,084 |
| Ashland, Inc., 3.8750%, 期日 15/4/18 | 1,160,000 | 0.1 | 1,187,550 |
| Ashland, Inc., 6.8750%, 期日 15/5/43 | 1,525,000 | 0.2 | 1,456,375 |
| | | 0.8 | 7,399,516 |

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **商業銀行－米国東部** | | | |
| CIT Group, Inc., 4.2500%, 期日 15/8/17 | 4,878,000 | 0.5 | 4,999,950 |
| CIT Group, Inc., 5.5000%, 期日 15/2/19 | 3,364,000 | 0.4 | 3,523,790 |
| | | 0.9 | 8,523,740 |
| **商業銀行－米国外** | | | |
| Intesa Sanpaolo SpA, 5.0170%, 期日 26/6/24 | 3,151,000 | 0.3 | 3,105,392 |
| Santander U.K. PLC, 5.0000%, 期日 7/11/23 | 5,045,000 | 0.6 | 5,260,174 |
| | | 0.9 | 8,365,566 |
| **商業銀行－米国西部** | | | |
| SVB Financial Group, 5.3750%, 期日 15/9/20 | 1,710,000 | 0.2 | 1,874,717 |
| Zions Bancorporation, 5.8000%, 期日 15/6/23 | 540,000 | 0.1 | 518,400 |
| | | 0.3 | 2,393,117 |
| **商業サービス** | | | |
| UBM PLC, 5.7500%, 期日 3/11/20 | 1,853,000 | 0.2 | 1,982,456 |
| **コンピュータ支援設計** | | | |
| Autodesk, Inc., 3.6000%, 期日 15/12/22 | 1,243,000 | 0.1 | 1,209,260 |
| **コンピューター－記憶装置** | | | |
| Seagate HDD Cayman, 4.7500%, 期日 1/1/25 | 6,260,000 | 0.6 | 5,221,823 |
| Seagate HDD Cayman, 4.8750%, 期日 1/6/27 | 2,049,000 | 0.2 | 1,575,523 |
| Seagate Technology PLC, 4.7500%, 期日 1/6/23 | 388,000 | － | 340,122 |
| Seagate Technology PLC, 5.7500%, 期日 1/12/34 | 2,422,000 | 0.2 | 1,699,026 |
| | | 1.0 | 8,836,494 |
| **コンサルティング・サービス** | | | |
| Verisk Analytics, Inc., 4.0000%, 期日 15/6/25 | 3,944,000 | 0.4 | 3,838,253 |
| Verisk Analytics, Inc., 4.1250%, 期日 12/9/22 | 1,343,000 | 0.1 | 1,355,122 |
| Verisk Analytics, Inc., 4.8750%, 期日 15/1/19 | 1,078,000 | 0.1 | 1,128,367 |
| Verisk Analytics, Inc., 5.5000%, 期日 15/6/45 | 2,150,000 | 0.2 | 2,060,029 |
| Verisk Analytics, Inc., 5.8000%, 期日 1/5/21 | 4,453,000 | 0.5 | 4,940,127 |
| | | 1.3 | 13,321,898 |
| **梱包材－金属製及びガラス製** | | | |
| Ball Corp., 4.3750%, 期日 15/12/20 | 1,142,000 | 0.1 | 1,161,985 |
| **データ処理及び管理** | | | |
| Fidelity National Information Services, Inc., 3.6250%, 期日 15/10/20 | 4,618,000 | 0.5 | 4,683,178 |
| Fidelity National Information Services, Inc., 4.5000%, 期日 15/10/22 | 2,302,000 | 0.3 | 2,346,495 |
| Fidelity National Information Services, Inc., 5.0000%, 期日 15/10/25 | 7,879,000 | 0.9 | 8,110,887 |
| Fidelity National Information Services, Inc., 5.0000%, 期日 15/3/22 | 369,000 | － | 383,737 |
| | | 1.7 | 15,524,297 |
| **診断装置** | | | |
| Life Technologies Corp., 6.0000%, 期日 1/3/20 | 1,513,000 | 0.2 | 1,678,796 |
| **透析センター** | | | |
| Fresenius Medical Care U.S. Finance II, Inc., 5.8750%, 期日 31/1/22 | 2,437,000 | 0.3 | 2,619,775 |
| **多角的銀行機関** | | | |
| Bank of America Corp., 5.7500%, 期日 15/8/16 | 685,000 | 0.1 | 701,896 |
| Bank of America Corp., 8.0000%, 期日 29/12/49 | 3,167,000 | 0.4 | 3,226,381 |
| Citigroup, Inc., 4.4500%, 期日 29/9/27 | 3,581,000 | 0.4 | 3,565,351 |
| Goldman Sachs Group, Inc., 4.2500%, 期日 21/10/25 | 1,956,000 | 0.2 | 1,944,904 |
| Goldman Sachs Group, Inc., 5.6250%, 期日 15/1/17 | 790,000 | 0.1 | 820,760 |
| Morgan Stanley, 4.3500%, 期日 8/9/26 | 733,000 | 0.1 | 736,957 |
| Morgan Stanley, 4.8750%, 期日 1/11/22 | 805,000 | 0.1 | 855,550 |
| Morgan Stanley, 5.5500%, 期日 29/12/49 | 1,998,000 | 0.2 | 2,000,498 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 5.1250%, 期日 28/5/24 | 4,634,000 | 0.5 | 4,702,917 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 6.0000%, 期日 19/12/23 | 2,457,000 | 0.3 | 2,650,435 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 6.1000%, 期日 10/6/23 | 2,981,000 | 0.3 | 3,207,720 |
| | | 2.7 | 24,413,369 |

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 多角的金融サービス | | | |
| Carlyle Holdings Finance LLC, 3.8750%, 期日 1/2/23 | 1,081,000 | 0.1 | 1,095,762 |
| General Electric Capital Corp., 6.3750%, 期日 15/11/67 | 1,501,000 | 0.2 | 1,571,247 |
| | | 0.3 | 2,667,009 |
| 多角的製造業 | | | |
| General Electric Co., 4.0000%, 期日 29/12/49 | 987,000 | 0.1 | 988,234 |
| General Electric Co., 4.1000%, 期日 29/12/49 | 3,789,000 | 0.4 | 3,788,962 |
| | | 0.5 | 4,777,196 |
| 多角的事業経営 | | | |
| GE Capital Trust I, 6.3750%, 期日 15/11/67 | 2,319,000 | 0.3 | 2,416,108 |
| 電力－総合 | | | |
| Ipalco Enterprises, Inc., 5.0000%, 期日 1/5/18 | 853,000 | 0.1 | 897,783 |
| PPL WEM Holdings PLC, 3.9000%, 期日 1/5/16 | 1,142,000 | 0.1 | 1,146,651 |
| PPL WEM Holdings PLC, 5.3750%, 期日 1/5/21 | 1,681,000 | 0.2 | 1,836,015 |
| | | 0.4 | 3,880,449 |
| 電子構成部品－その他 | | | |
| Molex Electronic Technologies LLC, 2.8780%, 期日 15/4/20 | 952,000 | 0.1 | 928,467 |
| 電子設計自動化 | | | |
| Cadence Design Systems, Inc., 4.3750%, 期日 15/10/24 | 3,487,000 | 0.4 | 3,468,184 |
| 電子計測器 | | | |
| FLIR Systems, Inc., 3.7500%, 期日 1/9/16 | 1,827,000 | 0.2 | 1,853,676 |
| Trimble Navigation, Ltd., 4.7500%, 期日 1/12/24 | 4,083,000 | 0.4 | 4,064,247 |
| | | 0.6 | 5,917,923 |
| 信託銀行 | | | |
| Citizens Financial Group, Inc., 4.3000%, 期日 3/12/25 | 2,336,000 | 0.3 | 2,352,957 |
| 金融－自動車ローン | | | |
| Ally Financial, Inc., 4.1250%, 期日 30/3/20 | 2,094,000 | 0.2 | 2,088,765 |
| Ally Financial, Inc., 5.7500%, 期日 20/11/25 | 654,000 | 0.1 | 663,810 |
| Ally Financial, Inc., 8.0000%, 期日 31/12/18 | 373,000 | － | 409,368 |
| | | 0.3 | 3,161,943 |
| 金融－消費者ローン | | | |
| Synchrony Financial, 3.0000%, 期日 15/8/19 | 2,137,000 | 0.2 | 2,135,848 |
| 金融－クレジット・カード | | | |
| American Express Co., 6.8000%, 期日 1/9/66 | 1,492,000 | 0.2 | 1,506,920 |
| Discover Financial Services, 3.7500%, 期日 4/3/25 | 1,599,000 | 0.2 | 1,538,467 |
| Discover Financial Services, 3.9500%, 期日 6/11/24 | 743,000 | 0.1 | 733,771 |
| | | 0.5 | 3,779,158 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| Charles Schwab Corp., 3.0000%, 期日 10/3/25 | 1,193,000 | 0.1 | 1,174,733 |
| Charles Schwab Corp., 7.0000%, 期日 28/2/49 | 1,608,000 | 0.2 | 1,833,120 |
| E*TRADE Financial Corp., 4.6250%, 期日 15/9/23 | 2,899,000 | 0.3 | 2,953,356 |
| E*TRADE Financial Corp., 5.3750%, 期日 15/11/22 | 2,178,000 | 0.2 | 2,286,900 |
| Lazard Group LLC, 4.2500%, 期日 14/11/20 | 2,057,000 | 0.2 | 2,132,922 |
| Lazard Group LLC, 6.8500%, 期日 15/6/17 | 48,000 | － | 51,124 |
| Raymond James Financial, Inc., 5.6250%, 期日 1/4/24 | 4,830,000 | 0.6 | 5,354,514 |
| Stifel Financial Corp., 4.2500%, 期日 18/7/24 | 1,475,000 | 0.2 | 1,468,081 |
| TD Ameritrade Holding Corp., 2.9500%, 期日 1/4/22 | 1,838,000 | 0.2 | 1,822,158 |
| TD Ameritrade Holding Corp., 3.6250%, 期日 1/4/25 | 3,895,000 | 0.4 | 3,946,118 |
| | | 2.4 | 23,023,026 |
| 金融－リース会社 | | | |
| AerCap Ireland Capital Ltd., / AerCap Global Aviation Trust, 4.6250%, 期日 1/7/22 | 1,097,000 | 0.1 | 1,112,084 |
| AerCap Ireland Capital, Ltd. / AerCap Global Aviation Trust, 4.6250%, 期日 30/10/20 | 1,990,000 | 0.2 | 2,042,238 |
| International Lease Finance Corp., 6.7500%, 期日 1/9/16 | 1,861,000 | 0.2 | 1,914,504 |
| International Lease Finance Corp., 8.7500%, 期日 15/3/17 | 773,000 | 0.1 | 825,178 |
| LeasePlan Corp. N.V., 2.5000%, 期日 16/5/18 | 4,503,000 | 0.5 | 4,437,409 |
| | | 1.1 | 10,331,413 |
| 金融－その他のサービス | | | |
| Intercontinental Exchange, Inc., 3.7500%, 期日 1/12/25 | 1,888,000 | 0.2 | 1,895,478 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 食品－菓子 | | | |
| Wm Wrigley Jr., Co., 2.4000%, 期日 21/10/18 | 2,552,000 | 0.3 | 2,560,480 |
| Wm Wrigley Jr., Co., 3.3750%, 期日 21/10/20 | 1,472,000 | 0.2 | 1,502,326 |
| | | 0.5 | 4,062,806 |
| 食品－肉製品 | | | |
| Sun Merger Sub, Inc., 5.2500%, 期日 1/8/18 | 314,000 | － | 318,710 |
| Tyson Foods, Inc., 6.6000%, 期日 1/4/16 | 918,000 | 0.1 | 930,202 |
| | | 0.1 | 1,248,912 |
| 食品－その他／各種 | | | |
| HJ Heinz Co., 2.8000%, 期日 2/7/20 | 1,384,000 | 0.2 | 1,381,867 |
| HJ Heinz Co., 3.5000%, 期日 15/7/22 | 1,186,000 | 0.1 | 1,195,869 |
| | | 0.3 | 2,577,736 |
| ガス－供給 | | | |
| NGL Energy Partners L.P. / NGL Energy Finance Corp., 5.1250%, 期日 15/7/19 | 1,834,000 | 0.2 | 1,458,030 |
| Southern Star Central Gas Pipeline, Inc., 6.0000%, 期日 1/6/16 | 226,000 | － | 228,241 |
| | | 0.2 | 1,686,271 |
| 機器－科学 | | | |
| Thermo Fisher Scientific, Inc., 3.3000%, 期日 15/2/22 | 1,023,000 | 0.1 | 1,021,888 |
| 投資管理及び投資顧問業 | | | |
| Ameriprise Financial, Inc., 7.5180%, 期日 1/6/66 | 3,253,000 | 0.3 | 3,187,940 |
| Neuberger Berman Group LLC / Neuberger Berman Finance Corp., 4.8750%, 期日 15/4/45 | 2,435,000 | 0.2 | 2,060,485 |
| Neuberger Berman Group LLC / Neuberger Berman Finance Corp., 5.8750%, 期日 15/3/22 | 2,141,000 | 0.2 | 2,229,316 |
| | | 0.7 | 7,477,741 |
| 生命保険及び健康保険 | | | |
| CNO Financial Group, Inc., 4.5000%, 期日 30/5/20 | 530,000 | 0.1 | 541,925 |
| CNO Financial Group, Inc., 5.2500%, 期日 30/5/25 | 1,722,000 | 0.2 | 1,758,593 |
| Primerica, Inc., 4.7500%, 期日 15/7/22 | 3,702,000 | 0.4 | 3,916,701 |
| | | 0.7 | 6,217,219 |
| リネンサプライ及び関連商品 | | | |
| Cintas Corp. No 2, 2.8500%, 期日 1/6/16 | 632,000 | 0.1 | 634,536 |
| Cintas Corp. No 2, 4.3000%, 期日 1/6/21 | 707,000 | 0.1 | 746,911 |
| | | 0.2 | 1,381,447 |
| 機械－農業 | | | |
| CNH Capital LLC, 3.6250%, 期日 15/4/18 | 1,246,000 | 0.1 | 1,232,917 |
| 医療－生体臨床医学及び遺伝学 | | | |
| Life Technologies Corp., 5.0000%, 期日 15/1/21 | 486,000 | 0.1 | 517,610 |
| 医療－ジェネリック薬品 | | | |
| Actavis Funding SCS, 3.0000%, 期日 12/3/20 | 2,784,000 | 0.3 | 2,788,747 |
| Actavis Funding SCS, 3.8000%, 期日 15/3/25 | 2,244,000 | 0.2 | 2,236,837 |
| Actavis Funding SCS, 4.5500%, 期日 15/3/35 | 2,185,000 | 0.2 | 2,130,211 |
| | | 0.7 | 7,155,795 |
| 医療－病院 | | | |
| HCA, Inc., 3.7500%, 期日 15/3/19 | 902,000 | 0.1 | 911,020 |
| 医療検査サービス | | | |
| Laboratory Corp. of America Holdings, 3.2000%, 期日 1/2/22 | 2,239,000 | 0.2 | 2,200,418 |
| 医療用品 | | | |
| Becton Dickinson and Co., 1.8000%, 期日 15/12/17 | 1,839,000 | 0.2 | 1,837,198 |
| Zimmer Holdings, Inc., 2.7000%, 期日 1/4/20 | 2,087,000 | 0.2 | 2,062,818 |
| Zimmer Holdings, Inc., 3.1500%, 期日 1/4/22 | 2,370,000 | 0.3 | 2,333,168 |
| Zimmer Holdings, Inc., 3.5500%, 期日 1/4/25 | 1,483,000 | 0.2 | 1,443,871 |
| | | 0.9 | 7,677,055 |
| 金属－アルミニウム | | | |
| Alcoa, Inc., 5.1250%, 期日 1/10/24 | 2,555,000 | 0.3 | 2,337,825 |
| マルチライン（生／損保併営）保険会社 | | | |
| ING U.S., Inc., 5.6500%, 期日 15/5/53 | 1,414,000 | 0.2 | 1,399,860 |
| 石油－油田サービス | | | |
| Oceaneering International, Inc., 4.6500%, 期日 15/11/24 | 3,542,000 | 0.3 | 2,977,441 |

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 石油及びガス採掘 | | | |
| Helmerich & Payne International Drilling Co., 4.6500%, 期日 15/3/25 | 2,918,000 | 0.3 | 2,924,735 |
| 石油会社－探査及び生産 | | | |
| Cimarex Energy Co., 4.3750%, 期日 1/6/24 | 4,398,000 | 0.4 | 3,908,344 |
| Cimarex Energy Co., 5.8750%, 期日 1/5/22 | 4,595,000 | 0.5 | 4,405,351 |
| Devon Energy Corp., 2.2500%, 期日 15/12/18 | 1,407,000 | 0.1 | 1,285,010 |
| | | 1.0 | 9,598,705 |
| 石油会社－総合 | | | |
| Chevron Corp., 1.3450%, 期日 15/11/17 | 1,490,000 | 0.2 | 1,485,718 |
| Shell International Finance B.V., 2.2500%, 期日 10/11/20 | 3,461,000 | 0.4 | 3,413,972 |
| | | 0.6 | 4,899,690 |
| 石油－油田サービス | | | |
| Korea National Oil Corp., 4.0000%, 期日 27/10/16 | 1,125,000 | 0.1 | 1,148,192 |
| 石油精製及び販売 | | | |
| Motiva Enterprises LLC, 5.7500%, 期日 15/1/20 | 825,000 | 0.1 | 888,926 |
| 紙及び関連製品 | | | |
| Georgia-Pacific LLC, 3.1630%, 期日 15/11/21 | 3,291,000 | 0.4 | 3,290,355 |
| Georgia-Pacific LLC, 3.6000%, 期日 1/3/25 | 1,733,000 | 0.2 | 1,715,696 |
| | | 0.6 | 5,006,051 |
| パイプライン | | | |
| DCP Midstream Operating L.P., 4.9500%, 期日 1/4/22 | 1,403,000 | 0.1 | 1,151,166 |
| DCP Midstream Operating L.P., 5.6000%, 期日 1/4/44 | 429,000 | － | 261,908 |
| El Paso Corp., 6.5000%, 期日 15/9/20 | 101,000 | － | 100,657 |
| El Paso Pipeline Partners Operating Co., LLC, 4.3000%, 期日 1/5/24 | 861,000 | 0.1 | 741,547 |
| El Paso Pipeline Partners Operating Co., LLC, 5.0000%, 期日 1/10/21 | 871,000 | 0.1 | 823,127 |
| Energy Transfer Partners L.P., 4.1500%, 期日 1/10/20 | 933,000 | 0.1 | 861,591 |
| EnLink Midstream Partners L.P., 4.4000%, 期日 1/4/24 | 1,238,000 | 0.1 | 981,853 |
| EnLink Midstream Partners L.P., 5.6000%, 期日 1/4/44 | 995,000 | 0.1 | 695,006 |
| Kinder Morgan, Inc., 7.7500%, 期日 15/1/32 | 1,029,000 | 0.1 | 980,785 |
| Phillips 66 Partners L.P., 3.6050%, 期日 15/2/25 | 599,000 | 0.1 | 516,252 |
| Spectra Energy Corp., 4.7500%, 期日 15/3/24 | 2,275,000 | 0.2 | 2,207,426 |
| Targa Resources Partners L.P. / Targa Resources Partners Finance Corp., 4.1250%, 期日 15/11/19 | 1,775,000 | 0.2 | 1,486,563 |
| Western Gas Partners L.P., 5.3750%, 期日 1/6/21 | 3,575,000 | 0.4 | 3,622,587 |
| | | 1.6 | 14,430,468 |
| 損害保険 | | | |
| ACE INA Holdings, Inc., 3.3500%, 期日 3/5/26 | 2,375,000 | 0.3 | 2,370,801 |
| 出版－定期刊行物 | | | |
| Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co., 4.5000%, 期日 1/10/20 | 735,000 | 0.1 | 748,781 |
| 不動産管理／サービス | | | |
| Jones Lang LaSalle, Inc., 4.4000%, 期日 15/11/22 | 2,620,000 | 0.3 | 2,690,221 |
| Kennedy-Wilson, Inc., 5.8750%, 期日 1/4/24 | 2,611,000 | 0.3 | 2,526,143 |
| | | 0.6 | 5,216,364 |
| 不動産運用／開発 | | | |
| Post Apartment Homes L.P., 4.7500%, 期日 15/10/17 | 1,176,000 | 0.1 | 1,223,497 |
| REIT－各種 | | | |
| American Tower Trust I, 1.5510%, 期日 15/3/18 | 2,205,000 | 0.2 | 2,156,052 |
| Goodman Funding Pty, Ltd., 6.3750%, 期日 15/4/21 | 2,726,000 | 0.3 | 3,101,864 |
| | | 0.5 | 5,257,916 |
| REIT－医療施設 | | | |
| Senior Housing Properties Trust, 6.7500%, 期日 15/12/21 | 637,000 | 0.1 | 717,821 |
| Senior Housing Properties Trust, 6.7500%, 期日 15/4/20 | 545,000 | 0.1 | 603,699 |
| | | 0.2 | 1,321,520 |

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| REIT－オフィス・ビル | | | |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc., 2.7500%, 期日 15/1/20 | 525,000 | 0.1 | 516,612 |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc., 4.5000%, 期日 30/7/29 | 1,203,000 | 0.1 | 1,179,562 |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc., 4.6000%, 期日 1/4/22 | 2,639,000 | 0.3 | 2,741,388 |
| Reckson Operating Partnership L.P., 5.0000%, 期日 15/8/18 | 1,177,000 | 0.1 | 1,235,736 |
| Reckson Operating Partnership L.P., 6.0000%, 期日 31/3/16 | 369,000 | － | 372,464 |
| Reckson Operating Partnership L.P., 7.7500%, 期日 15/3/20 | 2,093,000 | 0.3 | 2,445,124 |
| | | 0.9 | 8,490,886 |
| REIT－ショッピング・センター | | | |
| Retail Opportunity Investments Partnership L.P., 4.0000%, 期日 15/12/24 | 794,000 | 0.1 | 751,475 |
| Retail Opportunity Investments Partnership L.P., 5.0000%, 期日 15/12/23 | 375,000 | － | 383,490 |
| | | 0.1 | 1,134,965 |
| 小売り－ドラッグ・ストア | | | |
| CVS Health Corp., 2.8000%, 期日 20/7/20 | 3,545,000 | 0.4 | 3,564,632 |
| CVS Health Corp., 3.5000%, 期日 20/7/22 | 1,989,000 | 0.2 | 2,026,795 |
| CVS Health Corp., 3.8750%, 期日 20/7/25 | 3,536,000 | 0.4 | 3,615,786 |
| CVS Health Corp., 4.7500%, 期日 1/12/22 | 982,000 | 0.1 | 1,053,726 |
| CVS Health Corp., 5.0000%, 期日 1/12/24 | 1,213,000 | 0.1 | 1,314,602 |
| | | 1.2 | 11,575,541 |
| 小売り－地域デパート | | | |
| Macyís Retail Holdings, Inc., 5.9000%, 期日 1/12/16 | 505,000 | 0.1 | 524,111 |
| 小売り－レストラン | | | |
| 1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc., 4.6250%, 期日 15/1/22 | 2,330,000 | 0.3 | 2,341,650 |
| Brinker International, Inc., 3.8750%, 期日 15/5/23 | 3,675,000 | 0.4 | 3,549,763 |
| | | 0.7 | 5,891,413 |
| 半導体部品／集積回路 | | | |
| TSMC Global, Ltd.,, 1.6250%, 期日 3/4/18 | 5,738,000 | 0.6 | 5,627,033 |
| 特別目的事業体 | | | |
| Goldman Sachs Capital I, 6.3450%, 期日 15/2/34 | 2,913,000 | 0.4 | 3,417,529 |
| 鉄鋼－製造業者 | | | |
| Reliance Steel & Aluminum Co., 4.5000%, 期日 15/4/23 | 1,750,000 | 0.1 | 1,631,478 |
| 大型地域銀行 | | | |
| Wells Fargo & Co., 5.8750%, 期日 15/6/25 | 569,000 | 0.1 | 599,584 |
| トラック及びリース | | | |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 2.5000%, 期日 15/3/16 | 245,000 | － | 245,436 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 2.5000%, 期日 15/6/19 | 941,000 | 0.1 | 926,388 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 3.3750%, 期日 15/3/18 | 2,262,000 | 0.2 | 2,298,943 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 4.2500%, 期日 17/1/23 | 1,038,000 | 0.1 | 1,046,004 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 4.8750%, 期日 11/7/22 | 149,000 | － | 155,190 |
| | | 0.4 | 4,671,961 |
| 社債合計 | | 39.3 | 360,554,040 |

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **政府発行証券** | | | |
| **米国財務省中期証券／長期証券** | | | |
| 0.5000%, 期日 30/4/17 | 1,395,000 | 0.2 | 1,387,888 |
| 0.5000%, 期日 31/1/17 | 11,099,000 | 1.2 | 11,059,765 |
| 0.6250%, 期日 30/6/17 | 5,732,000 | 0.6 | 5,703,902 |
| 0.7500%, 期日 30/6/17 | 3,040,000 | 0.3 | 3,030,916 |
| 0.7500%, 期日 31/10/17 | 1,016,000 | 0.1 | 1,010,702 |
| 0.7500%, 期日 31/12/17 | 1,249,000 | 0.1 | 1,240,730 |
| 0.7500%, 期日 31/3/18 | 1,496,000 | 0.2 | 1,482,793 |
| 0.8750%, 期日 15/10/17 | 172,000 | – | 171,506 |
| 0.8750%, 期日 15/7/17 | 950,000 | 0.1 | 948,534 |
| 0.8750%, 期日 15/7/18 | 144,000 | – | 142,715 |
| 0.8750%, 期日 31/1/18 | 1,990,000 | 0.2 | 1,980,360 |
| 1.0000%, 期日 15/12/17 | 19,013,000 | 2.1 | 18,989,234 |
| 1.0000%, 期日 15/9/17 | 100,000 | – | 99,955 |
| 1.0000%, 期日 15/9/18 | 19,716,000 | 2.1 | 19,577,751 |
| 1.3750%, 期日 30/9/20 | 13,688,000 | 1.5 | 13,453,004 |
| 1.3750%, 期日 31/3/20 | 249,000 | – | 245,965 |
| 1.3750%, 期日 31/7/18 | 6,571,000 | 0.7 | 6,597,179 |
| 1.5000%, 期日 30/11/19 | 21,015,000 | 2.3 | 20,933,735 |
| 1.5000%, 期日 31/10/19 | 10,680,000 | 1.2 | 10,647,875 |
| 1.5000%, 期日 31/8/18 | 22,987,000 | 2.5 | 23,142,783 |
| 1.6250%, 期日 31/12/19 | 2,275,000 | 0.2 | 2,275,355 |
| 1.6250%, 期日 31/7/19 | 12,493,000 | 1.4 | 12,538,387 |
| 1.7500%, 期日 30/9/19 | 7,567,000 | 0.8 | 7,619,023 |
| 2.0000%, 期日 15/8/25 | 3,354,000 | 0.4 | 3,270,673 |
| 2.1250%, 期日 30/9/21 | 6,448,000 | 0.7 | 6,516,890 |
| 2.2500%, 期日 15/11/24 | 5,062,000 | 0.5 | 5,060,218 |
| 2.2500%, 期日 15/11/25 | 13,440,000 | 1.5 | 13,411,386 |
| 2.3750%, 期日 31/5/18 | 2,004,000 | 0.2 | 2,060,872 |
| 2.5000%, 期日 15/2/45 | 1,416,000 | 0.1 | 1,270,860 |
| 2.8750%, 期日 15/8/45 | 1,734,000 | 0.2 | 1,684,486 |
| 3.0000%, 期日 15/11/44 | 3,197,000 | 0.3 | 3,186,386 |
| 3.0000%, 期日 15/11/45 | 16,123,000 | 1.7 | 16,077,340 |
| 3.0000%, 期日 15/5/45 | 14,020,000 | 1.5 | 13,959,490 |
| 3.1250%, 期日 15/8/44 | 11,745,000 | 1.3 | 12,006,737 |
| 3.3750%, 期日 15/5/44 | 143,000 | – | 153,513 |
| 3.6250%, 期日 15/2/44 | 9,099,000 | 1.1 | 10,238,149 |
| 3.7500%, 期日 15/11/43 | 1,252,000 | 0.2 | 1,442,466 |
| | | 27.5 | 254,619,523 |
| **政府発行証券合計** | | 27.5 | 254,619,523 |
| **不動産担保証券** | | | |
| Fannie Mae Pool | | | |
| 3.5000%, 期日 1/1/44 | 4,074,609 | 0.4 | 4,239,200 |
| 3.5000%, 期日 1/4/44 | 1,414,891 | 0.2 | 1,466,946 |
| 3.5000%, 期日 1/5/44 | 4,793,942 | 0.5 | 4,985,874 |
| 3.5000%, 期日 1/7/42 | 2,992,863 | 0.3 | 3,100,806 |
| 4.0000%, 期日 1/11/42 | 988,393 | 0.1 | 1,052,623 |
| 4.0000%, 期日 1/12/42 | 412,189 | – | 440,805 |
| 4.0000%, 期日 1/2/44 | 1,508,758 | 0.2 | 1,607,142 |
| 4.0000%, 期日 1/6/42 | 1,526,674 | 0.2 | 1,626,055 |
| 4.0000%, 期日 1/6/44 | 2,386,625 | 0.3 | 2,541,952 |
| 4.0000%, 期日 1/7/43 | 2,843,931 | 0.3 | 3,029,649 |
| 4.0000%, 期日 1/7/44 | 4,411,841 | 0.5 | 4,726,505 |
| 4.0000%, 期日 1/8/42 | 669,442 | 0.1 | 713,025 |
| 4.0000%, 期日 1/8/43 | 2,510,457 | 0.3 | 2,674,682 |
| 4.0000%, 期日 1/8/44 | 3,370,829 | 0.4 | 3,611,255 |
| 4.0000%, 期日 1/9/42 | 1,643,521 | 0.2 | 1,750,841 |
| 4.0000%, 期日 1/9/43 | 747,424 | 0.1 | 796,311 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 4.5000%, 期日 1/10/40 | 249,083 | – | 269,893 |
| 4.5000%, 期日 1/2/43 | 4,280,046 | 0.5 | 4,643,595 |
| 4.5000%, 期日 1/5/44 | 7,196,660 | 0.9 | 7,939,701 |
| 4.5000%, 期日 1/8/41 | 1,077,169 | 0.1 | 1,167,341 |
| 5.0000%, 期日 1/1/30 | 353,736 | – | 389,253 |
| 5.0000%, 期日 1/10/40 | 267,301 | – | 299,135 |
| 5.0000%, 期日 1/2/41 | 2,251,571 | 0.3 | 2,500,566 |
| 5.0000%, 期日 1/4/41 | 419,461 | 0.1 | 461,729 |
| 5.0000%, 期日 1/5/41 | 434,484 | 0.1 | 480,070 |
| 5.0000%, 期日 1/7/41 | 1,087,569 | 0.1 | 1,206,893 |
| 5.0000%, 期日 1/9/29 | 865,786 | 0.1 | 952,715 |
| 5.5000%, 期日 1/1/25 | 239,051 | – | 257,642 |
| 5.5000%, 期日 1/1/33 | 162,100 | – | 182,295 |
| 5.5000%, 期日 1/12/41 | 1,354,986 | 0.2 | 1,519,876 |
| 5.5000%, 期日 1/2/41 | 528,325 | 0.1 | 601,105 |
| 5.5000%, 期日 1/3/40 | 947,573 | 0.1 | 1,078,093 |
| 5.5000%, 期日 1/4/40 | 2,108,383 | 0.3 | 2,353,471 |
| 5.5000%, 期日 1/5/41 | 695,687 | 0.1 | 775,485 |
| 5.5000%, 期日 1/6/41 | 599,011 | 0.1 | 668,896 |
| 5.5000%, 期日 1/7/41 | 2,427,444 | 0.3 | 2,706,164 |
| 6.0000%, 期日 1/10/35 | 805,259 | 0.1 | 915,126 |
| 6.0000%, 期日 1/10/38 | 684,808 | 0.1 | 774,708 |
| 6.0000%, 期日 1/12/35 | 645,872 | 0.1 | 735,323 |
| 6.0000%, 期日 1/2/37 | 312,687 | – | 359,683 |
| 6.0000%, 期日 1/9/37 | 792,622 | 0.1 | 857,370 |
| 7.0000%, 期日 1/2/39 | 275,765 | – | 318,573 |
| | | 7.9 | 72,778,372 |
| Freddie Mac Gold Pool | | | |
| 4.5000%, 期日 1/1/41 | 614,221 | 0.1 | 667,890 |
| 5.0000%, 期日 1/1/19 | 138,126 | – | 142,929 |
| 5.0000%, 期日 1/5/41 | 995,380 | 0.1 | 1,109,220 |
| 5.0000%, 期日 1/6/20 | 299,503 | – | 317,464 |
| 5.5000%, 期日 1/10/36 | 589,527 | 0.1 | 660,946 |
| 5.5000%, 期日 1/12/28 | 546,051 | 0.1 | 603,508 |
| 5.5000%, 期日 1/5/41 | 833,756 | 0.1 | 923,146 |
| 5.5000%, 期日 1/8/19 | 120,986 | – | 125,327 |
| 6.0000%, 期日 1/4/40 | 3,212,151 | 0.4 | 3,659,747 |
| | | 0.9 | 8,210,177 |
| Ginnie Mae | | | |
| 5.1000%, 期日 15/1/32 | 1,046,082 | 0.1 | 1,186,415 |
| Ginnie Mae I pool | | | |
| 4.5000%, 期日 15/7/41 | 1,016,902 | 0.1 | 1,101,412 |
| 4.5000%, 期日 15/8/41 | 1,972,469 | 0.2 | 2,174,496 |
| 4.5000%, 期日 15/9/40 | 863,293 | 0.1 | 942,607 |
| 4.9000%, 期日 15/10/34 | 1,201,229 | 0.1 | 1,324,852 |
| 5.0000%, 期日 15/1/40 | 258,416 | – | 285,960 |
| 5.0000%, 期日 15/10/39 | 456,084 | 0.1 | 506,215 |
| 5.0000%, 期日 15/11/39 | 826,288 | 0.1 | 915,299 |
| 5.0000%, 期日 15/11/43 | 1,818,098 | 0.2 | 2,015,049 |
| 5.0000%, 期日 15/2/41 | 846,078 | 0.1 | 937,003 |
| 5.0000%, 期日 15/4/41 | 289,028 | – | 320,196 |
| 5.0000%, 期日 15/5/40 | 1,430,999 | 0.1 | 1,591,707 |
| 5.0000%, 期日 15/5/41 | 336,222 | – | 377,552 |
| 5.0000%, 期日 15/6/44 | 4,221,619 | 0.6 | 4,731,536 |
| 5.0000%, 期日 15/7/40 | 1,120,706 | 0.1 | 1,241,331 |
| 5.0000%, 期日 15/9/41 | 461,581 | 0.1 | 511,456 |
| 5.5000%, 期日 15/3/36 | 467,609 | 0.1 | 529,260 |
| 5.5000%, 期日 15/6/39 | 2,268,930 | 0.3 | 2,601,331 |
| 5.5000%, 期日 15/8/39 | 2,135,891 | 0.3 | 2,425,438 |
| 5.5000%, 期日 15/9/35 | 311,977 | – | 359,407 |
| | | 2.6 | 24,892,107 |

Ⅰ　ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| Ginnie Mae II pool | | | |
| 3.5000%, 期日 20/5/42 | 584,473 | 0.1 | 613,047 |
| 5.5000%, 期日 20/1/42 | 637,898 | 0.1 | 709,633 |
| 5.5000%, 期日 20/11/37 | 547,001 | 0.1 | 605,981 |
| 5.5000%, 期日 20/5/42 | 749,450 | 0.1 | 835,809 |
| 5.5000%, 期日 20/7/42 | 1,177,006 | 0.1 | 1,298,047 |
| 6.0000%, 期日 20/1/39 | 199,181 | – | 222,852 |
| 6.0000%, 期日 20/1/42 | 243,214 | – | 275,673 |
| 6.0000%, 期日 20/10/41 | 85,702 | – | 97,204 |
| 6.0000%, 期日 20/11/34 | 440,806 | 0.1 | 493,478 |
| 6.0000%, 期日 20/11/42 | 264,751 | – | 298,431 |
| 6.0000%, 期日 20/12/41 | 392,094 | – | 443,194 |
| 6.0000%, 期日 20/2/42 | 375,221 | – | 425,109 |
| 6.0000%, 期日 20/2/43 | 322,592 | – | 364,942 |
| 6.0000%, 期日 20/3/42 | 228,117 | – | 258,543 |
| 6.0000%, 期日 20/4/42 | 925,820 | 0.1 | 1,049,091 |
| 6.0000%, 期日 20/5/42 | 627,462 | 0.1 | 702,144 |
| 6.0000%, 期日 20/7/42 | 263,476 | – | 297,971 |
| 6.0000%, 期日 20/8/42 | 273,861 | – | 310,361 |
| 6.0000%, 期日 20/9/42 | 320,703 | – | 363,487 |
| 7.0000%, 期日 20/5/39 | 96,725 | – | 110,608 |
| | | 0.8 | 9,775,605 |
| 不動産担保証券合計 | | 12.4 | 116,842,676 |
| 優先株式 | | | |
| 多角的銀行機関 | | | |
| Citigroup Capital XIII, 6.6919% | 45,000 | 0.1 | 1,169,550 |
| Morgan Stanley, 6.8750% | 75,975 | 0.2 | 2,108,306 |
| Morgan Stanley, 7.1250% | 73,000 | 0.2 | 2,087,800 |
| | | 0.5 | 5,365,656 |
| 多角的金融サービス | | | |
| General Electric Capital Corp., 4.7000% | 9,000 | – | 229,230 |
| 金融－クレジット・カード | | | |
| Discover Financial Services, 6.5000% | 100,000 | 0.3 | 2,647,000 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| Morgan Stanley Capital Trust III, 6.2500% | 13,000 | – | 331,240 |
| Morgan Stanley Capital Trust IV, 6.2500% | 2,000 | – | 50,740 |
| Morgan Stanley Capital Trust V, 5.7500% | 1,000 | – | 25,180 |
| Morgan Stanley Capital Trust VIII, 6.4500% | 5,000 | – | 126,550 |
| 大型地域銀行 | | | |
| Wells Fargo & Co., 6.6250% | 71,000 | 0.3 | 2,039,835 |
| 優先株式合計 | | 1.1 | 10,815,431 |
| トランシュ・ローン | | | |
| 電子構成部品－半導体 | | | |
| Avago Technologies Cayman, Ltd., 3.0000%, 期日 6/5/21 | 8,006,528 | 1.0 | 7,979,858 |
| 金融－その他のサービス | | | |
| Avago Technologies (Cayman), Ltd., 3.5000%, 期日 11/11/22 | 4,771,000 | 0.5 | 4,714,368 |
| メディア | | | |
| Tribune Media Co., 3.0000%, 期日 27/12/20 | 1,876,912 | 0.2 | 1,845,830 |
| 医療情報システム | | | |
| IMS Health, Inc., 2.2500%, 期日 17/3/21 | 2,461,515 | 0.3 | 2,399,977 |
| 小売り－事務用品 | | | |
| Staples, Inc., 2.7500%, 期日 23/4/21 | 796,000 | 0.1 | 785,716 |
| 通信 | | | |
| Charter Communications, 2.7500%, 期日 21/1/23 | 2,111,000 | 0.2 | 2,106,609 |
| トランシュ・ローン合計 | | 2.3 | 19,832,358 |
| 投資有価証券合計 | | 98.3 | 905,801,643 |

## 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 4,159,648 | USD | 2,988,844 | 2,951,890 | 2016年１月29日 | 36,954 |
| AUD | 4,223 | USD | 3,028 | 2,985 | 2016年１月29日 | 44 |
| AUD | 489,631 | USD | 351,816 | 347,466 | 2016年１月29日 | 4,350 |
| AUD | 10,096 | USD | 7,284 | 7,224 | 2016年１月29日 | 60 |
| AUD | 100,000 | USD | 72,123 | 71,504 | 2016年１月29日 | 619 |
| CNH | 20,102 | USD | 3,046 | 3,044 | 2016年１月29日 | 1 |
| CNH | 35 | USD | 5 | 5 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 10 | USD | 2 | 2 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 14 | USD | 2 | 2 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 30 | USD | 5 | 5 | 2016年１月29日 | – |
| EUR | 71,257,165 | USD | 77,435,375 | 77,388,986 | 2016年１月29日 | 46,388 |
| EUR | 46,672,124 | USD | 50,718,737 | 50,688,354 | 2016年１月29日 | 30,384 |
| EUR | 252,582 | USD | 274,481 | 274,317 | 2016年１月29日 | 164 |
| EUR | 4,874,704 | USD | 5,297,356 | 5,294,182 | 2016年１月29日 | 3,173 |
| EUR | 7,482,640 | USD | 8,131,408 | 8,126,537 | 2016年１月29日 | 4,871 |
| EUR | 6,901,497 | USD | 7,499,877 | 7,495,385 | 2016年１月29日 | 4,493 |
| EUR | 424 | USD | 461 | 462 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 2,960 | EUR | 2,723 | 2,961 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 159 | EUR | 146 | 159 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 118 | AUD | 162 | 118 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 59 | GBP | 39 | 58 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 3 | CNH | 17 | 3 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 297 | GBP | 199 | 293 | 2016年１月29日 | 4 |
| USD | 3,124 | EUR | 2,860 | 3,109 | 2016年１月29日 | 14 |
| USD | 6,366 | EUR | 5,828 | 6,337 | 2016年１月29日 | 29 |
| USD | 570,001 | EUR | 521,802 | 567,385 | 2016年１月29日 | 2,616 |
| USD | 378,974 | GBP | 252,770 | 372,611 | 2016年１月29日 | 6,363 |
| USD | 11,963 | EUR | 10,951 | 11,908 | 2016年１月29日 | 55 |
| USD | 68 | EUR | 63 | 68 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 235 | EUR | 216 | 235 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 176,982 | EUR | 162,589 | 176,792 | 2016年１月29日 | 189 |
| USD | 38,770 | EUR | 35,617 | 38,729 | 2016年１月29日 | 42 |
| USD | 113,294 | EUR | 103,608 | 112,660 | 2016年１月29日 | 634 |
| USD | 15,032 | EUR | 13,747 | 14,948 | 2016年１月29日 | 84 |
| USD | 48,810 | EUR | 44,638 | 48,537 | 2016年１月29日 | 273 |
| USD | 2 | EUR | 2 | 2 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 390,187 | EUR | 356,034 | 387,137 | 2016年１月29日 | 3,049 |
| USD | 132 | EUR | 120 | 131 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 108,732 | EUR | 99,215 | 107,882 | 2016年１月29日 | 850 |
| USD | 383,549 | EUR | 349,978 | 380,552 | 2016年１月29日 | 2,998 |
| USD | 10 | CNH | 67 | 10 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 162 | GBP | 109 | 161 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 38 | EUR | 34 | 37 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 65 | EUR | 59 | 64 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 8,358 | EUR | 7,648 | 8,316 | 2016年１月29日 | 42 |
| USD | 920 | EUR | 842 | 915 | 2016年１月29日 | 5 |
| USD | 11,166 | EUR | 10,217 | 11,109 | 2016年１月29日 | 56 |
| USD | 201,405 | EUR | 184,288 | 200,387 | 2016年１月29日 | 1,018 |
| USD | 45 | GBP | 30 | 44 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 48,080 | EUR | 43,807 | 47,634 | 2016年１月29日 | 447 |
| USD | 193 | GBP | 129 | 189 | 2016年１月29日 | 3 |
| USD | 7,960 | EUR | 7,253 | 7,886 | 2016年１月29日 | 74 |
| USD | 6,404 | EUR | 5,835 | 6,345 | 2016年１月29日 | 60 |
| USD | 9,235 | EUR | 8,414 | 9,149 | 2016年１月29日 | 86 |
| USD | 345 | EUR | 314 | 342 | 2016年１月29日 | 3 |
| USD | 91,280 | EUR | 83,167 | 90,432 | 2016年１月29日 | 848 |
| USD | 38,691 | EUR | 35,306 | 38,390 | 2016年１月29日 | 301 |
| USD | 10,871 | EUR | 9,920 | 10,786 | 2016年１月29日 | 85 |

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| USD | 142,710 | EUR | 130,223 | 141,599 | 2016年１月29日 | 1,110 |
| USD | 1,060 | EUR | 968 | 1,052 | 2016年１月29日 | 8 |
| USD | 3,294 | AUD | 4,520 | 3,288 | 2016年１月29日 | 7 |
| USD | 528 | EUR | 482 | 524 | 2016年１月29日 | 3 |
| USD | 13,444 | EUR | 12,286 | 13,359 | 2016年１月29日 | 85 |
| USD | 12,730 | EUR | 11,633 | 12,649 | 2016年１月29日 | 81 |
| USD | 77,814 | EUR | 71,109 | 77,321 | 2016年１月29日 | 493 |
| USD | 161 | GBP | 108 | 160 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 9,272 | EUR | 8,473 | 9,214 | 2016年１月29日 | 59 |
| USD | 274 | GBP | 184 | 272 | 2016年１月29日 | 2 |
| USD | 2 | CNH | 15 | 2 | 2016年１月29日 | － |
| USD | 390 | AUD | 535 | 389 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 133,129 | EUR | 121,658 | 132,286 | 2016年１月29日 | 843 |
| USD | 215,167 | EUR | 196,708 | 213,892 | 2016年１月29日 | 1,275 |
| USD | 1,478 | EUR | 1,351 | 1,469 | 2016年１月29日 | 9 |
| USD | 14,729 | EUR | 13,465 | 14,641 | 2016年１月29日 | 87 |
| USD | 5,741 | EUR | 5,248 | 5,707 | 2016年１月29日 | 34 |
| USD | 4,877 | EUR | 4,458 | 4,848 | 2016年１月29日 | 29 |
| USD | 2,321 | EUR | 2,121 | 2,307 | 2016年１月29日 | 14 |
| 合計 | | | | | | 155,874 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 905,957,517 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 14,596 | USD | 10,643 | 10,668 | 2016年１月29日 | (25) |
| EUR | 812 | USD | 888 | 893 | 2016年１月29日 | (5) |
| EUR | 7,980 | USD | 8,747 | 8,817 | 2016年１月29日 | (70) |
| EUR | 400 | USD | 437 | 439 | 2016年１月29日 | (2) |
| EUR | 15,582 | USD | 17,044 | 17,146 | 2016年１月29日 | (102) |
| GBP | 384,735 | USD | 574,490 | 581,840 | 2016年１月29日 | (7,350) |
| GBP | 76,937 | USD | 114,883 | 116,353 | 2016年１月29日 | (1,470) |
| USD | 1,772 | AUD | 2,461 | 1,790 | 2016年１月29日 | (18) |
| USD | 4,183 | EUR | 3,847 | 4,183 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 26,327 | EUR | 24,216 | 26,331 | 2016年１月29日 | (4) |
| USD | 209 | AUD | 290 | 211 | 2016年１月29日 | (2) |
| USD | 42,816 | EUR | 39,383 | 42,823 | 2016年１月29日 | (7) |
| USD | 4,230 | EUR | 3,891 | 4,231 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 16,013 | EUR | 14,790 | 16,082 | 2016年１月29日 | (69) |
| USD | 10,793 | EUR | 9,968 | 10,839 | 2016年１月29日 | (46) |
| USD | 1,603 | EUR | 1,480 | 1,610 | 2016年１月29日 | (7) |
| USD | 85,055 | EUR | 78,557 | 85,420 | 2016年１月29日 | (365) |
| USD | 343,998 | EUR | 317,719 | 345,473 | 2016年１月29日 | (1,474) |
| USD | 873 | AUD | 1,202 | 874 | 2016年１月29日 | (1) |
| 合計 | | | | | | (11,019) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (11,019) |

# II　ジャナス・ハイイールド・ファンド

## 投資有価証券明細表

(2015年12月31日現在)

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 資産担保／商業不動産担保証券 | | | |
| COMM 2015-3BP Mortgage Trust, 3.2384%, 期日 10/2/35 (144A) | 1,549,000 | 0.2 | 1,382,147 |
| Fannie Mae Connecticut Avenue Securities, 4.4216%, 期日 25/5/25 | 2,555,000 | 0.4 | 2,430,760 |
| Fannie Mae Connecticut Avenue Securities, 5.3216%, 期日 25/11/24 | 1,241,000 | 0.2 | 1,265,833 |
| GAHR Commercial Mortgage Trust 2015-NRF, 3.3822%, 期日 15/12/19 (144A) | 3,362,000 | 0.5 | 3,136,927 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-COSMO, 4.2805%, 期日 15/1/32 (144A) | 1,309,000 | 0.2 | 1,292,729 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-UES, 3.6210%, 期日 5/9/32 (144A) | 773,000 | 0.1 | 707,234 |
| Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2007-C31, 5.6600%, 期日 15/4/47 | 1,304,000 | 0.2 | 1,304,757 |
| 資産担保／商業不動産担保証券合計 | | 1.8 | 11,520,387 |
| 普通株式 | | | |
| 建築及び建築物－その他 | | | |
| E*TRADE Financial Corp. | 73,534 | 0.3 | 2,179,547 |
| 普通株式合計 | | 0.3 | 2,179,547 |
| 社債 | | | |
| 航空宇宙産業及び防衛 | | | |
| ADS Tactical, Inc., 11.0000%, 期日 1/4/18 (144A) | 12,348,000 | 2.0 | 12,564,090 |
| 衣料品製造 | | | |
| Levi Strauss & Co., 5.0000%, 期日 1/5/25 | 3,037,000 | 0.5 | 3,037,000 |
| QS Wholesale, Inc., 7.8750%, 期日 1/8/18 (144A) | 4,236,000 | 0.1 | 889,560 |
| Quiksilver, Inc., 10.0000%, 期日 1/8/20 | 5,071,000 | － | 266,228 |
| | | 0.6 | 4,192,788 |
| 自動車－乗用車及び小型トラック | | | |
| Fiat Chrysler Automobiles N.V., 4.5000%, 期日 15/4/20 | 3,559,000 | 0.6 | 3,621,283 |
| 自動車－トラックの部品及び装置－オリジナル | | | |
| MPG Holdco I, Inc., 7.3750%, 期日 15/10/22 | 3,618,000 | 0.6 | 3,672,270 |
| Schaeffler Holding, 6.2500%, 期日 15/11/19 (144A) | 3,681,000 | 0.6 | 3,860,449 |
| Schaeffler Holding, 6.7500%, 期日 15/11/22 (144A) | 1,558,000 | 0.3 | 1,682,640 |
| | | 1.5 | 9,215,359 |
| 建築－住宅及び商業 | | | |
| Century Communities, Inc., 6.8750%, 期日 15/5/22 | 6,531,000 | 1.0 | 6,024,848 |
| D.R. Horton, Inc., 4.0000%, 期日 15/2/20 | 1,394,000 | 0.2 | 1,408,916 |
| KB Home, 7.6250%, 期日 15/5/23 | 3,581,000 | 0.6 | 3,554,143 |
| Meritage Homes Corp., 7.0000%, 期日 1/4/22 | 2,989,000 | 0.5 | 3,145,923 |
| Meritage Homes Corp., 7.1500%, 期日 15/4/20 | 2,795,000 | 0.5 | 2,955,713 |
| WCI Communities, Inc., 6.8750%, 期日 15/8/21 | 1,936,000 | 0.3 | 2,043,680 |
| | | 3.1 | 19,133,223 |
| 建築及び建築物－その他 | | | |
| Builders FirstSource, Inc., 10.7500%, 期日 15/8/23 (144A) | 1,646,000 | 0.3 | 1,641,885 |
| NCI Building Systems, Inc., 8.2500%, 期日 15/1/23 (144A) | 744,000 | 0.1 | 784,920 |
| | | 0.4 | 2,426,805 |
| ケーブルTV／衛星TV | | | |
| Block Communications, Inc., 7.2500%, 期日 1/2/20 (144A) | 5,121,000 | 0.8 | 5,121,000 |
| CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp., 5.2500%, 期日 15/3/21 | 7,753,000 | 1.3 | 8,072,811 |
| CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp., 5.3750%, 期日 1/5/25 (144A) | 2,037,000 | 0.3 | 2,031,908 |
| CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp., 5.8750%, 期日 1/5/27 (144A) | 1,770,000 | 0.3 | 1,765,575 |
| Harron Communications L.P. / Harron Finance Corp., 9.1250%, 期日 1/4/20 (144A) | 2,339,000 | 0.4 | 2,482,264 |
| | | 3.1 | 19,473,558 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| カジノ・ホテル | | | |
| Caesars Entertainment Resort Properties LLC / Caesars Entertainment Resort Properties, 11.0000%, 期日 1/10/21 …… | 1,826,000 | 0.3 | 1,661,660 |
| Caesars Entertainment Resort Properties LLC / Caesars Entertainment Resort Properties, 8.0000%, 期日 1/10/20…… | 2,972,000 | 0.5 | 2,838,260 |
| MGM Resorts International, 6.6250%, 期日 15/12/21 …… | 1,913,000 | 0.3 | 1,967,999 |
| MGM Resorts International, 6.7500%, 期日 1/10/20…… | 5,060,000 | 0.8 | 5,224,450 |
| MGM Resorts International, 7.7500%, 期日 15/3/22…… | 3,009,000 | 0.5 | 3,208,347 |
| Station Casinos LLC, 7.5000%, 期日 1/3/21 …… | 2,433,000 | 0.4 | 2,493,825 |
| | | 2.8 | 17,394,541 |
| カジノ・サービス | | | |
| Boyd Acquisition Sub LLC/Boyd Acquisition Finance Corp., 8.3750%, 期日 15/2/18 (144A)…… | 8,809,000 | 1.4 | 8,985,180 |
| CCM Merger, Inc., 9.1250%, 期日 1/5/19 (144A) …… | 1,953,000 | 0.3 | 2,048,209 |
| | | 1.7 | 11,033,389 |
| 携帯電話通信 | | | |
| T-Mobile U.S., Inc., 6.0000%, 期日 1/3/23 …… | 8,621,000 | 1.4 | 8,750,315 |
| T-Mobile U.S., Inc., 6.2500%, 期日 1/4/21 …… | 4,007,000 | 0.7 | 4,137,228 |
| | | 2.1 | 12,887,543 |
| 商業銀行－米国東部 | | | |
| CIT Group, Inc., 5.5000%, 期日 15/2/19 (144A) …… | 2,948,000 | 0.5 | 3,088,030 |
| 商業サービス－金融 | | | |
| Cardtronics, Inc., 5.1250%, 期日 1/8/22 …… | 6,636,000 | 1.0 | 6,436,920 |
| コンピュータ・サービス | | | |
| HIS, Inc., 5.0000%, 期日 1/11/22…… | 4,561,000 | 0.7 | 4,635,116 |
| 消費財－その他 | | | |
| Jarden Corp., 5.0000%, 期日 15/11/23 (144A) …… | 4,462,000 | 0.7 | 4,584,705 |
| 梱包材－金属製及びガラス製 | | | |
| Ball Corp., 5.2500%, 期日 1/7/25…… | 3,355,000 | 0.6 | 3,443,069 |
| データ処理及び管理 | | | |
| First Data Corp., 5.0000%, 期日 15/1/24 (144A)…… | 1,816,000 | 0.3 | 1,811,460 |
| First Data Corp., 7.0000%, 期日 1/12/23 (144A)…… | 7,557,000 | 1.2 | 7,575,893 |
| | | 1.5 | 9,387,353 |
| 透析センター | | | |
| Fresenius Medical Care U.S. Finance II, Inc., 5.6250%, 期日 31/7/19 (144A)…… | 1,363,000 | 0.2 | 1,473,744 |
| Fresenius Medical Care U.S. Finance II, Inc., 5.8750%, 期日 31/1/22 (144A)…… | 2,765,000 | 0.5 | 2,972,375 |
| | | 0.7 | 4,446,119 |
| 使い捨て医療用品 | | | |
| ConvaTec Healthcare E S.A., 8.2500%, 期日 15/1/19 (144A)…… | 3,983,000 | 0.6 | 3,719,126 |
| 流通／卸売り | | | |
| American Builders & Contractors Supply Co., Inc., 5.6250%, 期日 15/4/21 (144A) …… | 3,025,000 | 0.5 | 3,077,938 |
| Park-Ohio Industries, Inc., 8.1250%, 期日 1/4/21…… | 3,010,000 | 0.5 | 3,122,875 |
| | | 1.0 | 6,200,813 |
| 多角的銀行機関 | | | |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 5.1250%, 期日 28/5/24 …… | 3,937,000 | 0.6 | 3,995,551 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 7.5000%, 期日 10/8/20 …… | 1,760,000 | 0.3 | 1,837,000 |
| | | 0.9 | 5,832,551 |
| 多角的事業経営 | | | |
| Horizon Pharma Financing, Inc., 6.6250%, 期日 1/5/23 (144A)…… | 1,202,000 | 0.2 | 1,075,790 |
| 教育ソフト | | | |
| Blackboard, Inc., 7.7500%, 期日 15/11/19 (144A) …… | 9,834,000 | 1.4 | 8,555,580 |
| 電子構成部品－半導体 | | | |
| Qorvo, Inc., 6.7500%, 期日 1/12/23 (144A) …… | 3,092,000 | 0.5 | 3,161,570 |
| Qorvo, Inc., 7.0000%, 期日 1/12/25 (144A) …… | 5,209,000 | 0.9 | 5,378,293 |
| | | 1.4 | 8,539,863 |
| 金融－自動車ローン | | | |
| Ally Financial, Inc., 3.2500%, 期日 5/11/18 …… | 5,107,000 | 0.8 | 5,024,011 |
| Ally Financial, Inc., 4.6250%, 期日 30/3/25 …… | 4,652,000 | 0.7 | 4,605,480 |
| | | 1.5 | 9,629,491 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 金融－商業 | | | |
| Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp., 7.3750%, 期日 1/4/20 (144A) | 1,633,000 | 0.2 | 1,457,453 |
| 食品－ケータリング | | | |
| Aramark Services, Inc., 5.1250%, 期日 15/1/24 (144A) | 1,025,000 | 0.2 | 1,046,781 |
| 食品－乳製品 | | | |
| FAGE Dairy Industry S.A. / FAGE U.S.A. Dairy Industry, Inc., 9.8750%, 期日 1/2/20 (144A) | 8,170,000 | 1.4 | 8,512,119 |
| 食品－肉製品 | | | |
| JBS U.S.A. LLC / JBS U.S.A. Finance, Inc., 7.2500%, 期日 1/6/21 (144A) | 6,658,000 | 1.0 | 6,641,355 |
| JBS U.S.A. LLC / JBS U.S.A. Finance, Inc., 8.2500%, 期日 1/2/20 (144A) | 4,002,000 | 0.6 | 4,022,010 |
| Smithfield Foods, Inc., 6.6250%, 期日 15/8/22 | 120,000 | － | 124,950 |
| Sun Merger Sub, Inc., 5.8750%, 期日 1/8/21 (144A) | 16,000 | － | 16,520 |
| | | 1.6 | 10,804,835 |
| 食品－小売り | | | |
| Albertsons Holdings LLC/Satum Acquisition Merger Sub, Inc., 7.7500%, 期日 15/10/22 (144A) | 1,115,000 | 0.2 | 1,188,166 |
| SUPERVALU, Inc., 6.7500%, 期日 1/6/21 | 8,661,000 | 1.3 | 7,881,510 |
| SUPERVALU, Inc., 7.7500%, 期日 15/11/22 | 1,847,000 | 0.3 | 1,685,388 |
| | | 1.8 | 10,755,064 |
| 賭博－ホテル以外 | | | |
| Ameristar Casinos, Inc., 7.5000%, 期日 15/4/21 | 5,558,000 | 0.9 | 5,822,005 |
| Greektown Holdings LLC/Greektown Mothership Corp., 8.8750%, 期日 15/3/19 (144A) | 4,296,000 | 0.7 | 4,360,440 |
| Mohegan Tribal Gaming Authority, 9.7500%, 期日 1/9/21 | 5,318,000 | 0.9 | 5,331,295 |
| Mohegan Tribal Gaming Authority, 9.7500%, 期日 1/9/21 (144A) | 2,362,000 | 0.4 | 2,367,905 |
| | | 2.9 | 17,881,645 |
| ガス－供給 | | | |
| Altice U.S. Finance S.A., 7.7500%, 期日 15/7/25 (144A) | 953,000 | 0.1 | 874,378 |
| ホテル及びモーテル | | | |
| Playa Resorts Holdings, 8.0000%, 期日 15/8/20 (144A) | 4,825,000 | 0.8 | 4,921,500 |
| 医療－医薬品 | | | |
| Capsugel S.A., 7.0000%, 期日 15/5/19 (144A) | 3,115,000 | 0.5 | 3,042,966 |
| Endo Finance LLC / Endo Ltd / Endo Finco, Inc., 6.0000%, 期日 1/2/25 (144A) | 2,622,000 | 0.4 | 2,595,780 |
| Valeant Pharmaceuticals International, Inc., 5.8750%, 期日 15/5/23 (144A) | 1,910,000 | 0.3 | 1,714,225 |
| Valeant Pharmaceuticals International, Inc., 6.1250%, 期日 15/4/25 (144A) | 1,910,000 | 0.3 | 1,709,450 |
| | | 1.5 | 9,062,421 |
| 医療－HMO | | | |
| Centene Corp., 4.7500%, 期日 15/5/22 | 3,587,000 | 0.6 | 3,488,358 |
| 医療－病院 | | | |
| CHS/Community Health Systems, Inc., 8.0000%, 期日 15/11/19 | 7,011,000 | 1.1 | 7,098,638 |
| Tenet Healthcare Corp., 6.0000%, 期日 1/10/20 | 2,177,000 | 0.4 | 2,302,178 |
| Tenet Healthcare Corp., 8.0000%, 期日 1/8/20 | 2,207,000 | 0.4 | 2,223,553 |
| | | 1.9 | 11,624,369 |
| 医療用品 | | | |
| Mallinckrodt International Finance S.A. / Mallinckrodt CB LLC, 5.5000%, 期日 15/4/25 (144A) | 2,131,000 | 0.3 | 1,971,175 |
| Mallinckrodt International Finance S.A. / Mallinckrodt CB LLC, 5.6250%, 期日 15/10/23 (144A) | 2,022,000 | 0.3 | 1,931,010 |
| | | 0.6 | 3,902,185 |
| 石油－油田サービス | | | |
| Hiland Partners L.P. / Hiland Partners Finance Corp., 5.5000%, 期日 15/5/22 (144A) | 4,849,000 | 0.7 | 4,664,132 |
| Hiland Partners L.P. / Hiland Partners Finance Corp., 7.2500%, 期日 1/10/20 (144A) | 5,683,000 | 0.9 | 5,746,934 |
| | | 1.6 | 10,411,066 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 石油会社－探査及び生産 | | | |
| Carrizo Oil & Gas, Inc., 6.2500%, 期日 15/4/23 | 716,000 | 0.1 | 583,540 |
| Endeavor Energy Resources L.P. / EER Finance, Inc., 7.0000%, 期日 15/8/21 (144A) | 7,253,000 | 1.0 | 6,491,435 |
| Endeavor Energy Resources L.P. / EER Finance, Inc., 8.1250%, 期日 15/9/23 (144A) | 2,466,000 | 0.4 | 2,231,730 |
| Newfield Exploration Co., 5.3750%, 期日 1/1/26 | 1,977,000 | 0.3 | 1,645,853 |
| Oasis Petroleum, Inc., 6.5000%, 期日 1/11/21 | 1,180,000 | 0.1 | 787,650 |
| Oasis Petroleum, Inc., 6.8750%, 期日 15/3/22 | 2,491,000 | 0.3 | 1,606,695 |
| QEP Resources, Inc., 5.2500%, 期日 1/5/23 | 2,354,000 | 0.3 | 1,683,110 |
| QEP Resources, Inc., 5.3750%, 期日 1/10/22 | 2,424,000 | 0.3 | 1,757,400 |
| Rice Energy, Inc., 6.2500%, 期日 1/5/22 | 2,141,000 | 0.2 | 1,552,225 |
| Sanchez Energy Corp., 6.1250%, 期日 15/1/23 | 1,118,000 | 0.1 | 609,310 |
| | | 3.1 | 18,948,948 |
| 石油精製及び販売 | | | |
| PBF Holding Co., LLC / PBF Finance Corp., 8.2500%, 期日 15/2/20 | 1,754,000 | 0.3 | 1,824,160 |
| Seven Generations Energy, Ltd., 6.7500%, 期日 1/5/23 (144A) | 1,651,000 | 0.2 | 1,395,095 |
| | | 0.5 | 3,219,255 |
| 紙及び関連製品 | | | |
| Resolute Forest Products, Inc., 5.8750%, 期日 15/5/23 | 2,250,000 | 0.3 | 1,648,125 |
| 薬剤 | | | |
| Endo Finance LLC / Endo Ltd / Endo Finco, Inc., 6.0000%, 期日 15/7/23 (144A) | 1,725,000 | 0.3 | 1,725,000 |
| パイプライン | | | |
| Crestwood Midstream Partners L.P. / Crestwood Midstream Finance Corp., 6.0000%, 期日 15/12/20 | 1,826,000 | 0.2 | 1,351,240 |
| Crestwood Midstream Partners L.P. / Crestwood Midstream Finance Corp., 6.1250%, 期日 1/3/22 | 5,578,000 | 0.6 | 3,904,600 |
| Holly Energy Partners L.P. / Holly Energy Finance Corp., 6.5000%, 期日 1/3/20 | 3,176,000 | 0.5 | 3,160,120 |
| MPLX L.P., 4.5000%, 期日 15/7/23 | 7,024,000 | 1.0 | 6,319,493 |
| Targa Resources Partners L.P. / Targa Resources Partners Finance Corp., 6.6250%, 期日 1/10/20 (144A) | 1,231,000 | 0.2 | 1,117,133 |
| | | 2.5 | 15,852,586 |
| 養鶏 | | | |
| Simmons Foods, Inc., 7.8750%, 期日 1/10/21 (144A) | 6,764,000 | 1.0 | 6,138,330 |
| ラジオ | | | |
| Entercom Radio LLC, 10.5000%, 期日 1/12/19 | 6,314,000 | 1.1 | 6,566,560 |
| Townsquare Media, Inc., 6.5000%, 期日 1/4/23 (144A) | 4,435,000 | 0.7 | 4,074,656 |
| | | 1.8 | 10,641,216 |
| 不動産管理／サービス | | | |
| Kennedy-Wilson, Inc., 5.8750%, 期日 1/4/24 | 8,415,000 | 1.3 | 8,141,513 |
| 不動産運用／開発 | | | |
| Forest City Enterprises, Inc., 3.6250%, 期日 15/8/20 | 1,281,000 | 0.2 | 1,362,664 |
| Forestar U.S.A. Real Estate Group, Inc., 8.5000%, 期日 1/6/22 (144A) | 4,699,000 | 0.7 | 4,605,020 |
| Greystar Real Estate Partners LLC, 8.2500%, 期日 1/12/22 (144A) | 1,763,000 | 0.3 | 1,837,928 |
| Howard Hughes Corp., 6.8750%, 期日 1/10/21 (144A) | 7,593,000 | 1.2 | 7,782,825 |
| Hunt Cos, Inc., 9.6250%, 期日 1/3/21 (144A) | 6,619,000 | 1.0 | 6,023,290 |
| | | 3.4 | 21,611,727 |
| 小売り－ディスカウント | | | |
| Family Tree Escrow LLC, 5.7500%, 期日 1/3/23 (144A) | 3,787,000 | 0.6 | 3,938,480 |
| 小売り－ドラッグ・ストア | | | |
| Rite Aid Corp., 6.1250%, 期日 1/4/23 (144A) | 1,233,000 | 0.2 | 1,280,779 |
| 小売り－プロパン供給 | | | |
| Ferrellgas Partners L.P. / Ferrellgas Partners Finance Corp., 8.6250%, 期日 15/6/20 | 2,013,000 | 0.3 | 1,902,285 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 小売り－地域デパート | | | |
| JC Penney Corp., Inc., 5.7500%, 期日 15/2/18 | 4,125,000 | 0.6 | 3,805,313 |
| JC Penney Corp., Inc., 8.1250%, 期日 1/10/19 | 2,390,000 | 0.3 | 2,174,900 |
| | | 0.9 | 5,980,213 |
| 小売り－レストラン | | | |
| Landry's Holdings II, Inc., 10.2500%, 期日 1/1/18 (144A) | 749,000 | 0.1 | 749,000 |
| Landry's, Inc., 9.3750%, 期日 1/5/20 (144A) | 11,888,000 | 2.0 | 12,571,542 |
| Wok Acquisition Corp., 10.2500%, 期日 30/6/20 (144A) | 8,875,000 | 1.2 | 7,321,875 |
| | | 3.3 | 20,642,417 |
| 半導体装置 | | | |
| Sensata Technologies B.V., 5.6250%, 期日 1/11/24 (144A) | 3,170,000 | 0.5 | 3,253,213 |
| 特別目的事業体 | | | |
| ROC Finance LLC, 12.1250%, 期日 1/9/18 (144A) | 7,174,000 | 1.2 | 7,532,700 |
| 特定目的の買収 | | | |
| Argos Merger Sub, Inc., 7.1250%, 期日 15/3/23 (144A) | 2,624,000 | 0.4 | 2,608,256 |
| 鉄鋼－製造業者 | | | |
| ArcelorMittal, 5.1250%, 期日 1/6/20 | 1,779,000 | 0.2 | 1,485,465 |
| 通信機器 | | | |
| CommScope Holding Co., Inc., 6.6250%, 期日 1/6/20 (144A) | 8,996,000 | 1.5 | 9,130,940 |
| CommScope Technologies Finance LLC, 6.0000%, 期日 15/6/25 (144A) | 4,854,000 | 0.7 | 4,684,110 |
| | | 2.2 | 13,815,050 |
| 通信サービス | | | |
| Altice Financing S.A., 6.6250%, 期日 15/2/23 (144A) | 6,040,000 | 1.0 | 5,979,600 |
| Altice Finco S.A., 7.6250%, 期日 15/2/25 (144A) | 2,053,000 | 0.3 | 1,904,158 |
| Altice U.S. Finance I Corp., 5.3750%, 期日 15/7/23 (144A) | 2,664,000 | 0.4 | 2,677,320 |
| UPCB Finance IV, Ltd., 5.3750%, 期日 15/1/25 (144A) | 3,756,000 | 0.6 | 3,558,810 |
| | | 2.3 | 14,119,888 |
| 電話－総合 | | | |
| Frontier Communications Corp., 10.5000%, 期日 15/9/22 (144A) | 7,418,000 | 1.2 | 7,408,728 |
| Frontier Communications Corp., 11.0000%, 期日 15/9/25 (144A) | 4,215,000 | 0.7 | 4,183,388 |
| Level 3 Financing, Inc., 5.1250%, 期日 1/5/23 (144A) | 3,603,000 | 0.6 | 3,589,489 |
| Level 3 Financing, Inc., 5.3750%, 期日 15/1/24 (144A) | 3,403,000 | 0.5 | 3,428,523 |
| Level 3 Financing, Inc., 5.3750%, 期日 15/8/22 | 4,257,000 | 0.7 | 4,336,819 |
| | | 3.7 | 22,946,947 |
| 劇場 | | | |
| National CineMedia LLC, 7.8750%, 期日 15/7/21 | 2,991,000 | 0.5 | 3,125,595 |
| 運輸－海上 | | | |
| Eletson Holdings, 9.6250%, 期日 15/1/22 (144A) | 1,816,000 | 0.3 | 1,625,320 |
| Navios Maritime Holdings Inc. / Navios Maritime Finance II U.S., Inc., 7.3750%, 期日 15/1/22 (144A) | 393,000 | － | 197,974 |
| Navios Maritime Holdings Inc. / Navios Maritime Finance II U.S., Inc., 8.1250%, 期日 15/2/19 | 2,376,000 | 0.2 | 1,033,560 |
| | | 0.5 | 2,856,854 |
| 運輸－鉄道 | | | |
| Florida East Coast Holdings Corp., 6.7500%, 期日 1/5/19 (144A) | 7,140,000 | 1.0 | 6,550,950 |
| Florida East Coast Holdings Corp., 9.7500%, 期日 1/5/20 (144A) | 6,345,000 | 0.7 | 4,346,325 |
| Watco Cos LLC / Watco Finance Corp., 6.3750%, 期日 1/4/23 (144A) | 2,543,000 | 0.4 | 2,517,570 |
| | | 2.1 | 13,414,845 |
| 運輸－サービス | | | |
| CEVA Group PLC, 4.0000%, 期日 1/5/18 (144A) | 1,760,000 | 0.2 | 1,487,200 |
| XPO Logistics, Inc., 7.8750%, 期日 1/9/19 (144A) | 7,146,000 | 1.2 | 7,292,636 |
| | | 1.4 | 8,779,836 |
| X線装置 | | | |
| Hologic, Inc., 5.2500%, 期日 15/7/22 (144A) | 1,774,000 | 0.3 | 1,816,133 |
| 社債合計 | | 80.6 | 503,684,935 |

II　ジャナス・ハイイールド・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 優先株式 | | | |
| 建築－住宅及び商業 | | | |
| William Lyon Homes, 6.5000% | 10,603 | 0.2 | 939,002 |
| 優先株式合計 | | 0.2 | 939,002 |
| トランシュ・ローン | | | |
| 建築製品－セメント及び骨材 | | | |
| Hanson Building Products, 9.5000%, 期日 13/3/23 | 4,190,000 | 0.6 | 3,980,500 |
| カジノ・ホテル | | | |
| Cosmopolitan of Las Vegas, 8.7500%, 期日 19/12/16 | 2,218,000 | 0.4 | 2,206,910 |
| 各種鉱物 | | | |
| Oxbow Carbon and Minerals LLC, 7.0000%, 期日 19/1/20 | 5,310,000 | 0.7 | 4,416,168 |
| 電子構成部品－半導体 | | | |
| Avago Technologies (Cayman), Ltd., 3.5000%, 期日 11/11/22 | 10,465,000 | 1.7 | 10,340,780 |
| 食品－缶詰 | | | |
| Del Monte Foods, Inc., 7.2500%, 期日 18/8/21 | 574,000 | 0.1 | 464,940 |
| 医療－病院 | | | |
| Surgery Center Holdings, Inc., 7.5000%, 期日 3/11/21 | 812,444 | 0.1 | 763,697 |
| 石油会社－探査及び生産 | | | |
| Chief Exploration, 6.5000%, 期日 16/5/21 | 1,456,000 | 0.2 | 970,672 |
| Templar Energy LLC, 7.5000%, 期日 25/11/20 | 4,375,295 | 0.1 | 459,406 |
| | | 0.3 | 1,430,078 |
| プロスポーツ | | | |
| Delta 2 Lux Sarl, 6.7500%, 期日 29/7/22 | 8,480,000 | 1.2 | 7,797,360 |
| 不動産サービス | | | |
| Dtz Term Loan, 8.2500%, 期日 4/11/22 | 2,645,000 | 0.4 | 2,600,908 |
| 運輸－設備及びリース | | | |
| Maxim Crane Works L.P., 9.2500%, 期日 26/11/18 | 2,215,423 | 0.3 | 2,171,115 |
| 運輸－海上 | | | |
| OSG International, Inc., 4.7500%, 期日 5/8/19 | 1,871,313 | 0.3 | 1,810,495 |
| Overseas Shipholding Term Loan, 4.2500%, 期日 5/8/19 | 1,337,075 | 0.2 | 1,280,249 |
| | | 0.5 | 3,090,744 |
| トランシュ・ローン合計 | | 6.3 | 39,263,200 |
| 投資有価証券合計 | | 89.2 | 557,587,071 |

## 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 4,207,205 | USD | 3,023,016 | 2,985,639 | 2016年１月７日 | 37,377 |
| AUD | 3,124,360 | USD | 2,244,956 | 2,217,199 | 2016年１月29日 | 27,757 |
| AUD | 7,300 | USD | 5,267 | 5,224 | 2016年１月７日 | 43 |
| AUD | 1,996 | USD | 1,440 | 1,428 | 2016年１月７日 | 12 |
| AUD | 232 | USD | 166 | 164 | 2016年１月29日 | 2 |
| CNH | 1,056,697 | USD | 160,095 | 160,021 | 2016年１月29日 | 74 |
| CNH | 23,719 | USD | 3,594 | 3,592 | 2016年１月29日 | 2 |
| CNH | 1,405 | USD | 213 | 213 | 2016年１月７日 | – |
| CNH | 32 | USD | 5 | 5 | 2016年２月４日 | – |
| CNH | 703 | USD | 107 | 107 | 2016年１月７日 | – |
| CNH | 18 | USD | 3 | 3 | 2016年１月７日 | – |
| CNH | 82 | USD | 12 | 12 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 1,121 | USD | 169 | 169 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 26 | USD | 4 | 4 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 92 | USD | 14 | 14 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 33 | USD | 5 | 5 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 1,462 | USD | 222 | 222 | 2016年１月29日 | – |
| EUR | 40,948,189 | USD | 44,498,520 | 44,471,863 | 2016年１月29日 | 26,657 |
| EUR | 22,602,321 | USD | 24,562,010 | 24,547,296 | 2016年１月29日 | 14,714 |
| EUR | 6,818,169 | USD | 7,409,325 | 7,404,886 | 2016年１月29日 | 4,439 |
| EUR | 3,108,005 | USD | 3,377,479 | 3,375,456 | 2016年２月４日 | 2,023 |
| EUR | 296,024 | USD | 321,690 | 321,497 | 2016年１月７日 | 193 |
| EUR | 236,641 | USD | 257,271 | 257,230 | 2016年１月29日 | 41 |
| EUR | 129,283 | USD | 140,554 | 140,532 | 2016年１月29日 | 22 |
| EUR | 1,689 | USD | 1,836 | 1,836 | 2016年１月29日 | – |
| GBP | 11 | USD | 17 | 17 | 2016年１月29日 | – |
| GBP | 12 | USD | 18 | 18 | 2016年１月29日 | – |
| GBP | 12 | USD | 18 | 18 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 105,824 | EUR | 96,875 | 105,338 | 2016年１月29日 | 486 |
| USD | 23,384 | EUR | 21,377 | 23,245 | 2016年１月29日 | 139 |
| USD | 29,843 | EUR | 27,319 | 29,706 | 2016年１月７日 | 137 |
| USD | 19,158 | EUR | 17,515 | 19,044 | 2016年１月29日 | 114 |
| USD | 13,231 | EUR | 12,073 | 13,128 | 2016年１月７日 | 103 |
| USD | 20,196 | EUR | 18,488 | 20,103 | 2016年１月29日 | 93 |
| USD | 10,694 | EUR | 9,758 | 10,610 | 2016年１月７日 | 84 |
| USD | 9,758 | EUR | 8,904 | 9,682 | 2016年１月29日 | 76 |
| USD | 62,321 | EUR | 57,253 | 62,254 | 2016年１月29日 | 67 |
| USD | 59,356 | EUR | 54,529 | 59,292 | 2016年１月29日 | 64 |
| USD | 9,343 | EUR | 8,542 | 9,288 | 2016年１月29日 | 55 |
| USD | 8,086 | EUR | 7,398 | 8,045 | 2016年１月29日 | 41 |
| USD | 2,902 | EUR | 2,648 | 2,879 | 2016年１月７日 | 23 |
| USD | 2,154 | EUR | 1,966 | 2,137 | 2016年１月７日 | 17 |
| USD | 13,209 | EUR | 12,135 | 13,195 | 2016年１月29日 | 14 |
| USD | 1,716 | EUR | 1,566 | 1,703 | 2016年１月７日 | 13 |
| USD | 2,193 | EUR | 2,004 | 2,180 | 2016年１月29日 | 13 |
| USD | 278 | CNH | 1,835 | 278 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 6 | CNH | 40 | 6 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 6 | GBP | 4 | 6 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 18 | CNH | 120 | 18 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 14 | GBP | 10 | 14 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 816 | CNH | 5,379 | 816 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 15 | GBP | 10 | 15 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 156 | CNH | 1,027 | 156 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 3 | CNH | 22 | 3 | 2016年１月７日 | – |
| 合計 | | | | | | 114,895 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 557,701,966 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**
**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 800 | USD | 583 | 584 | 2016年１月29日 | (1) |
| AUD | 464 | USD | 338 | 339 | 2016年１月29日 | (1) |
| AUD | 19,791 | USD | 14,425 | 14,454 | 2016年１月29日 | (29) |
| AUD | 27,301 | USD | 19,899 | 19,939 | 2016年１月29日 | (40) |
| AUD | 25,255 | USD | 18,415 | 18,459 | 2016年１月29日 | (44) |
| CNH | 3,919 | USD | 595 | 596 | 2016年１月29日 | (1) |
| CNH | 3,623 | USD | 551 | 553 | 2016年１月29日 | (2) |
| EUR | 139 | USD | 152 | 153 | 2016年１月７日 | (1) |
| EUR | 1,372 | USD | 1,501 | 1,511 | 2016年１月29日 | (10) |
| EUR | 2,175 | USD | 2,379 | 2,393 | 2016年１月29日 | (14) |
| EUR | 2,461 | USD | 2,692 | 2,708 | 2016年１月７日 | (16) |
| EUR | 3,024 | USD | 3,305 | 3,322 | 2016年１月29日 | (17) |
| EUR | 19,123 | USD | 20,889 | 20,985 | 2016年１月29日 | (96) |
| EUR | 16,366 | USD | 17,909 | 18,023 | 2016年１月29日 | (114) |
| EUR | 29,693 | USD | 32,469 | 32,651 | 2016年１月７日 | (182) |
| EUR | 34,484 | USD | 37,735 | 37,974 | 2016年１月29日 | (239) |
| EUR | 313,209 | USD | 340,935 | 341,300 | 2016年１月29日 | (365) |
| EUR | 120,242 | USD | 131,580 | 132,414 | 2016年１月29日 | (834) |
| EUR | 207,884 | USD | 227,485 | 228,927 | 2016年１月29日 | (1,442) |
| GBP | 1,962 | USD | 2,929 | 2,966 | 2016年１月29日 | (37) |
| USD | 1,460 | EUR | 1,344 | 1,462 | 2016年１月29日 | (2) |
| USD | 652 | EUR | 602 | 655 | 2016年１月29日 | (3) |
| USD | 1,868 | EUR | 1,725 | 1,876 | 2016年１月７日 | (8) |
| USD | 694 | AUD | 974 | 709 | 2016年１月７日 | (15) |
| USD | 16,764 | EUR | 15,433 | 16,781 | 2016年１月29日 | (17) |
| USD | 932 | AUD | 1,309 | 952 | 2016年１月29日 | (20) |
| USD | 33,803 | EUR | 31,120 | 33,838 | 2016年１月29日 | (35) |
| USD | 8,842 | EUR | 8,167 | 8,880 | 2016年１月７日 | (38) |
| USD | 10,202 | EUR | 9,423 | 10,246 | 2016年１月29日 | (44) |
| USD | 7,284 | AUD | 10,096 | 7,344 | 2016年１月７日 | (60) |
| USD | 8,818 | AUD | 12,226 | 8,894 | 2016年１月29日 | (76) |
| USD | 14,951 | AUD | 20,683 | 15,045 | 2016年１月29日 | (94) |
| USD | 121,537 | EUR | 111,889 | 121,663 | 2016年１月29日 | (126) |
| USD | 10,625 | AUD | 14,884 | 10,827 | 2016年１月29日 | (202) |
| USD | 195,623 | EUR | 180,094 | 195,825 | 2016年１月29日 | (202) |
| USD | 52,766 | EUR | 48,743 | 53,000 | 2016年１月29日 | (234) |
| USD | 17,190 | AUD | 23,971 | 17,438 | 2016年１月７日 | (248) |
| USD | 14,541 | AUD | 20,370 | 14,818 | 2016年１月29日 | (277) |
| USD | 94,535 | EUR | 87,327 | 94,955 | 2016年１月29日 | (420) |
| USD | 108,961 | EUR | 100,637 | 109,428 | 2016年１月29日 | (467) |
| USD | 23,642 | AUD | 33,228 | 24,172 | 2016年１月29日 | (530) |
| USD | 5,464,880 | EUR | 5,047,409 | 5,488,304 | 2016年１月29日 | (23,462) |
| 合計 | | | | | | (30,065) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (30,065) |

# III　ジャナス・バランス・ファンド

## 投資有価証券明細表

（2015年12月31日現在）

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| **損益を通じて公正価値で測定する金融資産** | | | |
| **資産担保／商業不動産担保証券** | | | |
| AmeriCredit Automobile Receivables Trust 2012-4, 3.8200%, 期日 10/2/20 (144A) | 219,000 | – | 221,728 |
| AmeriCredit Automobile Receivables Trust 2015-2, 3.0000%, 期日 8/6/21 | 326,000 | – | 321,951 |
| AmeriCredit Automobile Receivables Trust, 3.3100%, 期日 8/10/19 | 172,000 | – | 174,897 |
| Applebee's/IHOP Funding LLC, 4.2770%, 期日 5/9/44 (144A) | 1,938,000 | 0.3 | 1,965,395 |
| Aventura Mall Trust 2013-AVM, 3.7427%, 期日 5/12/32 (144A) | 339,000 | 0.1 | 333,581 |
| BAMLL Commercial Mortgage Securities Trust 2015-200P, 3.5958%, 期日 14/4/33 (144A) | 629,000 | 0.1 | 550,959 |
| Banc of America Commercial Mortgage Trust 2006-6, 5.4210%, 期日 10/10/45 | 220,000 | – | 223,291 |
| BHP Billiton PLC, 3.3805%, 期日 15/8/26 (144A) | 170,000 | – | 169,803 |
| CGBAM Commercial Mortgage Trust 2014-HD, 3.3305%, 期日 15/2/31 (144A) | 220,000 | – | 219,134 |
| CKE Restaurant Holdings, Inc., 4.4740%, 期日 20/3/43 (144A) | 907,936 | 0.1 | 903,980 |
| COMM 2007-C9 Mortgage Trust, 5.6500%, 期日 10/12/49 | 1,168,236 | 0.3 | 1,185,147 |
| Core Industrial Trust 2015-TEXW, 3.8487%, 期日 10/2/34 (144A) | 675,000 | 0.1 | 633,675 |
| DB Master Finance LLC 2015-1, 3.2620%, 期日 20/2/45 (144A) | 316,608 | – | 314,044 |
| Domino's Pizza Master Issuer LLC, 3.4840%, 期日 25/10/45 (144A) | 855,000 | 0.1 | 838,969 |
| Domino's Pizza Master Issuer LLC, 5.2160%, 期日 25/1/42 (144A) | 408,926 | 0.1 | 421,041 |
| Freddie Mac Structured Agency Credit Risk Debt Notes, 2.8216%, 期日 25/10/24 | 138,000 | – | 138,447 |
| Freddie Mac Structured Agency Credit Risk Debt Notes, 3.0716%, 期日 25/10/24 | 163,000 | – | 165,285 |
| FREMF 2010 K-SCT Mortgage Trust, 2.0000%, 期日 25/1/20 (144A) | 236,633 | – | 212,974 |
| GAHR Commercial Mortgage Trust 2015-NRF, 3.3822%, 期日 15/12/19 (144A) | 326,000 | – | 314,598 |
| GS Mortgage Securities Corporation II, 3.4350%, 期日 10/12/27 (144A) | 247,000 | – | 236,729 |
| GS Mortgage Securities Corporation Trust 2013-NYC5, 3.6490%, 期日 10/1/30 (144A) | 100,000 | – | 99,563 |
| Hilton U.S.A. Trust 2013-HLT, 4.4533%, 期日 5/11/30 (144A) | 417,000 | 0.1 | 418,015 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2014-FBLU, 2.9305%, 期日 15/12/28 (144A) | 229,000 | – | 229,006 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2014-FBLU, 3.8305%, 期日 15/12/28 (144A) | 147,000 | – | 146,986 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-COSMO, 2.1305%, 期日 15/1/32 (144A) | 400,000 | 0.1 | 398,391 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-COSMO, 4.2805%, 期日 15/1/32 (144A) | 388,000 | 0.1 | 383,177 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-SGP, 3.0805%, 期日 15/7/36 (144A) | 126,000 | – | 126,459 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-SGP, 4.8305%, 期日 15/7/36 (144A) | 383,000 | 0.1 | 385,643 |
| JP Morgan Chase Commercial Mortgage Securities Trust 2015-UES, 3.6210%, 期日 5/9/32 (144A) | 296,000 | – | 278,140 |
| LB-UBS Commercial Mortgage Trust 2007-C1, 5.4840%, 期日 15/2/40 | 156,000 | – | 157,726 |
| LB-UBS Commercial Mortgage Trust, 5.4930%, 期日 15/2/40 | 221,503 | – | 226,960 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2013-4, 4.6700%, 期日 15/1/20 (144A) | 604,000 | 0.1 | 619,879 |

III　ジャナス・バランス・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2013-A, 4.7100%, 期日 15/1/21 (144A) | 320,000 | – | 327,399 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2015-1, 3.2400%, 期日 15/4/21 | 342,000 | 0.1 | 341,613 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust 2015-4, 3.5300%, 期日 16/8/21 | 585,000 | 0.1 | 580,264 |
| Santander Drive Auto Receivables Trust, 2.5200%, 期日 17/9/18 | 200,000 | – | 200,972 |
| Starwood Retail Property Trust 2014-STAR, 2.8305%, 期日 15/11/27 (144A) | 200,000 | – | 199,515 |
| Starwood Retail Property Trust 2014-STAR, 3.5805%, 期日 15/11/27 (144A) | 670,000 | 0.1 | 662,731 |
| Starwood Retail Property Trust 2014-STAR, 4.4805%, 期日 15/11/27 (144A) | 430,000 | 0.1 | 428,493 |
| Structured Agency Credit Risk, 2.6216%, 期日 25/3/25 | 540,000 | 0.1 | 538,874 |
| Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2007-C30, 5.3830%, 期日 15/12/43 | 160,705 | – | 166,161 |
| Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2007-C31, 5.6600%, 期日 15/4/47 | 1,126,138 | 0.3 | 1,126,792 |
| Wachovia Bank Commercial Mortgage Trust Series 2007-C33, 5.9524%, 期日 15/2/51 | 331,436 | – | 338,302 |
| Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-TISH, 2.5805%, 期日 15/2/27 (144A) | 317,000 | – | 308,667 |
| Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-TISH, 3.0805%, 期日 15/1/27 (144A) | 250,000 | – | 243,699 |
| Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2014-TISH, 3.5805%, 期日 15/2/27 (144A) | 75,000 | – | 72,775 |
| Wendys Funding LLC, 3.3710%, 期日 15/6/45 (144A) | 969,570 | 0.1 | 948,784 |
| 資産担保／商業不動産担保証券合計 | | 2.6 | 19,500,614 |
| 普通株式 | | | |
| 航空宇宙産業及び防衛 | | | |
| Boeing Co. | 91,662 | 1.8 | 13,253,409 |
| アプリケーション・ソフトウェア | | | |
| Microsoft Corp. | 375,703 | 3.0 | 20,844,002 |
| スポーツ・シューズ | | | |
| NIKE, Inc. - Class B | 275,528 | 2.4 | 17,220,500 |
| 自動車－乗用車及び小型トラック | | | |
| General Motors Co. | 243,851 | 1.2 | 8,293,373 |
| 飲料－ワイン及び蒸留酒 | | | |
| Diageo PLC. | 82,350 | 0.3 | 2,253,492 |
| 化学－各種 | | | |
| E.I. du Pont de Nemours & Co. | 151,886 | 1.4 | 10,115,608 |
| LyondellBasell Industries N.V. - Class A | 151,739 | 1.8 | 13,186,119 |
| | | 3.2 | 23,301,727 |
| 商業サービス－金融 | | | |
| Automatic Data Processing, Inc. | 40,233 | 0.5 | 3,408,540 |
| Mastercard, Inc. - Class A | 217,153 | 2.9 | 21,142,018 |
| | | 3.4 | 24,550,558 |
| コンピュータ | | | |
| Apple, Inc. | 155,912 | 2.3 | 16,411,297 |
| クルーズ・ライン | | | |
| Norwegian Cruise Line Holdings, Ltd. | 105,681 | 0.9 | 6,192,907 |
| 多角的銀行機関 | | | |
| JP Morgan Chase & Co. | 101,447 | 0.9 | 6,698,545 |
| 多角的製造業 | | | |
| 3M Co. | 22,478 | 0.5 | 3,386,086 |
| General Electric Co. | 168,428 | 0.7 | 5,246,532 |
| | | 1.2 | 8,632,618 |

III　ジャナス・バランス・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 多角的事業経営 | | | |
| Dover Corp. | 57,384 | 0.5 | 3,518,213 |
| Eコマース／サービス | | | |
| Ctrip.com International, Ltd. (ADR) | 52,475 | 0.3 | 2,431,167 |
| priceline.com, Inc. | 8,239 | 1.5 | 10,504,313 |
| | | 1.8 | 12,935,480 |
| 電子フォーム | | | |
| Adobe Systems, Inc. | 72,732 | 0.9 | 6,832,444 |
| 金融－消費者ローン | | | |
| Synchrony Financial | 198,026 | 0.8 | 6,021,971 |
| 金融－クレジット・カード | | | |
| American Express Co. | 89,977 | 0.9 | 6,257,900 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| TD Ameritrade Holding Corp. | 166,665 | 0.8 | 5,784,942 |
| 金融－その他のサービス | | | |
| CME Group, Inc. | 86,378 | 1.1 | 7,825,847 |
| 食品－菓子 | | | |
| Hershey Co. | 65,796 | 0.8 | 5,873,609 |
| 制御機器 | | | |
| Honeywell International, Inc. | 92,775 | 1.3 | 9,608,707 |
| 生命保険及び健康保険 | | | |
| Prudential PLC | 287,630 | 0.9 | 6,490,929 |
| 医療－生体臨床医学及び遺伝学 | | | |
| Amgen, Inc. | 129,089 | 2.9 | 20,955,017 |
| Regeneron Pharmaceuticals, Inc. | 13,260 | 1.0 | 7,198,456 |
| | | 3.9 | 28,153,473 |
| 医療－医薬品 | | | |
| AbbVie, Inc. | 265,681 | 2.1 | 15,738,942 |
| Bristol-Myers Squibb Co. | 186,115 | 1.8 | 12,802,851 |
| Eli Lilly & Co. | 107,333 | 1.3 | 9,043,879 |
| Merck & Co., Inc. | 136,084 | 1.0 | 7,187,957 |
| | | 6.2 | 44,773,629 |
| 医療－ジェネリック薬品 | | | |
| Allergan PLC | 58,004 | 2.5 | 18,126,250 |
| 医療－HMO | | | |
| Aetna, Inc. | 66,822 | 1.0 | 7,224,795 |
| 未公開株式 | | | |
| Blackstone Group L.P. | 419,424 | 1.7 | 12,263,958 |
| 不動産管理／サービス | | | |
| CBRE Group, Inc. - Class A | 205,017 | 1.0 | 7,089,488 |
| REIT－各種 | | | |
| Outfront Media, Inc. | 79,631 | 0.2 | 1,738,345 |
| リゾート及びテーマパーク | | | |
| Six Flags Entertainment Corp. | 57,073 | 0.4 | 3,135,591 |
| 小売り－建材製品 | | | |
| Home Depot, Inc. | 111,854 | 2.1 | 14,792,692 |
| 小売り－ディスカウント | | | |
| Dollar Tree, Inc. | 166,797 | 1.8 | 12,880,064 |
| 小売り－レストラン | | | |
| Starbucks Corp. | 68,772 | 0.6 | 4,128,383 |
| 大型地域銀行 | | | |
| U.S. Bancorp. | 262,433 | 1.6 | 11,198,016 |
| 電話－総合 | | | |
| Verizon Communications, Inc. | 28,939 | 0.2 | 1,337,561 |
| タバコ | | | |
| Altria Group, Inc. | 143,445 | 1.2 | 8,349,933 |
| Philip Morris International, Inc. | 47,432 | 0.6 | 4,169,747 |
| | | 1.8 | 12,519,680 |
| 玩具 | | | |
| Mattel, Inc. | 137,597 | 0.5 | 3,738,510 |
| 運輸－鉄道 | | | |
| Union Pacific Corp. | 110,973 | 1.2 | 8,678,089 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| ウェブ・ポータル／インターネット・サービス・プロバイダー | | | |
| Alphabet, Inc. | 22,957 | 2.4 | 17,421,608 |
| Yahoo!, Inc. | 162,803 | 0.8 | 5,414,828 |
| | | 3.2 | 22,836,436 |
| 普通株式合計 | | 60.3 | 433,417,430 |
| 社債 | | | |
| 航空宇宙産業及び防衛－機器 | | | |
| Exelis, Inc., 4.2500%, 期日 1/10/16 | 499,000 | 0.1 | 508,045 |
| Exelis, Inc., 5.5500%, 期日 1/10/21 | 227,000 | – | 249,236 |
| Harris Corp., 3.8320%, 期日 27/4/25 | 246,000 | – | 242,762 |
| Harris Corp., 5.0540%, 期日 27/4/45 | 372,000 | 0.1 | 365,625 |
| | | 0.2 | 1,365,668 |
| 航空会社 | | | |
| Southwest Airlines Co., 5.1250%, 期日 1/3/17 | 427,000 | 0.1 | 443,905 |
| 自動車－乗用車及び小型トラック | | | |
| Ford Motor Credit Co., LLC, 3.9840%, 期日 15/6/16 | 970,000 | 0.1 | 980,876 |
| General Motors Co., 3.5000%, 期日 2/10/18 | 456,000 | 0.1 | 461,718 |
| General Motors Co., 4.0000%, 期日 1/4/25 | 56,000 | – | 53,255 |
| General Motors Co., 4.8750%, 期日 2/10/23 | 2,473,000 | 0.4 | 2,541,401 |
| General Motors Financial Co., Inc., 3.1000%, 期日 15/1/19 | 570,000 | 0.1 | 569,579 |
| | | 0.7 | 4,606,829 |
| 自動車－トラックの部品及び装置－オリジナル | | | |
| Schaeffler Finance B.V., 4.2500%, 期日 15/5/21 (144A) | 215,000 | – | 214,463 |
| ZF North America Capital, Inc., 4.0000%, 期日 29/4/20 (144A) | 277,000 | – | 280,324 |
| ZF North America Capital, Inc., 4.5000%, 期日 29/4/22 (144A) | 146,000 | – | 143,263 |
| ZF North America Capital, Inc., 4.7500%, 期日 29/4/25 (144A) | 281,000 | – | 268,706 |
| | | – | 906,756 |
| 建築－重量構造物 | | | |
| SBA Tower Trust, 2.9330%, 期日 15/12/17 (144A) | 339,000 | – | 343,359 |
| 建築－住宅及び商業 | | | |
| D.R. Horton, Inc., 3.7500%, 期日 1/3/19 | 482,000 | 0.1 | 483,205 |
| D.R. Horton, Inc., 4.7500%, 期日 15/5/17 | 217,000 | – | 224,324 |
| MDC Holdings, Inc., 5.5000%, 期日 15/1/24 | 548,000 | 0.1 | 556,220 |
| Toll Brothers Finance Corp., 4.0000%, 期日 31/12/18 | 191,000 | – | 195,298 |
| Toll Brothers Finance Corp., 4.3750%, 期日 15/4/23 | 100,000 | – | 97,500 |
| Toll Brothers Finance Corp., 5.8750%, 期日 15/2/22 | 174,000 | – | 183,570 |
| | | 0.2 | 1,740,117 |
| 建築及び建築物－その他 | | | |
| Owens Corning, 4.2000%, 期日 1/12/24 | 255,000 | – | 248,634 |
| 建築製品－セメント及び骨材 | | | |
| Hanson, Ltd., 6.1250%, 期日 15/8/16 | 566,000 | 0.1 | 582,273 |
| Martin Marietta Materials, Inc., 4.2500%, 期日 2/7/24 | 350,000 | – | 344,111 |
| Vulcan Materials Co., 4.5000%, 期日 1/4/25 | 1,094,000 | 0.2 | 1,088,530 |
| Vulcan Materials Co., 7.0000%, 期日 15/6/18 | 419,000 | 0.1 | 467,185 |
| Vulcan Materials Co., 7.5000%, 期日 15/6/21 | 237,000 | – | 277,290 |
| | | 0.4 | 2,759,389 |
| ケーブルTV／衛星TV | | | |
| CCO Safari II LLC, 4.4640%, 期日 23/7/22 (144A) | 448,000 | 0.1 | 446,939 |
| CCO Safari II LLC, 4.9080%, 期日 23/7/25 (144A) | 1,551,000 | 0.2 | 1,551,833 |
| | | 0.3 | 1,998,772 |
| カジノ・ホテル | | | |
| Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp., 4.2500%, 期日 30/5/23 (144A) | 264,000 | – | 226,875 |
| 化学－各種 | | | |
| LyondellBasell Industries N.V., 4.6250%, 期日 26/2/55 | 769,000 | 0.1 | 626,131 |
| 化学－特殊 | | | |
| Albemarle Corp., 4.1500%, 期日 1/12/24 | 882,000 | 0.1 | 844,447 |
| Albemarle Corp., 5.4500%, 期日 1/12/44 | 683,000 | 0.1 | 662,939 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| Ashland, Inc., 3.8750%, 期日 15/4/18 | 340,000 | – | 348,075 |
| Ashland, Inc., 6.8750%, 期日 15/5/43 | 436,000 | 0.1 | 416,380 |
| | | 0.3 | 2,271,841 |
| **商業銀行－米国東部** | | | |
| CIT Group, Inc., 4.2500%, 期日 15/8/17 | 1,309,000 | 0.2 | 1,341,725 |
| CIT Group, Inc., 5.5000%, 期日 15/2/19 (144A) | 1,055,000 | 0.2 | 1,105,113 |
| | | 0.4 | 2,446,838 |
| **商業銀行－米国外** | | | |
| Intesa Sanpaolo SpA, 5.0170%, 期日 26/6/24 (144A) | 669,000 | 0.1 | 659,317 |
| Santander U.K. PLC, 5.0000%, 期日 7/11/23 (144A) | 1,596,000 | 0.2 | 1,664,071 |
| | | 0.3 | 2,323,388 |
| **商業銀行－米国西部** | | | |
| SVB Financial Group, 5.3750%, 期日 15/9/20 | 636,000 | 0.1 | 697,263 |
| Zions Bancorporation, 5.8000%, 期日 15/6/23 | 160,000 | – | 153,600 |
| | | 0.1 | 850,863 |
| **商業サービス** | | | |
| UBM PLC, 5.7500%, 期日 3/11/20 (144A) | 665,000 | 0.1 | 711,459 |
| **コンピュータ支援設計** | | | |
| Autodesk, Inc., 3.6000%, 期日 15/12/22 | 325,000 | – | 316,178 |
| **コンピューター－記憶装置** | | | |
| Seagate HDD Cayman, 4.7500%, 期日 1/1/25 | 2,178,000 | 0.3 | 1,816,794 |
| Seagate HDD Cayman, 4.8750%, 期日 1/6/27 (144A) | 617,000 | 0.1 | 474,425 |
| Seagate Technology PLC, 4.7500%, 期日 1/6/23 | 142,000 | – | 124,477 |
| Seagate Technology PLC, 5.7500%, 期日 1/12/34 (144A) | 752,000 | 0.1 | 527,526 |
| | | 0.5 | 2,943,222 |
| **コンサルティング・サービス** | | | |
| Verisk Analytics, Inc., 4.0000%, 期日 15/6/25 | 1,260,000 | 0.2 | 1,226,217 |
| Verisk Analytics, Inc., 4.1250%, 期日 12/9/22 | 390,000 | 0.1 | 393,520 |
| Verisk Analytics, Inc., 4.8750%, 期日 15/1/19 | 403,000 | 0.1 | 421,829 |
| Verisk Analytics, Inc., 5.5000%, 期日 15/6/45 | 681,000 | 0.1 | 652,502 |
| Verisk Analytics, Inc., 5.8000%, 期日 1/5/21 | 1,498,000 | 0.2 | 1,661,871 |
| | | 0.7 | 4,355,939 |
| **梱包材－金属製及びガラス製** | | | |
| Ball Corp., 4.3750%, 期日 15/12/20 | 353,000 | – | 359,178 |
| **データ処理及び管理** | | | |
| Fidelity National Information Services, Inc., 3.6250%, 期日 15/10/20 | 1,410,000 | 0.2 | 1,429,901 |
| Fidelity National Information Services, Inc., 4.5000%, 期日 15/10/22 | 704,000 | 0.1 | 717,608 |
| Fidelity National Information Services, Inc., 5.0000%, 期日 15/10/25 | 2,409,000 | 0.3 | 2,479,899 |
| Fidelity National Information Services, Inc., 5.0000%, 期日 15/3/22 | 146,000 | – | 151,831 |
| | | 0.6 | 4,779,239 |
| **診断装置** | | | |
| Life Technologies Corp., 6.0000%, 期日 1/3/20 | 425,000 | 0.1 | 471,572 |
| **透析センター** | | | |
| Fresenius Medical Care U.S. Finance II, Inc., 5.8750%, 期日 31/1/22 (144A) | 808,000 | 0.1 | 868,600 |
| **多角的銀行機関** | | | |
| Bank of America Corp., 5.7500%, 期日 15/8/16 | 210,000 | – | 215,180 |
| Bank of America Corp., 8.0000%, 期日 29/12/49 | 583,000 | 0.1 | 593,931 |
| Citigroup, Inc., 4.4500%, 期日 29/9/27 | 1,091,000 | 0.2 | 1,086,232 |
| Goldman Sachs Group, Inc., 4.2500%, 期日 21/10/25 | 596,000 | 0.1 | 592,619 |
| Goldman Sachs Group, Inc., 5.6250%, 期日 15/1/17 | 236,000 | – | 245,189 |
| Morgan Stanley, 4.3500%, 期日 8/9/26 | 222,000 | – | 223,198 |
| Morgan Stanley, 4.8750%, 期日 1/11/22 | 245,000 | – | 260,385 |
| Morgan Stanley, 5.5500%, 期日 29/12/49 | 644,000 | 0.1 | 644,805 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 5.1250%, 期日 28/5/24 | 1,661,000 | 0.2 | 1,685,702 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 6.0000%, 期日 19/12/23 | 716,000 | 0.1 | 772,369 |
| Royal Bank of Scotland Group PLC, 6.1000%, 期日 10/6/23 | 907,000 | 0.1 | 975,982 |
| | | 0.9 | 7,295,592 |

III　ジャナス・バランス・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 多角的金融サービス | | | |
| Carlyle Holdings Finance LLC, 3.8750%, 期日 1/2/23 (144A) | 273,000 | – | 276,728 |
| General Electric Capital Corp., 6.3750%, 期日 15/11/67 | 311,000 | – | 325,555 |
| | | – | 602,283 |
| 多角的製造業 | | | |
| General Electric Co., 4.0000%, 期日 29/12/49 | 246,000 | – | 246,308 |
| General Electric Co., 4.1000%, 期日 29/12/49 | 1,065,000 | 0.1 | 1,064,989 |
| | | 0.1 | 1,311,297 |
| 多角的事業経営 | | | |
| GE Capital Trust I, 6.3750%, 期日 15/11/67 | 720,000 | 0.1 | 750,150 |
| 電力－総合 | | | |
| Ipalco Enterprises, Inc., 5.0000%, 期日 1/5/18 | 310,000 | – | 326,275 |
| PPL WEM Holdings PLC, 3.9000%, 期日 1/5/16 (144A) | 415,000 | 0.1 | 416,690 |
| PPL WEM Holdings PLC, 5.3750%, 期日 1/5/21 (144A) | 573,000 | 0.1 | 625,840 |
| | | 0.2 | 1,368,805 |
| 電子構成部品－その他 | | | |
| Molex Electronic Technologies LLC, 2.8780%, 期日 15/4/20 (144A) | 288,000 | – | 280,881 |
| 電子設計自動化 | | | |
| Cadence Design Systems, Inc., 4.3750%, 期日 15/10/24 | 1,110,000 | 0.2 | 1,104,010 |
| 電子計測器 | | | |
| FLIR Systems, Inc., 3.7500%, 期日 1/9/16 | 621,000 | 0.1 | 630,067 |
| Trimble Navigation, Ltd., 4.7500%, 期日 1/12/24 | 1,225,000 | 0.2 | 1,219,374 |
| | | 0.3 | 1,849,441 |
| 信託銀行 | | | |
| Citizens Financial Group, Inc., 4.3000%, 期日 3/12/25 | 718,000 | 0.1 | 723,212 |
| 金融－自動車ローン | | | |
| Ally Financial, Inc., 4.1250%, 期日 30/3/20 | 679,000 | 0.1 | 677,303 |
| Ally Financial, Inc., 5.7500%, 期日 20/11/25 | 198,000 | – | 200,970 |
| Ally Financial, Inc., 8.0000%, 期日 31/12/18 | 120,000 | – | 131,700 |
| | | 0.1 | 1,009,973 |
| 金融－消費者ローン | | | |
| Synchrony Financial, 3.0000%, 期日 15/8/19 | 733,000 | 0.1 | 732,605 |
| 金融－クレジット・カード | | | |
| American Express Co., 6.8000%, 期日 1/9/66 | 687,000 | 0.1 | 693,870 |
| Discover Financial Services, 3.7500%, 期日 4/3/25 | 510,000 | 0.1 | 490,693 |
| Discover Financial Services, 3.9500%, 期日 6/11/24 | 239,000 | – | 236,031 |
| | | 0.2 | 1,420,594 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| Charles Schwab Corp., 3.0000%, 期日 10/3/25 | 434,000 | 0.1 | 427,355 |
| Charles Schwab Corp., 7.0000%, 期日 28/2/49 | 559,000 | 0.1 | 637,260 |
| E*TRADE Financial Corp., 4.6250%, 期日 15/9/23 | 945,000 | 0.1 | 962,719 |
| E*TRADE Financial Corp., 5.3750%, 期日 15/11/22 | 702,000 | 0.1 | 737,100 |
| Lazard Group LLC, 4.2500%, 期日 14/11/20 | 708,000 | 0.1 | 734,132 |
| Lazard Group LLC, 6.8500%, 期日 15/6/17 | 31,000 | – | 33,018 |
| Raymond James Financial, Inc., 4.2500%, 期日 15/4/16 | 834,000 | 0.1 | 840,398 |
| Raymond James Financial, Inc., 5.6250%, 期日 1/4/24 | 1,610,000 | 0.2 | 1,784,838 |
| Stifel Financial Corp., 4.2500%, 期日 18/7/24 | 494,000 | 0.1 | 491,683 |
| TD Ameritrade Holding Corp., 2.9500%, 期日 1/4/22 | 601,000 | 0.1 | 595,820 |
| TD Ameritrade Holding Corp., 3.6250%, 期日 1/4/25 | 1,234,000 | 0.2 | 1,250,195 |
| | | 1.2 | 8,494,518 |
| 金融－リース会社 | | | |
| AerCap Ireland Capital Ltd., / AerCap Global Aviation Trust, 4.6250%, 期日 1/7/22 | 344,000 | – | 348,730 |
| AerCap Ireland Capital, Ltd. / AerCap Global Aviation Trust, 4.6250%, 期日 30/10/20 | 582,000 | 0.1 | 597,278 |
| International Lease Finance Corp., 6.7500%, 期日 1/9/16 (144A) | 624,000 | 0.1 | 641,940 |
| International Lease Finance Corp., 8.7500%, 期日 15/3/17 | 237,000 | – | 252,998 |
| LeasePlan Corp. N.V., 2.5000%, 期日 16/5/18 (144A) | 1,252,000 | 0.2 | 1,233,763 |
| | | 0.4 | 3,074,709 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 金融－その他のサービス | | | |
| Intercontinental Exchange, Inc., 3.7500%, 期日 1/12/25 | 579,000 | 0.1 | 581,293 |
| 食品－菓子 | | | |
| Wm Wrigley Jr., Co., 2.4000%, 期日 21/10/18 (144A) | 1,026,000 | 0.1 | 1,029,409 |
| Wm Wrigley Jr., Co., 3.3750%, 期日 21/10/20 (144A) | 338,000 | – | 344,963 |
| | | 0.1 | 1,374,372 |
| 食品－肉製品 | | | |
| Sun Merger Sub, Inc., 5.2500%, 期日 1/8/18 (144A) | 96,000 | – | 97,440 |
| Tyson Foods, Inc., 6.6000%, 期日 1/4/16 | 455,000 | 0.1 | 461,048 |
| | | 0.1 | 558,488 |
| 食品－その他／各種 | | | |
| HJ Heinz Co., 2.8000%, 期日 2/7/20 (144A) | 432,000 | 0.1 | 431,334 |
| HJ Heinz Co., 3.5000%, 期日 15/7/22 (144A) | 369,000 | 0.1 | 372,070 |
| | | 0.2 | 803,404 |
| ガス－供給 | | | |
| NGL Energy Partners L.P. / NGL Energy Finance Corp., 5.1250%, 期日 15/7/19 | 645,000 | 0.1 | 512,775 |
| 機器－科学 | | | |
| Thermo Fisher Scientific, Inc., 3.3000%, 期日 15/2/22 | 328,000 | – | 327,643 |
| 投資管理及び投資顧問業 | | | |
| Ameriprise Financial, Inc., 7.5180%, 期日 1/6/66 | 1,174,000 | 0.2 | 1,150,520 |
| Neuberger Berman Group LLC / Neuberger Berman Finance Corp., 4.8750%, 期日 15/4/45 (144A) | 747,000 | 0.1 | 632,108 |
| Neuberger Berman Group LLC / Neuberger Berman Finance Corp., 5.8750%, 期日 15/3/22 (144A) | 695,000 | 0.1 | 723,669 |
| | | 0.4 | 2,506,297 |
| 生命保険及び健康保険 | | | |
| CNO Financial Group, Inc., 4.5000%, 期日 30/5/20 | 167,000 | – | 170,758 |
| CNO Financial Group, Inc., 5.2500%, 期日 30/5/25 | 541,000 | 0.1 | 552,496 |
| Primerica, Inc., 4.7500%, 期日 15/7/22 | 1,063,000 | 0.2 | 1,124,650 |
| | | 0.3 | 1,847,904 |
| リネンサプライ及び関連商品 | | | |
| Cintas Corp. No 2, 2.8500%, 期日 1/6/16 | 286,000 | – | 287,147 |
| Cintas Corp. No 2, 4.3000%, 期日 1/6/21 | 301,000 | – | 317,992 |
| | | – | 605,139 |
| 機械－農業 | | | |
| CNH Capital LLC, 3.6250%, 期日 15/4/18 | 387,000 | 0.1 | 382,937 |
| 医療－ジェネリック薬品 | | | |
| Actavis Funding SCS, 3.0000%, 期日 12/3/20 | 912,000 | 0.1 | 913,555 |
| Actavis Funding SCS, 3.8000%, 期日 15/3/25 | 754,000 | 0.1 | 751,593 |
| Actavis Funding SCS, 4.5500%, 期日 15/3/35 | 498,000 | 0.1 | 485,513 |
| | | 0.3 | 2,150,661 |
| 医療－病院 | | | |
| HCA, Inc., 3.7500%, 期日 15/3/19 | 353,000 | – | 356,530 |
| 医療検査サービス | | | |
| Laboratory Corp. of America Holdings, 3.2000%, 期日 1/2/22 | 691,000 | 0.1 | 679,093 |
| 医療用品 | | | |
| Becton Dickinson and Co., 1.8000%, 期日 15/12/17 | 603,000 | 0.1 | 602,409 |
| Zimmer Holdings, Inc., 2.7000%, 期日 1/4/20 | 685,000 | 0.1 | 677,063 |
| Zimmer Holdings, Inc., 3.1500%, 期日 1/4/22 | 810,000 | 0.1 | 797,412 |
| Zimmer Holdings, Inc., 3.5500%, 期日 1/4/25 | 655,000 | 0.1 | 637,718 |
| | | 0.4 | 2,714,602 |
| 金属－アルミニウム | | | |
| Alcoa, Inc., 5.1250%, 期日 1/10/24 | 754,000 | 0.1 | 689,910 |
| マルチライン（生／損保併営）保険会社 | | | |
| ING U.S., Inc., 5.6500%, 期日 15/5/53 | 434,000 | 0.1 | 429,660 |
| 石油－油田サービス | | | |
| Oceaneering International, Inc., 4.6500%, 期日 15/11/24 | 1,105,000 | 0.1 | 928,874 |
| 石油及びガス採掘 | | | |
| Helmerich & Payne International Drilling Co., 4.6500%, 期日 15/3/25 | 951,000 | 0.1 | 953,195 |

Ⅲ　ジャナス・バランス・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 石油会社－探査及び生産 | | | |
| Cimarex Energy Co., 4.3750%, 期日 1/6/24 | 1,340,000 | 0.2 | 1,190,810 |
| Cimarex Energy Co., 5.8750%, 期日 1/5/22 | 1,378,000 | 0.2 | 1,321,126 |
| Devon Energy Corp., 2.2500%, 期日 15/12/18 | 533,000 | 0.1 | 486,788 |
| | | 0.5 | 2,998,724 |
| 石油会社－総合 | | | |
| Chevron Corp., 1.3450%, 期日 15/11/17 | 481,000 | 0.1 | 479,618 |
| Shell International Finance B.V., 2.2500%, 期日 10/11/20 | 1,066,000 | 0.1 | 1,051,515 |
| | | 0.2 | 1,531,133 |
| 石油精製及び販売 | | | |
| Motiva Enterprises LLC, 5.7500%, 期日 15/1/20 (144A) | 452,000 | 0.1 | 487,024 |
| 紙及び関連製品 | | | |
| Georgia-Pacific LLC, 3.1630%, 期日 15/11/21 (144A) | 1,054,000 | 0.1 | 1,053,793 |
| Georgia-Pacific LLC, 3.6000%, 期日 1/3/25 (144A) | 534,000 | 0.1 | 528,668 |
| | | 0.2 | 1,582,461 |
| パイプライン | | | |
| DCP Midstream Operating L.P., 4.9500%, 期日 1/4/22 | 441,000 | 0.1 | 361,842 |
| DCP Midstream Operating L.P., 5.6000%, 期日 1/4/44 | 149,000 | – | 90,966 |
| El Paso Corp., 6.5000%, 期日 15/9/20 | 31,000 | – | 30,895 |
| El Paso Pipeline Partners Operating Co., LLC, 4.3000%, 期日 1/5/24 | 326,000 | – | 280,772 |
| El Paso Pipeline Partners Operating Co., LLC, 5.0000%, 期日 1/10/21 | 298,000 | – | 281,621 |
| Energy Transfer Partners L.P., 4.1500%, 期日 1/10/20 | 325,000 | – | 300,125 |
| EnLink Midstream Partners L.P., 4.4000%, 期日 1/4/24 | 488,000 | 0.1 | 387,031 |
| EnLink Midstream Partners L.P., 5.6000%, 期日 1/4/44 | 378,000 | – | 264,032 |
| Kinder Morgan, Inc., 7.7500%, 期日 15/1/32 | 368,000 | 0.1 | 350,757 |
| Phillips 66 Partners L.P., 3.6050%, 期日 15/2/25 | 196,000 | – | 168,924 |
| Spectra Energy Corp., 4.7500%, 期日 15/3/24 | 765,000 | 0.1 | 742,277 |
| Targa Resources Partners L.P. / Targa Resources Partners Finance Corp., 4.1250%, 期日 15/11/19 | 573,000 | 0.1 | 479,888 |
| Western Gas Partners L.P., 5.3750%, 期日 1/6/21 | 1,060,000 | 0.2 | 1,074,110 |
| | | 0.7 | 4,813,240 |
| 損害保険 | | | |
| ACE INA Holdings, Inc., 3.3500%, 期日 3/5/26 | 661,000 | 0.1 | 659,831 |
| 出版－定期刊行物 | | | |
| Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co., 4.5000%, 期日 1/10/20 | 283,000 | – | 288,306 |
| 不動産管理／サービス | | | |
| Jones Lang LaSalle, Inc., 4.4000%, 期日 15/11/22 | 707,000 | 0.1 | 725,949 |
| Kennedy-Wilson, Inc., 5.8750%, 期日 1/4/24 | 901,000 | 0.1 | 871,718 |
| | | 0.2 | 1,597,667 |
| 不動産運用／開発 | | | |
| Post Apartment Homes L.P., 4.7500%, 期日 15/10/17 | 407,000 | 0.1 | 423,438 |
| REIT－各種 | | | |
| American Tower Trust I, 1.5510%, 期日 15/3/18 (144A) | 595,000 | 0.1 | 581,792 |
| REIT－医療施設 | | | |
| Senior Housing Properties Trust, 6.7500%, 期日 15/12/21 | 220,000 | – | 247,913 |
| Senior Housing Properties Trust, 6.7500%, 期日 15/4/20 | 199,000 | – | 220,433 |
| | | – | 468,346 |
| REIT－オフィス・ビル | | | |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc., 2.7500%, 期日 15/1/20 | 517,000 | 0.1 | 508,739 |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc., 4.5000%, 期日 30/7/29 | 473,000 | 0.1 | 463,785 |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc., 4.6000%, 期日 1/4/22 | 870,000 | 0.1 | 903,754 |
| Reckson Operating Partnership L.P., 5.0000%, 期日 15/8/18 | 472,000 | 0.1 | 495,554 |
| Reckson Operating Partnership L.P., 6.0000%, 期日 31/3/16 | 222,000 | – | 224,084 |
| Reckson Operating Partnership L.P., 7.7500%, 期日 15/3/20 | 932,000 | 0.2 | 1,088,799 |
| | | 0.6 | 3,684,715 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| REIT－ショッピング・センター | | | |
| Retail Opportunity Investments Partnership L.P., 4.0000%, 期日 15/12/24 | 258,000 | – | 244,182 |
| Retail Opportunity Investments Partnership L.P., 5.0000%, 期日 15/12/23 | 134,000 | – | 137,034 |
| | | – | 381,216 |
| 小売り－ドラッグ・ストア | | | |
| CVS Health Corp., 2.8000%, 期日 20/7/20 | 1,097,000 | 0.2 | 1,103,075 |
| CVS Health Corp., 3.5000%, 期日 20/7/22 | 615,000 | 0.1 | 626,686 |
| CVS Health Corp., 3.8750%, 期日 20/7/25 | 913,000 | 0.1 | 933,601 |
| CVS Health Corp., 4.7500%, 期日 1/12/22 | 395,000 | 0.1 | 423,851 |
| CVS Health Corp., 5.0000%, 期日 1/12/24 | 510,000 | 0.1 | 552,718 |
| | | 0.6 | 3,639,931 |
| 小売り－レストラン | | | |
| 1011778 BC ULC / New Red Finance, Inc., 4.6250%, 期日 15/1/22 (144A) | 734,000 | 0.1 | 737,670 |
| Brinker International, Inc., 3.8750%, 期日 15/5/23 | 884,000 | 0.1 | 853,875 |
| | | 0.2 | 1,591,545 |
| 半導体部品／集積回路 | | | |
| TSMC Global, Ltd., 1.6250%, 期日 3/4/18 (144A) | 1,687,000 | 0.2 | 1,654,375 |
| 特別目的事業体 | | | |
| Goldman Sachs Capital I, 6.3450%, 期日 15/2/34 | 1,119,000 | 0.2 | 1,312,810 |
| 鉄鋼－製造業者 | | | |
| Reliance Steel & Aluminum Co., 4.5000%, 期日 15/4/23 | 534,000 | 0.1 | 497,834 |
| 大型地域銀行 | | | |
| Wells Fargo & Co., 5.8750%, 期日 15/6/25 | 212,000 | – | 223,395 |
| 運輸－鉄道 | | | |
| Florida East Coast Holdings Corp., 9.7500%, 期日 1/5/20 (144A) | 2,013,000 | 0.2 | 1,378,905 |
| トラック及びリース | | | |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 2.5000%, 期日 15/3/16 (144A) | 79,000 | – | 79,140 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 2.5000%, 期日 15/6/19 (144A) | 432,000 | 0.1 | 425,292 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 3.3750%, 期日 15/3/18 (144A) | 659,000 | 0.1 | 669,763 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 4.2500%, 期日 17/1/23 (144A) | 366,000 | 0.1 | 368,822 |
| Penske Truck Leasing Co., L.P. / PTL Finance Corp., 4.8750%, 期日 11/7/22 (144A) | 66,000 | – | 68,742 |
| | | 0.3 | 1,611,759 |
| 社債合計 | | 16.3 | 117,794,046 |
| 政府発行証券 | | | |
| 米国財務省中期証券／長期証券 | | | |
| 1.2500%, 期日 31/10/18 | 1,110,000 | 0.2 | 1,108,656 |
| 1.3750%, 期日 30/9/18 | 7,200,000 | 1.0 | 7,224,048 |
| 1.3750%, 期日 30/9/20 | 2,343,000 | 0.3 | 2,302,775 |
| 1.5000%, 期日 31/10/19 | 3,452,000 | 0.5 | 3,441,616 |
| 1.6250%, 期日 31/12/19 | 3,632,000 | 0.5 | 3,632,567 |
| 1.6250%, 期日 31/7/19 | 2,597,000 | 0.4 | 2,606,435 |
| 1.7500%, 期日 15/5/23 | 799,000 | 0.1 | 778,588 |
| 1.7500%, 期日 30/9/19 | 2,365,000 | 0.3 | 2,381,259 |
| 2.0000%, 期日 15/2/25 | 373,000 | 0.1 | 364,680 |
| 2.0000%, 期日 15/8/25 | 3,230,000 | 0.4 | 3,149,754 |
| 2.1250%, 期日 30/9/21 | 1,929,000 | 0.3 | 1,949,609 |
| 2.1250%, 期日 31/12/21 | 2,689,000 | 0.4 | 2,713,107 |
| 2.2500%, 期日 15/11/25 | 5,421,000 | 0.7 | 5,409,459 |
| 2.5000%, 期日 15/2/45 | 417,000 | 0.1 | 374,258 |
| 2.5000%, 期日 15/5/24 | 2,147,000 | 0.3 | 2,194,217 |
| 2.5000%, 期日 15/8/23 | 2,945,000 | 0.4 | 3,022,077 |
| 2.7500%, 期日 15/11/23 | 4,104,000 | 0.6 | 4,283,952 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 3.0000%, 期日 15/11/45 | 7,756,000 | 1.1 | 7,734,024 |
| 3.0000%, 期日 15/5/45 | 628,000 | 0.1 | 625,290 |
| 3.3750%, 期日 15/5/44 | 511,000 | 0.1 | 548,567 |
| 3.6250%, 期日 15/2/44 | 587,000 | 0.1 | 660,489 |
| 3.7500%, 期日 15/11/43 | 2,168,000 | 0.3 | 2,497,816 |
| 政府発行証券合計 | | 8.3 | 59,003,243 |
| 不動産担保証券 | | | |
| Fannie Mae Pool | | | |
| 3.5000%, 期日 1/1/43 | 602,190 | 0.1 | 622,431 |
| 3.5000%, 期日 1/1/44 | 1,509,934 | 0.3 | 1,570,913 |
| 3.5000%, 期日 1/10/29 | 37,122 | – | 38,948 |
| 3.5000%, 期日 1/2/43 | 2,549,976 | 0.4 | 2,635,556 |
| 3.5000%, 期日 1/2/45 | 1,085,008 | 0.2 | 1,121,447 |
| 3.5000%, 期日 1/4/44 | 550,063 | 0.1 | 570,300 |
| 3.5000%, 期日 1/5/44 | 1,593,210 | 0.2 | 1,656,996 |
| 3.5000%, 期日 1/7/42 | 327,944 | 0.1 | 339,772 |
| 4.0000%, 期日 1/11/42 | 342,215 | 0.1 | 364,454 |
| 4.0000%, 期日 1/12/42 | 272,752 | – | 291,687 |
| 4.0000%, 期日 1/2/44 | 567,691 | 0.1 | 604,710 |
| 4.0000%, 期日 1/4/34 | 302,424 | 0.1 | 326,024 |
| 4.0000%, 期日 1/6/29 | 136,442 | – | 145,952 |
| 4.0000%, 期日 1/6/42 | 498,488 | 0.1 | 530,938 |
| 4.0000%, 期日 1/6/44 | 723,162 | 0.1 | 770,227 |
| 4.0000%, 期日 1/7/42 | 99,378 | – | 105,840 |
| 4.0000%, 期日 1/7/43 | 1,058,036 | 0.2 | 1,127,129 |
| 4.0000%, 期日 1/7/44 | 1,399,000 | 0.2 | 1,498,781 |
| 4.0000%, 期日 1/8/42 | 231,863 | – | 246,959 |
| 4.0000%, 期日 1/8/43 | 869,741 | 0.1 | 926,636 |
| 4.0000%, 期日 1/8/44 | 1,223,181 | 0.1 | 1,310,426 |
| 4.0000%, 期日 1/9/29 | 266,340 | – | 284,896 |
| 4.0000%, 期日 1/9/42 | 751,473 | 0.1 | 800,506 |
| 4.0000%, 期日 1/9/43 | 216,107 | – | 230,242 |
| 4.0000%, 期日 1/9/45 | 2,026,248 | 0.3 | 2,159,057 |
| 4.5000%, 期日 1/1/42 | 80,271 | – | 87,043 |
| 4.5000%, 期日 1/10/40 | 85,080 | – | 92,188 |
| 4.5000%, 期日 1/10/44 | 1,091,091 | 0.2 | 1,202,637 |
| 4.5000%, 期日 1/10/45 | 1,435,931 | 0.2 | 1,576,432 |
| 4.5000%, 期日 1/2/43 | 1,439,367 | 0.2 | 1,561,628 |
| 4.5000%, 期日 1/3/43 | 490,282 | 0.1 | 538,238 |
| 4.5000%, 期日 1/3/45 | 722,364 | 0.1 | 794,836 |
| 4.5000%, 期日 1/5/44 | 2,060,566 | 0.3 | 2,273,316 |
| 4.5000%, 期日 1/5/45 | 571,500 | 0.1 | 630,600 |
| 4.5000%, 期日 1/6/42 | 112,814 | – | 121,843 |
| 4.5000%, 期日 1/6/45 | 333,599 | 0.1 | 367,100 |
| 4.5000%, 期日 1/8/41 | 291,217 | – | 315,595 |
| 4.5000%, 期日 1/8/44 | 907,338 | 0.1 | 1,001,024 |
| 5.0000%, 期日 1/1/30 | 91,578 | – | 100,773 |
| 5.0000%, 期日 1/10/40 | 127,070 | – | 142,204 |
| 5.0000%, 期日 1/2/41 | 628,616 | 0.1 | 698,133 |
| 5.0000%, 期日 1/4/41 | 151,342 | – | 166,593 |
| 5.0000%, 期日 1/5/41 | 381,834 | 0.1 | 421,896 |
| 5.0000%, 期日 1/7/41 | 326,394 | 0.1 | 362,205 |
| 5.0000%, 期日 1/7/44 | 830,088 | 0.1 | 933,588 |
| 5.0000%, 期日 1/9/29 | 216,713 | – | 238,472 |
| 5.5000%, 期日 1/1/25 | 85,169 | – | 91,792 |
| 5.5000%, 期日 1/1/33 | 55,647 | – | 62,580 |
| 5.5000%, 期日 1/12/39 | 379,284 | 0.1 | 423,180 |
| 5.5000%, 期日 1/12/41 | 424,603 | 0.1 | 476,274 |
| 5.5000%, 期日 1/2/41 | 168,451 | – | 191,656 |
| 5.5000%, 期日 1/2/42 | 1,678,511 | 0.3 | 1,871,868 |
| 5.5000%, 期日 1/3/40 | 312,659 | 0.1 | 355,725 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 5.5000%, 期日 1/4/40 | 856,773 | 0.1 | 956,368 |
| 5.5000%, 期日 1/5/41 | 277,729 | – | 309,586 |
| 5.5000%, 期日 1/6/41 | 834,894 | 0.2 | 938,410 |
| 5.5000%, 期日 1/7/41 | 46,983 | – | 52,377 |
| 6.0000%, 期日 1/10/35 | 249,957 | – | 284,060 |
| 6.0000%, 期日 1/10/38 | 206,643 | – | 233,770 |
| 6.0000%, 期日 1/12/35 | 281,816 | – | 320,847 |
| 6.0000%, 期日 1/2/37 | 47,262 | – | 54,366 |
| 6.0000%, 期日 1/9/37 | 201,622 | – | 218,092 |
| 7.0000%, 期日 1/2/39 | 72,962 | – | 84,288 |
| | | 5.6 | 40,832,410 |
| Freddie Mac Giant | | | |
| 4.0000%, 期日 1/8/44 | 285,816 | – | 305,212 |
| Freddie Mac Gold Pool | | | |
| 3.5000%, 期日 1/2/44 | 422,995 | 0.1 | 437,166 |
| 3.5000%, 期日 1/7/29 | 336,929 | – | 352,814 |
| 4.5000%, 期日 1/1/41 | 217,682 | – | 236,703 |
| 4.5000%, 期日 1/5/44 | 412,479 | 0.1 | 453,857 |
| 4.5000%, 期日 1/6/45 | 581,587 | 0.1 | 640,584 |
| 4.5000%, 期日 1/9/44 | 1,345,029 | 0.3 | 1,481,306 |
| 5.0000%, 期日 1/1/19 | 48,339 | – | 50,019 |
| 5.0000%, 期日 1/5/41 | 445,089 | 0.1 | 495,993 |
| 5.0000%, 期日 1/6/20 | 80,413 | – | 85,236 |
| 5.5000%, 期日 1/10/36 | 167,073 | – | 187,314 |
| 5.5000%, 期日 1/12/28 | 197,736 | – | 218,542 |
| 5.5000%, 期日 1/5/41 | 257,100 | – | 284,665 |
| 5.5000%, 期日 1/8/19 | 42,309 | – | 43,827 |
| 5.5000%, 期日 1/8/41 | 736,862 | 0.1 | 840,628 |
| 5.5000%, 期日 1/9/41 | 126,907 | – | 140,449 |
| 6.0000%, 期日 1/4/40 | 811,570 | 0.2 | 924,658 |
| | | 1.0 | 6,873,761 |
| Ginnie Mae I Pool | | | |
| 3.5000%, 期日 20/5/42 | 156,076 | – | 163,706 |
| 4.0000%, 期日 15/4/45 | 228,128 | – | 245,754 |
| 4.5000%, 期日 15/5/44 | 308,647 | 0.1 | 336,908 |
| 4.5000%, 期日 15/7/41 | 307,275 | 0.1 | 332,843 |
| 4.5000%, 期日 15/8/41 | 650,623 | 0.1 | 717,262 |
| 4.5000%, 期日 20/10/41 | 450,532 | 0.1 | 485,028 |
| 4.9000%, 期日 15/10/34 | 327,023 | 0.1 | 360,679 |
| 5.0000%, 期日 15/1/40 | 86,468 | – | 95,684 |
| 5.0000%, 期日 15/10/39 | 158,853 | – | 176,314 |
| 5.0000%, 期日 15/11/39 | 258,912 | 0.1 | 286,803 |
| 5.0000%, 期日 15/11/43 | 482,187 | 0.1 | 534,422 |
| 5.0000%, 期日 15/2/41 | 287,489 | – | 318,384 |
| 5.0000%, 期日 15/4/41 | 110,170 | – | 122,050 |
| 5.0000%, 期日 15/5/40 | 123,945 | – | 138,255 |
| 5.0000%, 期日 15/5/41 | 116,365 | – | 130,669 |
| 5.0000%, 期日 15/6/44 | 651,247 | 0.1 | 730,217 |
| 5.0000%, 期日 15/7/40 | 353,428 | 0.1 | 391,472 |
| 5.0000%, 期日 15/9/41 | 67,862 | – | 75,194 |
| 5.5000%, 期日 15/10/39 | 259,874 | 0.1 | 295,984 |
| 5.5000%, 期日 15/3/36 | 172,521 | – | 195,267 |
| 5.5000%, 期日 15/8/39 | 949,851 | 0.2 | 1,079,281 |
| 5.5000%, 期日 15/9/35 | 37,085 | – | 42,723 |
| 5.5000%, 期日 20/1/42 | 168,901 | – | 187,895 |
| 5.5000%, 期日 20/11/37 | 188,580 | – | 208,914 |
| 5.5000%, 期日 20/5/42 | 235,056 | – | 262,142 |
| 5.5000%, 期日 20/7/42 | 321,392 | 0.1 | 354,443 |
| 6.0000%, 期日 20/1/39 | 65,003 | – | 72,728 |
| 6.0000%, 期日 20/1/42 | 83,596 | – | 94,753 |
| 6.0000%, 期日 20/10/41 | 25,782 | – | 29,242 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 6.0000%, 期日 20/11/34 | 153,810 | – | 172,188 |
| 6.0000%, 期日 20/11/42 | 65,837 | – | 74,212 |
| 6.0000%, 期日 20/12/41 | 80,372 | – | 90,846 |
| 6.0000%, 期日 20/2/42 | 70,760 | – | 80,168 |
| 6.0000%, 期日 20/2/43 | 91,021 | – | 102,970 |
| 6.0000%, 期日 20/3/42 | 60,495 | – | 68,564 |
| 6.0000%, 期日 20/4/42 | 223,657 | – | 253,436 |
| 6.0000%, 期日 20/5/42 | 97,075 | – | 108,629 |
| 6.0000%, 期日 20/7/42 | 65,241 | – | 73,782 |
| 6.0000%, 期日 20/8/42 | 73,682 | – | 83,502 |
| 6.0000%, 期日 20/9/42 | 162,782 | – | 184,499 |
| | | 1.3 | 9,757,812 |
| Ginnie Mae II Pool | | | |
| 4.0000%, 期日 20/12/45 | 1,241,869 | 0.3 | 1,343,536 |
| 3.5000%, 期日 20/9/44 | 431,982 | 0.1 | 453,198 |
| 5.0000%, 期日 20/12/44 | 270,720 | – | 303,337 |
| 7.0000%, 期日 20/5/39 | 35,428 | – | 40,513 |
| | | 0.4 | 2,140,584 |
| Ginnie Mae Pool | | | |
| 5.1000%, 期日 15/1/32 | 300,362 | 0.1 | 340,655 |
| Multiple Pool | | | |
| 4.0000%, 期日 1/5/43 | 762,066 | 0.2 | 811,604 |
| 不動産担保証券合計 | | 8.4 | 61,062,038 |
| 優先株式 | | | |
| 多角的銀行機関 | | | |
| Citigroup Capital XIII, 6.6919% | 16,000 | 0.1 | 415,840 |
| Morgan Stanley, 6.8750% | 24,000 | 0.1 | 666,000 |
| Morgan Stanley, 7.1250% | 24,010 | 0.1 | 686,686 |
| | | 0.3 | 1,768,526 |
| 多角的金融サービス | | | |
| General Electric Capital Corp., 4.7000% | 3,000 | – | 76,410 |
| 金融－クレジット・カード | | | |
| Discover Financial Services, 6.5000% | 29,675 | 0.2 | 785,497 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| Morgan Stanley Capital Trust III, 6.2500% | 4,000 | – | 101,920 |
| Morgan Stanley Capital Trust IV, 6.2500% | 1,000 | – | 25,370 |
| Morgan Stanley Capital Trust VIII, 6.4500% | 2,000 | – | 50,620 |
| | | – | 177,910 |
| 大型地域銀行 | | | |
| Wells Fargo & Co., 6.6250% | 19,050 | 0.1 | 547,307 |
| 優先株式合計 | | 0.6 | 3,355,650 |
| トランシュ・ローン | | | |
| 電子構成部品－半導体 | | | |
| Avago Technologies (Cayman), Ltd., 3.0000%, 期日 6/5/21 | 2,631,354 | 0.4 | 2,622,592 |
| Avago Technologies (Cayman), Ltd., 3.5000%, 期日 11/11/22 | 1,433,000 | 0.2 | 1,415,990 |
| | | 0.6 | 4,038,582 |
| メディア | | | |
| Tribune Media Co., 3.0000%, 期日 27/12/20 | 337,140 | – | 331,557 |
| 医療情報システム | | | |
| IMS Health, Inc., 2.2500%, 期日 17/3/21 | 671,770 | 0.1 | 654,976 |
| 小売り－オフィス・システム | | | |
| Staples, Inc., 2.7500%, 期日 23/4/21 | 337,000 | – | 332,646 |
| 通信 | | | |
| Charter Communications, 2.7500%, 期日 21/1/23 | 937,000 | 0.2 | 935,051 |
| 運輸－設備及びリース | | | |
| Maxim Crane Works L.P., 9.2500%, 期日 26/11/18 | 732,743 | 0.1 | 718,088 |
| トランシュ・ローン合計 | | 1.0 | 7,010,900 |
| 投資有価証券合計 | | 97.3 | 701,143,921 |

## 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 12,949,274 | USD | 9,304,480 | 9,189,439 | 2016年１月29日 | 115,041 |
| AUD | 270,000 | USD | 192,102 | 187,802 | 2016年１月29日 | 4,300 |
| AUD | 350,790 | USD | 253,000 | 250,830 | 2016年１月29日 | 2,170 |
| AUD | 164,843 | USD | 118,679 | 117,448 | 2016年１月７日 | 1,231 |
| AUD | 118,175 | USD | 85,364 | 84,765 | 2016年１月29日 | 599 |
| AUD | 59,745 | USD | 42,929 | 42,398 | 2016年１月29日 | 531 |
| AUD | 53,675 | USD | 38,801 | 38,557 | 2016年１月29日 | 244 |
| AUD | 69,325 | USD | 50,361 | 50,294 | 2016年１月７日 | 67 |
| AUD | 29,188 | USD | 21,186 | 21,140 | 2016年１月29日 | 46 |
| AUD | 3,612 | USD | 2,596 | 2,564 | 2016年１月29日 | 32 |
| AUD | 565 | USD | 407 | 403 | 2016年１月７日 | 4 |
| AUD | 519 | USD | 375 | 372 | 2016年１月29日 | 3 |
| AUD | 32 | USD | 23 | 23 | 2016年１月29日 | – |
| AUD | 18 | USD | 13 | 13 | 2016年１月29日 | – |
| AUD | 305 | USD | 222 | 222 | 2016年１月29日 | – |
| AUD | 331 | USD | 241 | 241 | 2016年１月29日 | – |
| AUD | 20 | USD | 15 | 15 | 2016年１月29日 | – |
| AUD | 46 | USD | 33 | 33 | 2016年１月７日 | – |
| CAD | 281,139 | USD | 202,103 | 200,980 | 2016年１月29日 | 1,123 |
| CAD | 170,228 | USD | 122,824 | 122,595 | 2016年１月29日 | 229 |
| CAD | 164,619 | USD | 118,858 | 118,719 | 2016年１月７日 | 139 |
| CNH | 5,765,632 | USD | 873,524 | 873,123 | 2016年１月29日 | 401 |
| CNH | 53,233 | USD | 8,069 | 8,069 | 2016年１月14日 | – |
| EUR | 61,012,768 | USD | 66,302,758 | 66,263,039 | 2016年１月29日 | 39,719 |
| EUR | 26,216,225 | USD | 28,489,250 | 28,472,183 | 2016年１月29日 | 17,067 |
| EUR | 6,371,384 | USD | 6,923,802 | 6,919,654 | 2016年１月29日 | 4,148 |
| EUR | 3,144,867 | USD | 3,417,537 | 3,415,490 | 2016年１月29日 | 2,047 |
| EUR | 2,113,306 | USD | 2,296,536 | 2,295,160 | 2016年１月29日 | 1,376 |
| EUR | 38,666 | USD | 41,864 | 41,684 | 2016年１月29日 | 180 |
| EUR | 582,675 | USD | 633,474 | 633,374 | 2016年１月７日 | 100 |
| EUR | 251,079 | USD | 272,968 | 272,925 | 2016年１月７日 | 43 |
| EUR | 60,759 | USD | 66,057 | 66,047 | 2016年１月７日 | 10 |
| EUR | 41,752 | USD | 45,392 | 45,385 | 2016年１月７日 | 7 |
| EUR | 27,684 | USD | 30,097 | 30,092 | 2016年１月29日 | 5 |
| EUR | 349 | USD | 380 | 380 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 2,204,834 | GBP | 1,455,000 | 2,144,730 | 2016年１月７日 | 60,104 |
| USD | 138,633 | GBP | 93,000 | 137,085 | 2016年１月29日 | 1,548 |
| USD | 258,645 | EUR | 236,724 | 257,404 | 2016年１月29日 | 1,241 |
| USD | 111,115 | EUR | 101,698 | 110,582 | 2016年１月29日 | 533 |
| USD | 53,121 | EUR | 48,473 | 52,708 | 2016年１月29日 | 413 |
| USD | 70,619 | EUR | 64,648 | 70,295 | 2016年１月29日 | 324 |
| USD | 44,284 | EUR | 40,498 | 44,036 | 2016年１月29日 | 248 |
| USD | 28,288 | EUR | 25,813 | 28,068 | 2016年１月29日 | 220 |
| USD | 32,128 | EUR | 29,382 | 31,948 | 2016年１月29日 | 180 |
| USD | 29,345 | EUR | 26,826 | 29,170 | 2016年１月29日 | 175 |
| USD | 38,123 | AUD | 52,213 | 37,980 | 2016年１月29日 | 143 |
| USD | 132,889 | EUR | 122,082 | 132,747 | 2016年１月29日 | 142 |
| USD | 27,141 | EUR | 24,841 | 27,011 | 2016年１月29日 | 130 |
| USD | 15,184 | EUR | 13,900 | 15,114 | 2016年１月29日 | 70 |
| USD | 11,877 | EUR | 10,861 | 11,810 | 2016年１月29日 | 67 |
| USD | 13,139 | EUR | 12,025 | 13,076 | 2016年１月29日 | 63 |
| USD | 6,990 | EUR | 6,378 | 6,935 | 2016年１月７日 | 55 |
| USD | 10,587 | EUR | 9,688 | 10,533 | 2016年１月29日 | 54 |
| USD | 9,144 | EUR | 8,369 | 9,100 | 2016年１月29日 | 44 |
| USD | 5,155 | EUR | 4,704 | 5,115 | 2016年１月29日 | 40 |
| USD | 5,309 | EUR | 4,855 | 5,279 | 2016年１月29日 | 30 |
| USD | 3,629 | EUR | 3,317 | 3,607 | 2016年１月29日 | 22 |
| USD | 1,434 | EUR | 1,311 | 1,425 | 2016年１月29日 | 9 |
| USD | 10,074 | CNH | 66,424 | 10,068 | 2016年１月29日 | 6 |

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| USD | 746 | AUD | 1,023 | 744 | 2016年１月29日 | 2 |
| USD | 164 | AUD | 224 | 163 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 21 | AUD | 30 | 21 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 3 | AUD | 4 | 3 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 47 | AUD | 64 | 47 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 10 | AUD | 14 | 10 | 2016年１月29日 | – |
| Credit Suisse | | | | | | |
| USD | 2,159,880 | GBP | 1,431,000 | 2,109,309 | 2016年１月29日 | 50,570 |
| USD | 2,124,176 | GBP | 1,431,000 | 2,109,456 | 2016年１月29日 | 14,720 |
| 合計 | | | | | | 322,016 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 701,465,937 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 30,364 | USD | 22,140 | 22,193 | 2016年１月29日 | (53) |
| AUD | 75,363 | USD | 54,931 | 55,042 | 2016年１月29日 | (111) |
| CAD | 500 | USD | 363 | 364 | 2016年１月29日 | (1) |
| CAD | 435,599 | USD | 315,446 | 316,012 | 2016年１月７日 | (566) |
| CAD | 32,625,125 | USD | 23,589,362 | 23,595,163 | 2016年１月29日 | (5,801) |
| CNH | 15,855 | USD | 2,410 | 2,416 | 2016年１月29日 | (6) |
| CNH | 26,342 | USD | 4,004 | 4,015 | 2016年１月29日 | (11) |
| CNH | 40,372 | USD | 6,134 | 6,148 | 2016年１月29日 | (14) |
| CNH | 35,167 | USD | 5,347 | 5,363 | 2016年１月29日 | (16) |
| EUR | 197 | USD | 216 | 217 | 2016年１月29日 | (1) |
| EUR | 5,512 | USD | 6,000 | 6,006 | 2016年１月29日 | (6) |
| EUR | 3,125 | USD | 3,418 | 3,438 | 2016年１月29日 | (20) |
| EUR | 3,678 | USD | 4,023 | 4,047 | 2016年１月29日 | (24) |
| EUR | 4,108 | USD | 4,493 | 4,520 | 2016年１月29日 | (27) |
| EUR | 50,192 | USD | 54,635 | 54,694 | 2016年１月29日 | (59) |
| EUR | 17,752 | USD | 19,401 | 19,499 | 2016年１月29日 | (98) |
| EUR | 21,464 | USD | 23,458 | 23,577 | 2016年１月29日 | (119) |
| EUR | 18,258 | USD | 19,980 | 20,107 | 2016年１月29日 | (127) |
| EUR | 17,986 | USD | 19,692 | 19,826 | 2016年１月29日 | (134) |
| EUR | 29,687 | USD | 32,429 | 32,578 | 2016年１月29日 | (149) |
| EUR | 26,767 | USD | 29,291 | 29,477 | 2016年１月29日 | (186) |
| EUR | 26,361 | USD | 28,861 | 29,058 | 2016年１月29日 | (197) |
| EUR | 54,458 | USD | 59,593 | 59,971 | 2016年１月29日 | (378) |
| EUR | 44,531 | USD | 48,803 | 49,185 | 2016年１月７日 | (382) |
| EUR | 53,910 | USD | 59,022 | 59,424 | 2016年１月29日 | (402) |
| EUR | 91,574 | USD | 100,358 | 101,143 | 2016年１月29日 | (785) |
| EUR | 234,406 | USD | 256,508 | 258,134 | 2016年１月29日 | (1,626) |
| EUR | 226,939 | USD | 248,455 | 250,147 | 2016年１月29日 | (1,692) |
| EUR | 527,083 | USD | 576,781 | 580,437 | 2016年１月29日 | (3,656) |
| EUR | 518,200 | USD | 567,330 | 571,194 | 2016年１月29日 | (3,864) |
| USD | 29 | AUD | 41 | 30 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 588 | CNH | 3,889 | 589 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 3,319 | CNH | 21,905 | 3,320 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 7,003 | CNH | 46,230 | 7,008 | 2016年１月29日 | (5) |
| USD | 352 | AUD | 494 | 360 | 2016年１月29日 | (8) |
| USD | 479 | AUD | 671 | 488 | 2016年１月29日 | (9) |
| USD | 10,607 | AUD | 14,618 | 10,633 | 2016年１月29日 | (26) |
| USD | 26,279 | EUR | 24,192 | 26,306 | 2016年１月29日 | (27) |
| USD | 38,272 | EUR | 35,234 | 38,312 | 2016年１月29日 | (40) |
| USD | 78,948 | EUR | 72,681 | 79,030 | 2016年１月29日 | (82) |
| USD | 19,438 | EUR | 17,956 | 19,524 | 2016年１月29日 | (86) |
| USD | 28,340 | EUR | 26,179 | 28,466 | 2016年１月29日 | (126) |

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| USD | 26,526 | CAD | 36,922 | 26,689 | 2016年１月29日 | (163) |
| USD | 32,896 | AUD | 45,507 | 33,103 | 2016年１月29日 | (207) |
| USD | 30,270 | AUD | 41,955 | 30,519 | 2016年１月29日 | (249) |
| USD | 58,536 | EUR | 54,072 | 58,796 | 2016年１月29日 | (260) |
| USD | 89,749 | CAD | 124,614 | 90,079 | 2016年１月29日 | (330) |
| USD | 323,999 | EUR | 298,279 | 324,334 | 2016年１月29日 | (335) |
| USD | 108,192 | EUR | 99,927 | 108,656 | 2016年１月29日 | (464) |
| USD | 754,274 | EUR | 694,397 | 755,054 | 2016年１月29日 | (780) |
| USD | 239,541 | EUR | 221,276 | 240,604 | 2016年１月29日 | (1,063) |
| USD | 78,469 | AUD | 110,202 | 80,165 | 2016年１月29日 | (1,696) |
| USD | 193,162 | CAD | 269,615 | 194,895 | 2016年１月29日 | (1,733) |
| USD | 268,044 | CAD | 373,355 | 269,886 | 2016年１月29日 | (1,842) |
| USD | 109,268 | AUD | 153,069 | 111,348 | 2016年１月29日 | (2,080) |
| USD | 559,821 | EUR | 517,134 | 562,306 | 2016年１月29日 | (2,485) |
| Credit Suisse | | | | | | |
| GBP | 1,431,000 | USD | 2,124,320 | 2,139,331 | 2016年１月29日 | (15,011) |
| 合計 | | | | | | (49,621) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (49,621) |

# Ⅳ　パーキンス・ＵＳストラテジック・バリュー・ファンド

## 投資有価証券明細表

（2015年12月31日現在）

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 普通株式 | | | |
| 広告サービス | | | |
| Omnicom Group, Inc. | 19,686 | 0.7 | 1,489,443 |
| 航空宇宙産業及び防衛－機器 | | | |
| United Technologies Corp. | 30,509 | 1.4 | 2,931,000 |
| アプリケーション・ソフトウェア | | | |
| Check Point Software Technologies, Ltd. | 34,465 | 1.4 | 2,804,762 |
| Microsoft Corp. | 103,899 | 2.8 | 5,764,317 |
| | | 4.2 | 8,569,079 |
| 自動車－トラックの部品及び装置－交換 | | | |
| Standard Motor Products, Inc. | 39,388 | 0.7 | 1,498,713 |
| 銀行 | | | |
| Fifth Third Bancorp. | 167,158 | 1.6 | 3,359,876 |
| 飲料－アルコール以外 | | | |
| PepsiCo, Inc. | 38,874 | 1.9 | 3,884,290 |
| 建築及び建築物－その他 | | | |
| Simpson Manufacturing Co., Inc. | 69,323 | 1.2 | 2,367,380 |
| 化学－各種 | | | |
| FMC Corp. | 32,072 | 0.6 | 1,254,977 |
| 商業銀行－米国西部 | | | |
| Umpqua Holdings Corp. | 138,394 | 1.1 | 2,200,465 |
| Zions Bancorporation | 81,976 | 1.1 | 2,237,945 |
| | | 2.2 | 4,438,410 |
| コンピュータ・サービス | | | |
| Accenture PLC - Class A | 10,199 | 0.5 | 1,065,796 |
| コンピューター－記憶装置 | | | |
| EMC Corp. | 44,040 | 0.6 | 1,130,947 |
| 化粧品及びトイレタリー | | | |
| Procter & Gamble Co. | 65,895 | 2.5 | 5,232,722 |
| 多角的銀行機関 | | | |
| Citigroup, Inc. | 44,510 | 1.1 | 2,303,393 |
| JP Morgan Chase & Co. | 43,918 | 1.4 | 2,899,906 |
| | | 2.5 | 5,203,299 |
| 多角的金融サービス | | | |
| Ally Financial, Inc. | 69,889 | 0.6 | 1,302,731 |
| 電力－総合 | | | |
| Alliant Energy Corp. | 52,019 | 1.6 | 3,248,587 |
| Edison International | 31,031 | 0.9 | 1,837,346 |
| Exelon Corp. | 93,055 | 1.3 | 2,584,137 |
| PPL Corp. | 80,181 | 1.3 | 2,736,578 |
| | | 5.1 | 10,406,648 |
| 電子構成部品－機器 | | | |
| Generac Holdings, Inc. | 54,506 | 0.8 | 1,622,644 |
| 電子構成部品－半導体 | | | |
| Microchip Technology, Inc. | 23,438 | 0.5 | 1,090,805 |
| 電子設計自動化 | | | |
| Synopsys, Inc. | 80,390 | 1.8 | 3,666,588 |
| 電子計測器 | | | |
| Agilent Technologies, Inc. | 54,667 | 1.1 | 2,285,627 |
| 電子セキュリティ装置 | | | |
| Tyco International Plc | 57,782 | 0.9 | 1,842,668 |
| 企業向けソフトウェア／サービス | | | |
| Oracle Corp. | 162,464 | 2.9 | 5,934,810 |
| エンターテインメント | | | |
| Cedar Fair L.P. | 51,994 | 1.4 | 2,903,345 |
| 信託銀行 | | | |
| Citizens Financial Group, Inc. | 124,764 | 1.6 | 3,267,569 |

Ⅳ　パーキンス・ＵＳストラテジック・バリュー・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 金融－クレジット・カード | | | |
| Discover Financial Services | 32,567 | 0.9 | 1,746,243 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| Raymond James Financial, Inc. | 33,725 | 1.0 | 1,955,038 |
| 靴及び関連衣料品 | | | |
| Wolverine World Wide, Inc. | 32,676 | 0.3 | 546,016 |
| ガス－供給 | | | |
| Southwest Gas Corp. | 43,096 | 1.2 | 2,377,175 |
| 制御機器 | | | |
| Honeywell International, Inc. | 19,539 | 1.0 | 2,023,654 |
| 保険ブローカー | | | |
| Marsh & McLennan Cos., Inc. | 25,058 | 0.7 | 1,389,466 |
| インターネット・インフラストラクチャ・ソフトウェア | | | |
| F5 Networks, Inc. | 12,234 | 0.6 | 1,186,209 |
| リネンサプライ及び関連商品 | | | |
| UniFirst Corp. /MA. | 14,371 | 0.7 | 1,497,458 |
| 工作機械及び関連製品 | | | |
| Lincoln Electric Holdings, Inc. | 22,948 | 0.6 | 1,190,772 |
| 機械－一般産業 | | | |
| BWX Technologies, Inc. | 53,219 | 0.8 | 1,690,768 |
| 医療－医薬品 | | | |
| AbbVie, Inc. | 20,217 | 0.6 | 1,197,655 |
| Baxalta, Inc. | 37,745 | 0.7 | 1,473,187 |
| Johnson & Johnson. | 69,462 | 3.5 | 7,135,129 |
| Merck & Co., Inc. | 70,041 | 1.8 | 3,699,566 |
| Pfizer, Inc. | 97,634 | 1.5 | 3,151,626 |
| | | 8.1 | 16,657,163 |
| 医療－ジェネリック薬品 | | | |
| Teva Pharmaceutical Industries, Ltd. (ADR) | 38,485 | 1.2 | 2,526,155 |
| 医療検査サービス | | | |
| Laboratory Corp. of America Holdings | 33,534 | 2.0 | 4,146,144 |
| 医療用品 | | | |
| Zimmer Holdings, Inc. | 17,324 | 0.9 | 1,777,269 |
| 金属処理機及び製造 | | | |
| Timken Co. | 51,110 | 0.7 | 1,461,235 |
| マルチライン（生／損保併営）保険会社 | | | |
| Allstate Corp. | 29,748 | 0.9 | 1,847,053 |
| American International Group, Inc. | 63,632 | 1.9 | 3,943,275 |
| | | 2.8 | 5,790,328 |
| マルチメディア | | | |
| Walt Disney Co. | 22,258 | 1.1 | 2,338,871 |
| 無害廃棄物処理 | | | |
| Waste Connections, Inc. | 64,388 | 1.8 | 3,626,332 |
| 石油－油田サービス | | | |
| Oceaneering International, Inc. | 30,294 | 0.6 | 1,136,631 |
| Schlumberger, Ltd. | 30,806 | 1.0 | 2,148,719 |
| | | 1.6 | 3,285,350 |
| 石油会社－探査及び生産 | | | |
| Anadarko Petroleum Corp. | 43,444 | 1.0 | 2,110,510 |
| Occidental Petroleum Corp. | 29,893 | 1.0 | 2,021,066 |
| | | 2.0 | 4,131,576 |
| 石油会社－総合 | | | |
| Royal Dutch Shell PLC (ADR) | 58,461 | 1.3 | 2,676,929 |
| パイプライン | | | |
| Magellan Midstream Partners L.P. | 26,874 | 0.9 | 1,825,282 |
| Western Gas Partners L.P. | 53,444 | 1.2 | 2,540,193 |
| | | 2.1 | 4,365,475 |
| 採石 | | | |
| Compass Minerals International, Inc. | 28,712 | 1.1 | 2,161,152 |
| 再保険 | | | |
| Berkshire Hathaway, Inc. - Class B | 27,380 | 1.8 | 3,615,255 |

Ⅳ　パーキンス・ＵＳストラテジック・バリュー・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| REIT－アパート | | | |
| AvalonBay Communities, Inc. | 11,103 | 1.0 | 2,044,395 |
| Post Properties, Inc. | 28,620 | 0.8 | 1,693,159 |
| | | 1.8 | 3,737,554 |
| REIT－各種 | | | |
| Potlatch Corp. | 71,670 | 1.1 | 2,167,301 |
| REIT－医療施設 | | | |
| Healthcare Trust of America, Inc. | 58,616 | 0.8 | 1,580,874 |
| REIT－ホテル | | | |
| LaSalle Hotel Properties | 26,440 | 0.3 | 665,230 |
| REIT－オフィス・ビル | | | |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc. | 19,552 | 0.9 | 1,766,719 |
| Boston Properties, Inc. | 9,421 | 0.6 | 1,201,554 |
| | | 1.5 | 2,968,273 |
| REIT－保管 | | | |
| Extra Space Storage, Inc. | 15,195 | 0.7 | 1,340,351 |
| REIT－倉庫及び物流 | | | |
| EastGroup Properties, Inc. | 23,089 | 0.6 | 1,283,979 |
| 小売り－コンビニエンス・ストア | | | |
| Casey's General Stores, Inc. | 52,297 | 3.1 | 6,299,174 |
| 小売り－ディスカウント | | | |
| HSN, Inc. | 17,035 | 0.4 | 863,163 |
| 半導体部品／集積回路 | | | |
| Analog Devices, Inc. | 23,552 | 0.6 | 1,302,897 |
| 大型地域銀行 | | | |
| PNC Financial Services Group, Inc. | 27,028 | 1.3 | 2,576,039 |
| U.S. Bancorp | 48,768 | 1.0 | 2,080,931 |
| Wells Fargo & Co. | 116,262 | 3.1 | 6,320,002 |
| | | 5.4 | 10,976,972 |
| テレビ | | | |
| CBS Corp. | 47,468 | 1.1 | 2,237,167 |
| 運輸－海上 | | | |
| Kirby Corp. | 21,397 | 0.5 | 1,125,910 |
| 運輸－鉄道 | | | |
| CSX Corp. | 122,864 | 1.5 | 3,188,321 |
| Union Pacific Corp. | 24,889 | 0.9 | 1,946,320 |
| | | 2.4 | 5,134,641 |
| ビタミン及び栄養食品 | | | |
| Mead Johnson Nutrition Co. | 8,828 | 0.3 | 696,971 |
| ウェブ・ポータル／インターネット・サービス・プロバイダー | | | |
| Alphabet, Inc. | 4,679 | 1.8 | 3,640,309 |
| 普通株式合計 | | 96.0 | 196,932,166 |
| 投資有価証券合計 | | 96.0 | 196,932,166 |

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| EUR | 21,092,550 | USD | 22,921,337 | 22,907,606 | 2016年１月29日 | 13,733 |
| EUR | 2,779,269 | USD | 3,020,240 | 3,018,431 | 2016年１月29日 | 1,809 |
| EUR | 88,001 | USD | 95,630 | 95,573 | 2016年１月29日 | 57 |
| EUR | 280,681 | USD | 305,152 | 305,104 | 2016年１月29日 | 48 |
| EUR | 39,707 | USD | 43,149 | 43,123 | 2016年１月29日 | 26 |
| EUR | 37,045 | USD | 40,275 | 40,269 | 2016年１月29日 | 6 |
| EUR | 482 | USD | 522 | 520 | 2016年１月29日 | 2 |
| EUR | 530 | USD | 576 | 576 | 2016年１月29日 | — |
| EUR | 1,170 | USD | 1,272 | 1,272 | 2016年１月29日 | — |
| USD | 160,070 | EUR | 146,504 | 159,302 | 2016年１月29日 | 768 |
| USD | 135,606 | EUR | 124,082 | 134,921 | 2016年１月29日 | 685 |
| USD | 63,355 | EUR | 57,939 | 63,000 | 2016年１月29日 | 355 |
| USD | 191,351 | EUR | 175,790 | 191,146 | 2016年１月29日 | 205 |
| USD | 21,402 | EUR | 19,588 | 21,299 | 2016年１月29日 | 103 |
| USD | 9,164 | EUR | 8,389 | 9,122 | 2016年１月29日 | 42 |
| USD | 681 | EUR | 623 | 678 | 2016年１月29日 | 3 |
| USD | 305 | EUR | 279 | 304 | 2016年１月29日 | 1 |
| 合計 | | | | | | 17,843 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 196,950,009 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| EUR | 200 | USD | 219 | 221 | 2016年１月29日 | (2) |
| EUR | 276 | USD | 302 | 304 | 2016年１月29日 | (2) |
| EUR | 423 | USD | 463 | 466 | 2016年１月29日 | (3) |
| EUR | 582 | USD | 637 | 641 | 2016年１月29日 | (4) |
| EUR | 491 | USD | 539 | 544 | 2016年１月29日 | (5) |
| EUR | 1,358 | USD | 1,487 | 1,497 | 2016年１月29日 | (10) |
| EUR | 1,085 | USD | 1,191 | 1,202 | 2016年１月29日 | (11) |
| EUR | 1,920 | USD | 2,100 | 2,113 | 2016年１月29日 | (13) |
| EUR | 2,471 | USD | 2,703 | 2,719 | 2016年１月29日 | (16) |
| EUR | 13,774 | USD | 15,086 | 15,194 | 2016年１月29日 | (108) |
| EUR | 18,988 | USD | 20,779 | 20,911 | 2016年１月29日 | (132) |
| EUR | 29,536 | USD | 32,337 | 32,557 | 2016年１月29日 | (220) |
| EUR | 34,365 | USD | 37,717 | 38,068 | 2016年１月29日 | (351) |
| EUR | 138,700 | USD | 151,778 | 152,740 | 2016年１月29日 | (962) |
| EUR | 323,157 | USD | 353,795 | 356,204 | 2016年１月29日 | (2,409) |
| EUR | 257,435 | USD | 282,550 | 285,177 | 2016年１月29日 | (2,627) |
| USD | 678 | EUR | 624 | 679 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 1,511 | EUR | 1,391 | 1,513 | 2016年１月29日 | (2) |
| USD | 633 | EUR | 585 | 636 | 2016年１月29日 | (3) |
| USD | 1,404 | EUR | 1,297 | 1,410 | 2016年１月29日 | (6) |
| USD | 47,595 | EUR | 43,817 | 47,644 | 2016年１月29日 | (49) |
| USD | 44,232 | EUR | 40,860 | 44,428 | 2016年１月29日 | (196) |
| USD | 361,623 | EUR | 332,915 | 361,997 | 2016年１月29日 | (374) |
| USD | 335,994 | EUR | 310,374 | 337,486 | 2016年１月29日 | (1,492) |
| 合計 | | | | | | (8,998) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (8,998) |

# V　ジャナス・ＵＳトゥエンティ・ファンド

## 投資有価証券明細表

（2015年12月31日現在）

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 普通株式 | | | |
| アプリケーション・ソフトウェア | | | |
| Microsoft Corp. | 438,440 | 6.5 | 24,324,650 |
| NetSuite, Inc. | 108,189 | 2.5 | 9,154,953 |
| Salesforce.com, Inc. | 156,701 | 3.3 | 12,285,358 |
| | | 12.3 | 45,764,961 |
| スポーツ・シューズ | | | |
| NIKE, Inc. - Class B | 282,594 | 4.7 | 17,662,125 |
| 化学－各種 | | | |
| LyondellBasell Industries N.V. - Class A | 166,103 | 3.9 | 14,434,351 |
| 化学－特殊 | | | |
| Chemours Co. | 424,270 | 0.6 | 2,274,087 |
| 商業銀行－米国西部 | | | |
| PacWest Bancorp. | 222,805 | 2.6 | 9,602,896 |
| 商業サービス－金融 | | | |
| Mastercard, Inc. - Class A | 175,739 | 4.6 | 17,109,949 |
| クルーズ・ライン | | | |
| Norwegian Cruise Line Holdings, Ltd. | 110,345 | 1.7 | 6,466,217 |
| Eコマース／製品 | | | |
| Amazon.com, Inc. | 22,165 | 4.0 | 14,981,102 |
| Eコマース／サービス | | | |
| Ctrip.com International, Ltd. (ADR) | 126,272 | 1.6 | 5,850,182 |
| priceline.com, Inc. | 15,040 | 5.2 | 19,175,248 |
| | | 6.8 | 25,025,430 |
| 電子コネクタ | | | |
| Amphenol Corp. - Class A | 114,959 | 1.6 | 6,004,309 |
| 金融－投資銀行／証券会社 | | | |
| E*TRADE Financial Corp. | 280,424 | 2.2 | 8,311,767 |
| 食品－小売り | | | |
| Kroger Co. | 314,839 | 3.5 | 13,169,715 |
| インターネット・コンテンツ－エンターテインメント | | | |
| Facebook, Inc. | 160,351 | 4.5 | 16,782,336 |
| 医療－生体臨床医学及び遺伝学 | | | |
| Celgene Corp. | 118,601 | 3.8 | 14,203,656 |
| Medivation, Inc. | 145,100 | 1.9 | 7,014,134 |
| Regeneron Pharmaceuticals, Inc. | 25,074 | 3.7 | 13,611,922 |
| | | 9.4 | 34,829,712 |
| 医療－医薬品 | | | |
| AbbVie, Inc. | 261,697 | 4.2 | 15,502,930 |
| 医療－ジェネリック薬品 | | | |
| Allergan PLC | 46,597 | 3.9 | 14,561,563 |
| 石油会社－総合 | | | |
| Phillips 66 | 89,172 | 2.0 | 7,294,270 |
| 未公開株式 | | | |
| Blackstone Group L.P. | 487,736 | 3.8 | 14,261,401 |
| 不動産管理／サービス | | | |
| CBRE Group, Inc. - Class A | 138,293 | 1.3 | 4,782,172 |
| 小売り－自動車部品 | | | |
| Advance Auto Parts, Inc. | 32,444 | 1.3 | 4,883,146 |
| 小売り－ディスカウント | | | |
| Dollar Tree, Inc. | 132,541 | 2.7 | 10,234,816 |
| 小売り－レストラン | | | |
| Chipotle Mexican Grill, Inc. | 16,959 | 2.2 | 8,137,776 |
| Starbucks Corp. | 251,410 | 4.0 | 15,092,142 |
| | | 6.2 | 23,229,918 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| ウェブ・ポータル／インターネット・サービス・プロバイダー | | | |
| Alphabet, Inc. | 31,672 | 6.5 | 24,035,247 |
| Yahoo!, Inc. | 294,951 | 2.6 | 9,810,070 |
| | | 9.1 | 33,845,317 |
| 普通株式合計 | | 96.9 | 361,014,490 |
| 投資有価証券合計 | | 96.9 | 361,014,490 |

## 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 2,458,038 | USD | 1,766,182 | 1,744,345 | 2016年１月７日 | 21,837 |
| AUD | 42,255 | USD | 30,422 | 30,106 | 2016年１月７日 | 316 |
| AUD | 21,924 | USD | 15,837 | 15,726 | 2016年１月29日 | 111 |
| AUD | 5,440 | USD | 3,901 | 3,845 | 2016年１月７日 | 56 |
| AUD | 20,564 | USD | 14,939 | 14,919 | 2016年１月７日 | 20 |
| CNH | 21,418 | USD | 3,245 | 3,244 | 2016年１月７日 | 1 |
| CNH | 364 | USD | 55 | 55 | 2016年１月７日 | – |
| CNH | 97 | USD | 15 | 15 | 2016年１月７日 | – |
| CNH | 98 | USD | 15 | 15 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 231 | USD | 35 | 35 | 2016年１月29日 | – |
| CNH | 290 | USD | 44 | 44 | 2016年１月29日 | – |
| EUR | 33,634,377 | USD | 36,550,578 | 36,528,682 | 2016年１月７日 | 21,894 |
| EUR | 921,837 | USD | 1,001,763 | 1,001,163 | 2016年１月７日 | 600 |
| EUR | 251,611 | USD | 273,426 | 273,262 | 2016年１月７日 | 164 |
| EUR | 582,550 | USD | 633,338 | 633,238 | 2016年１月７日 | 100 |
| EUR | 62,101 | USD | 67,485 | 67,445 | 2016年１月７日 | 40 |
| EUR | 15,994 | USD | 17,389 | 17,386 | 2016年１月29日 | 3 |
| EUR | 2,650 | USD | 2,880 | 2,878 | 2016年１月７日 | 2 |
| EUR | 4,354 | USD | 4,734 | 4,733 | 2016年１月７日 | 1 |
| EUR | 1,078 | USD | 1,172 | 1,172 | 2016年１月７日 | – |
| EUR | 46 | USD | 50 | 50 | 2016年１月29日 | – |
| EUR | 27 | USD | 30 | 30 | 2016年１月29日 | – |
| EUR | 25 | USD | 28 | 28 | 2016年１月29日 | – |
| EUR | 31 | USD | 33 | 33 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 272,011 | EUR | 248,957 | 270,706 | 2016年１月29日 | 1,305 |
| USD | 110,398 | EUR | 100,622 | 109,413 | 2016年１月29日 | 985 |
| USD | 19,273 | EUR | 17,586 | 19,122 | 2016年１月７日 | 151 |
| USD | 13,589 | EUR | 12,440 | 13,527 | 2016年１月７日 | 62 |
| USD | 11,249 | AUD | 15,406 | 11,207 | 2016年１月29日 | 42 |
| USD | 7,395 | EUR | 6,768 | 7,360 | 2016年１月29日 | 35 |
| USD | 2,987 | EUR | 2,722 | 2,960 | 2016年１月29日 | 27 |
| USD | 2,110 | EUR | 1,931 | 2,100 | 2016年１月７日 | 10 |
| USD | 856 | EUR | 780 | 848 | 2016年１月29日 | 8 |
| USD | 201 | EUR | 183 | 199 | 2016年１月29日 | 2 |
| USD | 498 | EUR | 456 | 496 | 2016年１月29日 | 2 |
| USD | 45 | CNH | 296 | 45 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 41 | EUR | 38 | 41 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 44 | EUR | 41 | 44 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 51 | CNH | 333 | 51 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 9 | EUR | 8 | 9 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 8 | CNH | 52 | 8 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 24 | CNH | 156 | 24 | 2016年１月７日 | – |
| USD | 21 | EUR | 20 | 21 | 2016年１月29日 | – |
| 合計 | | | | | | 47,774 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 361,062,264 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**
**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 25,332 | USD | 18,464 | 18,501 | 2016年１月29日 | (37) |
| EUR | 310 | USD | 339 | 341 | 2016年１月７日 | (2) |
| EUR | 647 | USD | 708 | 713 | 2016年１月29日 | (5) |
| EUR | 729 | USD | 798 | 803 | 2016年１月29日 | (5) |
| EUR | 594 | USD | 652 | 658 | 2016年１月29日 | (6) |
| EUR | 2,572 | USD | 2,816 | 2,835 | 2016年１月29日 | (19) |
| EUR | 3,001 | USD | 3,284 | 3,305 | 2016年１月29日 | (21) |
| EUR | 2,392 | USD | 2,626 | 2,650 | 2016年１月29日 | (24) |
| EUR | 2,738 | USD | 3,001 | 3,025 | 2016年１月29日 | (24) |
| EUR | 5,119 | USD | 5,595 | 5,623 | 2016年１月29日 | (28) |
| EUR | 9,983 | USD | 10,910 | 10,965 | 2016年１月29日 | (55) |
| EUR | 9,589 | USD | 10,498 | 10,570 | 2016年１月29日 | (72) |
| EUR | 10,800 | USD | 11,819 | 11,894 | 2016年１月７日 | (75) |
| EUR | 8,811 | USD | 9,671 | 9,761 | 2016年１月29日 | (90) |
| EUR | 29,532 | USD | 32,304 | 32,497 | 2016年１月29日 | (193) |
| EUR | 169,833 | USD | 184,866 | 185,064 | 2016年１月７日 | (198) |
| EUR | 65,446 | USD | 71,588 | 72,012 | 2016年１月７日 | (424) |
| EUR | 346,490 | USD | 379,341 | 381,924 | 2016年１月29日 | (2,583) |
| EUR | 389,116 | USD | 425,806 | 428,505 | 2016年１月７日 | (2,699) |
| EUR | 320,881 | USD | 352,186 | 355,461 | 2016年１月29日 | (3,275) |
| USD | 148 | EUR | 137 | 149 | 2016年１月７日 | (1) |
| USD | 1,038 | EUR | 956 | 1,039 | 2016年１月７日 | (1) |
| USD | 957 | EUR | 884 | 961 | 2016年１月７日 | (4) |
| USD | 4,220 | EUR | 3,885 | 4,224 | 2016年１月７日 | (4) |
| USD | 4,372 | AUD | 6,025 | 4,383 | 2016年１月29日 | (11) |
| USD | 15,418 | EUR | 14,194 | 15,434 | 2016年１月７日 | (16) |
| USD | 3,889 | EUR | 3,593 | 3,906 | 2016年１月７日 | (17) |
| USD | 14,204 | EUR | 13,121 | 14,267 | 2016年１月７日 | (63) |
| USD | 85,840 | EUR | 79,282 | 86,208 | 2016年１月７日 | (368) |
| USD | 22,867 | AUD | 32,033 | 23,302 | 2016年１月７日 | (435) |
| USD | 21,140 | AUD | 29,689 | 21,597 | 2016年１月７日 | (457) |
| USD | 562,113 | EUR | 517,489 | 562,694 | 2016年１月７日 | (581) |
| USD | 262,265 | AUD | 363,635 | 264,518 | 2016年１月７日 | (2,253) |
| USD | 519,200 | EUR | 479,611 | 521,505 | 2016年１月７日 | (2,305) |
| 合計 | | | | | | (16,351) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (16,351) |

# VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

## 投資有価証券明細表

（2015年12月31日現在）

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | |
| 普通株式 | | | |
| 広告営業 | | | |
| Lamar Advertising Co. | 10,972 | 0.5 | 658,101 |
| 建築－住宅及び商業 | | | |
| Iida Group Holdings Co., Ltd. | 32,100 | 0.5 | 603,644 |
| New Home Co., Inc. | 200,278 | 2.0 | 2,595,603 |
| | | 2.5 | 3,199,247 |
| カジノ・ホテル | | | |
| Crown, Ltd. | 73,331 | 0.5 | 667,770 |
| Las Vegas Sands Corp. | 28,369 | 0.9 | 1,243,697 |
| | | 1.4 | 1,911,467 |
| コンピュータ・ソフトウェア | | | |
| InterXion Holding N.V. | 50,995 | 1.2 | 1,537,499 |
| コンサルティング・サービス | | | |
| SavillsPLC. | 47,507 | 0.5 | 620,424 |
| 多角的事業経営 | | | |
| Wharf Holdings, Ltd. | 267,620 | 1.1 | 1,484,902 |
| 電力－送電 | | | |
| Brookfleld Infrastructure Partners L.P. | 39,362 | 1.1 | 1,492,213 |
| 金融－その他のサービス | | | |
| Tricon Capital Group, Inc. | 142,093 | 0.7 | 930,511 |
| 投資管理及び投資顧問業 | | | |
| NorthStar Asset Management Group,Inc. | 56,285 | 0.5 | 683,300 |
| 金属－銅 | | | |
| Copper Mountain Mining Corp. | 164,113 | － | 52,787 |
| 未公開株式 | | | |
| Gramercy Property Trust | 191,924 | 1.1 | 1,481,653 |
| 不動産－運用／開発 | | | |
| Scentre Group | 163,414 | 0.4 | 498,807 |
| 不動産管理／サービス | | | |
| Arealink Co., Ltd. | 409,473 | 0.4 | 490,632 |
| Atrium European Real Estate, Ltd. | 474,340 | 1.4 | 1,840,042 |
| CBRE Group, Inc. - Class A | 25,363 | 0.7 | 877,053 |
| Corp Inmobiliaria Vesta S.A.B. de C.V. | 224,840 | 0.3 | 346,369 |
| Countrywide PLC. | 167,217 | 0.7 | 984,433 |
| First Capital Realty, Inc. | 84,279 | 0.8 | 1,117,831 |
| Hispania Activos Inmobiliarios SAU | 85,237 | 0.9 | 1,213,303 |
| Kennedy Wilson Europe Real Estate PLC. | 213,343 | 2.9 | 3,805,058 |
| Kennedy-Wilson Holdings, Inc. | 216,599 | 4.0 | 5,215,698 |
| Mitsubishi Estate Co., Ltd. | 73,000 | 1.2 | 1,532,830 |
| | | 13.3 | 17,423,249 |
| 不動産運用／開発 | | | |
| ADO Properties S.A. (144A) | 61,088 | 1.3 | 1,759,023 |
| Aroundtown Property Holdings PLC | 938,175 | 3.3 | 4,322,345 |
| Brookfleld Asset Management, Inc. - Class A | 41,624 | 1.0 | 1,312,405 |
| CapitaLand, Ltd. | 1,174,900 | 2.1 | 2,777,052 |
| CSI Properties, Ltd. | 34,050,000 | 0.9 | 1,164,324 |
| Cyrela Commercial Properties S.A. Empreendimentos e Participacoes. | 263,200 | 0.4 | 532,390 |
| Dalian Wanda Commercial Properties Co., Ltd. - Class H (144A) | 176,884 | 0.8 | 1,032,804 |
| First Juken Co., Ltd. | 38,100 | 0.3 | 431,787 |
| Global Logistic Properties, Ltd. | 502,115 | 0.6 | 761,693 |
| Hang Lung Properties, Ltd. | 929,000 | 1.6 | 2,114,585 |
| Hysan Development Co., Ltd. | 91,000 | 0.3 | 372,817 |
| Iguatemi Empresa de Shopping Centers S.A. | 153,700 | 0.6 | 734,886 |
| Kingdom Construction Corp. | 501,632 | 0.2 | 251,269 |

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| LEG Immobilien A.G. | 18,409 | 1.1 | 1,510,243 |
| Mitsui Fudosan Co., Ltd. | 22,000 | 0.4 | 559,427 |
| PDG Realty S.A. Empreendimentos e Participacoes | 16,792 | — | 6,921 |
| Phoenix Mills, Ltd. | 155,172 | 0.6 | 787,463 |
| Prestige Estates Projects, Ltd. | 269,600 | 0.6 | 788,618 |
| Primecity Investment PLC. | 290,800 | 0.9 | 1,165,978 |
| Shun Tak Holdings, Ltd. | 2,294,000 | 0.7 | 864,345 |
| St. Joe Co. | 161,939 | 2.3 | 2,997,491 |
| Sun Hung Kai Properties, Ltd. | 8,833 | 0.1 | 106,683 |
| TLG Immobilien A.G. | 73,651 | 1.1 | 1,386,906 |
| | | 21.2 | 27,741,455 |
| レクリエーション・センター | | | |
| Clubcorp Holdings, Inc. | 57,660 | 0.8 | 1,053,448 |
| REIT－アパート | | | |
| American Homes 4 Rent | 41,611 | 0.5 | 693,239 |
| AvalonBay Communities, Inc. | 6,872 | 1.0 | 1,265,341 |
| Camden Property Trust | 20,345 | 1.2 | 1,561,682 |
| Invincible Investment Corp. | 2,541 | 1.1 | 1,488,487 |
| Kenedix Residential Investment Corp. | 336 | 0.6 | 833,150 |
| Post Properties, Inc. | 33,485 | 1.5 | 1,980,973 |
| Starwood Waypoint Residential Trust | 27,673 | 0.5 | 626,517 |
| | | 6.4 | 8,449,389 |
| REIT－各種 | | | |
| American Assets Trust, Inc. | 15,919 | 0.5 | 610,494 |
| American Tower Corp. | 40,563 | 3.0 | 3,932,583 |
| Armada Hoffler Properties, Inc. | 192,613 | 1.5 | 2,018,584 |
| Astro Japan Property Group | 358,716 | 1.0 | 1,322,303 |
| Charter Hall Group | 166,445 | 0.4 | 550,499 |
| Cromwell Property Group | 774,685 | 0.5 | 592,576 |
| Land Securities Group PLC | 66,732 | 0.9 | 1,157,732 |
| Lexington Realty Trust | 258,777 | 1.6 | 2,070,216 |
| Mirvac Group | 1,093,774 | 1.2 | 1,577,692 |
| Mori Hills REIT Investment Corp. | 924 | 0.9 | 1,191,712 |
| National Storage REIT | 1,385,006 | 1.2 | 1,553,824 |
| NorthStar Realty Europe Corp. | 23,360 | 0.2 | 275,882 |
| NorthStar Realty Finance Corp. | 142,624 | 1.8 | 2,428,887 |
| Pure Industrial Real Estate Trust | 176,935 | 0.4 | 558,876 |
| Unibail-Rodamco S.E. | 2,911 | 0.6 | 741,429 |
| | | 15.7 | 20,583,289 |
| REIT－医療施設 | | | |
| Care Capital Properties, Inc. | 9,621 | 0.2 | 294,114 |
| Ventas, Inc. | 29,912 | 1.3 | 1,687,934 |
| | | 1.5 | 1,982,048 |
| REIT－ホテル | | | |
| Ascott Residence Trust | 1,092,800 | 0.7 | 913,687 |
| Chatham Lodging Trust | 180,903 | 2.8 | 3,704,893 |
| Concentradora Fibra Hotelera Mexicana S.A. de C.V. | 773,544 | 0.5 | 703,140 |
| Pebblebrook Hotel Trust | 41,085 | 0.9 | 1,151,202 |
| | | 4.9 | 6,472,922 |
| REIT－抵当 | | | |
| Colony Financial, Inc. | 50,259 | 0.7 | 979,045 |
| Starwood Property Trust, Inc. | 88,572 | 1.4 | 1,821,040 |
| | | 2.1 | 2,800,085 |
| REIT－オフィス・ビル | | | |
| Alexandria Real Estate Equities, Inc. | 7,324 | 0.5 | 661,797 |
| Boston Properties, Inc. | 13,459 | 1.3 | 1,716,561 |
| Concentradora Fibra Dabhos S.A. de C.V. | 464,673 | 0.7 | 960,201 |
| Great Portland Estates PLC. | 76,064 | 0.7 | 928,340 |
| Hulic REIT, Inc. | 828 | 0.9 | 1,160,908 |
| Mack-Cali Realty Corp. | 35,667 | 0.6 | 832,824 |
| Parkway Properties, Inc. | 37,751 | 0.4 | 590,048 |
| | | 5.1 | 6,850,679 |

VI　ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド

| 銘柄 | 株数又は元本価額 | 純資産に占める割合(%) | 公正価値(米ドル) |
|---|---|---|---|
| REIT－地域モール | | | |
| Simon Property Group, Inc. | 22,599 | 3.3 | 4,394,150 |
| REIT－ショッピング・センター | | | |
| DDR Corp. | 46,389 | 0.6 | 781,191 |
| Kenedix Retail REIT Corp. | 1,090 | 1.8 | 2,314,594 |
| Kite Realty Group Trust | 28,471 | 0.6 | 738,253 |
| OneREIT | 24,586 | － | 58,999 |
| Ramco-Gershenson Properties Trust. | 53,544 | 0.7 | 889,366 |
| WP GLIMCHER, Inc. | 60,360 | 0.5 | 640,420 |
| | | 4.2 | 5,422,823 |
| REIT－倉庫及び物流 | | | |
| AIMS AMP Capital Industrial REIT | 1,757,000 | 1.3 | 1,704,562 |
| Nippon Prologis REIT, Inc. | 281 | 0.4 | 510,888 |
| Prologis Property Mexico S.A. de C.V. | 589,688 | 0.7 | 893,362 |
| Prologis, Inc. | 18,730 | 0.6 | 803,892 |
| QTS Realty Trust, Inc. | 16,362 | 0.6 | 738,090 |
| Terreno Realty Corp. | 57,112 | 1.0 | 1,291,873 |
| | | 4.6 | 5,942,667 |
| 高齢者介護 | | | |
| Capital Senior Living Corp. | 53,345 | 0.8 | 1,112,777 |
| 運輸－海上 | | | |
| Hoegh LNG Partners L.P. | 52,612 | 0.7 | 979,635 |
| ウェブ・ホスティング及びウェブ・デザイン | | | |
| Equinix, Inc. | 5,175 | 1.2 | 1,564,920 |
| 普通株式合計 | | 96.8 | 127,324,447 |
| 社債 | | | |
| 不動産運用／開発 | | | |
| Consolidated-Tomoka Land Co., 4.5000%, 期日 15/3/20 (144A) | 347,000 | 0.3 | 346,132 |
| 社債合計 | | 0.3 | 346,132 |
| 投資有価証券合計 | | 97.1 | 127,670,579 |

## 先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| AUD | 6,956 | USD | 4,998 | 4,936 | 2016年１月29日 | 62 |
| AUD | 146 | USD | 105 | 104 | 2016年１月29日 | 1 |
| AUD | 70 | USD | 51 | 51 | 2016年１月29日 | － |
| AUD | 73 | USD | 53 | 53 | 2016年１月29日 | － |
| AUD | 52 | USD | 38 | 38 | 2016年１月29日 | － |
| CNH | 18,768 | USD | 2,844 | 2,843 | 2016年１月29日 | 1 |
| CNH | 305 | USD | 46 | 46 | 2016年１月29日 | － |
| CNH | 56 | USD | 9 | 9 | 2016年１月29日 | － |
| CNH | 106 | USD | 16 | 16 | 2016年１月29日 | － |
| CNH | 216 | USD | 33 | 33 | 2016年１月29日 | － |
| CNH | 6 | USD | 1 | 1 | 2016年１月29日 | － |
| CNH | 171 | USD | 26 | 26 | 2016年１月29日 | － |
| EUR | 4,803,479 | USD | 5,219,955 | 5,216,828 | 2016年１月29日 | 3,127 |
| EUR | 98,034 | USD | 106,534 | 106,470 | 2016年１月29日 | 64 |
| EUR | 32,613 | USD | 35,440 | 35,419 | 2016年１月29日 | 21 |
| EUR | 101,465 | USD | 110,311 | 110,294 | 2016年１月29日 | 17 |
| EUR | 7,770 | USD | 8,444 | 8,439 | 2016年１月29日 | 5 |
| EUR | 2,068 | USD | 2,248 | 2,248 | 2016年１月29日 | － |
| EUR | 688 | USD | 748 | 748 | 2016年１月29日 | － |
| EUR | 165 | USD | 179 | 179 | 2016年１月29日 | － |
| EUR | 56 | USD | 62 | 62 | 2016年１月29日 | － |
| USD | 53,998 | EUR | 49,382 | 53,696 | 2016年１月29日 | 302 |
| USD | 28,474 | EUR | 26,061 | 28,337 | 2016年１月29日 | 137 |
| USD | 7,410 | GBP | 4,965 | 7,319 | 2016年１月29日 | 91 |

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価益(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| USD | 4,644 | GBP | 3,117 | 4,595 | 2016年１月29日 | 49 |
| USD | 5,659 | EUR | 5,164 | 5,615 | 2016年１月29日 | 44 |
| USD | 5,990 | EUR | 5,476 | 5,954 | 2016年１月29日 | 36 |
| USD | 5,470 | GBP | 3,689 | 5,439 | 2016年１月29日 | 31 |
| USD | 1,279 | EUR | 1,166 | 1,268 | 2016年１月29日 | 11 |
| USD | 589 | EUR | 539 | 586 | 2016年１月29日 | 3 |
| USD | 214 | GBP | 144 | 213 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 196 | EUR | 179 | 195 | 2016年１月29日 | 1 |
| USD | 64 | EUR | 59 | 64 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 20 | CNH | 134 | 20 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 39 | EUR | 36 | 39 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 166 | EUR | 153 | 166 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 14 | CNH | 90 | 14 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 23 | AUD | 32 | 23 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 2 | EUR | 2 | 2 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 28 | EUR | 25 | 28 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 9 | EUR | 8 | 9 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 15 | CNH | 101 | 15 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 28 | AUD | 38 | 28 | 2016年１月29日 | – |
| USD | 46 | EUR | 42 | 46 | 2016年１月29日 | – |
| 合計 | | | | | | 4,004 |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計 | | | | | | 127,674,583 |

**損益を通じて公正価値で測定する金融負債**

**先渡為替予約、2015年12月31日現在の建玉**

| 購入通貨 | | 売却通貨 | | 時価(米ドル) | 決済日 | 未実現評価損(米ドル) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Citibank | | | | | | |
| EUR | 78 | USD | 85 | 86 | 2016年１月29日 | (1) |
| EUR | 80 | USD | 88 | 89 | 2016年１月29日 | (1) |
| EUR | 322 | USD | 353 | 355 | 2016年１月29日 | (2) |
| EUR | 229 | USD | 251 | 253 | 2016年１月29日 | (2) |
| EUR | 335 | USD | 368 | 371 | 2016年１月29日 | (3) |
| EUR | 690 | USD | 755 | 760 | 2016年１月14日 | (5) |
| EUR | 968 | USD | 1,060 | 1,067 | 2016年１月29日 | (7) |
| EUR | 1,008 | USD | 1,106 | 1,116 | 2016年１月29日 | (10) |
| EUR | 4,660 | USD | 5,093 | 5,119 | 2016年１月29日 | (26) |
| EUR | 33,786 | USD | 36,971 | 37,205 | 2016年１月29日 | (234) |
| EUR | 47,340 | USD | 51,828 | 52,181 | 2016年１月29日 | (353) |
| EUR | 48,898 | USD | 53,669 | 54,168 | 2016年１月29日 | (499) |
| GBP | 5,036 | USD | 7,471 | 7,519 | 2016年１月29日 | (48) |
| GBP | 6,921 | USD | 10,298 | 10,393 | 2016年１月29日 | (95) |
| GBP | 7,041 | USD | 10,563 | 10,746 | 2016年１月29日 | (183) |
| GBP | 14,398 | USD | 21,512 | 21,800 | 2016年１月29日 | (288) |
| GBP | 676,537 | USD | 1,010,213 | 1,023,138 | 2016年１月29日 | (12,924) |
| USD | 37 | AUD | 52 | 38 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 269 | EUR | 249 | 270 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 500 | EUR | 461 | 501 | 2016年１月29日 | (1) |
| USD | 809 | EUR | 748 | 813 | 2016年１月29日 | (4) |
| USD | 24,450 | EUR | 22,509 | 24,475 | 2016年１月29日 | (25) |
| USD | 39,580 | EUR | 36,562 | 39,756 | 2016年１月29日 | (176) |
| 合計 | | | | | | (14,889) |
| 損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計 | | | | | | (14,889) |

# 第４　【外国投資信託受益証券事務の概要】

## １　投資信託受益証券の名義書換等

受益証券の名義書換手続に関する取扱機関は以下のとおりとします。

取扱機関　　シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー
(Citibank Europe plc)

取扱場所　　アイルランド、ダブリン 1、ノース・ウォール・キー 1
(1 North Wall Quay Dublin 1, Ireland)

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社又は販売取扱会社に委任している場合、その販売会社又は販売取扱会社を通じて名義書換され、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

## ２　受益者名簿の閉鎖の時期

特に定めていません。

## ３　受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、米国人及びアイルランド居住者による受益証券の取得も制限することができます。

# 第三部 【特別情報】

## 第１ 【管理会社の概況】

### １ 【管理会社の概況】

管理会社は単独株主会社としてアイルランドで設立されました。

１． 発行する株式の総数

管理会社の発行する株式の総数は１株１米ドルの普通株式3,000,000株です。

２． 発行済株式の総数

管理会社の発行済株式資本は１株１米ドルの普通株式1,571,000に分割された、1,571,000米ドルであり、すべて発行済みかつ払込済みです。なお、最近５年間における資本金の額の増減は、以下のとおりです。

| | |
|---|---|
| 平成23年12月末日 | 1,571,000米ドル |
| 平成24年12月末日 | 1,571,000米ドル |
| 平成25年12月末日 | 1,571,000米ドル |
| 平成26年12月末日 | 1,571,000米ドル |
| 平成27年12月末日 | 1,571,000米ドル |

管理会社は管理業務を提供する事業を行っています。管理会社の究極的な親会社はコロラド州の法律に基づき設立され、登録事務所を米国コロラド州 80206 デンバー デトロイト・ストリート151に有するジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーです。管理会社は当ファンドのAIFMです。

### ２ 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は信託証書が終了するまで管理会社として行為することができますが、アイルランド中央銀行が承認した他の会社が任命された場合、管理会社を辞めることができます。管理会社が信託証書の条項に違反し、保管受託会社から当該違反行為を是正するように求められてから30日以内にこれを行わなかった場合、アイルランド中央銀行が管理会社を承認しなくなった場合、清算手続が開始された場合、もしくは管理会社の事業が管財人に引き継がれた場合、保管受託会社は(a) 後任の管理会社を選任(アイルランド中央銀行の承認を得ることを条件とします)もしくは、(b) 信託証書を終了し、当ファンドを清算することができます。

管理会社は、信託証書に従って任命された投資顧問会社もしくは顧問会社の助言に従って誠意をもって行った行為、又は行わなかった行為について保管受託会社もしくは受益者に対して何ら責任を負いませんが、管理会社が投資顧問会社もしくは顧問会社に対して求償することができる場合等、状況により、責任を追及することが合理的である場合には、管理会社は当該投資顧問会社もしくは顧問会社に求償するよう努めます。故意の不法行為、悪意、過失、もしくは未必の故意による無視がない限り、管理会社は職務を履行した上で発生した損失について責任を負いません。

アイルランド中央銀行の事前の承認を得た上で、信託証書は管理会社が管理事務を他者に委託することを承認しています。管理会社は管理事務代行会社を管理事務を代行する者として任命し、投資顧問会社及び総販売会社を任命しました。

管理会社は、AIFM規則に従い、アイルランド中央銀行からAIFMとして認可を受けており、当ファンドの外部AIFMとして業務を行います。AIFMは、AIFM指令を遵守する義務を負い、この義務には、様々な組織的な要件を満たし、事業行為規範に従うこと、活動プログラム、様々な方針及び手続(リスク管理、流動性管理及び報酬等の分野に関するもの)を採用及び実施すること、並びに現在の資本、報告及び透明性の義務を遵守することが含まれますが、これらに限定されません。

## ３ 【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の最近2事業年度（2015年1月1日から2015年12月31日までの期間及び2014年1月1日から2014年12月31日までの期間）の日本語の財務諸表は、アイルランドの法令に準拠して作成された原文（英語）の財務諸表を翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項但し書きの規定の適用によるものです。

2. 管理会社の原文（英語）の財務諸表は、管理会社の独立監査人であるデロイト エルエルピーの監査を受けており、別紙のとおり監査報告書を受領しています。

3. 管理会社の原文（英語）の財務諸表は米ドル（US$）で表示されています。日本文の財務諸表には円貨換算額を記載しています。円換算に用いた為替レートは、三菱東京UFJ銀行が発表した2016年4月28日の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.75円）を用いて算出した値を使用しています。なお、千円未満の金額は四捨五入しています。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 年次報告書及び監査済財務諸表
## 2015年12月31日終了会計年度

---

## 目　次


| | 頁数 |
|---|---|
| 取締役及び会社情報 | 2 |
| 取締役の報告書 | 3 - 4 |
| 取締役の責任に関する説明 | 5 |
| 独立監査人の監査報告書 | 6 - 7 |
| 損益計算書及び包括利益計算書 | 8 |
| 貸借対照表 | 9 |
| 株主持分変動計算書 | 10 |
| 財務諸表に対する注記 | 11 - 16 |

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 取締役及び会社情報

| | |
|---|---|
| 取締役 | カール･オサリバン (Carl O'Sullivan)（アイルランド）<br>ハンス･ヴォーゲル (Hans Vogel)（アイルランド）<br>ピーター･サンディーズ (Peter Sandys)（アイルランド）<br>オーガスタス･チェー (Augustus Cheh)（香港） |
| 会社秘書役 | アーサー･コックス (Arthur Cox)（アイルランド） |
| 登記住所 | ダブリン2、アールズフォート･テラス、アーサー･コックス･ビルディング |
| 独立監査人 | デロイト エルエルピー (Deloitte LLP)<br>英国ロンドン市リトル･ニュー･ストリート1、ヒル･ハウス |
| 事務弁護士 | アーサー･コックス (Arthur Cox)<br>ダブリン2、アールズフォート･テラス、アーサー･コックス･ビルディング |
| 銀行 | シティバンク･エヌエー (Citibank N.A.)<br>ダブリン1、カスタム･ハウス･キー、IFSCハウス |

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 取締役の報告書

---

取締役は、ジャナス･キャピタル･トラスト･マネージャー･リミテッド（以下、「会社」）の2015年12月31日終了会計年度の年次報告書及び監査済財務諸表を提出する。

### 主な活動

会社は、アイルランドで設立されたユニット･トラストであるジャナス･セレクション（以下、「トラスト」）の管理会社であり、トラストにおける各投資ポートフォリオ業務の全般管理に対する責任を負う。トラストは、2001年11月27日に運用を開始した。

### 当期業績及び財政状態

2015年12月31日終了会計年度の税引後当期純損失は、US$12,517である（2014年度はUS$6,813の損失である）。取締役は2015年12月31日現在の財政状態が十分であるとみなしている。

### 事業総括、主な活動及び今後の展開

レビュー対象期間において、会社の主な活動に重要な変更は生じていない。取締役は、2016年度も主な活動の継続を提案する。
当会計年度において、会社に従業員は在籍していなかった。

### 主なリスク及び不確定要素

会社にとっての主なリスクは、トラストの管理下にある資産が減少するかもしれないことであり、これにより、将来の収益に重大な影響が及ぶ可能性があることである。トラストが運用する資産は、2015年及び2014年12月31日現在、それぞれUS$902,631,629及びUS$1,048,792,532である。

### 配当金

取締役は、2015年及び2014年12月31日終了会計年度において、配当金の支払を提言しなかった。

### 取締役

会社の現行取締役及び会社秘書役、並びに、当会計年度及び当報告書の発行日までに在任した取締役及び会社秘書役は、2ページに記載している。
2015年及び2014年12月31日終了会計年度において、会社の取締役が会社に提供した業務に関して、取締役に支払われた、又は、支払予定の報酬はない。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 取締役の報告書（続き）

---

### 会社の株式に対する取締役及び会社秘書役の持分

会社の取締役及び会社秘書役のいずれも、当会計年度期首、それぞれの任命日、当会計年度期末時点において、会社の株式及び社債に対する持分を保有していなかった。

### 会計帳簿

取締役は、会社の直接親会社であるジャナス･インターナショナル･ホールディング･エルエルシーと会社の関係を通じて適切な資格を有する会計担当者を雇用し、適切な会計システムを整備することで、2014年会社法281条から285条に従った適切な会計帳簿及び記録を作成している。会計帳簿は、郵便番号80206米国コロラド州デンバー市デトロイト･ストリート151に所在する会社の最終的親会社の事務所に保管されている。

### 独立監査人

独立監査人であるデロイト エルエルピーは、1963年―2014年会社法第383条第2項に従い、独立監査人を継続する旨を表明した。

### 監査に関連する情報に係る表明

取締役は、会社の独立監査人が知らない監査に関連する情報がないこと、並びに取締役が監査に関連するいかなる情報を知るため、及び会社の独立監査人に当該情報を知らしめるために取締役として取るべき手段を講じたことを、取締役の知りうる限りにおいて確認している。

### 後発事象

貸借対照表日から本財務諸表の承認日までの間に、財務諸表に重大な影響を及ぼす事象はなかった。

### コーポレート･ガバナンス規則

会社の取締役は、2011年12月にアイルランド･ファンド協会（Irish Funds Industry Association、IFIA）が発行した任意適用の「集団投資スキーム及び管理会社向けのコーポレート･ガバナンス規則（the Corporate Governance Code for Collective Investment Scheme and Management Companies）（以下、「IFIA規則」）」に定められた措置を検討した。取締役会は、IFIA規則におけるすべてのコーポレート･ガバナンス実務及び手続きを採用している。

取締役会を代表して以下により署名する。

取締役 カール･オサリバン

（署名）

取締役 ハンス･ヴォーゲル

（署名）

日付：2016年4月20日

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 取締役の責任に関する説明

---

取締役は、2014年会社法及び適用法令に準拠して取締役の報告書及び財務諸表を作成する責任を負う。

アイルランド会社法は、取締役が各会計年度における財務諸表を作成することを義務付けている。同法に基づき、取締役は、FRS第102号、英国及びアイルランド共和国において適用される財務報告基準（「財務報告フレームワーク」）に準拠する財務諸表を作成することを選択した。取締役は、会社法に基づき、財務諸表が当会計年度末日の会社の資産、負債及び財政状態、並びに当会計年度の会社の損益について真実且つ公正な概観を示しており、他の点において2014年会社法を遵守していると納得する場合以外は、財務諸表を承認してはならない。

これらの財務諸表の作成にあたり、取締役が行うべき事項は以下のとおりである。

- 会社にとって適切な会計方針を選択し、継続的に適用する。
- 合理的且つ慎重な判断と見積りを行う。
- 財務諸表が財務報告フレームワークに準拠して作成されたかどうかを記載し、その基準を識別し、基準からのすべての重要な逸脱についてその影響と理由を注記する。
- 会社は事業を継続するとみなすことが不適当でない限り、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成する。

取締役の責任は、会社が会社の取引を正しく説明、記録する適切な会計記録を行っていることや行わせていること、会社の資産、負債、財政状態及び損益を随時、合理的な範囲で正確性をもって算定することができること、財務諸表及び取締役の報告書が2014年会社法を遵守していることを確保できるようにすること、並びに財務諸表の監査を受けることができるようにすることを担保することである。

また取締役は会社の資産を保全する責任を負い、よって不正行為及びその他の違反行為の予防及び発見のための合理的な手段を講じる責任がある。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 損益計算書及び包括利益計算書
2015年12月31日終了会計年度

| | 注記 | 2015年12月31日 終了年度 (US$) | 2015年12月31日 終了年度 (千円) | 2014年12月31日 終了年度 (US$) | 2014年12月31日 終了年度 (千円) |
|---|---|---|---|---|---|
| **売上高** | | | | | |
| **投資顧問料収入** | | $ 2,323,348 | ¥ 254,987 | $ 2,745,309 | ¥ 301,298 |
| **管理費用、純額** | | (2,323,348) | (254,987) | (2,745,309) | (301,298) |
| **関係会社からのサービス料収入** | | 35,770 | 3,926 | 154,592 | 16,966 |
| **総収益** | | 35,770 | 3,926 | 154,592 | 16,966 |
| **その他営業費用** | 3 | (48,287) | (5,299) | (161,405) | (17,714) |
| **経常活動による税引前包括損失** | 4 | (12,517) | (1,374)* | (6,813) | (748) |
| **法人税額** | 5 | — | — | — | — |
| **包括損失** | | $ (12,517) | ¥ (1,374) | $ (6,813) | ¥ (748) |

（訳注：* 印は、四捨五入値を-1調整しています。）

**すべての損益は、損益計算書及び包括利益計算書において認識されており、また継続的活動から生じたものである。**

***添付の注記は、当財務諸表の一部を構成する。***

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 貸借対照表

2015年12月31日現在

| | 注記 | 2015年12月31日 | | 2014年12月31日 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | (千円) | (US$) | (千円) |
| **流動資産** | | | | | |
| 債権（1会計年度内期限到来額） | 6 | $ 224,311 | ¥ 24,618 | $ 276,063 | ¥ 30,298 |
| 銀行預金 | 7 | 1,051,144 | 115,363 | 1,038,856 | 114,014 |
| | | 1,275,455 | 139,981 | 1,314,919 | 144,312 |
| **流動負債** | | | | | |
| 債務（1会計年度内期限到来額） | 8 | (243,699) | (26,746) | (270,646) | (29,703) |
| **純資産** | | $ 1,031,756 | ¥ 113,235 | $ 1,044,273 | ¥ 114,609 |
| **資本金及び準備金** | | | | | |
| 資本金として表示される払込請求済資本金 | 9 | $ 1,571,000 | ¥ 172,417 | $ 1,571,000 | ¥ 172,417 |
| 累積損失 | | (539,244) | (59,182) | (526,727) | (57,808) |
| **株主持分** | | $ 1,031,756 | ¥ 113,235 | $ 1,044,273 | ¥ 114,609 |

当財務諸表は2016年4月20日に取締役会によって発行を承認され、取締役会を代表して以下により署名する。

取締役 カール・オサリバン

（署名）

取締役 ハンス・ヴォーゲル

（署名）

*添付の注記は、当財務諸表の一部を構成する。*

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 株主持分変動計算書
## 2015年12月31日終了会計年度

| | 資本金として表示される払込請求済資本金 | 累積損失 | 合計 |
|---|---|---|---|
| | (US$) | (US$) | (US$) |
| 2013年1月1日残高 | $ 1,571,000 | $ (553,930) | $ 1,017,070 |
| 包括利益 | 0 | 34,016 | 34,016 |
| 2013年12月31日残高 | 1,571,000 | (519,914) | 1,051,086 |
| 包括損失 | 0 | (6,813) | (6,813) |
| 2014年12月31日残高 | 1,571,000 | (526,727) | 1,044,273 |
| 包括損失 | 0 | (12,517) | (12,517) |
| 2015年12月31日残高 | $ 1,571,000 | $ (539,244) | $ 1,031,756 |

| | 資本金として表示される払込請求済資本金 | 累積損失 | 合計 |
|---|---|---|---|
| | (千円) | (千円) | (千円) |
| 2013年1月1日残高 | ¥ 172,417 | ¥ (60,794) | ¥ 111,623 |
| 包括利益 | 0 | 3,733 | 3,733 |
| 2013年12月31日残高 | 172,417 | (57,061) | 115,357 |
| 包括損失 | 0 | (748) | (748) |
| 2014年12月31日残高 | 172,417 | (57,808) | 114,609 |
| 包括損失 | 0 | (1,374) | (1,374) |
| 2015年12月31日残高 | ¥ 172,417 | ¥ (59,182) | ¥ 113,235 |

*添付の注記は、当財務諸表の一部を構成する。*

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 財務諸表に対する注記
## 2015年12月31日終了年度

---

### 1.　重要な会計方針

会社が採用した重要な会計方針は、以下のとおりである。

**作成基準**

当財務諸表は、アイルランドで一般に公正妥当と認められた会計基準及び1963年―2014年会社法及び財務報告基準第102号（FRS第102号）をはじめとするアイルランド法令に基づいて作成された。真実且つ公正な概観を示す財務諸表の作成におけるアイルランドで一般に公正妥当と認められた会計基準は、アイルランド勅許会計士協会が発行し財務報告評議会が公表した基準である。当年度におけるFRS第102号の適用にあたり、過年度の財務諸表への遡及修正は必要でなかった。

会社はFRS第102号における適格企業の定義を満たしているため、会社の財務諸表に関して利用できる開示免除規定を利用した。当免除規定は、金融商品、キャッシュフロー計算書の表示、及びグループ間取引について適用された。

**継続企業**

会社は充分な現金残高を有し、借入金もなく、事業結果により会社のキャッシュ･ポジションに悪影響が及ぶこともなかった。その結果、取締役は、会社が事業ﾘｽｸを適正に管理する安定基盤を有していると考えている。取締役は、調査を実施後、当財務諸表を承認する時点で、会社には当面事業を継続するために十分な資産があると合理的に予測できると判断した。取締役は、最終的親会社（注記11にて定義）から得られる財政支援も考慮すると、会社がその債務を返済期限到来日に返済可能な状態にあると考えている。したがって、取締役は継続企業の前提に基づき当財務諸表を作成した。

**重要な会計上の見積もり**

会社の会計方針の適用において、経営者は他の情報源からは容易に明らかとならない資産及び負債の帳簿価格について判断、見積り、仮定を行わなければならない。見積り及び関連する仮定は、過去の経験及びその他の関連すると考えられる要因に基づいている。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

見積り及び関連する仮定は継続的に見直しを行っている。見積りの変更は、その変更が当期のみに影響を及ぼす場合は当該見積りが変更された期間に計上し、その変更が当期及び将来の期間に影響を及ぼす場合は当該見積りが変更された期間及び将来の期間に計上される。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了年度(続き)

---

**会計慣行**
当財務諸表は、取得原価主義に基づき作成されており、会社の機能通貨と同じ米ドル建てで表示されている。

**投資顧問料収入**
投資顧問料収入は、ジャナス・セレクション（「トラスト」）内の各投資資産の業務運営全般より得られ、立替費用控除後、発生主義により認識されている。

**管理費用（マネージメント・フィー）**
管理費用は、「トラスト」の指名投資顧問であるジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドに支払われており、発生主義により認識されている。

**サービス料収入**
サービス料収入は、最終親会社であるジャナス・キャピタル・グループ・インク（JCG）が採択したグローバル移転価格算定方法に基づいて計算されるグループ会社へ提供する支援サービスより得た、または得られる収入、及び特定の営業費用に利益を加算した立替請求を表す。

**外貨**
会社の機能通貨は米ドルであり、会社が営業活動を行う主たる経済環境の通貨である。財務諸表は米ドルで表示されている。収益、費用及び非貨幣性資産に関する外貨建取引は、それらの取引が発生した日の為替レートを用いて米ドルに換算されている。

外貨建ての貨幣性資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートを用いて米ドルに換算されている。その結果発生する為替差損益は、損益計算書及び包括利益計算書に計上されている。

**税金**
法人税は、当年度の適用税率にて課税所得に対して課せられる。繰延税金は、貸借対照表日現在において発生しているが戻入れされていないすべての期間差異について認識している。繰延税金は永久差異には認識されない。繰延税金資産は、回収可能とみなされる範囲で認識する。繰延税金資産は、すべての入手可能な証拠に基づいて、期間差異の解消見込額と相殺できる適切な課税所得が発生する可能性のほうが高ければ、回収可能とみなされる。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了年度(続き)

---

### 2. 従業員数及び費用

2015年及び2014年12月31日終了年度ともに、会社に従業員は在籍していなかった。

### 3. 営業費用

| | 2015年 | | | | 2014年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | | (千円) | | (US$) | | (千円) |
| 一般管理費 | $ | (31,340) | ¥ | (3,440) | $ | (140,538) | ¥ | (15,424) |
| 為替差損 | | (16,947) | | (1,860) | | (20,867) | | (2,290) |
| | $ | (48,287) | ¥ | (5,299)* | $ | (161,405) | ¥ | (17,714) |

(訳注：* 印は、四捨五入値を+1調整しています。)

特定の比較数値は、当年度の表示を反映するため修正されている。損益への影響はない。

### 4. 経常活動による税引前包括損失

| | 2015年 | | | | 2014年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | | (千円) | | (US$) | | (千円) |
| 経常活動による税引前包括損失は、下記項目控除後である。 | | | | | | | | |
| 監査報酬 | $ | 22,570 | ¥ | 2,477 | $ | 19,000 | ¥ | 2,085 |

上記の監査報酬は、独立監査人であるデロイト エルエルピーに対して、当会計年度の法定財務諸表の監査について支払われた。2015年度又は2014年度において、その他の保証業務、税務アドバイザリー又はその他の非監査サービスに関連して、当該独立監査人に支払われた報酬はない。監査報酬は、付加価値税を除いた金額で表示されている。

### 5. 税金

経常活動による税引前包括損失に基づく課税額は、次のとおりである。

| | 2015年 | | | | 2014年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | | (千円) | | (US$) | | (千円) |
| 当会計年度法人税額 | $ | — | ¥ | — | $ | — | ¥ | — |

当会計年度損益計算書及び包括利益計算書に計上された税金は、次表のとおり、アイルランド法人税標準税率(12.5%)を当会計年度の経常活動による税引前包括損失に適用して算出した税額とは異なる。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了年度(続き)

| | 2015年 | | | | 2014年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | | (千円) | | (US$) | | (千円) |
| 経常活動による税引前包括損失 | $ | (12,517) | ¥ | (1,374) | $ | (6,813) | ¥ | (748) |
| 標準税率による経常活動による包括損失に係る法人税控除額 | $ | (1,565) | ¥ | (172) | $ | (852) | ¥ | (94) |
| 繰越欠損金繰越額 | | 1,565 | | 172 | | 852 | | 94 |
| 当会計年度法人税額 | $ | — | ¥ | — | $ | — | ¥ | — |

6. **債権**: (1会計年度内期限到来額)

| | 2015年 | | | | 2014年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | | (千円) | | (US$) | | (千円) |
| 前払費用 | $ | 9,348 | ¥ | 1,026 | $ | 8,291 | ¥ | 910 |
| 未収収益－サービス料 | | 5,432 | | 596 | | 30,586 | | 3,357 |
| 未収収益－投資顧問料 | | 209,531 | | 22,996 | | 237,186 | | 26,031 |
| | $ | 224,311 | ¥ | 24,618 | $ | 276,063 | ¥ | 30,298 |

7. **銀行預金**

2015月12月31日現在、会社はアイルランド中央銀行の自己資本規制に従い、専用口座に預金残高136,206米ドル (125,351ユーロ) を保持している。

8. **債務**: (1会計年度内期限到来額)

| | 2015年 | | | | 2014年 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | (US$) | | (千円) | | (US$) | | (千円) |
| 未払費用 | $ | 54,698 | ¥ | 6,003 | $ | 57,917 | ¥ | 6,356 |
| 関係会社への未払金 | | 189,001 | | 20,743 | | 212,729 | | 23,347 |
| | $ | 243,699 | ¥ | 26,746 | $ | 270,646 | ¥ | 29,703 |

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了年度(続き)

---

### 9. 資本金として表示される資本金及び準備金

| | 2015年 | | 2014年 | |
|---|---|---|---|---|
| | (US$) | (千円) | (US$) | (千円) |
| **授権資本** | | | | |
| 1株当たりUS$1の普通株式 3,000,000株 | $ 3,000,000 | ¥ 329,250 | $ 3,000,000 | ¥ 329,250 |
| **割当済、払込請求済及び全額払込済資本金** | | | | |
| 1株当たりUS$1の普通株式 1,571,000株 | $ 1,571,000 | ¥ 172,417 | $ 1,571,000 | ¥ 172,417 |
| **以下のとおり表示される** | | | | |
| 資本金として表示される払込請求済資本金 | $ 1,571,000 | ¥ 172,417 | $ 1,571,000 | ¥ 172,417 |

### 10. 関連当事者との取引

会社はジャナス･キャピタル･マネジメント･エルエルシー（JCM）と商取引を行った。さらに、JCMは会社に代わって様々な費用を支払い、その後会社は当該費用を返済した。

会社は、財務報告基準（FRS）第102号33項「関連当事者との取引に係わる開示」の規定に従い、同一グループ企業との取引に関する免除規定により、グループ内で生じた関連当事者との取引の詳細を開示しないことを選択した。会社の損益及び純資産は、ジャナス･キャピタル･グループ･インクの連結財務諸表に含まれ、当該連結財務諸表は、注記11に記載するとおり一般に入手可能である。

### 11. 最終的親会社

直接の親会社は、米国で設立され登記されているジャナス･インターナショナル･ホールディング･エルエルシーである。同社の会計帳簿及び記録は、郵便番号80206米国コロラド州デンバー市デトロイト･ストリート151に保管されている。

ジャナス･インターナショナル･ホールディング･エルエルシーに対する投資を含む連結財務諸表を作成する最終的親会社及び支配会社は、米国で登記されているJCGである。同社の連結財務諸表、会計帳簿及び記録は、郵便番号80206米国コロラド州デンバー市デトロイト･ストリート151に保管されている。

# ジャナス・キャピタル・トラスト・マネージャー・リミテッド

## 財務諸表に対する注記
2015年12月31日終了年度(続き)

---

### 12. 後発事象

貸借対照表日から本財務諸表の発行日までに発生した事象について、当該財務諸表に反映するかを検討した。開示すべき事象は、識別されなかった。

### 13. FRS第102号への移行

会社が財務報告評議会が公表したFRS第102号に基づいて財務諸表を表示するのは、本年が初年度である。FRS第102号が適用された結果として変更された会計方針はなかった。

次へ

# JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

## DIRECTORS' REPORT

The directors submit their annual report, together with the audited financial statements of Janus Capital Trust Manager Limited ("the Company"), for the financial year ended 31 December 2015.

### PRINCIPAL ACTIVITIES
The Company is the manager of Janus Selection (the "Trust"); a unit trust established in Ireland, and is responsible for the general management of the affairs of each investment portfolio within the Trust. The Trust was launched on 27 November 2001.

### RESULTS FOR THE YEAR AND STATE OF AFFAIRS
The loss for the financial year ended 31 December 2015 after taxation amounted to US$(12,517) (2014 – loss of US$(6,813)). The directors regard the state of affairs at 31 December 2015 as satisfactory.

### BUSINESS REVIEW, PRINCIPAL ACTIVITIES AND FURTHER DEVELOPMENTS
There have not been any significant changes in the Company's principal activities in the period under review. The Directors propose that the principal activities will continue in 2016.

The Company had no employees during the financial year.

### PRINCIPAL RISKS AND UNCERTAINTIES
The principal risk to the Company is that the assets under management of the Trust could decrease which could have a material impact on future earnings. Assets under management of the Trust amounted to US$902,631,629 and US$1,048,792,532 at 31 December 2015 and 2014, respectively.

### DIVIDENDS
The directors did not recommend the payment of a dividend during the financial years ended 31 December 2015 and 2014.

### DIRECTORS
The current directors and secretary of the Company and those who held office during the financial year and up to the date of this report are listed on page 2.

No remuneration was paid or is payable to the directors of the Company in respect of their services to the Company during the financial years ended 31 December 2015 and 2014.

### DIRECTORS' AND SECRETARY'S INTERESTS IN SHARES OF THE COMPANY
No director or the secretary of the Company had, at the beginning of the financial year, the date of their appointment, or the end of the financial year, an interest in shares or debentures of the Company.

### BOOKS OF ACCOUNT
The directors, through the Company's relationship with its immediate parent company, Janus International Holding LLC, have employed appropriately qualified accounting personnel and have maintained appropriate computerised accounting systems to ensure that proper books and accounting records are kept in accordance with Sections 281 to 285 of the Companies Act 2014. The books of account are located at the Company's ultimate parent office at 151 Detroit Street, Denver, Colorado 80206 USA.

**JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED**

**DIRECTORS' REPORT (CONTINUED)**

---

**INDEPENDENT AUDITOR**
The independent auditor, Deloitte LLP, have indicated their willingness to continue in office in accordance with Section 383(2) of the Companies Act, 1963 to 2014.

**STATEMENT ON RELEVANT AUDIT INFORMATION**
The directors confirm that so far as the directors are aware, there is no relevant audit information of which the Company's independent auditor is unaware and the directors have taken steps that ought to be taken as a director in order to be aware of any relevant audit information and to establish that the Company's independent auditor is aware of that information.

**SUBSEQUENT EVENTS**
There were no events after the balance sheet date up to the date of approval of these financial statements which have a material bearing on these financial statements.

**CORPORATE GOVERNANCE CODE**
The directors of the Company have assessed the measures included in the voluntary Corporate Governance Code for Collective Investment Schemes and Management Companies as published by the Irish Fund Industry Association in December 2011 (the "IFIA Code"). The Board has adopted all corporate governance practices and procedures in the IFIA Code.

Signed on behalf of the Board:

| | | |
|---|---|---|
| Carl O'Sullivan | ) | |
| | ) | DIRECTORS |
| Hans Vogel | ) | |

Date: 20 April 2016



次へ

## JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

## DIRECTORS' RESPONSIBILITY STATEMENT

The directors are responsible for preparing the Directors' Report and the financial statements in accordance with the Companies Act 2014 and applicable regulations.

Irish company law requires the directors to prepare financial statements for each financial year. Under the law, the directors have elected to prepare the financial statements in accordance with FRS 102, the Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland ("relevant financial reporting framework"). Under Company law, the directors must not approve the financial statements unless they are satisfied that they give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at the financial year end date and of the profit or loss of the Company for the financial year and otherwise comply with the Companies Act 2014.

In preparing those financial statements, the directors are required to:

- select suitable accounting policies for the Company and then apply them consistently;
- make judgements and estimates that are reasonable and prudent;
- state whether the financial statements have been prepared in accordance with the relevant financial reporting framework, identify those standards, and note the effect and the reasons for any material departure from those standards; and
- prepare the financial statements on the going concern basis unless it is inappropriate to presume that the Company will continue in business.

The directors are responsible for ensuring that the Company keeps or causes to be kept adequate accounting records which correctly explain and record the transactions of the Company, enable at any time the assets, liabilities, financial position and profit or loss of the Company to be determined with reasonable accuracy, enable them to ensure that the financial statements and Directors' Report comply with the Companies Act 2014 and enable the financial statements to be audited.

They are also responsible for safeguarding the assets of the Company and hence for taking reasonable steps for the prevention and detection of fraud and other irregularities.

## JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

## PROFIT AND LOSS ACCOUNT AND STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015

| | Notes | Year ended 31/12/2015 US$ | Year ended 31/12/2014 US$ |
|---|---|---|---|
| **Turnover** | | | |
| Investment advisory fee income | | 2,323,348 | 2,745,309 |
| Management fees, net | | (2,323,348) | (2,745,309) |
| Service fee income from a related company | | 35,770 | 154,592 |
| Gross income | | 35,770 | 154,592 |
| Other operating expense | 3 | (48,287) | (161,405) |
| **COMPREHENSIVE LOSS ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION** | 4 | (12,517) | (6,813) |
| Taxation | 5 | - | - |
| **COMPREHENSIVE LOSS** | | (12,517) | (6,813) |

All gains and losses have been recognised in the profit and loss account and statement of comprehensive income and arise from continuing activities.

*The accompanying notes form part of these financial statements.*

# JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

## BALANCE SHEET AS AT 31 DECEMBER 2015

| | Notes | 31/12/2015 US$ | 31/12/2014 US$ |
|---|---|---|---|
| **CURRENT ASSETS** | | | |
| Debtors (Amounts falling due within one financial year) | 6 | 224,311 | 276,063 |
| Cash at bank | 7 | 1,051,144 | 1,038,856 |
| | | 1,275,455 | 1,314,919 |
| **CURRENT LIABILITIES** | | | |
| Creditors (Amounts falling due within one financial year) | 8 | (243,699) | (270,646) |
| **NET ASSETS** | | 1,031,756 | 1,044,273 |
| **CAPITAL AND RESERVES** | | | |
| Called up share capital presented as equity | 9 | 1,571,000 | 1,571,000 |
| Accumulated loss | | (539,244) | (526,727) |
| **SHAREHOLDER'S FUNDS** | | 1,031,756 | 1,044,273 |

The financial statements were authorised for issue by the Board of Directors on 20 April 2016 and signed on its behalf by:

Carl O'Sullivan )
) DIRECTORS
Hans Vogel )

*The accompanying notes form part of these financial statements.*

## JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

## STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
## FOR THE FINANCIAL YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015

| | Called up share capital presented as equity US$ | Accumulated loss US$ | Total US$ |
|---|---|---|---|
| Balance at 1 January 2013 | 1,571,000 | (553,930) | 1,017,070 |
| Comprehensive income | - | 34,016 | 34,016 |
| Balance at 31 December 2013 | 1,571,000 | (519,914) | 1,051,086 |
| Comprehensive loss | - | (6,813) | (6,813) |
| Balance at 31 December 2014 | 1,571,000 | (526,727) | 1,044,273 |
| Comprehensive loss | - | (12,517) | (12,517) |
| Balance at 31 December 2015 | 1,571,000 | (539,244) | 1,031,756 |

*The accompanying notes form part of these financial statements.*

**JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED**

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**
**FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015**

## 1. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The significant accounting policies adopted by the Company are as follows:

### BASIS OF PREPARATION

The financial statements have been prepared in accordance with accounting standards generally accepted in Ireland and Irish statute comprising the Companies Acts, 1963 to 2014 and Financial Reporting Standard 102 (FRS 102). Accounting standards generally accepted in Ireland in preparing financial statements giving a true and fair view are those published by the Institute of Chartered Accountants in Ireland and issued by the Financial Reporting Council. No adjustments were needed to restate prior year financial statements on adoption of FRS 102 in the current year.

The Company meets the definition of a qualifying entity under FRS 102 and has therefore taken advantage of the disclosure exemptions available to it in respect of its financial statements. Exemptions have been taken in relation to financial instruments, presentation of a cash flow statement and intragroup transactions.

### GOING CONCERN

The Company has a strong positive cash balance and no borrowings, and the operating results have not threatened the cash position of the Company. As a consequence, the directors believe that the Company is well placed to manage its business risks successfully. After making enquiries, the directors have formed a judgement, at the time of approving the financial statements, that there is a reasonable expectation that the Company has adequate resources to continue in operational existence for the foreseeable future. In conjunction with the financial support available from the ultimate parent company (as defined in Note 11), the directors are satisfied that the Company will be in a position to meet its liabilities as they fall due. Accordingly, the directors have prepared the financial statements on a going concern basis.

### CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES

In the application of the Company's accounting policies, management is required to make judgements, estimates and assumptions about the carrying amounts of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and other factors that are considered to be relevant. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognized in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

### ACCOUNTING CONVENTION

The financial statements are prepared under the historical cost convention and are presented in United States dollars, which is the same as the functional currency of the Company.

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
## FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015 (CONTINUED)

### INVESTMENT ADVISORY FEE INCOME

Investment advisory fee income is earned for the general management of the affairs of each investment portfolio within the Janus Selection (the "Trust") and is recognised on an accruals basis net of fund reimbursements.

### MANAGEMENT FEES

Management fees are paid to Janus Capital International Limited, the named investment advisor of the Trust, and are recognised on an accruals basis.

### SERVICE FEE INCOME

Service fee income represents income received and receivable from supporting services provided to the group companies calculated using the Global Transfer Pricing Methodology adopted by Janus Capital Group, Inc. ("JCG"), the ultimate parent company, and reimbursement of certain operating expenses on a cost plus basis.

### FOREIGN CURRENCIES

The Company's functional currency is the United States dollar because that is the currency of the primary economic environment in which the Company operates. The financial statements are also presented in United States dollars. Transactions denominated in foreign currencies relating to revenues, costs and non-monetary assets are translated into United States dollars at the rates of exchange ruling on the dates on which the transactions occurred. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States dollars at the rates of exchange ruling at the balance sheet date. The resulting profits or losses are dealt with in the profit and loss account and statement of comprehensive income.

### TAXATION

Corporation tax is provided on taxable profits at current attributable rates. Deferred tax is recognised in respect of all timing differences that have originated but not reversed at the balance sheet date. Deferred tax is not recognised on permanent differences. Deferred tax assets are recognised to the extent that they are regarded as recoverable. They are regarded as recoverable to the extent that, on the basis of all available evidence, it can be regarded as more likely than not that there will be suitable taxable profits from which the future reversal of the underlying timing difference can be deducted.

### 2. STAFF NUMBERS AND COSTS

The Company had no employees for the years ended 31 December 2015 and 2014.

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**
**FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015 (CONTINUED)**

## 3. OPERATING EXPENSE

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| Administration expenses | (31,340) | (140,538) |
| Loss on foreign exchange | (16,947) | (20,867) |
| | (48,287) | (161,405) |

Certain comparative figures have been amended to reflect the current year's presentation. There is no impact on profit or loss.

## 4. COMPREHENSIVE LOSS ON ORDINARY ACTIVITIES BEFORE TAXATION

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| Comprehensive loss on ordinary activities before taxation is arrived at after charging: | | |
| Audit fees | 22,570 | 19,000 |

The audit fees above were paid to the independent auditor, Deloitte LLP, for the audit of the statutory financial statements for the financial year. No fees were paid to the independent auditor in 2015 or 2014 in relation to other assurance, tax advisory or other non-audit services. The audit fees are stated exclusive of VAT taxes.

## 5. TAXATION

The tax charge based on the comprehensive loss on ordinary activities before taxation comprises:

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| Corporation tax charge for the financial year | - | - |

## NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
## FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015 (CONTINUED)

The tax charged to the profit and loss account and statement of comprehensive income for the financial year differs from the result that would be achieved by applying the standard rate of Irish corporation tax (12.5%) to the comprehensive loss on ordinary activities before taxation for the financial year as follows:

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| Comprehensive loss on ordinary activities before taxation | (12,517) | (6,813) |
| Tax credit on comprehensive loss on ordinary activities at the standard rate | (1,565) | (852) |
| Trading losses carried forward | 1,565 | 852 |
| Corporation tax charge for the financial year | - | - |

### 6. DEBTORS: (Amounts falling due within one financial year)

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| Prepaid expenses | 9,348 | 8,291 |
| Service fee income receivable | 5,432 | 30,586 |
| Investment advisory fee income receivable | 209,531 | 237,186 |
| | 224,311 | 276,063 |

### 7. CASH AT BANK

As of 31 December 2015, the Company maintained a cash balance of $136,206 (€125,351) in a separate bank account to comply with Central Bank of Ireland capital requirements.

### 8. CREDITORS: (Amounts falling due within one financial year)

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| Accrued expenses | 54,698 | 57,917 |
| Intercompany payables | 189,001 | 212,729 |
| | 243,699 | 270,646 |

**NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS**
**FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2015 (CONTINUED)**

## 9. CALLED UP SHARE CAPITAL PRESENTED AS EQUITY AND RESERVES

| | 2015<br>US$ | 2014<br>US$ |
|---|---|---|
| **Authorised:** | | |
| 3,000,000 ordinary shares, respectively, of US$1 each | 3,000,000 | 3,000,000 |
| **Allotted, called up and fully paid:** | | |
| 1,571,000 ordinary shares, respectively, of US$1 each | 1,571,000 | 1,571,000 |
| **Presented as follows:** | | |
| Called up share capital presented as equity | 1,571,000 | 1,571,000 |

## 10. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Company transacted business with Janus Capital Management LLC ("JCM"). Further, JCM has made payments on behalf of the Company for various expenses, which are then repaid by the Company.

In accordance with the provisions of Financial Reporting Standard ("FRS") 102, Section 33, "Related Party Disclosures," the Company has taken advantage of the exemption for transactions with fellow group companies and has chosen not to disclose details of the related party transactions arising within the group. The Company's results and net assets are included in the consolidated financial statements of Janus Capital Group, Inc, copies of which are publicly available as set out in Note 11.

## 11. ULTIMATE PARENT COMPANY

The immediate parent company is Janus International Holding LLC, a company formed and registered in the USA. The books and records of Janus International Holding LLC are maintained at 151 Detroit Street, Denver, CO 80206 USA.

The ultimate parent company and controlling party, which prepares consolidated financial statements including its investment in Janus International Holding LLC is JCG, a company registered in the USA. Consolidated financial statements and the books and records of Janus Capital Group Inc. are maintained at 151 Detroit Street, Denver, CO 80206 USA.

## 12. SUBSEQUENT EVENTS

Events subsequent to the balance sheet date have been evaluated for inclusion in the accompanying financial statements through the issuance date. No events requiring disclosure have been identified.

## 13. TRANSITION TO FRS 102

This is the first financial year that the Company has presented its financial statements under FRS 102 issued by the Financial Reporting Council. No accounting policies changed as a consequence of adopting FRS 102.



前へ

## 4 【利害関係人との取引制限】

該当ありません。

## 5 【その他】

業務上の責任

AIFMとしての業務から生じる潜在的な業務上の責任リスクを補填するため、管理会社は、任務懈怠による責任に対して、リスクを補填するのに適切な賠償責任保険を維持する必要があります。

# 第２ 【その他の関係法人の概況】

## １ 【名称、資本金の額及び事業の内容】

１． シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド（保管受託会社）
（Citi Depositary Services Irland Limited）

(1) 資本金の額

4,500,000米ドル（2016年６月30日現在）（４億6,989万円）

(2) 事業の内容

保管受託会社は、1992年９月18日にアイルランドにおいて設立された有限責任会社です。保管受託会社は、アイルランド中央銀行により認可され、その規制を受けます。保管受託会社の主な業務は、集合投資スキーム及びその他当ファンドのようなポートフォリオの保管・管理です。

２． ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッド（投資顧問会社及び総販売会社）
（Janus Capital International Limited）

(1) 資本金の額

37.3百万ポンド（2016年６月30日現在）（約51億2,987万円）（円換算には、2016年７月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（1ポンド＝137.53円）を用いています。）

(2) 事業の内容

1998年にイングランド及びウェールズにおいて設立されたジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、FCAの承認を受けその規定下にある投資顧問会社です。

３． シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシー（管理事務代行会社）
（Citibank Europe plc）

(1) 資本金の額

10,071,000米ドル(2016年６月30日現在)（約10億5,161万円）

(2) 事業の内容

アイルランド中央銀行によって許可され規制を受ける認可銀行です。管理事務代行会社は、1998年６月９日にアイルランドで設立され（登記番号132781）、米国の上場会社であるシティグループ・インクを最終親会社とするシティグループの一員です。

４． ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）
（Janus Capital Management LLC）

(1) 資本金の額

831.1百万米ドル（2016年６月30日現在）（約867億8,346万円）

(2)　事業の内容

副投資顧問会社は1992年にデラウェア州法に基づき設立され、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。現在、同社は米国におけるミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定、退職勘定及び慈善勘定について投資顧問及び副投資顧問サービスを提供しています。

５．　パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社）

（Perkins Investment Management, LLC）

(1)　資本金の額

110.7百万米ドル（2016年６月30日現在）（約115億5,929万円）

(2)　事業の内容

同社はデラウェア州法に基づき設立され、米国証券取引委員会に投資顧問業者として登録されています。現在、同社は米国籍のミューチュアル・ファンド、法人投資家勘定、個人投資家勘定について投資顧問及び副投資顧問サービスを提供しています。

６．　DIAMインターナショナル・リミテッド（アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社

（DIAM International Ltd.）

(1)　資本金の額

9百万ポンド（2016年６月30日現在）（12億3,777万円）

(2)　事業の内容

同社はイングランド及びウェールズ法に基づき設立され、FCAの規制を受けます。同社は、1979年より投資運用及び助言業務を行っております。2016年６月30日現在のDIAMインターナショナル・リミテッドの運用資産は約61億米ドル（約6,370億円）です。

（注）当局の承認が得られることを条件として、2016年10月１日ごろ、DIAMインターナショナル・リミテッド(DIAM International Ltd.)からアセット・マネジメント・ワン・インターナショナル・リミテッド（Asset Management One International Ltd.）に商号が変更される予定です。

７．　ＳＭＢＣ日興証券株式会社（販売会社及び代行協会員）

(1)　資本金の額

100億円（2016年６月30日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づき登録を行い、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、同社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務及び販売等の業務を行っています。

８．　株式会社SBI証券（販売会社）

(1)　資本金の額

479億3,792万円（2016年６月30日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

９．　ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド（販売会社）

(1)　資本金の額

1,143億5,872万9,495.00香港ドル（約1兆5,392億6,850万円）（円換算には、2016年７月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行公表の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル=13.46円）を用いています。）、34億5,300万米ドル（約3,605億6,226万円）（2016年６月30日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

10.　株式会社新生銀行（販売会社）

(1)　資本金の額

5,122億400万円（2016年６月30日現在）

(2)　事業の内容

同社は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

11.　東海東京証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

60億円（2016年６月30日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

12.　クレディ・スイス証券株式会社（販売会社）

(1)　資本金の額

781億円（2016年６月30日現在）

(2)　事業の内容

同社は、金融商品取引法に基づく登録を受けて証券投資信託の取り扱いを行っています。

## 2 【関係業務の概要】

### 1． 保管受託会社

(1) 保管受託会社は、各事業年度における管理会社の業務を調査し、これを受益者に報告する義務を負うことになります。保管受託会社はさらに、管理会社がその投資判断並びに受益証券の発行、償還及び譲渡において、信託証書を遵守するようにする義務を負います。

(2) 保管受託会社又はその承継会社は、管理会社及び受益者に対し90日間の事前の通知を行うことにより、辞任することができます。保管受託会社は、臨時決議によっていつでも、又は管理会社が30日間の事前の書面による通知を行うことにより、いずれの受益者の合意も得ることなく解任することができます。保管受託会社の辞任又は解任は、保管受託会社の辞任又は解任時にアイルランド中央銀行が承認した承継会社の任命をもって有効となるものとします。保管受託会社の承継会社が任命されない場合、管理会社は、当ファンドのすべての受益証券を償還する意思があることを全受益者に通知し、その権限の放棄を申し立てます。

(3) 信託証書の規定により、保管受託会社はその義務を履行するにあたり注意義務を履行しなければならず、保管受託会社又はその受託者(サブカストディアンを含みます。)が、当ファンドが保管することのできる金融商品(以下「本件証券」といいます。)を紛失した場合には、管理会社、当ファンド又は受益者に対して責任を負うものとされています。保管受託会社又はその任命した受託者が保管している本件証券を紛失した場合、保管受託会社は、同じ種類又は同額の本件証券を、当ファンド又は当ファンドを代表する管理会社に対し、過度の遅滞なく返却するものとします。上記に関わらず、管理会社は、保管受託会社として行為するに当たって保管受託会社が被る一切の損失（保管受託会社の過失、詐欺行為、不誠実な行為、意図的不履行又は不思慮によるものを除きます。）について、当ファンドの資産により、保管受託会社、その取締役、役員及び業務執行担当者を補償します。管理会社及び保管受託会社は、信託証書のもとで生じる保管受託会社のすべての責任は、当ファンドの資産によってのみ履行されるものとすること、並びに管理会社の取締役、役員、従業員、代理人もしくは株主が上記のいずれの責任についても個人的に責任を負わないことに合意しました。保管受託会社は、投資商品又はこれに係る利息に付される税金又はその他の政府による賦課金について個人的に責任を負いません。

(4) 保管受託会社は、当ファンドのすべての資産の保管機関です。保管受託会社は、信託証書の条項に従って、その業務の一部を第三者(疑義を避けるために付言すると、サブカストディアンを含みます。)に委託することができます。但し、AIFM指令の第21条(13)又は(14)に従って責任を免除される場合を除き、保管受託会社の責任は、保管している当ファンドの資産の一部又は全部を第三者に委託したことによって影響されません。保管受託会社は、業務の一部を委託する受託者(サブカストディアンを含みます。)を選択し、任命するにあたり、必要なすべてのスキル、注意及び勤勉さを行使し、かつ、業務の一部を委託した受託者、及び受託者に委託した内容に関する受託者の取り決めを定期的に見直し、継続的に監視するにあたり、必要なすべてのスキル、注意及び勤勉さを引き続き行使するものとします。

(5)　AIFM規則の規則第22条(13)(a)にかかわらず、保管受託会社は、本件証券の紛失の場合、保管受託会社がAIFM規則の該当する全ての要件を満たしていること条件として、以下のことを証明できれば免責されます。(i)保管業務の委託に関するAIFM規則の要件が全て満たされていること、(ii)保管受託会社及び受託者の間の契約書面において、保管受託会社の責任が当該受託者に明示的に移転されており、かつ当ファンド又は当ファンドを代表する管理会社が、本件証券の紛失に関して受託者に請求を行うことが可能とされているか、又は保管受託会社がこれらの者に代わって当該請求を行えるとされていること、並びに(iii)保管受託会社及び当ファンドを代表する管理会社の間の契約書面において、当該免責を契約する客観的な理由が明示的に定められていること。第三国の法律が、一定の本件証券を現地法人が保管することを要求している場合において、有効な健全性規制及び監視並びに外部の定期的な監査の対象となる現地法人が存在しない場合、管理会社は、AIFM規則の規則第22条(14)で認められている範囲において、以下の要件が満されていることを条件として、保管受託会社がAIFM規則の規則第22条(12)で定める責任から免責されることを承認することができます。(i)投資を行う前に、当該免責及び当該免責を正当化する事情について、受益者に対する適切な情報提供が行われていること、(ii)管理会社が、当ファンドを代理して、本件証券の保管を現地法人に委託するよう保管受託会社に指示したこと、(iii)保管受託会社及び受託者の間の契約書面において、保管受託会社の責任が当該現地法人に明示的に移転されており、かつ当ファンド又は当ファンドを代表する管理会社が、本件証券の紛失に関して当該現地法人に請求を行うことが可能とされているか、又は保管受託会社がこれらの者に代わって当該請求を行えるとされていること、並びに(iv)保管受託会社及び当ファンドを代表する管理会社の間の契約書面が、当該免責を明示的に認めていること。

(6)　管理会社は、保管受託会社の責任に関する変更があった場合、受益者に遅滞なく報告します。

(7)　通常、受益者は、当ファンドのサービス提供者との間で交渉された契約の規定を直接実行することはできません。

２．　投資顧問会社（及び総販売会社）

(1)　管理会社は、2014年８月12日付修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の条項に基づき、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドを投資顧問会社及び総販売会社に任命しました。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、管理会社の全般的な監督及び責任に従うことを条件として、当ファンドに関連し、管理会社に対して投資顧問及び関連サービスを提供するものとします。AIFルールブック集の要求に従い、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、以下に定める特定の義務を委任することができます。

(2)　管理会社は、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドに支払う報酬を徴収します。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドはジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーが間接的に所有する100％子会社です。ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、当ファンド及びその他アイルランドにおいて登録されたUCITSに対してサービスを提供するほか、米国以外の発行会社に対するリサーチ及び提案をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに提供しています。2016年３月31日現在、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー及びその子会社は、合計で約1,897.1億米ドルの管理資産を有しています。

(3)　修正・再規定投資顧問及び販売代行契約の規定により、投資顧問会社に意図的不法行為、不誠実な行為、過失又は詐欺行為のない限り、投資顧問会社及び総販売会社又はその取締役、役員、従業員もしくは代理人は、修正・再規定投資顧問及び販売代行契約に基づきサービスを行う際の、又はこれに何らかの方法により関連した作為もしくは不作為について、あるいは当ファンドのいずれかの投資商品の購入、保有もしくは販売において負担する損失について責任を負わないものとされています。投資顧問会社及び総販売会社は、いかなる種類の間接、特別又は付随的損害についても責任を負わないものとします。管理会社は、修正・再規定投資顧問及び販売代行契約に基づく投資顧問会社の義務及び役務の履行又は不履行を理由として投資顧問会社に対してなされるか、もしくは投資顧問会社及び総販売会社が被る一切の請求について、当ファンドの資産により、投資顧問会社及び総販売会社、その各取締役、役員、従業員及び代理人を補償することに合意しました。但し、かかる請求が、修正・再規定投資顧問及び販売代行契約に基づく自らの義務及び役務の履行又は不履行における投資顧問会社及び総販売会社の意図的不法行為、不誠実な行為、過失又は詐欺行為による場合は、この限りではありません。管理会社及び投資顧問会社は、修正・再規定投資顧問及び販売代行契約のもとで生じる管理会社のすべての責任は、その内容に関わらず、当ファンドの資産によってのみ履行されるものとすること、並びに管理会社の取締役、役員、従業員、代理人もしくは株主が上記の責任について個人的に責任を負わないことに合意しました。修正・再規定投資顧問及び販売代行契約は、一方の当事者が相手方当事者に対して書面による90日間の事前の通知を行うことにより解約することができます。

3．　管理事務代行会社

(1)　2012年9月26日付修正・再規定管理事務代行契約に従い、管理会社は、当ファンド及び当ファンドの各サブファンドの日常的な管理業務（各当ファンド及び各クラスの受益証券の純資産総額の計算及び関連するファンド会計業務を含みます。）を行う当ファンド及び各サブファンドの管理事務代行会社として、シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシーを任命しました。

(2)　管理事務代行会社は、修正・再規定管理事務代行契約に基づき管理事務代行会社が業務を行う法域において、修正・再規定管理事務代行契約に定める業務を行う外部専門家の基準及び実務に従って定められた合理的な注意義務を履行した上でその業務を履行します。管理事務代行会社は管理事務代行会社の合理的な制御を超える損害又は損失について、管理会社又は当ファンドに対して責任を負いませんが、管理事務代行会社又は修正・再規定管理事務代行契約に基づく管理事務代行会社の業務を履行するために管理事務代行会社が任命した代理人もしくは下請け会社による修正・再規定管理事務代行契約に基づく義務又は業務の履行の作為又は不作為の結果としての故意の不法行為、不誠実な行為、詐欺行為又は過失、又は修正・再規定管理事務代行契約に基づく義務又は業務の未必の故意による無視によるものについてはこの限りではありません。修正・再規定管理事務代行契約の当事者が合意した修正・再規定管理事務代行契約の無断の終了に関する予定賠償額を除き、いかなる場合においても、いずれの当事者も修正・再規定管理事務代行契約に関連する特別又は懲罰的損害、派生的な損失又は損害、又は利益の損失、のれん、ビジネスの機会、ビジネス、収益又は予想される貯蓄について、当該損失の予測可能性又は当該損失又は損害の可能性について当事者に助言があったこと、又は相手方当事者によって当該損失が熟考されたものであったかどうかにかかわらず、相手方当事者に対していかなる責任も負いません。

(3)　管理事務代行会社は、修正・再規定管理事務代行契約に基づく義務もしくは業務の作為もしくは不作為又は修正・再規定管理事務代行契約に基づく業務及び義務の未必の故意による看過による管理事務代行会社の故意の不法行為、不誠実な行為、詐欺行為又は過失に起因するすべての直接損失、コスト、損害、費用、支払い及び経費（管理会社と第三者の間の訴訟又は手続において管理会社が負担する合理的な弁護士費用を含みます。）について、当ファンド、管理会社及びその取締役、役員、従業員及び代理人を補償し、補償を継続し、損害が及ばないようにします。

4．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社及びサポート・サービス・エージェント（ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー）

(1)　投資顧問会社より、当ファンドの投資対象であるジャナス・キャピタル・ファンドに関する投資助言業務の再委託を受け、副投資顧問業務を行います。

(2)　管理会社は、当ファンドに関する特定のサポート・サービス（組織、会計、法務及び税務上のサービスを含みます。）を提供するため、2002年３月21日付けサイドレター及び2014年８月12日付け変更契約により修正された2001年７月31日付け契約に従い、ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（以下「ジャナス・キャピタル・マネジメント」といいます。）を任命しました。

(3)　本書に基づく自らの義務又は役務の履行又は不履行において、ジャナス・キャピタル・マネジメントに詐欺行為、過失、意図的不法行為又は不誠実な行為のない限り、ジャナス又はその取締役、役員、従業員もしくは代理人は、ジャナス・キャピタル・マネジメントの作為又は不作為の結果として管理会社又は受益者が被る損失又は損害について、管理会社又は受益者に対して責任を負わないものとします。サポート・サービス契約は、一方の当事者が相手方当事者に対して90日以上前の書面による通知を行うことにより解約することができ、又は(1)解散もしくは相手方当事者に対する審査官もしくは管財人の選任、又は該当する規制機関もしくは管轄区域の裁判所の裁量により同様の事由が生じた場合、(2)一方の当事者がサポート・サービス契約の重大な違反の改善を要求する通知を送達した後30日以内に相手方当事者がこれを改善せず（改善が可能な場合に限ります。）、あるいは(3)一方の当事者がその義務を履行することが認められなくなった場合には、一方の当事者が相手方当事者に対して書面による通知を行うことにより直ちにサポート・サービス契約を解約することができます。

5．　アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー及びDIAMインターナショナル・リミテッド）

ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2003年７月11日付けの投資運用委託契約（IMDA）に基づき、一任ベースでジャナス・キャピタル・ファンド パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーを任命しました。下記の場合、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーとの間のIMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1．　90日前までに相手方当事者に通知した場合。

2. 相手方当事者が清算手続（清算（但し、事前に合意されている任意の清算の場合は除きます。）、倒産、管財、もしくは財産管理状態を含みます。）に入った場合。
3. 相手方当事者が重大な違反行為を行い、当該違反行為が(i)是正不可能である場合、(ii)当該当事者に是正を求める通知書の受領から30日以内に是正されない場合。
4. 相手方当事者が(i)該当する管轄区域における法律、(ii)該当する管轄区域における政府もしくは規制当局の規則に違反したことにより、IMDAに基づく義務を履行することができない場合。
5. (i)14日以上の継続する、(ii)相手方当事者がIMDAに基づく義務を履行することを妨げる不可抗力事由が発生した場合。

また、ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドは、2014年7月28日付けの投資運用委託契約(IMDA)に基づき、一任ベースでジャナス・キャピタル・ファンド ジャナス・ジャパン・ファンドの現金及びその他の資産を運用し、関連する助言及び一般管理サービスを提供する副投資顧問会社として、DIAMインターナショナル・リミテッドを任命しました。下記の場合、DIAMインターナショナル・リミテッドとの間のIMDAはいずれかの当事者が相手方に書面により通知することによって終了します。

1. 委託者又は受託者がそれぞれ120日前又は90日前までに相手方に通知した場合。
2. 相手方当事者が清算(但し、事前に書面で合意されている再建又は合併のための任意の清算の場合は除きます。)に入った場合、債務を返済できない場合、イングランド及びウェールズの法律に基づき破産の行為を行った場合、相手方当事者の資産について管財人が任命された場合、相手方当事者について管理命令が発せられた場合、又は同様の効果のある事由が発生した場合。
3. 相手方当事者が重大な違反行為を行い、(当該違反行為が是正可能である場合)是正を求める通知書を受領してから30日以内に是正されない場合。
4. 金融サービス及び市場法(2000年)及びFCAの規則により相手方当事者がIMDAにおいて定められた義務を履行できなくなった場合、又は該当する法律によって当該行為が一般的に禁止された場合。
5. 委託者又は受託者の義務の履行を、14日以上継続して妨げる不可抗力事由が発生した場合。

## 6. 販売会社及び代行協会員

日本における、当ファンド受益証券の販売・買戻取扱業務及び代行協会員業務を行います。

## ３ 【資本関係】

１． 保管受託会社

管理会社との資本関係はありません。

２． 投資顧問会社（及び総販売会社）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、投資顧問会社（及び総販売会社）はジャナス・キャピタル・グループの一部を構成します。

３． 管理事務代行会社

管理会社との資本関係はありません。

４． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社及びサポート・サービス・エージェント（ジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシー）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、ジャナス・キャピタル・グループの一部を構成します。

５． アンダーライイング・ファンドの副投資顧問会社（パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシー及びDIAMインターナショナル・リミテッド）

管理会社との直接の資本関係はありませんが、パーキンス・インベストメント・マネジメント・エルエルシーはジャナス・キャピタル・グループの一部を構成します。

６． 販売会社及び代行協会員

管理会社との資本関係はありません。

# 第３　【投資信託制度の概要】

（イ）　本投資信託はアイルランド中央銀行により1990年ユニット・トラスト法（以下「ユニット・トラスト法」といいます。）に基づくオープンエンド型ユニット・トラスト・スキームとしての認可を受けています。同法は「ユニット・トラスト・スキーム」を「信託に基づく受益者として一般から参加を求めることにより、証券もしくはその他の資産の取得、所有、運営もしくは処分により発生した利益もしくは収益を提供することにより、ファシリティを提供する、もしくは同様の効果を有する一定の仕組み」と定義しています。ユニット・トラスト・スキームは管理会社と保管受託会社の間で締結された信託証書に基づき設立されます。認可されていないユニット・トラスト・スキームの受益証券の売買はユニット・トラスト法によって禁止されています。

（ロ）　ユニット・トラスト・スキームに基づく管理会社と保管受託会社がユニット・トラスト法に従ってアイルランド中央銀行に申請した場合、同行はスキームを認可しますが、下記の事項を条件とします。

(1)　アイルランド中央銀行は管理会社と保管受託会社がユニット・トラスト・スキームに関連する事項を取り扱う能力を十分に有すると判断し、スキームに基づく管理会社及び保管受託会社として清廉であり、業務を行うに適していると考えること。

(2)　スキームに基づく管理会社はアイルランドもしくはその他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であり、アイルランド中央銀行の見解によると、効率的に事業を運営し、債務を履行するに足りる十分な財政資源を有しており、アイルランド中央銀行が課すその他の条件に従い得る状態にあること。

(3)　スキームに基づく保管受託会社はアイルランドもしくはその他のEU加盟国の法律に基づき設立された法人であり、

a)　アイルランド中央銀行の見解によると、効率的に事業を運営し、債務を履行するに足りる十分な財政資源を有しており、

b)　アイルランド中央銀行が課すその他の条件に従い得る状態にあり、

c)　アイルランド中央銀行がユニット・トラスト法に基づく業務を執行するに専門性と経験を有していると判断するに足りる専門性等を有していること。

(4)　アイルランド中央銀行は当該スキームに基づく管理会社及び保管受託会社の業務の効率的な管理はお互いに独立して行われるよう仕組まれていると判断していること。

(5)　スキームに従って創設された信託はユニット・トラスト法に従った証書により明示的に定められていることを保証し、当該証書にはユニット・トラスト法に従って当該スキームが運営されるとの規定が定められていることについてアイルランド中央銀行が満足していること。

(6)　信託証書の写しがアイルランド中央銀行に預託されていること。

(7)　スキームの名前は、アイルランド中央銀行の見解により、不適切ではないこと。

(ハ)　ユニット・トラスト法に従い、ユニット・トラスト・スキームの秩序ある、適切な規制のために適切かつ賢明と考える場合には、アイルランド中央銀行はユニット・トラスト・スキームの承認のために追加条件を定めることができます。かかる条件はユニット・トラスト・スキーム全般もしくは特定のユニット・トラスト・スキームに課すことができます。ユニット・トラスト法によりアイルランド中央銀行に与えられた権限に基づき、アイルランド中央銀行はAIFルールブック集を採用しましたが、これには、ユニット・トラスト法に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けるためにユニット・トラスト・スキームが満たすべき条件が定められています。

(ニ)　ユニット・トラスト・スキームとして認可を受けるためには、管理会社、保管受託会社、投資顧問会社、管理事務代行会社、及びその他アイルランド中央銀行が指定するサービス提供業者はアイルランド中央銀行から事前の承認を受けていなければなりません。さらに、ユニット・トラスト・スキームは、投資家が提案されている投資に関する情報を得た上で判断できるように、十分な情報を記載したプロスペクタスを発行しなければなりません。当該プロスペクタスはアイルランド中央銀行による認可を受ける前に承認されなければなりません。ユニット・トラスト・スキームのサービス提供業者との間で締結された信託証書及び投資顧問契約は認可の前にアイルランド中央銀行により承認されていなければなりません。

(ホ)　プロスペクタス及びユニット・トラスト・スキームに関する重要な契約の変更はアイルランド中央銀行の事前承認の対象となります。

(ヘ)　ユニット・トラスト・スキームの監査済み財務諸表は事業年度終了後４ヶ月以内にアイルランド中央銀行に提出し、受益者に配布します。さらに、未監査の半期会計書類を当該半期報告書の対象期間終了時から２ヶ月以内にアイルランド中央銀行に提出し、受益者に配布します。

(ト)　当ファンドは、AIFルールブック集第１章に従い、アイルランド中央銀行により個人投資家向けAIFとして認可されています。管理会社は、AIFM規則に従い、アイルランド中央銀行からAIFMとして認可を受けており、当ファンドの外部AIFMとして業務を行います。AIFMは、AIFM指令を遵守する義務を負い、この義務には、様々な組織的な要件を満たし、事業行為規範に従うこと、活動プログラム、様々な方針及び手続(リスク管理、流動性管理及び報酬等の分野に関するもの)を採用及び実施すること、並びに現在の資本、報告及び透明性の義務を遵守することが含まれますが、これらに限定されません。

# 第４　【その他】

1　目論見書の表紙及び裏表紙に、管理会社、販売会社及び販売取扱会社（それぞれの属するグループ及びグループ関連会社を含みます。以下同じ。）の名称及びロゴマーク（商標登録出願中又は登録商標であることを示す文言又は記号を含みます。以下同じ。）を表示し、イラスト、写真その他の図案を採用することがあります。また、目論見書の表紙及び表紙裏に、以下のような文言を記載することがあります。

(1)「ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられる有価証券の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用又は為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。投資信託は銀行預金ではなく、預金保険制度の対象ではなく、元本・利回りの保証はありません。また、登録金融機関の取り扱う投資信託は、投資者保護基金制度の対象ではありません。」等、当ファンドを購入する際の注意事項

(2)「オープンエンド契約型外国投資信託」「アイルランド籍」「米ドル建て、円建て」等、当ファンドの概略的性格を表示する文言

(3)「本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。」等、交付目論見書を交付する根拠

2　請求目論見書の末尾に、当ファンドの信託証書全文の和訳を記載します。

3　ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨を交付目論見書の「投資リスク」の頁に記載します。

4　請求目論見書において、有価証券届出書の記載項目の配列を変更して記載することがあります。

5　目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

6　受益証券の券面を発行する予定はありません。

【別紙１】

## 投資手法及び投資商品

### １　はじめに

各サブファンドはアイルランド金融当局の承認及び下記に定めた条件及び制限の範囲内で、資産の有効な投資を行うための投資手法及び投資商品を採用することができます。

### ２　先物及びオプションの採用

購入済みコール・オプションは保証を必要としません。一般的に、サブファンドがコール・オプションの対象となる証券の所有を常時維持することを条件として、コール・オプションを売ることができます。インデックス・コール・オプションは、売却の対象となるコール・オプションの行使価格を下回らない当該ファンドの資産の全部又は一部が、オプション契約に定めた内容と同じ価格変動に従った動向を見せると合理的に予測できる場合に限り、売ることができます。しかし、これに該当しないコール・オプションもかかるコール・オプションの行使価格が当該サブファンドの純資産総額の10％を超えないことを条件として売ることができます。

プット・オプションの対象となる証券を該当するサブファンドが常に所有することを条件として、プット・オプションを購入することができます。この条件はオプションが現金により決済される場合には該当しません。売却の対象となるプット・オプションの行使価格を下回らない当該サブファンドの資産の全部又は一部が、オプション契約に定めた内容と同じ価格変動に従った動向を見せると合理的に予測できる場合に限り、インデックス・プット・オプションを売ることができます。これ以外のプット・オプションはかかるプット・オプションの行使価格が当該サブファンドの純資産総額の10％を超えないことを条件として購入することができます。プット・オプションは、当該サブファンドにより常に当該オプションの行使価格が保有されていることを条件として売ることができます。プット・オプションは、行使価格が常にサブファンドにより流動資産で保有されています。

先物契約は契約の対象となる証券が常にサブファンドにより保有されていること、もしくは売却の対象となる契約の行使価格を下回らない当該サブファンドの資産の全部又は一部が、先物契約に定めた内容と同じ価格変動に従った動向を見せると合理的に予測できる場合に限り、先物契約を売ることができます。先物契約は、行使価格が常にサブファンドにより流動資産で保有されています。しかしながら、債券及び株式市場に直接投資するサブファンドは、スキームの正味債権総額が、サブファンドのすべての資産を証券に直接投資することによって達成される正味債権総額を上回らないことを条件として、先物契約を購入することができます。この場合には、サブファンドはその投資目的においてかかる積極的な資産運用戦略を明示しなければなりません。

オプションについて支払もしくは受領したプレミアムの総額及び先物契約についての当初マージンは当該ファンドの純資産総額の10％を超えてはなりません。

上記の条件は既存のポジションを手仕舞いするために行われる取引については適用しません。

売買されたデリバティブ・ポジションは一つのポジションとしてみなすことができますが、以下のことを条件とします。

・　両方とも同じ原資産に関するものであること、もしくは、同じではなくても、原資産が債券の場合には、価格の動きという点で高い相関関係にあり、両方とも同じ通貨変動で現金決済されること
・　両方とも十分な流動性があり、日々時価評価されていること
・　どちらかのポジションが行使された場合、未払いのポジションに基づく実際のもしくは潜在的な債務を履行するために必要な保証がサブファンドにあるように取決めが為されていること

店頭取引として取引するオプション、金利スワップ、為替スワップ及び先渡契約は次の追加条件に従うことを条件として許諾します。

(1) スワップ商品はサブファンドが他の方法で引き継ぐことのないリスクを負わせてはなりません(例えば、サブファンドが直接のリスクを負うことのできない、商品又は発行体に対してリスクを負うこと、もしくは現金市場において負担する可能性のある損失より多額の損失を負うリスクをファンドに負わせること)。

(2) 取引に基づくサブファンドの債務は、常に、流動資産でなければなりません。

(3) 相手方は最低でもA-2もしくはこれに相当する信用格付けを有するものとし、もしくはサブファンドがA-2もしくはこれに相当する格付けを有するとみなされているものでなければなりません。格付けを有さない相手方である場合には、当該相手方の不履行による損失については、A-2もしくはこれに相当する格付けを有し、これを維持している事業体によりサブファンドが補償されることを条件に、当該相手方を容認することができます。

(4) 相手方に対するリスクはサブファンドの純資産総額の10%を超えてはなりません。(AIFルールブック集の第１章パートＩセクション１(ii)第８項(a)(b)及び(c)に定める機関の場合には30%を超えてはなりません。)。リスクには、サブファンドが相手方に対して負担する可能性のあるすべてのリスクを考慮しなければなりません。

(5) 投資顧問会社が、(a)相手方当事者が合理的な正確さと信頼のおける内容でOTCデリバティブを評価すること、及び(b)OTCデリバティブがサブファンドの提案によりいつでも公正価格にて反対売買することにより売却、清算又は手じまいが可能であることについて同意していること。

(6)サブファンドが利用する予定であるスワップ商品について本書に明白に記載し、主にスワップの構成要素を開示すること。

(7) 報告の対象となる期間中に行われたスワップ取引、相手方の名称及び結果的な約定金額について定期的な報告を行うこと。

スワップがクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」といいます。）であり、サブファンド側が保証する側である場合、さらに下記の２つの条件が適用されます。

(8) 当該契約はサブファンドにより毎日評価されるものとし、最低でも月に一度は独立した評価を受けなければなりません。

(9) CDSに付随するリスクは、半期ごとに独立した評価を受けるものとし、独立した報告書はサブファンドに提出され、サブファンドはこれを検討するものとします(独立した評価とは、サブファンドの運用に関連する事業体による評価であっても、かかる事業体が相手方から独立していれば成立します。)

かかるテクニック及び手法もしくは借入によるリスクの上限は、AIFルールブック集の第１章パートＩセクション１(ｉｉｉ)の条件及び制限に基づき、もしくはこの両者を通じて、当該サブファンドの純資産総額の25%を超えないものとします。

注：信用リスクはグローバル・ベースで検討すべきであり、例えば、相手方が発行する証券の直接保有によるリスク、預金額及び当該事業体とのデリバティブ取引などが含まれます。アイルランド中央銀行はリスクを抑えるために、当該相手方がサブファンドに担保を提供する取り決めを承認します。担保はAIFルールブック集の第１章パートＩセクション１(ｉｖ)第３項から第８項に従ったものとします。

その他のOTC 契約は個別的にアイルランド中央銀行により許可されます。

### ３　現先取引、モーゲージ証券のダラー・ロール取引、逆現先取引及び有価証券貸付契約

現先取引とは、サブファンドが銀行もしくは定評ある証券ディーラーから証券を購入し、同時にかかる証券を銀行もしくはディーラーに対して合意した日及び購入した証券の満期時の表面利率に関係のない利息の市場レートを反映した価格で再販売することを契約する取引です。逆現先取引とは、合意した価格、日程及び利息を支払うことを条件として証券を買戻すことを前提とした証券の売却です。モーゲージ証券のダラー・ロール取引では、サブファンドが抵当関連の証券をディーラーに売却し、同時に同類の証券（但し同一の証券ではない）を将来、あらかじめ決められた価格で買い戻すことに合意します。サブファンドは投資顧問会社が承認した相手方に有価証券貸付を行うことができます。

現先取引、逆現先取引(レポ契約)、モーゲージ証券のダラー・ロール取引及び有価証券貸付契約は通常の市場慣行に従ってのみ実行します。

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約に基づく担保は以下の形式とします。

(ｉ)現金

(ii)国債もしくはその他の公共証券

(iii)該当する機関が発行する預金証書(ここで「該当する機関」とは、AIFルールブック集の第１章パートＩセクション１(ii)第８項(a)(b)及び(c)に定める機関をいいます。)

(iv)該当する機関が発行する債券／コマーシャル・ペーパー

(ｖ)無条件かつ取消不能であり、三ヶ月以内の満期であり、該当する機関が発行する信用状

(vi)集中保管機構(CSD)商品

但し、以下のことを条件とします。

－集中制限の対象となること

－該当する証券が上記(ii)から(v)までの分類に属すこと、もしくはFTSE100種総合株価指数等、世間に認められた指標の構成要素であること

－該当する証券が該当するファンドの投資目的及び方針と一致していること

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは株式貸借取引の満了まで、当該契約もしくは取引に基づく担保は

1．日次で時価評価されなければなりません。

2．常に投資額もしくは貸借株式の評価額に相当するもしくはこれを超過する価値がなければなりません。

3．受託会社もしくはその代理人に移転されなければなりません。

4．相手方当事者に不履行が生じた場合、相手方当事者に対する償還義務のない形で、サブファンドに直ちに提供されなければなりません。

現金以外の担保の場合：

1．売却もしくは担保を設定してはなりません。

2．相手方当事者の信用取引で保管されなければなりません。

3．相手方から独立している事業体が発行したものでなければなりません。

現金担保の場合：

現金は下記以外のものは投資してはなりません。

1．５営業日以内もしくはレポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約に基づくこれよりも短い期間で引き出すことのできる、該当する機関における預金。

2．政府発行有価証券もしくはその他の公債

3．上記の「現先取引、逆現先取引及び有価証券貸付契約」の(iii)に定める預金証書

4．上記の「現先取引、逆現先取引及び有価証券貸付契約」の(ｖ)に定める信用状

5．本書の規定に基づく現先契約

6．AAAの格付けを維持している毎日取引される短期金融資産投資信託。この場合には分散投資の条件は適用されません。関連のあるサブファンドに投資される場合、AIFルールブック集の第１章パートＩセクション１(ii)第13項に従い原短期金融資産投資信託は申込み費用、乗換費用もしくは償還費用を徴収できません。本項の毎日取引される短期金融資産投資信託は分散投資の条件は適用されません。

サブファンドの信用取引において投資された現金担保で、政府発行有価証券もしくはその他の公債、もしくはMMFに投資された現金担保以外のものは、一つの担保の30%超が同一機関の証券に投資もしくは同一機関に預託されないよう、分散しなければなりません。

投資された現金担保は、相手方当事者もしくは関連のある会社に預託、もしくは当該機関が発行した証券に投資することはできません。

上記の規定にもかかわらず、一般的に認められているCSDが組織した有価証券貸付プログラムに参加することができます。但し、当該プログラムがシステム運用者により保証されていることを条件とします。

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約の相手方は最低でもA-2もしくはこれに相当する信用格付けを有する者、もしくは投資顧問会社がA-2もしくはこれに相当する格付けに相当するとみなした者でなければなりません。また、格付けを受けていない相手方当事者の場合には、当該相手方の不履行による損失については、A-2もしくはこれに相当する格付けを有し、これを維持している事業体により該当するサブファンドが補償されることを条件に、かかる相手方を容認します。

サブファンドはいつでも有価証券貸付契約を終了し、貸付証券の全部又は一部の返還を要求する権利を有します。当該契約は、かかる通知がなされた際には、借主は証券を５営業日もしくは通常の市場慣行により定められているその他の期間中に証券を返還する義務を負う旨を定めなければなりません。

レポ契約、モーゲージ証券のダラー・ロール取引もしくは有価証券貸付契約はAIFルールブック集の第１章パートＩセクション１(i)及び１(iii)に定める借入もしくは貸付ではありません。

**4　発行日取引、遅延引渡し又は先渡予約に基づいて購入された証券**

サブファンドは、純資産総額の25%までを、発行日取引、遅延引渡し又は先渡予約に基づいて購入された証券、つまり当該証券についての通常の決済日以降サブファンドに引き渡される証券を、定められた価格及び利回りで投資することができます。サブファンドは当該証券を受領するまで、これについての支払を行わず、これに関する利息は発生しません。しかし、サブファンドが発行日取引、遅延引渡し又は先渡予約に基づいた証券の購入義務を負った場合、サブファンドは価格変動リスクを含む所有のリスクを負担することとなります。発行体が発行日取引、遅延引渡し又は先渡予約に基づいて購入した証券を引き渡すことができなかった場合、ファンドは損失を被り、もしくは異なる投資を行う機会を失います。

**5　為替リスクについての対応策**

サブファンドは資産及び債務の管理のために、為替リスクに対する防御策としての手法及び商品を採用することができます。特にファンドは、

(1) 為替オプションを採用することができます。

(2) １つの通貨に関するリスクをヘッジするために、２つの通貨の制度上及び将来の関係に基づき、関連のある通貨について為替予約取引を締結することができます。

(3) 店頭契約を利用することができます。

但し、該当するサブファンドの為替リスクはいかなる方法でもレバレッジしてはなりません。

サブファンドが保有する譲渡性有価証券の為替リスクの特性を変化させる為替取引は(1) リスクの縮小、(2) 費用削減、(3) サブファンドへの資本もしくは収入の増加の目的のためにのみ行うことができ、サブファンドが保有している譲渡性有価証券から発生するキャッシュ・フローにより完全に保証されていなければなりません。このような取引は投機的であってはならず、自己の利益のための投資であってはなりません。サブファンドのためのこのような取引の詳細は、サブファンドの「投資方針」に定められています。サブファンドは為替取引の利用によりレバレッジ又はギアリングしてはなりません。AIFルールブック集に定められた一般的な条件も適用されます。特に、サブファンドが保有している譲渡性有価証券の為替リスクの特性を変化させる為替取引は、当該サブファンドの投資目的に従って利用するものとし、当該サブファンドがリスクを負う通貨は、当該サブファンドが直接投資することのできる通貨でなければならず、経済的に継続可能でなければなりません。

報告の対象となる期間中に行われた取引の詳細及び結果的な約定金額は、定期的な報告書に記載します。

**6　金利リスクについての対応策**

上記の内容を制限することなく、サブファンドは資産及び債務の管理のために、為替リスクに対する防御策としての手法及び商品を採用することができます。この点について、サブファンドは金利スワップ及びスプレッド・ロック契約を含む（これに限定されない）スワップ関連商品を採用することができます。スプレッド・ロック契約とはスワップ・スプレッド（スワップ契約に使用される利回りの格差）についての先渡契約です。ファンドはこれらの契約を通じてレバレッジ又はギアリングされません。

【別紙２】

## 証券格付け

下記は主要な信用格付機関三社による信用格付けに関する説明です。信用格付けは元本と利払いの安全性のみを評価するものであり、質の低い証券の市場評価リスクを評価するものではありません。格付機関は後発事象を反映して適宜格付けを変更することを怠る場合があります。副投資顧問会社は投資判断をする場合、証券の格付けを考慮しますが、独自の投資分析も行い、格付機関が割り当てた格付けのみに依拠することはありません。

### スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス

| 債券格付け | 内容 |
|---|---|
| 投資適格 | |
| AAA | 債務を履行する能力が非常に高いです。元本と利息を支払う能力が極めて高いです。 |
| AA | 債務を履行する能力が高いです。元本と利息を支払う能力が非常に高いです。 |
| A | 債務を履行する能力は高いですが、状況の変化や経済環境の悪化からより影響を受けやすいです。 |
| BBB- | 元利金の支払い能力は適切ですが、高い格付けを有する債券と比べて、経済状況や状況の悪化によって当該債務を履行する能力が低下する可能性がより高いです。 |

| 投資適格未満 | |
|---|---|
| BB+，B，CCC，CC，C | 発行体の元利金支払い能力の投機的要素が強いとみなされます。この中で「BB」は投機的要素が最も低く、「C」は投機的要素が最も高いことを示します。これらの債務は、ある程度の質と債権者保護の要素を備えている場合もありますが、その効果は、不確実性の大きさや事業環境悪化に対する脆弱さに打ち消されてしまう可能性があります。 |
| D | 債務不履行に陥っています。 |

### ムーディーズ・インベスター・サービス・インク

| 債券格付け | 内容 |
|---|---|
| 投資適格 | |
| Aaa | 信用力が最も高く、信用リスクが限定的であると判断される債務に対する格付けです。 |
| Aa | 信用力が高く、Aaaとともに信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付けです。 |
| A | 中級の上位で、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付けです。 |
| Baa | 信用リスクが中程度と判断される債務に対する格付けです。元利金の支払いは現在は適切と思われますが、一定の保護要因が欠けている、もしくは時間の経過とともにこれに頼れなくなる可能性があります。 |

| | |
|---|---|
| 投資適格未満 | |
| Ba | さらに不安定で投機的要素をもち、元利金の支払いの保護は景気動向に関わらず保護されない可能性があります。 |
| B | 望ましい投資の条件を欠いており、元利金の支払いが期日通りに行われる可能性が低く、時間の経過とともに、契約条件の維持が保証できなくなる可能性があります。 |
| Caa | 安全性が低く、債務不履行に陥っている場合があり、元利金の支払いが危ない場合があります。 |
| Ca | 投機性が高く、債務不履行もしくはその他の欠陥がある場合があります。 |
| C | 最も低く、今後投資適格となる可能性も極めて低いです。 |

**フィッチ**

| 債券格付け | 内容 |
|---|---|
| 投資適格 | |
| AAA | 信用力が最も高く、信用リスクが最も低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力が極めて高いといえます。 |
| AA | 信用力が非常に高く、信用リスクが非常に低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力が非常に高いといえます。 |
| A | 信用力が高く、信用リスクが低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力は高いと想定されますが、上位格付のものに比べて、経営又は経済環境の悪化により影響を受けやすい可能性があります。 |
| BBB | 信用力が良好であり、信用リスクが現時点では低いと予想されていることを示しています。金銭債務の履行能力は概ね十分にあると考えられますが、経営又は経済環境の悪化により当該能力が損なわれる可能性が上位格付に比べると高いといえます。 |

| | |
|---|---|
| 投資適格未満 | |
| BB | 投機的であり、経済環境が時間の経過と共に悪化した場合、信用リスクが高まることを示しています。ただし、債務履行を支える経営又は財務の柔軟性は認められます。 |
| B | 非常に投機的であり、財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、高い回復力の可能性が残っていることを示しています。 |
| CCC | 財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均以上の回復力の可能性が残っていることを示しています。 |
| CC | 財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均又は平均以下の回復力の可能性が残っていることを示しています。 |
| C | 財政難又は債務不履行の予兆はあるものの、平均以下の回復力の可能性が残っていることを示しています。 |
| D | 債務不履行に陥っています。 |

**関連する副投資顧問会社が投資適格有価証券に相当すると判断しない限り、格付けのない証券は投資適格未満の証券として扱います。複数の格付機関から異なる格付けを有する有価証券（「スプリット・レート証券」）に付与する評価を算定するに際しては、（ｉ）格付機関三社が当該有価証券に格付けを付与している場合には三社中の中位の格付け、そして（ii）当該有価証券に格付機関二社のみが格付けを付与している場合には低い方の格付けとなります。**

【別紙３】

## 定義

| | |
|---|---|
| 「AIF」 | AIFM指令に定められる意味における、オルタナティブ投資ファンドをいいます。 |
| 「AIFルールブック集」 | アイルランド中央銀行の定めるAIFルールブック集（その後の修正、補足又は再規定を含みます。）をいいます。 |
| 「AIFM」 | オルタナティブ投資ファンド運営者に関する2011年６月８日付欧州議会及び理事会の指令（2011／61／EU）に定められる意味における、オルタナティブ投資ファンド運営者をいいます。 |
| 「AIFM規則」 | 2013年欧州連合規則(オルタナティブ投資ファンド運営者)（その後の修正を含みます。）をいいます。 |
| 「AIFM指令」 | オルタナティブ投資ファンド運用指令（2011／61／EU）（その後の修正を含みます。）をいいます。 |
| 「個人投資家向けAIF」 | アイルランド中央銀行のAIFルールブック集第１章に従い、アイルランド中央銀行により認可された、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドをいいます。 |
| 「当ファンド」、「当トラスト」又は「ファンド」 | ジャナス・セレクション（Janus Selection）をいいます。 |
| 「クラス」 | 当ファンドが有する、各12種類又は６種類の米ドル建てと円建てのクラスをいいます。 |
| 「サブファンド」 | 別途記載のない限り、当ファンドが有する、各12種類又は６種類の米ドル建てと円建てのクラスを有する18種類のサブファンドをいいます。 |
| 「受益証券」 | 当ファンドが有する、各12種類又は６種類の米ドル建てと円建てのクラスに対応する受益証券をいいます。 |

| | |
|---|---|
| 「ファンド営業日」 | ジャナス・ジャパン・ファンド以外：<br><br>ニューヨーク証券取引所の営業日（但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。）（その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。）をいいます。ジャナス・ジャパン・ファンド：<br><br>ニューヨーク証券取引所の営業日（但し、12月26日、27日、28日のいずれかのうちアイルランドの銀行が休業日とされる日を除きます。）、かつ、銀行が東京において通常営業している日（但し、土曜日、日曜日及び休業日を除きます。）（その他、投資顧問会社が管理事務代行会社・管理会社・保管受託会社の同意を得て決定した日を含みます。）をいいます。 |
| 「取扱日」 | ファンド営業日でかつ販売会社又は販売取扱会社の営業日(取扱除外日を除きます。) |
| 「申込代金」 | 申込金額に申込手数料並びに当該申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した額をいいます。 |
| 「販売会社」 | 「第一部、(8) 申込取扱場所」に販売会社として記載されたものをいいます。 |
| 「販売取扱会社」 | 「第一部、(8) 申込取扱場所」に販売取扱会社として記載されたものをいいます。 |
| 「払込期日」 | 販売会社又は販売取扱会社が申込みを受け付けた日から５取扱日 |
| 「アンダーライイング・ファンド」 | ジャナス・キャピタル・ファンドの対応する各サブファンドであるジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド、ジャナス・ハイイールド・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、パーキンス・USストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・USトゥエンティ・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド及びジャナス・ジャパン・ファンドをいいます。 |
| 「UCITS規制」 | 2011年ヨーロッパ共同体規則（譲渡性証券を投資対象とする投資信託に関する事業）をいいます。 |
| 「信託証書」 | 2001年７月31日付でアイルランド銀行との間で締結された信託証書及びその補足信託証書を総称していいます。 |
| 「管理会社」 | ジャナス・キャピタル・トラスト・マネジャー・リミテッドをいいます。 |

| | |
|---|---|
| 「保管受託会社」 | シティ・デポジタリー・サービシズ・アイルランド・リミテッド又は管理会社がアイルランド中央銀行の要件に従って当ファンドの保管受託会社として随時任命するその他の者をいいます。 |
| 「投資顧問会社」又は「総販売会社」 | ジャナス・キャピタル・インターナショナル・リミテッドをいいます。 |
| 「管理事務代行会社」 | シティバンク・ヨーロッパ・ピーエルシーをいいます。 |
| 「FCA」 | 英国金融行動監視機構をいいます。 |
| 「規制市場」 | アンダーライイング・ファンドの投資対象となる証券が取引されている株式市場もしくは規制市場をいいます。 |
| 「REIT」 | 不動産投資信託をいいます。 |
| 「米国の発行体」 | 米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている発行体（米国企業を含みます。）をいいます。 |
| 「政府証券」 | 政府、州、地方自治体及びその他政治的下部組織（政府機関や支部などを含みます。）が発行もしくは保証する譲渡可能証券をいいます。 |
| 「債券」 | 転換社債及び非転換社債、固定利付債及び変動利付債、ゼロ・クーポン債、割引債、無担保債、定期預金証書、銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー、財務省短期証券などを含むがこれらに限定されない、債務証券及び債務関連証券を意味しますが、ローン・パーティシペーションは含まれません。 |
| 「新興市場」 | MSCIワールド・インデックスに含まれていない国々及び／又は世界銀行による高所得OECD諸国の定義に含まれていない国々をいいます。 |
| 「米国企業」 | 米国において設立され、又はその事業の大部分を米国内で行っており、米国において証券が取引されている企業をいいます。 |
| 「仕組債」 | 満期時の価格又は金利が通貨、金利、株式、インデックス、商品価格又はその他の金融指標に連動している短期又は中期の債券をいいます。 |
| 「オプション」 | 原資産もしくは商品を、指定された価格（行使価格）で指定された期間中もしくは期間の終了時に売買する権利を意味します。 |
| 「先物契約」 | 一方の当事者が特定量の原資産を特定の価格及び日時に相手方当事者に売却することを約束する契約をいいます。 |
| 「スワップ」 | 異なる性質を有する原資産からの利益をお互いに支払うことを当事者間で合意する契約をいいます。 |

| | |
|---|---|
| 「内国歳入法」 | 1986年米国内国歳入法（その後の修正を含む。）をいいます。 |
| 「本件ファンド」 | 管理会社、投資顧問会社、保管受託会社、総販売会社、もしくは管理事務代行会社は随時当ファンドもしくは当ファンドと類似する投資目的を有する当ファンド以外の投資会社もしくは集合投資スキームをいいます。 |
| 「ベース報酬」 | 当ファンドに対して提供するサービスの報酬として現在運用されている各サブファンドについて35,000米ドル相当の年額ベース報酬をいいます。 |
| 「取締役会」 | 別途記載のない限り、当ファンドの管理会社の取締役会をいいます。 |
| 「TCA」 | アイルランドの1997年租税統合法（その後の改正を含みます。）をいいます。 |
| 「アイルランド非居住者」 | アイルランドの居住者もしくは通常居住者ではない者をいいます。 |
| 「アイルランド居住受益者」 | アイルランド居住者である、もしくはアイルランドに通常居住している受益者をいいます。 |
| 「財務書類」 | 第二部「ファンド情報」の「第３　ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表をいいます。 |
| 「CDS」 | クレジット・デフォルト・スワップのことをいいます。 |
| 「オムニバス口座」 | 販売会社又は販売取扱会社がその顧客のために開設する口座をいいます。 |
| 「投資家用口座」 | サブファンドの申込み及び償還並びにその他の関連する投資活動を行うためにシティバンク・エヌエーに開設された取引口座をいいます。 |
| 「連続売買」 | 同じファンドの受益証券について申込み及び買戻しを行うことをいいます。 |
| 「変換日」 | クラスB受益証券が同一のサブファンドで表示通貨が同一のクラスA受益証券に自動的に変換される、クラスB受益証券の国内約定日の６年目の応答日をいいます。 |
| 「クラス費用」 | いずれかの法域又は証券取引所、規制市場もしくは決済システムにおいて一つのクラスの届出にかかる費用及びかかる届出から発生するその他の費用、特定のクラスに配分された為替手数料及び為替ヘッジ費用、並びに本書に開示されたその他の発生費用をいいます。 |
| 「交付目論見書」 | 有価証券届出書に記載される内容のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを記載した目論見書をいいます。 |

「請求目論見書」　有価証券届出書と実質的に同一の内容（第三部の第2から第5までに掲げる事項を除く）を記載した目論見書をいいます。

「投信法」　「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）をいいます。

「適格集合投資ファンド」　EU加盟国において設立され、UCITS指令に基づき承認されたファンド及び／又は以下のオープンエンド型集合投資ファンドをいいます。

a.　ガーンジー島において設立され、「クラスAスキーム」として認可されたもの

b.　ジャージー島において設立された「認可ファンド」

c.　マン島において設立された「認可スキーム」

d.　アイルランド中央銀行が認可した個人投資家向けAIFで、UCITS規制及びアイルランド中央銀行規則のすべての重要な規定を遵守しているもの

e.　EEA加盟国、米国、ジャージー島、ガーンジー島又はマン島において認可されたAIFで、UCITS規制及びアイルランド中央銀行規則のすべての重要な規定を遵守しているもの

f.　アイルランド中央銀行が認めたその他のファンド

「UCITS指令」　譲渡性証券を投資対象とする投資信託（UCITS）の引受けに関連する法律、規制及び管理規定の整合に関する2009年７月13日付欧州議会及び理事会の指令（2009/65/EC）及び随時行われる修正、補足又は差替え後のものをいいます。

(訳文)

# 独立監査人の監査報告書

ジャナス・セレクションのジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの受益者に対する独立監査人の監査報告書

私どもは、ジャナス・セレクションの各ファンドの2014年12月31日終了会計年度の財務書類、すなわちトラストの各ファンドの貸借対照表、損益計算書、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書、投資有価証券明細表及び関連する注記について監査を行った。かかる財務書類の作成に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランド法及びアイルランドにおける財務報告評議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が発布した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行）である。

## 管理会社及び会計監査人のそれぞれの責任

６ページ（訳者注：原文）の「管理会社の責任に関する説明」で詳述されている通り、管理会社は真実及び公正な概観を与える財務書類を作成する責任を負っている。私どもの責任は、アイルランド法及び国際監査基準（英国及びアイルランド）に従って、財務書類を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会による監査人の倫理基準に準拠することを要求している。

意見を含むこの報告書は、各ファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他のいかなる目的のために作成されたものではない。私どもは、これらの意見を表明するにあたり、この報告書を見たり、又は書面による我々の事前承諾による特別な同意のもとでこの報告書を手元に保有するいかなる目的もしくはいかなる相手に対しても、責任を認めたり、責任を負ったりするものではない。

## 財務書類の監査範囲

監査は、財務書類中の金額及び開示について、財務書類に不正や誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を与えるのに十分な証拠を入手することを含んでいる。これには、会計方針がファンドの状況に照らして適切であり、首尾一貫して適用され、適正に開示されているかどうか、管理会社が実施した重要な会計上の見積りの妥当性、並びに財務書類全体の表示についての評価が含まれている。また、私どもは監査済財務書類との重大な矛盾を識別し、また監査の実施過程で得た知識に照らして明らかに誤っている情報または当該知識と不一致な情報で重要性のあるものを識別する目的で、年次報告書中のすべての財務情報及び非財務情報を通読した。明白かつ重要な虚偽表示や矛盾を認識した場合、私どもは、私どもの報告書への影響について考慮している。

## 財務書類に対する意見

私どもの意見では、この財務書類は、

- 各ファンドの2014年12月31日現在の財政状態及び同日に終了した会計年度の経営成績について、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って真実かつ公正な概観を与えている。
- 1990年のユニット・トラスト法の要件に準拠して適切に作成されている。

## その他の事象に対する意見

- 私どもは、私どもの監査に必要であると考えるすべての情報及び説明を入手した。
- 私どもは、管理会社が会計帳簿を適正に維持していることを認める。
- ファンドの財務書類は、会計帳簿と整合している。

プライスウォーターハウスクーパース
勅許会計士及び登録済監査人
ダブリン
2015年４月16日

次へ

# Independent Auditors' Report

INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE UNITHOLDERS OF JANUS TWENTY FUND, JANUS BALANCED FUND, JANUS STRATEGIC VALUE FUND, JANUS GLOBAL REAL ESTATE FUND, JANUS FLEXIBLE INCOME FUND AND JANUS HIGH YIELD FUND OF JANUS SELECTION

We have audited the financial statements of the funds of Janus Selection for the year ended 31 December 2014 which comprise the Balance Sheets, the Income Statements, the Statement of Changes in Net Assets Attributable to Holders of Redeemable Units, the Portfolio Investments and the related notes for each of the funds of the trust. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

RESPECTIVE RESPONSIBILITIES OF THE MANAGER AND AUDITORS

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 6, the manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the unit holders of each of the funds and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

SCOPE OF THE AUDIT OF THE FINANCIAL STATEMENTS

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the funds circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the manager; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

OPINION ON FINANCIAL STATEMENTS

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland of the state of the funds affairs as at 31 December 2014 and of their results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act 1990.

OPINIONS ON OTHER MATTERS

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the Manager.
- The financial statements of the funds are in agreement with the books of account.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin
16 April 2015

---

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。

次へ

## 独立監査人の監査報告書
## ジャナス･キャピタル･トラスト･マネージャー･リミテッドの構成員各位

当監査法人は、ジャナス･キャピタル･トラスト･マネージャー･リミテッドの2014年12月31日終了年度の財務諸表、すなわち、損益計算書、貸借対照表、会計方針に関する説明及び関連注記1～13について監査を行った。財務諸表作成に適用された財務報告フレームワークは、アイルランド法、及び、財務報告評議会が公表しアイルランド勅許会計士協会が発行した会計基準（「アイルランドで一般に公正妥当と認められた会計実務」）に準拠している。

本監査報告書は、1990年会社法第193条に基づき、会社の機関としての構成員のみを対象として作成されている。我々の監査業務は、監査報告書に会社の構成員に対し報告が求められている事項を記載できるように実施したもので、それ以外の目的で行ったものではない。当監査法人は、我々の監査業務、本監査報告書、及び我々が形成した意見について、会社又は会社の機関としての構成員以外のいかなる者に対しても、法的に許される限りにおいて責任を負わない。

### 取締役及び監査人のそれぞれの責任

「取締役の責任に関する説明」で詳細に説明したとおり、取締役の責任は、真実且つ公正な概観を示す財務諸表を作成することにある。当監査法人の責任は、アイルランド法及び国際監査基準（英国及びアイルランド）に準拠して実施した監査に基づいて、財務諸表に対する意見を表明することにある。これらの基準は、当監査法人に監査実務委員会の監査人倫理基準を遵守することを求めている。

### 財務諸表の監査範囲

監査は、財務諸表の金額及び開示に関して、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るに十分な証拠を入手することを含む。また、会計方針が会社の状況に照らして適切であり、継続して適用され、且つ適切に開示されているか、取締役の行った重要な会計上の見積りの合理性、並びに財務諸表全体の表示に関する評価も含む。また、年次報告書及び監査済財務諸表におけるすべての財務情報及び非財務情報について、監査済財務諸表との重要な相違を識別し、監査の実施過程において得た知識に基づき、明らかに著しく不正確である又は著しく相違している情報を識別するための検討を行っている。明らかな虚偽表示又は相違がある場合には、監査報告書への影響についても考慮している。

### 財務諸表に関する意見

我々の意見では、当財務諸表は、

- 2014年12月31日現在の会社の財政状態及び同日に終了した年度の損失に関して、アイルランドで一般に公正妥当と認められた会計実務に従って、真実且つ公正な概観を示しており、且つ、
- 1963年―2013年会社法に従って適正に作成されているものと認める。

### 1963年―2013年会社法により当監査法人が報告を義務付けられている事項

- 我々は、監査の目的上、必要と考えるすべての情報及び説明を入手した。
- 我々の意見では、会計帳簿が会社によって適切に維持されていると認める。
- 当該財務諸表は、会計帳簿と一致している。
- 我々の意見では、取締役報告書に記載されている情報は本財務諸表と整合している。
- 貸借対照表に表示されている会社の純資産は払込資本金の2分の1を超えており、我々の意見では、この基準によると、1983年改正会社法第40条第1項に基づき臨時株主総会の招集を要する財政状態が2014年12月31日時点で存在していなかったと考える。

**例外として当監査法人が報告を義務付けられている事項**

**我々の意見では、法律により規定された取締役の報酬及び取引に関する開示が行われていない場合に、我々が会社に報告することを義務付けている1963年―2013年会社法の規定に従って報告すべき事項はない。**

**（署名）**

**ガラス・マーシャル**（Garrath Marshall）
**デロイト エルエルピーを代表して**
**勅許会計士及び法定監査法人**
**英国ロンドン市**
2015**年**4**月**16**日**

前へ　次へ

# INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

We have audited the financial statements of Janus Capital Trust Manager Limited for the year ended 31 December 2014 which comprise the Profit and Loss Account, the Balance Sheet, the Statement of Accounting Policies and the related notes 1 to 13. The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

**Respective responsibilities of directors and auditors**

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities, the directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

**Scope of the audit of the financial statements**

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report and audited financial statements to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

**Opinion on financial statements**

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the state of the affairs of the Company as at 31 December 2014 and of the loss for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the Companies Acts, 1963 to 2013.

**Matters on which we are required to report by the Companies Acts, 1963 to 2013**

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the Company.
- The financial statements are in agreement with the books of account.
- In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.
- The net assets of the Company, as stated in the Balance Sheet are more than half of the amount of its called-up share capital and, in our opinion, on that basis there did not exist at 31 December 2014 a financial situation which under Section 40(1) of the Companies (Amendment) Act, 1983 would require the convening of an extraordinary general meeting of the Company.

**Matters on which we are required to report by exception**

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Acts, 1963 to 2013 which require us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

Garrath Marshall
For and on behalf of Deloitte LLP
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
London, United Kingdom
16 April 2015

前へ

(訳文)

# 独立監査人の監査報告書

ジャナス・セレクションのジャナス・トゥエンティ・ファンド、ジャナス・バランス・ファンド、ジャナス・ストラテジック・バリュー・ファンド、ジャナス・グローバル・リアルエステート・ファンド、ジャナス・フレキシブル・インカム・ファンド及びジャナス・ハイイールド・ファンドの受益者に対する独立監査人の監査報告書

## 財務諸表に対する報告書
### 監査意見

私どもの意見では、ジャナス・セレクションの財務諸表（以下「財務諸表」という。）は、

- ファンドの2015年12月31日現在の資産、負債及び財政状態並びに同日終了会計年度の経営成績について、真実かつ公正な概観を与えている。
- アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して適切に作成されている。
- 1990年のユニット・トラスト法の要件に準拠して適切に作成されている。

### 監査範囲

財務諸表は、以下により構成されている。

- 2015年12月31日現在の貸借対照表
- 同日終了会計年度における損益計算書
- 同日終了会計年度における買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書
- 2015年12月31日現在の各ファンドの投資有価証券明細表
- 重要な会計方針の要約及び他の説明情報を含む各ファンドの財務諸表に対する注記

かかる財務諸表の作成に適用されている財務報告の枠組みは、FRS第102号「英国及びアイルランドにおいて適用される財務報告基準」を含む、アイルランド法及びアイルランドにおける財務報告評議会が発行しアイルランド勅許会計士協会が発布した会計基準（アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行）である。

財務報告の枠組みを適用する際に、管理会社は、重要な会計上の見積り等に関して、多くの重要な判断を下した。かかる見積りを行う際に、管理会社は一定の仮定のもと、将来の事象を考慮した。

## 財務諸表及び監査に関する責任
### 私どもの責任と管理会社の責任

５ページ（訳者注：原文）の「管理会社の責任に関する説明」で詳述されている通り、管理会社は真実及び公正な概観を与える財務諸表を作成する責任を負っている。

私どもの責任は、アイルランド法及び国際監査基準（英国及びアイルランド）に従って、財務諸表を監査し、意見を表明することである。当該基準は、私どもが監査実務審議会による監査人の倫理基準に準拠することを要求している。

意見を含むこの報告書は、各ファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他のいかなる目的のために作成されたものではない。私どもは、これらの意見を表明するにあたり、この報告書を見たり、又は書面による我々の事前承諾による特別な同意のもとでこの報告書を手元に保有するいかなる目的もしくはいかなる相手に対しても、責任を認めたり、責任を負ったりするものではない。

**財務諸表監査に関する事項**

私どもは国際監査基準（英国およびアイルランド）に従って監査を実施した。監査は、財務諸表中の金額及び開示について、財務諸表に不正や誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を与えるのに十分な証拠を入手することを含んでいる。これには、以下についての評価が含まれている。

・会計方針がファンドの状況に照らして適切であり、首尾一貫して適用され、適正に開示されているかどうか
・管理会社が実施した重要な会計上の見積りの妥当性
・財務諸表全体の表示

私どもは、入手可能な証拠に照らして管理会社の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務諸表における開示を評価することで、これらの領域における手続を重点的に実施した。

私どもは、私どもの結論の合理的基礎を得るのに必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施した。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を実施することで監査証拠を入手した。

また、私どもは監査済財務諸表との重大な矛盾を識別し、また監査の実施過程で得た知識に照らして明らかに誤っている情報または当該知識と不一致な情報で重要性のあるものを識別する目的で、年次報告書及び法定財務諸表中のすべての財務情報及び非財務情報を通読した。明白かつ重要な虚偽表示や矛盾を認識した場合、私どもは、私どもの報告書への影響について考慮している。

プライスウォーターハウスクーパース
勅許会計士及び登録済監査人
ダブリン
2016年４月27日

次へ

# Independent Auditors' Report

## INDEPENDENT AUDITORS' REPORT TO THE UNITHOLDERS OF JANUS TWENTY FUND, JANUS BALANCED FUND, JANUS STRATEGIC VALUE FUND, JANUS GLOBAL REAL ESTATE FUND, JANUS FLEXIBLE INCOME FUND AND JANUS HIGH YIELD FUND OF JANUS SELECTION

### Report on the financial statements

### Our opinion

In our opinion, Janus Selection financial statements (the "financial statements"):

- give a true and fair view of the Funds' assets, liabilities and financial position as at 31 December 2015 and of their results for the year then ended;
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trusts Act 1990.

### What we have audited

The financial statements comprise:

- the Statement of Financial Position as at 31 December 2015;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Net assets Attributable to Holders of Redeemable Units for the year then ended;
- Portfolio Investments for each of the Funds as at 31 December 2015 and
- the notes to the financial statements for each of the Funds which include a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

In applying the financial reporting framework, the manager has made a number of subjective judgements, for example in respect of significant accounting estimates. In making such estimates, the manager has made assumptions and considered future events.

## RESPONSIBILITIES FOR THE FINANCIAL STATEMENTS AND THE AUDIT

### Our responsibilities and those of the manager

As explained more fully in the Statement of Manager's Responsibilities set out on page 5, the manager is responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of each of the Funds as a body and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

**What an audit of financial statements involves**

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the Funds' circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the manager; and
- the overall presentation of the financial statements.

We primarily focus our work in these areas by assessing the manager's judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

We test and examine information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we consider necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtain audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report and Statutory Financial Statements to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors

Dublin

27 April 2016

---

**（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。**

次へ

# 独立監査人の監査報告書
# ジャナス･キャピタル･トラスト･マネージャー･リミテッドの構成員各位

当監査法人は、ジャナス･キャピタル･トラスト･マネージャー･リミテッドの2015年12月31日終了会計年度の財務諸表、すなわち、損益計算書及び包括利益計算書、貸借対照表、株主持分変動計算書、重要な会計方針に関する説明及び関連注記1～13について監査を行った。財務諸表作成に適用された財務報告フレームワークは、2014年会社法及びFRS第102号、英国及びアイルランド共和国において適用される財務報告基準（「財務報告フレームワーク」）である。

本監査報告書は、2014年会社法第391条に基づき、会社の機関としての構成員のみを対象として作成されている。我々の監査業務は、監査報告書に会社の構成員に対し報告が求められている事項を記載できるように実施したもので、それ以外の目的で行ったものではない。当監査法人は、我々の監査業務、本監査報告書、及び我々が形成した意見について、会社又は会社の機関としての構成員以外のいかなる者に対しても、法的に許される限りにおいて責任を負わない。

## 取締役及び監査人のそれぞれの責任

「取締役の責任に関する説明」で詳細に説明したとおり、取締役の責任は、財務諸表を作成し、その財務諸表が真実且つ公正な概観を示しており、他の点において2014年会社法を遵守していると納得することにある。当監査法人の責任は、2014年会社法及び国際監査基準（英国及びアイルランド）に準拠して実施した監査に基づいて、財務諸表に対する意見を表明することにある。これらの基準は、当監査法人に監査実務委員会の監査人倫理基準を遵守することを求めている。

## 財務諸表の監査範囲

監査は、財務諸表の金額及び開示に関して、財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないことの合理的な保証を得るに十分な証拠を入手することを含む。また、会計方針が会社の状況に照らして適切であり、継続して適用され、且つ適切に開示されているか、取締役の行った重要な会計上の見積りの合理性、並びに財務諸表全体の表示に関する評価も含む。また、年次報告書及び監査済財務諸表におけるすべての財務情報及び非財務情報について、監査済財務諸表との重要な相違を識別し、監査の実施過程において得た知識に基づき、明らかに著しく不正確である又は著しく相違している情報を識別するための検討を行っている。明らかな虚偽表示又は相違がある場合には、監査報告書への影響についても考慮している。

## 財務諸表に関する意見

我々の意見では、当財務諸表は、

- 2015年12月31日現在の会社の資産、負債及び財政状態、並びに同日に終了した会計年度の損失に関して、真実且つ公正な概観を示しており、且つ、
- 財務報告フレームワーク、特に2014年会社法の要件に従って適正に作成されているものと認める。

## 2014年会社法により当監査法人が報告を義務付けられている事項

- 我々は、監査の目的上、必要と考えるすべての情報及び説明を入手した。
- 我々の意見では、会社の会計記録は当該財務諸表が容易且つ適切に監査されるに十分である。
- 当該財務諸表は、会計記録と一致している。
- 我々の意見では、取締役の報告書に記載されている情報は当該財務諸表と整合している。

# 独立監査人の監査報告書
## ジャナス･キャピタル･トラスト･マネージャー･リミテッドの構成員各位(続き)

**例外として当監査法人が報告を義務付けられている事項**

**我々の意見では、法律により規定された取締役の報酬及び取引に関する開示が行われていない場合に、我々が会社に報告することを義務付けている2014年会社法の規定に従って報告すべき事項はない。**

**(署名)**

**ガラス･マーシャル** (Garrath Marshall)
**デロイト エルエルピーを代表して**
**勅許会計士及び法定監査法人**
**英国ロンドン市**
2016**年**4**月**20**日**

前へ　　次へ

# INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBERS OF JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED

We have audited the financial statements of Janus Capital Trust Manager Limited for the financial year ended 31 December 2015 which comprise the Profit and Loss Account and Statement of Comprehensive Income, the Balance Sheet, the Statement of Changes in Equity, the Statement of Significant Accounting Policies and the related notes 1 to 13. The relevant financial reporting framework that has been applied in their preparation is the Companies Act 2014 and FRS 102, the Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland ("relevant financial reporting framework").

This report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

**Respective responsibilities of directors and auditor**

As explained more fully in the Directors' Responsibilities Statement, the directors are responsible for the preparation of the financial statements and for being satisfied that they give a true and fair view and otherwise comply with the Companies Act 2014. Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with the Companies Act 2014 and International Standards on Auditing (UK and Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

**Scope of the audit of the financial statements**

An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of: whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed; the reasonableness of significant accounting estimates made by the directors; and the overall presentation of the financial statements. In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report and audited financial statements to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

**Opinion on financial statements**

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 31 December 2015 and of the loss for the financial year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the relevant financial reporting framework and, in particular, with the requirements of the Companies Act 2014.

# INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE MEMBER OF JANUS CAPITAL TRUST MANAGER LIMITED (CONTINUED)

## Matters on which we are required to report by the Companies Act 2014

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited.
- The financial statements are in agreement with the accounting records.
- In our opinion the information given in the Directors' Report is consistent with the financial statements.

## Matters on which we are required to report by exception

We have nothing to report in respect of the provisions in the Companies Act 2014 which require us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions specified by law are not made.

Garrath Marshall
For and on behalf of Deloitte LLP
Chartered Accountants and Statutory Audit Firm
London, United Kingdom
20 April 2016

前へ